

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和7年度人権尊重のまちづくり審議会第1回会議
2 開催日時	令和7年10月2日(木) 午前10時～11時35分
3 開催場所	河内長野市役所 3階 301会議室
4 会議の概要	・河内長野市人権施策推進プランの次期計画の策定に係る諮問について ・河内長野市人権施策推進プランの次期計画について ・その他
5 公開・ 非公開の別	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	市民に寄り添う部 人権推進課(内線558)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和7年度人権尊重のまちづくり審議会第1回会議 議事録(要旨)

(日時) 令和7(2025)年10月2日(木曜日) 午前10時～午前11時35分

(場所) 河内長野市役所 3階 301会議室

<審議会委員>

(出席者)

中川 幾郎会長、西端 恵子副会長、垣内 孝重委員、工藤 兼弘委員、齋藤 一馬委員、
駄場中 大介委員、富田芳男委員、長橋 淳美委員、野村 秀一委員、桝村 博子委員、

(欠席者)

奥村 亮委員、河浦 和哉委員、坂口 朗委員、

<事務局>

西野 市長、早川 総務経営局長、山本 市民に寄り添う部長、尾上 人権推進課長、東畑 人権推進課課
長補佐、田中 人権推進課主幹、堂山 人権推進課いじめゼログループ長、

資料

- ・本日の会議次第
- ・審議会委員名簿
- ・資料1「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン(素案)」
- ・資料2 案件に関する説明書
- ・資料3 令和7年度河内長野市人権に関する市民意識調査報告書
- ・資料4 今後のスケジュール

■ 会議録(要旨)

1. 開会

2. 市あいさつ

西野市長 挨拶。

3. 委員紹介

委員名簿のとおり。

事務局紹介。

4. 諮問

河内長野市人権施策推進プランの次期計画の策定に係る諮問について
(諮問書手渡し)

5. 案件

・13名中10名の出席により、本会議は成立。

(1) 河内長野市人権施策推進プランの次期計画について

○会長

改めまして、今、市長から諮問書をいただきましたところでございます。

文章はここに書いてあるとおりです。よろしくお願いいたします。

それではスケジュールとしては 3 月に答申していくというようにお願いを受けておりますので、皆様方ご協力をお願いします。それでは早速議事に入ります。

今回の会議案件の中心は今申し上げました人権施策推進プランの次期計画の策定に向けてのご審議ということになりますが、順次、資料もいっぱいございますので、その案件について、事務局からご説明いただいた後に、皆様方からのご意見を賜りたいと思います。

それでは事務局よろしくお願いいたします。

○事務局

説明（次の資料に基づく）。

- ・資料 1 「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン（素案）」
- ・資料 2 案件に関する説明書
- ・資料 3 令和 7 年度河内長野市人権に関する市民意識調査報告書
- ・資料 4 今後のスケジュール

○会長

ありがとうございます。

何分資料が大変分厚い、もう本当に教科書に関するものをいただいたみたいなき感じですが、基本的には資料 1 に沿った説明ということでご理解いただけますでしょうか。

それではここからは、それぞれ関わりになっておられる分野、あるいはお立場の方からのご指摘もあらうかと思えます。説明を聞かれた上で、ご意見等、あるいはまた質問がありましたらご発言を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。質問は特にないということではよろしいですか。

それでは、続きまして、ご意見というかそれぞれ、これについては、特にコメントしたいということがあれば、質問ではなく、ご意見があれば賜りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

順番でいきましょうか。

○委員

今日のこの場で特段を述べるということに至っておりません。

今日ここで目にしましたパブリックコメントの意見募集ということで、ここに書きたいことをしっかり書こうと思っております。何かというと、ここまで言ってくれたら、気になるのではないかなということになりますので、何と申しますのは、心のあり方ということを少し上手にしたいと思うのですが、それは子どもも大人も関係なく、子どものところにもうちょっと軸足を置きながらやっていかないと、大人の心というのは、非常に子どもからずっと時間を経緯して、大人になっているわけですから、子どもの時代について、傷ついた心もあれば、傷ついたがゆえに、どうも思わしくないところの動きがそこに見えるといったことが、いろんな犯罪にも繋がったり、当然、ご自身の健康ということにも大きく関わることだと存じまして、そのところを上手に触れるようなやり方というのを記述したいですし、表題の○と書くと、心のことについて取り組んでいきたいなと。かつ、審議会の中でもそのことも、大事に扱っていただきたいなという思いでございます。

○会長

ありがとうございます。では、どうぞ。

○委員

私の方からこれといってないですが、教えていただきたいのは資料 3 の 120 ページですが、年齢別に内容を知っているのは 18 から 29 歳が 3.9%で最も高いということですが、若い人が高いというのは何が原因で、なぜ若い人が多いのかという部分です。本来だったら、高齢者の方が多いかなという感覚です。それから 191 ページ、図表 4-1-1 のところで、完全正解者、部分正解者、不正解者というのがあります

が、どの部分、何か調査をされて完全正解者というのが出たのか、部分正解者が出たのか、教えていただきたい。完全正解者というのは、何かやられて、例えば問題があって、それで 100 点取れていたというような何かそういうあれがあって。

○委員

言葉の定義的にはどういうことなのだろう、そういうことなのですね。

○委員

少しその辺がわからないな。

○会長

今の行政側としてどういう分析されて、何か一定の見解を持っておられるかという意味です。ですから、その答えについて、出てきたデータの答えについて、それなりの手応えをもっているのですか。

ハンセン病患者についておっしゃったのですね。多分ね、マスコミが最近大分報道します。昔はほとんど報道なかったですけど、長島愛生園というのはもう多分テレビでも、ドラマにもなっているし、それで若い人はよく知っていると思いますが、それは個人見解ですが。

最初の方の 18 から 29 歳が条例をよく知っているのは、どういうふうに分析したかということですが、わかりますか。

○事務局

正直、委員のおっしゃるように、傾向としては、本市に長く住んでいただいて、条例に触れる機会も多い方が実は高いのではないかなというように事務局の考え方で同じではあるのですが、なぜこの結果で、若者というか 18 歳から 29 歳の方が増えたとかっていう部分については、正直……

○委員

今、学校での授業でそういう教育しているとかいうようなことはないのですか。高齢者の方は、教育とか云々というのはほとんどなくて、ちょっと言われれば親からとかそんな程度で。

○委員

我々教職員は学習したりとか、長島愛生園に行ったりしています。

6〜7 年前だったり 15 年前だったりとかしています。そのことをちゃんと人権課題について、教える機会があったりとか、実際招いてお話を聞いたりという機会がある学校はあるというか、市全体としてできているかという、そこは少し不明な点がありますが、結構人権課題について、子どもたちに学習させる場面はあるかなという、ただ、どの学校とも言われると少し難しいかと思います。

○会長

結構これ難しい質問ですね。かなりの変化球ですね。

認知度からいうとなかなかないけど、内容の理解度が高いのは何でというふうになりますからね。

だからそれ難しいなと。私も今、どう答えたらいいか。先生助けていただき、ありがとうございます。

順番で申し訳ありません。次、どうぞ。

○委員

失礼します。

私は少し部落問題について、どんな認識があってというように、アンケート中心にちょっと見させていただいたのですが、学校としての課題かと思いますが、この「授業で教わった」と 153 ページの同和問題がありますが、学校の授業で教わったという、37%で、少し増えているということになるのですが、なかなかこれは少ないなと。我々、どんな取り組みしているかという、すべての学校の演習で部落問題学習ということですずっと取り組んできている中で、このパーセンテージというのは非常に我々としては低いかなというようには思っています。もっとやっていかなければという。ただ、我々も頑張っていて、今度、人権の南河内大会という府の大会があるのですが、行政から大分サポートいただいて 400 人分の参加費をいただきました。我々、520 人教職員がいるのですが、この間集約しましたら 455 人参加という、ほぼ 9 割近くが参加、学習しようという動きになっているので、非常に学習意欲というのは、教職員はすごく持っていて、

そこから、どう子どもたちに、この教育を落としていくかが課題とみえています。

でも、この数字を真摯に受けとめてやっていかなければならないと思っていますところ。

あと、やはり認知度とか出会いとか、市民の方々にもその出会いとか、学習する機会というのは少ないのかなと思うので、啓発については、やはり推進していかなければというか、地道にそういう講演会とか、出会う機会というのはとても大事と思うので、継続してやっていかなければならないことだと、それは教職員も含めてなのですが、そのように思っています。

○会長

ありがとうございます。教職員の意識調査は我々歯が立たない面がある、要はつかみきれない。

一つお答えをいただいていいでしょうか。どういう課題と、方向性を導き出すか。

○委員

教職員の方は、教育長のお言葉も少し借りてですけど、アンケートの回答率がすごくよかったのですが、市役所の職員の方と比べられると、少しお話しするのはあれなのですが、すごく回答率がよくて、すごく答えているという意識はあり、少し安心しております。

ただ、やはり、全体で意識も高いですが、自分たちが育ってきた中で、学校教育を受けてきた中で、部落問題に出会っていない教職員がやはりいるし、それぞれの人権課題についても考えた機会がない教職員もいるなという、いろんな取り組みから、やはりこれから見えてくるので、やはり研修を丁寧にやっていく機会というのはきちっと持っていき、それで、どのように考えているかというのに対しても、きちんとこう返していったりとか、その丁寧な学習の機会を持つということは非常に大事だなと、まだまだ必要だなというように、一言で言いますと、そうです。

○会長

市民意識調査だけで、普通一般の市は大体それでもよくやりましたというのが多いのですが、職員意識調査と教職員の意識調査をやっているからすごいなと思います。そういう意味では万全を期しているという感じもいたします。

○委員

またこれを活用させていただいて、我々のその取り組みとかも、きちっと考えていきたいと思います。

○会長

お待たせしました。次、よろしくお願いします。

○委員

資料 1 の 16 ページです。

(3) 施策の方向の①の 3 行目です。

今日資料をつけていただいて、パブリックコメント中だと思いますが、パブリックコメントも相当届いているかと思いますが、この条例自体かなり少し問題があると思っていまして、いわゆる加害者の人権をどう守っていくのかというのが、非常に現状では、議論が薄いなと思っています。

もちろん子どもでするので加害者の子どもの背景というのは、貧困であったり、あるいはネグレクトであったり、加害者自体が被害者であるケースというのは非常に多く、それを教育の現場で、加害者も被害者も含めていじめの問題を解決していこうというところに、直接、市という権力が突っ込んでいくのは、どうなのかという意見はたくさん今届いているところかと思えます。

少し不完全な条例だなと思っていますので、その条例が可決されてないので、ここに載っているというのは少しいかがなものかなと思っています。

あと続けて意見だけ言いますと、13 ページと 14 ページの女性差別撤廃条約についても国連から相当勧告を受けていると思うのですが、市ができる方向として、男女雇用均等、やはり生涯賃金も相当違いますし、いわゆる総合職との就職差別もあると思いますので、その点について市でもできるのではないかなと思っていますので、触れたらどうかと思います。意見です。

続けて意見をどんどん言っていきますと、次、15 ページと 16 ページの子どもの人権の問題です。このこ

とについても、子どもの権利条約で相当いろいろ国連から勧告を受けておりますけども、一つ言われているのは、日本の子どもは意見表明の機会が非常に少ないと、これは校則があったり、いろいろあるのですが、そのような視点も必要ではないかということ。

やはり性教育が非常に遅れている、性に関する知識、体の知識もほとんど学校で教えてもらえない中、大人になっていくという問題がありますので、教育委員会の管轄部分が大きいのですが、包括的性教育ということも言われています。ここの部分がしっかりできてないと、やはり LGBTQ への理解は到底届かない、自分の体の理解もできてなかったら届かないわけですから、性教育についての遅れというか、子どもの権利ですからこれも触れるべきではないかと一つ思っております。

それから、外国人はまあいいと思うのですが、2 年間で2倍になっているそうですが。

最後、LGBTQ、性的マイノリティ、29 ページと 30 ページのところ、これは議会でも少し取り上げたのですが、犯罪被害者の裁判がありまして、被害者の給付金をもらうという裁判が最高裁であって、要は事実婚規定に同性婚も含まれるということが今なされてきているのですが、市条例の中にも、事実婚規定というのがたくさんあるのです。そういうところにやはり同性婚の方も認めていくということも必要ではないか、市としてできることではないか、市の条例体系上で、そういうことも認めていくという方向性が必要ではないか、と思いました。以上です。全部意見でいいです。

○会長

事務局からコメントをもらったほうがいいこともあると思いますが、いくつか並べていただいたので、私の方から整理します。

まず一つ目は、前からいきますと、子どもの人権のところ、もう少し子どもの意見表明に関して突っ込んで規定してはどうか。さらに性教育に関することについても記述が欲しいとおっしゃったと思います。これについては、十分検討の余地はあるなと思います。

それから、もう一つが、こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例は現在まさしくパブリックコメントをかけようかとしている案なので、まだ可決もされてないので、記載するのはどうなのかというご意見ですが、これについては、素案ですので、可決されたら入れなければいけないという前提で書いてあるというようにご理解いただけますか。それから、この条例の中身として、加害者に当たるような子どもたちに対しても、配慮が要るのではないかというそういう視点でこの条例は組み立てるべきと思うので、議会議員としての立場からは、様々に異論を申し述べたいとおっしゃっておられます。それについて私も、いわゆる加害・被害の立場から言うと、いじめの世界というのは加害者も被害者という考え方は十分あります。そういう趣旨の条例規定なのかどうか私は知りませんので、そういうご意見が出ているということは、当局の方に、いわゆる条例運用当局の方に伝えていただきますか。条例本文にその記載がなくても、解釈もしくは運用上、加害者側に回った側の子どもも被害者としてとらえるということは十分可能だということは審議会としても、同意する意見があったと、同意したのは誰かといわれたら私だと言っておいってください。ご異論はないと思います。そういうことでよろしいですね。

さらに、女性のところに関しては、男女雇用均等法が抜けているのではないかと。この参考法令の中に、それはなぜかよくわからないけれど抜けているのはおかしいのではないかとのご意見でした。これは、私もそうかなと思いますので、もう一遍入れるべく検討していただいた方がいいと思います。

多様な性のあり方の部分です、30 ページ、29 ページですが、市としては同性婚を認める方でいっているはずなので、それに関する記述を入れたいもらえないかということです。LGBTQ と言ったからもう全部 OK ですというくりになってしまって、風呂敷で全部入っているから大丈夫みたいな、油断がないのかという指摘だと思うのです。これはやはり同性婚というのは、単に LGBTQ という話だけではなくて、より突っ込んだ婚姻のあり方にまで及んでいますので、やはり同性婚まで踏み込んで書くかどうか、行政当局としての、ある種の判断、決断を、少し審査していただきますか。そこまでは少し無理という話があるのか、いや市として方針を出しているから書けるというか、この場ではこれは決定すべきことではないので。事務当局におゆだねします。

○委員

最後に同性婚のところですが、憲法上認められてないという部分もあるのですが、この前出た最高裁の判決では、やはり事実婚と同等の権利を有しているという判決の内容でした。だから、同性婚を市として認めていくというのは、市としては難しいと思いますが、事実婚同等の権利を認めていくという方向ぐらいで考えてもらったかと思います。

○会長

いいコメントいただいています。私も今思い出しましたが、最高裁判決が出ているので、その判決を引用する形で記述をつくれれば、ある程度納得のいく記述になるかなと思います。だから判決文をも少し引用してください。これで抜け落ちは無いですね。

それでは次に行かさせていただきます。どうぞ。

○委員

ちょっとピント外れかもしれませんが、私がとても困っていることがありまして、皆様のいい知恵がもらえたらと思います。

赤峰の市民広場の企業売却については、皆さんご存知だと思いますが、売却された市民広場の向かい側に、市立障がい者福祉センター「キタバあかみね」という、河内長野市の障がい者のための重要な施設があります。市民広場を売却しているため、市民広場用の駐車場も売却し駐車場がないです。

「キタバあかみね」にある駐車場は14台のスペースしかありません。公共施設だから、公共交通で来ないというのは障がい者に対して無理な注文で、やはり車で来ることになる。そのような要望が多いのですが、とにかく現状では、駐車場がないため、機能不全に陥ってしまいます。

「あかみね」で障がい者の集まりがあるときに、駐車場がないからできませんということで、大変困っております。

○会長

わかりました。今おっしゃったことは記録できていますから、行政当局の方に、これは今後どうする予定かについて一定程度見解もらうということでもいいですか。

○委員

もう一つ付け加えて。同時に給食センターの移動があり、現行の給食センターを売却し、工場の方に新しく新設するというので、旧の給食センターが立ち退きになるのですが、市の都市計画の方に聞くと、いろいろ要望が出ているが跡地については、企業に売却するか、他に使うか、まだ決定していないとのこと。私どもとしては、この並びは、やすらぎ病院や障がい者の施設、老人施設、奥には住吉神社、そのような一塊ですから、今何か箱物をつくってというのは財政的に無理かと思いますが、市民のための公園や、いろいろなものは考えられると思いますが、その地下に駐車場を作ってもらったら、一緒に解決するかなと思っています。

給食センターの移動が令和9年1月と聞きましたが、その点についても、良いお考えがあったら、私たちも参考にしたいので、お聞かせ願いたいです。

○会長

給食センターの跡地については、ご意見が出ているということで会議録にも残りますし、今日出た意見は伝わっていくと思います。

なお、これを審議するには私たちの審議会ですりずれているので、了解いただけますか。

○委員

ちょっと外れているのは重々わかっていますけれど、もし、先生方にアドバイスがあれば、ありがたい。

○会長

どちらかと言うと公共施設のあり方に関する話にも及ぶと思うので、この審議会の中で、もし市長からそれについて参考意見くださいと諮問があれば、きちっと答弁と答申を出しますが、今のところ計画についてですから、出たご意見は参考意見として、会議録に残るし、ちゃんと伝えていただきます。

そういうことでご理解いただけませんか。

○委員

わかりました。

○会長

他に計画に関してはよろしいですか。それでは、どうぞ。

○委員

三つあるのですが、続けて発言してよろしいでしょうか。

一つは21ページの部落差別の問題です。本文の現状と課題のところに、情報化の進展等に伴い、部落差別の問題に関する状況は大きく変化しましたという記述があります。

右の方に施策の方向で、この大きな変化を踏まえていろいろな施策をしていくということが、構成になっていますが、この部落差別に関する状況が大きく変化したという内容はわからないので、まずその対応策に関してもう少しどのように何が変化しているのかというところを少し書いた方がよいのではないかと思います。ご存知のように、これは恐らくインターネット上の差別の問題をおっしゃっていると思うのですが、実際、今インターネット上では非常に部落差別を拡散するようなものがまん延しています。

私、今(地名)でいるのですが、示現舎というところが入ってきて、村の様子をビデオで撮って、それをインターネットに流す、さらにそこに、やはり部落差別を助長するような発言をいっぱいしている。具体的に言うと、もちろん、(地名)の同和地域は非常に古い歴史がありまして、水平社以前からもちろん歴史的な文書もありますし、(地名)市史にも書いてあるのですが、まずそのところが言うには、ここは同和対策を得るために勝手に部落を名乗ってやっているみたいなことを流しているわけです。

やはりそれが広がっているのに関しましてはもう裁判を起こしまして、最高裁の判決が出て、そのように部落を拡散することに関しては、違法ということになり差止めはできたのですが、今それを、部落差別そういうものを直接的に取り締まる法律はないので、結局一般的に広げるのはだめなら会員制にしますということで、そのサイトは会員制になって、まだ存続しています。でも会員制でも結局、どんどん拡散できますので、YouTubeであげているので全然歯止めになってないわけです。

さらに今裁判もしているところですが、そういうものがどういう形で出るかというと、もちろん、部落差別をしますというような形で出ているわけじゃなくて、なんとその題名が人権研究所とか、あたかも人権啓発をするような題名の形で出ているわけです。結構アクセスあるのです。やはりアクセスすると、何でその人がやっているかという、儲かるわけです。だから差別が今商売になっているような状況があります。

この問題はやはり非常に重要な問題だと思っていて、こちらの市民意識調査の報告書を見ますと、154ページでやはりこの部落差別というのを、同和問題というのを知らないというのが、圧倒的に154ページの年齢の方見てもらったら、18歳、20、30代が圧倒的に多い。

ここはまさにインターネット世代になっているので、今学校で頑張ってきていると思うのですが、やはりそこからそういう情報が入っているということが非常に恐ろしいというか、まだまだそういう偏見というそういうのが広がっているの、やはりそのことを少し明記していく方がいいのではないかなというように思います。そういう意味ではこの学校の方、河内長野市教育委員会さんに関しては、毎年(地名)の方に、フィールドに来ていただいて、新人の方も全部人権研修を受けていただいて、職員の方も、いつも新人研修していただいて、その結果として117ページ、教員用による、部落差別、同和問題について知らないが0%、素晴らしいことだと思います。それはやはり、この場合、やっていただいた、やはりそういう意味では、学校も含めて、部落問題について、正しい知識を学べるような取り組みをぜひ進めて欲しいと思います。

先日NHKで部落問題を扱った特集がありましたが、そのとき最後に、地域の方が、部落問題というのは、仮に部落差別がなくなったとしても、ずっと伝え続けなければいけないもの、それは戦争と一緒だと、戦争がなくなっても、やはり二度と戦争が起らないために、戦争を伝えないといけない。部落差別もでもそうです。二度とそんな人権侵害が起きないために伝える。

そういう意味ではやはり人権教育をぜひぜひ進めていきたいということで、そういうことも踏まえてお願

いしたい。

それに関連して、この 27、28 ページで高度情報化社会の実現に向けてということであると思うのですが、ここに関連するこの啓発施策の方向で、3-I インターネットの適切な利用に関する計画の推進というところをもう少し具体的に例えば、この下の方の関係法令で、最近このいわゆるプラットフォーム法が施行されて、もしそういうものがでたときには、それを見た人がプラットフォーム、つまりプロバイダとかで Yahoo とかそういうところに連絡をして、それを削除することができるようになっています。そういう活用方法もやっている。具体的にやはりそういうものに対応できるような方策を、少し何らかの形で示唆できるような内容にしてもらえたらと思います。

それと、河内長野市さんはインターネット上のモニタリングを先進的にやっておられるので、この辺はどうですか、その効果とか。少し質問ですが、どのような、何件ぐらい指摘があって、どのような効果が出ているか、もしわかれば教えてください。

それともう一つは外国人の問題ですが、やはり最近いろんな政党が日本人ファーストというような話もして、大分問題が非常に話題になっていると思うのですが、少しこの辺は、河内長野市さんの状況がわからない。でも、今どういう状況にあるか、どのぐらいの外国籍の人口があって、何%ぐらい占めていて、今それはどういう動向なのか教えていただき、それに対してどのような施策、ここに書いてあることなのですが、例えば国の方も結構力を入れていて、交付金で外国人の対応窓口を作っているところ行政もあるので、その辺は今後どうなっているのか、これも質問なりますけれども教えていただけたらと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

ただいま、いただいたご意見、それぞれ大変貴重なご意見ですが、コメントございますか。もう一回整理しましょうか。

まず、第 5 節 部落差別の解決に向けてのところは、ジゲンシャとおっしゃいましたが、どんな字を書くのですか。

○委員

「示」、現代の「現」、まなびや校舎の「舎」。

○中川会長

そしたらあれですか、YouTube。

○委員

そうです。YouTube でもう確信犯というか、この人は、サイバーっていうわけでも

○会長

例えば(地名)についてもしていたのではないですか。

○委員

あの非常に何十も全国の部落・同和地区を結構回って、それを撮影して、ひどいになると墓に行って、墓石を映して、この地域に多い名前は何、みたいな表を作ってやっていた時もあるのです。

○会長

例えば、大阪府内の貧困地域とか、そういうことをタイトル打って流しているものを私も見たことあるのですが、これ部落差別ではないかと思いましたね。

それについて、やはりきちんと記述したほうがいいですね。そうすると、現状と課題のところに、インターネット上の差別が一層深刻になってきている。ということをきちんと書いたほうがいいですね。情報化の進展だけではいけないですね。情報化の進展に伴いの後ろに、ネット上の差別がもの凄く深刻で拡大しつつあるということをはっきりと、やはり現状認識を入れたほうがいいと思います。

部落差別に関する状況が大きく変化したとは何で変化したのか、質的に変化したのかな。量的な問題ではなく質的に変化したのかな。

○委員

やはり質的、個人的な意見ですけれども、やはり、もともとこの地名総監を売ろうとしたりして、その後、差し止め裁判で差し止めになったりしたのですが、先ほど言いましたけども、差別が商売になっているというのは、やはりそういうのが、地名総監が出た時それはあかんということで、全国的に、もちろんそういうものは出せないようになるし、企業等も反省して、そういう対応していたが、何かその違う流れというか、ものを感じるので、そういう意味ではやはり質的にすごく変化するような気はします。

○会長

だから、インターネット上における、地域の差別とか、地域差別が拡大するとか、情報化の進展に伴うそういう被害が拡大しつつありますぐらい書いた方がいいですね。変化しただけなら、どう変化したかわからないので、そこのところ、現状のところを厳しく書いていただけますか。

それから、22 ページの施策の方向の②、ここは、部落差別への偏見や差別を助長する情報に対してというところにどう書いていったらいいかわからないが、委員がおっしゃっているように、差別を商売にするという言い方がいいのかな。差別情報によって利益を得ようとする行為があるとか、そういう言い方、適切な言い方があると思うのですが。

○委員

もともとサービスでやっていたものが、だんだん金もうけのための、詐欺をしているという報道にもあり、皆金もうけのためにやっている。

○委員

問題は、本来そうならないはずだが、それにアクセスしようと、それを商品として買っている人がいるというところだから、そこはやはり一般の人々の意識の問題があるので、それはやはり人権教育とかにまた返ってくる話だと思う。

○会長

結局 YouTube なんかで、それを見てずーっと最後まで見ていることは、その分の手数料を払っているわけだから、広告手数料が乗っかり、加担している。だから、そういうことについての記述が要りますね。差別情報のいわゆる商業化の拡大が憂慮されています。これについて、先ほどおっしゃった情報プラットフォーム対処法に基づく、対処への啓発が強化されるべきことを望みますみたいなことを、28 ページにリンクした形で書いてもらってもいいと思います。

今のすごく大事なご提議いただきました。ありがとうございます。それでよろしいですか。

○委員

あと外国人の方の状況と、もう一つモニタリングの効果みたいなものと、河内長野市の外国人の状況を教えていただきたい。

○会長

外国人のパーセンテージが載ってない。

○委員

少しどういう状況なのか。

○会長

23 ページの記述の仕方に、現状は書いてあるのだが、行政としてどのような施策をしているのかが抜けているというご指摘でした。

では、次、どうぞ。

○委員

もう本当に今、皆さんご承知のように、外国人市民の数はもう倍以上、一昨年より倍以上、それも家族連れが多くなっているのです。それで少し自治会の方がいろんな方からお話を聞いた。最初はやはり、周りも物珍しいというか、興味があって、少し優しくいろんなことに接してって、いろんなことをごみはこうするのよ、こうだよっていうことを、一応お話ができた。本人がわかってきていると思っていたのが、もうあくる

日から違う行動をとるということ、ご近所の方が何度もお話しても駄目なので、ちょっと困っておられた。そこに皆さんから民生の人たちが、少し相談こられたのですが、あと社協の方に相談を持って行かれて、それで自治会長さん、社協さん、本人さんとで話し合いをされて、そしてどのようにこれから生活したらいいじゃないかということで、いろいろご相談されて、そして、国際交流協会にもご相談があって、その4者皆さんで話し合っ、いろんな公的な支援をいただけるようになって、少し落ち着いたのですが、それはお父さんお母さんで、子どもたちで今困っている。自治会館や遊びに来られる子どもさんが多いのです。それで何度説明しても、わかってもらえない。ちゃんと説明しても本人はわからないでしょうし、自治会館に遊びに来てくれてもお手洗いの使い方も全然駄目ってということで、いろんな話をもう少し聞いたのですが。でも、これは、やはり私たちでも外国に行ったら、使い方もわからないし、いろんなことがあると思うのですが、まずやはり相手を思いやってもらって、できるだけ地域でお世話できたらなというのを、私も今一生懸命皆さんにお話しているのですが、笑顔で何とか子どもたちと共生して、やっていけたらいいなと思っています。

でも、私どものまちだけでなく、私はおもちゃづくりで小学校をまわさせていただいているのですが、必ず一家族はいらっしゃるのです。日本人のお母さんの場合は、私達のところは来ません。でも、やはり外国人のお母さんの場合、本当にご主人はお仕事に行っちゃうので、余計わからないことが多いみたいで。本当に、私たちは、できるだけこういう公的な国際交流があることを少しお話ししたりはしているのです。それでお話を聞いたのですが、やはり就職ができないっていう方もいらっしゃるし、なんか根本的なメリットはないのか、いろんなことを言って日本語サロンに来られます。非常に河内長野も外国人がたくさん来られている。

○委員

それに対して、いいですか。

外国人の施策の中でも施策の方向性で多文化共生への理解促進、やはり多文化共生という言葉が非常に広く、従って今当たり前に使われていると思うのですが、私実は富田林の国際交流協会の理事をしておりまして、やはり多文化共生って、結構覚悟はいるなと思っているのです。

もともとこの言葉が出たときは、まだまだ外国人がマイノリティで、ほとんどじゃなくて、なかなか見えないし、言葉が通じないし、なかなか社会生活も難しい。だからある意味ではちょっとかわいそうだから助けてあげようみたいなところからが出発で、別に悪いことではないのですが、でも、ここまで今、外国人が増えてきて、あるいは日本の労働力として、もう変わっている。そうすると、もう目の前にたくさんそういう人達がいる、場合によって会社で競争相手になるわけですが、そうすると、競争したら負けてしまう場合も、能力も、今こう出てきているいろんな外国人排斥なんかもそういう状況になったからこそ、外国人に職を奪われるのではないとか、そういう形で出てきているが、でもそもそも多文化共生はお互いに平等で、権利を認めようと、そういうことはそもそも想定されているわけで、そういうような対等な関係になるということを経験した上で、多文化共生に、やはり、かわいそうだけでは続かないというところがある。だからそういう意味では、具体的になってやはり文化を理解したり、言葉の壁を取り除いていくようなことはあると思うのですが、もう少しこの多文化共生の理解をより深めていくということも、もう非常に重要なのではないかなと思っています。

○会長

はい、という感じで、この23ページ24ページを、もう少し書きぶりを、相互にのり込んでいる感じで書き加えていただいた方がいいと思います。

つまり23ページは国の現状というところで止まっていらないか、河内長野の現状についての記述が薄いのではないか、なおそれから下三行目は、むしろ減ってきているのではなくて増えてきているのではないか、ヘイトスピーチも、あるいは極端な排外主義的な行動も、そういう危機意識をむしろ深めている方がいいのではないか。

なおかつ河内長野的には何をやっているのかは1、2行でもやはりないとあかんということだ思うのです。あと、外国人人口の実態パーセンテージも入れて欲しいということです。

ここについては後程また追加のご発言ありますか。もういいですか。

○委員

いやあの、私たちの文化を教えるばかりではなくて、やはり相手の文化も尊重して、先ほど先生もおっしゃっていましたが、やはり相互理解しながら、やっていったらうまく共存できるのではないかなと思います。それと、私たちは世界ごった煮というイベントをしているのですが、これはいろんな国の方が来られて、外国人の方はネットワークがすごい人が多いので、すごい人数です。300人、400人っていう人数で、キックスが満杯になるイベントを毎年1回しているのですがすごい。その時の外国の方、これは

○会長

つまり、このページの書き方がご納得いけないならば

○委員

これはもうこれで行政が作られたことですので、これでいいです。私たちのやっている現状を聞いていただきただけのことですので、もう、この書き方はほとんど行政が関わることばかりで、私たちがついていくだけの部分で、

○会長

ここが間違っているのであれば間違っている、直せ、と言えればいいわけです。

わかりました。

○委員

少しいいですか。多文化共生のその覚悟がいるという、そのあたりは、学校としてはすごく感じているもので、本市の小学校も外国からの子どもたちがいます。日本語はある程度しゃべれて、コミュニケーションがとれているのですが、やはり文化のぶつかりというのがあったり、就学の問題であったり、やはりお国柄で男尊女卑のところがあり、そういう女の子の進学の問題なんかも中学校に行かないという問題、そのことについて、これずっと日本で生活していくのに、行かなくていいのですよ、国の法律で。

それは問題で、実際そのきょうだい関係をずっと見ていいたら、もう学校に行っていないのではないかなという子どもたちがいたり、そういう現状が見えてくるのです。

我々も、結局学校で子どもたちを見るだけではなかなかできない、ケース会議というのを開いて、CSWさん、コミュニティー・ソーシャルワーカーとか、委員会の規定とかどう家庭を支えるかというところを話し合ったりとかしています。CSWさんなんか大分家庭に入っていて、お父さんの仕事のサポートをするところまで行ったりとか、銀行口座の開設についてとかこうサポートしてくれています。そのことが、安定に繋がって子どもたちの安定に繋がるというように思っていますので、地域でも、もっとやってもらいたいな、その国の文化を知ること。

やはり、生活環境も違うからトラブルもよく聞こえてくるのです。平気で、庭にあるブドウ頂戴とか入ったりとか、それなかなか日本人は受けられないことも、ぶつかる場所があって、そういう、もうそのところまでは割と結構きつところまで来ているから、その文化のぶつかり合いがあるから、そこを取り除くための施策とかお互い知ったりする場を作ったりとか、そういうところがあるなというように思っているの、だからそういう相互理解のための、これからかなり人を導入しないとできていけないと思うのです。

学校だけに任されても、なかなかしんどいなというところがあるので、だからこれは少し喫緊の課題という形で、少し書いていただいた方が。たくさんこれから多分入ってくると思います。

民族衣装をしたりとかして、ほんと仲良くやっていたりとかする場面と、やはりトラブルがあって、保護者の方にうまく伝わらなかったり。よくしてもらっているのですよ。

大使館員としゃべれる方を紹介してもらって、来てもらって通訳してもらったとか、そういうのもちゃんとやってもらっているのですが、まだ、地域の中でというところでは足りないかな。

○会長

つまり、これは、現場はもっといろいろあると。この文章なんかスラっといってないか。何かもう少しリアルに書き込んでほしいということです。

だから、あえて言うならば、これは目指す姿でも施策の方向でも現状と課題でもいいが、あんまりぐだぐだになってきたらまずいと言うのであれば、例えば学校の現状に2～3行入れるとか、あるいは国際交流のその現場で言うと、例えば、単に個人の関係ではなく、家庭という単位で考えればならない現状が、浮上してきていたりとか、そういう言葉をいくつか入れ込んでいったらもっと立体的になりますよという意味でのご提議と考えていただきたいと思います。

これでご納得いただけますか。

○委員

ありがとうございます。

○会長

お待たせしました。それでは、いかがでしょう。

○委員

今のお話を聞いていて、我々も子どもたちに広く参加してもらって行事をやったりしていますので。

今までのところは、まだそういった子どもたちの参加というところまでは至ってないのですが、お話を聞いていると、もう目の前まで、まだ関わってはないが、もうそこまで来ているのだというように認識を改めさせてもらいました。そのことだけでも今日来させてもらってよかったと思います。ありがとうございます。

○会長

最後に、一言二言。

○副会長

まだ、素案ですけど、9ページのSDGsもうちょっと大きくなるのかなって。文字はちょっと。

それと次のページの11ページの上から2行目。文法的にどうなのかなと。少し思ったのは、市民が人権意識を日常生活に浸透させるように取り組みます。もう少し、

○会長

少し語呂が悪いということです。

○副会長

そうですね。

○会長

それだけです。少しだけ工夫したり、少し考えてみてください。

ありがとうございます。以上で皆様方のご意見一通りいただきましたが、これ1回で終わりではなく、まだまだ、3月までに仕上げをきちんとしていかなければいけない箇所があるかと思いますが。私個人としては別に新しい意見はないです。

よく河内長野市は頑張ってくださっているので、行政がやりやすい計画、理解しやすい計画で市民がこれを見て、ちゃんとやってくれているなど信頼に足るような、そういう繋がりというか、繋がりを作るような計画であれば良いかなとは思っています。

なお、さっき少しご意見について、私、口を差し挟み失礼なことをしたかもしれませんが、交通整理しますと、先ほどおっしゃった最初のご提起は早急に動かないといけないという対策の話だと思うので、行政当局にアピールいたしましたが、二つ目の話は、市の公共建造物をどうするかいう大きな政策になりますので、そういうご要望があったという事実をきちんと関係部局に伝えていただくということでよろしゅうございますか。

○委員

なんせ困っているのです。

○会長

今この審議会として、より総合的な老人福祉及び障がい者福祉の施設の建造、無理してつくれというようなことを議決するのは少し難しい。そこまで少しいきませんが、ご要望があったということはお伝えしたということで、ご納得いただけたらと思います。

それでは今日の作業は一応これで、マルにしていかなと思うのですが、マルというのは合格ではなくて、

句読点の「。」です。「、」ではなくて「。」です。

○会長

ありがとうございました。今後のスケジュールについてご説明します。資料 4 で出ております。

まず皆さんからいただきましたご意見等につきましては、事務局と私及び副会長にご一任いただきたいと思います。

まだまだ納得いかんというところ、ここをこう変えた方がいいと思うことがあれば、まだ猶予はありますので、どうぞお出してください。その場合は、事務局から私ご報告いただいて、一緒になって起案します。こう変えたらどうか、そういうご一任です。

その後、1 月にパブリックコメントを実施するということでございます。パブコメの実施後、その結果を反映した内容に基づきまして、2 月に、次回の審議会を開催する運びです。

次回の審議会で委員の皆さんから最終のご意見を頂戴したいと思っております。委員の皆様から頂戴しましたご意見については、さらに、事務局と私、副会長に一任していただき、意見を反映したもので改めて最終答申をさせていただきます。ですからパブリックコメントがあった後に答申の作業をしますので、非常に手順として慎重にさせていただきます。

なお答申につきましては 3 月を目途に、改めて皆さんにご出席いただくことはないと思いますので、私がこちらまで足運んで参りまして、市長にお出しするということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのような流れで答申まで進めていくということで改めてご確認をお願いいたします。

よろしくお願いします。

それでは、次に案件の 2 その他ですが、よろしく。

○事務局

・チラシの紹介

・(仮称)河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例(案)に係るパブリックコメントの周知

○会長

それでは本日はどうも皆様ありがとうございました。

「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」会議次第

令和7年10月2日(木) 午前10時～

河内長野市役所 3階 301会議室

1. 開会

2. 市あいさつ

3. 委員紹介

4. 諮問

河内長野市人権施策推進プランの次期計画の策定に係る

諮問について

5. 案件

(1) 河内長野市人権施策推進プランの次期計画について

(2) その他

6. 閉会

河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（第10期）委員名簿 令和7年7月7日現在

【任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日まで】 五十音順

	選出団体等	氏 名	役職
1	河内長野市議会	オクムラ リョウ 奥村 亮	
2	富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会	カキウチ タカシゲ 垣内 孝重	
3	河内長野市企業人権協議会	カワウラ カズヤ 河浦 和哉	
4	河内長野市老人クラブ連合会	クドウ カネヒロ 工藤 兼弘	
5	河内長野市人権教育研究会	サイトウ カズマ 齋藤 一馬	
6	teamあごら	サカグチ アキ 坂口 朗	
7	河内長野市議会	ダ バ ナカ ダイスケ 駄場中 大介	
8	河内長野市心身障害児・者父母の会	トミタ ヨシオ 富田 芳男	
9	帝塚山大学名誉教授	ナカガワ イクオ 中川 幾郎	会長
10	一般財団法人大阪府人権協会	ナガハシ アツミ 長橋 淳美	
11	河内長野市人権協会	ニシバタ ケイコ 西端 恵子	副会長
12	河内長野市青少年指導員連絡協議会	ノムラ ヒデイチ 野村 秀一	
13	河内長野市国際交流協会	マスムラ ヒロコ 栴村 博子	

河内長野市人権施策基本方針・推進プラン

2026-2036

(素案)

令和8（2026）年3月策定

河内長野市

- ・ グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・ 個別計画の名称は、「河内長野市」「第2次」「第4期」等の表記を原則、省略しています。

目 次

はじめに	1

河内長野市人権施策基本方針

第1章 人権をめぐる国内外の状況	2
第1節 国内外の人権尊重の潮流	2
第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み	4
第2章 人権施策の基本理念	5
第3章 人権施策の基本的視点	7

河内長野市人権施策推進プラン

第1章 推進プランの概要	8
第1節 趣旨及び位置づけ	8
第2節 持続可能な開発目標（SDGs）	9
第2章 基本的人権施策の推進	10
第1節 人権教育・啓発の推進	10
第2節 指導者の養成	11
第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援	11
第4節 情報の収集・提供機能の充実	12
第5節 相談体制の整備とネットワークの構築	12
第3章 分野別人権施策の推進	13
第1節 男女共同参画社会の実現において	13
第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現において	15
第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現において	17
第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において	19
第5節 部落差別（同和問題）の解決において	21
第6節 外国人の人権を尊重する社会の実現において	23
第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現において	25
第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現において	27
第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現において	29
第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消において	31
第11節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現において	32
第12節 さまざまな人権課題の解決において	33
第4章 施策推進体制と進行管理	34
第1節 施策推進の体制	34
第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理	34
（参考資料）	36

はじめに

本市は、平成8(1996)年6月20日に世界人権宣言*及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いていくため、基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、これを決議しました。また、平成13(2001)年3月には、世界人権宣言*及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」を進めてきました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

しかし、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、人権を取り巻く状況は大きく様変わりしています。国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより新たに生起又は顕在化した人権課題も生じています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが必要です。

このような状況の中、令和8(2026)年度からのまちづくりについて、理念を「ふだんを生きる、じぶんが活きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」とする第6次総合計画を策定し、まちづくりの方向としてビジョンの1つに「みんなが、主役。みんなが、ファン。」と掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち、なりたい自分に近づけるまちをめざすこととなりました。

この第6次総合計画と同時に「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン（以下「本基本方針・推進プラン」とする。）」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営に取り組んでまいります。

令和8(2026)年3月

河内長野市

河内長野市人権施策基本方針

第 1 章 人権をめぐる国内外の状況

第 1 節 国内外の人権尊重の潮流

(1) 国際社会の動き

昭和 23(1948)年に「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言*」を採択することで、国際的な憲章を掲げました。その後、国際人権規約*をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約*）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*）」、「児童の権利に関する条約*」など人権に関する条約が採択され、国際的な人権保障の確立に向けた個別具体的な国際法の整備が進みました。

しかし、このような動きにもかかわらず、いまだ世界各地において、人権が確立されているとはいえない状況があり、解決すべき問題が数多く存在しています。

このような状況から、人権の尊重に向けた国際社会の取り組みをさらに前進させるため、平成 7(1995)年から平成 16(2004)年までを「人権教育のための国連 10 年*」とする決議が採択され、平成 16(2004)年には、引き続き人権教育を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。さらに、平成 23(2011)年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則*」が採択され、これがすべての国や企業が尊重すべき基準となりました。

(2) 国の動き

国内においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げた日本国憲法が制定され、国際人権規約*をはじめとして、さまざまな人権関連条約が批准されてきました。そして、平成 8(1996)年に人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成 11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。これに基づき、平成 12(2000)年には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。さらに、平成 14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、策定後 20 年以上を経過した基本計画については、社会経済情勢の変化や国際的潮流を踏まえ、令和 7(2025)年に第二次計画が策定されました。

また、近年では、障がい者・子ども・高齢者に対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律（児童虐待防止法*、高齢者虐待防止法*、女性活躍推進法*など）に加えて、障がいを理由とする差別、ヘイトスピーチ*、部落差別（同和問題）*の解消を目的とした法律（障害者差別解消法*、ヘイトスピーチ解消法*、部落差別解消推進法*）やアイヌ民族を先住民族として初めて明記したアイヌ施策推進法*、さらに、こども基本法*、情報流通プラッ

トフォーム対処法*、理解増進法*、女性支援新法*、認知症基本法*など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取り組みは続けられており、わが国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

（３）大阪府の動き

大阪府においては、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成 10(1998)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。同条例に基づき平成 13(2001)年に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。さらには、この基本方針に基づき、平成 17(2005)年に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、これらの計画に基づき人権意識高揚のための施策が進められています。

また、令和元(2019)年には「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」と「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行され、さらには、令和 4(2022)年から「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定され、大阪府においても、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

第2節 河内長野市におけるこれまでの取り組み

(1) 「人権擁護都市宣言」の決議

本市においては、人権意識の高揚を図るための啓発を総合的・効果的に推進するため、昭和57(1982)年に河内長野市人権啓発推進本部を設置し、昭和59(1984)年には、「非核平和都市宣言」を、平成8(1996)年には、「人間尊厳の確立」をめざした「人権擁護都市宣言」を決議し、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、「河内長野市同和行政基本方針」や「河内長野市女性問題行動計画（かわちながの女性プラン）」の策定をはじめ、子ども・高齢者・障がい者などそれぞれの個別課題解決に向けた諸施策に取り組むとともに、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年河内長野市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の推進に努めてきました。

(2) 「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の制定

そして、こうした取り組みを継承し、発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13(2001)年には人権行政の指針となる「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成17(2005)年にはさまざまな事業の推進を通して、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、河内長野市人権啓発推進本部を河内長野市人権施策推進本部へと改組しました。

また同年には、男女共同参画社会*の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、福祉の視点から見た住民の生活支援を考えていくための「地域福祉計画」を策定するなど、さまざまな人権施策にかかわる取り組みを進めています。

(3) 「河内長野市人権協会」の設立

さらに同年、「河内長野市人権啓発推進協議会（昭和54(1979)年設立）」を発展・改組し、「河内長野市人権協会」を設立し、地域に密着した市民運動を通し、一人ひとりの人権が尊重され、何の障がいもなく幸福を追求できる「人権尊重のまちづくり」をめざして活動を展開しています。

(4) 「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン」の策定

翌年の平成18(2006)年には、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」の答申をもとに「河内長野市人権施策基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて人権施策を着実に実現するために、平成20(2008)年に「河内長野市人権施策推進プラン」を策定、平成28(2018)年の改訂を経て、各事業に取り組んできました。

今後はこれまでの取り組みや成果を踏まえ、本基本方針・推進プランに基づき、さらなる人権尊重のまちづくりをめざして人権施策を推進していきます。

第2章 人権施策の基本理念

「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」においては、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的としています。このようなことから、市では、次の基本理念と3つの目指す姿を掲げます。

<基本理念>

『思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち』

<目指す姿>

○一人ひとり、誰もが尊重される河内長野市

○自分らしく暮らせ、自己実現できる河内長野市

○ともにふれあい、ともに支えあう河内長野市

(1) 人権とは

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人が、人間として等しく持っている市民的権利であり、欠くことのできないものですが、一人ひとりが権利の主体であるという認識が希薄であるともいえます。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現するための基礎となるものです。

このため、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、多様性を尊重することが必要であり、自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあい、誰もが自分らしく暮らせる公平・公正な共生社会を実現していくことが必要です。

すなわち、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会の創造が必要であり、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に人権尊重の文化を創りあげることが大切です。

(2) 豊かな人権文化の創造*

現在、時代の変化のなかで、行政の役割が変わってきており、行政が市民をリードしていくばかりではなく、市民の活力を活かす視点から新しい役割分担を確立し、市民とのパートナーシップを構築することが求められています。人権にかかわる施策においても、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的な連携を図ることによって、すなわち行政と市民との協働によって、地域社会全体の人権文化を豊かなものにしていくことが重要です。

また、人権にかかわる施策は個別課題ごとに推進されてきましたが、横断的な取り組み・連携が十分ではなく、総合的な視点が不足し、効果的な対応がなされなかった場合があります。今後は、高齢者、障がい者、子どもなど具体的な対象者・分野における施策を尊重するとともに、それにとらわれることなく、総合的な視点から生活の支援を考え、それぞれの施策の組み合わせによって、人権の取り組みが進展することが求められています。

一方、人びとにとって「生涯にわたって学び、自分自身の可能性を発見する」社会教育等を通じて、地域社会のさまざまな課題を学び、自治・人権意識を高めながら、自らの生活・地域を充実・改善させることが可能です。そして一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造*をめざすことが必要です。

このように、人権尊重のまちづくりを市政の基本理念の一つに掲げ、誰もが幸せに暮らせる地域社会を築くため、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主性を尊重しつつ、施策を総合的に推進することにより、「思いやりとぬくもりのある一人ひとりが尊重しあえる共生のまち河内長野」の実現をめざします。

第3章 人権施策の基本的視点

人権尊重のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、市民的権利として人権についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発の場を保障し、市民の主体的な活動を促進することが重要です。そして、社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、さまざまな人権問題に関しての相談体制の充実が求められており、人権侵害を受けた場合などには、迅速に救済が行われることも必要です。

本市においても、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいて、さまざまな施策などが実施されていますが、人権教育・啓発にかかる施策や市民の自立・社会参加を支援・促進するための施策および人権擁護のための制度・施策を充実させることを基本にしながら、人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次の通りとします。

1. 基本的視点

①	「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようにすること。
②	多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
③	人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援するようにすること。
④	市、市民、事業者等が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
⑤	偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
⑥	さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
⑦	人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努めること。
⑧	人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようにすること。

河内長野市人権施策推進プラン

第 1 章 推進プランの概要

第 1 節 趣旨及び位置づけ

(1) 趣旨及び構成

本基本方針・推進プランは、河内長野市総合計画を上位計画とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画です。また、日常業務をはじめ、すべての行政施策の企画から実施にいたる全過程において、人権尊重の考え方をまとめた計画です。

基本方針では、すべての施策分野に共通する人権尊重の基本理念と基本的視点を示しており、推進プランでは、「基本的人権施策」として5つの項目を設定するとともに、「分野別人権施策」として12の項目を設定しています。

なお、目標指標は、令和7(2025)年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果の中から、目標値を設定しています。

(2) プランの期間

11 年間（令和8(2026)年度～令和 18(2036)年度）

この推進プランの期間は、11 年間とし、最終年度は河内長野市総合計画の最終年度の翌年度とすることで、総合計画との整合性を図りながら、人権施策推進の進行管理を実施します。

また、本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。

(3) 人権教育の意義と目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約*、「児童の権利に関する条約*」などの精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえて学校教育及び社会教育を通じて推進するものです。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にかしていくことが求められています。

(4) 人権啓発の意義と目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないこと（同法第3条）、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守るとはもちろん、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。言い換えると、「人権とは何か」、「人権尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的です。

第2節 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27(2015)年には、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）が国連において全会一致で採択されました。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題の解決や平和的社会の実現をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標に多く関連しています。本市においても、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むことが必要です。



第2章 基本的人権施策の推進

基本的人権施策とは、様々な課題に共通する基本的な施策であり、「第3章 分野別人権施策の推進」における各人権問題に関する人権施策にも共通して実施するものです。また、基本的人権施策を進めるに際しては、次の4つの点に特に留意することとします。

- ① 新たな人権問題への対応
新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。
- ② 人権教育のさらなる充実
複雑・複合化する人権課題への対処や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。
- ③ 法律や条例の周知啓発
各人権問題に関連する条約や法律、条例について、その内容を広く市民に周知・啓発する。
- ④ 人権情報の効果的な提供
受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。

上記の点をふまえ、取り組むべき基本的人権施策について、次のとおり進めていきます。

第1節 人権教育・啓発の推進

本市における人権教育、人権啓発は、人権教育基本方針及び同和教育基本方針などに基づいて、以下の柱に沿って進めます。

(1) 幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育においては、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づき、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざして生涯学習の基礎となる力を育む人権教育・啓発に取り組みます。

①	幼児期から心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。
②	感性をより豊かに育むとともに、行動のあり方や態度の育成についても、発達段階を考慮し、興味や関心を引き出す体系的・実践的な人権教育・啓発を進めます。
③	個性を認めあい、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。
④	自尊感情を高め、自己実現が図れるよう、各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。
⑤	家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。

(2) 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態度で行動するように、市民が人権意識を日常生活に浸透するように取り組みます。

①	生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。
②	知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実に努めます。

(3) 市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現にむけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

①	常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実に努めます。
②	人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高めます。

第2節 指導者の養成

(1) 地域での市民の自主的・自発的活動

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

①	ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組みます。
②	各種団体などにおける指導者の養成にむけた自主的・主体的な取り組みを支援します。

第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援

(1) 自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成

多様な文化や価値観を大切にする豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人びとが交流し相互理解できる活動を支援します。

①	生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。
②	市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。

(2) 団体等における人権教育・啓発の推進

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実を図ります。

①	市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とした活動を支援します。
②	企業における社員に対する人権教育・啓発の充実を図ることを支援します。
③	市、市民団体、企業の連携強化を図ります。

第4節 情報の収集・提供機能の充実

(1) 市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO*などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会で開催されています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

①	実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。
②	市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPO*の活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。
③	各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。

第5節 相談体制の整備とネットワークの構築

(1) 人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑化、多様化する人権課題について、相談が解決や救済、保護につながるよう、助言や専門機関、NPO*の紹介、情報提供等を行うとともに国・大阪府など関係機関との連携や庁内相談事業相互の連携強化により、取り組みを進めていきます。

①	各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また、必要な情報提供の充実に努めます。
②	相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。
③	外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。

第3章 分野別人権施策の推進

第1節 男女共同参画社会*の実現に向けて

(1) 現状と課題

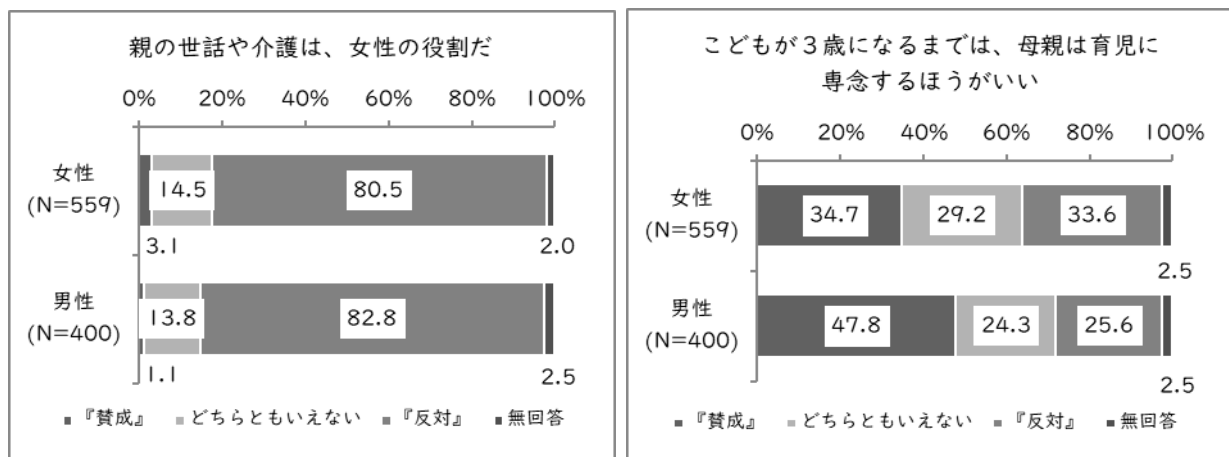
日本国憲法は、法の下での平等を規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等についても規定しています。また、「女子差別撤廃条約*」は社会のあらゆる活動の場における女性差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めています。

社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあります。また、職場や家庭における課題はまだまだ残っており、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が根強く存在していることが明らかになっています。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為*、職場におけるセクシュアルハラスメント*等の女性に対する人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引の問題も存在しています。さらに、災害時における様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保できず、災害時における女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】

※意識調査結果において「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計を『賛成』、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計を『反対』と示しています。以下、同様とします。



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
DV*／夫婦別姓／女性差別／ジェンダー*問題／女性の働ける所／家事分担

(2) めざす姿

○職場、学校、地域、家庭などあらゆる活動の場で男女共同参画（ジェンダー*平等）が進み、人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

- ・ 固定的な性別役割分担意識*の解消が進み、すべての人が自分らしい生き方を選択している。
- ・ 女性に対するあらゆる人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・ 困難を抱えている女性が適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

(3) 施策の方向

①男女共同参画（ジェンダー*平等）の理解の促進

- ・ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識*の解消を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進します。

②女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」を設置し、関係機関との連携を密にしながら DV*の防止及び DV*被害者等の支援を行います。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて、DV*をはじめ、女性に対するあらゆる暴力の問題について、意識啓発を行います。

③女性の権利擁護の推進

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援をはじめ、多様な被害者への相談支援の充実を図りながら、相談窓口の一層の周知を図ります。
- ・ 女子差別撤廃条約*をはじめ、関係する法令や計画等の内容の周知を図ります。

④「河内長野市男女共同参画計画」に関する施策の推進

- ・ 上記以外に加えて、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「災害対応力を強化する女性の視点」、「ワーク・ライフ・バランス」「子育て介護支援体制の整備」など、本市男女共同参画計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法*）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約*）
- ・ 男女共同参画社会基本法*
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法*）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法*）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法*）
- ・ 河内長野市男女共同参画推進条例
- ・ 河内長野市男女共同参画計画

第2節 こどもの人権が尊重される社会の実現において

(1) 現状と課題

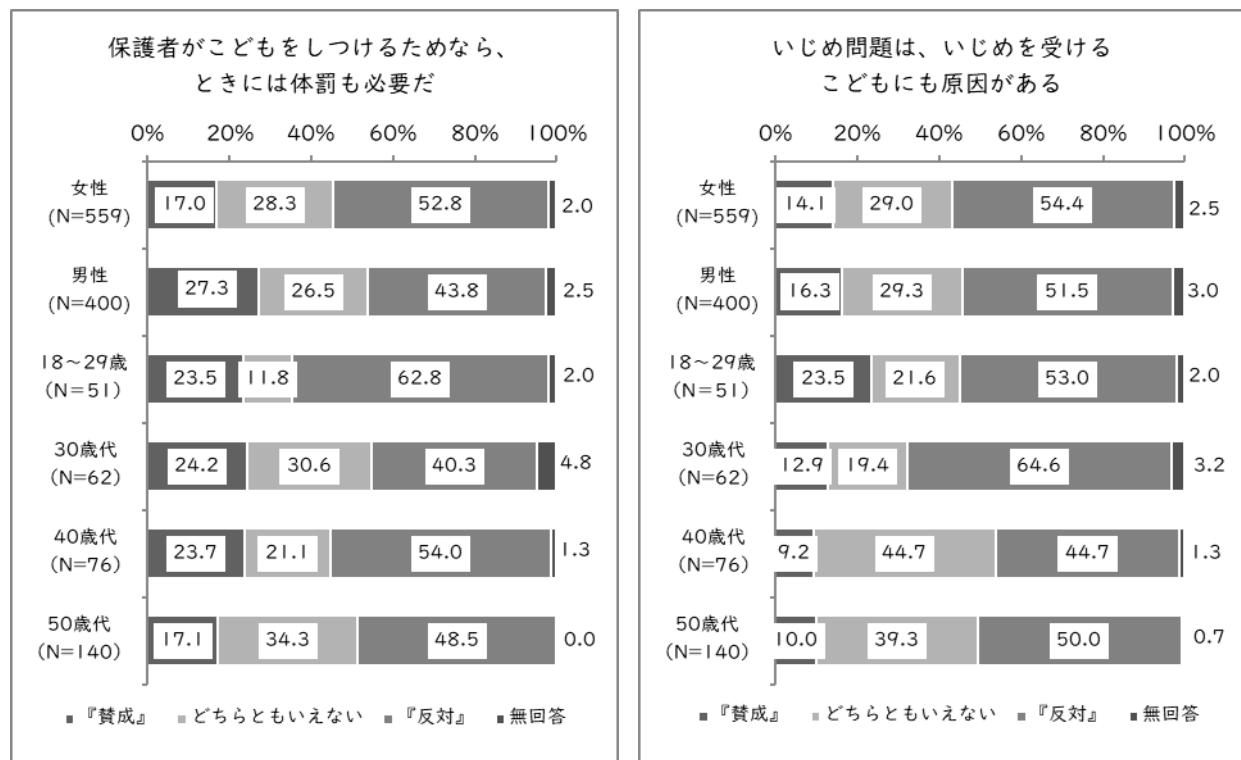
こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」、「児童憲章」などにおいて基本原理や理念が示され、また、「児童の権利に関する条約*」において、権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などが明示されています。

また、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法*」が施行されています。こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、幅広いこども施策を一体的に推進しています。

しかし、こどもの人権問題は、全国的にいじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在しています。また、SNS*やインターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力に巻き込まれたり、インターネット上でのいじめの被害者になる事態が生じています。

さらに、全国の児童相談所における児童虐待の相談件数は依然として多い状況にあり、こどもの権利利益の擁護が喫緊の課題になっています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
いじめ問題／不登校／孤独／SNS*／虐待問題／発言しにくい／未来

(2) めざす姿

○こどもが一人の人間として、また、権利を享有し、行使する主体として最大限に尊重され、健やかな心身の成長や人格の形成ができる河内長野市をめざします。

- ・こどもが権利を享有し、行使する主体として認識され、最大限に尊重されている。
- ・体罰やいじめなどの人権侵害を許さない意識が定着し、安心・安全に暮らしている。
- ・問題を抱えているこどもが適切な相談窓口と出会い、主体的な解決につながっている。

(3) 施策の方向

①こどもの権利擁護の推進

- ・「河内長野市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関が連携を図りながら、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。
- ・「いじめ防止対策推進法*」や「河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」に基づき、いじめの早期発見・対応を図り、いじめ問題の防止等のための対策に努めます。

②こどもの安全・安心な環境づくりの推進

- ・豊かな人間性や社会性を育成し、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の向上を図ります。
- ・メディア・リテラシー*の習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用するための取り組みを進めます。
- ・こどもの貧困や不登校、ヤングケアラー*など、支援を必要とするこどもたちを支える体制づくりを進めます。

③児童の権利に関する条約*の普及啓発

- ・こどもが社会の一員として、意見を表明する機会や社会的活動への参画する機会の必要性について、広く啓発・周知を図ります。

④河内長野市こども計画に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「こどもの貧困対策の推進」や「こどもの居場所づくりの推進」、「子育て相談・支援体制の整備」、「保護者への情報提供」など、本市こども計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・児童福祉法
- ・児童の権利に関する条約*
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法*）
- ・いじめ防止対策推進法*
- ・こども基本法*
- ・河内長野市こども計画
- ・河内長野市いじめ問題再調査委員会設置条例
- ・（仮称）河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）【※12月市議会に上程予定】

第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

(1) 現状と課題

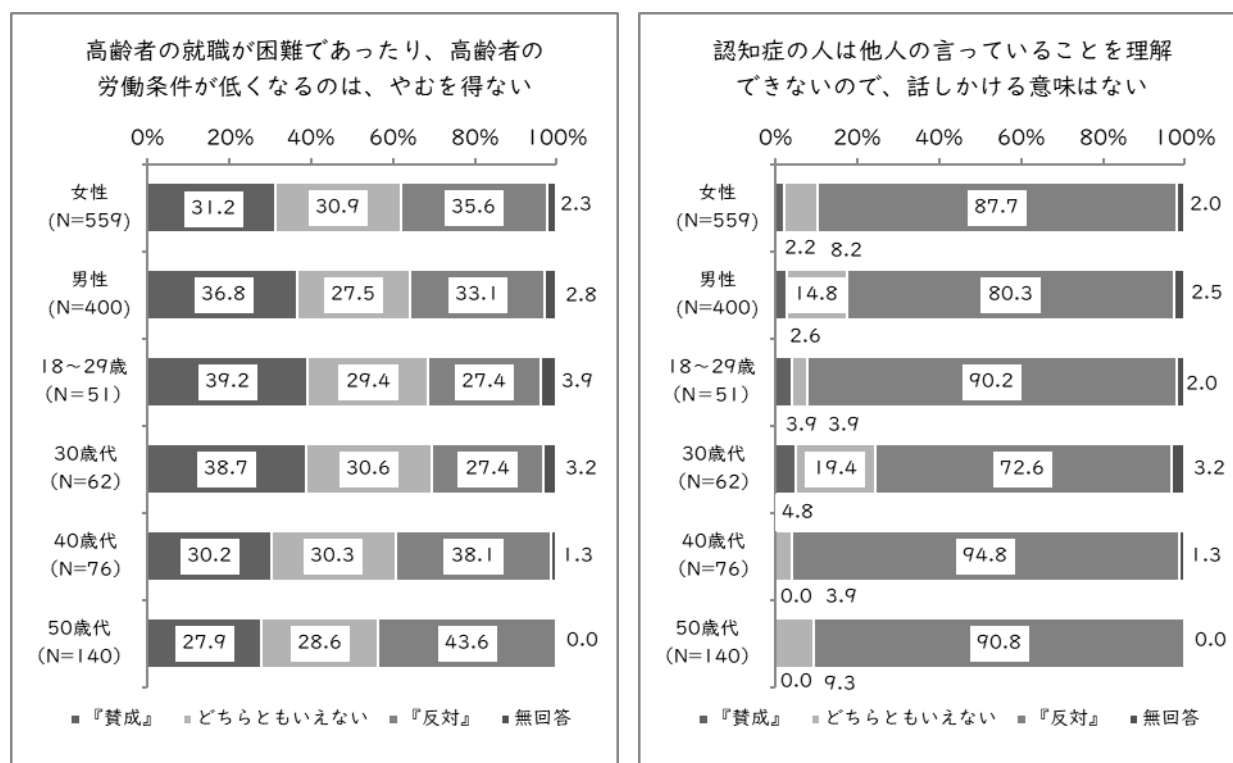
人口の高齢化は世界的な規模で急速に進行にしており、我が国においても人口減少とも相まって令和19（2037）年には国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。そうした中、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、高齢者の親族等による経済的虐待など、高齢者の人権問題は依然として深刻な状況にあります。

すべての世代が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

さらに、急速な高齢化の進行に伴い、認知症*の人の数は増加しています。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法*」においては、認知症*の人を含めたすべての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

年齢にかかわらず、市民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民の誰もが認知症*になり得る状況にあります。共生社会の実現に向けて、認知症*になっても住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が求められています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

高齢化／弱い立場／認知症*／生きづらい（交通面）／最低限の生活／ケア／年金生活

(2) めざす姿

○高齢者が尊厳と生きがいを持って、自分らしく安心して生活できる河内長野市をめざします。

- ・ 高齢者一人ひとりの尊厳が守られて、自分らしい生き方を選択している。
- ・ 高齢者虐待の防止に向けて、養護者等の支援を進め、高齢者が安心して暮らしている。
- ・ 認知症*への理解が進み、本人や家族が希望を持って安心して暮らしている。

(3) 施策の方向

① 高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりの推進

- ・ 地域の見守り体制を強化するとともに、行政や地域包括支援センターをはじめとした相談支援機関の連携体制の構築を推進します。
- ・ 成年後見制度*の利用促進を図り、複雑化する権利擁護支援のニーズに対応していきます。
- ・ その他、高齢者虐待防止に向けた取り組みを推進します。

② 認知症*施策の推進

- ・ 認知症*の周知・理解促進と認知症*予防を推進しつつ、認知症*の人と共生する地域支援体制を推進します。

③ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

- ・ 年齢にかかわらず、すべての人が支え・支えられる関係を築いていけるよう、地域活動に参加する機会づくりを推進します。
- ・ 各種施設のユニバーサルデザイン*の推進や、バリアフリー*化等に努めます。
- ・ 災害時における高齢者の人権が守られる体制の整備に努めます。

④ 河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する施策の推進

- ・ 上記に加えて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり」など、本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 高齢社会対策基本法
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法*）
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法*
- ・ 河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例
- ・ 河内長野市地域福祉計画
- ・ 河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において

(1) 現状と課題

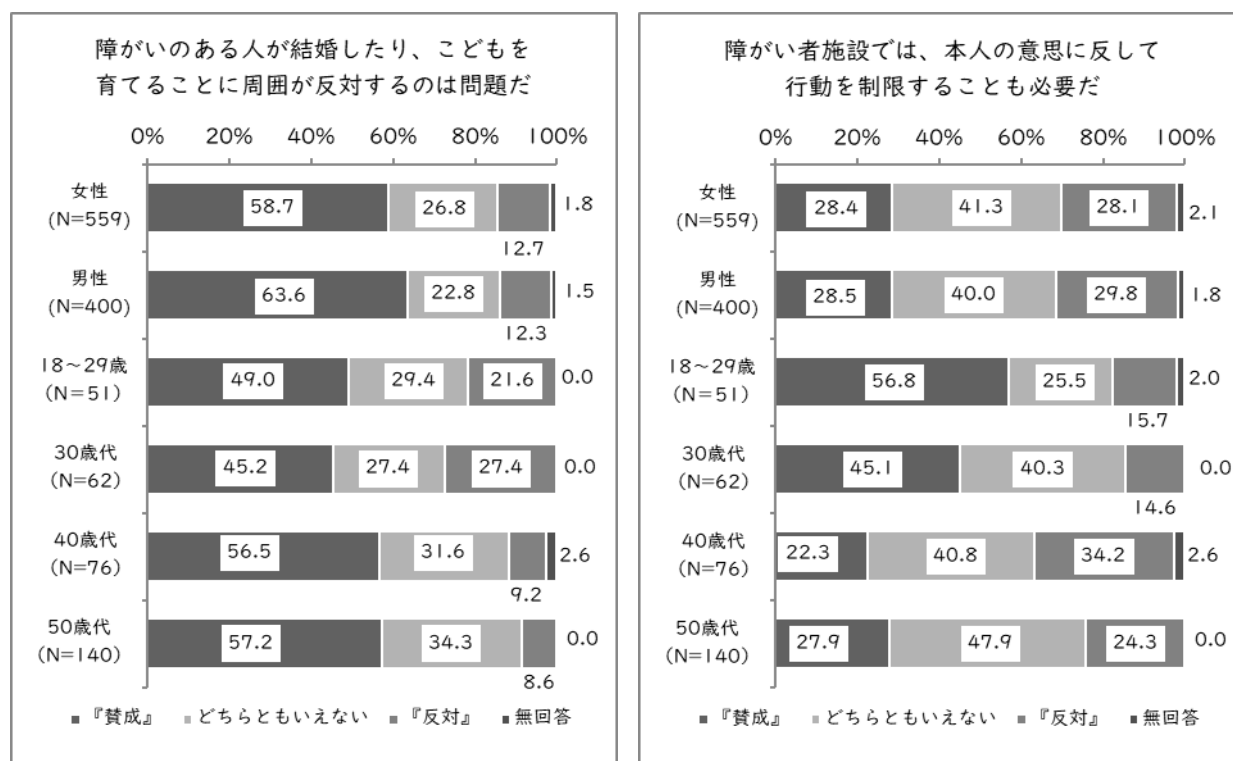
「障害者権利条約*」には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進など、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。

わが国では、同条約の批准に当たり、「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義を見直し、「障がいの社会モデル」を採り入れるとともに、障がい者に対する差別の禁止を基本原則として明記しました。そして、この基本原則を具体化するため、「障害者差別解消法*」を制定しました。

さらに、事業者による社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法*」の改正法が施行されました。

「旧優生保護法*」については、多くの人々が同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきました。政府においては、このような事態を二度と繰り返さないよう、障がい者に対する偏見や差別を根絶し、すべての国民が、疾病や障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現において、「障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

障がい者／弱い立場／本人の意思／我慢／障害者差別解消法*／障害者権利条約*

(2) めざす姿

○障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きるインクルーシブ*な河内長野市をめざします。

- ・障がいの有無や程度に関わらず、すべての人がお互いに支えあい、共に生活を送っている。
- ・人権が尊重され、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある人も安心して暮らしている。
- ・障がいのある人が社会を構成する一員として、あらゆる分野で自立した活動ができている。

(3) 施策の方向

①障がい者差別解消の推進

- ・障害者差別解消法*に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供など、障がいを理由とする差別の解消に向けて啓発を行います。
- ・「河内長野市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるという認識のもと、手話を広め、手話やろう者への理解を深めます。
- ・地域における防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

②あらゆる分野の活動への参加の推進

- ・各種施設のユニバーサルデザイン*の推進や、バリアフリー*化等に努めます。
- ・多様な活動に参加する機会の確保等に向けて、関連する情報の収集・発信に努めるとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。
- ・障がいのある人に対する職業訓練や情報提供の充実を図るなど、関係機関と連携し、就労支援に努めます。

③障がい者虐待防止の推進

- ・障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応していきます。

④河内長野市障がい者長期計画等に関する施策の推進

- ・上記に加えて、「互いに理解し支えあうまち」、「安心して生活できるまち」、「自分らしく学び、活動できるまち」の3つの基本方向に関連する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・障害者基本法
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約*）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）
- ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律*
- ・障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画
- ・河内長野市手話言語条例
- ・河内長野市障がい者長期計画

第5節 部落差別（同和問題）*の解決において

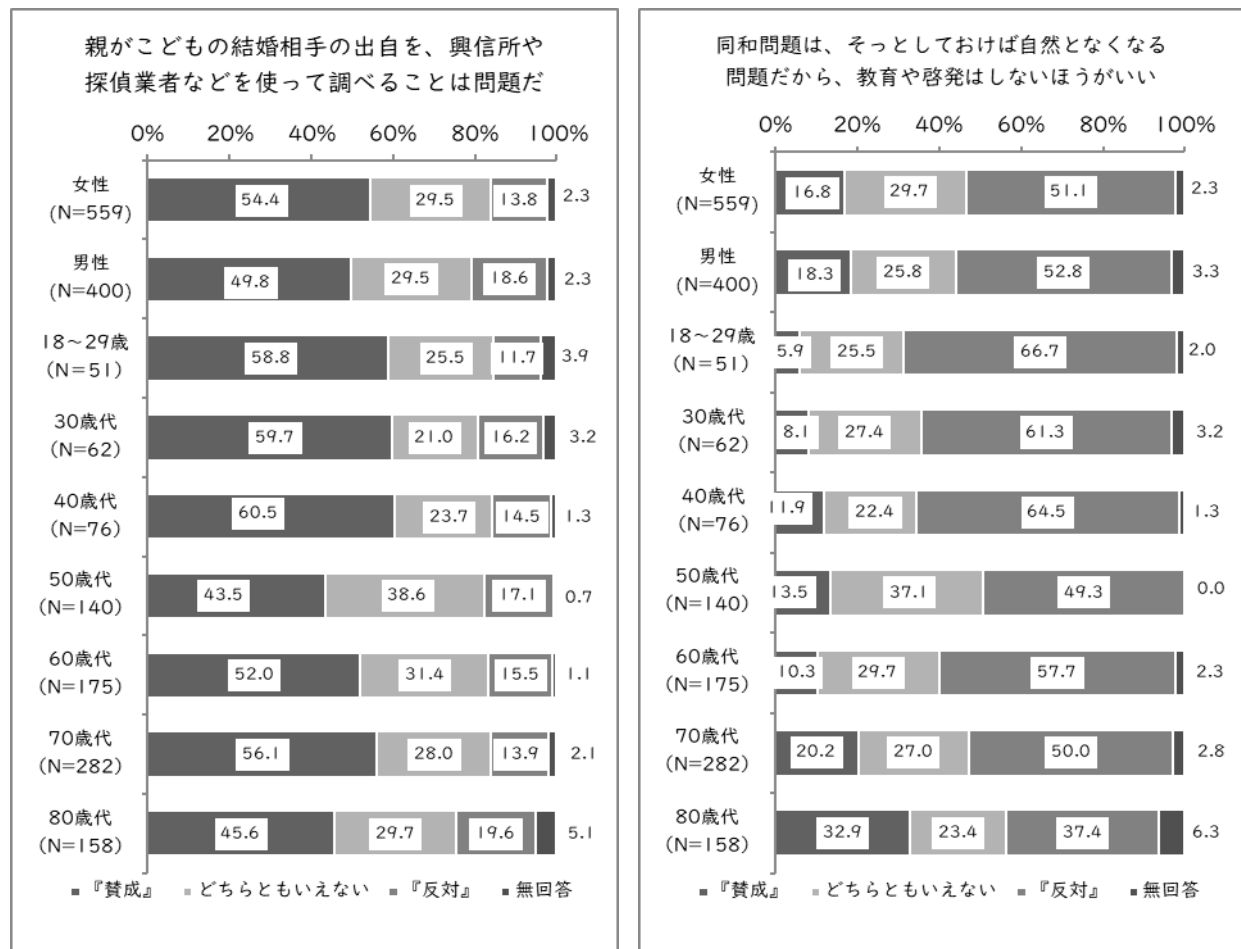
（1）現状と課題

部落差別（同和問題）*は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられたわが国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもあります。

これまで、国や地方自治体は各種施策を展開し、特に戦後は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）*に関する状況が大きく変化しました。

こうした状況において、「部落差別解消推進法*」が公布・施行され、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定しています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
部落差別／同和地区／えせ同和／結婚／企業／まだ続いている／知らない

(2) めざす姿

○一人ひとりが部落差別（同和問題）*に関する正しい知識と理解を深め、すべての人権問題につながる普遍的価値を正しく認識している河内長野市をめざします。

- ・ 無知や誤解からくる自身の偏見に気づき、行動を変えようとする意識が広まっている。
- ・ 部落差別（同和問題）*を助長する情報があっても、正しく行動できる市民が増えている。

(3) 施策の方向

①部落差別（同和問題）*に関する教育と啓発の推進

- ・ 情報化の進展に伴い、部落差別(同和問題)*に関する状況が大きく変化していることを踏まえ、部落差別（同和問題）*に関する正しい知識と理解を深めるため、市職員や教職員への研修をはじめ、市民への教育・啓発を推進します。

②部落差別（同和問題）*の解消に向けた取り組みの推進

- ・ インターネット上における部落差別（同和問題）*への偏見や差別を助長する情報に対して、インターネットモニタリング*を実施します。
- ・ 公正な採用選考に向けて、公正採用選考人権啓発推進員*の設置や就職差別撤廃月間周知など、企業等への啓発を推進します。
- ・ 人権侵害につながる身元調査や戸籍謄本の不正取得を防止するため、登録型本人通知制度*の導入などの対策を行います。
- ・ 部落差別の解消に向けて、相談窓口の充実に努めます。

③「部落差別解消推進法*」に関連する施策の推進

- ・ 上記に加えて、部落差別解消推進法*に基づき、国や大阪府と連携した施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 同和対策審議会答申
- ・ 同和対策事業特別措置法（S44.7 施行、S57.3 失効）
- ・ 地域改善対策特別措置法（S57.4 施行、S62.3 失効）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4 施行、H14.3 失効）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法*）
- ・ 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

第6節 外国人の人権を尊重する社会の実現に向けて

(1) 現状と課題

わが国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活における外国人はより身近な存在となっています。

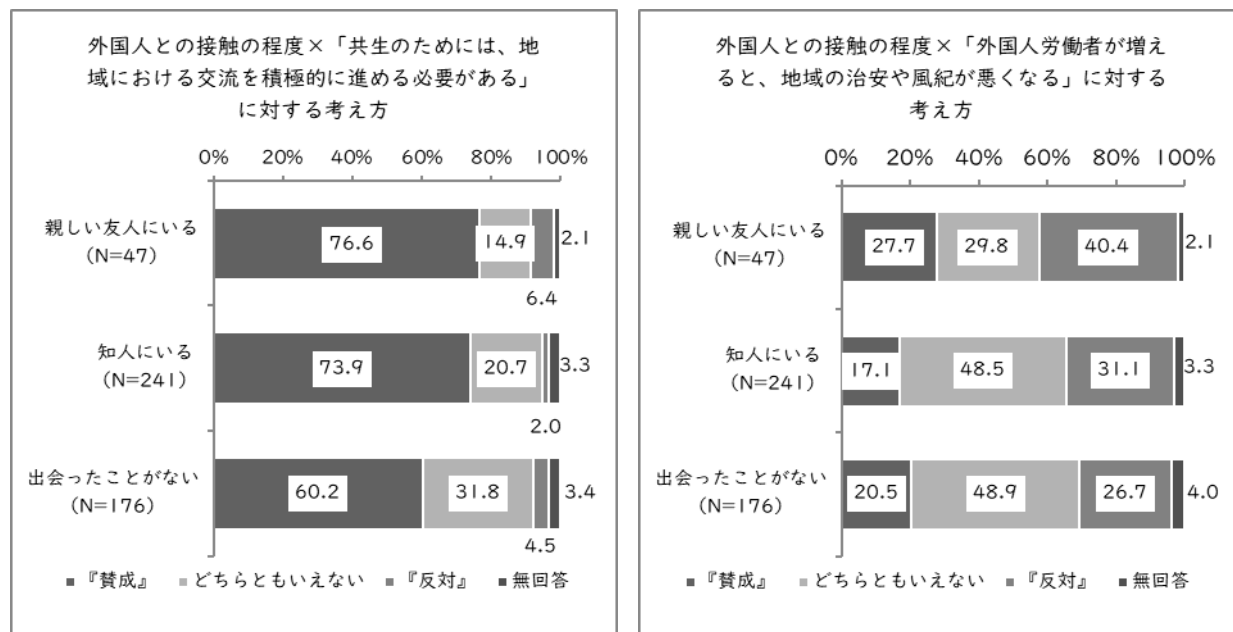
「人種差別撤廃条約*」には、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を遅滞なく執ること等を主な内容としています。これらを踏まえ、国では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進に取り組んできました。

外国人に対する理解は進んでいるものの、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人が就労の場面で不利益を受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在しています。外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる共生社会の実現に向けた環境整備が求められています。

さらに、近年では、特定の民族や地域的身などを理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が発生しています。こうした状況の中、「ヘイトスピーチ解消法*」に基づき、国や地方自治体では、様々な取り組みを推進しています。

極端な民族主義・排外主義的主張に基づく街頭デモ等の件数は減少傾向が見られるものの、インターネット上でのヘイトスピーチ*も後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチ*も問題となっています

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード
ヘイトスピーチ*／外国人／交流の機会／留学生／不法滞在／技能実習生

(2) めざす姿

○互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる河内長野市をめざします。

- ・ヘイトスピーチ*は民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威であると認識している。
- ・外国人市民と日本人市民が、互いに多文化共生*の意義等を理解し、外国人市民が地域社会を構成する一員として受け入れられている。
- ・多言語による情報提供など、地域社会との希薄化を防ぎ、外国人市民の不安やストレスが軽減されている。

(3) 施策の方向

①ヘイトスピーチ*解消に向けた取り組みの推進

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、ヘイトスピーチ*はあってはならないことの理解を促進するための啓発を推進します。
- ・国や大阪府と連携して「ヘイトスピーチ解消法*」の趣旨を周知・啓発します。

②多文化共生*への理解促進

- ・互いの文化的差異を学べるように、あらゆる場における異文化の学びや体験、多文化共生*の認識を深めるための学習機会を提供するとともに、多言語による相談体制の充実を図ります。

③外国人市民等への情報提供の充実

- ・外国人市民が他の市民と同様のサービスを受けられるとともに、地域での責任を相互理解するため、行政情報の多言語化や「やさしい日本語*」での表示を進めながら、地域や行政の仕組みを正確に伝える施策を地域住民とともに推進します。

④「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」に関連する施策の推進

- ・上記に加えて、「外国人市民コミュニティへの支援」や「外国につながる子どもの教育・子育て支援」、「防災情報の提供と防災意識の啓発」など、本市国際化・多文化共生ビジョンに関連する施策を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約*）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*）
- ・大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例
- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン

第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現において

(1) 現状と課題

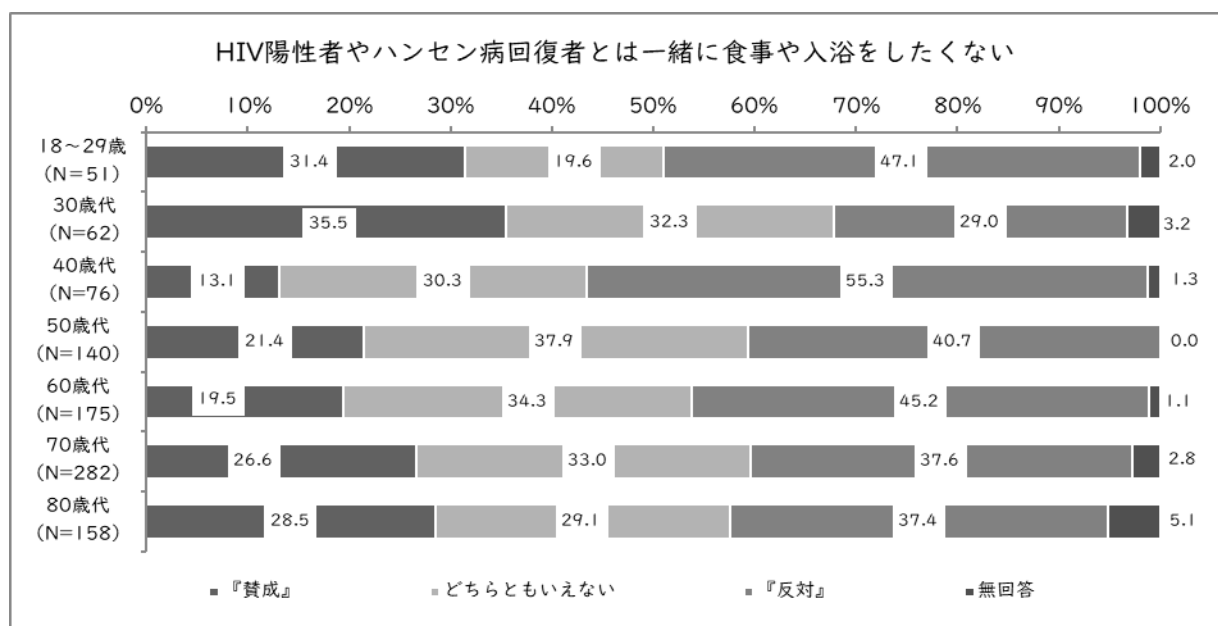
医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。このことは、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延のなかでわが国においても大きな社会問題となりました。

HIV*感染症は、今なお世界中で多くの人が感染しており、わが国においても減少傾向にあるものの、現在も年間で千名程度の報告があります。一方で、HIV*の感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、治療法の進歩により、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズ*の発症を抑えることができます。HIV*に対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の情報等から定着した固定概念による正しい知識や理解の不足等に起因する HIV*感染者やエイズ*患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。

ハンセン病*は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上に、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障がいを残すことなく治る病気です。しかし、かつてわが国では、すべての患者に療養所への入所を強制する隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法*」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策により、ハンセン病*が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病*患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長され、現在も社会において、ハンセン病*に対する偏見や差別が根強く残存していることが明らかになっています。

このように、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



(2) めざす姿

○正しい情報と知識による冷静な行動により、人とのつながりを大切にする河内長野市をめざします。

- ・不安を差別につなげないためにも、感染症の正しい知識が広まっている。
- ・感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史を踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学び行動につなげている。

(3) 施策の方向

①感染症に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発の推進

- ・WHO（世界保健機関）が定めた12月1日の「世界エイズデー*」などにあわせて、正しい知識の普及と予防啓発も含めた教育・啓発を推進します。

②ハンセン病*問題に関する理解の促進

- ・正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意できるよう、市職員の意識を高めるとともに、国や大阪府などと連携して、教育・啓発を推進します。

【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法*）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法

第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現において

(1) 現状と課題

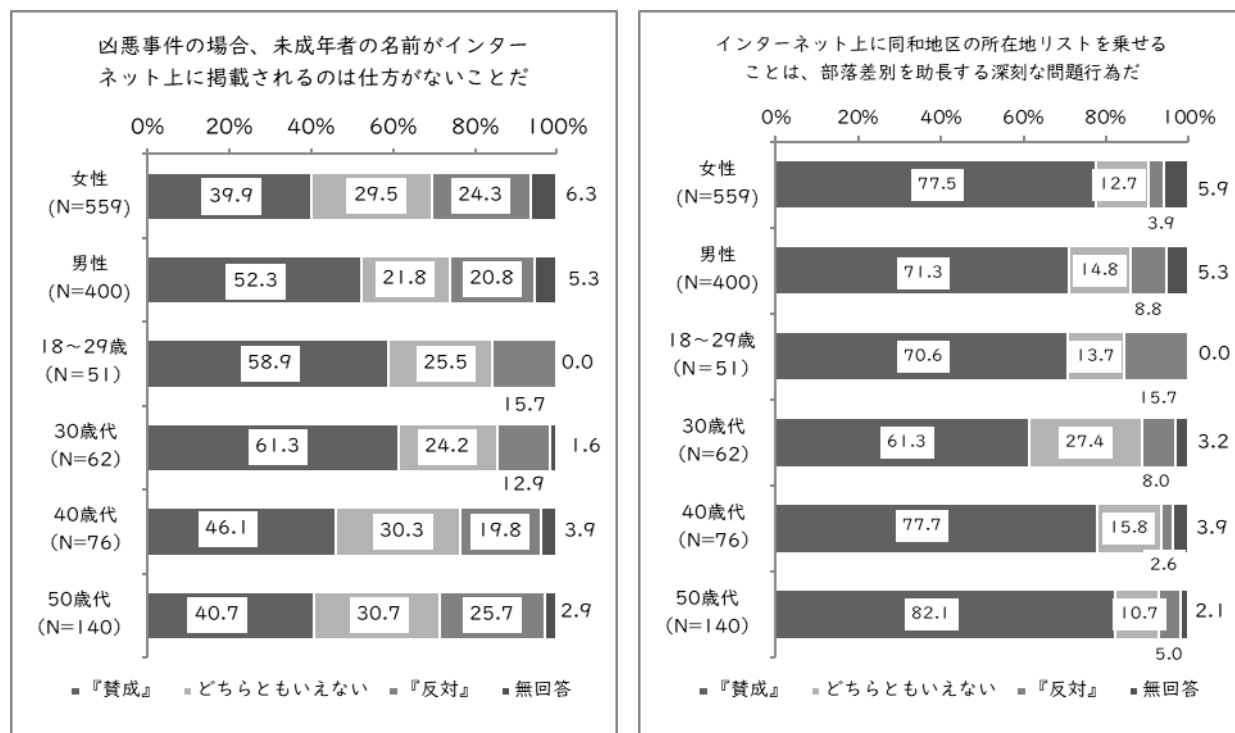
インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在しており、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。電子掲示板における誹謗中傷等に加えて、SNS*等の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。

さらに、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権問題を解消するうえでも必要不可欠なものです。

国においては、情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取り組み等を推進しているほか、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めています。また、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要があります。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

SNS*／インフルエンサ／オンライン／無名の投稿／誹謗中傷／そのまま受け取る／スマホ

(2) めざす姿

○こどもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高め、インターネット利用者が加害者にも被害者にもならない河内長野市をめざします。

- ・インターネット上の様々な情報を主体的に読み解くとともに自分なりに表現できる能力（メディア・リテラシー*）が向上している。
- ・各人権問題への認識が高まり、インターネット上の人権侵害を許さない意識が定着している。

(3) 施策の方向

①インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進

- ・こどもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、メディアリテラシー*を向上するための教育・啓発を推進します。

②各人権問題に関するインターネット上の情報発信の推進

- ・インターネット上の人権侵害が各人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあるため、インターネット上における各人権問題の情報発信を推進します。

③インターネットモニタリング*の推進

- ・本市におけるインターネット上の誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込み等がないかモニタリング*を実施します。
- ・差別を助長する悪質で違法性が高い書き込みに対しては、国や大阪府をはじめ、関係機関と連携を図りながら、適切に対応します。

④相談窓口の充実

- ・国や大阪府などの関係機関をはじめ、大規模プラットフォーム事業者の取り組み状況を注視しながら、情報収集に努め、適切な支援先につながるよう、相談体制の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

- ・個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法*）
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律（青少年ネット規制法）
- ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）
- ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法*）
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現に向けて

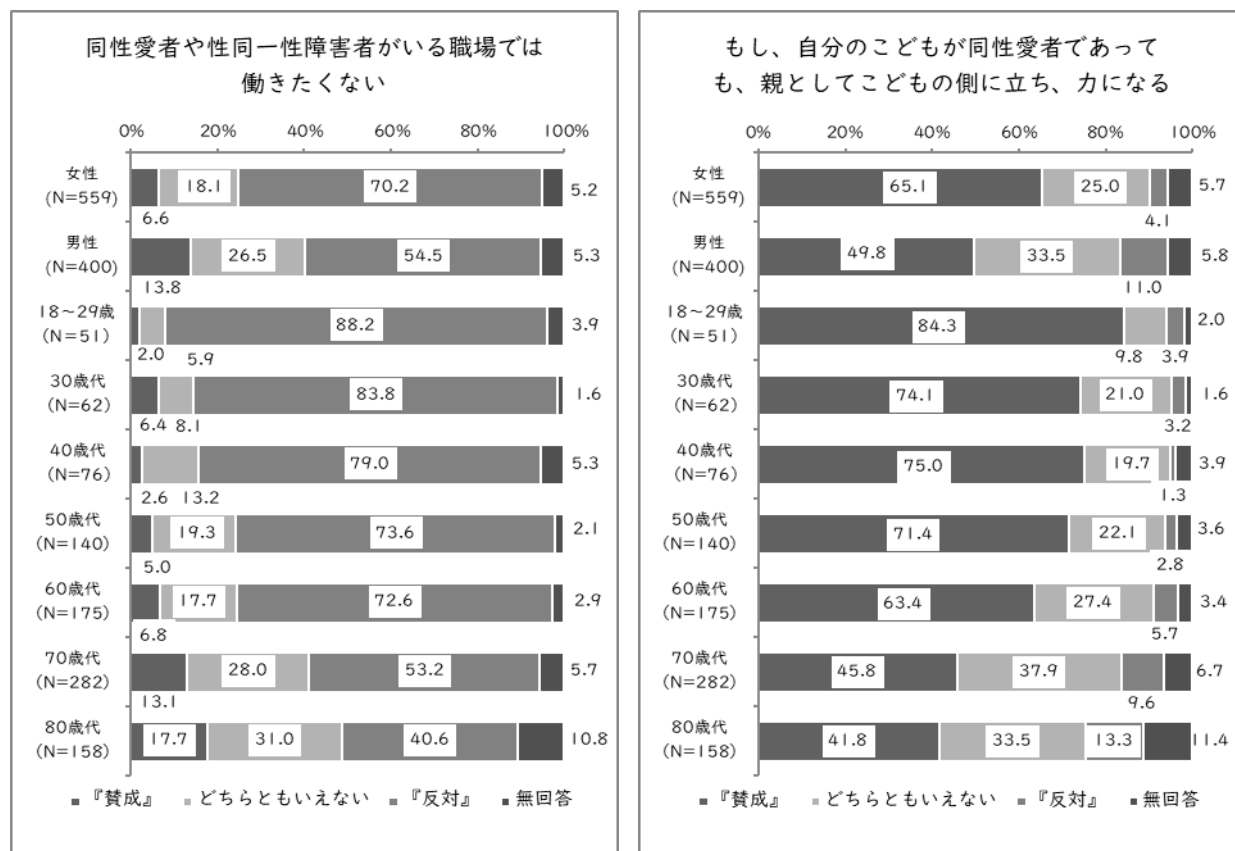
(1) 現状と課題

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があ
るなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり
方が少数派の人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総
称としてLGBTQ*と表されることもあります。LGBTQ*以外にも性的指向や性自認が明確でない人、揺れ動く人、持たない人などもあります。性のあり方は人それぞれです。

日本における性的マイノリティの割合は、国や民間の研究機関などによって、統計データが出て
いますが、調査方法や定義にばらつきがあり、割合に差異が見られます。大切なのは数字の多
少ではありません。性的マイノリティの人が身近にいるのだと認識し、何に困っているかを一緒
に考える意識や態度を身に付けることが求められます。

国においても、法律に基づき、すべての国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティ*
を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重
し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



市民意識調査（令和7年6月）の自由意見において確認されたワード

性的マイノリティ／LGBTQ*／同性パートナーシップ／同性婚／トランスジェンダー

(2) めざす姿

○性の多様性への理解を深め、個性が尊重される河内長野市をめざします。

- ・性的マイノリティが身近にいるのだと認識し、何に困っているかを一緒に考える意識や態度が身についている。
- ・SOGI*への理解が深まり、一人ひとりが自分らしい生き方を選択している。
- ・SOGI*を理由とする不当な差別を許さない意識が定着し、誰もが安心して暮らしている。

(3) 施策の方向

①SOGI*の多様性理解促進に向けた教育・啓発の推進

- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度*の利活用を進めるとともに、法律や条例の周知啓発を図りながら、あらゆる活動の場での教育・啓発活動を進めます。

②より良い公共サービスの充実

- ・「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を活用し、市職員及びとして、性的マイノリティについての正しい理解を深め、より良い公共サービスの提供に努めます。

③相談窓口の充実

- ・家族や職場の人にも相談できないことが考えられるため、相談員の資質の向上に努めるとともに、適切な支援先につながるよう、相談窓口の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

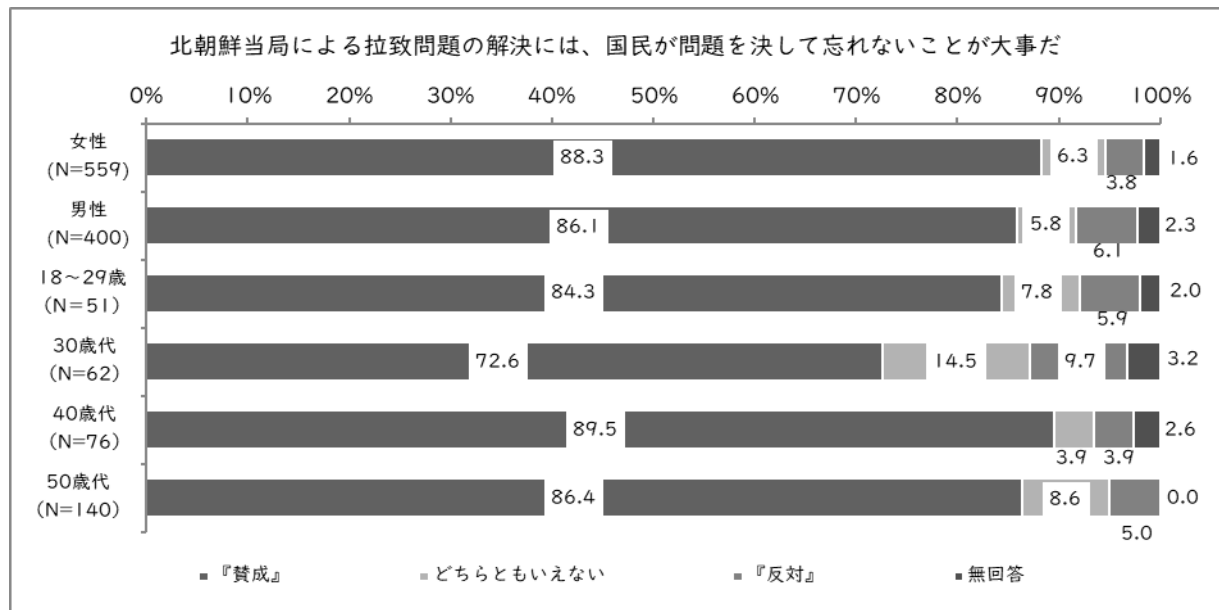
- ・性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法*）
- ・大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例
- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度*

第10節 北朝鮮当局による拉致問題の解消において

(1) 現状と課題

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であります。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取り組みが引き続き求められています。

【市民意識調査（令和7年6月）の結果】



(2) めざす姿

○北朝鮮当局による拉致問題の解消において幅広い世代の関心を高めます。

(3) 施策の方向

- ・北朝鮮当局による拉致問題について、関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

【主な関係法令・計画等】

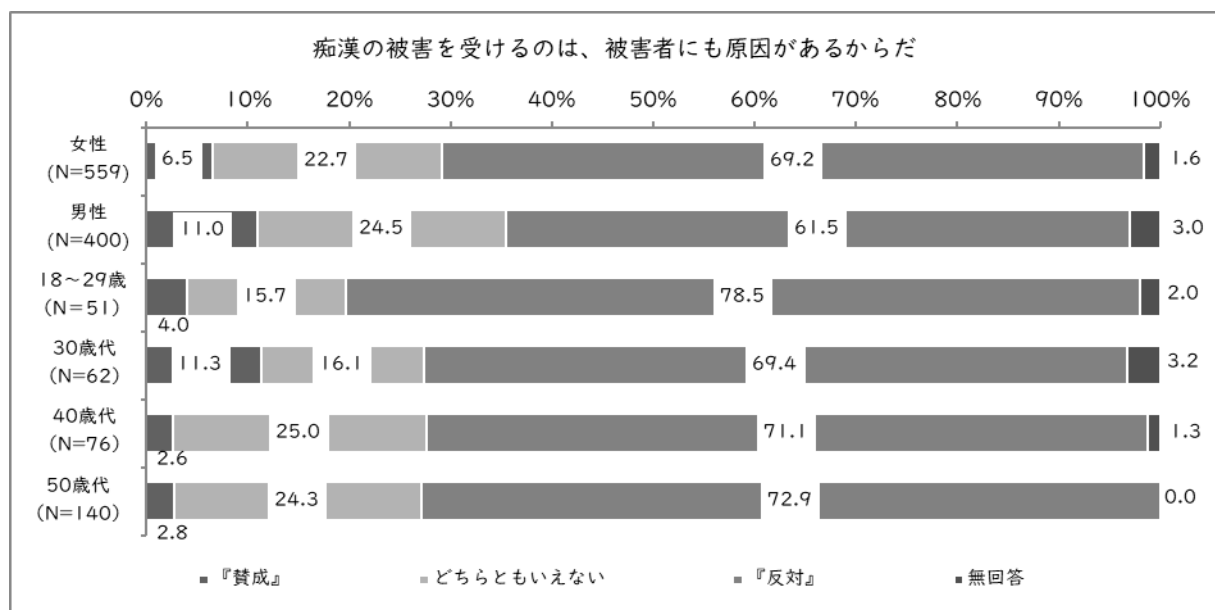
- ・拉致問題その北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*

第 11 節 犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて

(1) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、うわさや心ない中傷等がインターネット上で書き込まれることなどにより、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。国の「犯罪被害者等基本計画」には、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」などの重点課題を掲げています。

【市民意識調査（令和 7 年 6 月）の結果】



(2) めざす姿

○犯罪被害者及びその家族が安心して暮らしている河内長野市をめざします。

(3) 施策の方向

- ・ 犯罪被害者及びその家族の人権問題について、その関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 犯罪被害者等基本法*
- ・ 河内長野市犯罪被害者等支援条例

第12節 さまざまな人権問題の解決において

(1) 現状と課題

多様化・複雑化する現代社会においては、こころの病や、職場・雇用をめぐるハラスメント、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、刑を終えて出所した人及びその家族の人権問題、アイヌの人々の人権問題など、さまざまな人権問題、さらに今後生じる新たな人権問題について、状況に応じた取り組みが求められています。

(2) めざす姿

〇こころの病や、職場・雇用をめぐるハラスメント、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題が正しく理解され、人権が尊重された河内長野市をめざします。

- ・さまざまな人権問題について、世代を超えて関心度が高まっている。
- ・災害に伴う人権問題など、市民が「自分事」としてイメージできている。
- ・市民一人ひとりに寄り添い、互いの人権を尊重し合いながら、平穏無事に暮らしている。

(3) 施策の方向

①さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進

- ・アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題の関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

②相談窓口の充実

- ・孤立化や孤独化を防ぎ、市民一人ひとりに寄り添った相談支援に努めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・労働基準法
- ・生活困窮者自立支援法*
- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法*）
- ・再犯の防止等の推進に関する法律

第4章 施策推進体制と進捗管理

第1節 施策推進の体制

(1) 庁内における推進体制

人権施策を総合的に推進していくには横断的な取り組み・連携が重要であり、各部局が協力しながら施策を推進していかなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権施策推進本部などの積極的な活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。また、市が行うすべての業務は何らかの形で人権と関わりがあるため、職員の人権意識の向上は不可欠です。人権の視点に立って業務に取り組む姿勢を育むため、体系的な人権研修等を実施します。

(2) 国、大阪府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、国、大阪府に対して、制度・財政面での適切な支援を求めます。

(3) 市民等との連携

人権施策を効果的に推進していくためには、市民、関係団体、事業者などとの協働による連携した取り組みが重要です。今後、複雑・多様化する人権問題を解決するためには、市と市民等との橋渡しの役割を担うなど自主・自立性を持って、人権尊重のまちづくりに幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進捗管理

(1) 目標指標の設定

本基本方針・推進プランを推進するため、「第3章 分野別人権施策の推進」の各人権問題について目標指標を設定することとします。

(別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、PDCAサイクルに基づく進捗管理により、関連する施策の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。

(別紙)「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」

○基本的人権施策の推進に関する目標指標

項目（目標指標）	当初値（R7）	中間値（R12）	目標値（R18）
憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率） ※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人	15.9%	20.0%	25.0%

○分野別人権施策の推進に関する目標指標

□男女共同参画社会の実現にむけて

項目（目標指標）	当初値（R7）	中間値（R12）	目標値（R18）
「こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	27.3%	25.0%	23.0%

□こどもの人権が尊重される社会の実現にむけて

「いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	29.1%	25.0%	23.0%

□生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

「認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	11.0%	5.0%	0.0%

□障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

障害者差別解消法の市民認知度 ※市民認知度とは、「内容（趣旨）を知っている」の割合	5.8%	7.0%	10%

□部落差別（同和問題）の解決にむけて

部落差別解消推進法の市民認知度	7.0%	10.0%	15.0%

□外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

ヘイトスピーチ解消法の市民認知度	3.9%	5.0%	7.0%

□感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

「HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	32.8%	25.0%	20.0%

□高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

「凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	26.3%	23.0%	20.0%

□多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の市民認知度	2.8%	3.5%	5.0%

□北朝鮮当局による拉致問題の解消にむけて

「北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	6.0%	3.0%	0.0%

□犯罪被害者及びその家族が安心して暮らせる社会の実現にむけて

「痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ」に対して、「どちらともいえない」の市民割合	23.7%	20.0%	15.0%

□さまざまな人権課題の解決にむけて

憲法における「国民の権利」の理解度（完全正解者率） ※完全正解者とは、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した人	15.9%	20.0%	25.0%

参考資料

- 1 用語解説
- 2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表
- 3 「人権擁護都市宣言」に関する決議
- 4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例
- 5 世界人権宣言
- 6 日本国憲法（抄）
- 7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

I 用語解説

あ行

■アイヌ施策推進法

平成 31(2019)年 4 月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元年 5 月に施行されました。従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取り組みをアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。

■アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育ってきた環境や所属する集団、過去の経験の中で無意識のうちに刷り込まれた思考の癖により、偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

■いじめ防止対策推進法

平成 25(2013)年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律です。

■インクルーシブ

「すべてを包み込む」を意味する言葉です。すべての人が個性や能力、障がいの有無などに関わらず、ともに尊重し合うことをいいます。

■HIV（エイズウイルス）／エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群 AIDS：Acquired Immunodeficiency Syndrome）の特徴的な肺炎や腫瘍などの感染症を発症していない状態の人のことです。

エイズは、HIV に感染し生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気です。

■SNS（インターネット）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことです。

■NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体のことです。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織（特定非営利活動法人など）と、法人格を持たない組織（ボランティアグループなどの任意団体）があります。

■LGBT（エルジー・ビー・ティ）／LGBTQ（エルジー・ビー・ティキュー）

LGBT は、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称のひとつで、L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と性自認が異なる人）の頭文字をとったものです。L・G・B・T 以外にも、Q：クエスチョニング（性自認や性的指向が明確でない人）／クイア（規範的とされる性のあり方以外を包括的に表す言葉）、アセクシュアル（他人に恋愛感情を抱かない人）、X ジェンダー（性自認が中性である又は性別を決めたくない人）など、様々なセクシュアリティが存在しています。性のあり方は多様であり、性のあり方が少数派の人々を表す総称は、LGBT や LGBTQ 等をはじめ、様々な表現が使われています。

■大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が互いを人生のパートナーとすることを宣言する「宣誓書」を提出し、大阪府が宣誓された事実を証明することにより、両者が社会において自分らしく生きることができるよう支援する制度です。

宣誓書受領証は、住所や独身を証明する書類を提出いただき、本人確認などの手続きを行ったうえで、大阪府が交付しています。

か行

■旧優生保護法

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がい有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられてきました。

■旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

令和7(2025)年1月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行されました。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする法律です。

■公正採用選考人権啓発推進員

就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担っています。具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担っています。

■高齢者虐待防止法

平成18(2006)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。また、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

■個人情報保護法

平成17(2005)年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。この法律は、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱ううえでのルールを定めたものです。

■国際人権規約

法的拘束力のない世界人権宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和54(1979)年9月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約（A規約）と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約（B規約）および選択議定書から成り立っています。

■固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

■こども基本法

令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

令和6(2024)年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めるものです。

さ行

■ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文化的に形成された男女の違いのことです。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。

■ジェンダーアイデンティティ

令和5(2023)年6月に施行された理解増進法においては、「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の「性」についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

■児童虐待防止法

平成12(2000)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国等の責務等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律で、平成16(2004)年4月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

■児童の権利に関する条約

全ての児童の基本的な人権の尊重を促進することを目的とする条約です。18歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めています。わが国はこの条約を平成6(1994)年4月に批准しました。

■障害者虐待防止法

平成24(2012)年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

■障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。この条約の主な内容としては、「一般原則」「一般的義務」「障がい者の権利実現のための措置」「条約の実施のための仕組み」となっています。わが国は平成26(2014)年1月に批准しました。

■障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28(2016)年4月に施行されました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6(2024)年4月から事業者も義務化されることになりました。

■情報流通プラットフォーム対処法

特定電気通信による情報の流通(SNS、掲示板の書き込み等)によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プラットフォーム事業者等)の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者(大規模プラットフォーム事業者)の義務を定めた法律です。

■女子差別撤廃条約

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。わが国は、昭和60(1985)年に批准しました。

■女性活躍推進法

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めています。令和 7(2025)年 6 月に一部改正され、期限が 10 年間延長されるとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報公表を義務付けることとなりました。

■人権教育のための国連 10 年

国連は、平成 7(1995)年～平成 16(2004)年までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7(1995)年 12 月に推進本部を設置し、平成 9(1997)年 7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

■人権文化の創造

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、また、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

■人種差別撤廃条約

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。わが国は、平成 7(1995)年に加入しました。

■ストーカー規制法

平成 12(2000)年 11 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

■ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対しつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、特定の者又はその配偶者など社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

■生活困窮者自立支援法

平成 25(2013)年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律で、必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

■成年後見制度

自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

■世界エイズデー

世界エイズデー（World AIDS Day：12 月 1 日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が昭和 63(1988)年に制定したもので、毎年 12 月 1 日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

■世界人権宣言

昭和 23(1948)年 12 月の国際連合第 3 回総会で採択されました。前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人々が享有すべき人権と基本的自由を定めています。

た行

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進することを目的として、平成 11(1999)年に施行されました。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和 61(1986)年に施行されました。「募集・採用」、「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」や積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。

■セクシュアルハラスメント

性的いやがらせのことをいいます。性的な言動により他の者を不快にさせ、当該不快を受けた者の就業環境その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によって、当該性的な言動を受けた者に不利益を与えることをいいます。

■SOGI（ソジ またはソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取ったもので、すべての人が持つ性自認・性的指向について焦点をあてた言葉です。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などを含めます。また、デート DV とは交際中のカップル間に起こる DV のことです。

■DV 防止法

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成 13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定・施行され、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年、平成 25(2013)年に改正されてきました。令和 5(2023)年に 4 度目の改正が公布され、令和 6(2024)年 4 月から施行されました。

■登録型本人通知制度

住民票や戸籍謄本などを、代理人や第三者などが請求し、交付した場合に、事前に登録した方に対して交付の事実を通知する制度を平成 22(2010)年 3 月から実施しています。住民票や戸籍謄本などの委任状を偽造して本人になりました不正請求の早期発見や、使用目的を偽って証明書を不正に取得する事案などを抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

な行

■認知症

様々な病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態をいいます。

は行

■バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。障がいの有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の意味でも用いられます。

■犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念や、国等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする法律です。

■ハンセン病

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで引き起こされる感染症の一種です。かつては「癩」と呼ばれていましたが、差別的なイメージがつきまとうことから、現在はらい菌を発見したアルマウル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれています。

■ハンセン病問題基本法

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）は、平成 21（2009）年 4 月に施行されました。ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた法律です。

■認知症基本法

令和 6（2024）年 1 月に認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指すため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行されました。認知症基本法に基づき、認知症施策推進基本計画を取りまとめ、その中で、「新しい認知症観」を示しました。

■ビジネスと人権に関する指導原則

多国籍企業と人権との関係を、「人権を守る国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済措置へのアクセス」の 3 つの柱に分類し、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、被害者が効果的な救済を得るメカニズムの重要性を強調し、各主体が、それぞれの義務・責任を遂行すべき具体的な分野及び事例を挙げています。わが国では、令和 2（2020）年 10 月に企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

■部落差別解消推進法

平成 28（2016）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別の解消に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

■部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

■ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ま行

■メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

や行

■やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れた外国人にもわかりやすくした日本語のことです。

ら行

■らい予防法

かつてわが国においては、すべての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで継続しました。こうした長期にわたる強制隔離政策と、国主導の下各都道府県における「無らい県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が作出・助長されました。

■ヘイトスピーチ解消法

平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し施行されました。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

■モニタリング

インターネット上の匿名掲示板などへの差別を助長する書き込みに対して、モニタリング(監視)を行うことです。悪質な書き込みを発見し、削除の必要があると判断した場合は、法務局等の関係機関と連携しながらプロバイダへの削除要請を行っており、全国の自治体において取り組みが広がっています。

■ヤングケアラー

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者」のことです。

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、あらかじめ多様な人々が利用しやすいようにデザインすることをいいます。

■拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

この法律は、わが国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする法律です。

2 人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

世界（条約等）	国（法律等）	年度	大阪府（条例等）	河内長野市（条例等）
	日本国憲法	昭和 21(1946)年		
世界人権宣言		昭和 23(1948)年		
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	同和対策審議会答申	昭和 40(1965)年		
国際人権規約		昭和 41(1966)年		
	同和対策事業特別措置法	昭和 44(1969)年		
		昭和 49(1974)年		同和教育基本方針
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約		昭和 54(1979)年		
	地域改善対策特別措置法	昭和 57(1982)年		
		昭和 60(1985)年	部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例	
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62(1987)年		
児童の権利に関する条約		平成元(1989)年		
人権教育のための国連 10 年行動計画		平成 7～16(1995～2004) 年		
	人権擁護施策推進法	平成 8(1996)年		人権擁護都市宣言
		平成 9(1997)年	人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画	
		平成 10(1998)年	人権尊重の社会づくり条例	
	男女共同参画社会基本法	平成 11(1999)年	人権教育基本方針・人権教育推進プラン	同和行政基本方針
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ストーカー規制法 児童虐待防止法	平成 12(2000)年		人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画
	配偶者暴力防止法	平成 13(2001)年	男女共同参画プラン	思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例
		平成 14(2002)年	男女共同参画推進条例 在日外国人施策に関する指針 人権保育基本方針	
		平成 15(2003)年		人権教育基本方針
人権教育のための世界計画		平成 16(2004)年		
人権教育のための世界プログラム	個人情報の保護に関する法律	平成 17(2005)年	人権教育推進計画	
		平成 18(2006)年		男女共同参画推進条例 人権施策基本方針
障害者の権利条約		平成 19(2007)年		
		平成 20(2008)年		人権施策推進プラン
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 21(2009)年		人権保育基本方針
		平成 22(2010)年		住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱
	いじめ防止対策推進法 障害者差別解消法 子どもの貧困対策法 生活困窮者自立支援法	平成 25(2013)年		
	女性活躍推進法	平成 27(2015)年	人権教育推進計画（改定）	河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例
	部落差別解消推進法 ヘイトスピーチ解消法	平成 28(2016)年		人権施策推進プラン(改訂版)
	アイヌ民族支援法 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元(2019)年	人権尊重の社会づくり条例（一部改正） ヘイトスピーチ解消推進条例 性の多様性理解増進条例	
		令和 2(2020)年		新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例
		令和 3(2021)年		手話言語条例 認知症と共に生きるまちづくり条例
	こども基本法 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	令和 5(2023)年		
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和 6(2024)年		

3 「人権擁護都市宣言」に関する決議

平成 8（1996）年 6 月 20 日決議

基本的人権の享有を基調とする日本国憲法を日々の暮らしの中に生かし、住んでよかったといえるようなまちづくりは、市民すべての願いである。

しかし、私たちの社会には今なお存在するさまざまな人権侵害の現実があり、幸せへの願いを阻む要因となっている。

この社会情勢を克服するため、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いて行かなければならない。

私たちは、改めて基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

4 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

平成 13（2001）年 3 月 28 日

条例第 3 号

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（体制の充実）

第 4 条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第 5 条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5 世界人権宣言

1948年12月10日

国際連合第3回総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるす

べての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそののかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

すべて人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾

病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる

精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

6 日本国憲法（抄）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視し

てはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第十七条　何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を

有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

7 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月16日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及

び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

8 河内長野市教育委員会人権教育基本方針

令和2年（2020年）12月改訂

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍的文化の構築、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠なものである。

すべての人びとの人権が保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みを行っているところである。しかしながら、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要である。さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

2. 人と人とのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化に伴い、人権に関するさまざまな諸課題が新たに生まれる可能性がある現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

3. 地域社会のつながりを豊かにする人権教育

市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用にも努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

案件に関する説明書

案件 「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン」（素案）について

◎河内長野市人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）

平成 18（2006）年 9 月に策定、平成 28（2016）年 3 月に一部改訂

◎河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）（以下、「推進プラン」という。）

平成 28（2016）年 3 月に策定、令和 8（2026）年 3 月で計画期間満了

⇒令和 6 年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第 1 回会議でのご意見を踏まえて作成した「河内長野市人権施策推進プラン（第 3 期）の策定について（骨子）」に基づき、実施。

骨子の概要は、以下の 3 つにまとめています。

「基本方針」の基本理念や基本的視点は変更せず、継続して施策を実施していくとともに、新たに令和 8（2026）年度から開始する第 6 次総計の内容を反映し、人権施策を市全体で総合的かつ横断的に推進する。

近年施行された法令や制度等の現状を踏まえて、次期プランの各施策と関連する法令等の内容を改めて見直し、反映する方向で検討する。

令和 7（2025）年度実施の市民意識調査の結果から見てきた本市の現状と課題を次期プランにおける各種人権問題への取り組み課題に反映する方向で検討する。

<全体構成について>

◎「基本方針」と「推進プラン」の一本化

- ・記載内容の重複、改訂時の整合性が保てない等の課題があった。
- ・第 6 次総計における「わかり易さ」「見やすさ」の視点を加味した。

⇒それぞれの記載内容を精査し、一本化することで誰もが確認しやすい体裁に整えた。

◎全体の構成

<PI はじめに> <P2～7「基本方針」> <P8～35「推進プラン」> <P36～52「参考資料」>

<基本方針について>

◎「基本方針」は変更せず（2～7 ページ）

- ・基本理念、基本的視点等、本市の基本的な考え方に関わる部分は変更せず考え方を踏襲。
- ・「わかり易さ」「見やすさ」を重視し、体裁を校正。
- ・国内外の人権尊重の潮流を反映。

<推進プランについて>

◎「第1章 推進プランの概要（8～9 ページ）」

- ・趣旨及び構成、プランの期間、人権教育と人権啓発の意義と目的、SDGsなどの位置づけを明記。
- ・人権教育と人権啓発の意義と目的は新設。（「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を参照）。

◎「第2章 基本的人権施策の推進（10～12 ページ）」

- ・さまざまな課題に共通して推進すべき施策を記載。
- ・現行プランに記載した内容を踏襲。
- ・「法律や条例の周知啓発（10 ページ）」を追記（令和7（2025）年度意識調査の結果から反映）。

◎「第3章 分野別人権施策の推進（13～33 ページ）」

- ・「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「部落差別」「外国人」「感染症」「インターネット」「性的マイノリティ」「北朝鮮当局による拉致問題」「犯罪被害者」「さまざまな人権問題」の12の課題ごとに、（1）現状と課題、（2）めざす姿、（3）施策の方向を明記。
- ・（1）における意識調査の結果は、それぞれの人権問題において、特に傾向が顕著であった設問を記載。
- ・（2）については、各種法令や本市の様々な計画等の考え方を反映。
- ・（3）については、各種法令や本市の様々な計画等の考え方を反映。
- ・【主な関係法令・計画等】を分野別のページそれぞれに個別にまとめて記載。

◎「第4章 推進体制と進行管理（34～35 ページ）」

- ・現行プランの記載内容を踏襲。
 - ・「基本的人権施策及び分野別人権施策の推進に関する目標指標」は刷新。
 - ・設定した目標指標としては大きく分けると3つ
 - 『憲法における「国民の権利」の理解度』
 - 『各人権問題に関連する意見や考え方に対して「どちらともいえない」の市民割合』
 - 『各人権問題に関連する法律の市民認知度』を設定。
 - ・設定した理由は次の3つ
 - 『「国民の権利」の理解度』が人権意識と相対的に推移しているため。
 - 『どちらともいえない』を選ぶ理由として、人権に関する正しい情報が届いていない可能性から。
 - 『法律の認知度』が高いと人権意識が高い傾向があったため。
- ※いずれも令和7（2025）年度の市民意識調査の結果から得られたものです。

以上が案件に関する説明書となります。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度
河内長野市人権に関する市民意識調査
報 告 書

令和7(2025)年7月
河内長野市

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の設計	1
3 回収状況	1
4 報告書の見方	2
第2章 調査結果の概要	3
1 人権に関する意識や考え方について	3
2 住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方について	4
3 回答者自身の経験や生活について	4
4 人権に関する法律や条例等について	5
5 障がいのある人の人権について	5
6 日本に居住している外国人の人権について	6
7 部落差別(同和問題)について	6
8 性的マイノリティの人権について	7
9 インターネットによる人権侵害について	8
10 人権侵害を受けたときの対応について	8
第3章 調査結果(基本分析)	9
1 回答者の属性	9
2 人権に関する意識や考え方について	11
3 住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方について	60
4 回答者自身の経験や生活について	66
5 人権に関する法律や条例等について	106
6 障がいのある人の人権について	129
7 日本に居住している外国人の人権について	139
8 部落差別(同和問題)について	153
9 性的マイノリティの人権について	161
10 インターネットによる人権侵害について	172
11 人権侵害を受けたときの対応について	179
12 自由意見	181

第4章 調査結果(追加分析)	191
1 憲法における「国民の権利」についての理解別にみる意識の状況.....	191
2 人権に関する法律の認知度別にみる意識の状況	199
3 相手との接触の程度別にみる意識の状況	218
資料 調査票	235

第1章 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、河内長野市人権施策推進プラン(第2期)の終了にあたり、新たに第3期を策定するため、また人権施策を推進する上での基礎資料とすることを目的としています。

2 調査の設計

(1)調査対象

河内長野市在住の 18 歳以上の市民 2,000 人を令和7(2025)年4月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出

(2)調査期間

令和7(2025)年5月 26 日(月)～令和7(2025)年6月 16 日(月)

(3)調査方法

郵送配布、郵送回収またはオンラインによる回答

3 回収状況

図表 1-3-1 回収状況

配付数	回収数	有効回答数	有効回答率
2,000 件	969 件	965 件※	48.3%

※ うちオンラインによる回答 134 件

4 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から1つもしくは2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- クロス集計の結果を示す図表において、性別の「いずれでもない・無回答」及び年齢別の「無回答」を表記していますが、コメントは控えています。

第2章 調査結果の概要

1 人権に関する意識や考え方について

(1) 関心のある人権問題 【問1】

関心のある人権問題については、「インターネットによる人権侵害」が 49.2%で最も高く、次いで「高齢者の人権問題」が 40.9%、「女性の人権問題」が 38.7%と続いており、「特になし」を除くすべての項目で令和2(2020)年度調査より割合が増加していました。

(2) 憲法における「国民の権利」についての理解 【問2】

憲法における「国民の権利」についての理解について、完全正解者は全体で 15.9%となっており、50歳代が 19.3%で最も高くなっていました。

(3) 様々な意見や考え方について 【問3】

「(5)保護者が子どもをしつけるためなら、ときには体罰も必要だ」について、令和元(2019)年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2(2020)年4月に施行されましたが、『賛成』が 21.4%となっていました。

また、「(11)同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい」という、いわゆる「寝た子を起こすな」論について、『賛成』が 17.5%となっていました。

(4) 人権や差別についての考え方 【問4】

「(1)差別は人間として恥すべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない」では、『賛成』は 90.6%となっていました。また、「(3)差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」では、『賛成』が 79.8%となっていました。一方、「(2)差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」では、『賛成』が 28.3%、「どちらともいえない」と考える人が 33.4%で、「(4)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」では、『賛成』が 14.2%、「どちらともいえない」と考える人が 37.7%となっていました。

また、「(12)日本国憲法は、国民が守るべきルールである」では、『賛成』が 80.4%、「(13)人権には必ず義務がともなう」では、『賛成』が 61.1%となっていました。

2 住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方について

(1)家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件【問5】

家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件について、「近隣に外国籍住民が多いと言われていないか」が8.7%、「近隣に同和地区があると言われていないか」が7.9%、「近隣に低所得者が多いと言われていないか」が3.8%となっており、「近隣に外国籍住民が多いと言われていないか」は令和2(2020)年度調査の3.7%より5.0ポイント増加していました。

(2)結婚相手を考える際に気になること【問6】

結婚相手を考える際に気になることについて、「同和地区出身者かどうか」では、回答者自身の場合では10.1%(令和2(2020)年度調査では11.0%)、回答者のこどもの場合では13.3%(令和2(2020)年度調査では12.4%)と、令和2(2020)年度調査と比較して大きな差はみられませんでした。

3 回答者自身の経験や生活について

(1)差別や人権に関する教育を受けた経験【問8】

差別や人権に関する教育を受けた経験について、「(5)部落差別(同和問題)」では「小学校で受けた」の割合が最も高く、「(1)女性の人権問題」、「(2)こどもの人権問題」、「(3)高齢者の人権問題」、「(4)障がい者の人権問題」では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、それ以外の人権問題では「受けたことはない」の割合が最も高くなっていました。

(2)個別の人権問題に関するイベント等への参加状況【問9】

個別の人権問題に関するイベント等への参加状況について、『参加した』(「1回だけ参加した」と「2回～4回くらい参加した」、「5回以上参加した」の合計)では、「(4)障がい者の人権問題」が10.7%で最も高く、次いで「(3)高齢者の人権問題」、「(5)部落差別(同和問題)」がいずれも7.1%となっていました。

4 人権に関する法律や条例等について

(1)人権に関する法律や行政の条例や制度、取組の認知度 【問 11】

人権に関する法律や行政の条例や制度、取組の認知度について、「内容(趣旨)を知っている」では、「(3)部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」が 7.0%で最も高く、次いで「(1)障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が 5.8%、「(2)ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」、「(10)河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」がいずれも 3.9%となっていました。

5 障がいのある人の人権について

(1)障がいのある人に関する意見についての考え方 【問 12】

障がいのある人に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(4)職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」が 86.0%で最も高く、次いで「(1)障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」が 85.9%、「(9)障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」が 85.0%となっていました。

一方、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(6)自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」が 66.2%で最も高く、次いで「(2)企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」が 62.5%、「(8)障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」が 28.8%となっていました。

6 日本に居住している外国人の人権について

(1)日本に居住している外国人に関する意見についての考え方【問 13】

日本に居住している外国人に関する意見についての考え方について、『賛成』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）では、「(6)外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」が 69.2%で最も高く、次いで「(8)共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」が 67.8%、「(2)日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」、「(4)日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」がいずれも 49.9%となっていました。

一方、『反対』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）では、「(3)雇用者が外国人従業員に、職場では通称名（日本名）の使用を強制しても問題はない」が 70.4%で最も高く、次いで「(9)外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」が 54.1%、「(1)外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」が 52.5%となっていました。

(2)ヘイトスピーチを見聞きした経験【問 14】

ヘイトスピーチを見聞きした経験については、「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」が 61.6%で最も高く、次いで「見聞きしたことがない」が 21.6%、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が 16.1%となっていました。

(3)ヘイトスピーチに対する意識【問 15】

ヘイトスピーチを見聞きした経験がある人の、ヘイトスピーチに対する意識については、「不愉快で許せないと思った」が 48.4%で最も高く、次いで「日本に対する印象が悪くなると思った」が 38.3%、「「表現の自由」の範囲内のものだと思った」が 12.0%となっていました。

7 部落差別(同和問題)について

(1)部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけ【問 16】

部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が 31.6%で最も高く、次いで「父母や家族から聞いた」が 18.7%、「なんとなく知っている」が 9.2%となっていました。

(2)部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか【問 17】

部落差別(同和問題)を知っている人の、部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うかについては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 62.4%で最も高く、次いで「身元調査をされること」が 40.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 35.6%となっていました。

(3)部落差別(同和問題)が存在する理由【問 18】

部落差別(同和問題)を知っている人の、部落差別(同和問題)が存在する理由については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから」が 59.3%で最も高く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が 36.7%、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が 24.1%となっていました。

(4)部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと【問 19】

部落差別(同和問題)を知っている人の、部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うことについては、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」が 51.0%で最も高く、次いで「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」が 27.5%、「インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき」が 23.7%となっており、「インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき」では、令和2(2020)年度調査の 19.7%より 4.0 ポイント増加していました。

8 性的マイノリティの人権について

(1)性的マイノリティの人権に関する意見についての考え方【問 20】

性的マイノリティの人権に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(5)学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由に選べるほうがいい」が 70.5%で最も高く、次いで「(6)トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」が 63.5%、「(3)もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる」が 58.5%となっていました。

一方、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(2)同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」が 63.4%で最も高く、次いで「(9)自分の身内には同性愛者はいてほしくない」が 28.8%、「(10)日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」が 27.9%となっていました。

9 インターネットによる人権侵害について

(1)インターネットによる人権侵害に関する意見についての考え方【問 21】

インターネットによる人権侵害に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(1)表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ」が 79.5%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(4)自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい」が 71.6%で最も高くなっていました。

10 人権侵害を受けたときの対応について

(1)人権侵害を受けたときの対応【問 22】

人権侵害を受けたときの対応については、「身近な人(家族や友人、教師など)に相談する」が 51.6%で最も高く、次いで「人権問題に詳しい人に相談する」が 43.3%、「警察に相談する」が 40.5%と続いており、「市役所に相談する」(38.4%)では、令和2(2020)年度調査の 26.9%より 11.5 ポイント増加していました。

また、「我慢する」は 3.4%と、令和2(2020)年度調査の 4.1%と大きな差はみられませんでした。

第3章 調査結果(基本分析)

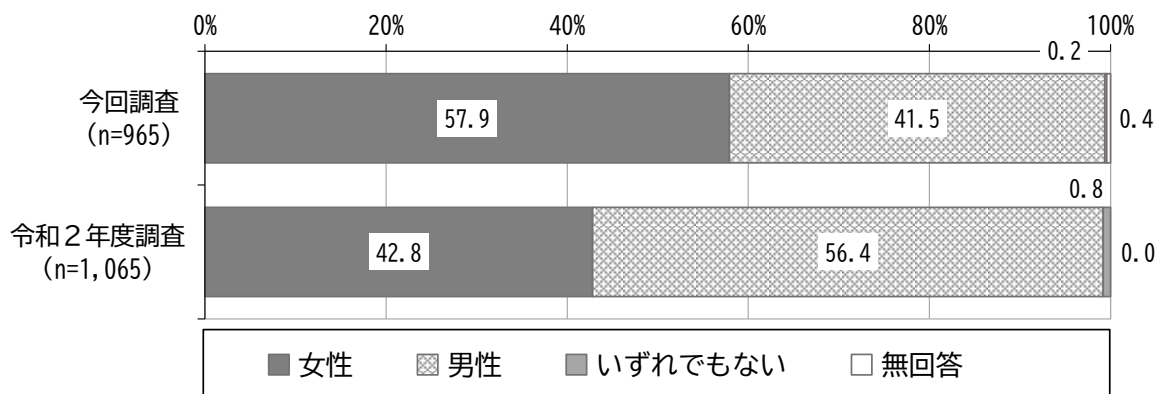
1 回答者の属性

(1)性別

A 性別をおたずねします。(自認する性別の番号に○は1つだけ)

性別については、「女性」が57.9%、「男性」が41.5%、「いずれでもない」が0.2%となっています。

図表 3-1-1 性別

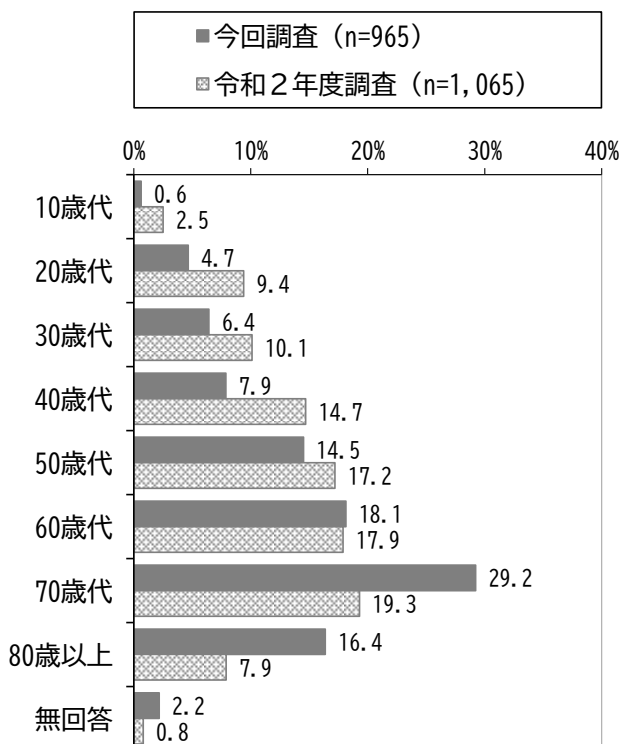


(2)年齢

B 年齢(2025(令和7)年4月1日現在の満年齢)をおたずねします。(○は1つだけ)

年齢については、「70 歳代」が 29.2%で最も高く、次いで「60 歳代」が 18.1%、「80 歳以上」が 16.4%と続いています。

図表 3-1-2 年齢

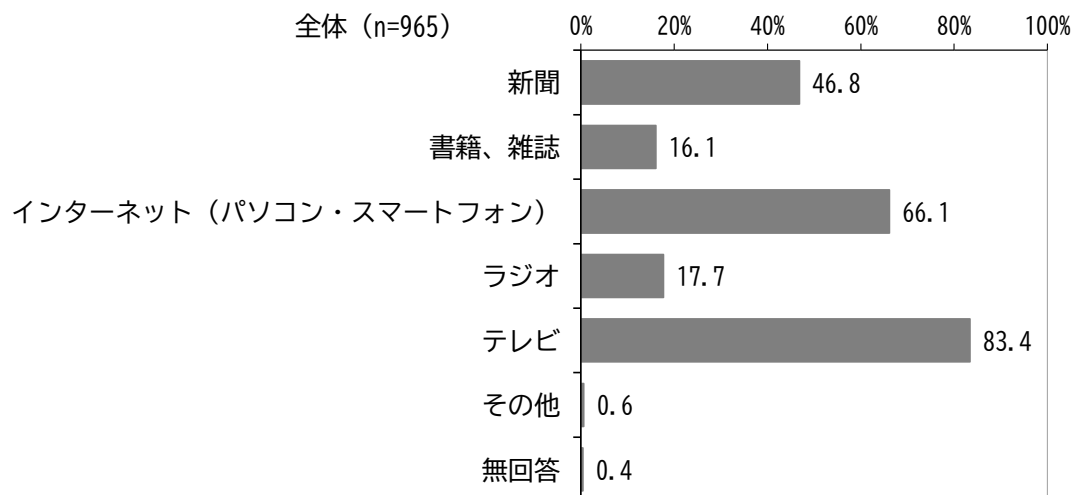


(3)日常的に利用する主なメディア

C あなたが日常的に利用する主なメディアは何ですか。(〇はいくつでも)

日常的に利用する主なメディアについては、「テレビ」が 83.4%で最も高く、次いで「インターネット(パソコン・スマートフォン)」が 66.1%、「新聞」が 46.8%と続いています。

図表 3-1-3 日常的に利用する主なメディア



性別でみると、女性・男性いずれも「テレビ」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、50 歳代以下では「インターネット(パソコン・スマートフォン)」の割合が最も高く、60 歳代以上では「テレビ」の割合が最も高くなっています。

図表 3-1-4 日常的に利用する主なメディア 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	新聞	書籍、雑誌	インターネット(パソコン・スマートフォン)	ラジオ	テレビ	その他	無回答
全体		965	46.8	16.1	66.1	17.7	83.4	0.6	0.4
性別	女性	559	43.8	16.3	64.0	17.9	85.2	0.7	0.2
	男性	400	51.8	15.8	69.8	17.8	81.8	0.5	0.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0
年齢別	18～29歳	51	5.9	3.9	100.0	2.0	56.9	0.0	0.0
	30歳代	62	4.8	14.5	96.8	11.3	62.9	3.2	0.0
	40歳代	76	21.1	9.2	90.8	17.1	71.1	0.0	0.0
	50歳代	140	26.4	14.3	82.9	14.3	78.6	0.0	0.0
	60歳代	175	47.4	19.4	76.6	16.6	85.7	0.0	0.0
	70歳代	282	66.0	17.4	51.4	19.9	94.0	1.1	0.4
	80歳以上	158	75.3	19.6	31.0	25.9	91.1	0.6	0.0
	無回答	21	23.8	14.3	66.7	19.0	66.7	0.0	14.3

※網掛け■は最も割合が高いもの

2 人権に関する意識や考え方について

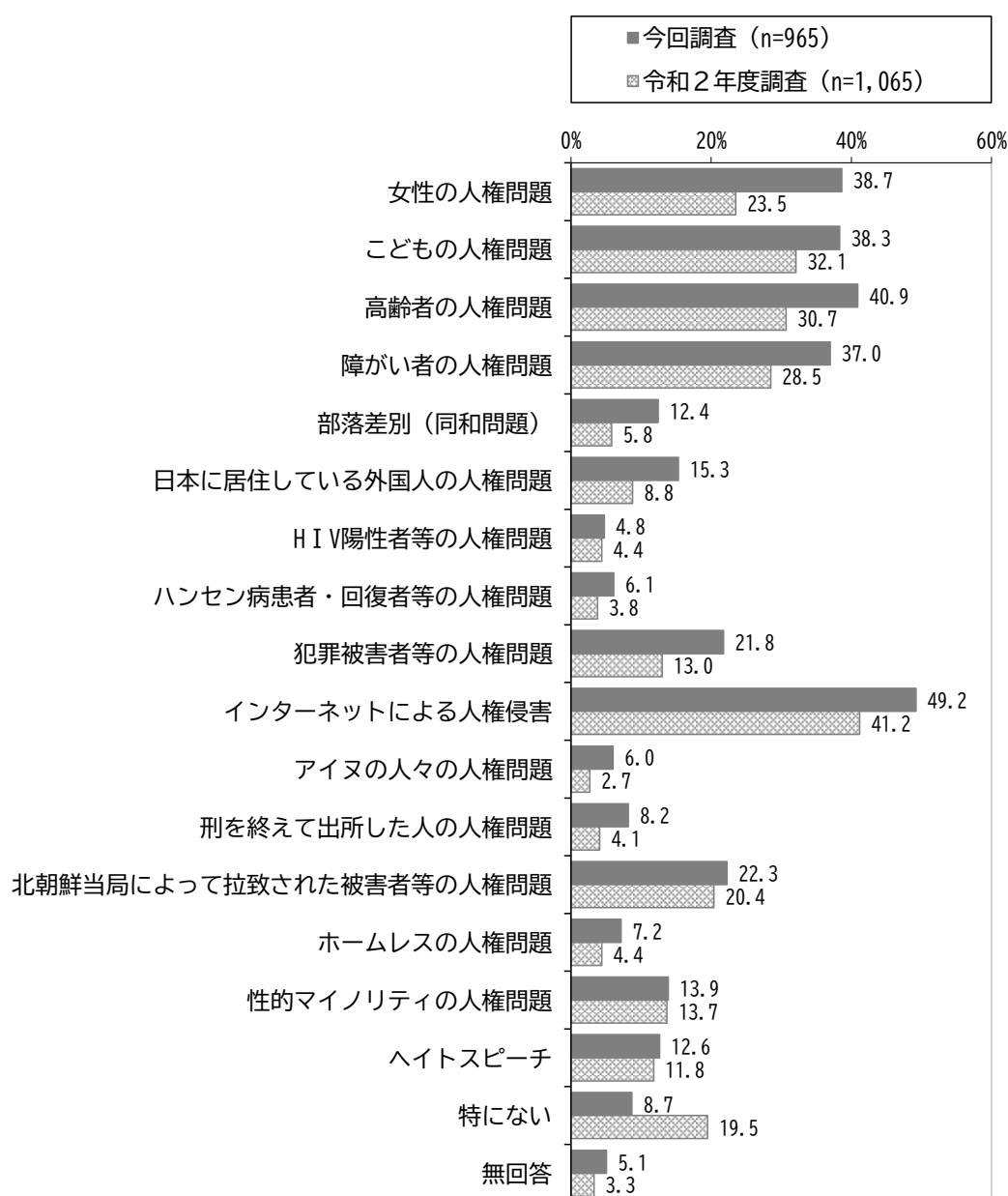
(1) 関心のある人権問題

問 1 次の人権問題について、あなたが関心のあるものはどれですか。(○はいくつでも)

関心のある人権問題については、「インターネットによる人権侵害」が 49.2%で最も高く、次いで「高齢者の人権問題」が 40.9%、「女性の人権問題」が 38.7%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「特にない」を除くすべての項目で令和2(2020)年度調査より割合が増加しており、「女性の人権問題」(38.7%)では、令和2(2020)年度調査(23.5%)より 15.2 ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

図表 3-2-1 関心のある人権問題



※ 「部落差別(同和問題)」について令和2(2020)年度調査では「同和問題」、
「日本に居住している外国人の人権問題」について令和2(2020)年度調査では「外国人の人権問題」、
「HIV 陽性者等の人権問題」について令和2(2020)年度調査では「HIV感染者等の人権問題」

性別でみると、女性では「女性の人権問題」が 49.4%で最も高く、男性では「インターネットによる人権侵害」が 50.5%で最も高くなっています。

年齢別でみると、「特にない」では、30 歳代が 14.5%で最も高くなっています。

図表 3-2-2 関心のある人権問題 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	女性の人権問題	こどもの人権問題	高齢者の人権問題	障がい者の人権問題	部落差別（同和問題）	日本に居住している外国人の人権問題	HIV陽性者等の人権問題	ハンセン病患者・回復者等の人権問題	犯罪被害者等の人権問題	インターネットによる人権侵害
全体		965	38.7	38.3	40.9	37.0	12.4	15.3	4.8	6.1	21.8	49.2
性別	女性	559	49.4	42.4	44.5	39.2	10.2	12.5	5.0	5.9	20.9	48.3
	男性	400	24.0	32.8	35.8	34.3	15.5	19.3	4.5	6.5	23.3	50.5
	いずれでもない・無回答	6	16.7	33.3	50.0	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0
年齢別	18～29歳	51	47.1	41.2	11.8	23.5	5.9	27.5	5.9	5.9	17.6	49.0
	30歳代	62	37.1	46.8	9.7	16.1	8.1	16.1	1.6	0.0	16.1	37.1
	40歳代	76	39.5	46.1	21.1	40.8	15.8	13.2	6.6	5.3	26.3	65.8
	50歳代	140	42.1	35.7	31.4	34.3	12.9	17.1	6.4	6.4	26.4	54.3
	60歳代	175	41.1	42.3	42.9	37.7	10.9	19.4	5.7	5.7	24.6	52.0
	70歳代	282	40.1	35.5	55.0	43.6	14.2	12.4	4.6	7.8	23.0	52.5
	80歳以上	158	29.1	32.9	53.8	34.8	10.8	11.4	3.2	7.0	12.7	31.6
	無回答	21	28.6	42.9	38.1	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	28.6	57.1

		合計	アイヌの人々の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	ホームレスの人権問題	性的マイノリティの人権問題	ヘイトスピーチ	特にない	無回答
全体		965	6.0	8.2	22.3	7.2	13.9	12.6	8.7	5.1
性別	女性	559	5.0	7.9	22.2	6.4	15.4	11.1	7.0	5.7
	男性	400	7.5	8.8	22.3	8.3	12.0	15.0	11.3	4.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	5.9	9.8	7.8	9.8	27.5	2.0	7.8	2.0
	30歳代	62	1.6	3.2	1.6	1.6	11.3	6.5	14.5	8.1
	40歳代	76	5.3	9.2	21.1	6.6	18.4	17.1	9.2	3.9
	50歳代	140	3.6	11.4	18.6	10.0	21.4	13.6	12.1	2.9
	60歳代	175	7.4	8.6	24.0	9.1	15.4	12.6	8.6	4.0
	70歳代	282	6.0	7.8	28.0	6.4	9.9	16.3	5.3	4.3
	80歳以上	158	8.2	5.7	27.8	5.7	6.3	10.1	9.5	10.8
	無回答	21	9.5	14.3	14.3	4.8	19.0	4.8	9.5	0.0

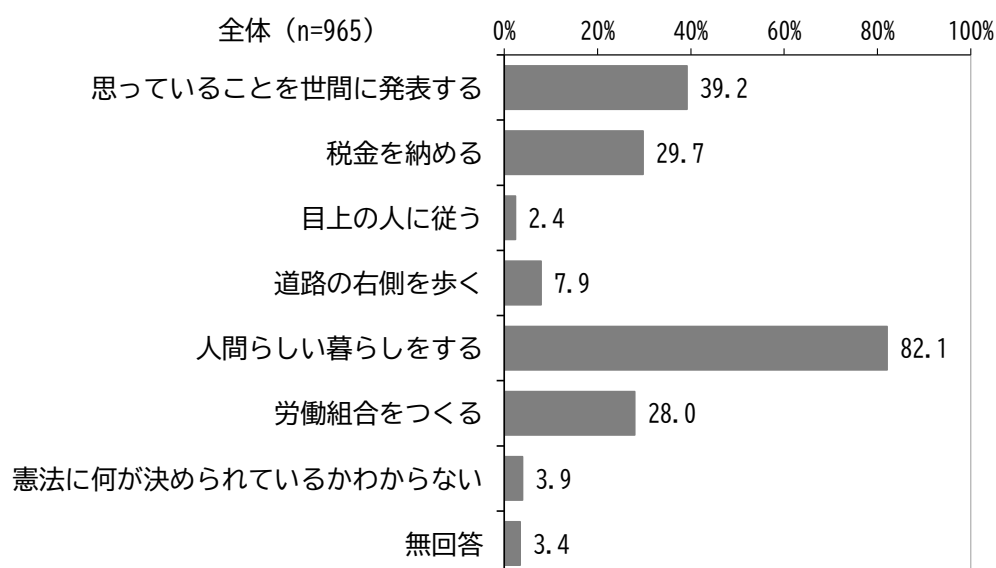
※網掛け■は最も割合が高いもの

(2)憲法における「国民の権利」についての理解

問2 あなたは憲法により、義務ではなく国民の権利として決められているのは、どれだと思いますか。(〇はいくつでも)

憲法における「国民の権利」についての理解については、「人間らしい暮らしをする」が 82.1%で最も高く、次いで「思っていることを世間に発表する」が 39.2%、「税金を納める」が 29.7%と続いています。

図表 3-2-3 憲法における「国民の権利」についての理解



※ 「思っていることを世間に発表する」…第 21 条(表現の自由)

「人間らしい暮らしをする」…第 25 条(生存権)

「労働組合をつくる」…第 28 条(団結権)

性別でみると、女性・男性いずれも「人間らしい暮らしをする」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「憲法に何が決められているかわからない」では、30 歳代が 8.1%で最も高くなっています。

図表 3-2-4 憲法における「国民の権利」についての理解 属性別

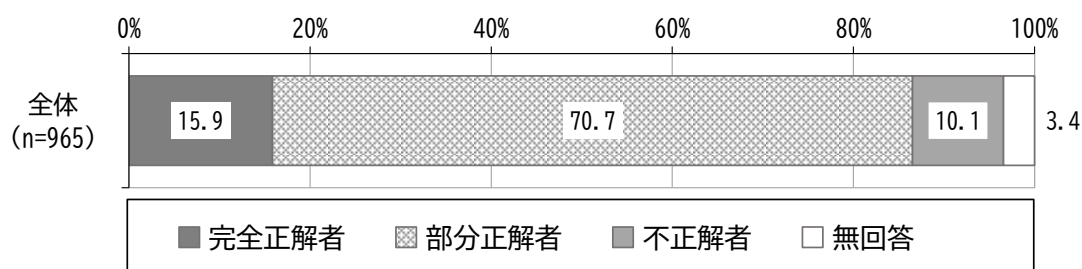
単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	思っていることを世間に発表する	税金を納める	目上の人に従う	道路の右側を歩く	人間らしい暮らしをする	労働組合をつくる	憲法に何が決められているかわからない	無回答
全体		965	39.2	29.7	2.4	7.9	82.1	28.0	3.9	3.4
性別	女性	559	36.0	30.4	2.3	9.3	83.4	26.3	4.3	4.1
	男性	400	44.0	28.8	2.3	6.0	80.8	30.8	3.5	2.5
	いずれでもない・無回答	6	16.7	33.3	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	18～29歳	51	49.0	23.5	11.8	11.8	78.4	39.2	7.8	3.9
	30歳代	62	48.4	19.4	3.2	3.2	71.0	29.0	8.1	6.5
	40歳代	76	39.5	25.0	5.3	3.9	77.6	32.9	5.3	2.6
	50歳代	140	44.3	20.7	0.0	2.1	85.7	32.9	2.9	1.4
	60歳代	175	34.9	28.0	0.6	4.6	82.3	19.4	5.7	3.4
	70歳代	282	38.3	34.4	1.8	8.9	88.7	27.3	2.8	2.5
	80歳以上	158	32.3	39.9	3.2	17.7	76.6	25.3	1.3	6.3
	無回答	21	52.4	28.6	0.0	4.8	66.7	47.6	4.8	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

憲法における「国民の権利」についての理解についての完全正解者は、全体で 15.9%となっています。

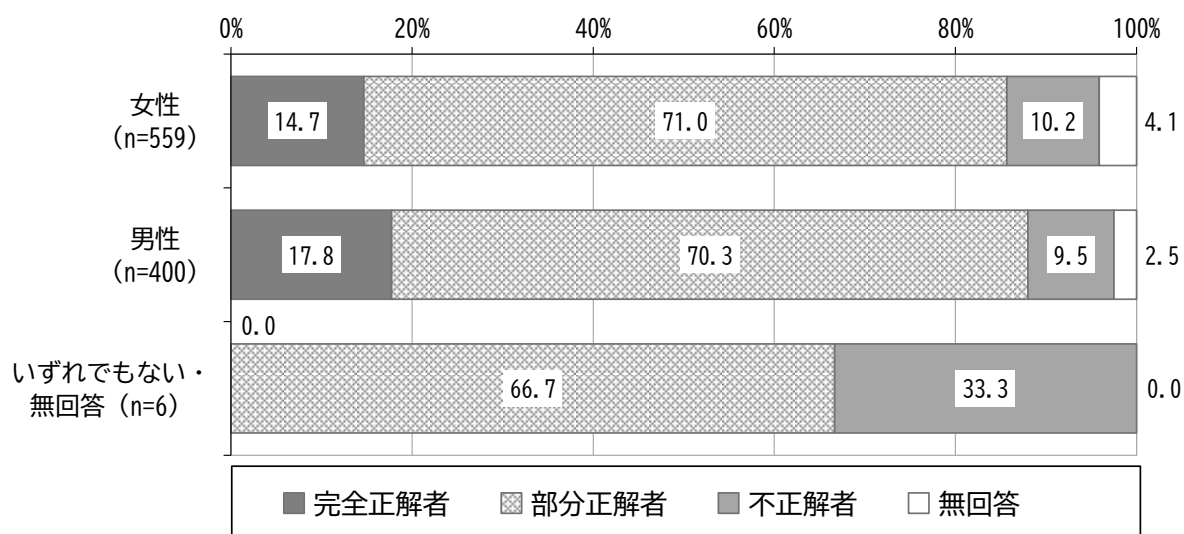
図表 3-2-5 憲法における「国民の権利」についての理解



※「完全正解者」…正答である「思っていることを世間に発表する」、「人間らしい暮らしをする」、「労働組合をつくる」の3つのみを選択した方
「部分正解者」…正答である3つのうち一部のみを選択する、または3つすべて選択した上で他の項目も選択した方
「不正解者」…正答である3つ以外の項目のみを選択した方

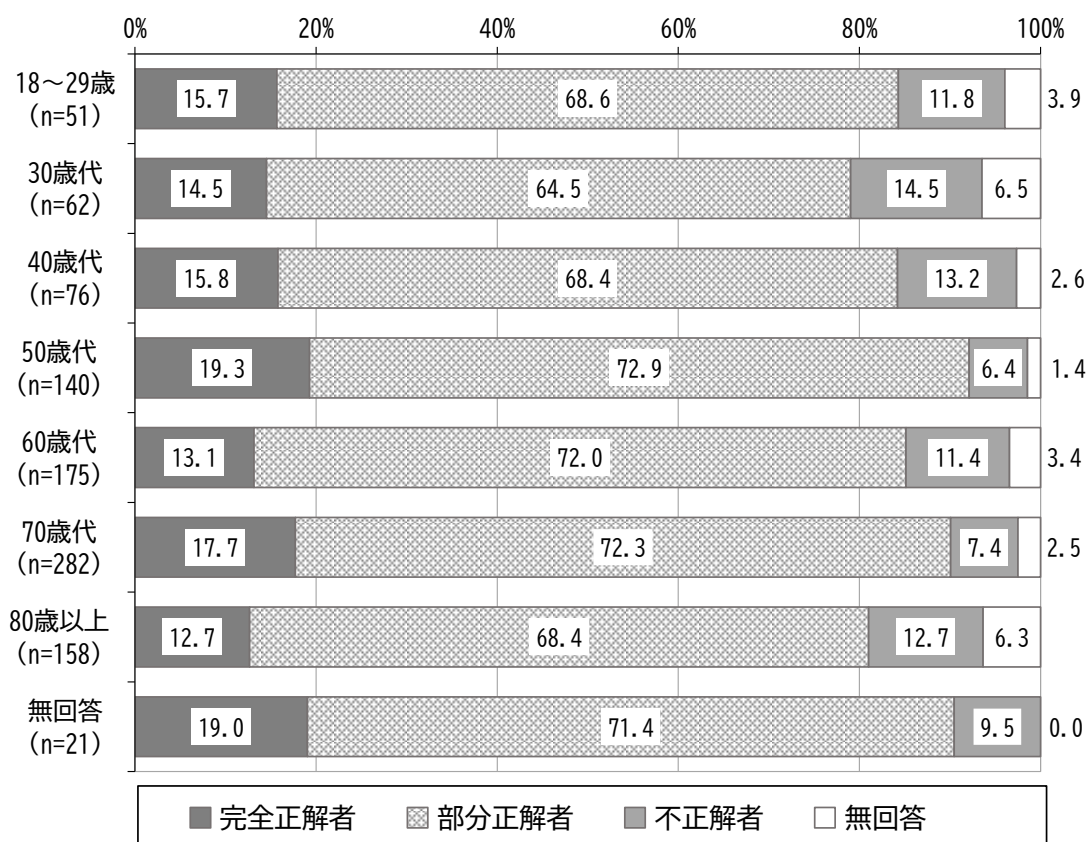
性別でみると、完全正解者は、女性が 14.7%、男性が 17.8%となっています。

図表 3-2-6 憲法における「国民の権利」についての理解 性別



年齢別でみると、完全正解者は、50 歳代が 19.3%で最も高く、不正解者は 30 歳代が 14.5%で最も高くなっています。

図表 3-2-7 憲法における「国民の権利」についての理解 年齢別

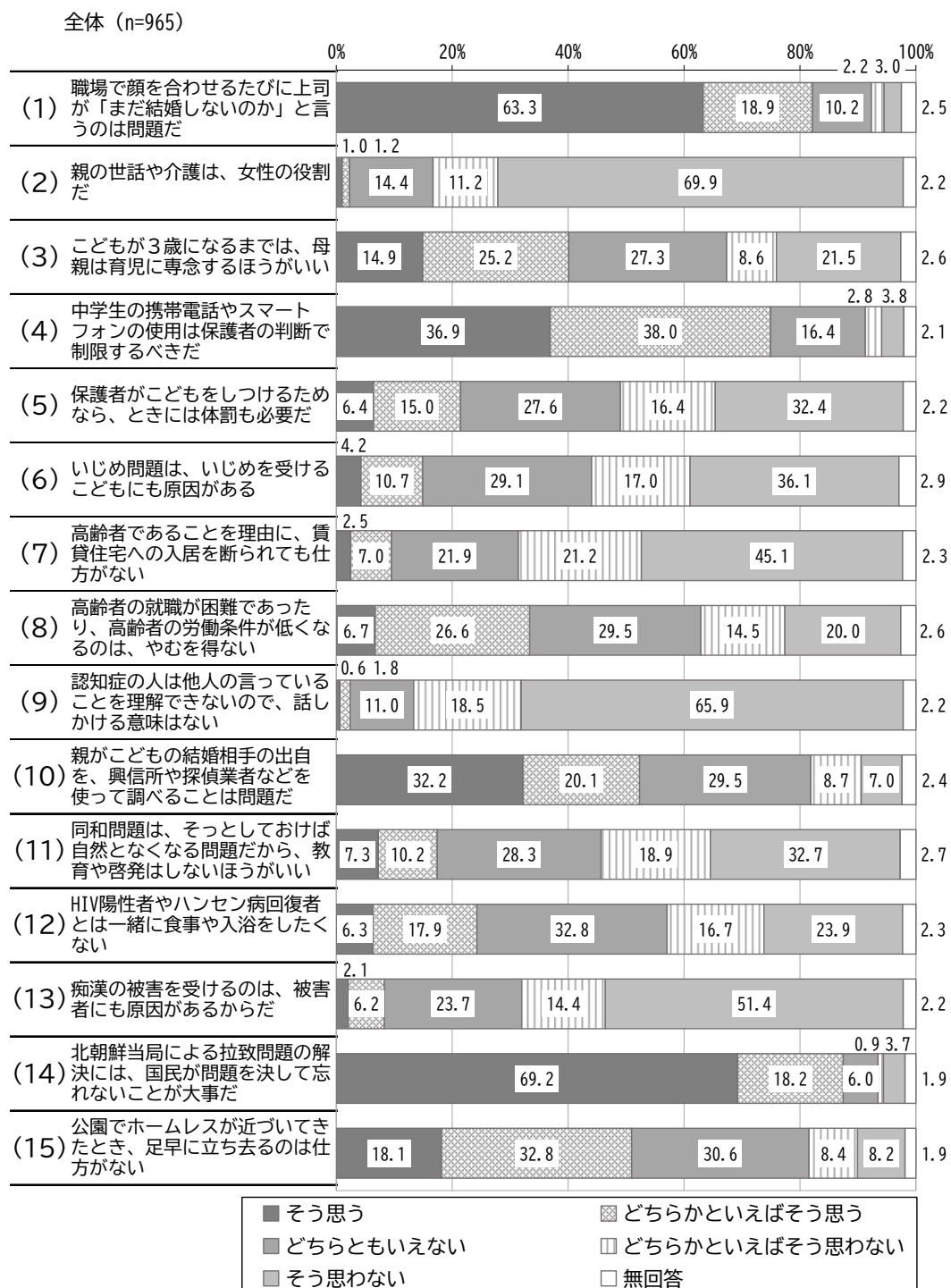


(3)様々な意見や考え方について

問3 次のような意見や考え方について、あなたの考えに最も近いのはどれですか。
(○はそれぞれに1つ)

様々な意見や考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(14)北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」が87.4%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(9)認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」が84.4%で最も高くなっています。

図表 3-2-8 様々な意見や考え方について



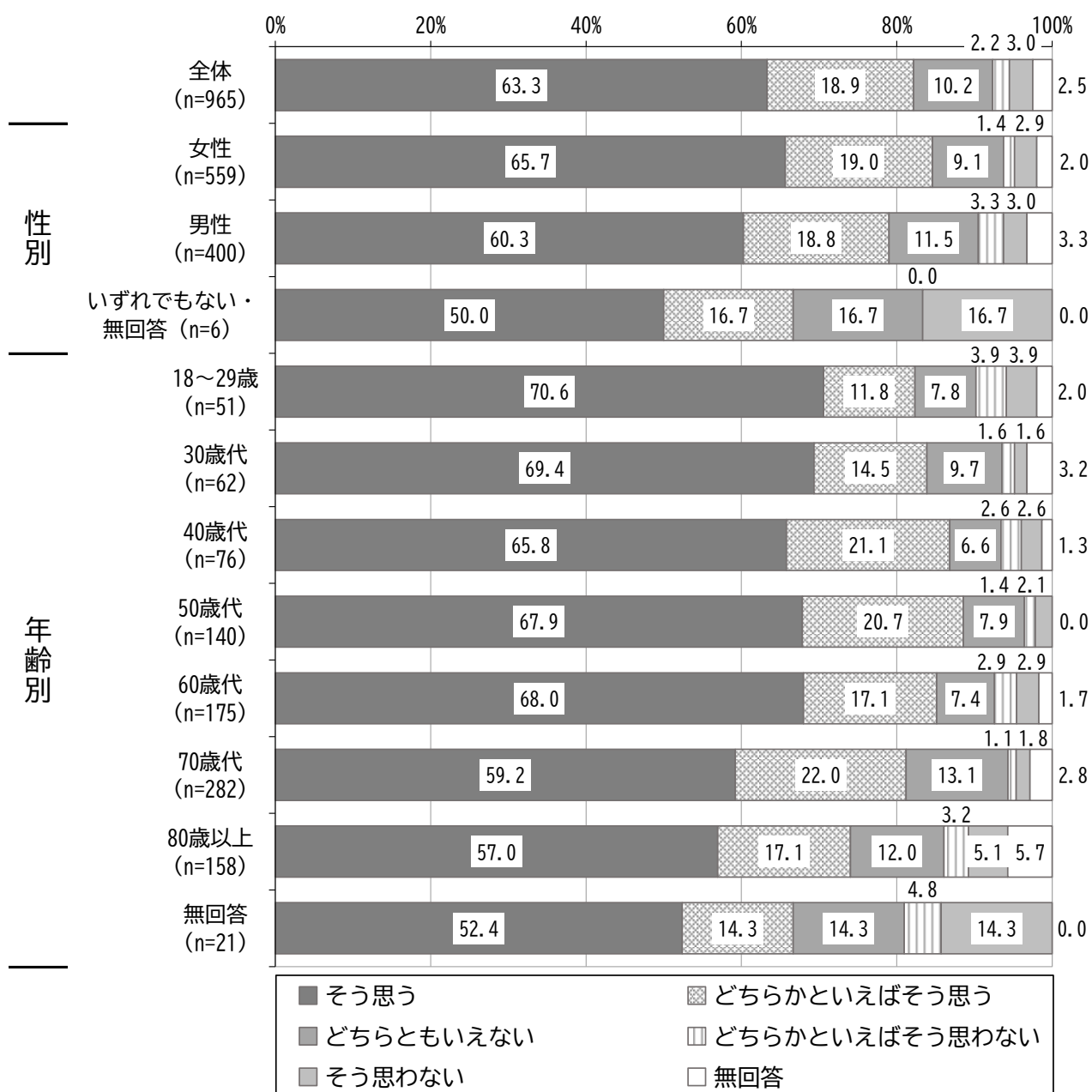
① 職場で顔を合わせるたびに上司が「まだ結婚しないのか」と言うのは問題だ

「職場で顔を合わせるたびに上司が「まだ結婚しないのか」と言うのは問題だ」については、「そう思う」が63.3%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が18.9%、「どちらともいえない」が10.2%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が84.7%、男性が79.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、50歳代が88.6%で最も高く、『反対』では、80歳以上が8.3%で最も高くなっています。

図表 3-2-9 「職場で顔を合わせるたびに上司が「まだ結婚しないのか」と言うのは問題だ」



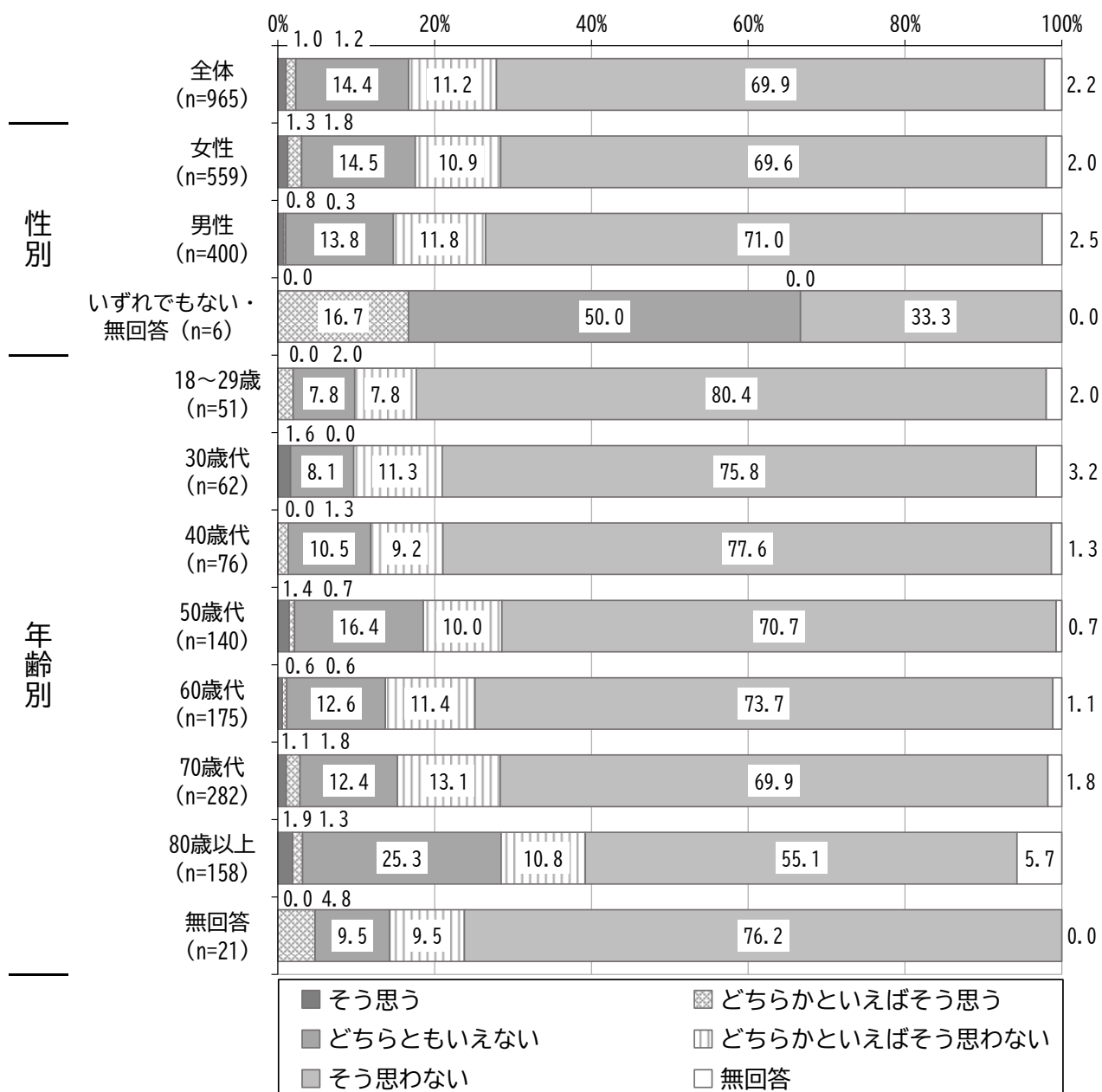
② 親の世話や介護は、女性の役割だ

「親の世話や介護は、女性の役割だ」については、「そう思わない」が 69.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 14.4%、「どちらかといえばそう思わない」が 11.2%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 80.5%、男性が 82.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 3.2%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 88.2%で最も高くなっています。

図表 3-2-10 「親の世話や介護は、女性の役割だ」



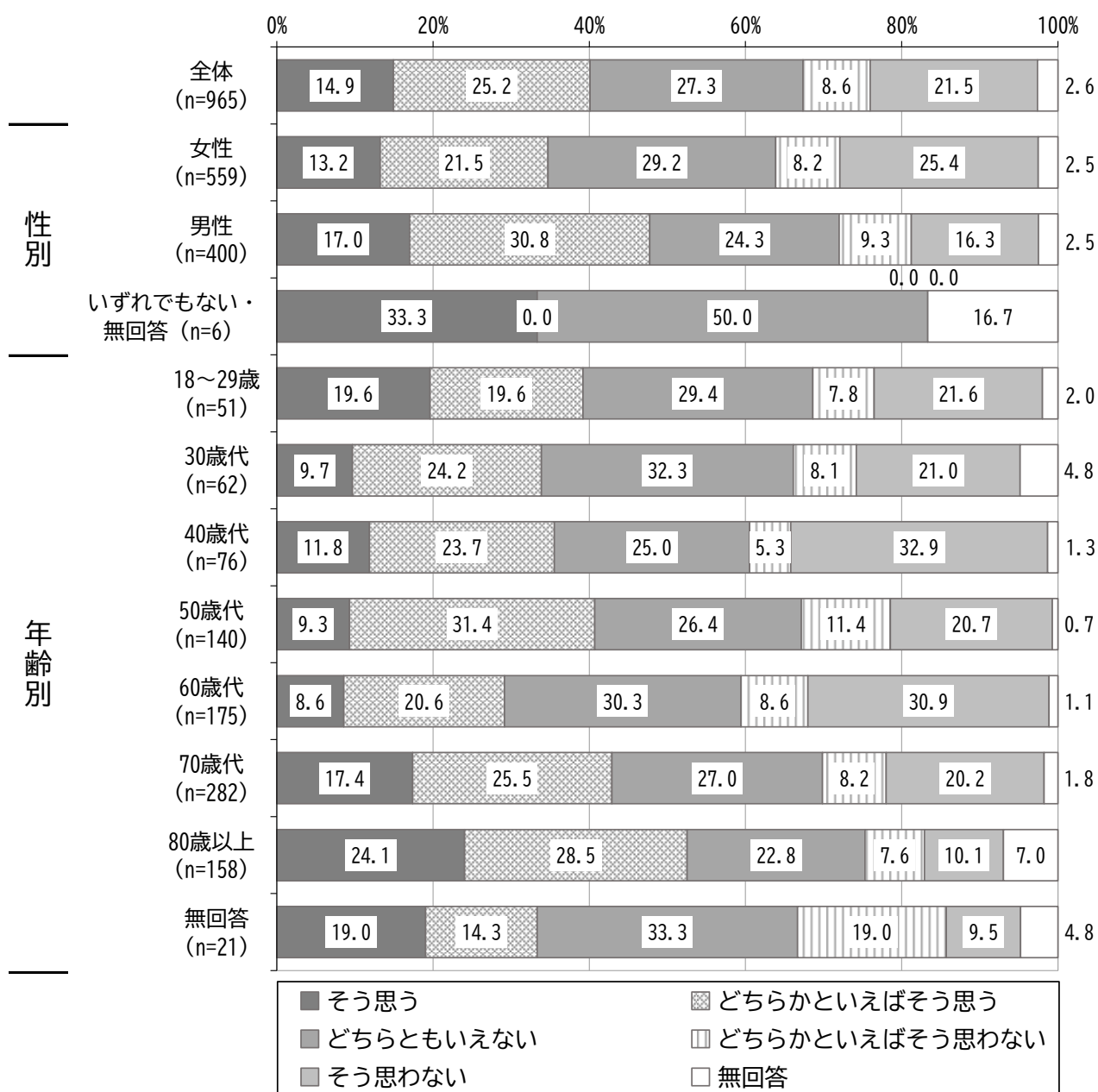
③ こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい

「こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」については、「どちらともいえない」が27.3%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が25.2%、「そう思わない」が21.5%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が34.7%、男性が47.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が52.6%で最も高く、『反対』では、60歳代が39.5%で最も高くなっています。

図表 3-2-11 「こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」



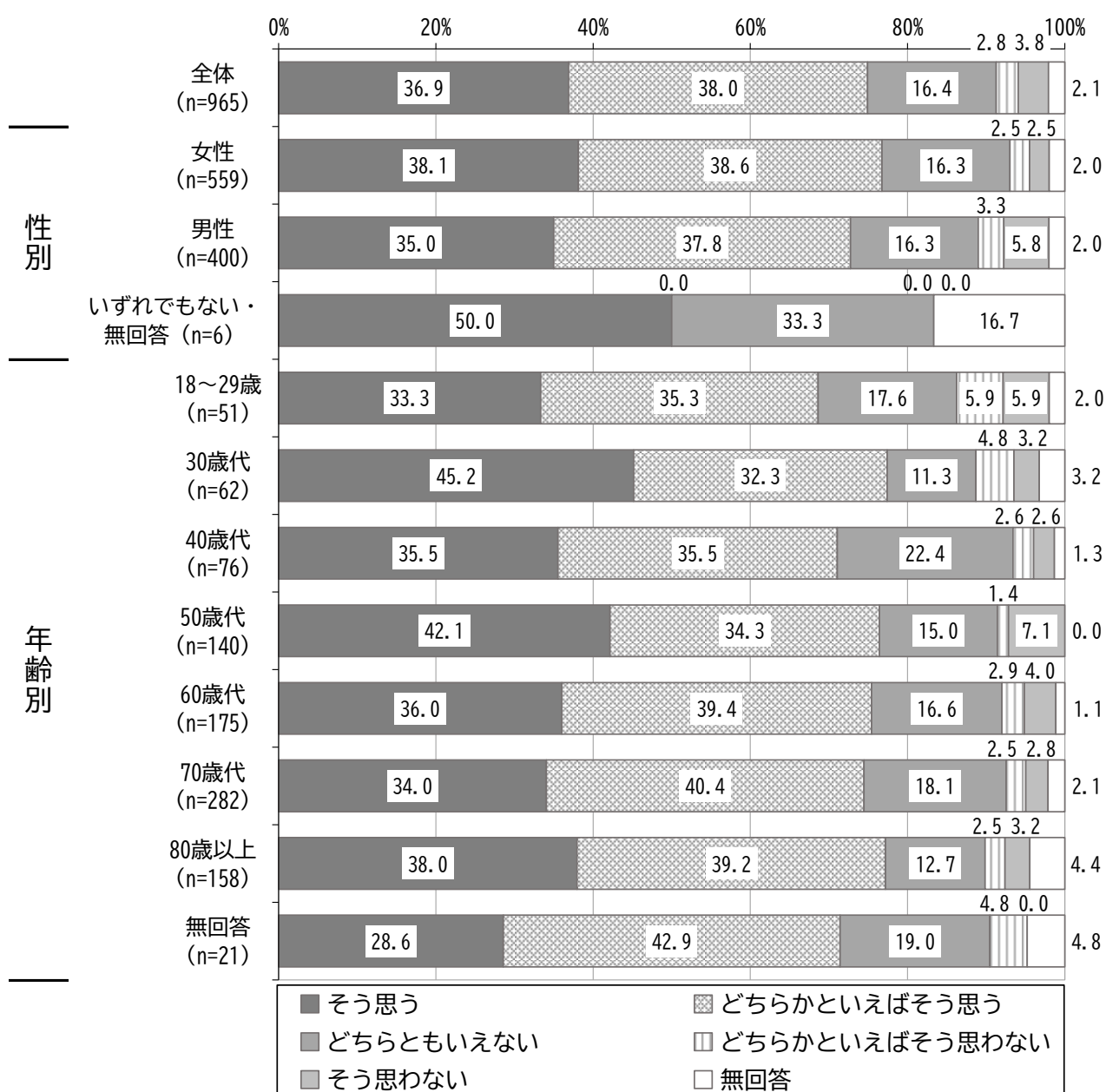
④ 中学生の携帯電話やスマートフォンの使用は保護者の判断で制限するべきだ

「中学生の携帯電話やスマートフォンの使用は保護者の判断で制限するべきだ」については、「どちらかといえばそう思う」が 38.0%で最も高く、次いで「そう思う」が 36.9%、「どちらともいえない」が 16.4%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 76.7%、男性が 72.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、30 歳代が 77.5%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 11.8%で最も高くなっています。

図表 3-2-12 「中学生の携帯電話やスマートフォンの使用は保護者の判断で制限するべきだ」



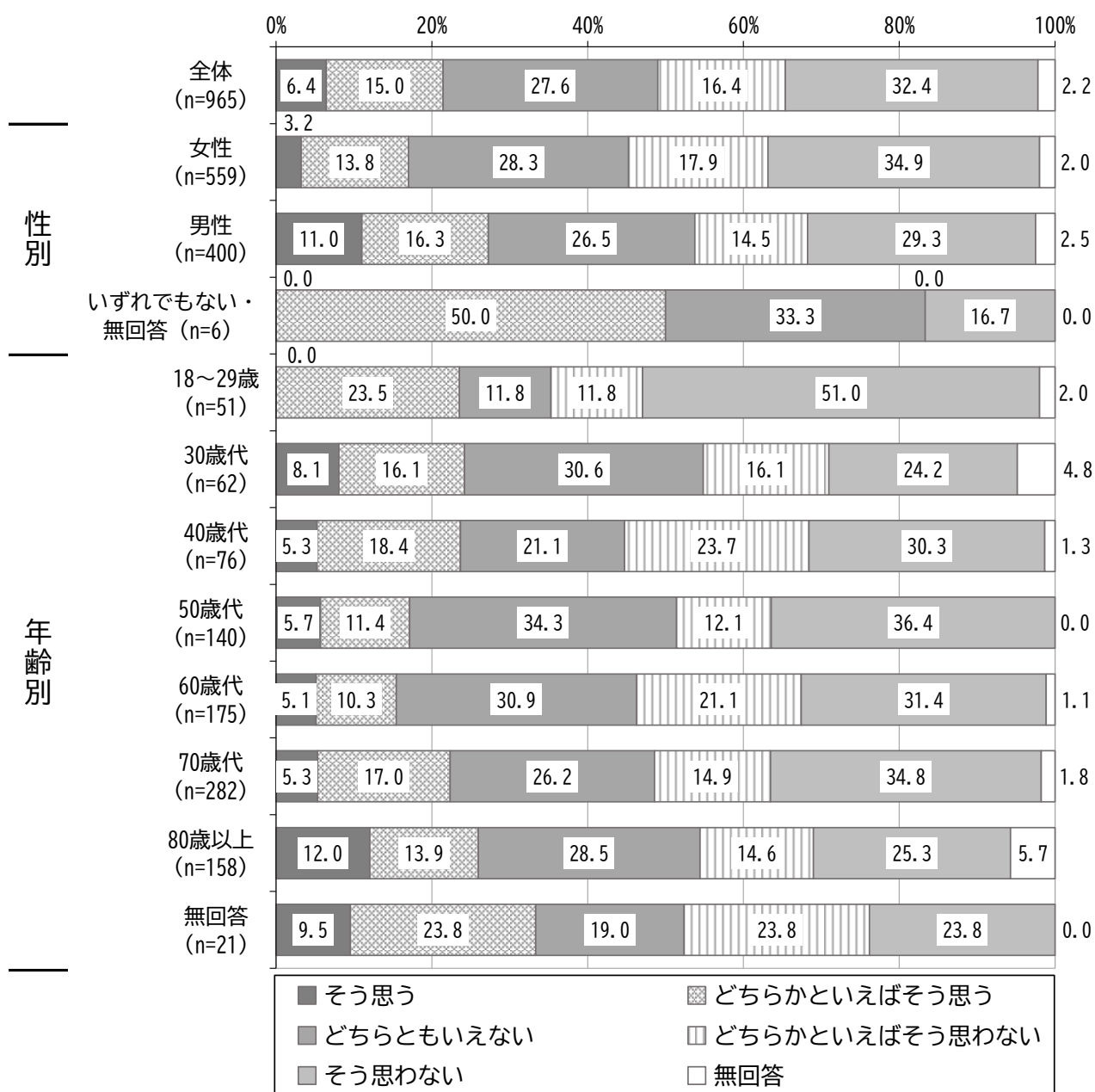
⑤ 保護者が子どもをしつけるためなら、ときには体罰も必要だ

「保護者が子どもをしつけるためなら、ときには体罰も必要だ」については、「そう思わない」が 32.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 27.6%、「どちらかといえばそう思わない」が 16.4%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 52.8%、男性が 43.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 25.9%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 62.8%で最も高くなっています。

図表 3-2-13 「保護者が子どもをしつけるためなら、ときには体罰も必要だ」



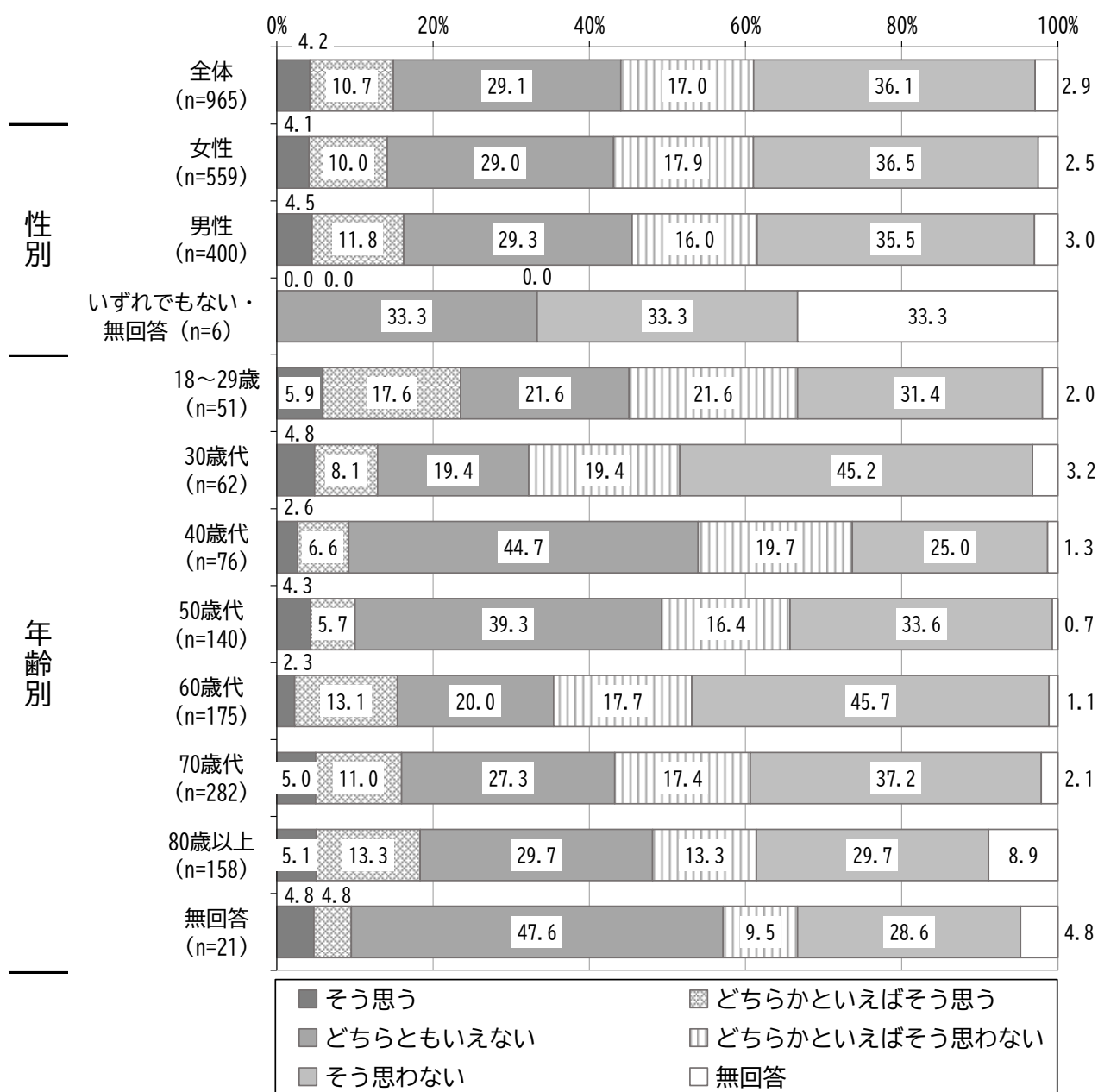
⑥ いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある

「いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある」については、「そう思わない」が 36.1%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.1%、「どちらかといえばそう思わない」が 17.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 54.4%、男性が 51.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 23.5%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 64.6%で最も高くなっています。

図表 3-2-14 「いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある」



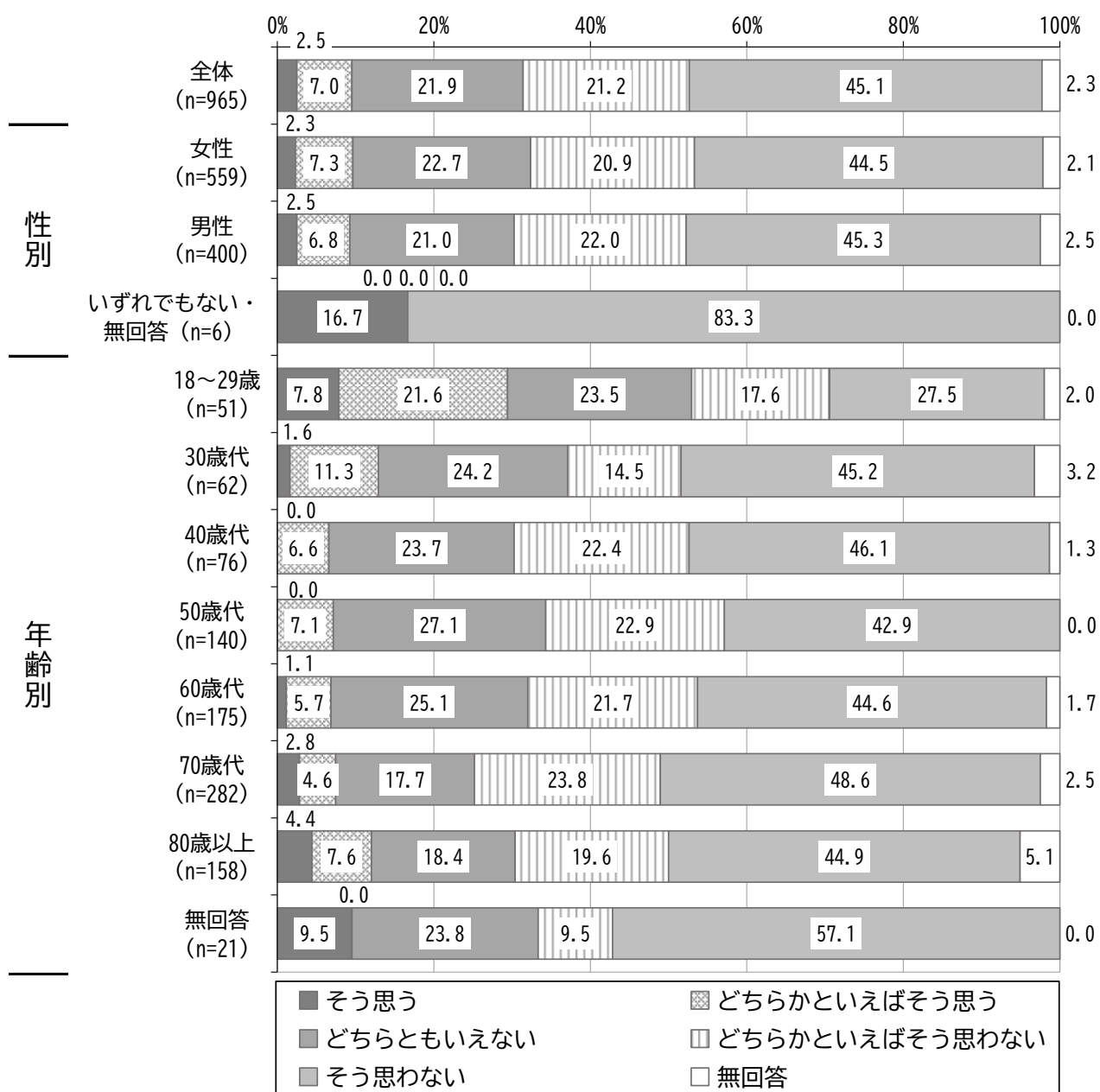
⑦ 高齢者であることを理由に、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない

「高齢者であることを理由に、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」については、「そう思わない」が 45.1%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 21.9%、「どちらかといえばそう思わない」が 21.2%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 65.4%、男性が 67.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 29.4%で最も高く、『反対』では、70 歳代が 72.4%で最も高くなっています。

図表 3-2-15 「高齢者であることを理由に、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」



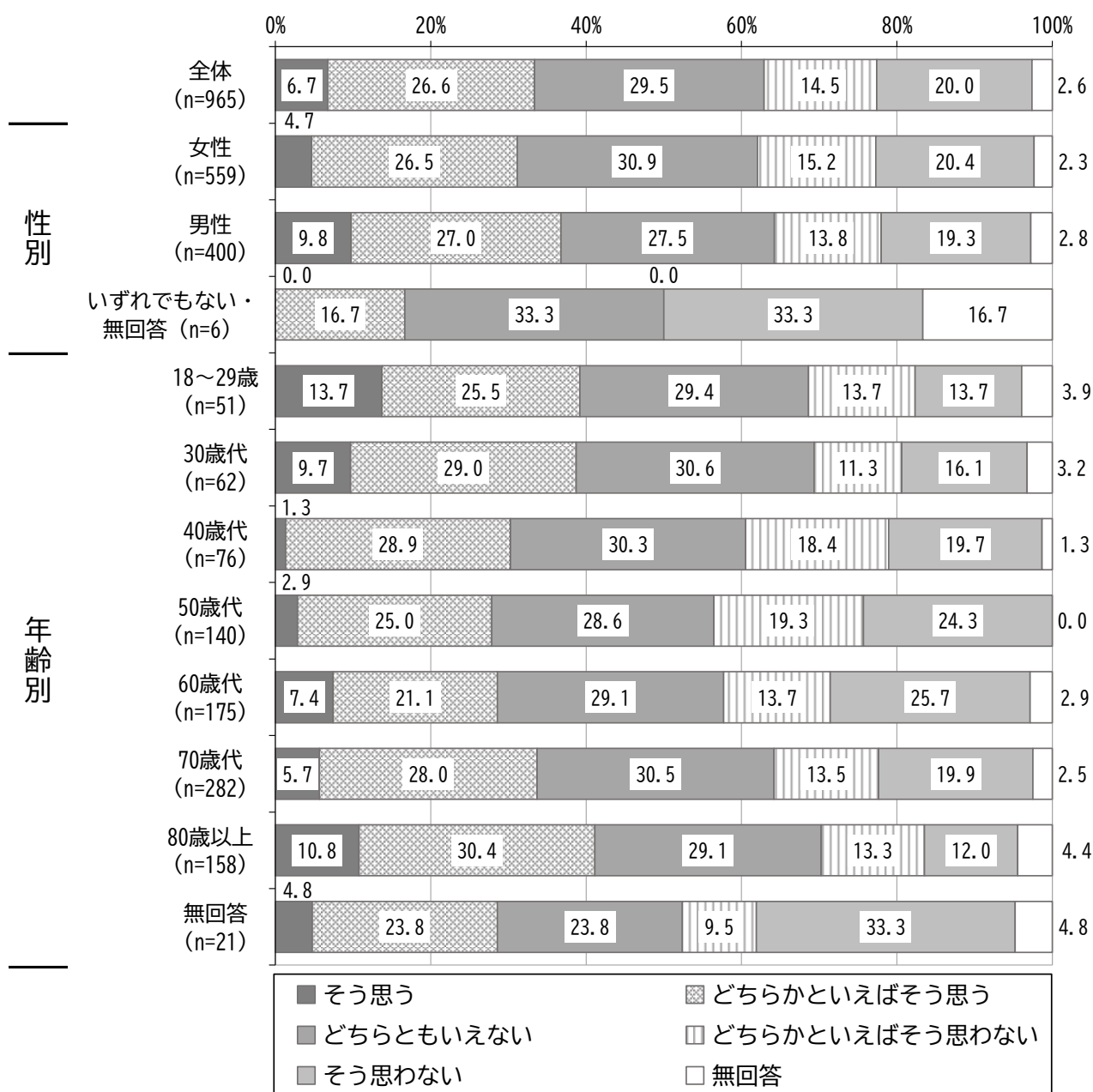
⑧ 高齢者の就職が困難であったり、高齢者の労働条件が低くなるのは、やむを得ない

「高齢者の就職が困難であったり、高齢者の労働条件が低くなるのは、やむを得ない」については、「どちらともいえない」が29.5%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が26.6%、「そう思わない」が20.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が35.6%、男性が33.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が41.2%で最も高く、『反対』では、50歳代が43.6%で最も高くなっています。

図表 3-2-16 「高齢者の就職が困難であったり、高齢者の労働条件が低くなるのは、やむを得ない」



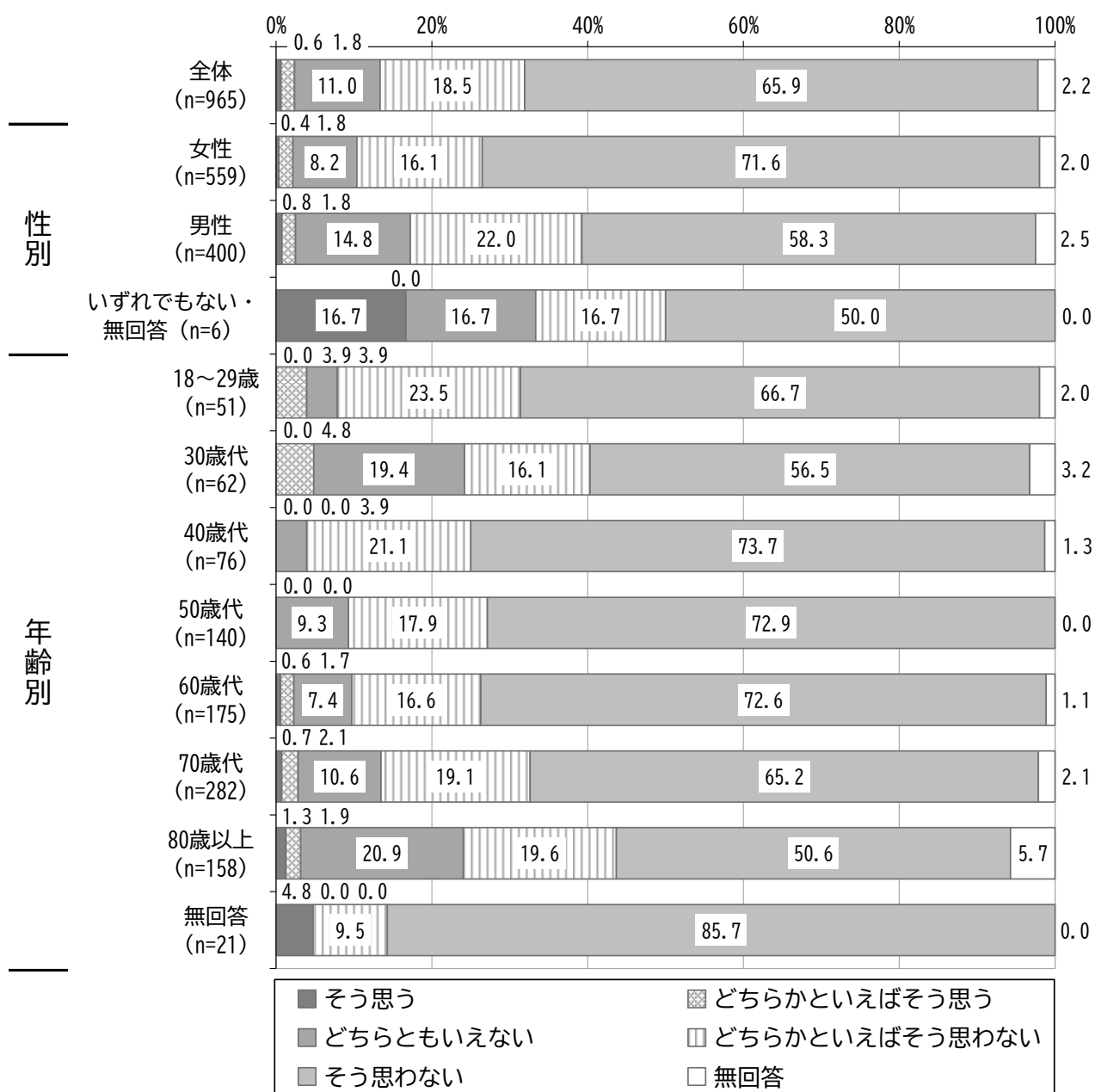
⑨ 認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない

「認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」については、「そう思わない」が 65.9%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 18.5%、「どちらともいえない」が 11.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 87.7%、男性が 80.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、30 歳代が 4.8%で最も高く、『反対』では、40 歳代が 94.8%で最も高くなっています。

図表 3-2-17 「認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない」



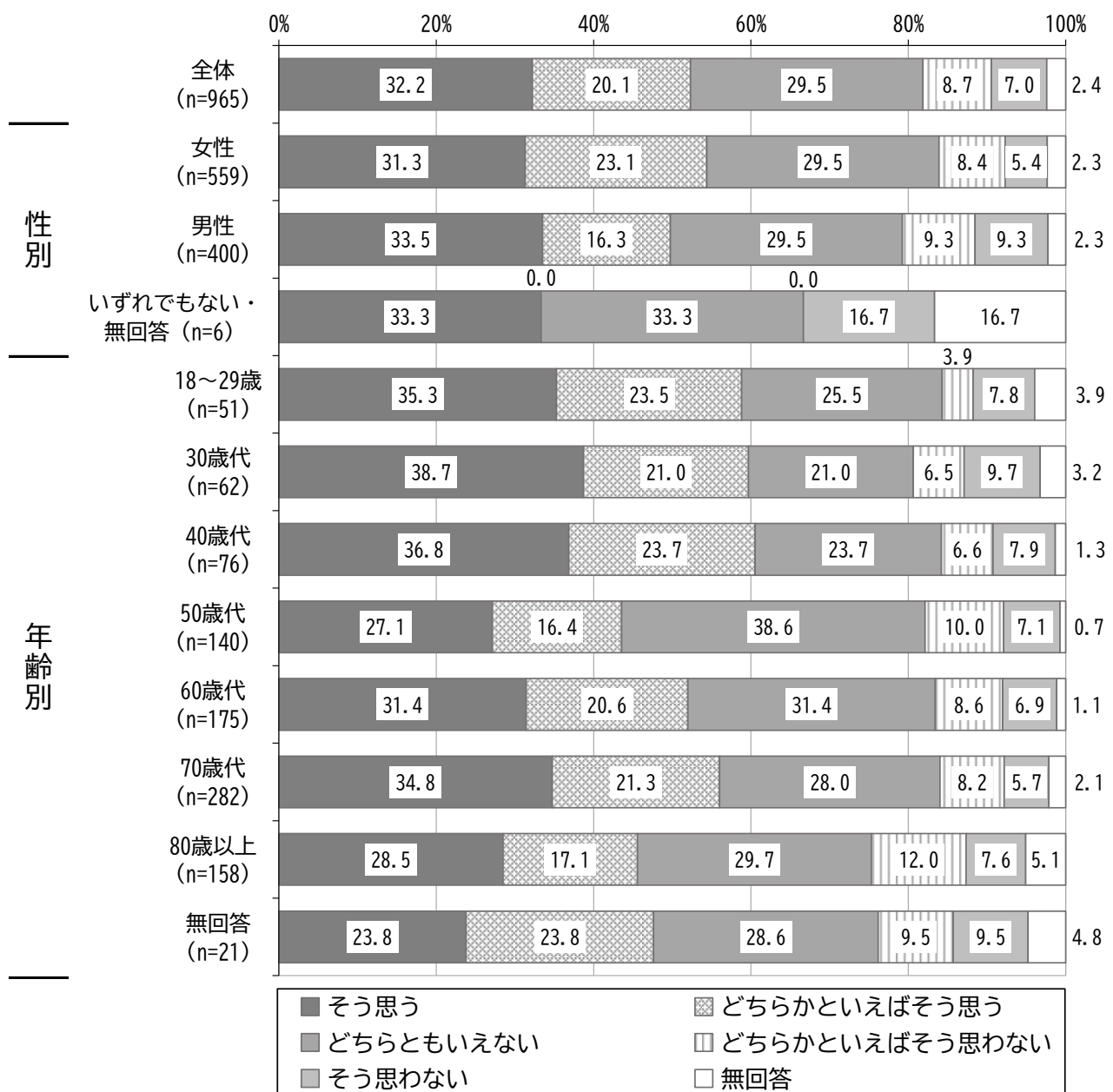
⑩ 親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ

「親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ」については、「そう思う」が 32.2%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.5%、「どちらかといえばそう思う」が 20.1%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 54.4%、男性が 49.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40 歳代が 60.5%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 19.6%で最も高くなっています。

図表 3-2-18 「親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ」



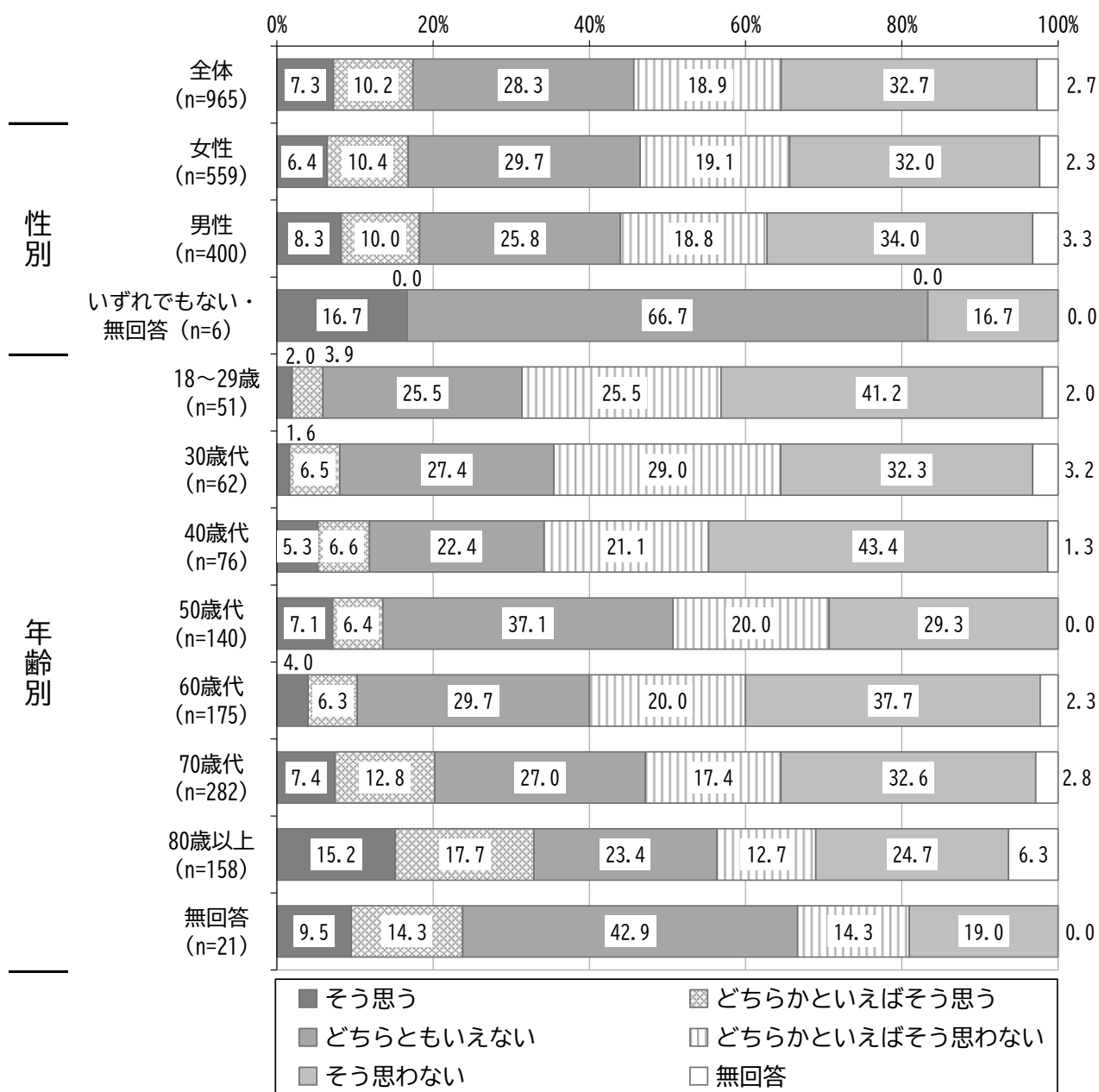
⑪ 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうが
いい

「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい」については、「そう思わない」が 32.7%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.3%、「どちらかといえばそう思わない」が 18.9%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 51.1%、男性が 52.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 32.9%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 66.7%で最も高くなっています。

図表 3-2-19 「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうが
いい」



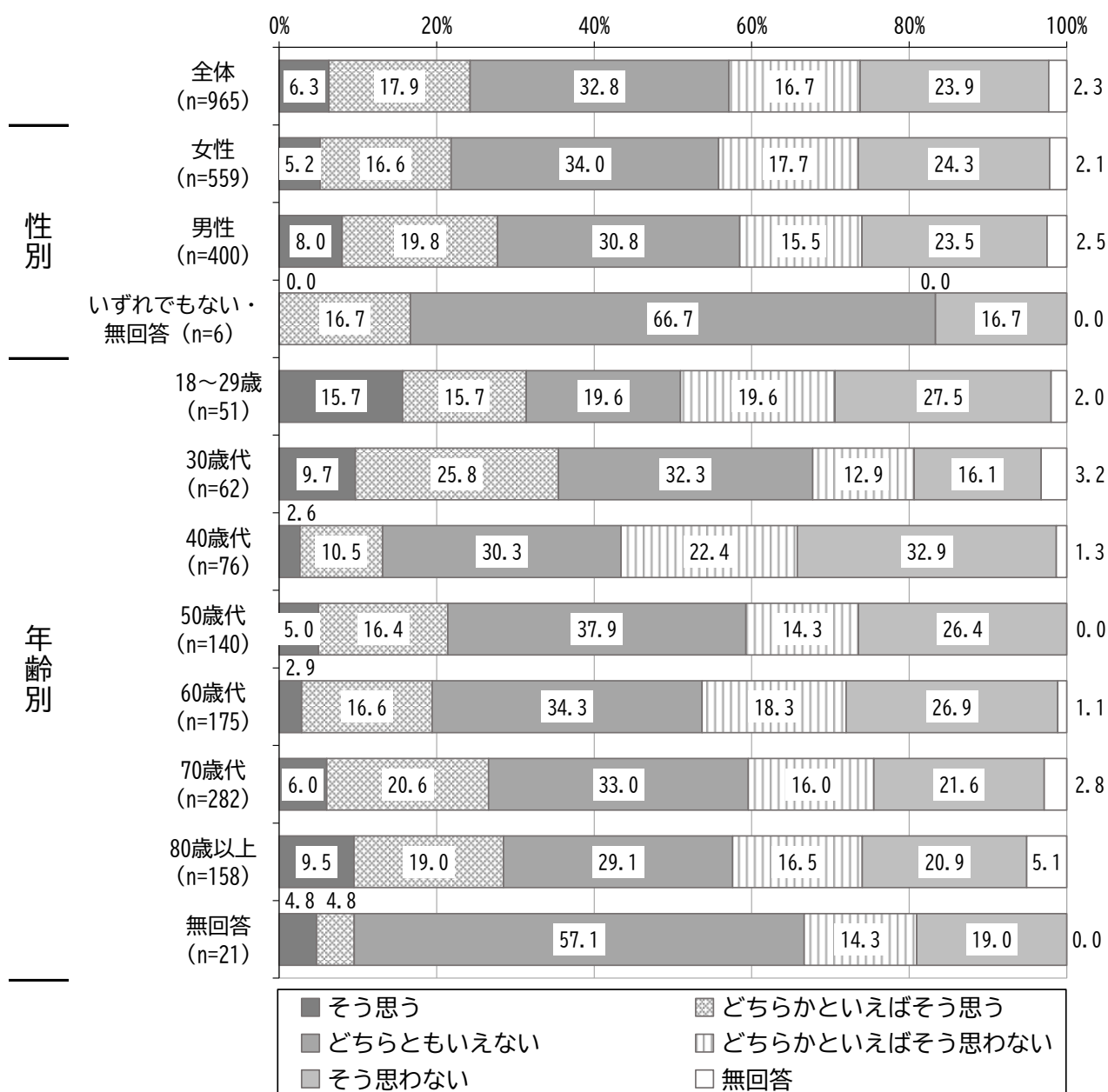
⑫ HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない

「HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない」については、「どちらともいえない」が32.8%で最も高く、次いで「そう思わない」が23.9%、「どちらかといえばそう思う」が17.9%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が42.0%、男性が39.0%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、30 歳代が35.5%で最も高く、『反対』では、40 歳代が55.3%で最も高くなっています。

図表 3-2-20 「HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない」



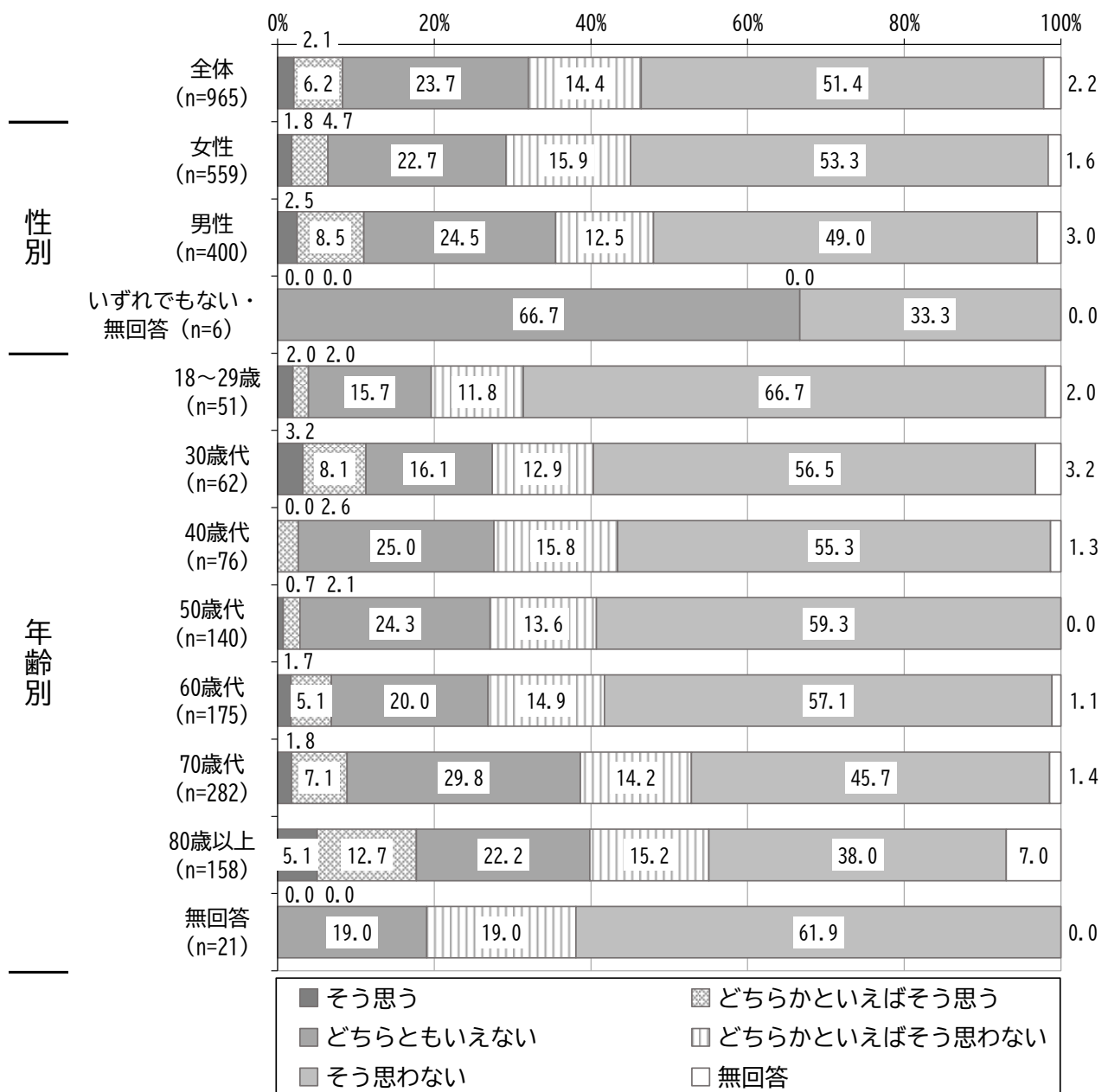
⑬ 痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ

「痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ」については、「そう思わない」が51.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.7%、「どちらかといえばそう思わない」が14.4%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が69.2%、男性が61.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が17.8%で最も高く、『反対』では、18～29歳が78.5%で最も高くなっています。

図表 3-2-21 「痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ」



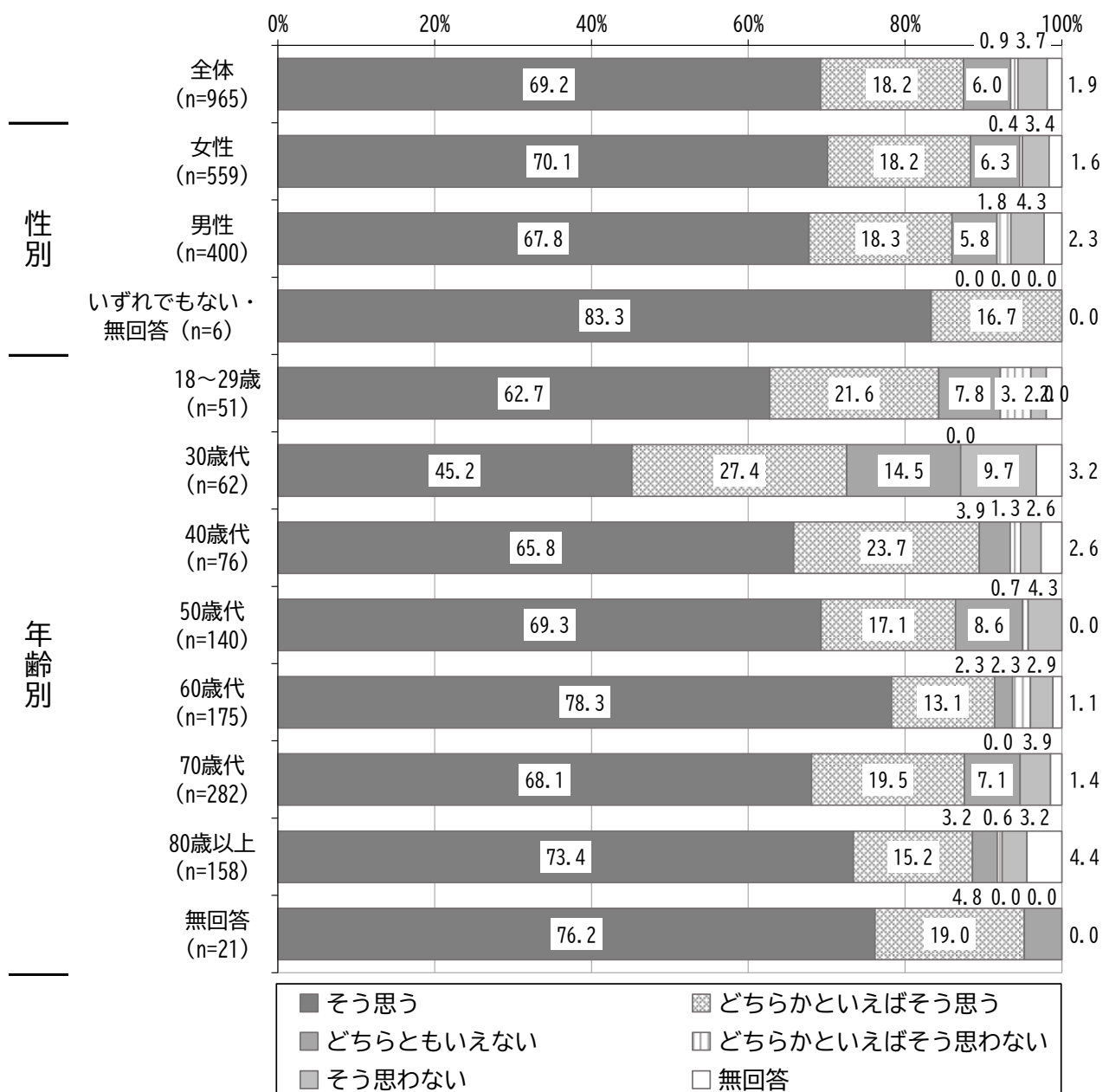
⑭ 北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ

「北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」については、「そう思う」が 69.2%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 18.2%、「どちらともいえない」が 6.0%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 88.3%、男性が 86.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、60 歳代が 91.4%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 9.7%で最も高くなっています。

図表 3-2-22 「北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ」



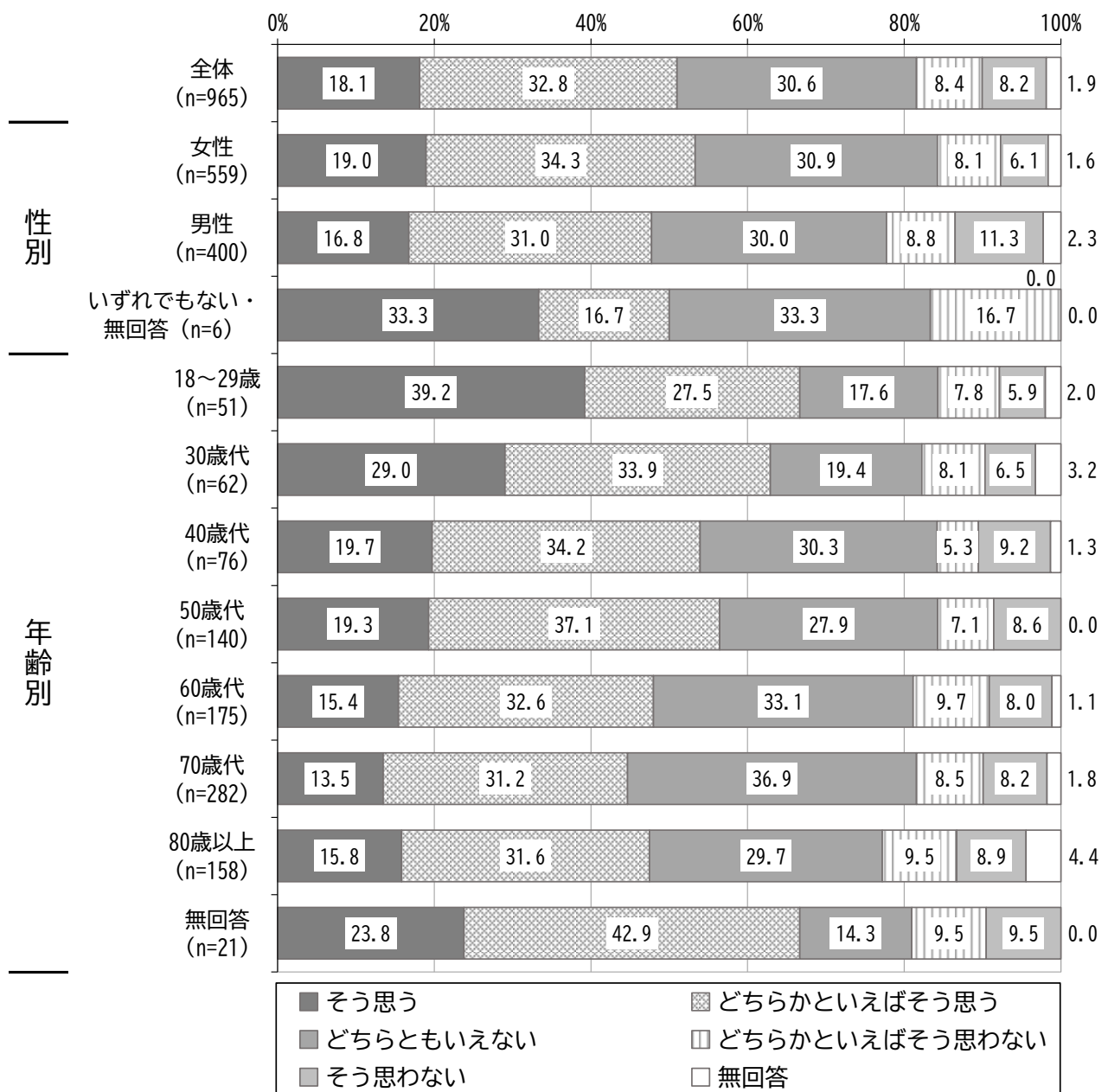
⑮ 公園でホームレスが近づいてきたとき、足早に立ち去るのは仕方がない

「公園でホームレスが近づいてきたとき、足早に立ち去るのは仕方がない」については、「どちらかといえばそう思う」が 32.8%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 30.6%、「そう思う」が 18.1%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 53.3%、男性が 47.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 66.7%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 18.4%で最も高くなっています。

図表 3-2-23 「公園でホームレスが近づいてきたとき、足早に立ち去るのは仕方がない」

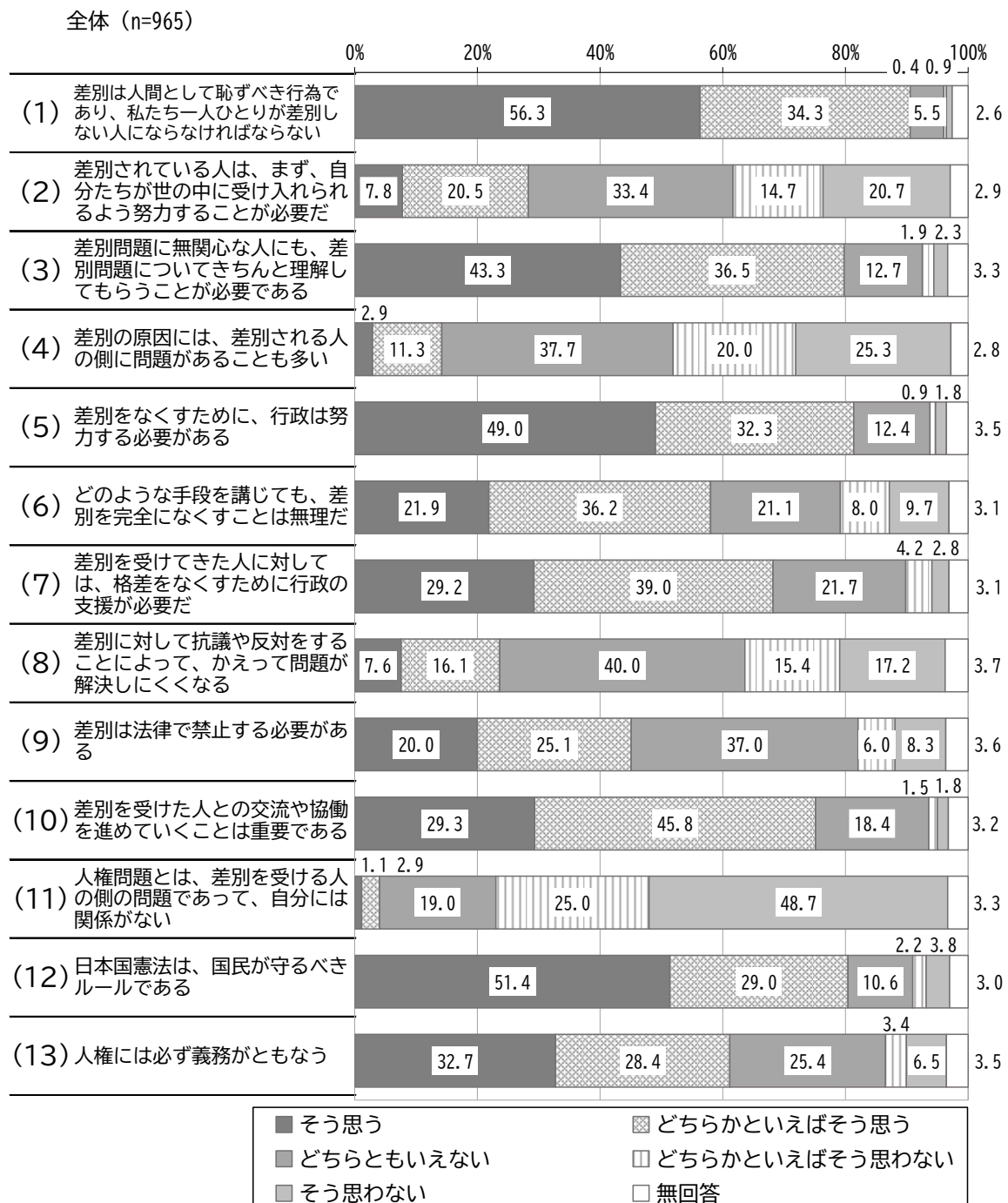


(4)人権や差別についての考え方

問4 人権や差別をめぐっていろいろな考え方がありますが、あなたの考えに最も近いのはどれですか。(〇はそれぞれに1つ)

人権や差別についての考え方については、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(1)差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」が 90.6%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(11)人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」が 73.7%で最も高くなっています。

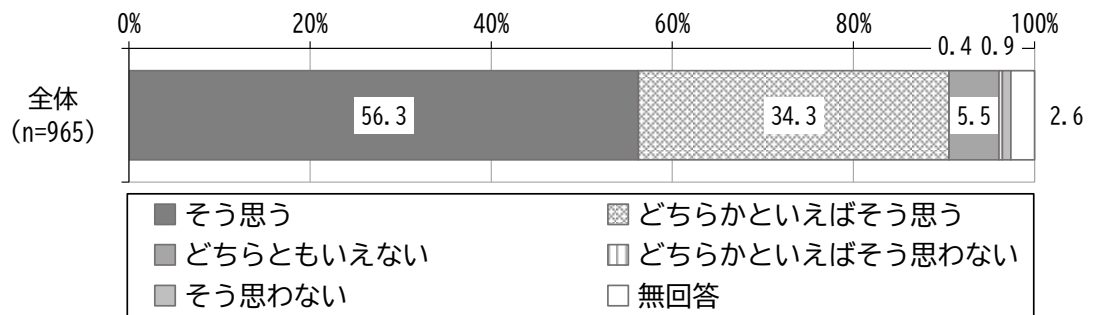
図表 3-2-24 人権や差別についての考え方



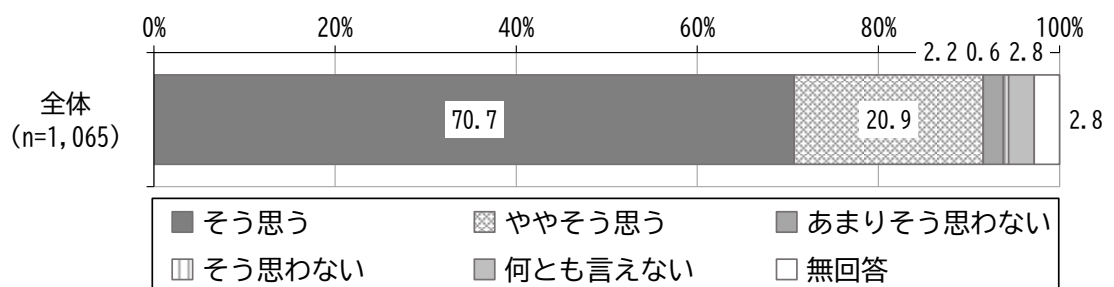
① 差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない
ならない

「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない」については、「そう思う」が 56.3%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.3%、「どちらともいえない」が 5.5%と続いています。

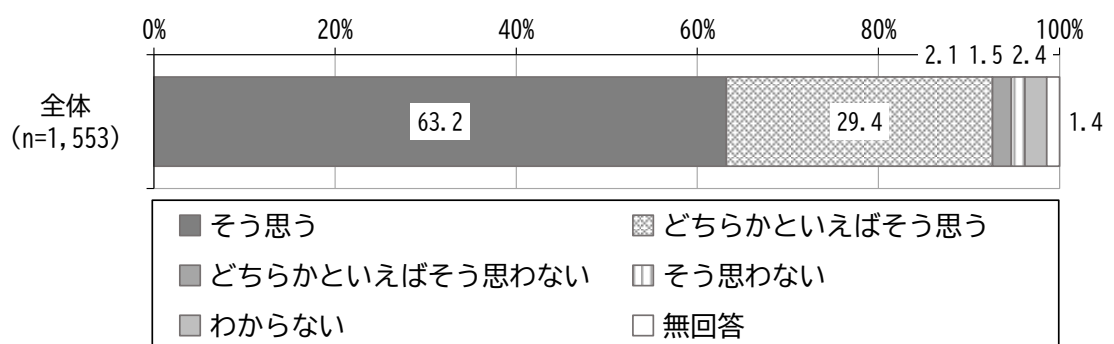
図表 3-2-25 「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない」



図表 3-2-26 「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない」 令和2(2020)年度調査

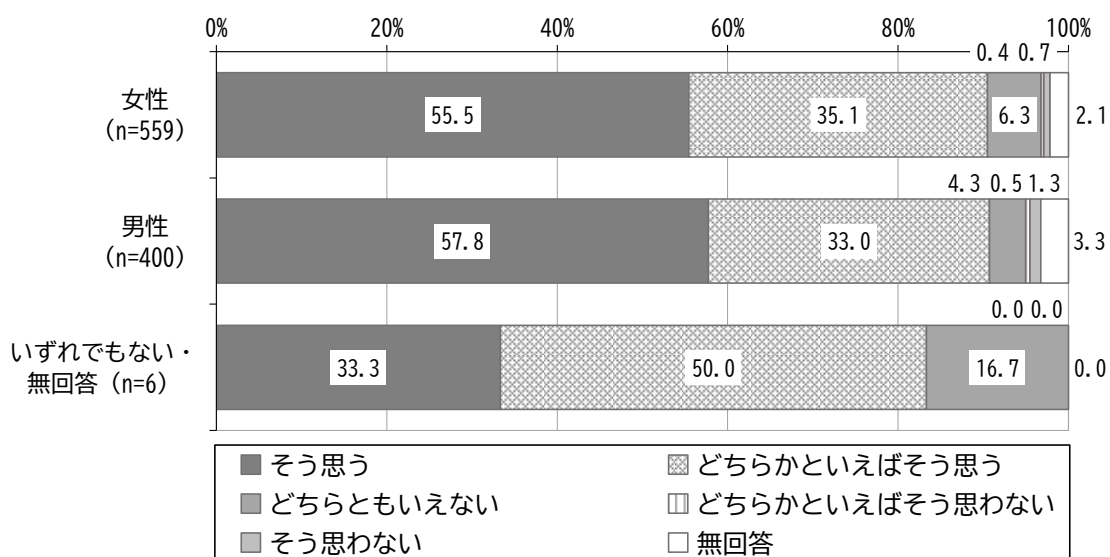


図表 3-2-27 「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならない」 令和2(2020)年度大阪府調査



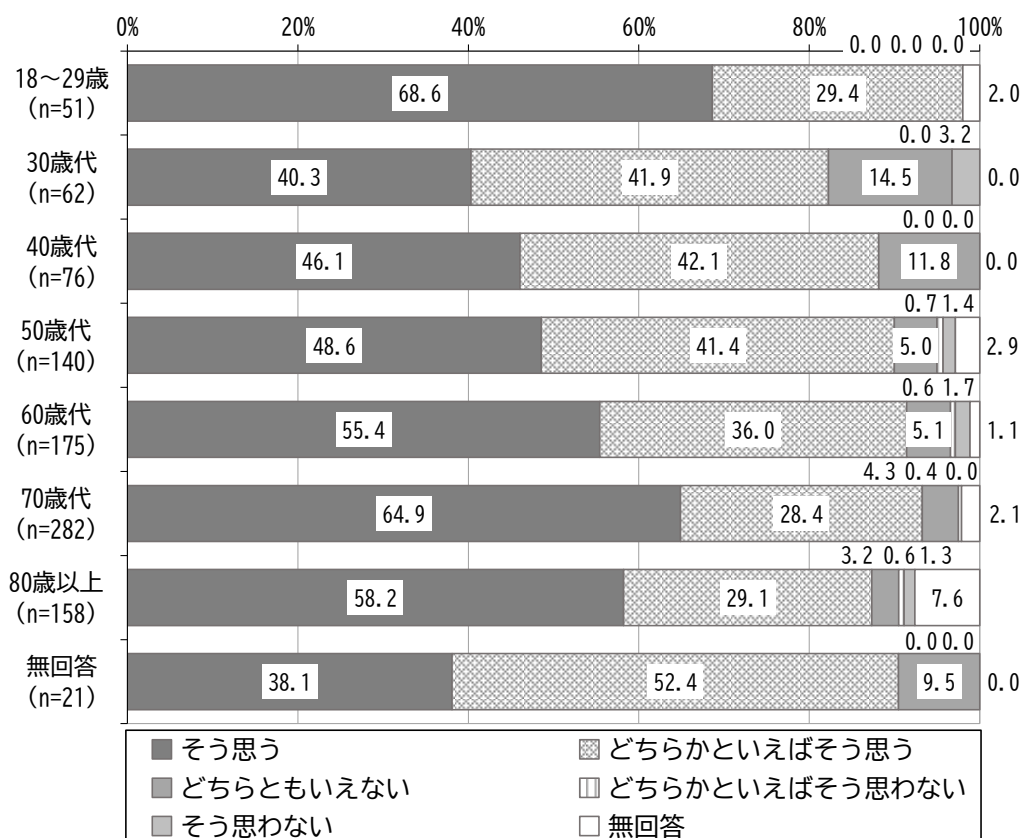
性別でみると、『賛成』では、女性が 90.6%、男性が 90.8%となっています。

図表 3-2-28 「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 98.0%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 3.2%で最も高くなっています。

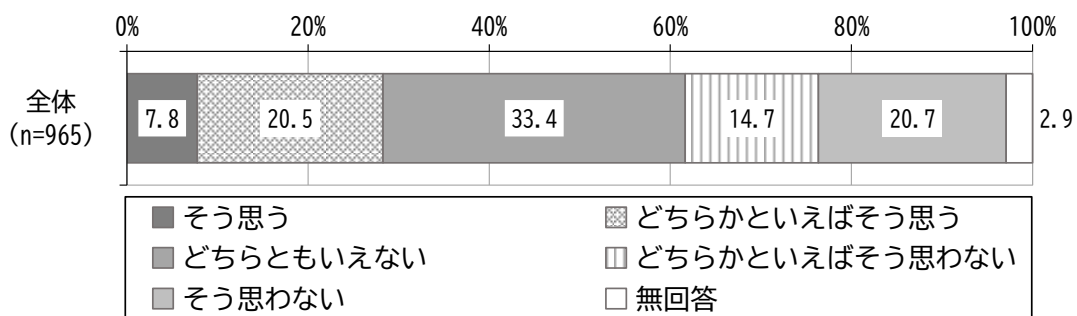
図表 3-2-29 「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」 年齢別



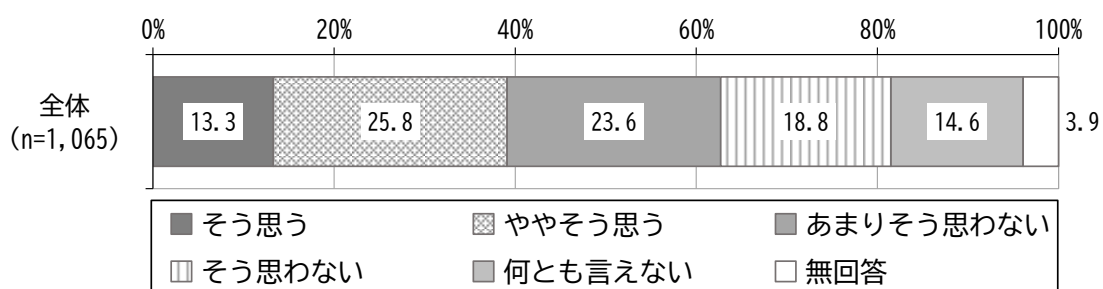
② 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ

「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」については、「どちらともいえない」が33.4%で最も高く、次いで「そう思わない」が20.7%、「どちらかといえばそう思う」が20.5%と続いています。

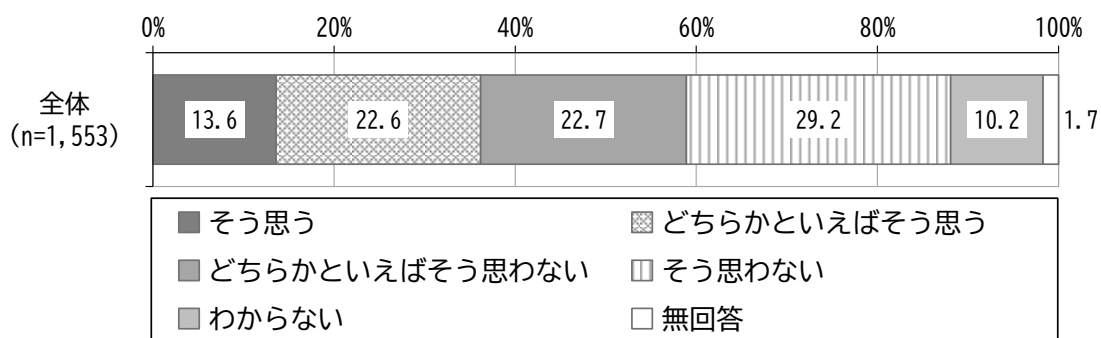
図表 3-2-30 「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」



図表 3-2-31 「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」 令和2(2020)年度調査

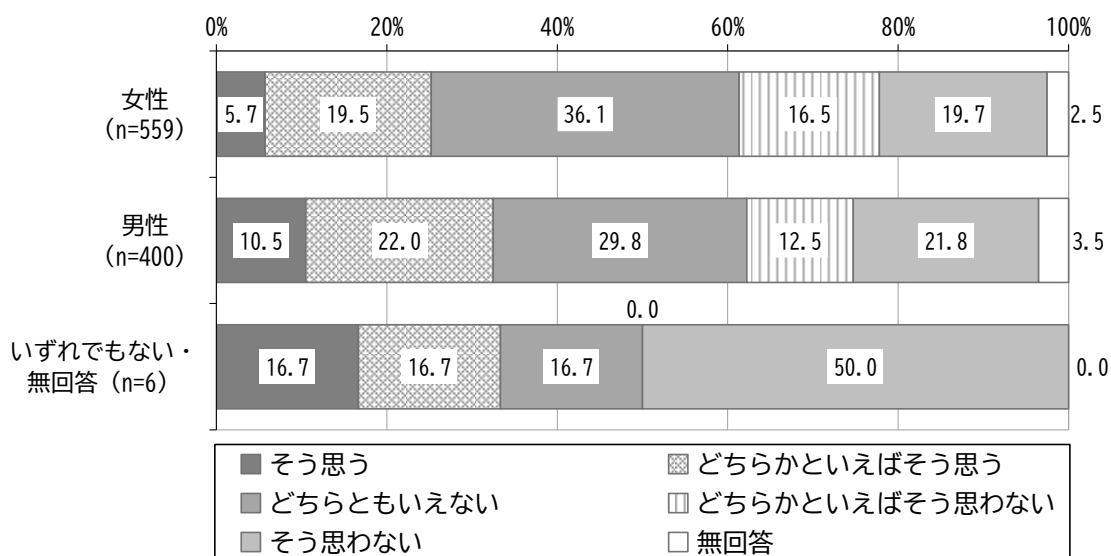


図表 3-2-32 「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」 令和2(2020)年度大阪府調査



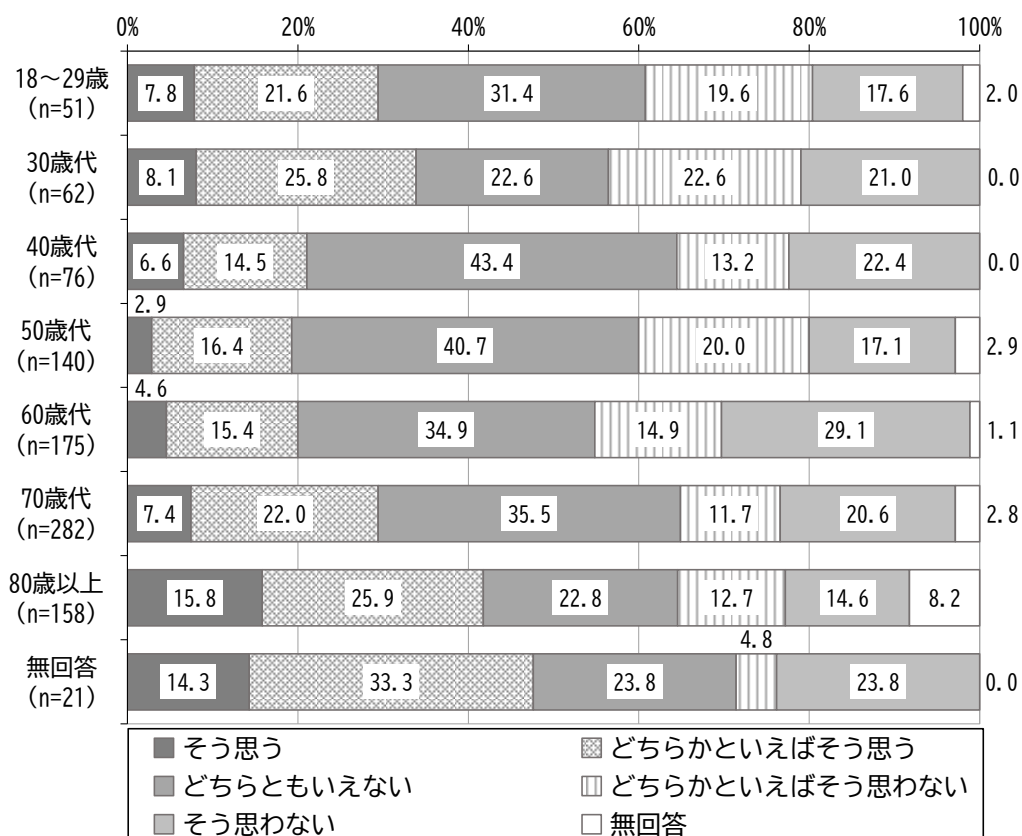
性別でみると、『反対』では、女性が36.2%、男性が34.3%となっています。

図表 3-2-33 「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」 性別



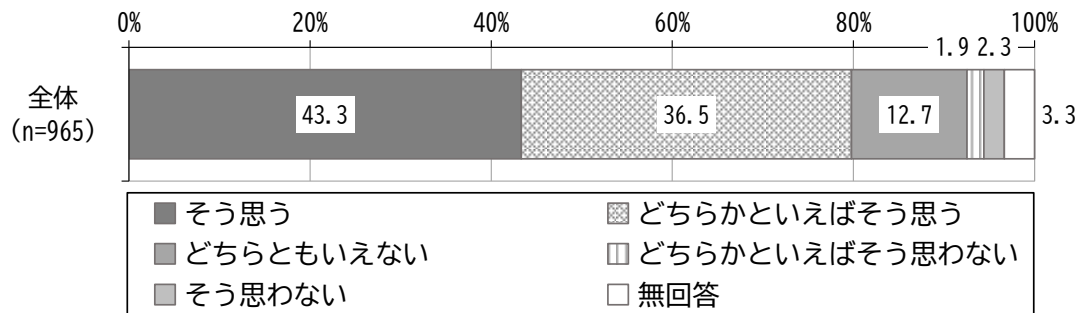
年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が41.7%で最も高く、『反対』では、60歳代が44.0%で最も高くなっています。

図表 3-2-34 「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」 年齢別

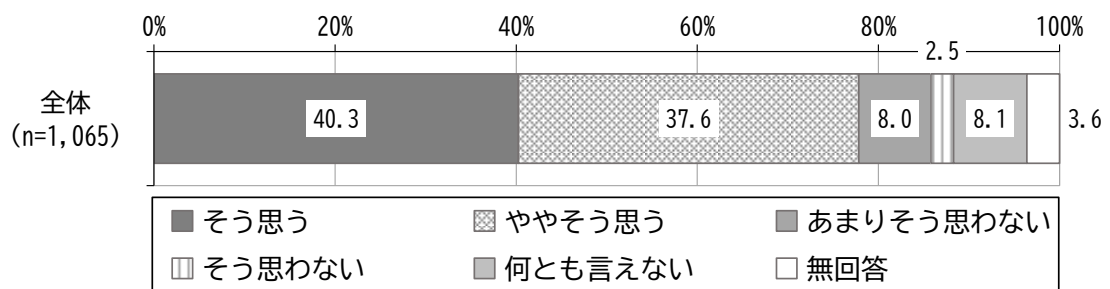


- ③ 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である
- 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」については、「そう思う」が 43.3%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 36.5%、「どちらともいえない」が 12.7%と続いています。

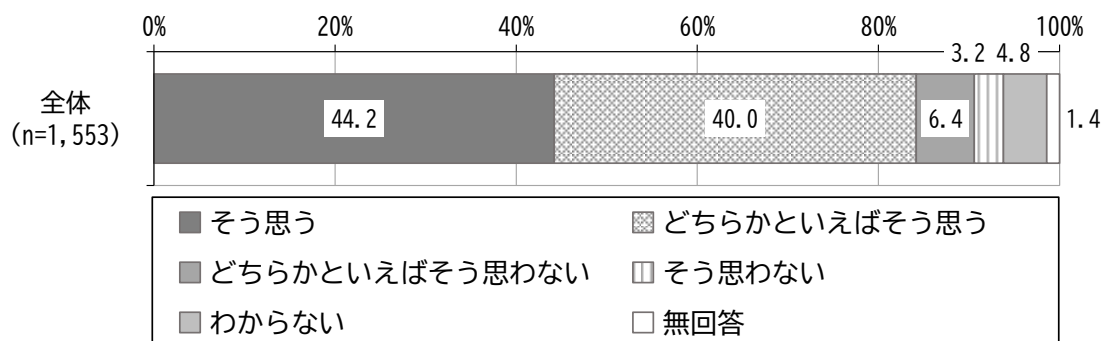
図表 3-2-35 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」



図表 3-2-36 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」 令和2(2020)年度調査

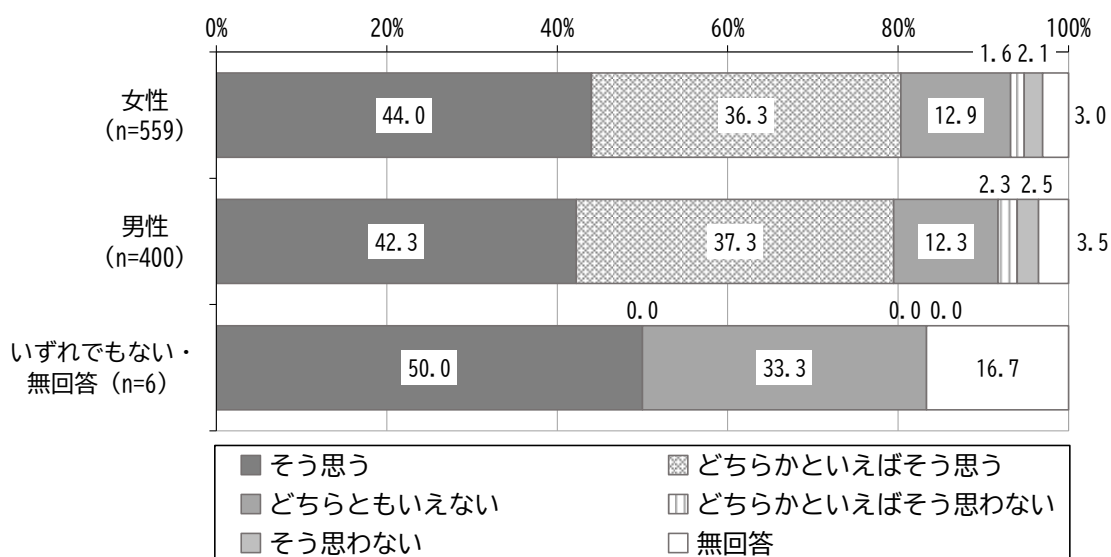


図表 3-2-37 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」 令和2(2020)年度大阪府調査



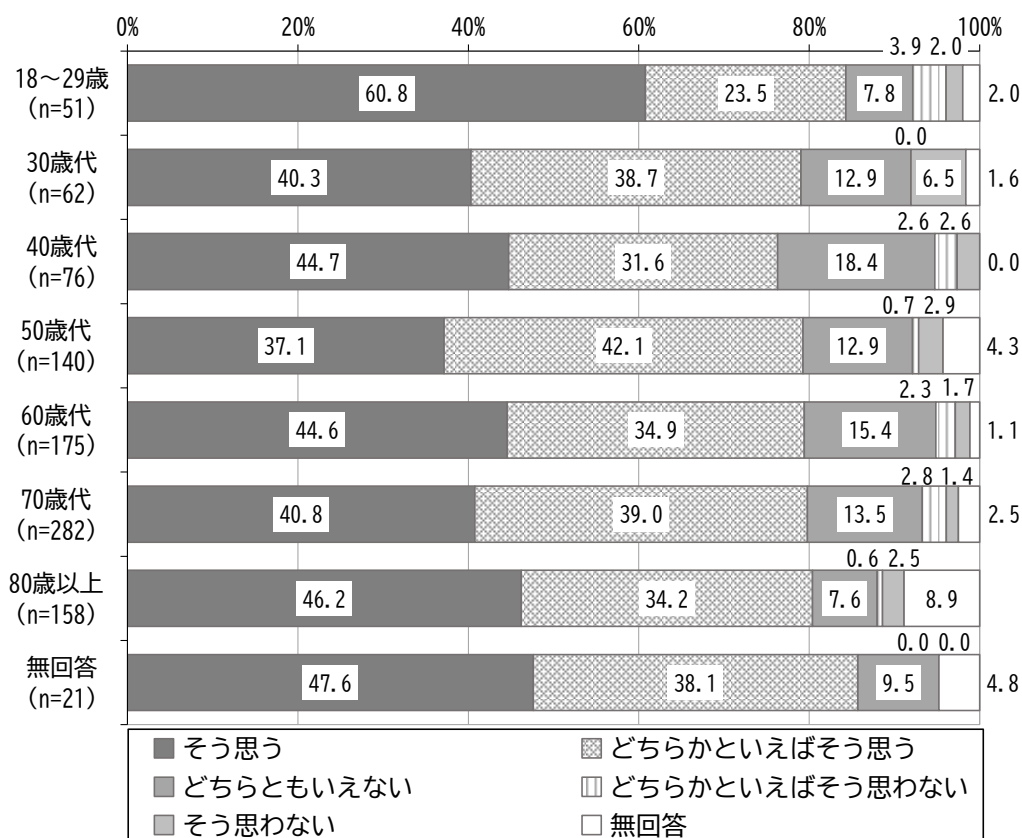
性別でみると、『賛成』では、女性が80.3%、男性が79.6%となっています。

図表 3-2-38 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらう必要がある」性別



年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が84.3%で最も高く、『反対』では、30 歳代が6.5%で最も高くなっています。

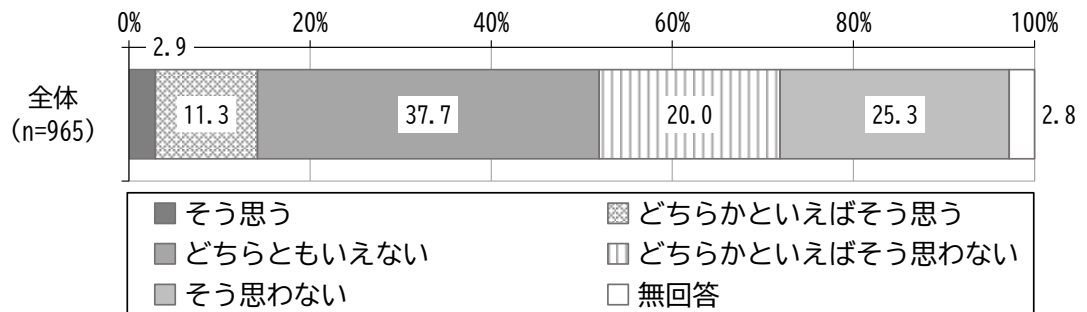
図表 3-2-39 「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらう必要がある」年齢別



④ 差別の原因には、差別される人の側にあることも多い

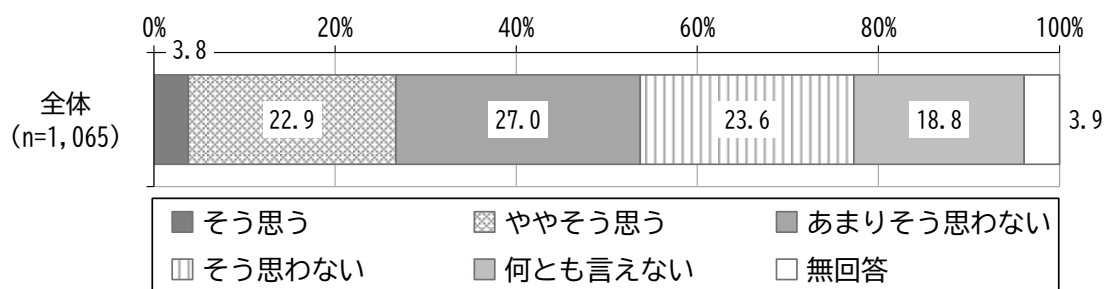
「差別の原因には、差別される人の側にあることも多い」については、「どちらともいえない」が37.7%で最も高く、次いで「そう思わない」が25.3%、「どちらかといえばそう思わない」が20.0%と続いています。

図表 3-2-40 「差別の原因には、差別される人の側にあることも多い」



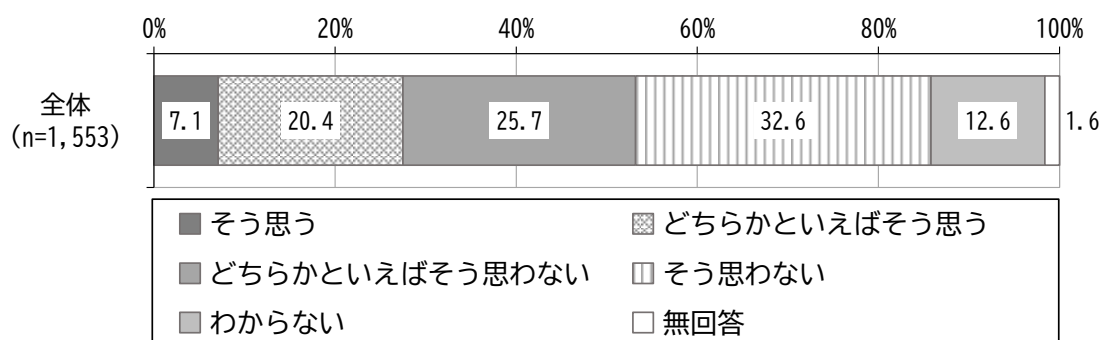
図表 3-2-41 「差別の原因には、差別される人の側にあることも多い」

令和2(2020)年度調査



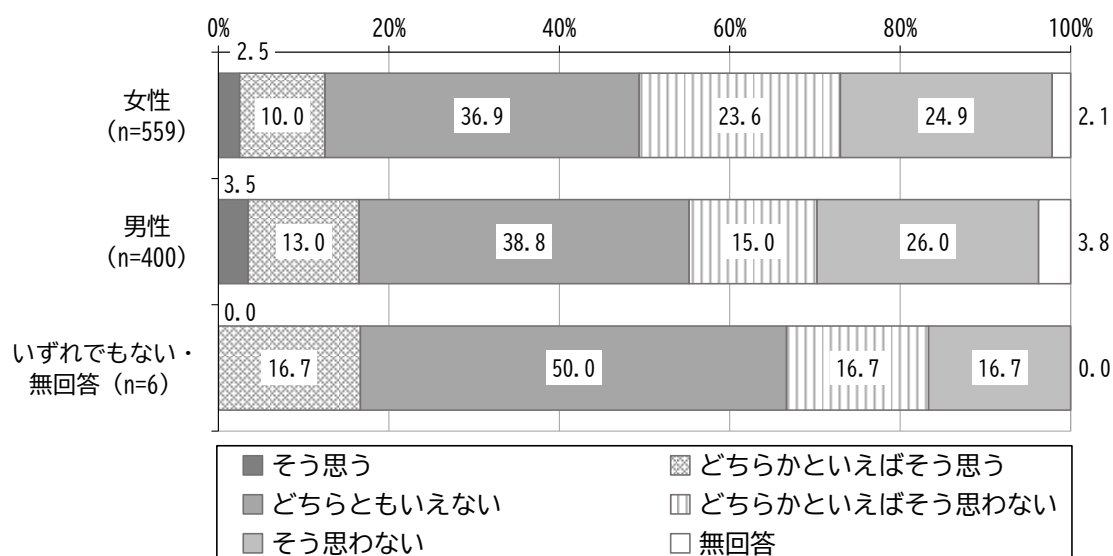
図表 3-2-42 「差別の原因には、差別される人の側にあることも多い」

令和2(2020)年度大阪府調査



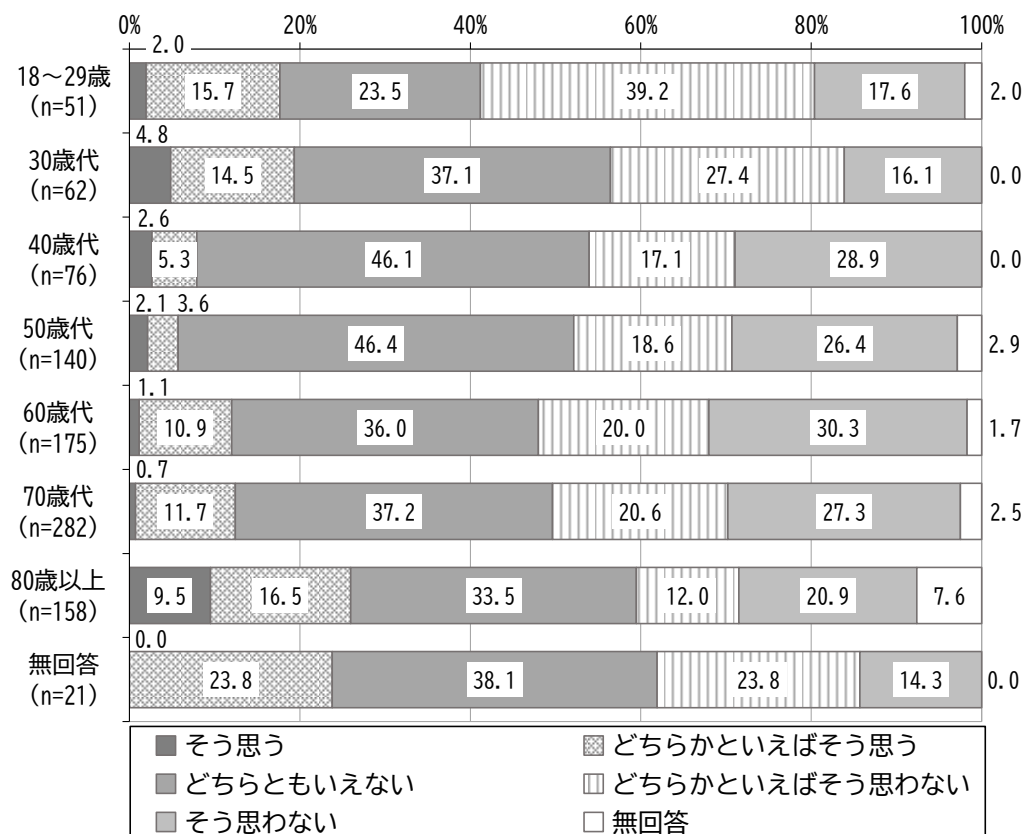
性別でみると、『反対』では、女性が48.5%、男性が41.0%となっています。

図表 3-2-43 「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が26.0%で最も高く、『反対』では、18～29歳が56.8%で最も高くなっています。

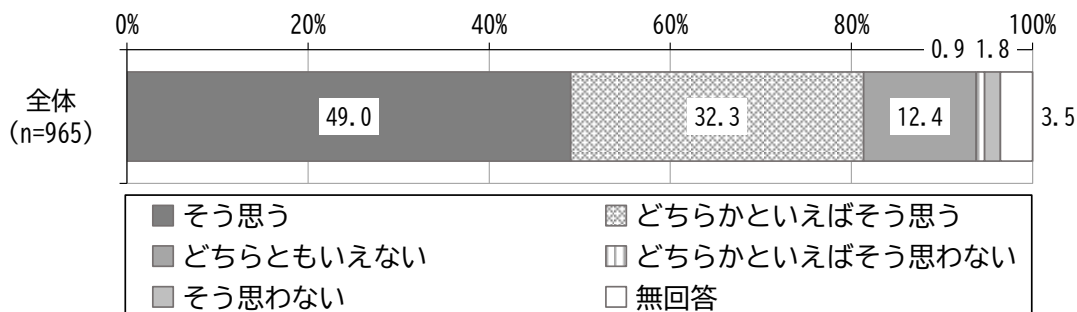
図表 3-2-44 「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」 年齢別



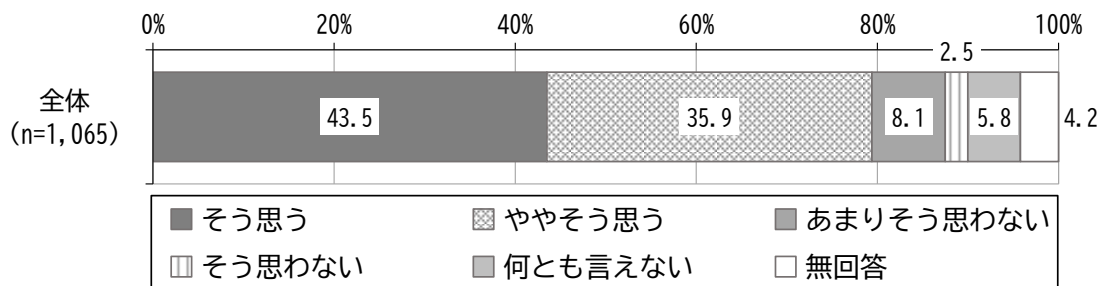
⑤ 差別をなくすために、行政は努力する必要がある

「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」については、「そう思う」が 49.0%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.3%、「どちらともいえない」が 12.4%と続いています。

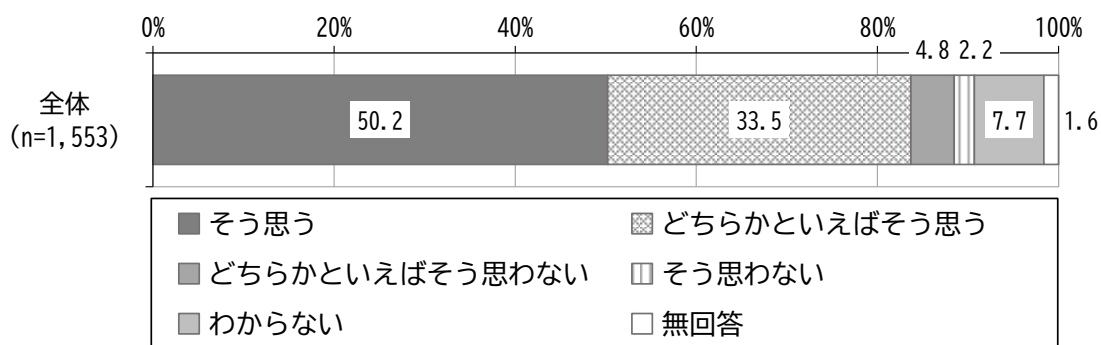
図表 3-2-45 「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」



図表 3-2-46 「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」 令和2(2020)年度調査

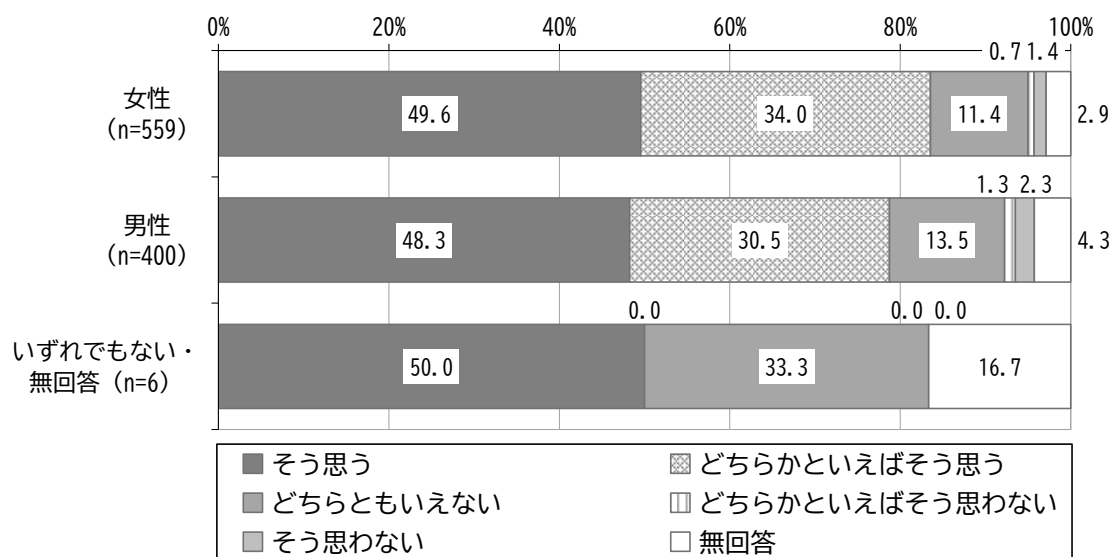


図表 3-2-47 「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」 令和2(2020)年度大阪府調査



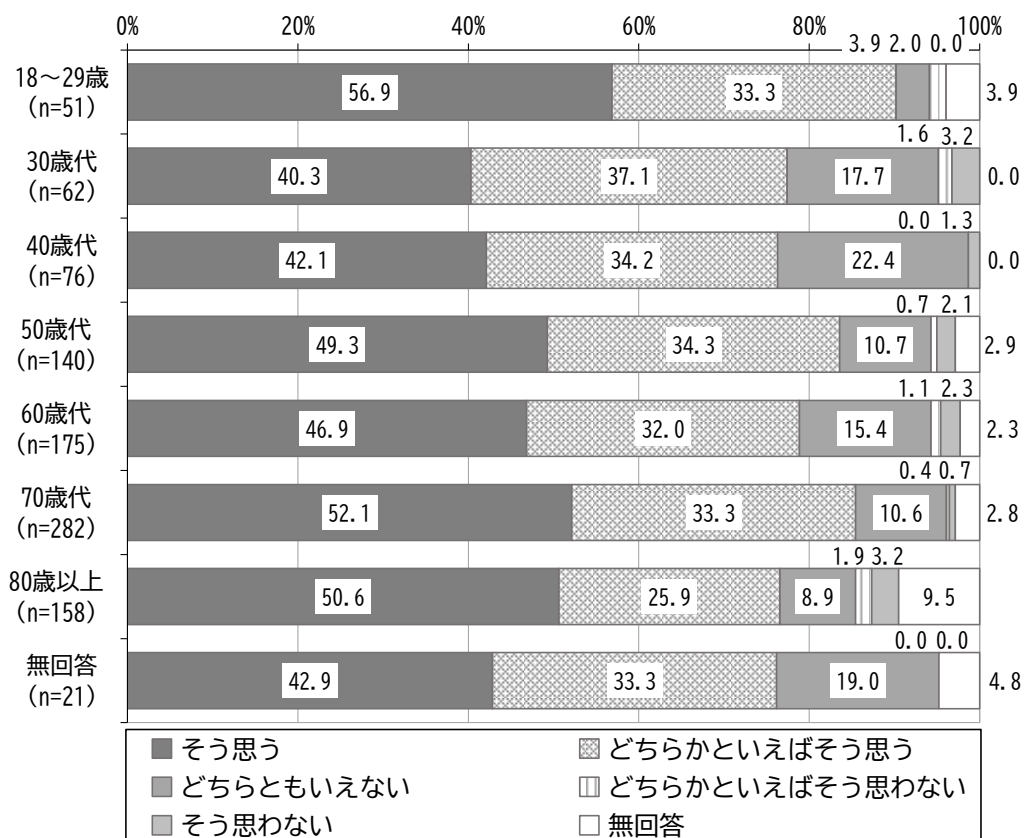
性別でみると、『賛成』では、女性が83.6%、男性が78.8%となっています。

図表 3-2-48 「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 90.2%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 5.1%で最も高くなっています。

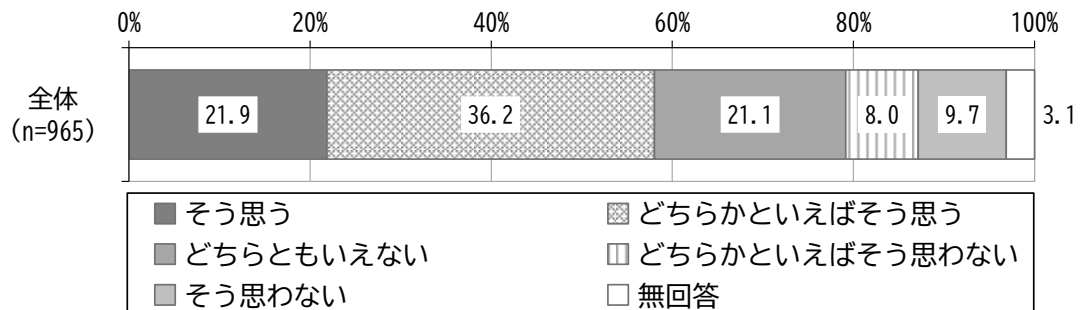
図表 3-2-49 「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」 年齢別



⑥ どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ

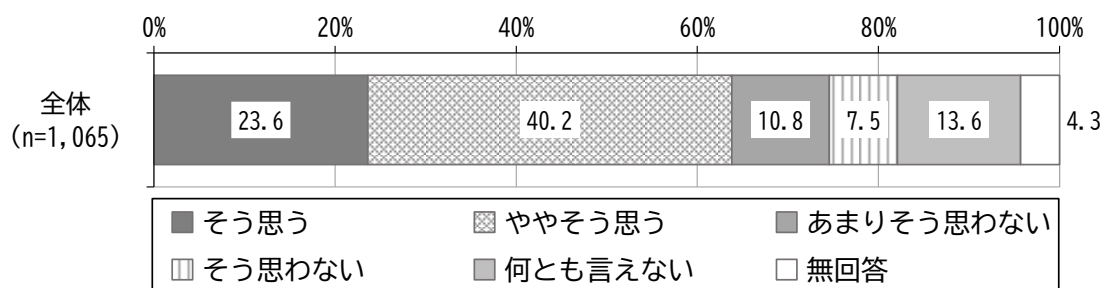
「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」については、「どちらかといえばそう思う」が36.2%で最も高く、次いで「そう思う」が21.9%、「どちらともいえない」が21.1%と続いています。

図表 3-2-50 「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」



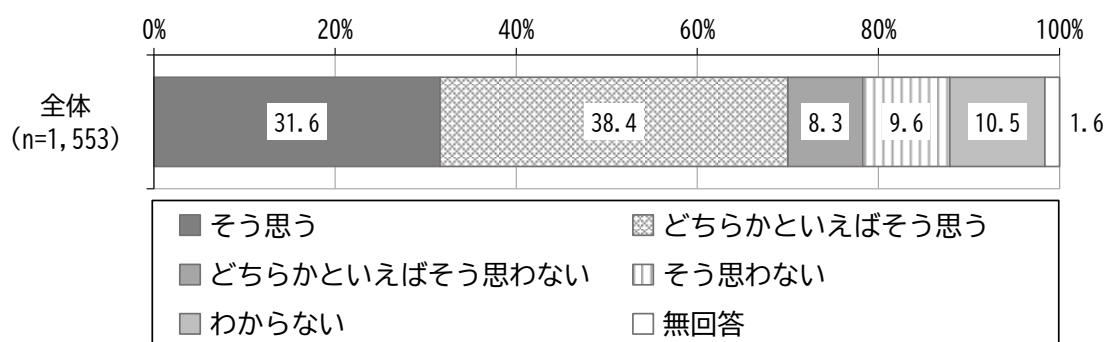
図表 3-2-51 「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」

令和2(2020)年度調査



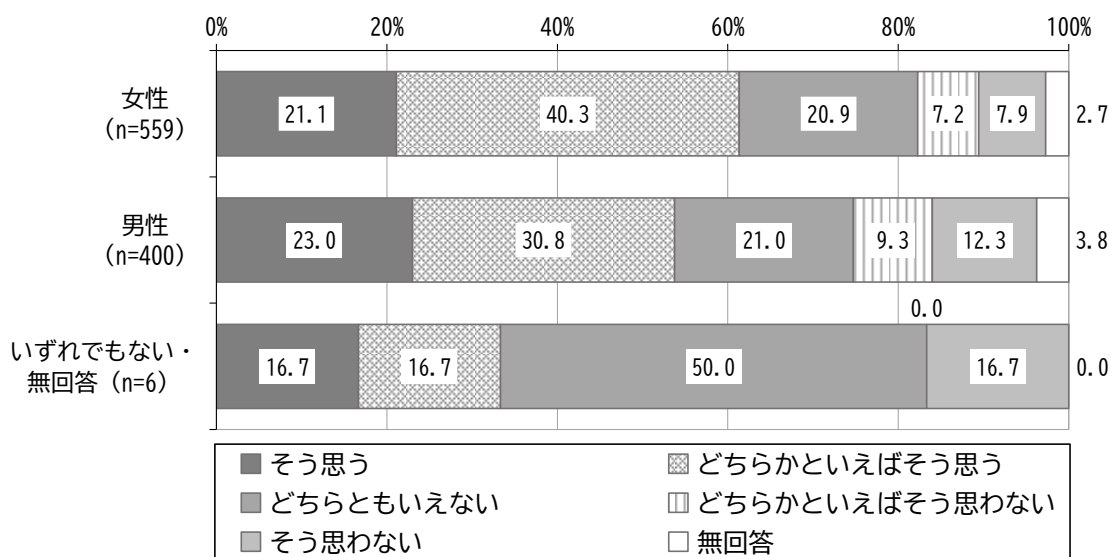
図表 3-2-52 「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」

令和2(2020)年度大阪府調査



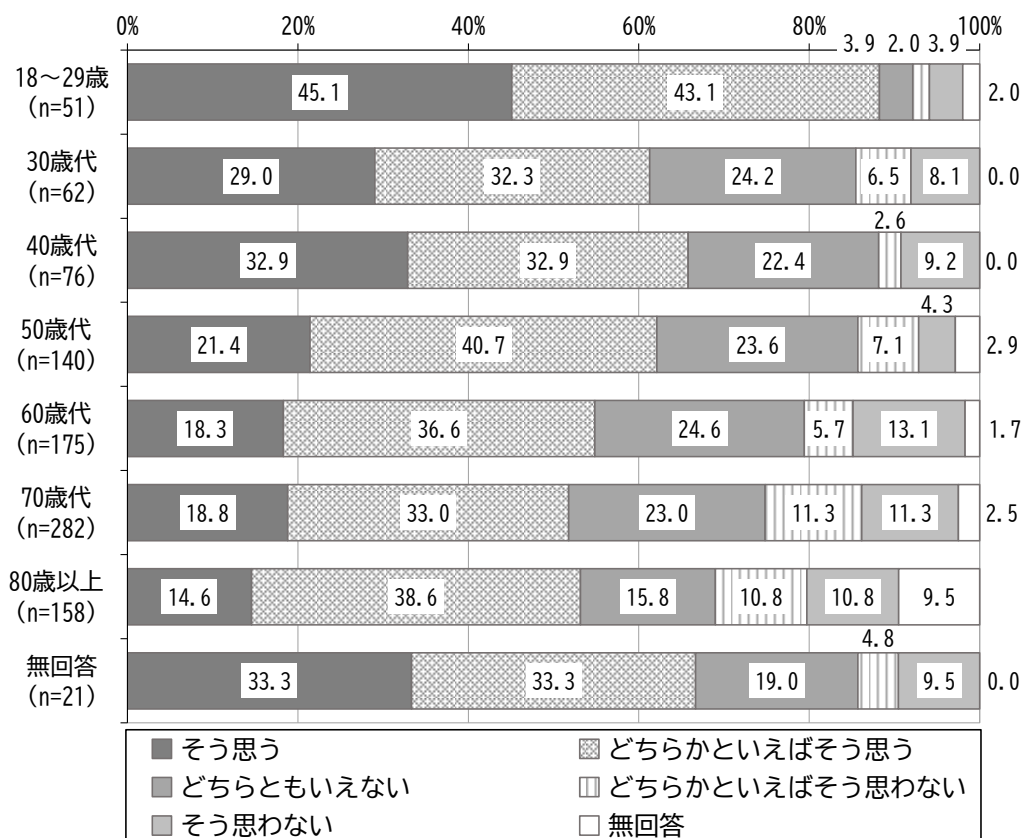
性別でみると、『賛成』では、女性が61.4%、男性が53.8%となっています。

図表 3-2-53 「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、18～29歳が88.2%で最も高く、『反対』では、70歳代が22.6%で最も高くなっています。

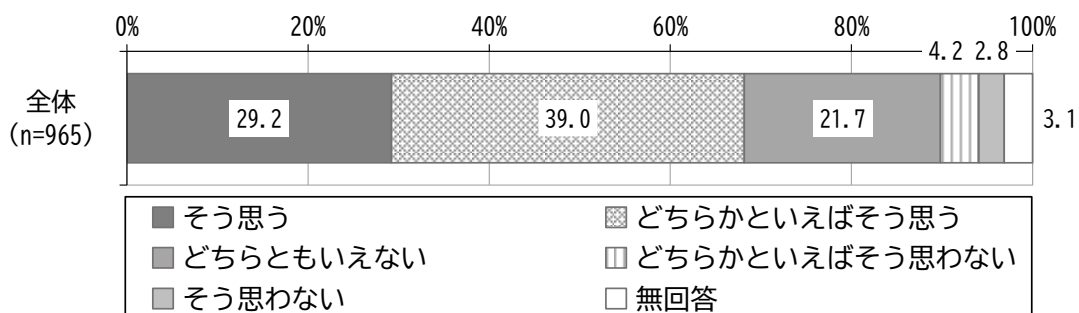
図表 3-2-54 「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」 年齢別



⑦ 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ

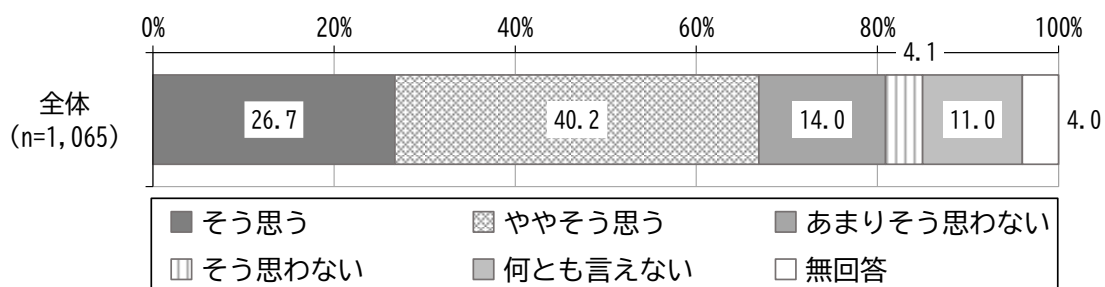
「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」については、「どちらかといえばそう思う」が 39.0%で最も高く、次いで「そう思う」が 29.2%、「どちらともいえない」が 21.7%と続いています。

図表 3-2-55 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」



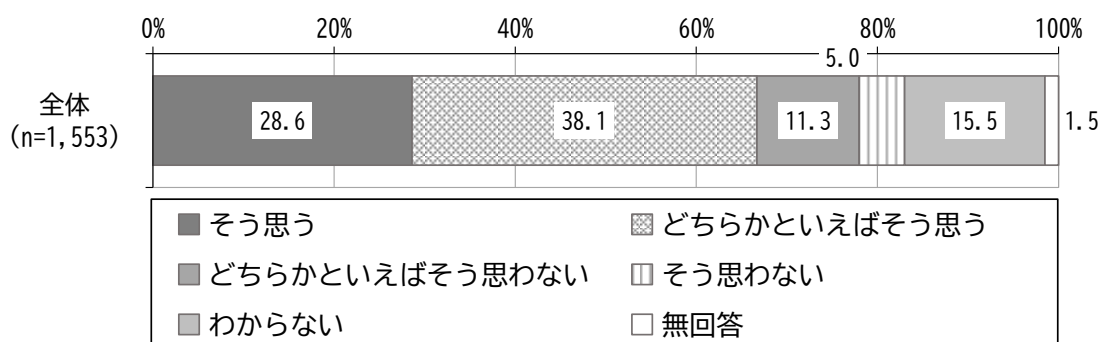
図表 3-2-56 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」

令和2(2020)年度調査



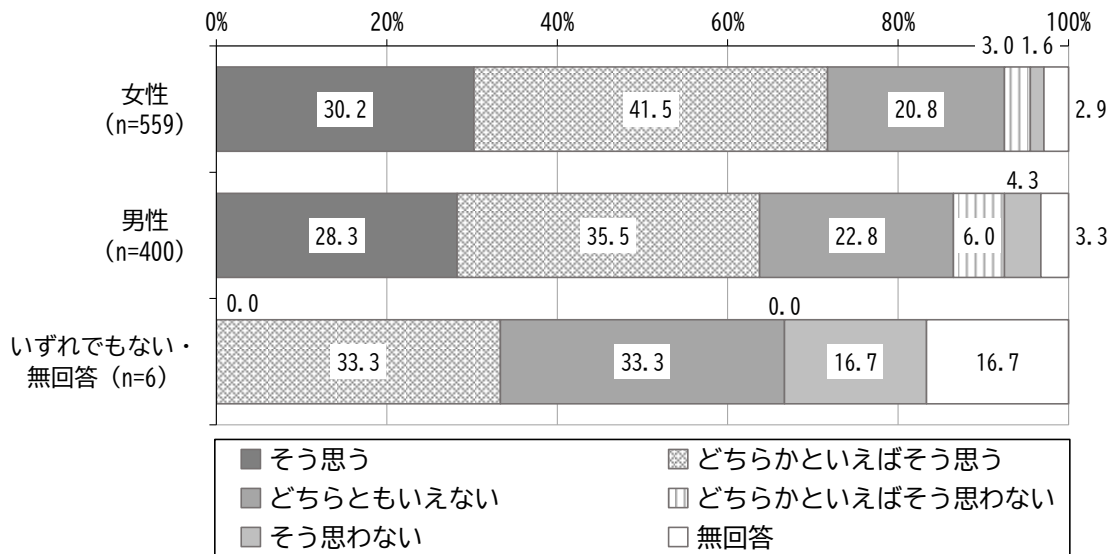
図表 3-2-57 「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ」

令和2(2020)年度大阪府調査



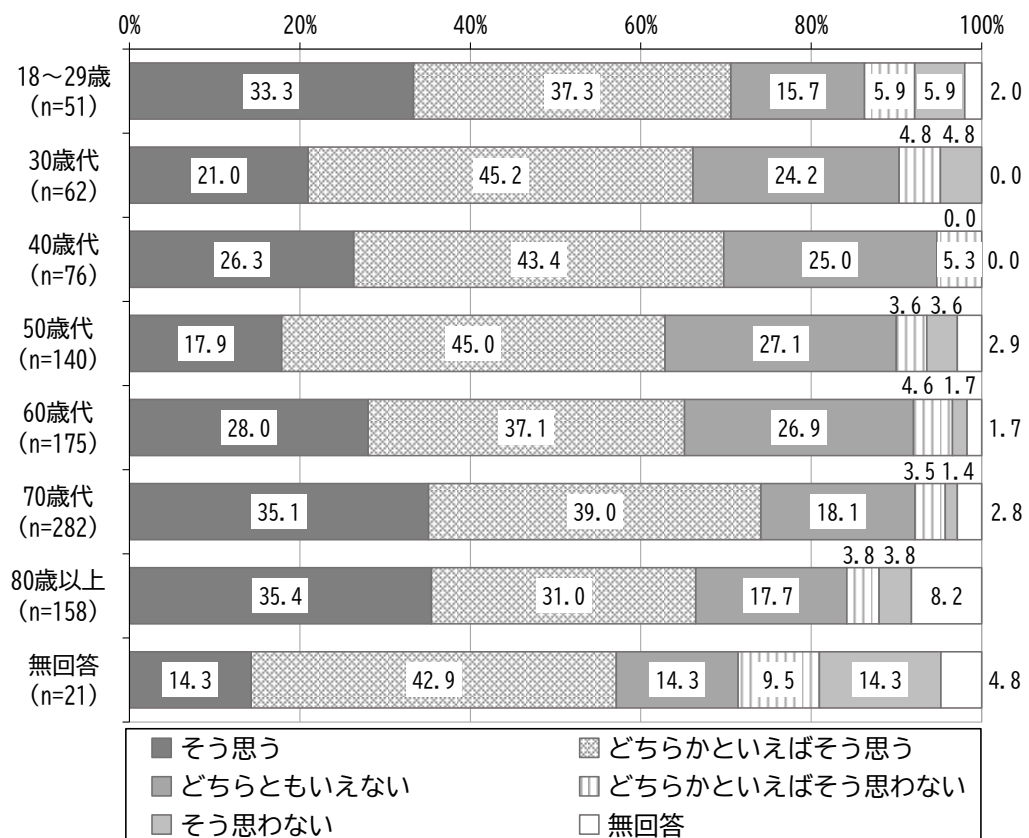
性別でみると、『賛成』では、女性が71.7%、男性が63.8%となっています。

図表 3-2-58 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、70 歳代が74.1%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が11.8%で最も高くなっています。

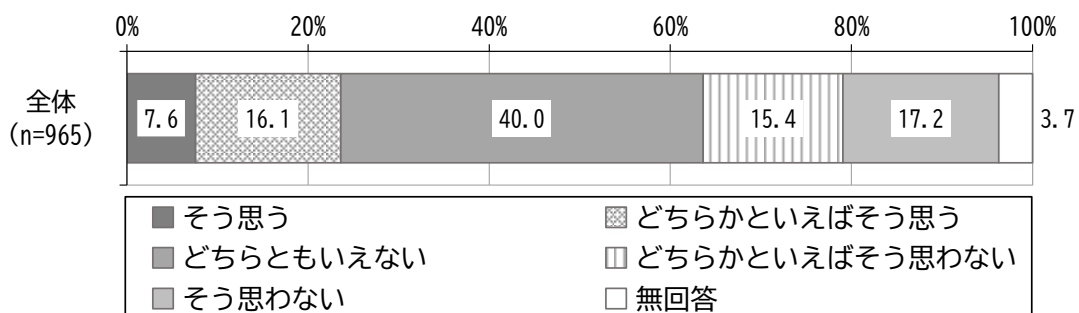
図表 3-2-59 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」 年齢別



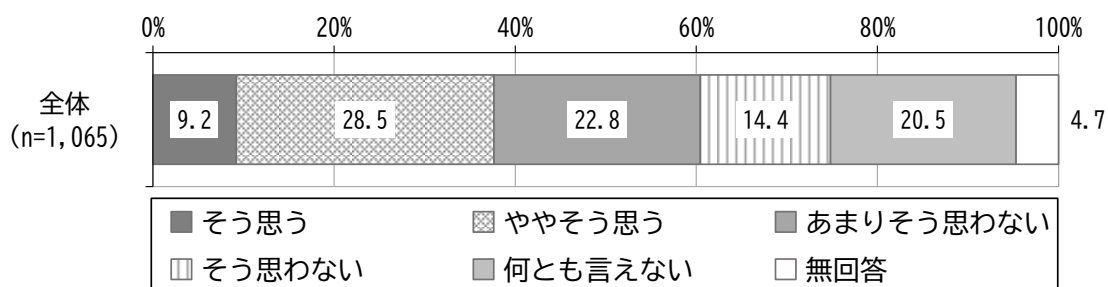
⑧ 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる

「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」については、「どちらともいえない」が 40.0%で最も高く、次いで「そう思わない」が 17.2%、「どちらかといえばそう思う」が 16.1%と続いています。

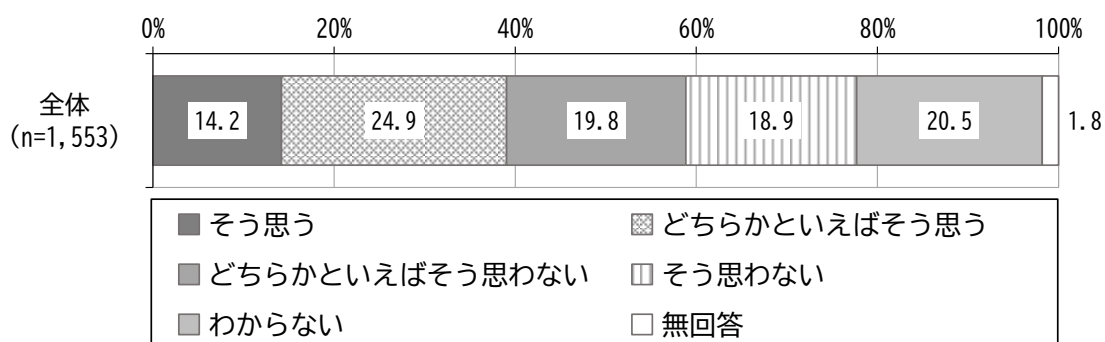
図表 3-2-60 「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」



図表 3-2-61 「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」令和2(2020)年度調査

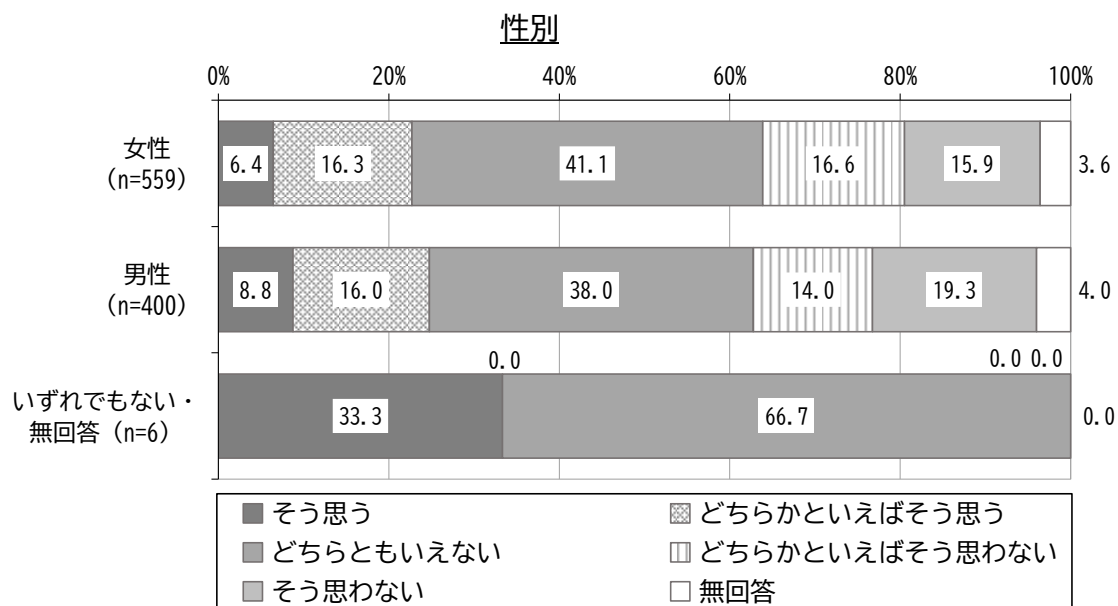


図表 3-2-62 「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」令和2(2020)年度大阪府調査



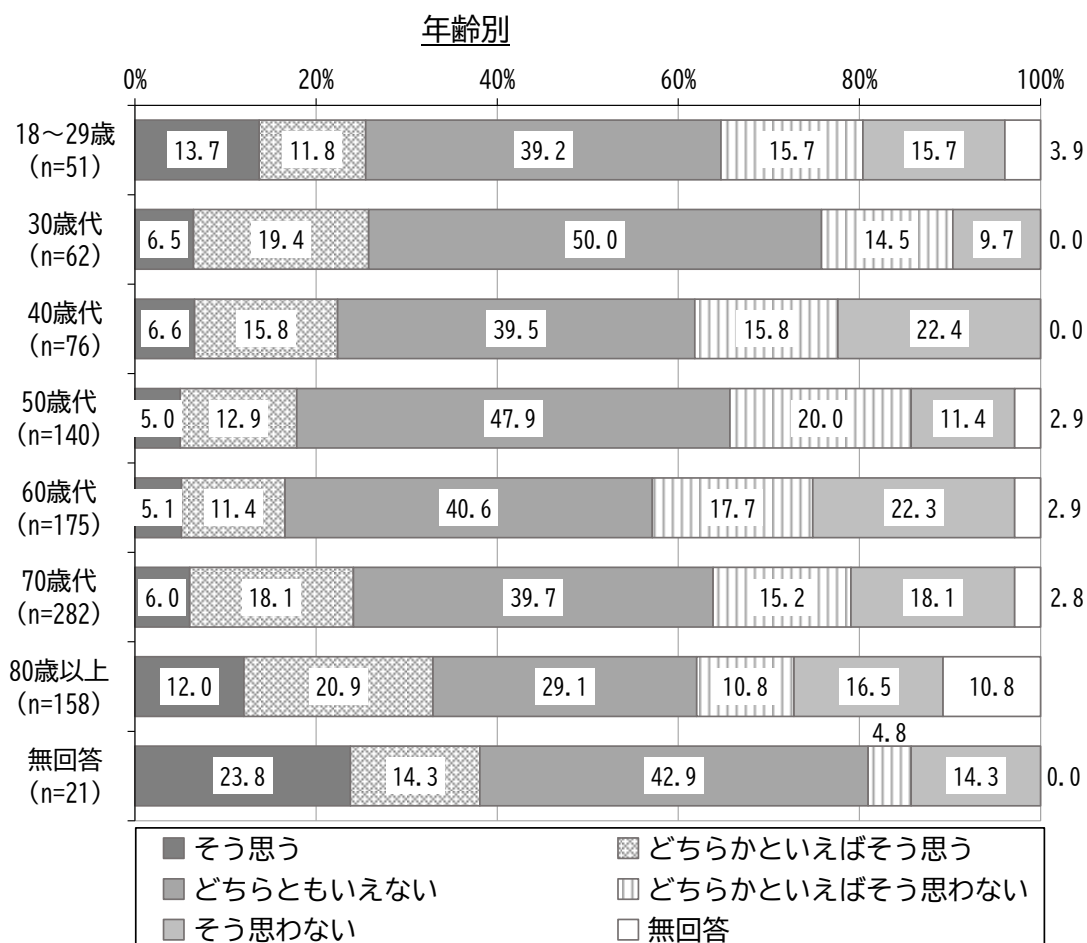
性別でみると、『反対』では、女性が32.5%、男性が33.3%となっています。

図表 3-2-63 「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」



年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が32.9%で最も高く、『反対』では、60歳代が40.0%で最も高くなっています。

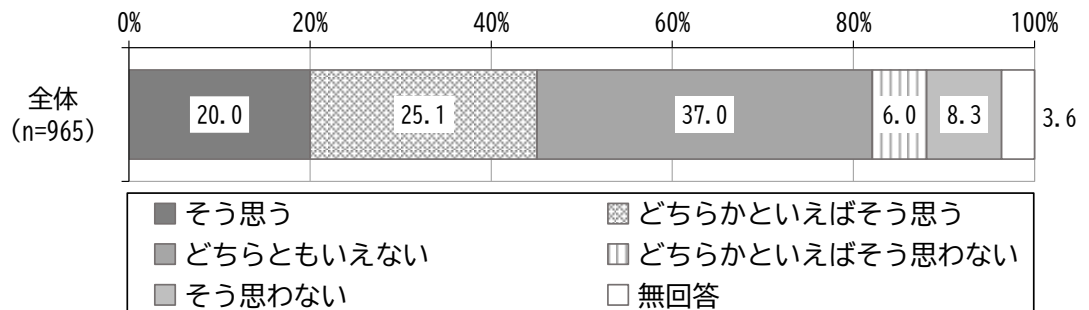
図表 3-2-64 「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」



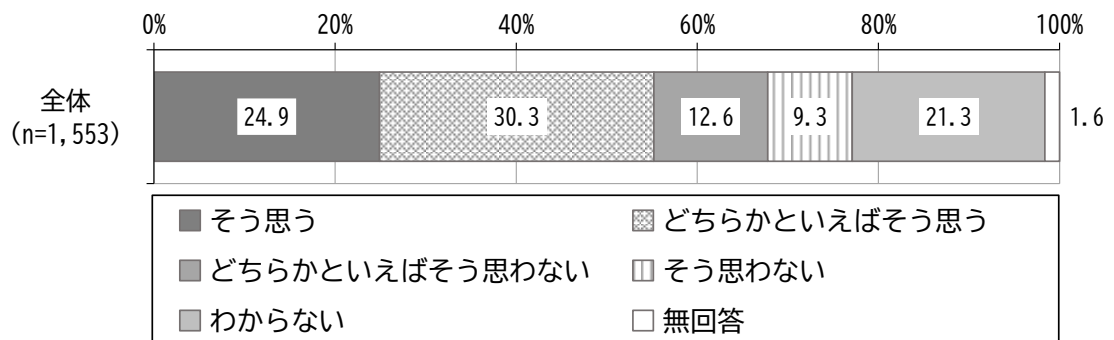
⑨ 差別は法律で禁止する必要がある

「差別は法律で禁止する必要がある」については、「どちらともいえない」が 37.0%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.1%、「そう思う」が 20.0%と続いています。

図表 3-2-65 「差別は法律で禁止する必要がある」

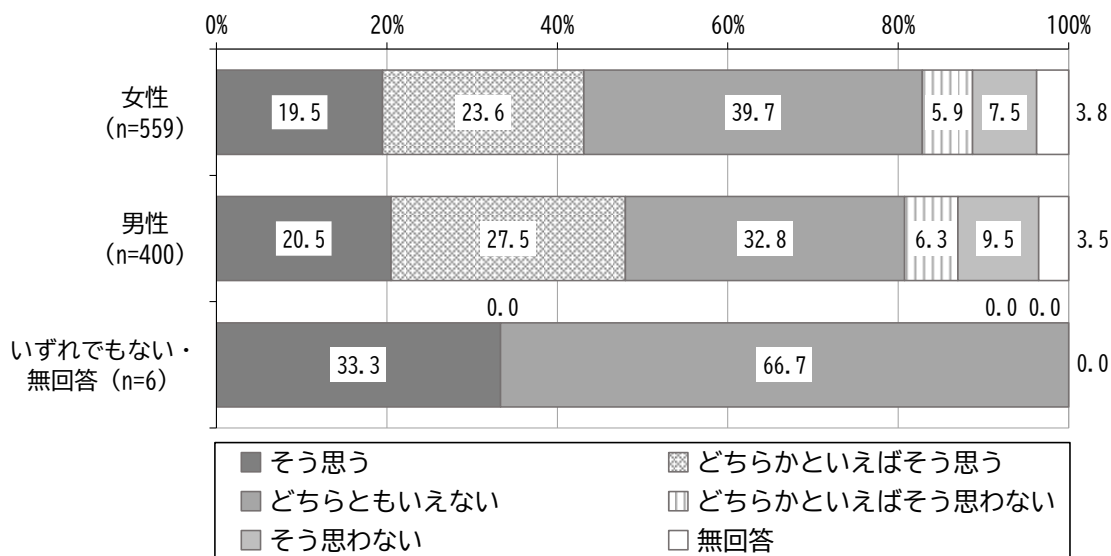


図表 3-2-66 「差別は法律で禁止する必要がある」 令和2(2020)年度大阪府調査



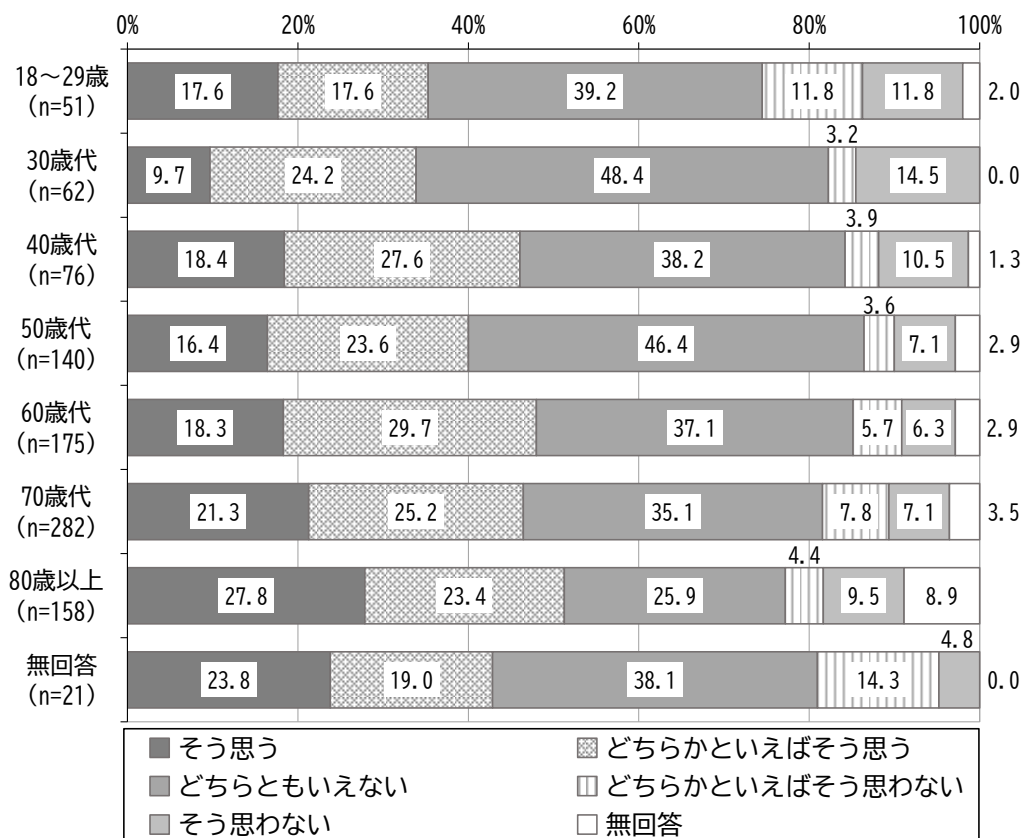
性別でみると、『賛成』では、女性が43.1%、男性が48.0%となっています。

図表 3-2-67 「差別は法律で禁止する必要がある」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が51.2%で最も高く、『反対』では、18～29歳が23.6%で最も高くなっています。

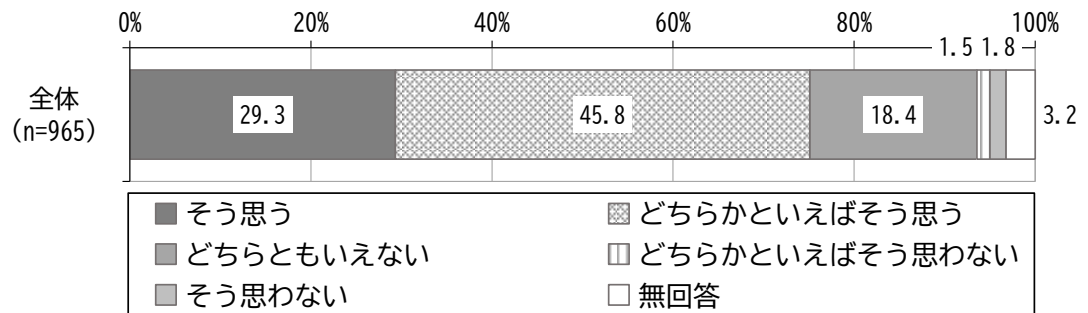
図表 3-2-68 「差別は法律で禁止する必要がある」 年齢別



⑩ 差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である

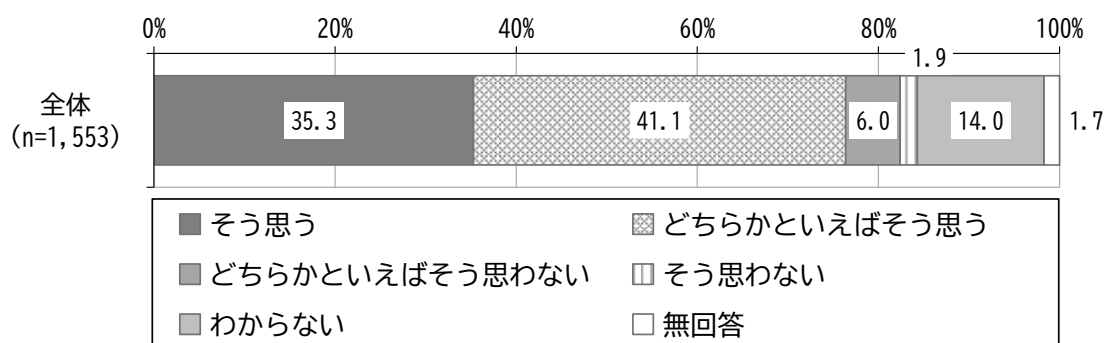
「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」については、「どちらかといえばそう思う」が45.8%で最も高く、次いで「そう思う」が29.3%、「どちらともいえない」が18.4%と続いています。

図表 3-2-69 「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」



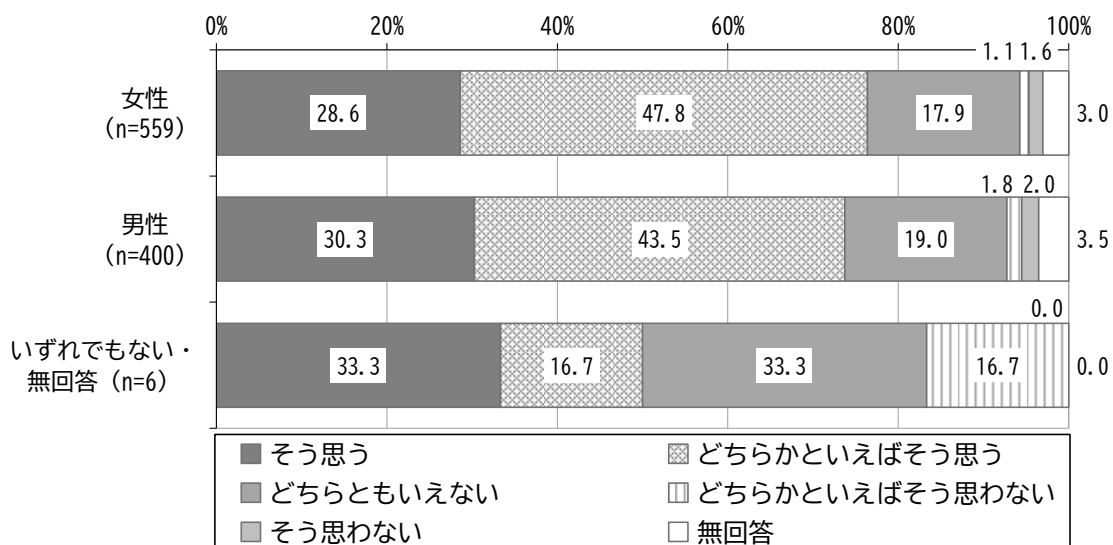
図表 3-2-70 「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」

令和2(2020)年度大阪府調査



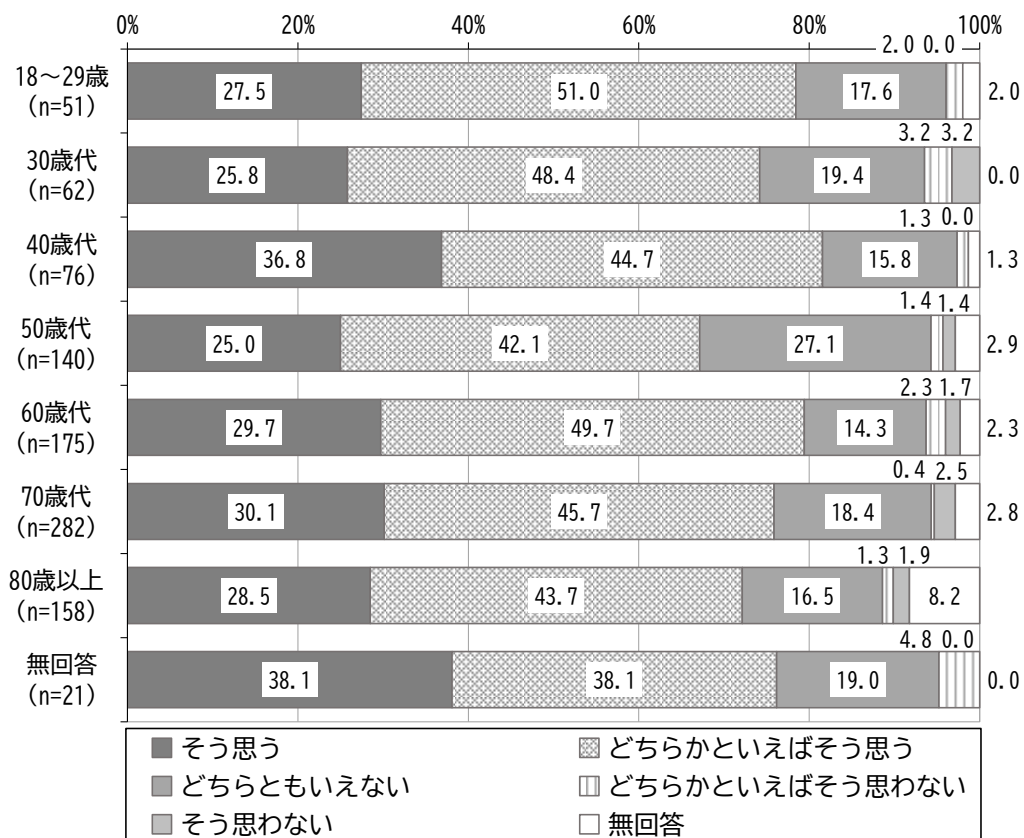
性別でみると、『賛成』では、女性が76.4%、男性が73.8%となっています。

図表 3-2-71 「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、40歳代が81.5%で最も高く、『反対』では、30歳代が6.4%で最も高くなっています。

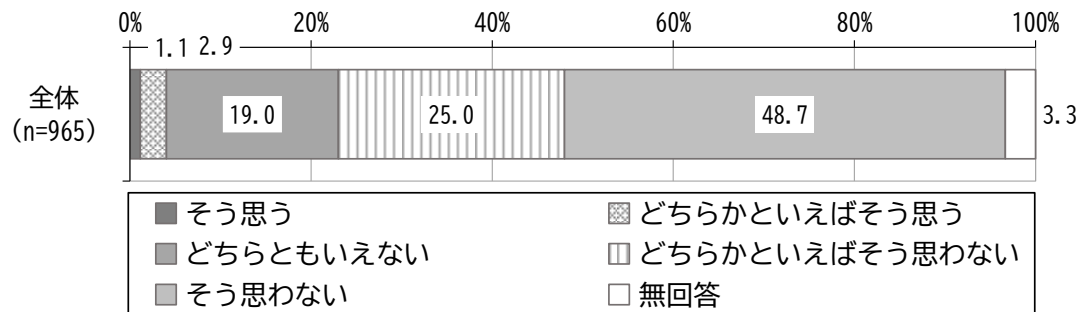
図表 3-2-72 「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」 年齢別



⑪ 人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない

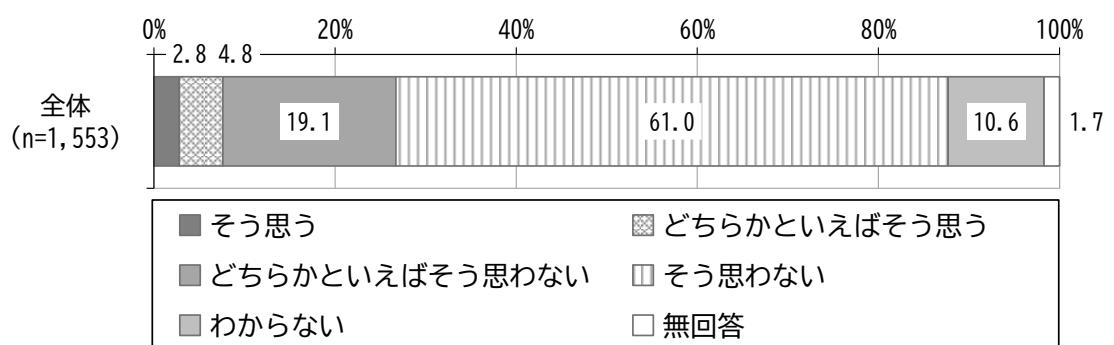
「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」については、「そう思わない」が 48.7%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 25.0%、「どちらともいえない」が 19.0%と続いています。

図表 3-2-73 「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」



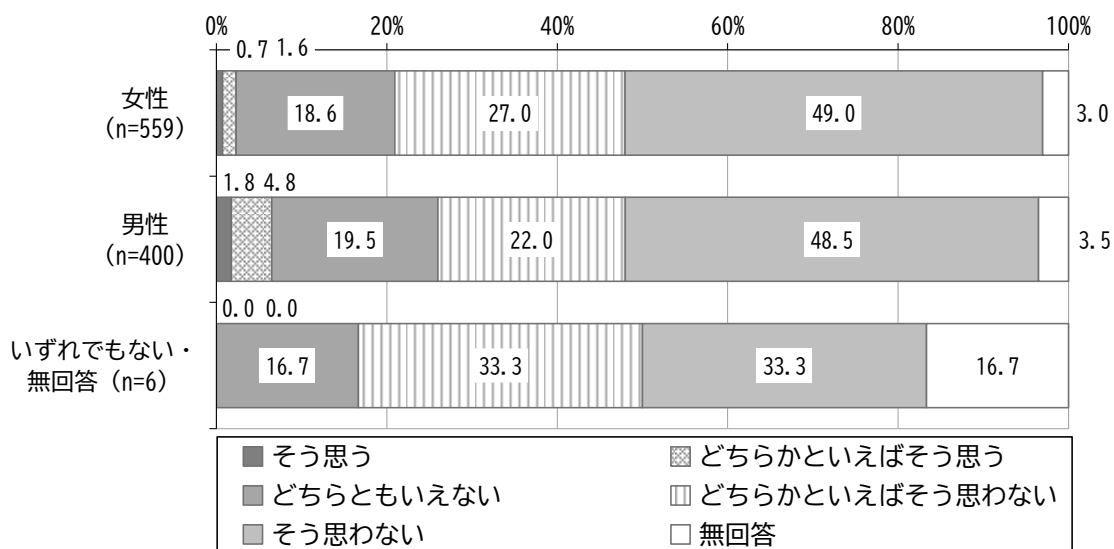
図表 3-2-74 「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」

令和2(2020)年度大阪府調査



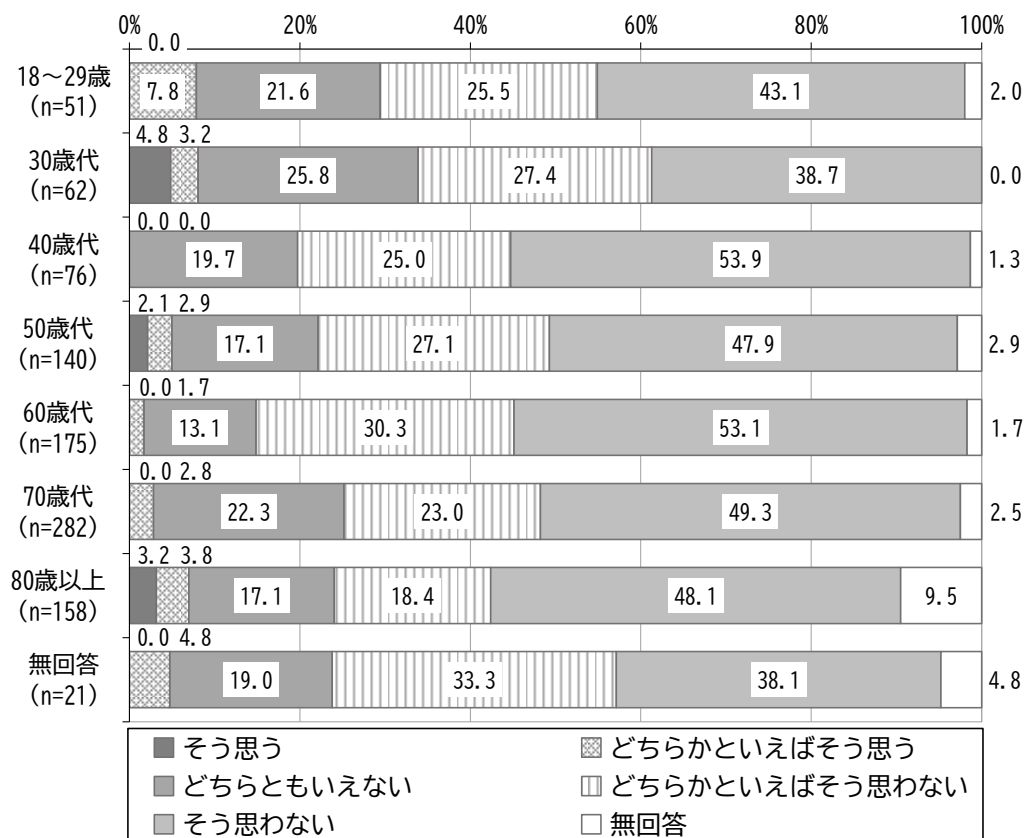
性別でみると、『反対』では、女性が76.0%、男性が70.5%となっています。

図表 3-2-75 「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、30歳代が8.0%で最も高く、『反対』では、60歳代が83.4%で最も高くなっています。

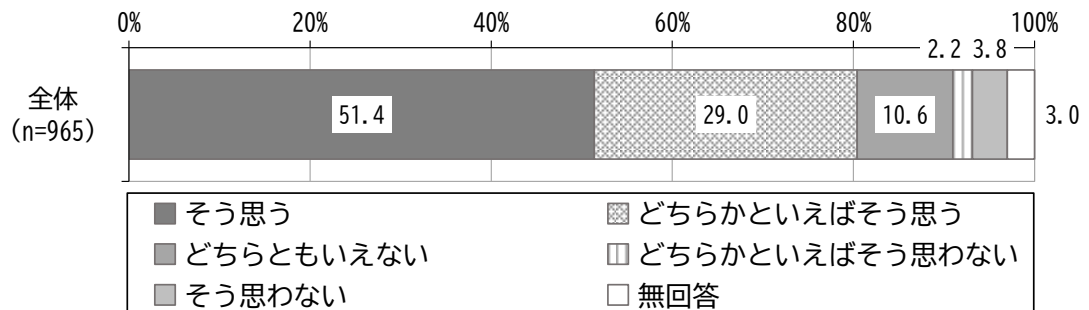
図表 3-2-76 「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」 年齢別



⑫ 日本国憲法は、国民が守るべきルールである

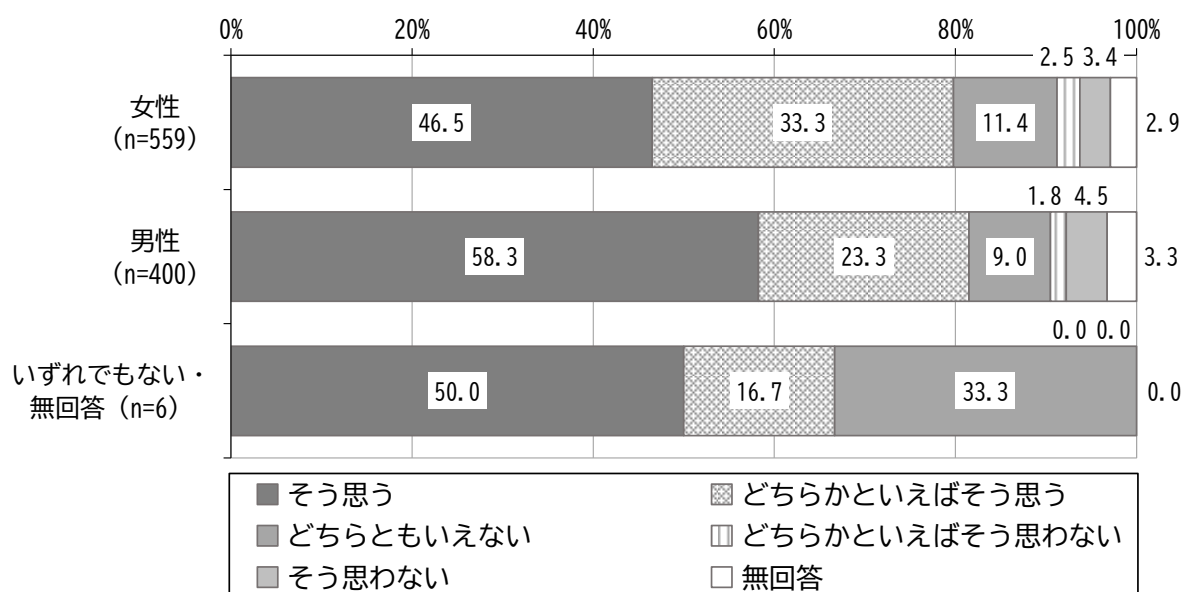
「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」については、「そう思う」が 51.4%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 29.0%、「どちらともいえない」が 10.6%と続いています。

図表 3-2-77 「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」



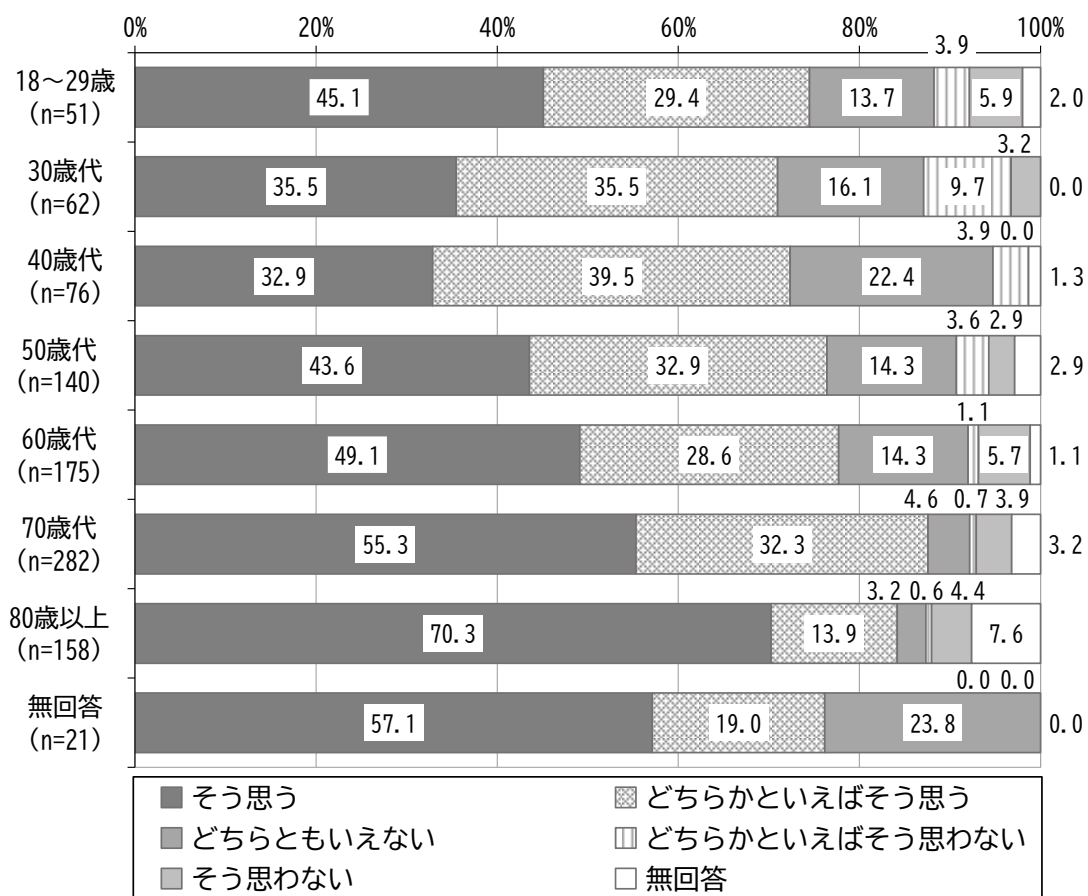
性別でみると、『賛成』では、女性が 79.8%、男性が 81.6%となっています。

図表 3-2-78 「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」 性別



年齢別でみると、『賛成』では、70 歳代が 87.6%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 12.9%で最も高くなっています。

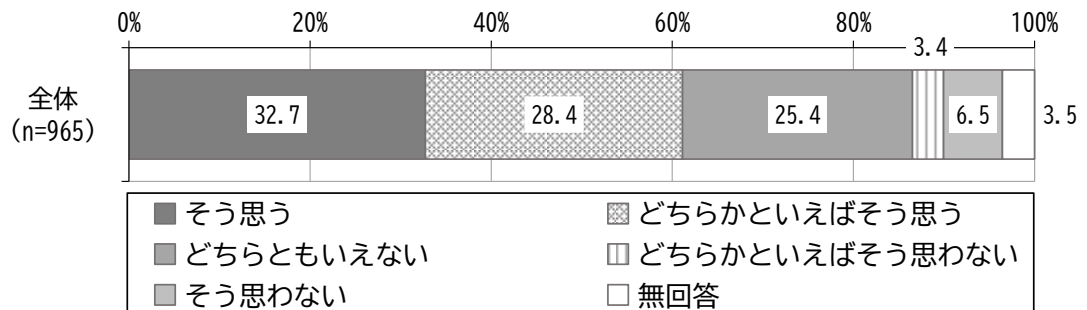
図表 3-2-79 「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」 年齢別



⑬ 人権には必ず義務がともなう

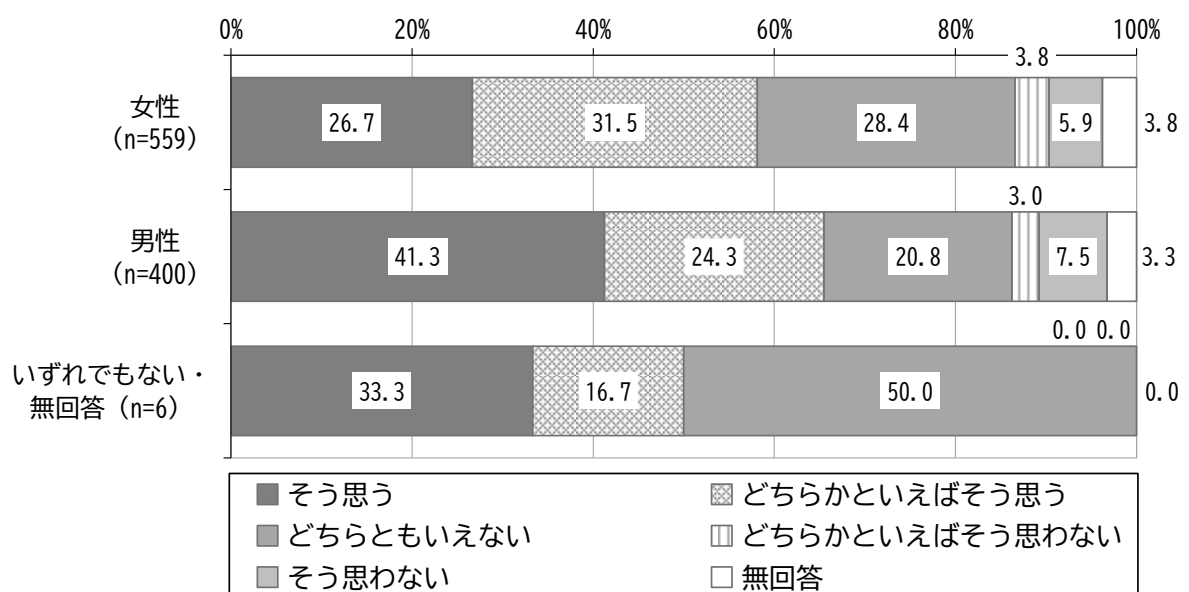
「人権には必ず義務がともなう」については、「そう思う」が 32.7%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.4%、「どちらともいえない」が 25.4%と続いています。

図表 3-2-80 「人権には必ず義務がともなう」



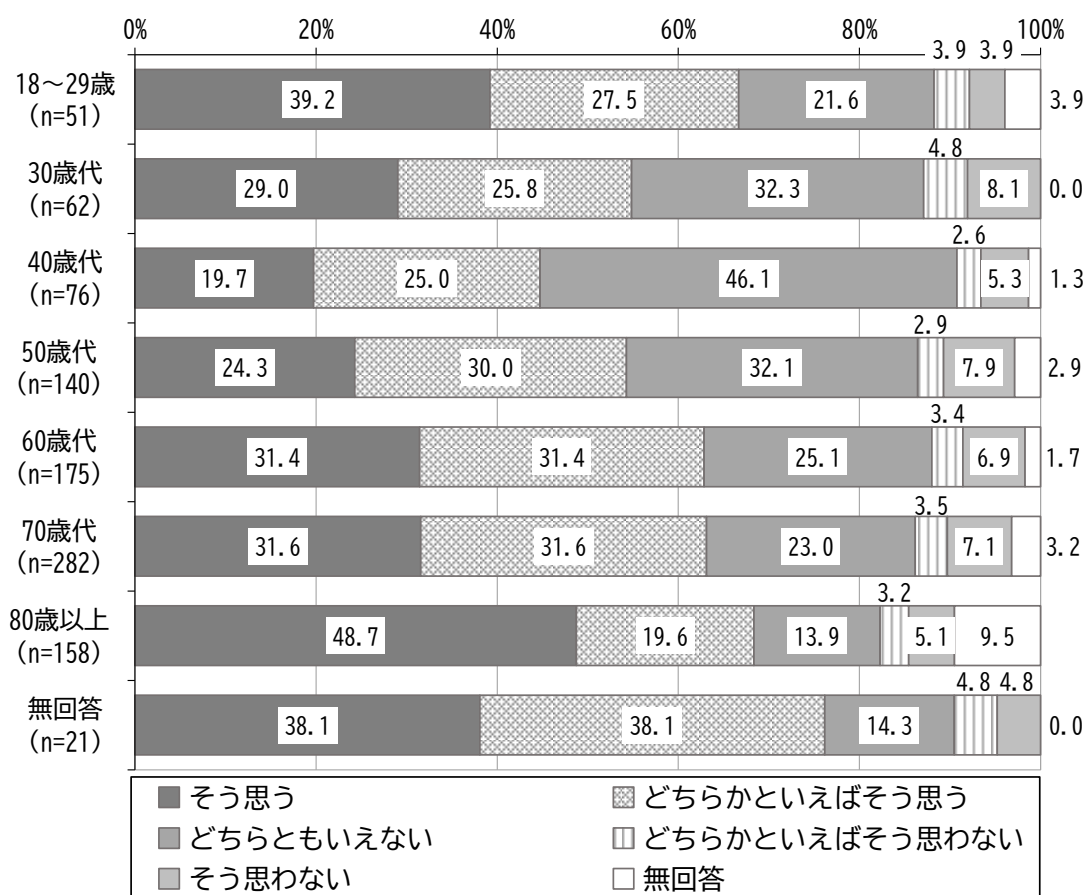
性別でみると、『賛成』では、女性が 58.2%、男性が 65.6%となっています。

図表 3-2-81 「人権には必ず義務がともなう」性別



年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 68.3%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 12.9%で最も高くなっています。

図表 3-2-82 「人権には必ず義務がともなう」 年齢別



3 住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方について

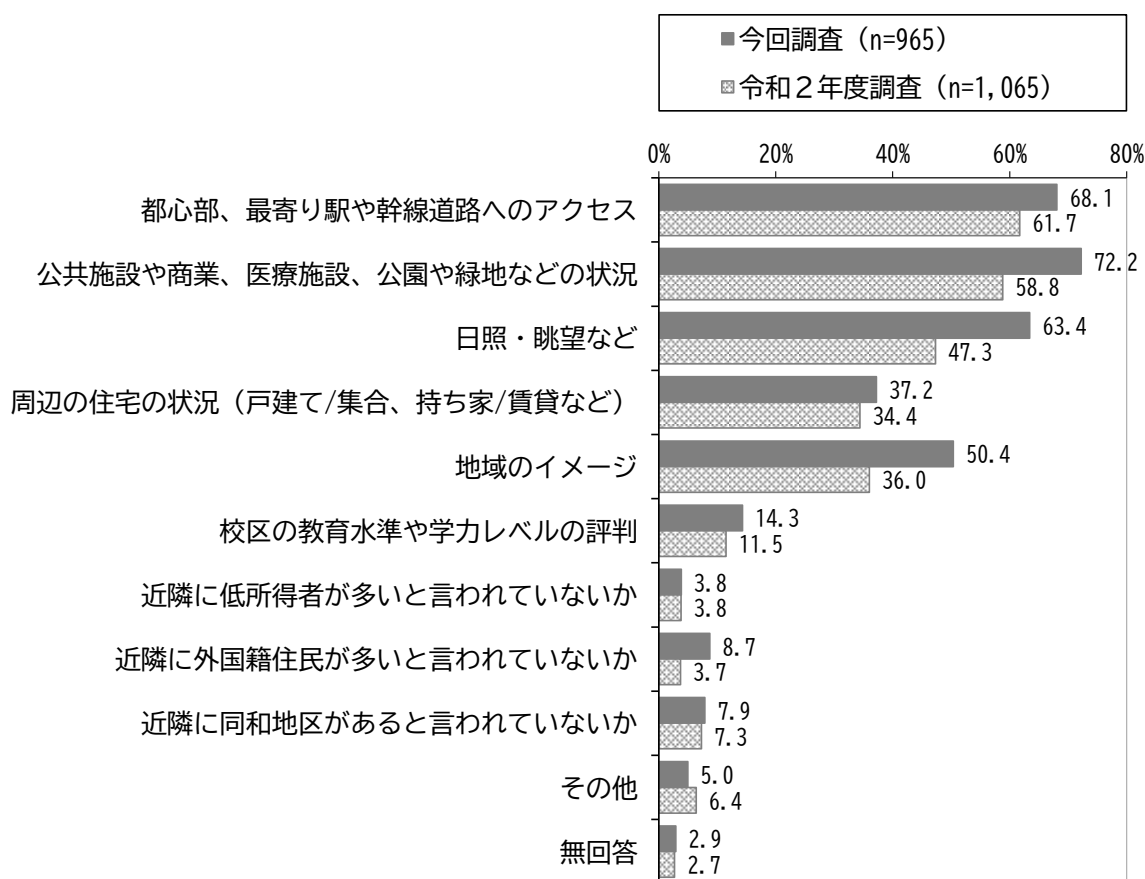
(1)家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件

問5 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件は何ですか。
(〇はいくつでも)

家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件については、「公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況」が 72.2%で最も高く、次いで「都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス」が 68.1%、「日照・眺望など」が 63.4%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「近隣に低所得者が多いと言われていないか」、「その他」を除くすべての項目で令和2(2020)年度調査より割合が増加しています。

図表 3-3-1 家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件



性別でみると、女性・男性いずれも「公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29 歳・50 歳代では「都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス」の割合が最も高く、それ以外の年齢層では「公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況」の割合が最も高くなっています。

図表 3-3-2 家を買ったり借りたりする際に重視する立地条件 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス	公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況	日照・眺望など	周辺・住宅の状況（戸建て／集合、持ち家／賃貸など）	地域のイメージ	校区の教育水準や学力レベルの評判	近隣に低所得者が多いと言われているか	近隣に外国籍住民が多いと言われているか	近隣に同和地区があると言われているか	その他	無回答
全体		965	68.1	72.2	63.4	37.2	50.4	14.3	3.8	8.7	7.9	5.0	2.9
性別	女性	559	69.2	71.9	67.1	37.7	52.2	14.5	3.8	8.2	6.8	4.1	2.3
	男性	400	66.8	73.5	58.3	36.8	48.0	14.3	4.0	9.5	9.5	6.3	3.8
	いずれでもない・無回答	6	50.0	16.7	66.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	18～29歳	51	78.4	72.5	51.0	43.1	66.7	21.6	11.8	21.6	13.7	3.9	2.0
	30歳代	62	62.9	67.7	58.1	37.1	56.5	16.1	6.5	11.3	9.7	4.8	1.6
	40歳代	76	68.4	69.7	63.2	40.8	46.1	14.5	2.6	9.2	10.5	7.9	1.3
	50歳代	140	67.1	66.4	60.7	32.9	54.3	12.9	4.3	11.4	10.0	5.0	2.9
	60歳代	175	65.1	76.0	61.7	33.7	48.0	15.4	4.6	8.6	5.7	6.3	1.7
	70歳代	282	70.2	73.4	69.5	38.3	48.2	13.1	1.8	5.3	6.7	4.6	2.8
	80歳以上	158	67.1	73.4	63.9	37.3	47.5	13.9	1.9	6.3	5.7	3.2	6.3
	無回答	21	66.7	76.2	57.1	52.4	52.4	9.5	14.3	14.3	14.3	4.8	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

(2)結婚相手を考える際に気になること

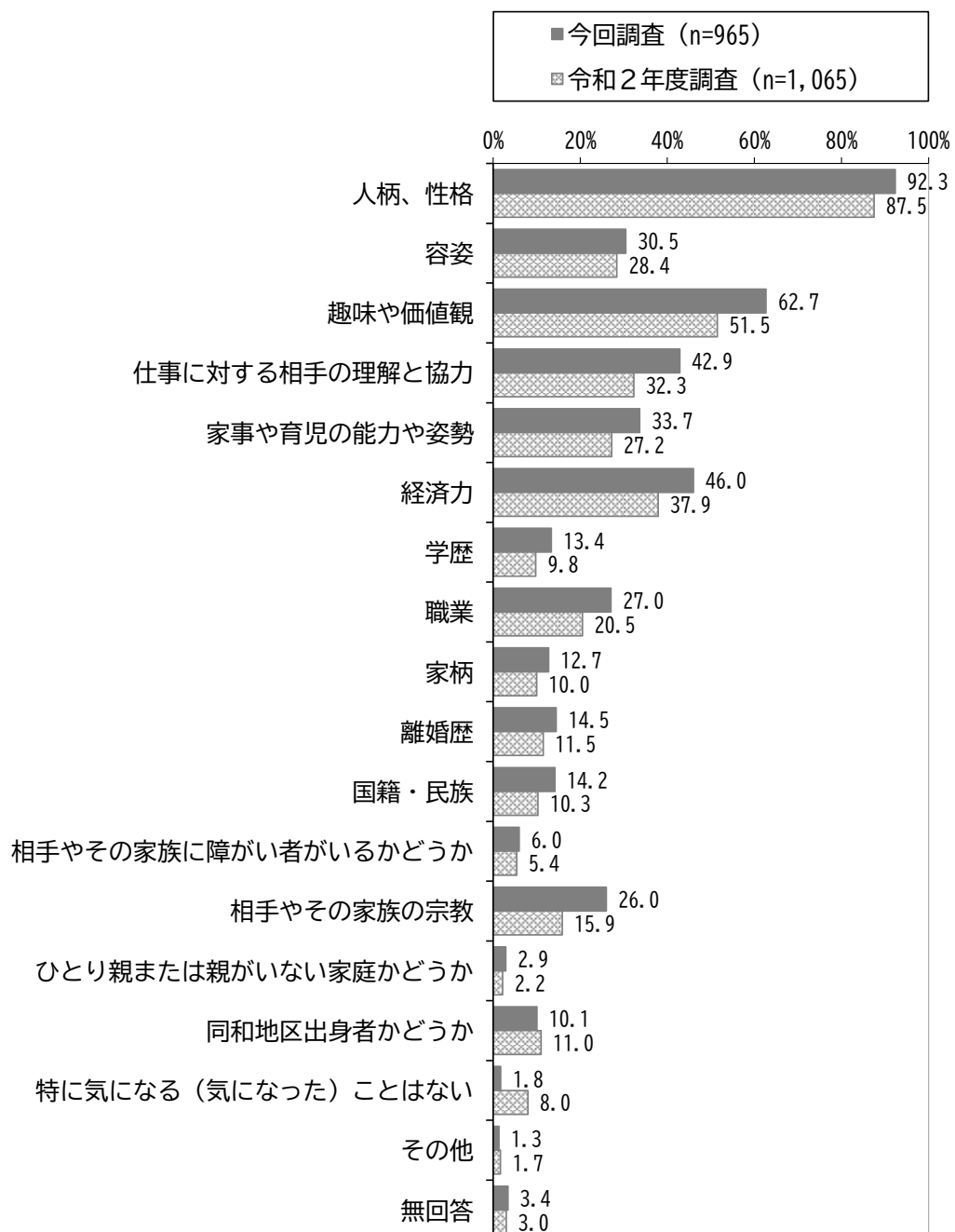
問6 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。①あなたご自身の結婚の場合と、②お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。お子さんがいらっしゃる方も「いる」と想定してお答えください。(①及び②のそれぞれについて〇はいくつでも)

① あなたご自身の結婚の場合

結婚相手を考える際に気になることについて、回答者自身の場合では、「人柄、性格」が92.3%で最も高く、次いで「趣味や価値観」が62.7%、「経済力」が46.0%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「趣味や価値観」(62.7%)では、令和2(2020)年度調査(51.5%)より11.2ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

図表 3-3-3 結婚相手を考える際に気になること(回答者自身の場合)



性別でみると、女性・男性いずれも「人柄、性格」の割合が最も高くなっています。
年齢別でみると、すべての年齢層で「人柄、性格」の割合が最も高くなっています。

図表 3-3-4 結婚相手を考える際に気になること(回答者自身の場合) 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	人柄、 性格	容姿	趣味や価値観	仕事に対する相手の理解と協力	家事や育児の能力や姿勢	経済力	学歴	職業	家柄	離婚歴
全体		965	92.3	30.5	62.7	42.9	33.7	46.0	13.4	27.0	12.7	14.5
性別	女性	559	93.2	25.6	66.7	44.9	32.9	62.6	17.4	37.2	13.8	16.3
	男性	400	91.5	36.8	57.5	40.3	34.5	23.3	8.0	13.3	11.0	12.3
	いずれでもない・無回答	6	66.7	66.7	33.3	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0
年齢別	18～29歳	51	90.2	49.0	84.3	64.7	74.5	56.9	17.6	35.3	17.6	27.5
	30歳代	62	96.8	43.5	79.0	54.8	56.5	46.8	11.3	32.3	19.4	21.0
	40歳代	76	97.4	36.8	76.3	46.1	44.7	36.8	5.3	26.3	13.2	18.4
	50歳代	140	95.0	35.7	76.4	45.0	35.7	43.6	10.0	20.7	15.0	17.9
	60歳代	175	92.6	32.6	60.0	42.9	32.6	41.1	14.9	29.7	10.9	10.9
	70歳代	282	92.2	22.3	54.6	36.9	21.6	48.2	12.8	27.3	9.9	12.8
	80歳以上	158	86.1	22.8	48.7	41.1	26.6	51.3	19.6	26.6	12.7	10.8
	無回答	21	95.2	38.1	57.1	23.8	38.1	38.1	9.5	14.3	19.0	9.5

		合計	国籍・民族	が相手やその家族に障がい者	相手やその家族の宗教	ひとり親または親がいない家庭かどうか	同和地区出身者かどうか	特に気になる（気になった）ことはない	その他	無回答
全体		965	14.2	6.0	26.0	2.9	10.1	1.8	1.3	3.4
性別	女性	559	13.4	7.3	30.1	3.0	9.3	1.8	1.8	2.5
	男性	400	15.5	4.3	20.8	2.8	11.3	1.8	0.8	4.8
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	18～29歳	51	17.6	21.6	39.2	3.9	7.8	2.0	0.0	2.0
	30歳代	62	6.5	6.5	30.6	4.8	8.1	1.6	0.0	0.0
	40歳代	76	14.5	5.3	35.5	7.9	13.2	1.3	2.6	0.0
	50歳代	140	16.4	6.4	33.6	1.4	11.4	1.4	0.7	2.9
	60歳代	175	13.1	4.6	22.9	2.3	9.7	3.4	2.3	2.3
	70歳代	282	12.4	4.3	20.9	2.1	9.2	1.1	1.1	4.6
	80歳以上	158	18.4	5.1	21.5	2.5	8.9	1.9	1.9	7.0
	無回答	21	14.3	9.5	23.8	4.8	23.8	0.0	0.0	0.0

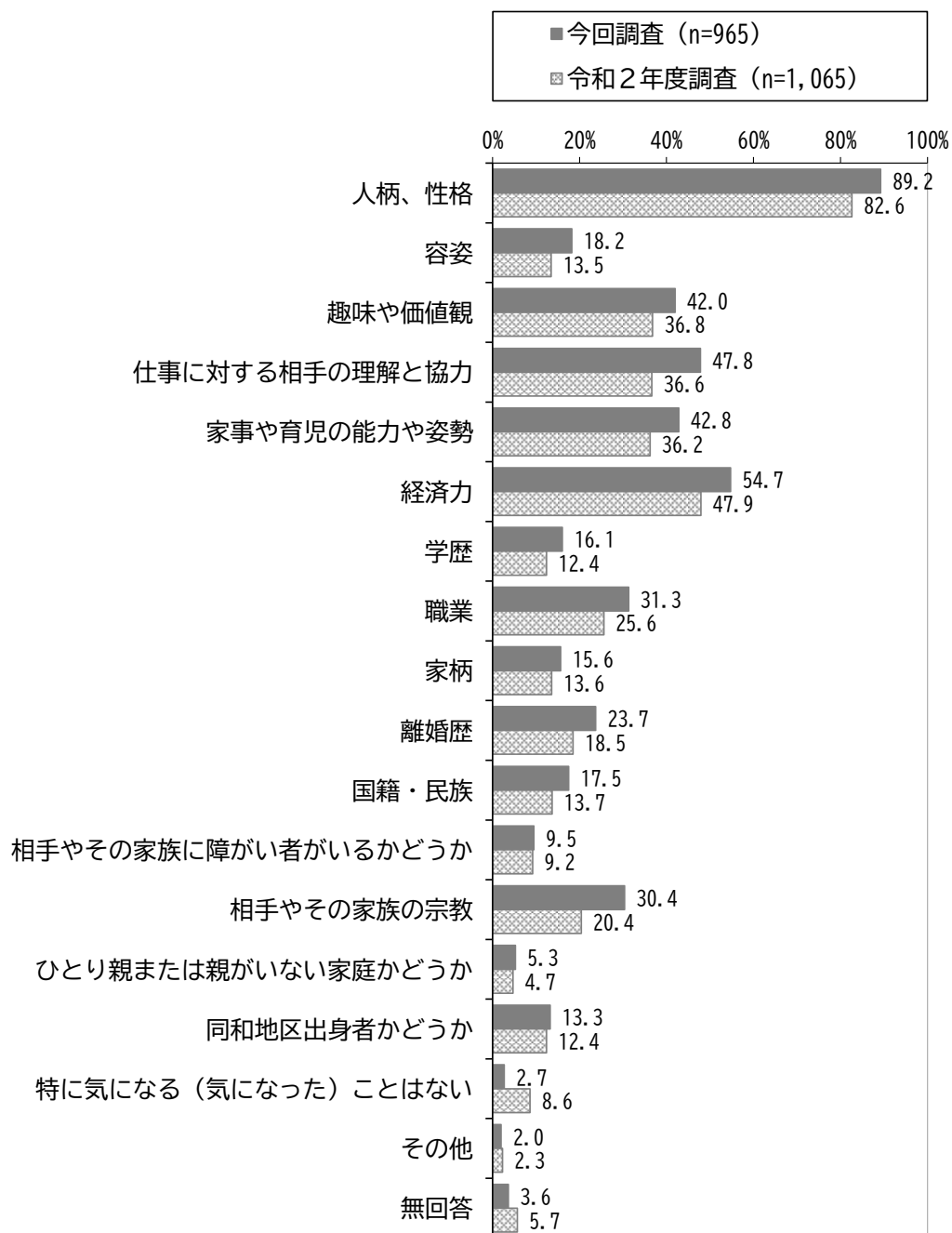
※網掛け■は最も割合が高いもの

② あなたのお子さんの結婚の場合

結婚相手を考える際に気になることについて、回答者のこどもの場合では、「人柄、性格」が 89.2%で最も高く、次いで「経済力」が 54.7%、「仕事に対する相手の理解と協力」が 47.8%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「仕事に対する相手の理解と協力」(47.8%)では、令和2(2020)年度調査(36.6%)より 11.2 ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

図表 3-3-5 結婚相手を考える際に気になること(回答者のこどもの場合)



性別でみると、女性・男性いずれも「人柄、性格」の割合が最も高くなっています。
 年齢別でみると、すべての年齢層で「人柄、性格」の割合が最も高くなっています。

図表 3-3-6 結婚相手を考える際に気になること(回答者のこどもの場合) 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	人柄、 性格	容姿	趣味や 価値観	仕事に 対する 相手の 理解と 協力	家事や 育児の 能力や 姿勢	経済力	学歴	職業	家柄	離婚歴
全体		965	89.2	18.2	42.0	47.8	42.8	54.7	16.1	31.3	15.6	23.7
性別	女性	559	91.4	15.2	47.0	54.6	46.9	63.9	17.5	36.7	15.7	25.9
	男性	400	86.8	22.3	35.5	38.8	37.5	42.0	14.3	24.0	15.3	20.8
	いずれでもない・無回答	6	50.0	33.3	0.0	16.7	16.7	50.0	0.0	16.7	33.3	16.7
年齢別	18～29歳	51	86.3	23.5	45.1	64.7	68.6	54.9	17.6	37.3	25.5	33.3
	30歳代	62	90.3	25.8	46.8	59.7	71.0	62.9	17.7	38.7	27.4	38.7
	40歳代	76	89.5	17.1	46.1	52.6	48.7	60.5	11.8	36.8	19.7	34.2
	50歳代	140	92.1	17.1	50.0	42.9	45.0	57.9	13.6	30.0	20.0	27.1
	60歳代	175	89.7	20.6	42.9	49.7	39.4	52.0	16.6	32.6	13.7	21.1
	70歳代	282	90.4	15.2	39.7	42.6	35.8	49.6	14.5	28.4	9.6	18.1
	80歳以上	158	84.8	19.0	34.8	47.5	34.8	58.9	22.2	31.0	13.9	21.5
	無回答	21	85.7	9.5	28.6	42.9	42.9	47.6	9.5	14.3	23.8	9.5

		合計	国籍・ 民族	が相手 やその 家族に 障がい 者	相手 やその 家族の 宗教	ひとり 親とか は親が いない 家庭か	同和地 区出身 者かど うか	特に気 になる （気にな ったこ とはな い）	その他	無回答
全体		965	17.5	9.5	30.4	5.3	13.3	2.7	2.0	3.6
性別	女性	559	16.5	10.4	35.2	5.7	12.2	2.1	2.0	3.0
	男性	400	19.0	8.3	23.5	4.5	14.8	3.5	2.0	4.3
	いずれでもない・無回答	6	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	21.6	25.5	43.1	5.9	13.7	7.8	0.0	2.0
	30歳代	62	17.7	22.6	46.8	8.1	16.1	1.6	0.0	3.2
	40歳代	76	14.5	10.5	47.4	6.6	15.8	1.3	2.6	2.6
	50歳代	140	21.4	12.9	37.9	6.4	14.3	0.7	2.1	5.0
	60歳代	175	16.0	7.4	25.1	4.6	13.1	3.4	2.9	1.1
	70歳代	282	13.8	5.3	22.0	2.8	11.0	2.5	1.8	4.3
	80歳以上	158	22.8	5.1	25.9	7.0	12.0	3.2	2.5	5.7
	無回答	21	14.3	14.3	28.6	9.5	28.6	4.8	0.0	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

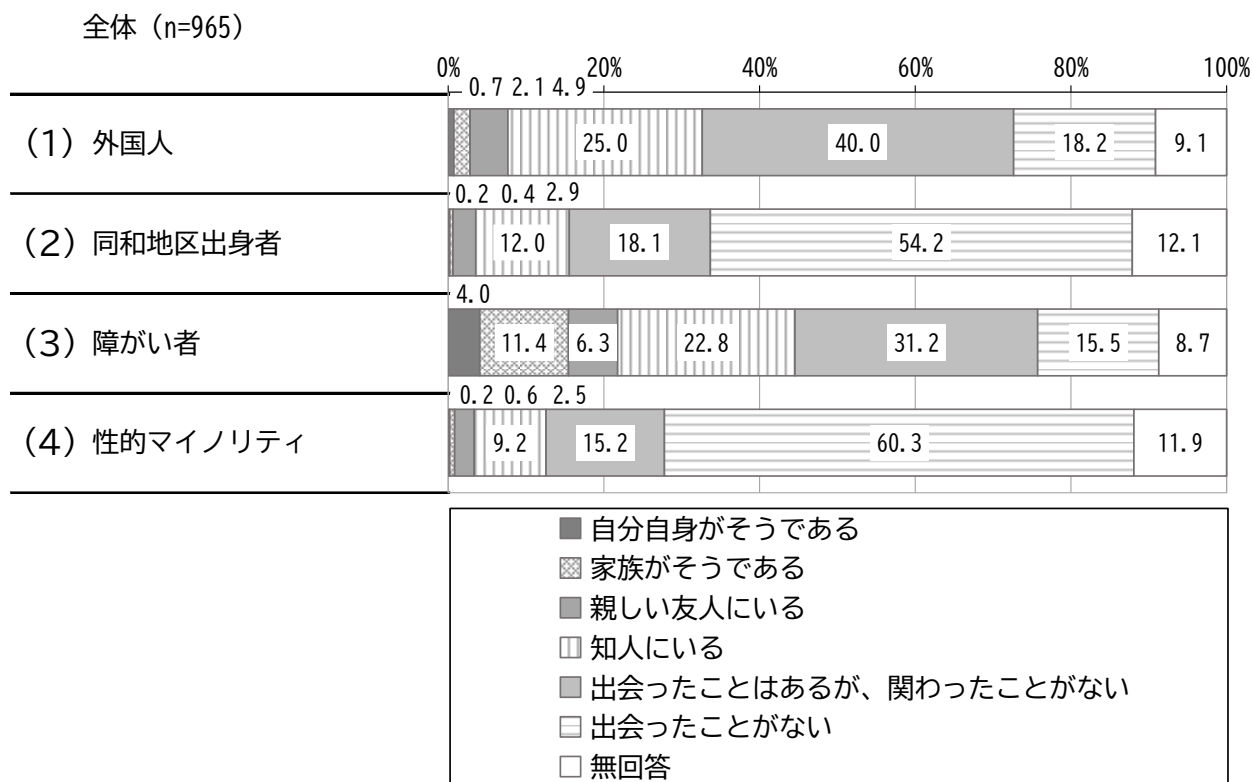
4 回答者自身の経験や生活について

(1)被差別当事者との関わり

問7 あなたのまわりには次のような人がいますか。(○はそれぞれに1つ)

被差別当事者との関わりについては、「(1)外国人」、「(3)障がい者」では「出会ったことはあるが、関わったことがない」の割合が最も高く、「(2)同和地区出身者」、「(4)性的マイノリティ」では「出会ったことがない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-1 被差別当事者との関わり



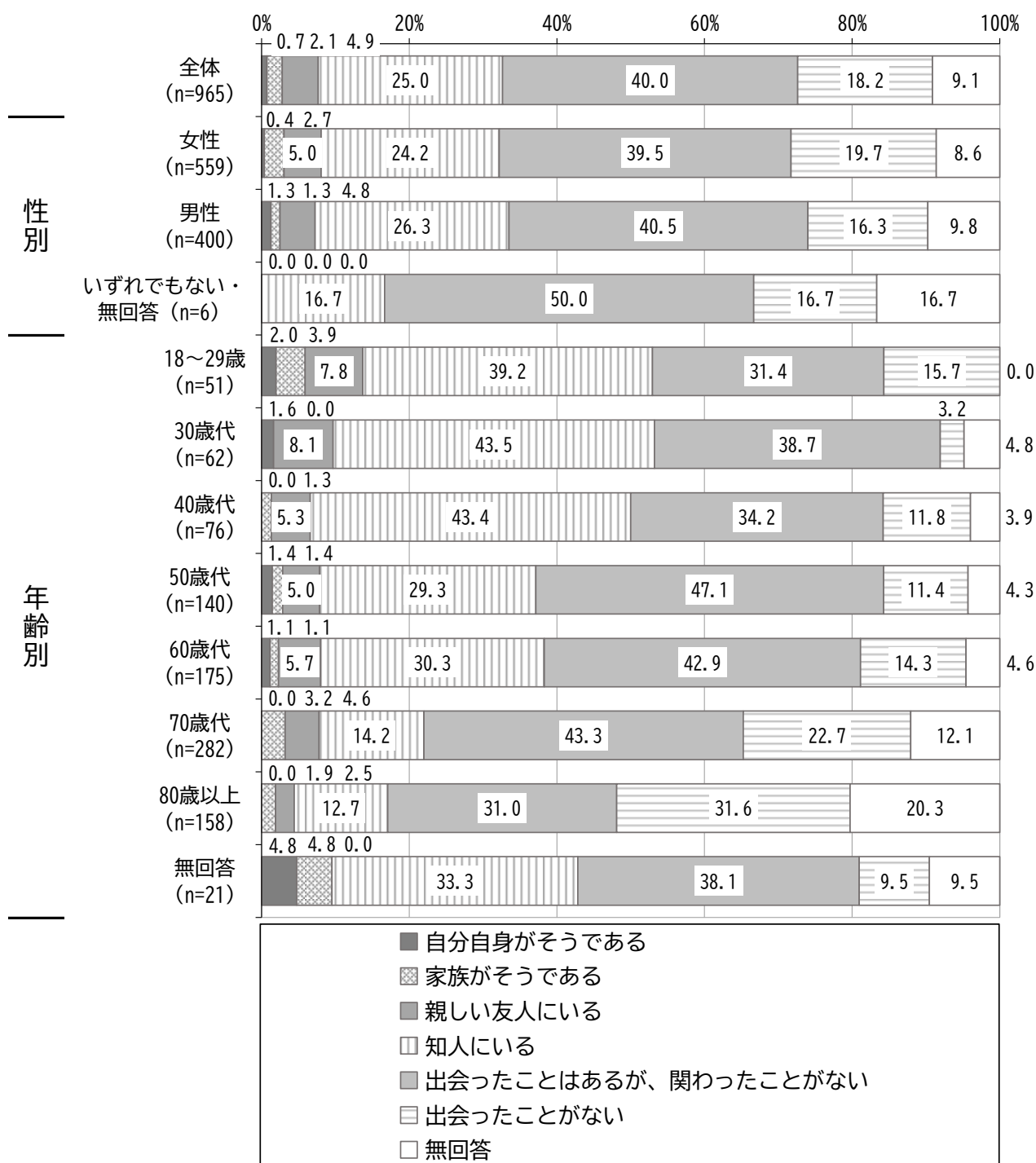
① 外国人

外国人との関わりについては、「出会ったことはあるが、関わったことがない」が 40.0%で最も高く、次いで「知人にいる」が 25.0%、「出会ったことがない」が 18.2%と続いています。

性別でみると、女性・男性いずれも「出会ったことはあるが、関わったことがない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「出会ったことがない」では、80 歳以上が 31.6%で最も高くなっています。

図表 3-4-2 外国人との関わり



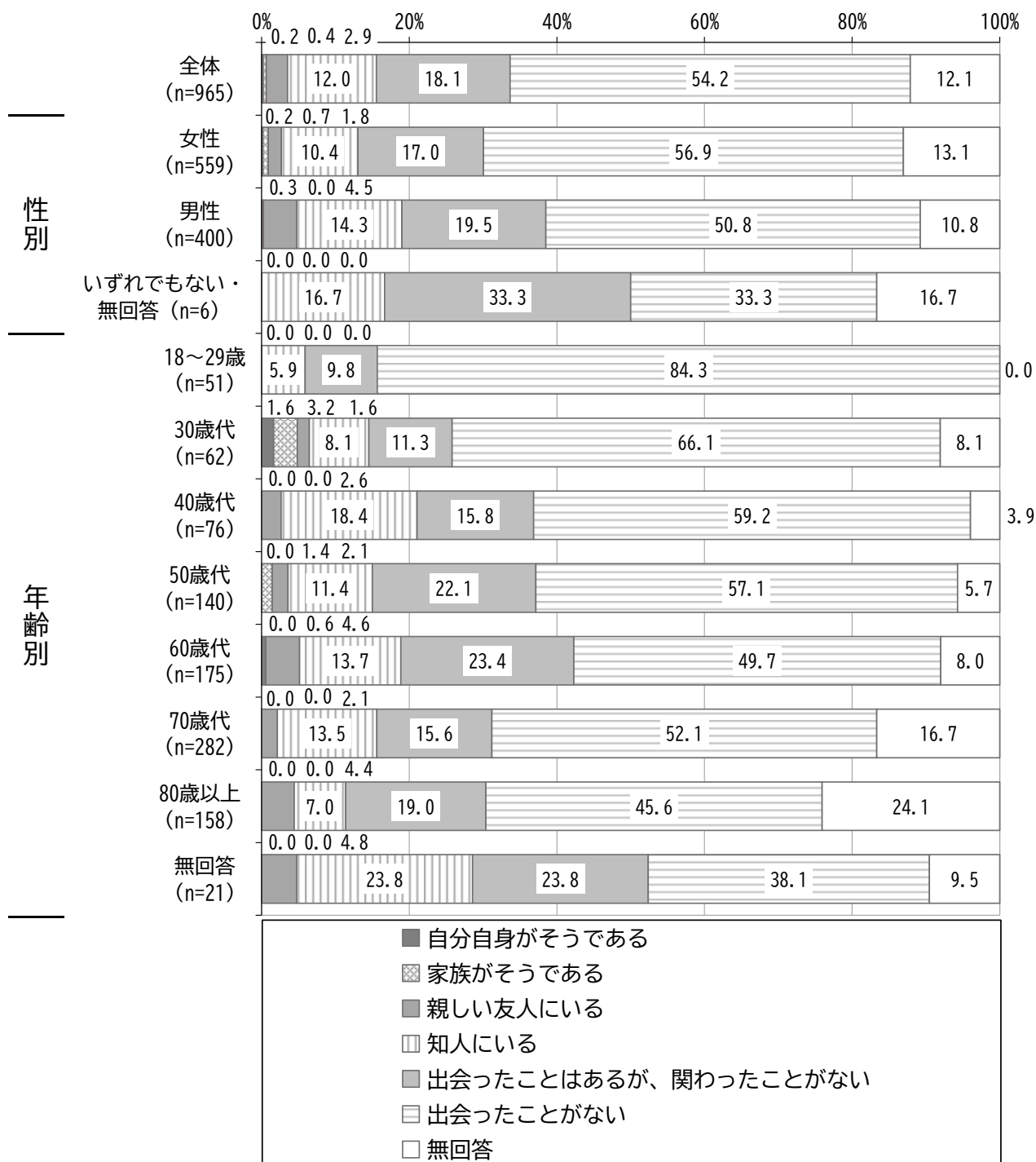
② 同和地区出身者

同和地区出身者との関わりについては、「出会ったことがない」が 54.2%で最も高く、次いで「出会ったことはあるが、関わったことがない」が 18.1%、「知人にいる」が 12.0%と続いています。

性別でみると、女性・男性いずれも「出会ったことがない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「出会ったことがない」では、18～29 歳が 84.3%で最も高くなっています。

図表 3-4-3 同和地区出身者との関わり



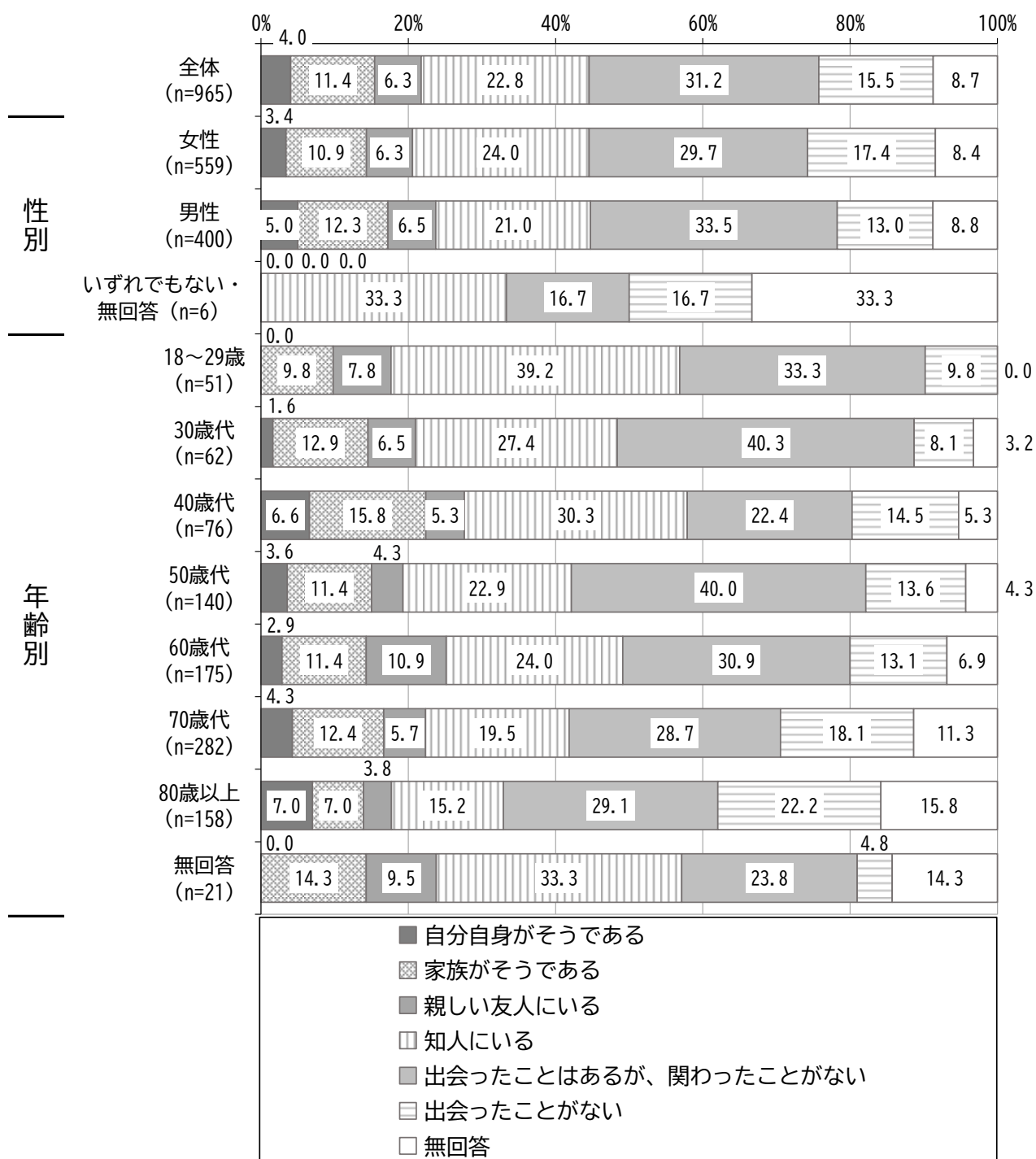
③ 障がい者

障がい者との関わりについては、「出会ったことはあるが、関わったことがない」が 31.2%で最も高く、次いで「知人にいる」が 22.8%、「出会ったことがない」が 15.5%と続いています。

性別でみると、女性・男性いずれも「出会ったことはあるが、関わったことがない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「出会ったことがない」では、80 歳以上が 22.2%で最も高くなっています。

図表 3-4-4 障がい者との関わり



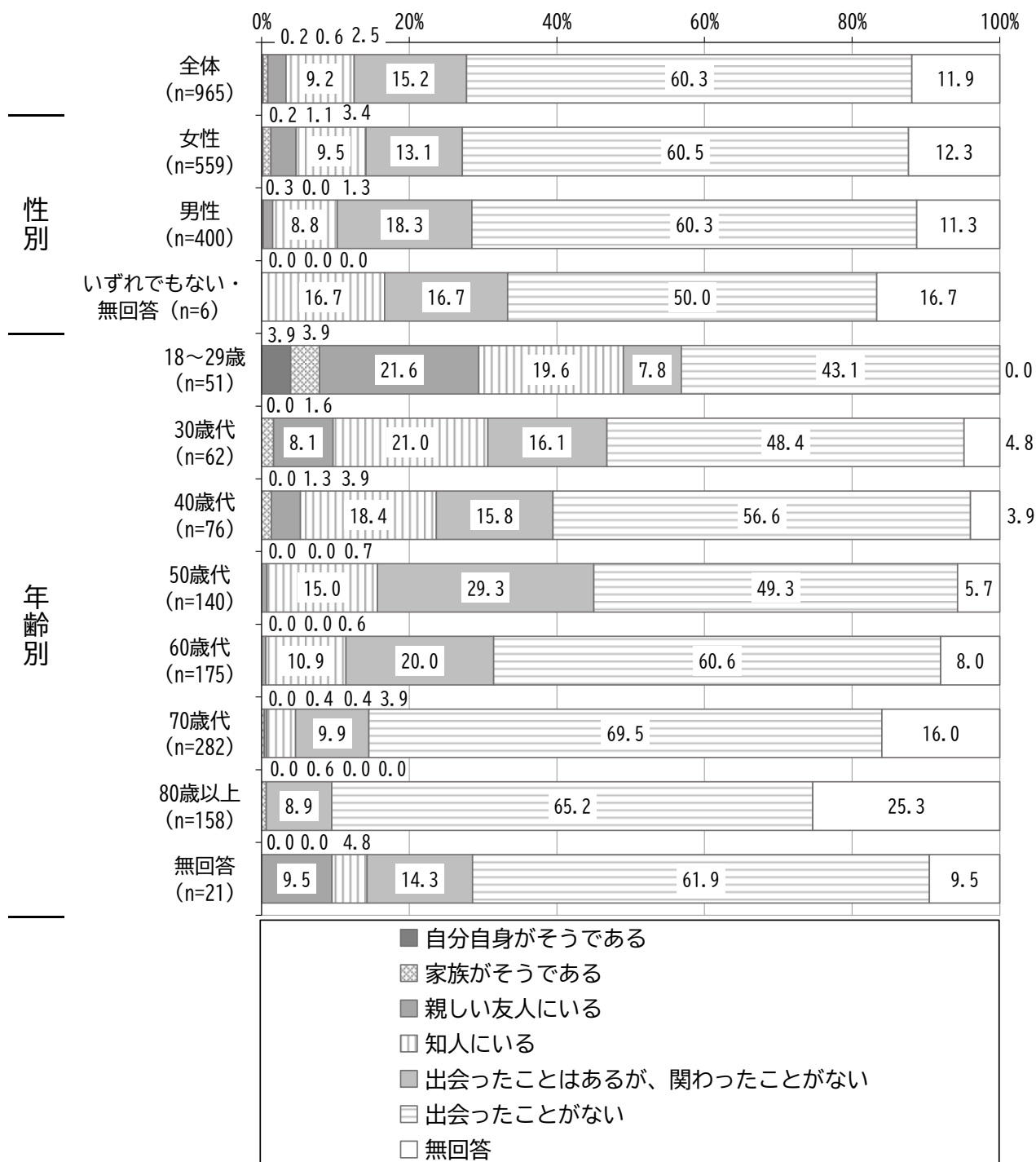
④ 性的マイノリティ

性的マイノリティとの関わりについては、「出会ったことがない」が60.3%で最も高く、次いで「出会ったことはあるが、関わったことがない」が15.2%、「知人にいる」が9.2%と続いています。

性別でみると、女性・男性いずれも「出会ったことがない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「出会ったことがない」では、70歳代が69.5%で最も高くなっています。

図表 3-4-5 性的マイノリティとの関わり



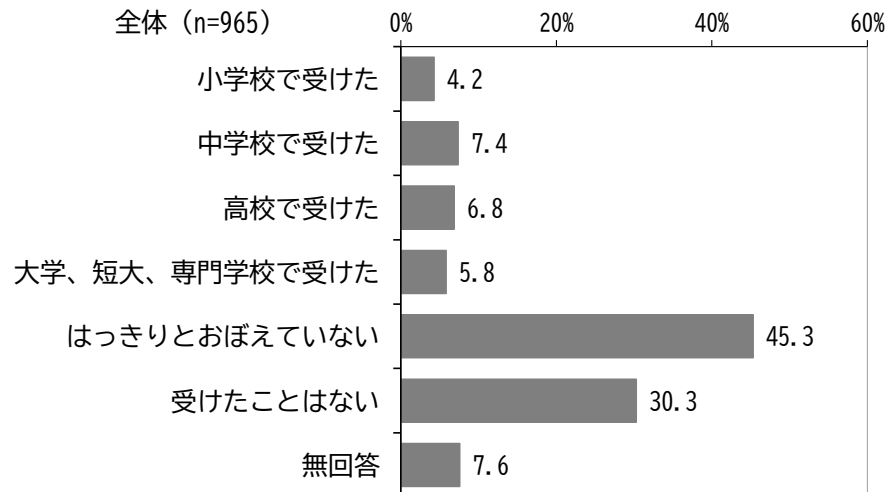
(2)差別や人権に関する教育を受けた経験

問8 あなたは、学校で、次にあげる人権学習を受けたことがありますか。(〇はいくつでも)

① 女性の人権問題

女性の人権問題に関する教育を受けた経験については、「はっきりとおぼえていない」が 45.3%で最も高く、次いで「受けたことはない」が 30.3%、「中学校で受けた」が 7.4%と続いています。

図表 3-4-6 女性の人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、「受けたことはない」では、女性が 26.3%、男性が 36.0%となっています。

年齢別でみると、「受けたことはない」では、80 歳以上が 44.3%で最も高くなっています。

図表 3-4-7 女性の人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

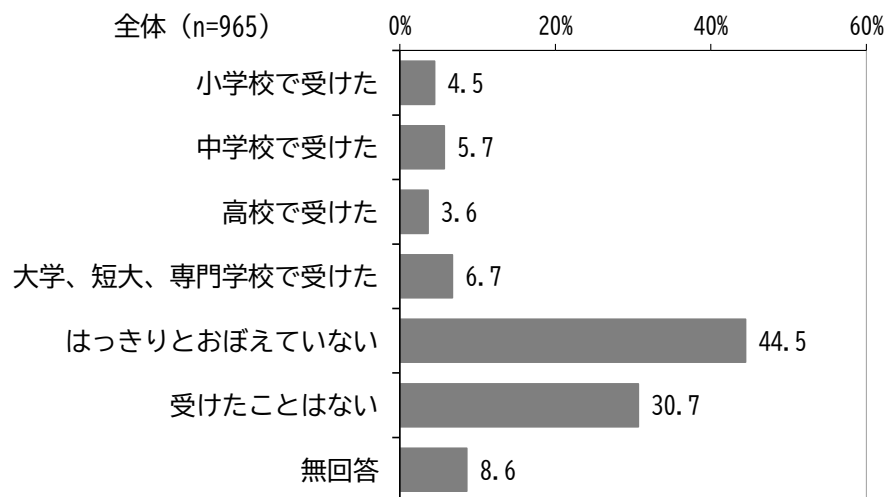
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	4.2	7.4	6.8	5.8	45.3	30.3	7.6
性別	女性	559	3.9	7.5	8.1	6.1	48.8	26.3	7.2
	男性	400	4.8	7.0	5.3	5.5	40.3	36.0	8.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	17.6	25.5	27.5	17.6	39.2	3.9	2.0
	30歳代	62	17.7	16.1	11.3	3.2	51.6	17.7	4.8
	40歳代	76	14.5	14.5	9.2	9.2	53.9	11.8	2.6
	50歳代	140	2.9	8.6	6.4	4.3	61.4	17.9	4.3
	60歳代	175	1.1	3.4	4.6	6.3	48.6	33.7	5.1
	70歳代	282	0.0	3.2	3.5	5.0	40.8	39.4	9.2
	80歳以上	158	0.6	4.4	5.7	3.2	31.0	44.3	15.2
	無回答	21	14.3	14.3	9.5	9.5	42.9	23.8	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

② こどもの人権問題

こどもの人権問題に関する教育を受けた経験については、「はっきりとおぼえていない」が 44.5%で最も高く、次いで「受けたことはない」が 30.7%、「大学、短大、専門学校で受けた」が 6.7%と続いています。

図表 3-4-8 こどもの人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「受けたことはない」では、年齢が上がるにつれて概ね割合が増加しており、80 歳以上が 44.3%で最も高くなっています。

図表 3-4-9 こどもの人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

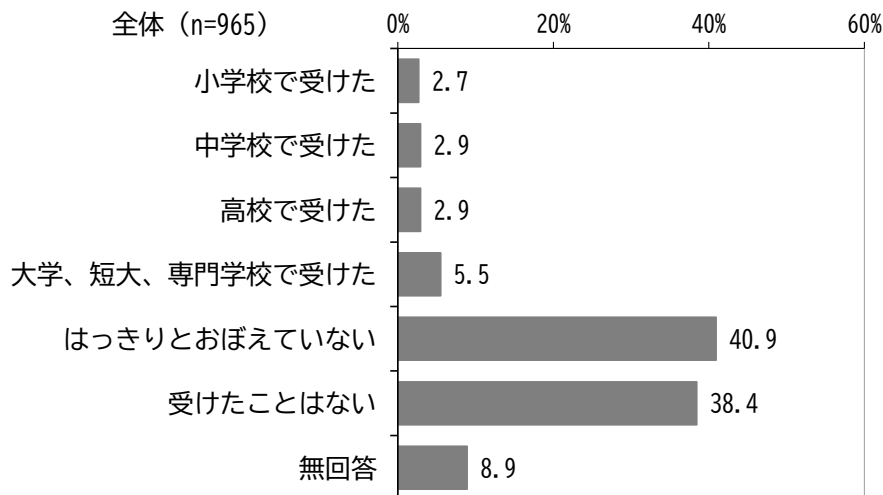
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	4.5	5.7	3.6	6.7	44.5	30.7	8.6
性別	女性	559	3.6	6.1	3.6	7.7	49.0	26.3	8.4
	男性	400	5.5	5.3	3.8	5.5	38.0	37.0	8.8
	いずれでもない・無回答	6	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	11.8	21.6	17.6	19.6	45.1	5.9	2.0
	30歳代	62	17.7	11.3	8.1	6.5	51.6	14.5	4.8
	40歳代	76	13.2	14.5	6.6	7.9	56.6	13.2	2.6
	50歳代	140	2.9	2.9	2.1	5.7	65.7	17.9	5.0
	60歳代	175	2.9	4.0	3.4	6.9	45.1	34.9	5.1
	70歳代	282	0.4	2.8	1.1	7.1	37.6	39.7	11.3
	80歳以上	158	1.9	3.2	2.5	1.9	29.7	44.3	17.1
	無回答	21	14.3	9.5	0.0	9.5	33.3	28.6	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

③ 高齢者の人権問題

高齢者の人権問題に関する教育を受けた経験については、「はっきりとおぼえていない」が 40.9%で最も高く、次いで「受けたことはない」が 38.4%、「大学、短大、専門学校で受けた」が 5.5%と続いています。

図表 3-4-10 高齢者の人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性では「はっきりとおぼえていない」が 45.3%で最も高く、男性では「受けたことはない」が 44.0%で最も高くなっています。

年齢別でみると、「受けたことはない」では、年齢が上がるにつれて概ね割合が増加しており、80 歳以上が 51.9%で最も高くなっています。

図表 3-4-11 高齢者の人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

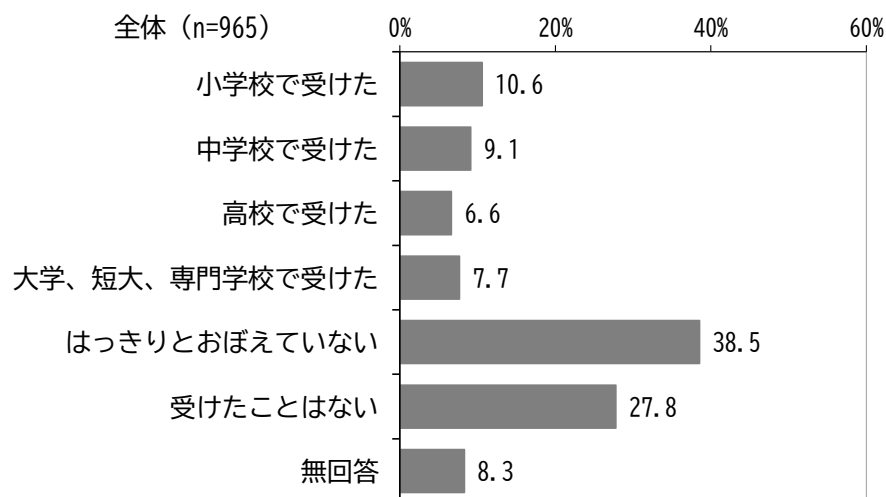
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	2.7	2.9	2.9	5.5	40.9	38.4	8.9
性別	女性	559	2.3	2.9	2.5	6.3	45.3	34.7	8.8
	男性	400	3.0	3.0	3.5	4.5	34.8	44.0	9.0
	いずれでもない・無回答	6	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	11.8	9.8	13.7	17.6	45.1	15.7	2.0
	30歳代	62	9.7	9.7	6.5	3.2	56.5	19.4	4.8
	40歳代	76	5.3	6.6	2.6	7.9	59.2	18.4	2.6
	50歳代	140	2.1	2.1	1.4	6.4	55.7	27.1	5.7
	60歳代	175	1.7	1.1	3.4	5.1	41.1	42.9	5.7
	70歳代	282	0.0	1.1	0.7	4.6	34.0	47.5	12.1
	80歳以上	158	1.3	1.9	1.9	2.5	24.7	51.9	16.5
	無回答	21	9.5	4.8	9.5	4.8	33.3	38.1	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

④ 障がい者の人権問題

障がい者の人権問題に関する教育を受けた経験については、「はっきりとおぼえていない」が 38.5%で最も高く、次いで「受けたことはない」が 27.8%、「小学校で受けた」が 10.6%と続いています。

図表 3-4-12 障がい者の人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「受けたことはない」では、年齢が上がるにつれて概ね割合が増加しており、80 歳以上が 47.5%で最も高くなっています。

図表 3-4-13 障がい者の人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

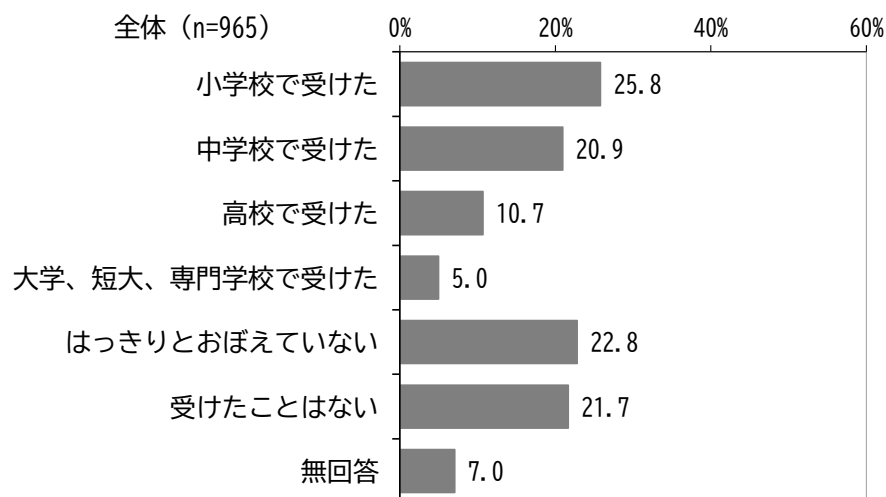
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	10.6	9.1	6.6	7.7	38.5	27.8	8.3
性別	女性	559	10.4	9.8	6.3	8.9	41.3	24.2	8.2
	男性	400	10.5	8.3	7.3	6.0	34.8	33.0	8.3
	いずれでもない・無回答	6	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	19.6	33.3	25.5	17.6	39.2	2.0	2.0
	30歳代	62	29.0	24.2	11.3	8.1	37.1	9.7	3.2
	40歳代	76	28.9	22.4	7.9	7.9	50.0	5.3	2.6
	50歳代	140	15.7	8.6	4.3	7.1	51.4	12.9	6.4
	60歳代	175	5.1	2.9	6.9	12.0	41.1	30.9	5.1
	70歳代	282	2.8	4.3	4.3	6.0	35.8	37.2	10.6
	80歳以上	158	2.5	2.5	3.2	2.5	27.2	47.5	15.8
	無回答	21	42.9	28.6	14.3	9.5	14.3	23.8	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑤ 部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)に関する教育を受けた経験については、「小学校で受けた」が 25.8%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 22.8%、「受けたことはない」が 21.7%と続いています。

図表 3-4-14 部落差別(同和問題)に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性では「小学校で受けた」が 27.4%で最も高く、男性では「受けたことはない」が 25.8%で最も高くなっています。

年齢別でみると、「小学校で受けた」では 50 歳代が 57.1%で最も高く、「受けたことはない」では 80 歳以上が 44.3%で最も高くなっています。

図表 3-4-15 部落差別(同和問題)に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

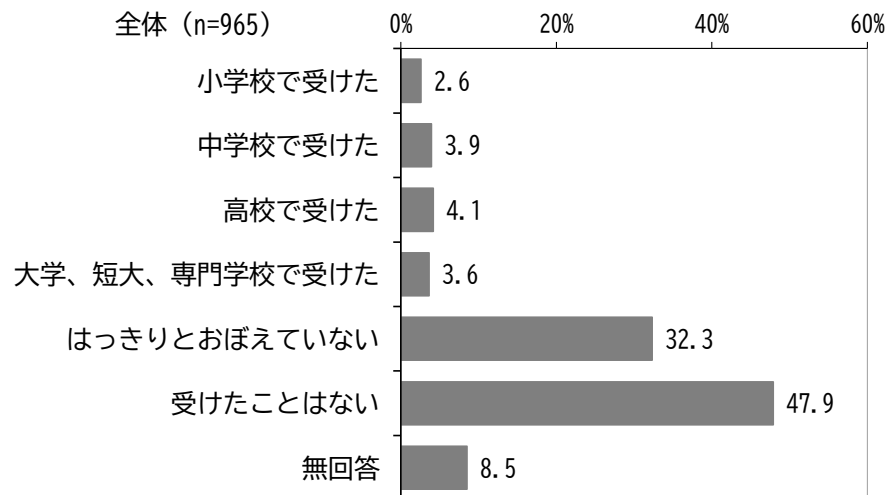
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	25.8	20.9	10.7	5.0	22.8	21.7	7.0
性別	女性	559	27.4	21.1	10.9	5.5	23.4	18.6	7.2
	男性	400	23.8	21.0	10.5	4.3	21.8	25.8	6.8
	いずれでもない・無回答	6	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	16.7
年齢別	18～29歳	51	25.5	35.3	19.6	15.7	25.5	13.7	0.0
	30歳代	62	29.0	25.8	12.9	4.8	30.6	16.1	3.2
	40歳代	76	46.1	35.5	9.2	3.9	22.4	5.3	2.6
	50歳代	140	57.1	25.0	7.9	3.6	17.1	5.0	2.9
	60歳代	175	38.3	30.9	13.7	5.7	20.0	9.7	3.4
	70歳代	282	6.4	14.5	11.7	4.6	25.5	31.6	10.3
	80歳以上	158	5.1	6.3	6.3	3.2	22.8	44.3	14.6
	無回答	21	47.6	4.8	0.0	4.8	19.0	23.8	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑥ 日本に居住している外国人の人権問題

日本に居住している外国人の人権問題に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が47.9%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が32.3%、「高校で受けた」が4.1%と続いています。

図表 3-4-16 日本に居住している外国人の人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、50 歳代以下では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、60 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-17 日本に居住している外国人の人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

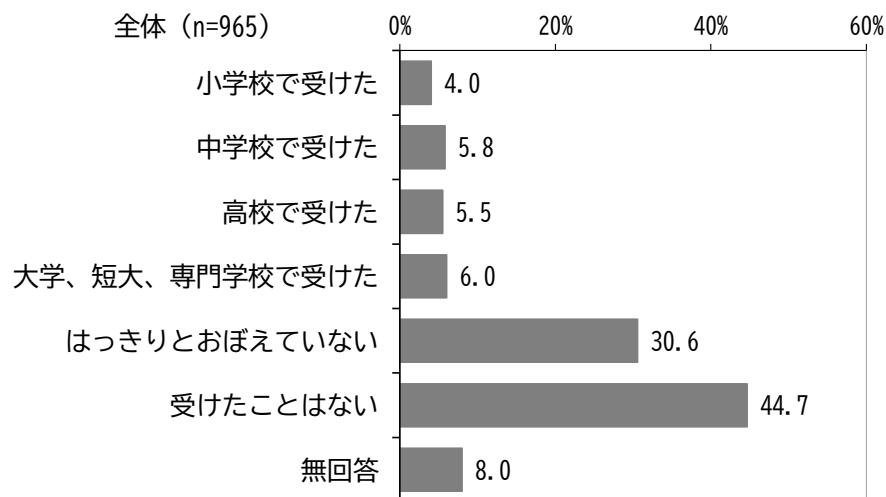
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	2.6	3.9	4.1	3.6	32.3	47.9	8.5
性別	女性	559	2.1	4.1	3.9	2.7	35.4	45.6	8.6
	男性	400	3.3	3.8	4.5	5.0	27.8	51.3	8.3
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	33.3	16.7
年齢別	18～29歳	51	5.9	9.8	15.7	23.5	41.2	13.7	2.0
	30歳代	62	9.7	11.3	9.7	3.2	45.2	25.8	4.8
	40歳代	76	7.9	7.9	1.3	1.3	52.6	28.9	5.3
	50歳代	140	3.6	5.7	3.6	3.6	47.9	33.6	5.0
	60歳代	175	0.6	2.3	5.1	4.0	30.9	53.7	5.1
	70歳代	282	0.7	1.4	2.5	2.5	22.3	60.6	10.6
	80歳以上	158	0.0	0.6	1.3	0.6	19.6	61.4	16.5
	無回答	21	9.5	14.3	9.5	0.0	38.1	38.1	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑦ 感染症患者などの人権問題

感染症患者などの人権問題に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が 44.7%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 30.6%、「大学、短大、専門学校で受けた」が 6.0%と続いています。

図表 3-4-18 感染症患者などの人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、50 歳代以下では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、60 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-19 感染症患者などの人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

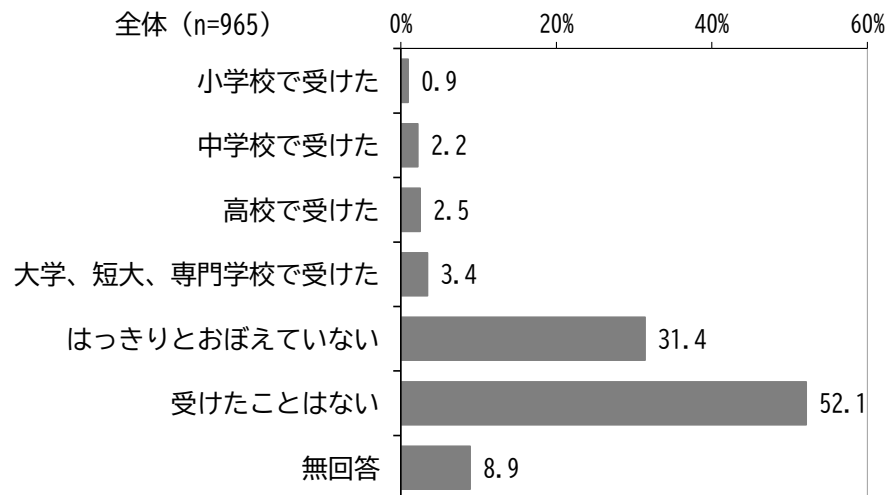
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	4.0	5.8	5.5	6.0	30.6	44.7	8.0
性別	女性	559	3.4	7.2	6.6	7.0	31.8	42.0	7.9
	男性	400	5.0	3.8	4.0	4.8	28.5	48.8	8.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	16.7	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	9.8	19.6	21.6	27.5	33.3	11.8	0.0
	30歳代	62	19.4	22.6	12.9	6.5	38.7	17.7	3.2
	40歳代	76	14.5	18.4	11.8	9.2	40.8	17.1	2.6
	50歳代	140	5.0	2.9	2.9	5.7	50.0	30.7	4.3
	60歳代	175	0.6	2.9	4.0	5.7	32.0	51.4	4.6
	70歳代	282	0.4	1.4	2.8	4.6	21.3	59.6	10.6
	80歳以上	158	0.0	1.3	2.5	1.3	18.4	59.5	17.1
	無回答	21	9.5	14.3	9.5	0.0	38.1	28.6	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑧ 犯罪被害者などの人権問題

犯罪被害者などの人権問題に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が 52.1%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 31.4%、「大学、短大、専門学校で受けた」が 3.4%と続いています。

図表 3-4-20 犯罪被害者などの人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、50 歳代以下では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、60 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-21 犯罪被害者などの人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

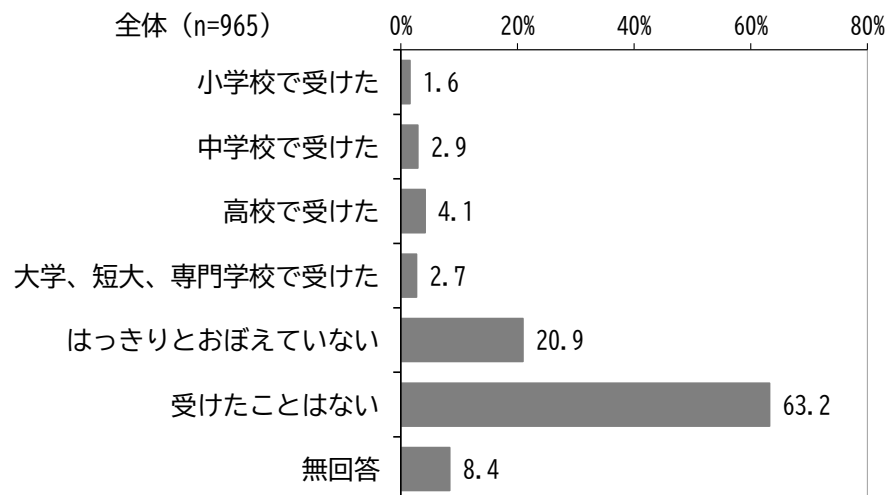
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	0.9	2.2	2.5	3.4	31.4	52.1	8.9
性別	女性	559	0.7	1.8	2.5	2.7	33.3	51.3	9.5
	男性	400	1.3	2.8	2.5	4.5	28.3	53.8	8.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	3.9	2.0	9.8	17.6	54.9	13.7	2.0
	30歳代	62	6.5	9.7	8.1	4.8	51.6	25.8	4.8
	40歳代	76	1.3	10.5	3.9	6.6	48.7	28.9	3.9
	50歳代	140	0.7	0.7	2.9	3.6	50.0	38.6	5.0
	60歳代	175	0.0	1.1	1.7	3.4	26.9	61.1	5.7
	70歳代	282	0.4	1.1	0.7	1.4	18.8	65.6	12.1
	80歳以上	158	0.0	0.0	0.6	0.6	17.7	64.6	16.5
	無回答	21	0.0	0.0	4.8	0.0	38.1	47.6	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が 63.2% で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 20.9%、「高校で受けた」が 4.1%と続いています。

図表 3-4-22 インターネットによる人権侵害に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29 歳では「高校で受けた」の割合が最も高く、30 歳代では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、40 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-23 インターネットによる人権侵害に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

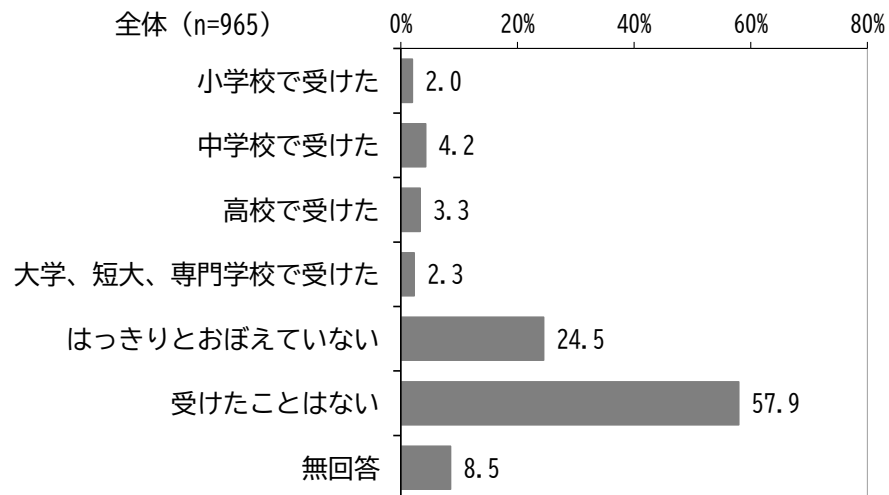
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	1.6	2.9	4.1	2.7	20.9	63.2	8.4
性別	女性	559	1.8	3.2	4.8	2.5	21.6	62.8	8.6
	男性	400	1.3	2.5	3.3	3.0	19.3	64.5	8.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	16.7	16.7
年齢別	18～29歳	51	13.7	31.4	41.2	21.6	33.3	5.9	0.0
	30歳代	62	8.1	12.9	14.5	4.8	37.1	33.9	4.8
	40歳代	76	2.6	3.9	2.6	3.9	32.9	52.6	2.6
	50歳代	140	0.0	0.0	2.9	1.4	30.0	60.7	5.0
	60歳代	175	0.0	0.0	0.6	0.6	19.4	74.3	5.1
	70歳代	282	0.0	0.0	0.4	1.8	13.8	73.0	11.0
	80歳以上	158	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	72.2	17.1
	無回答	21	4.8	4.8	9.5	4.8	23.8	52.4	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑩ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が 57.9%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 24.5%、「中学校で受けた」が 4.2%と続いています。

図表 3-4-24 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、30 歳代以下では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、40 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-25 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関する教育を受けた経験

属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

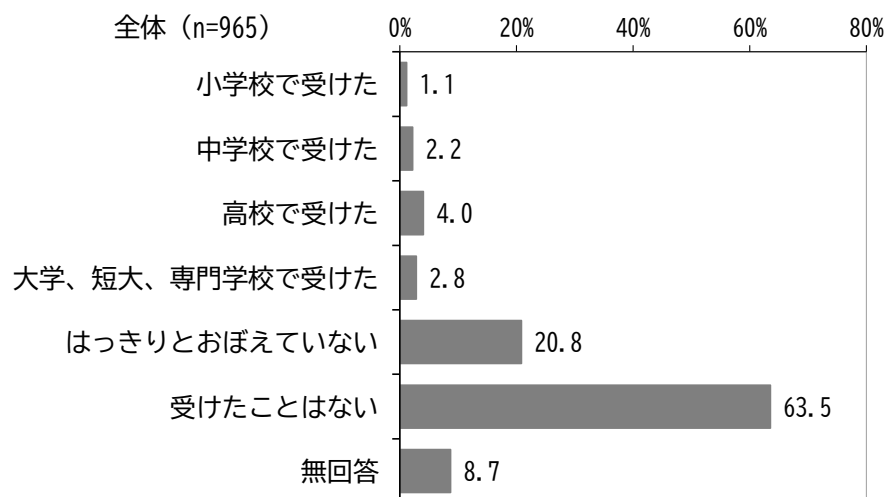
		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	2.0	4.2	3.3	2.3	24.5	57.9	8.5
性別	女性	559	1.3	3.8	3.4	3.4	25.0	56.7	8.8
	男性	400	3.0	5.0	3.3	0.8	23.3	60.0	8.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	33.3	16.7
年齢別	18～29歳	51	9.8	17.6	17.6	13.7	37.3	23.5	2.0
	30歳代	62	9.7	14.5	9.7	3.2	40.3	25.8	4.8
	40歳代	76	5.3	13.2	6.6	1.3	34.2	44.7	2.6
	50歳代	140	1.4	2.9	3.6	1.4	34.3	52.9	5.0
	60歳代	175	0.6	0.6	1.1	2.3	22.9	67.4	5.1
	70歳代	282	0.0	1.8	1.4	1.4	17.4	66.7	11.7
	80歳以上	158	0.0	1.3	0.6	0.6	14.6	67.1	15.8
	無回答	21	4.8	4.8	0.0	4.8	28.6	52.4	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

⑪ 性的マイノリティの人権問題

性的マイノリティの人権問題に関する教育を受けた経験については、「受けたことはない」が 63.5%で最も高く、次いで「はっきりとおぼえていない」が 20.8%、「高校で受けた」が 4.0%と続いています。

図表 3-4-26 性的マイノリティの人権問題に関する教育を受けた経験



性別でみると、女性・男性いずれも「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29 歳では「高校で受けた」の割合が最も高く、30 歳代では「はっきりとおぼえていない」の割合が最も高く、40 歳代以上では「受けたことはない」の割合が最も高くなっています。

図表 3-4-27 性的マイノリティの人権問題に関する教育を受けた経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門学校で受けた	はっきりとおぼえていない	受けたことはない	無回答
全体		965	1.1	2.2	4.0	2.8	20.8	63.5	8.7
性別	女性	559	1.1	2.7	4.3	2.9	21.8	63.0	8.8
	男性	400	1.3	1.5	3.8	2.8	19.0	64.8	8.5
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	33.3	16.7
年齢別	18～29歳	51	9.8	21.6	39.2	15.7	35.3	13.7	2.0
	30歳代	62	4.8	6.5	12.9	4.8	40.3	33.9	4.8
	40歳代	76	2.6	3.9	3.9	6.6	32.9	51.3	3.9
	50歳代	140	0.0	0.7	2.1	2.9	27.1	62.9	5.0
	60歳代	175	0.0	0.0	1.1	1.7	17.1	74.9	5.1
	70歳代	282	0.0	0.4	0.4	0.7	15.2	72.3	11.0
	80歳以上	158	0.0	0.0	0.6	0.6	12.0	69.0	17.7
	無回答	21	4.8	4.8	4.8	4.8	14.3	66.7	9.5

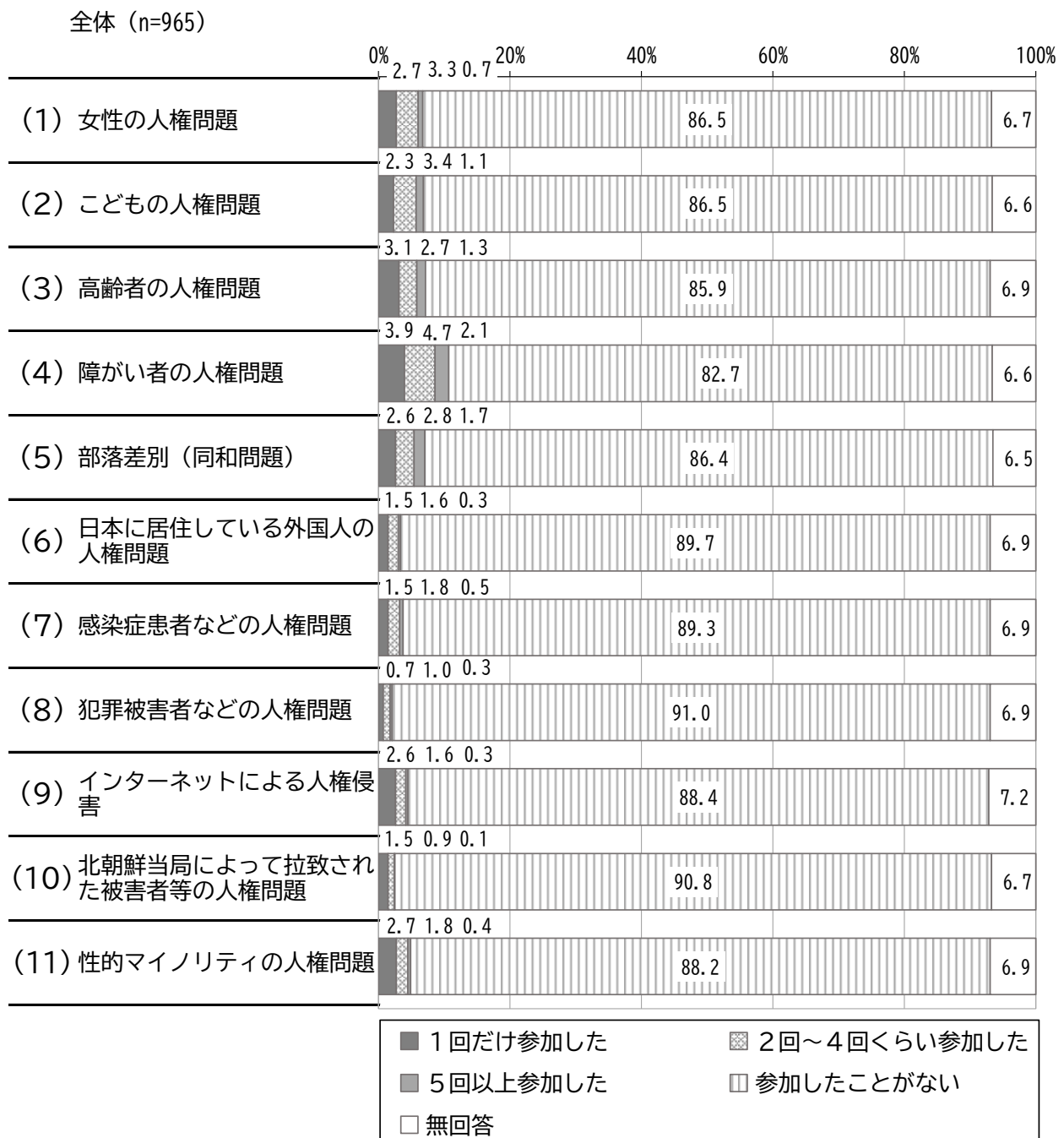
※網掛け■は最も割合が高いもの

(3)個別の人権問題に関するイベント等への参加状況

問9 あなたは、最近5年間で、次にあげる人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。(〇はそれぞれに1つ)

個別の人権問題に関するイベント等への参加状況について、『参加した』(「1回だけ参加した」と「2回～4回くらい参加した」、「5回以上参加した」の合計)では、「(4)障がい者の人権問題」が 10.7%で最も高く、次いで「(3)高齢者の人権問題」、「(5)部落差別(同和問題)」がいずれも 7.1%と続いています。

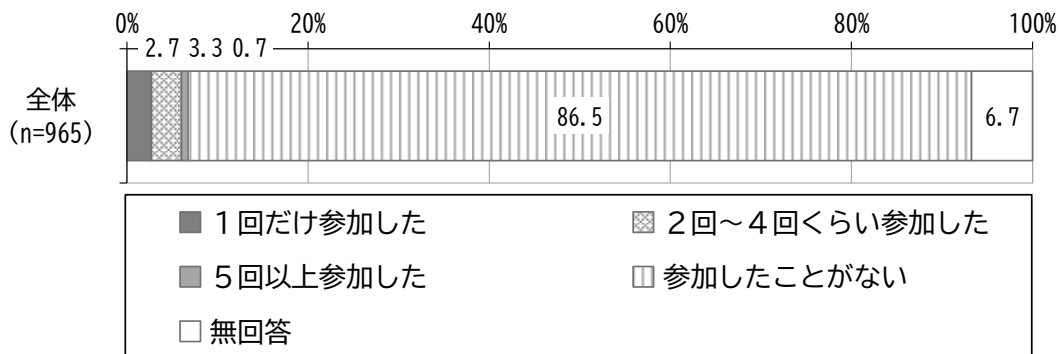
図表 3-4-28 個別の人権問題に関するイベント等への参加状況



① 女性の人権問題

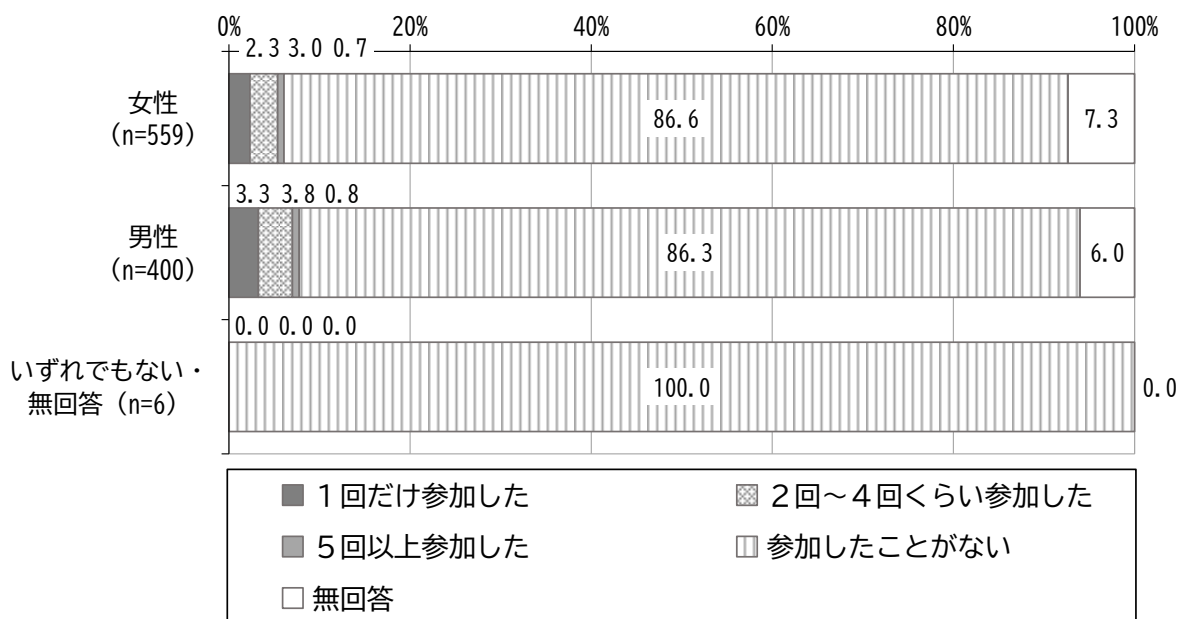
女性の人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が 86.5%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が 3.3%、「1回だけ参加した」が 2.7%と続いています。

図表 3-4-29 女性の人権問題に関するイベント等への参加



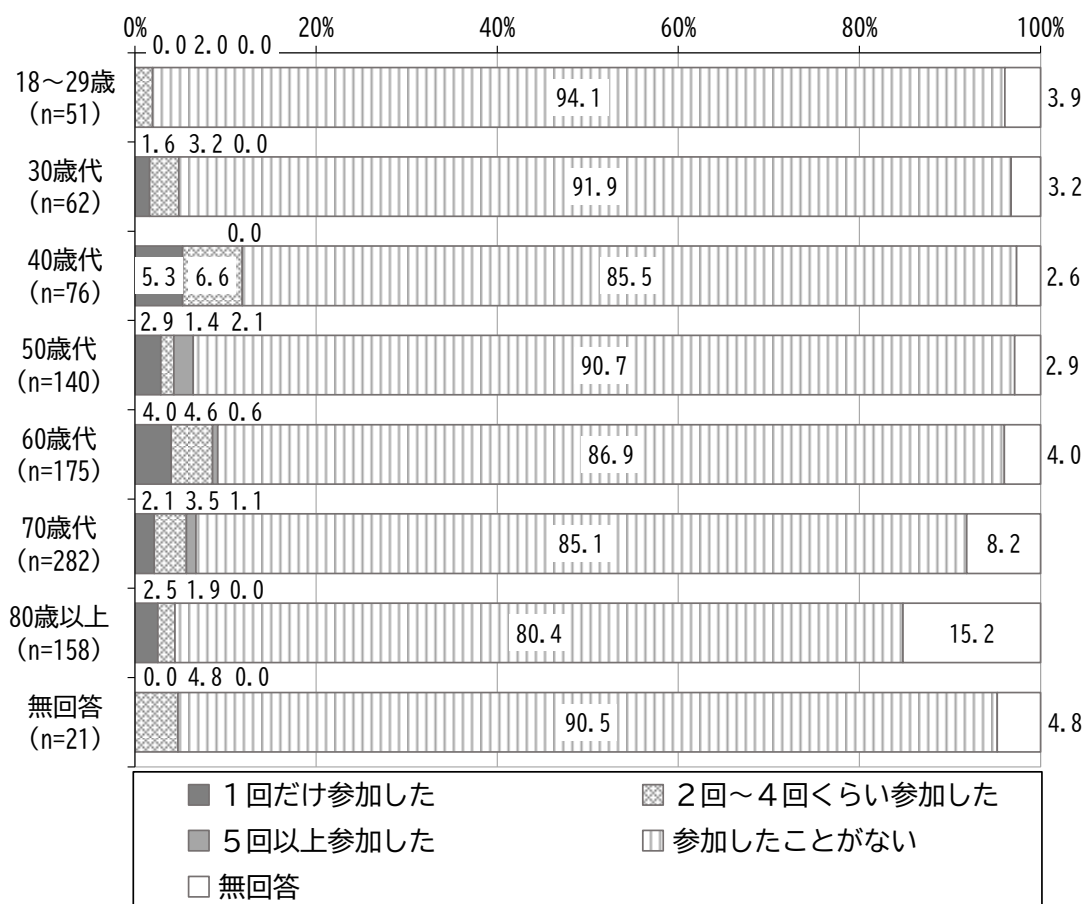
性別でみると、『参加した』では、女性が 6.0%、男性が 7.9%となっています。

図表 3-4-30 女性の人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 11.9%で最も高くなっています。

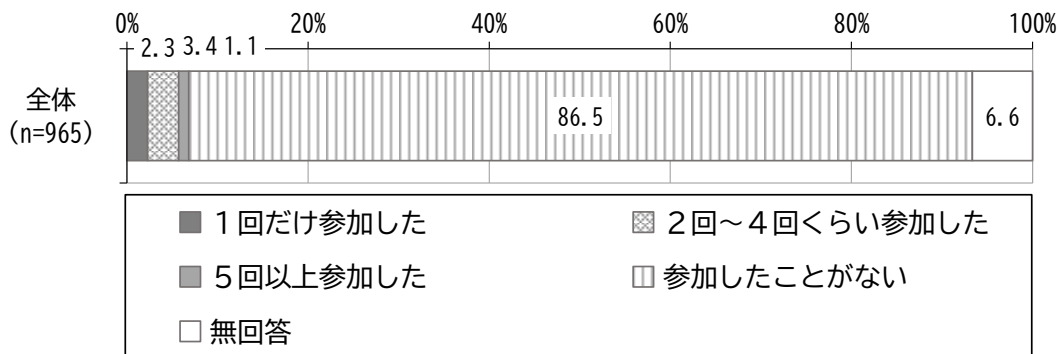
図表 3-4-31 女性の人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



② こどもの人権問題

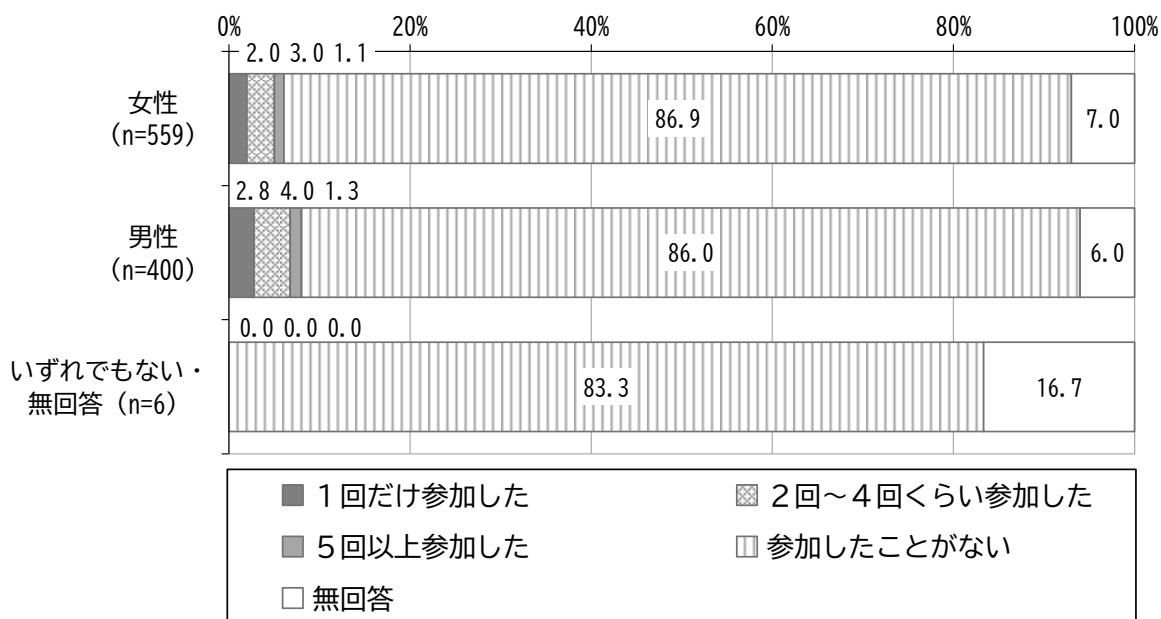
こどもの人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が 86.5%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が 3.4%、「1回だけ参加した」が 2.3%と続いています。

図表 3-4-32 こどもの人権問題に関するイベント等への参加



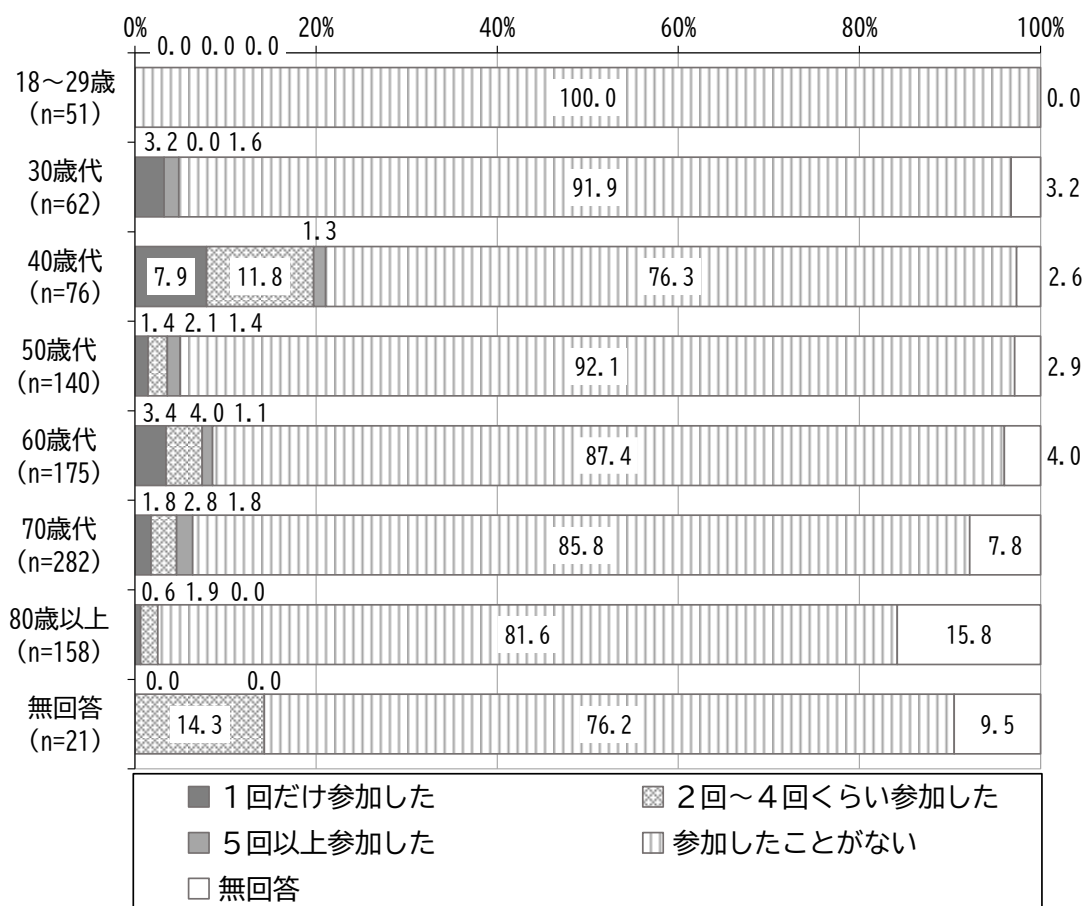
性別でみると、『参加した』では、女性が 6.1%、男性が 8.1%となっています。

図表 3-4-33 こどもの人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 21.0%で最も高くなっています。

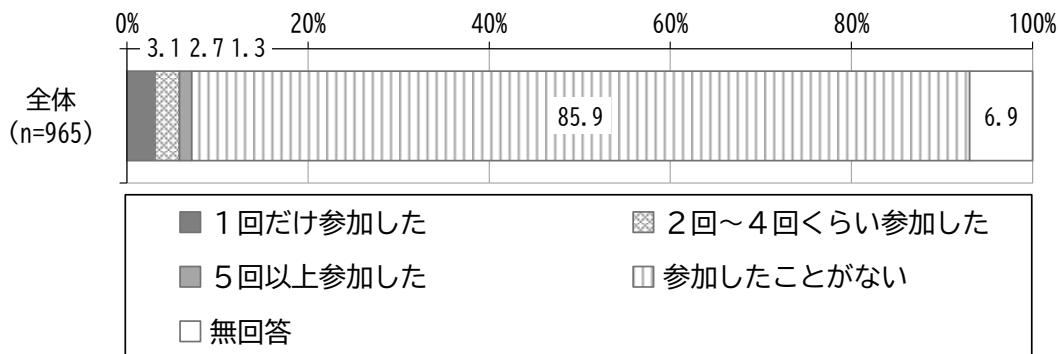
図表 3-4-34 こどもの人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



③ 高齢者の人権問題

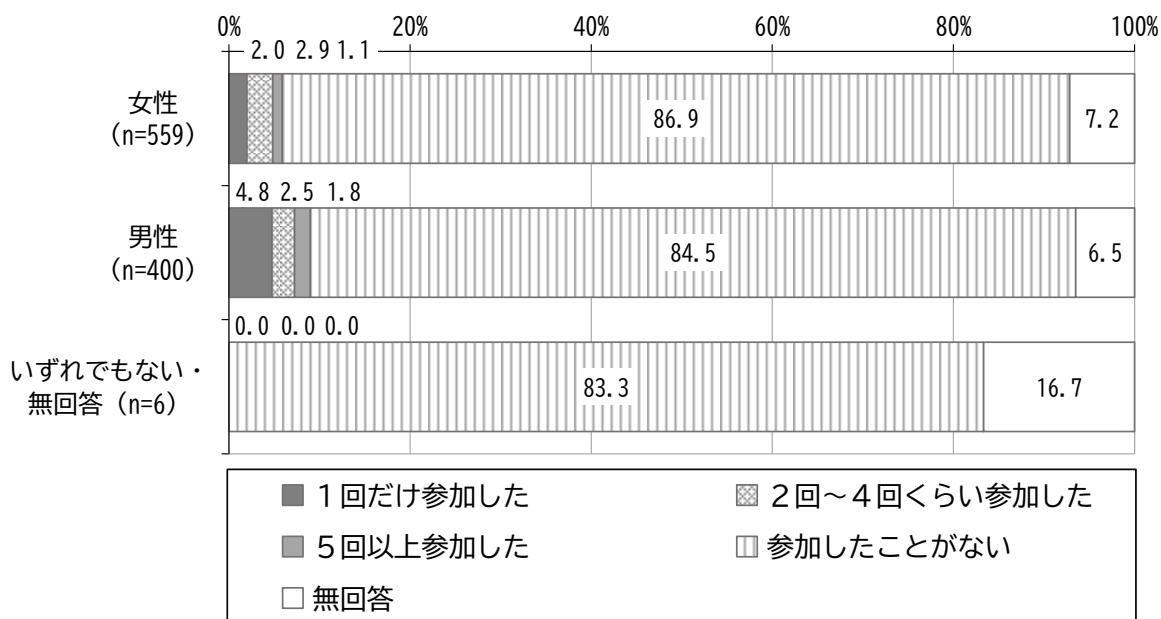
高齢者の人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が85.9%で最も高く、次いで「1回だけ参加した」が3.1%、「2回～4回くらい参加した」が2.7%と続いています。

図表 3-4-35 高齢者の人権問題に関するイベント等への参加



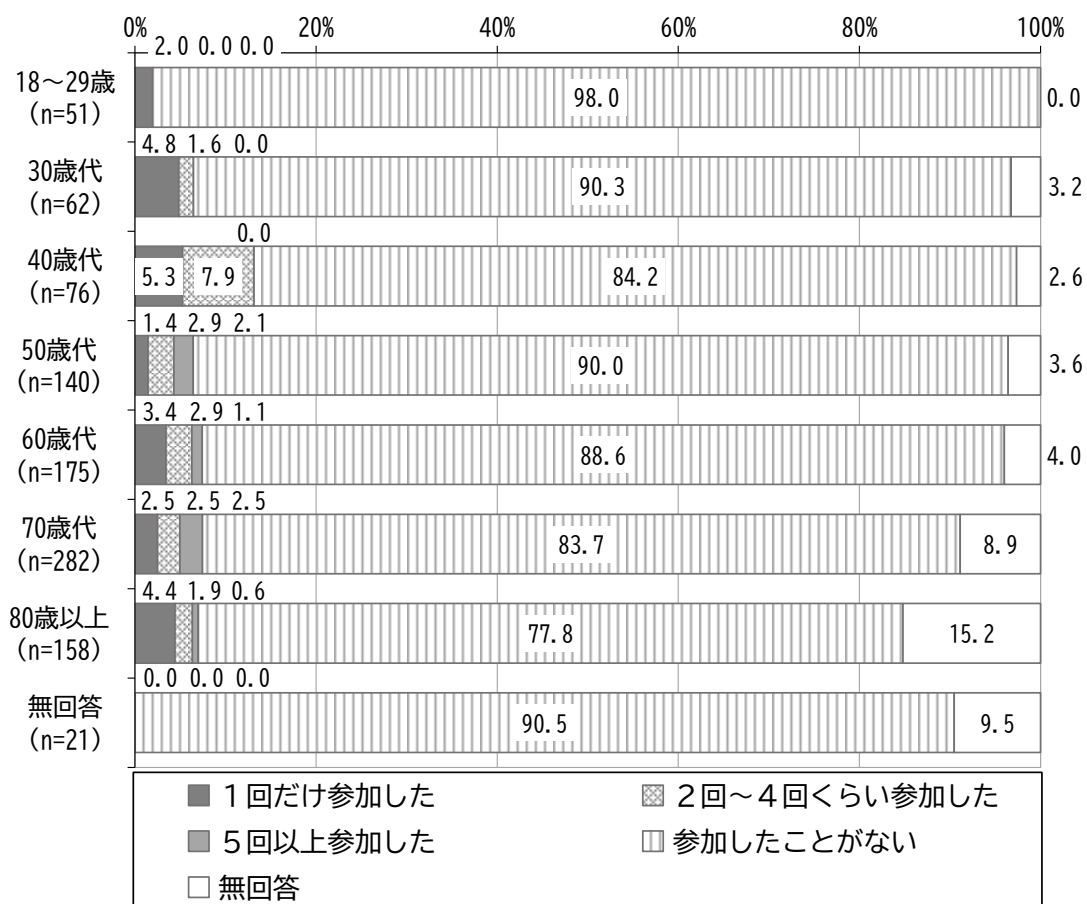
性別でみると、『参加した』では、女性が6.0%、男性が9.1%となっています。

図表 3-4-36 高齢者の人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 13.2%で最も高くなっています。

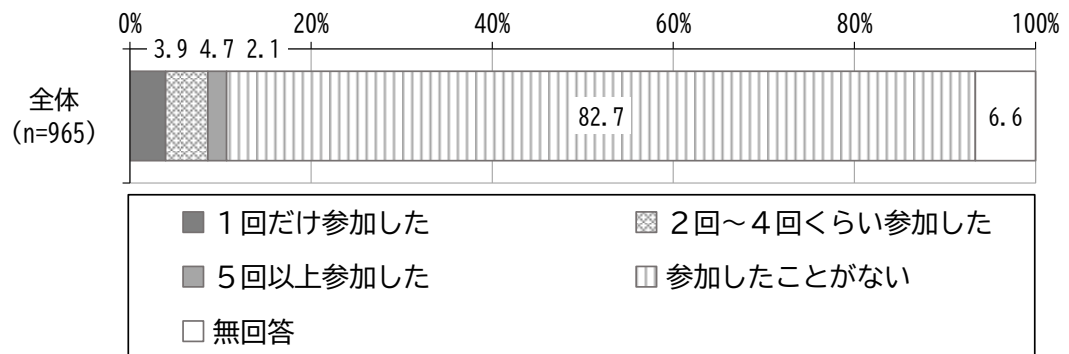
図表 3-4-37 高齢者の人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



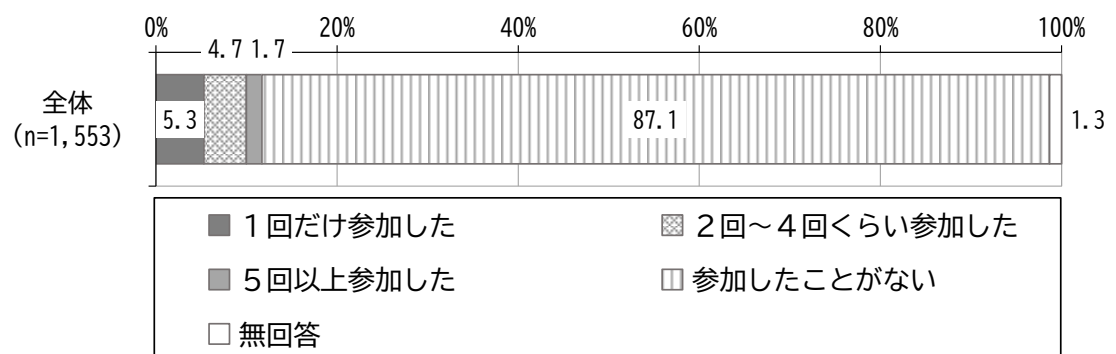
④ 障がい者の人権問題

障がい者の人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が82.7%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が4.7%、「1回だけ参加した」が3.9%と続いています。

図表 3-4-38 障がい者の人権問題に関するイベント等への参加

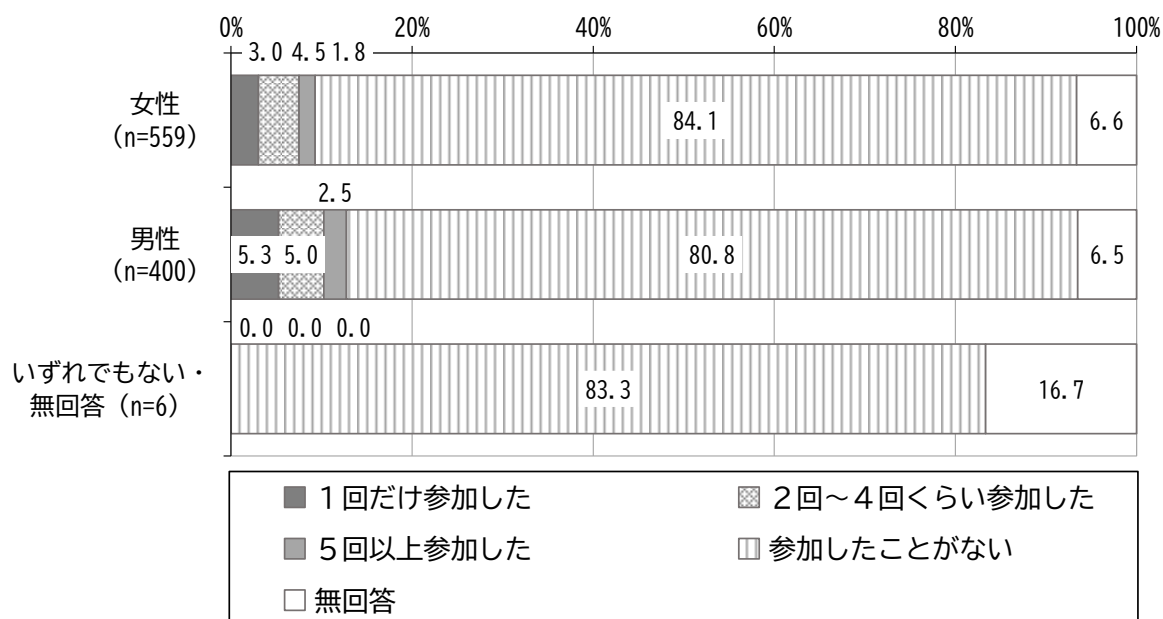


図表 3-4-39 障がい者の人権問題に関するイベント等への参加 令和2(2020)年度大阪府調査



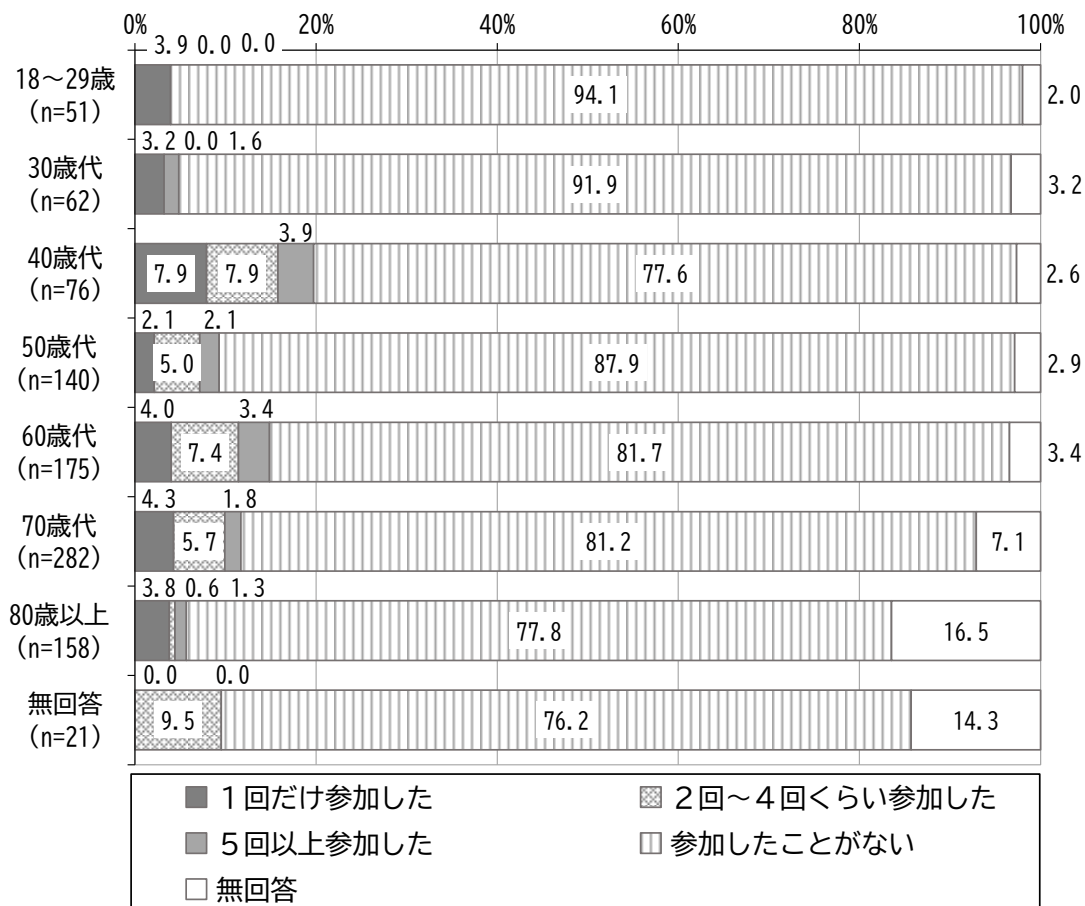
性別でみると、『参加した』では、女性が9.3%、男性が12.8%となっています。

図表 3-4-40 障がい者の人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40歳代が19.7%で最も高くなっています。

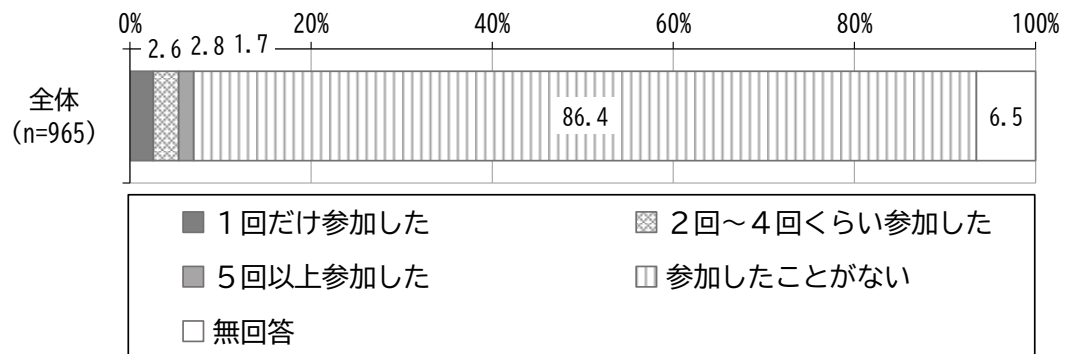
図表 3-4-41 障がい者の人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



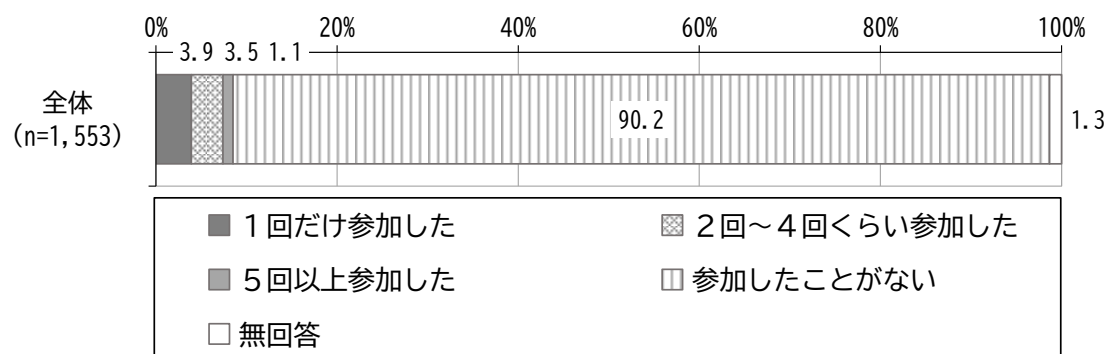
⑤ 部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が86.4%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が2.8%、「1回だけ参加した」が2.6%と続いています。

図表 3-4-42 部落差別(同和問題)に関するイベント等への参加

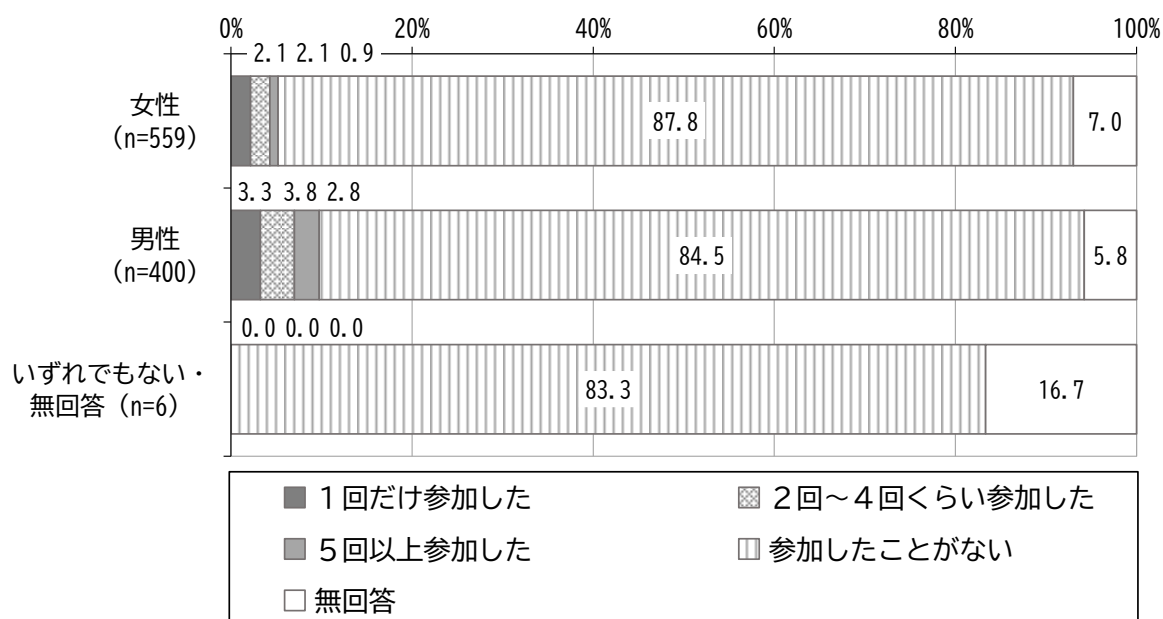


図表 3-4-43 部落差別(同和問題)に関するイベント等への参加 令和2(2020)年度大阪府調査



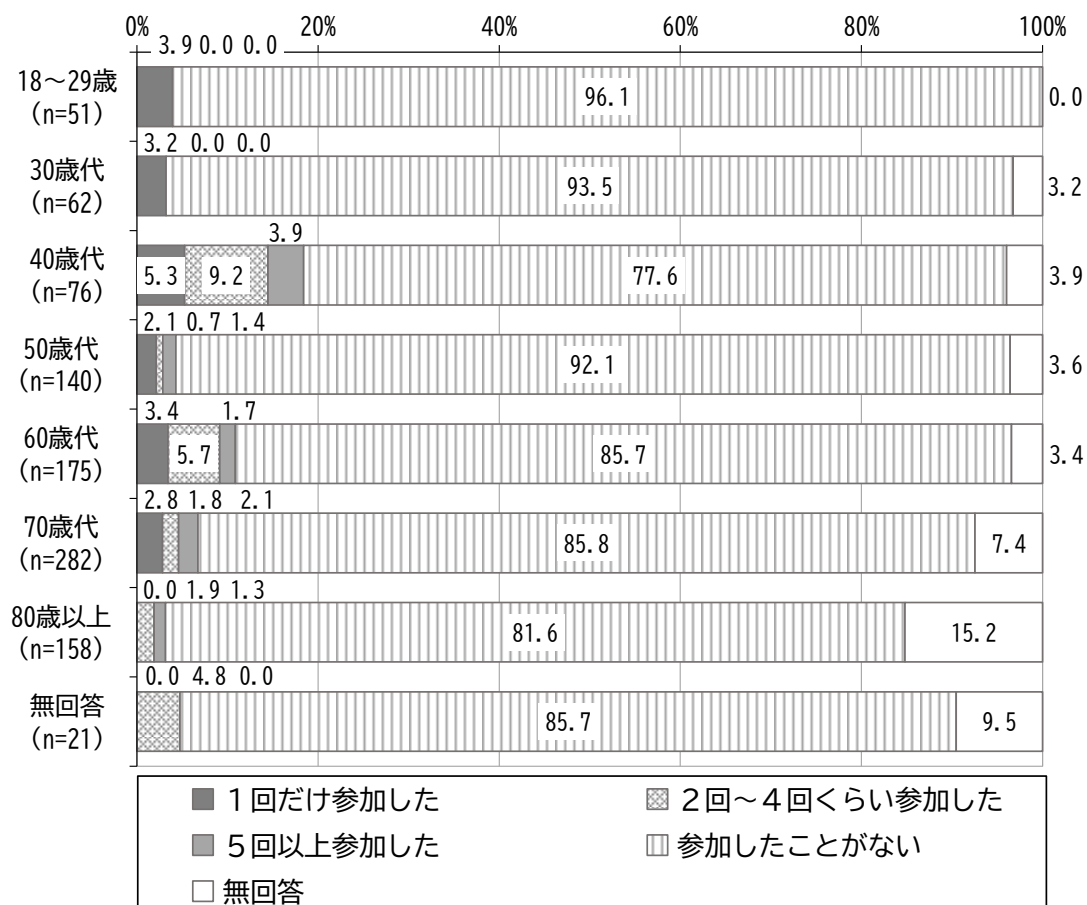
性別でみると、『参加した』では、女性が 5.1%、男性が 9.9%となっています。

図表 3-4-44 部落差別(同和問題)に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 18.4%で最も高くなっています。

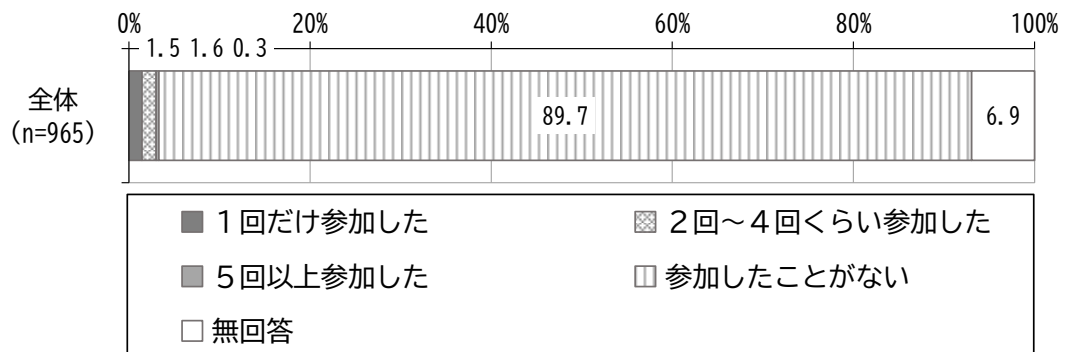
図表 3-4-45 部落差別(同和問題)に関するイベント等への参加 年齢別



⑥ 日本に居住している外国人の人権問題

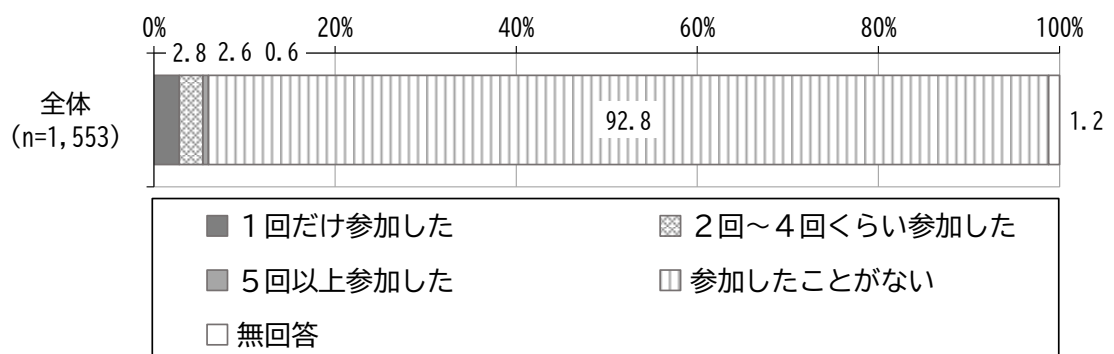
日本に居住している外国人の人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が 89.7%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が 1.6%、「1回だけ参加した」が 1.5%と続いています。

図表 3-4-46 日本に居住している外国人の人権問題に関するイベント等への参加



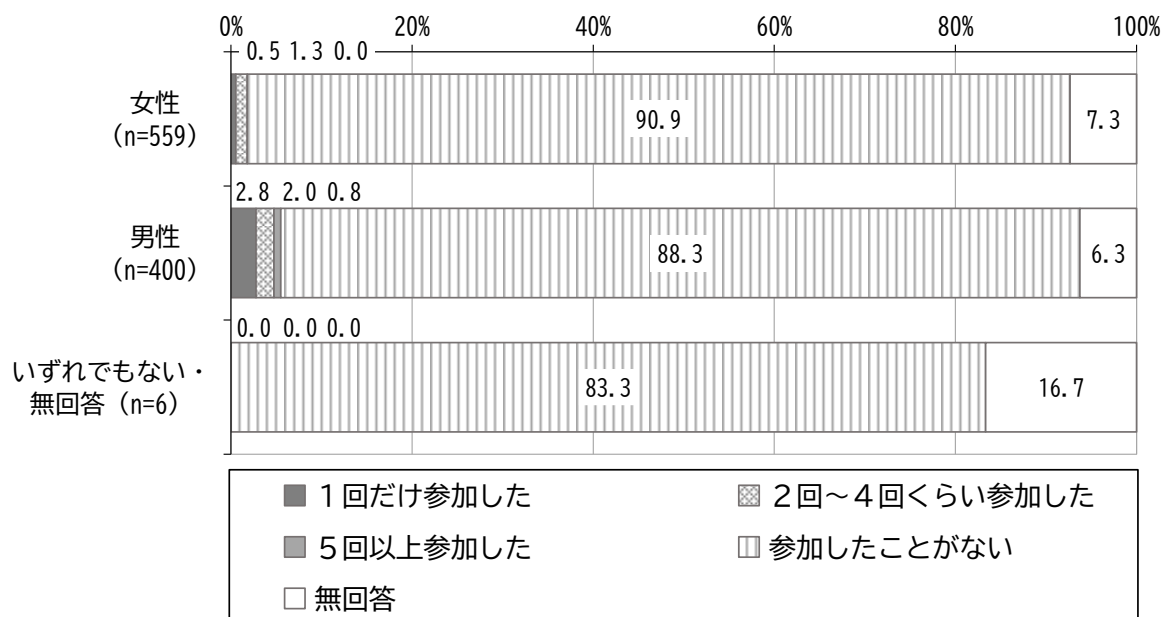
図表 3-4-47 日本に居住している外国人の人権問題に関するイベント等への参加

令和2(2020)年度大阪府調査



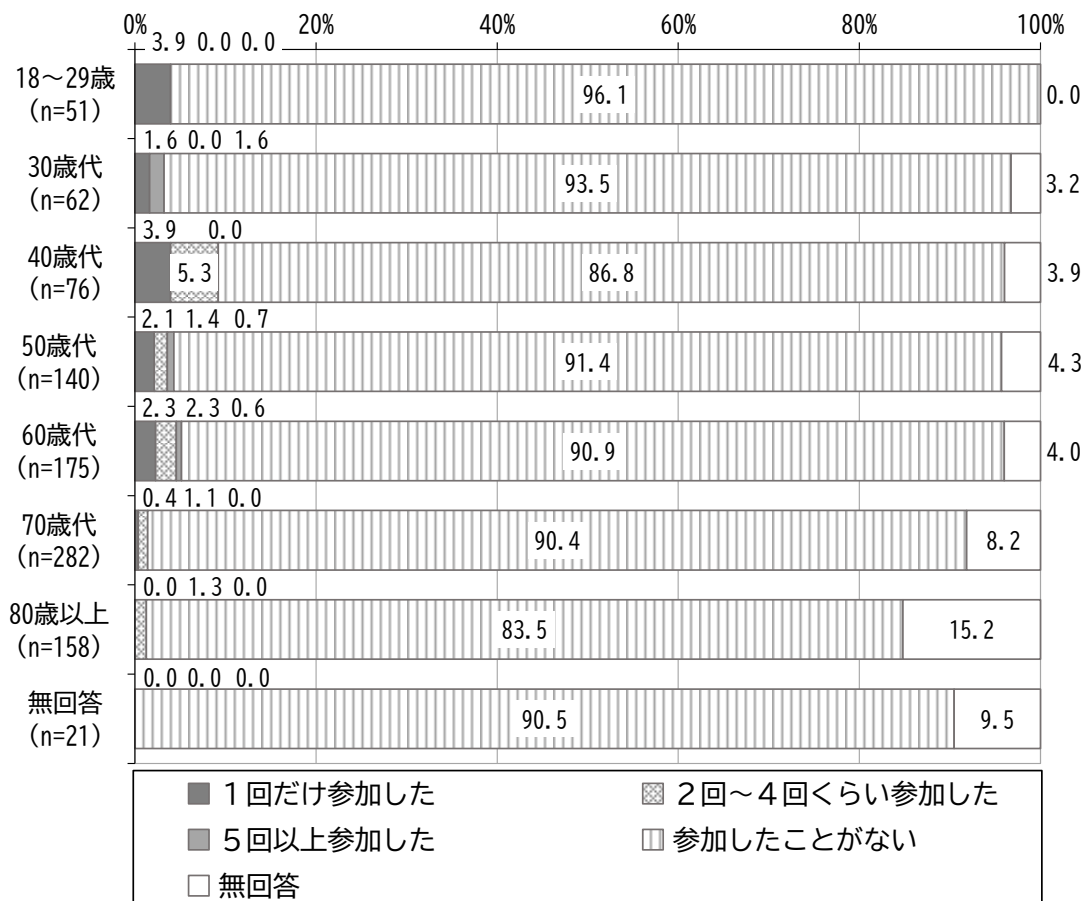
性別でみると、『参加した』では、女性が1.8%、男性が5.6%となっています。

図表 3-4-48 日本に居住している外国人の人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40歳代が9.2%で最も高くなっています。

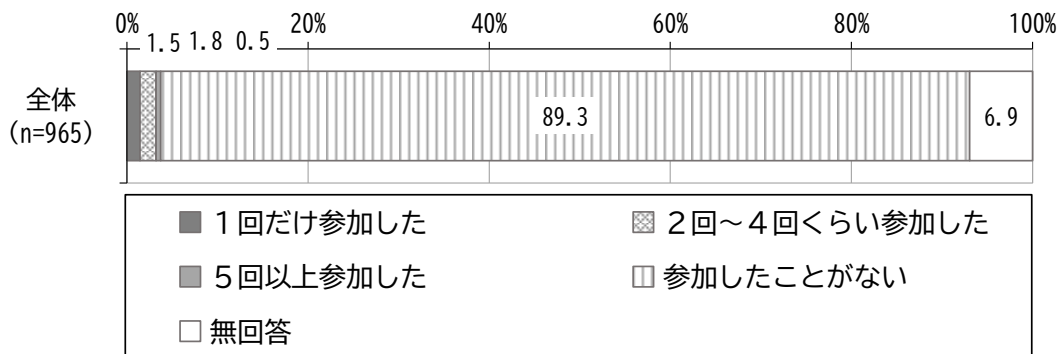
図表 3-4-49 日本に居住している外国人の人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



⑦ 感染症患者などの人権問題

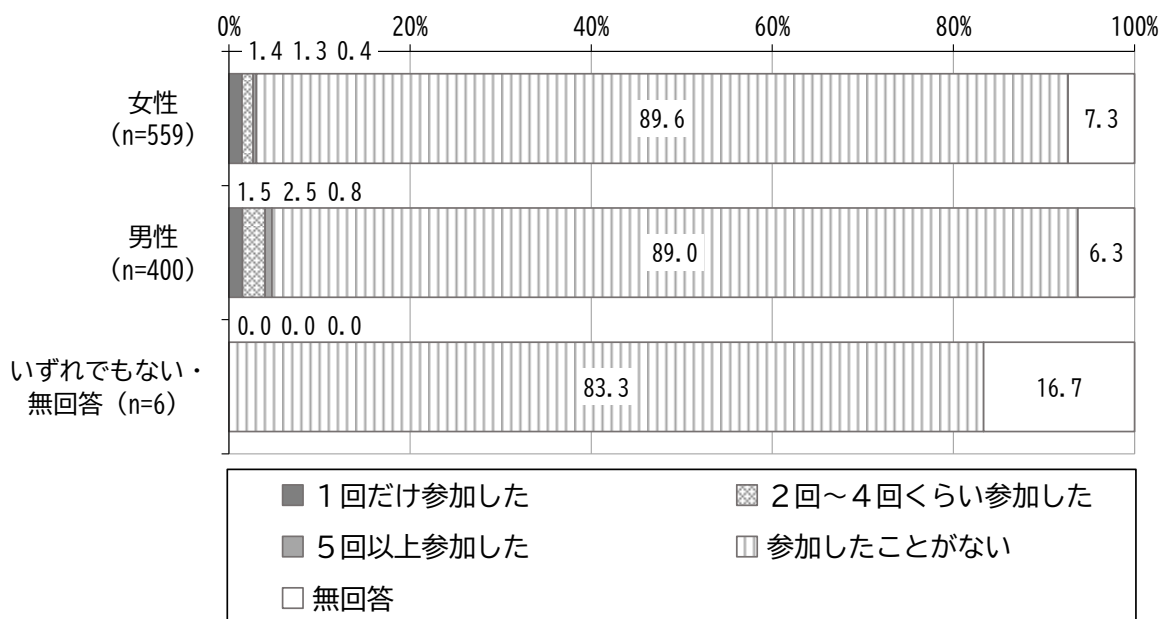
感染症患者などの人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が89.3%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が1.8%、「1回だけ参加した」が1.5%と続いています。

図表 3-4-50 感染症患者などの人権問題に関するイベント等への参加



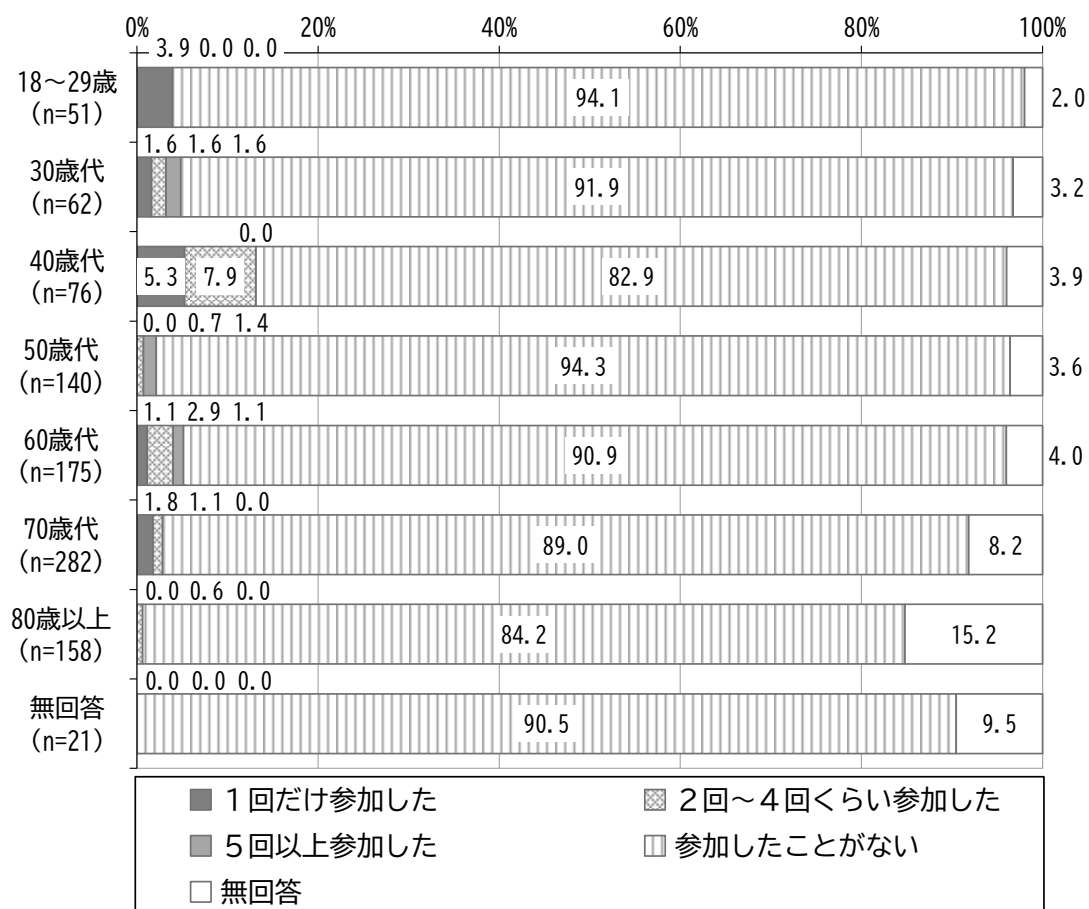
性別でみると、『参加した』では、女性が3.1%、男性が4.8%となっています。

図表 3-4-51 感染症患者などの人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 13.2%で最も高くなっています。

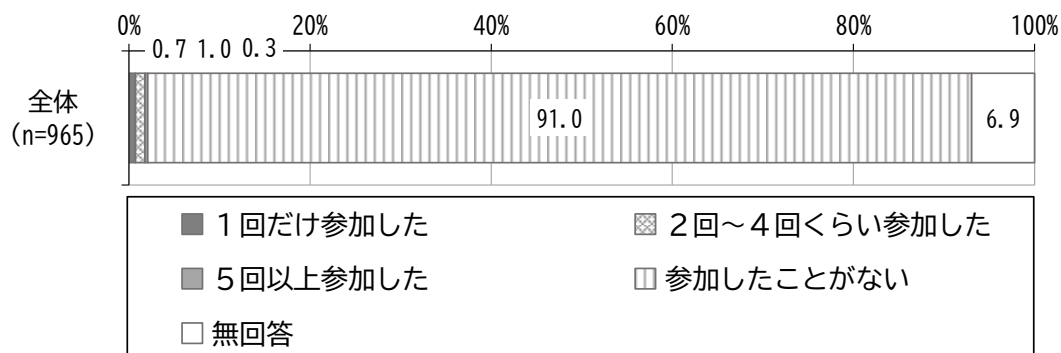
図表 3-4-52 感染症患者などの人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



⑧ 犯罪被害者などの人権問題

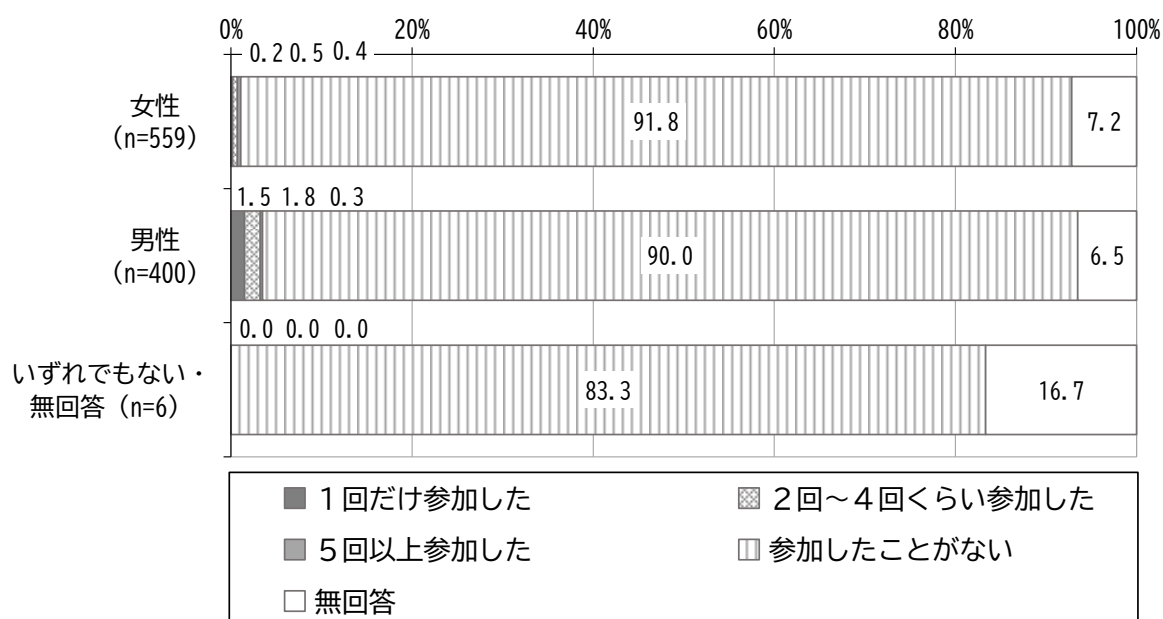
犯罪被害者などの人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が 91.0%で最も高く、次いで「2回～4回くらい参加した」が 1.0%、「1回だけ参加した」が 0.7%と続いています。

図表 3-4-53 犯罪被害者などの人権問題に関するイベント等への参加



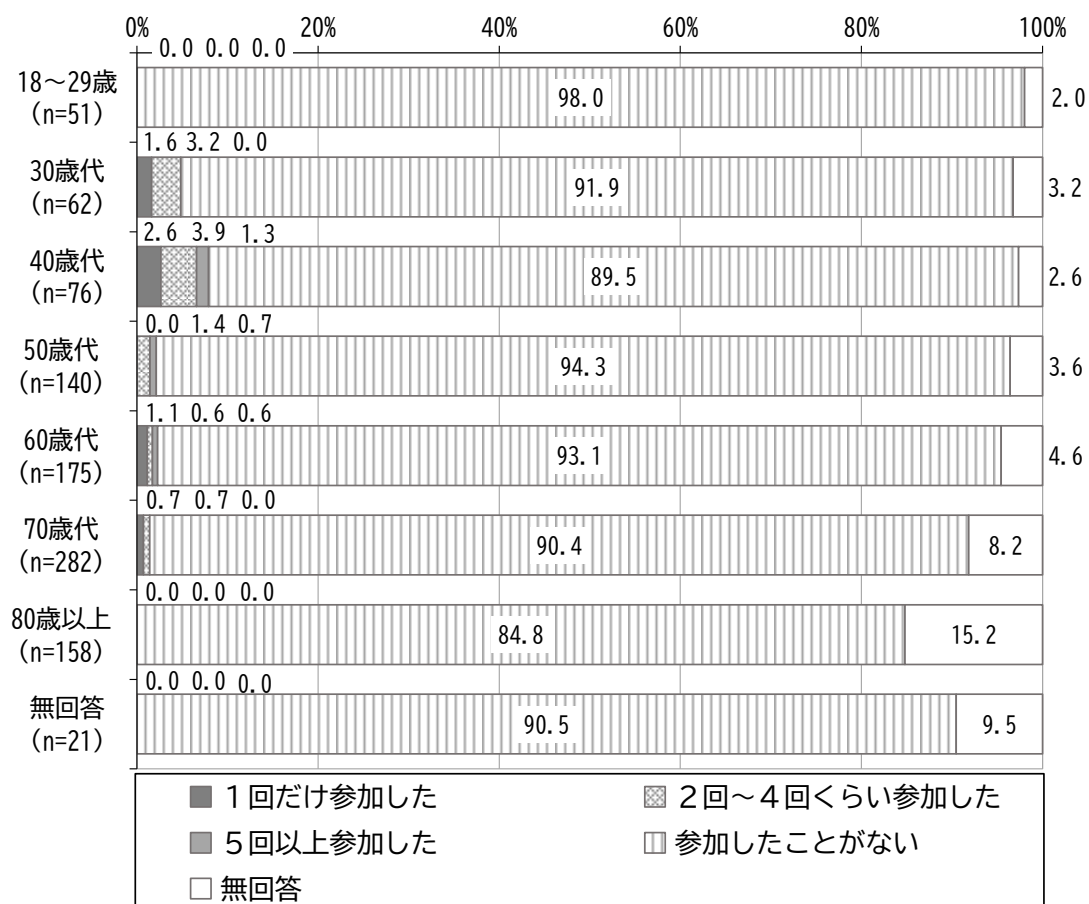
性別でみると、『参加した』では、女性が 1.1%、男性が 3.6%となっています。

図表 3-4-54 犯罪被害者などの人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 7.8%で最も高くなっています。

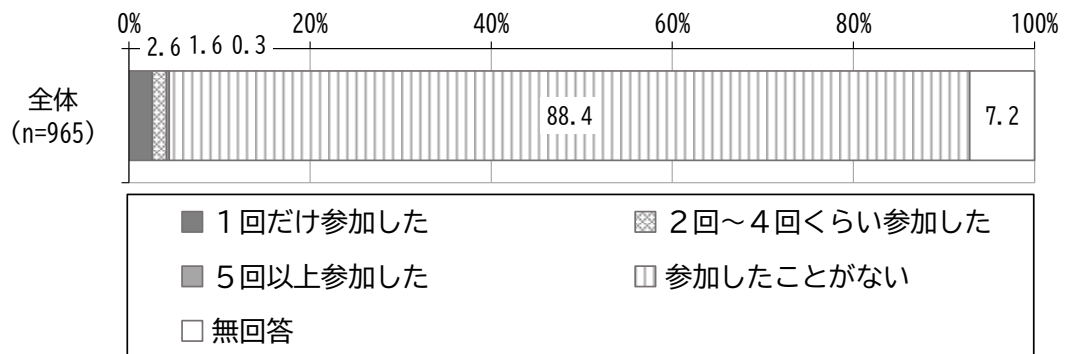
図表 3-4-55 犯罪被害者などの人権問題に関するイベント等への参加 年齢別



⑨ インターネットによる人権侵害

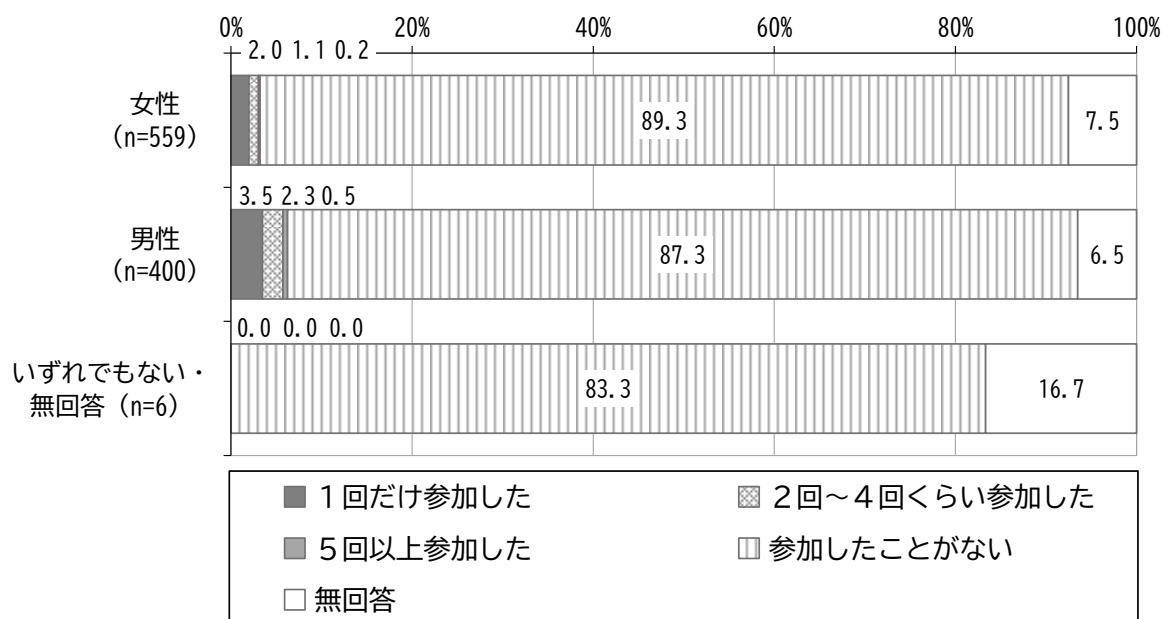
インターネットによる人権侵害に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が88.4%で最も高く、次いで「1回だけ参加した」が2.6%、「2回～4回くらい参加した」が1.6%と続いています。

図表 3-4-56 インターネットによる人権侵害に関するイベント等への参加



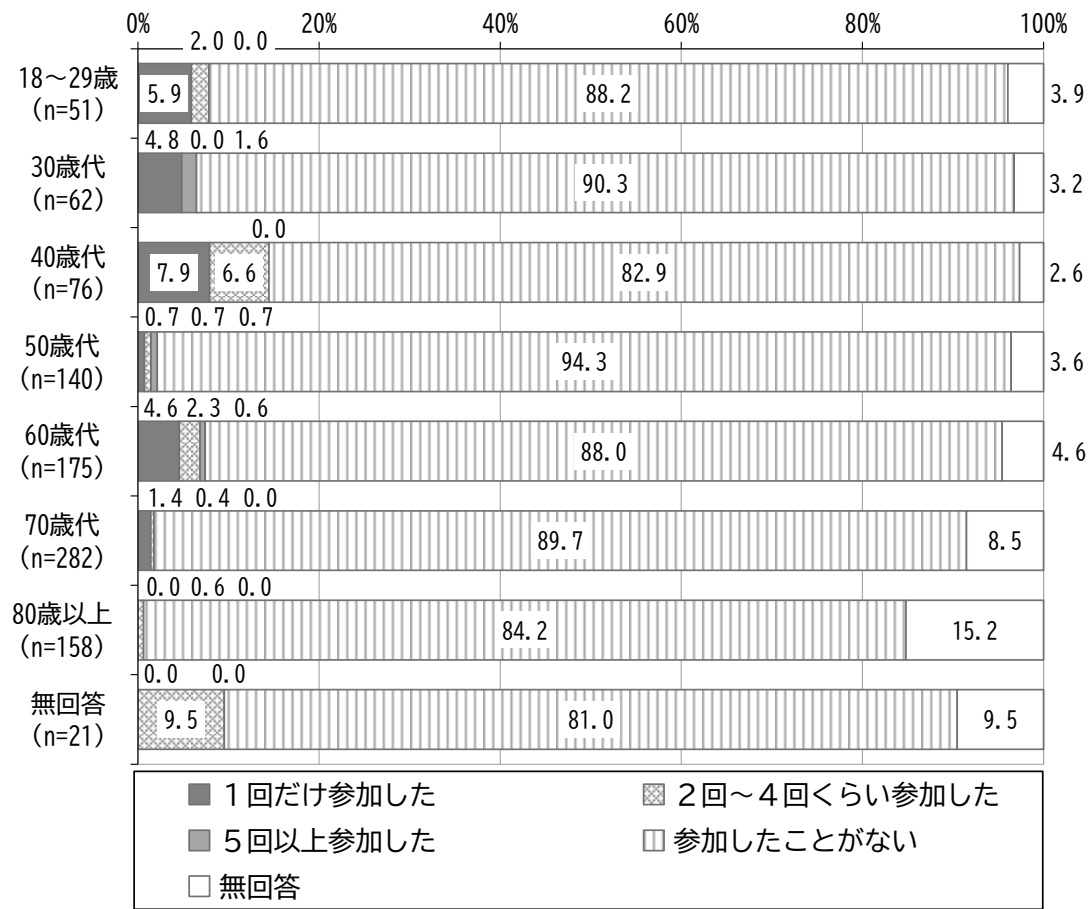
性別でみると、『参加した』では、女性が3.3%、男性が6.3%となっています。

図表 3-4-57 インターネットによる人権侵害に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 14.5%で最も高くなっています。

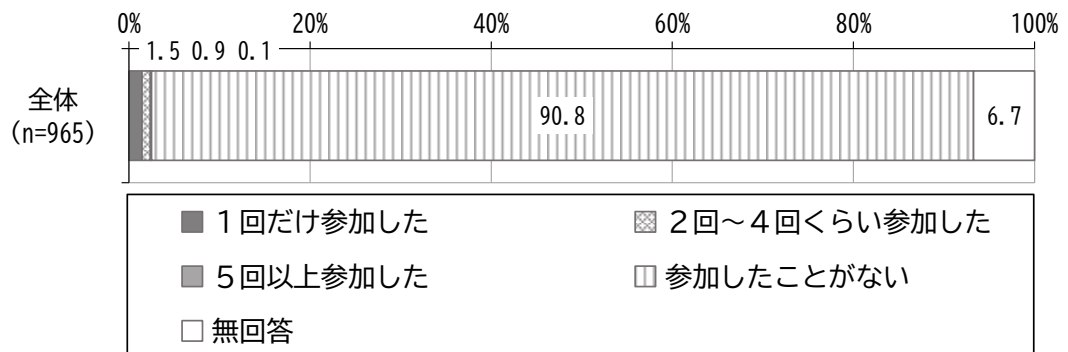
図表 3-4-58 インターネットによる人権侵害に関するイベント等への参加 年齢別



⑩ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

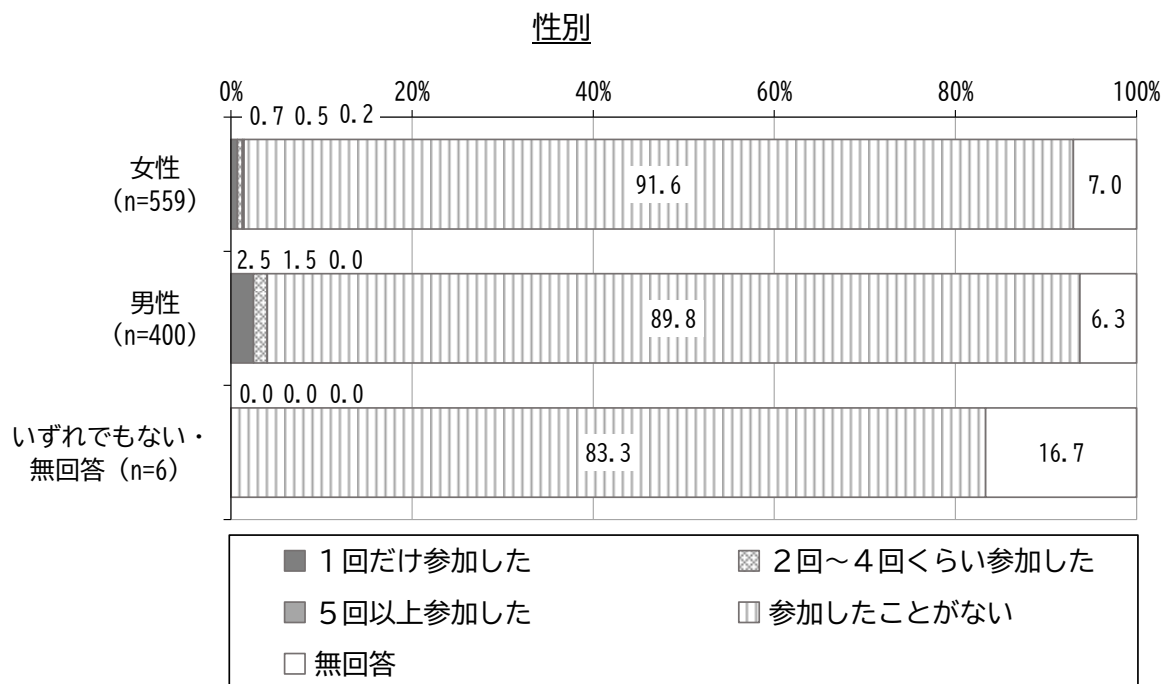
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が90.8%で最も高く、次いで「1回だけ参加した」が1.5%、「2回～4回くらい参加した」が0.9%、「5回以上参加した」が0.1%と続いています。

図表 3-4-59 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関するイベント等への参加



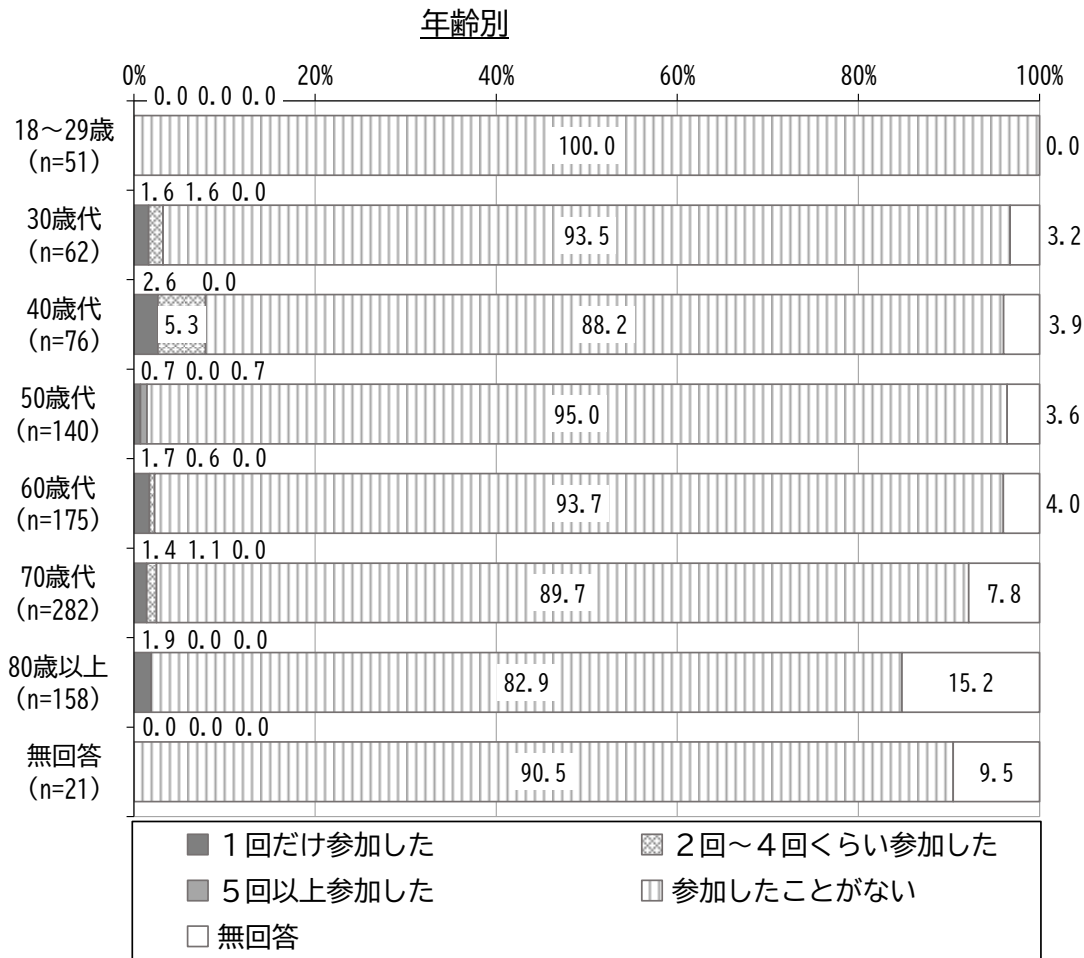
性別でみると、『参加した』では、女性が1.4%、男性が4.0%となっています。

図表 3-4-60 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関するイベント等への参加



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 7.9%で最も高くなっています。

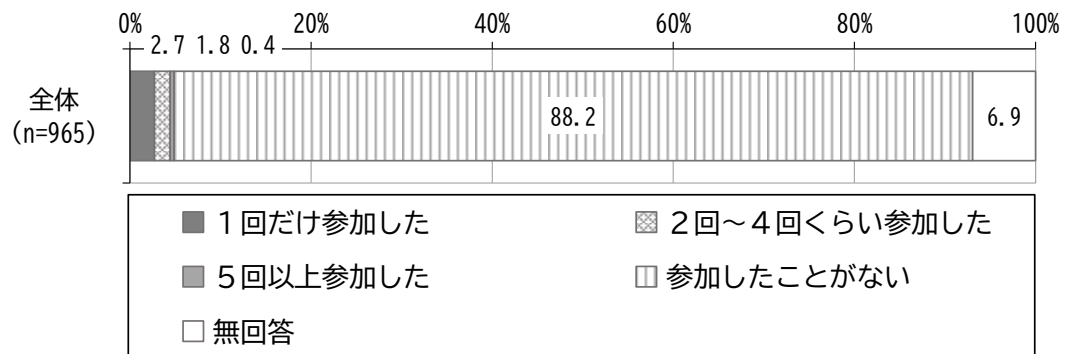
図表 3-4-61 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関するイベント等への参加



⑪ 性的マイノリティの人権問題

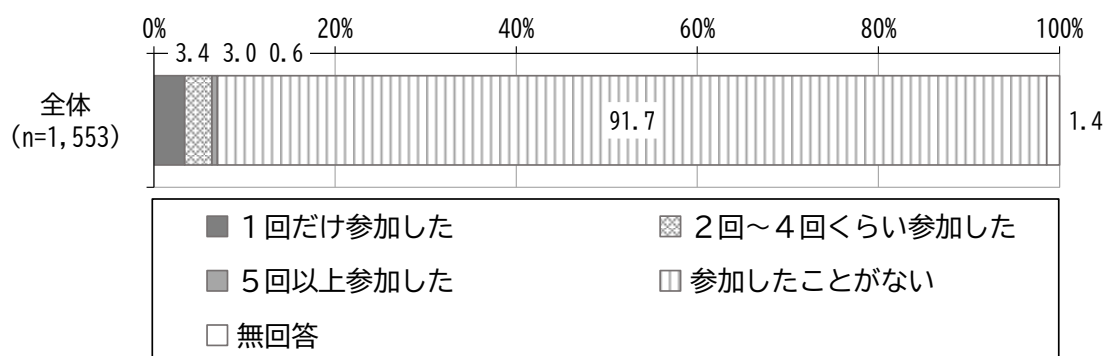
性的マイノリティの人権問題に関するイベント等への参加については、「参加したことがない」が88.2%で最も高く、次いで「1回だけ参加した」が2.7%、「2回～4回くらい参加した」が1.8%と続いています。

図表 3-4-62 性的マイノリティの人権問題に関するイベント等への参加



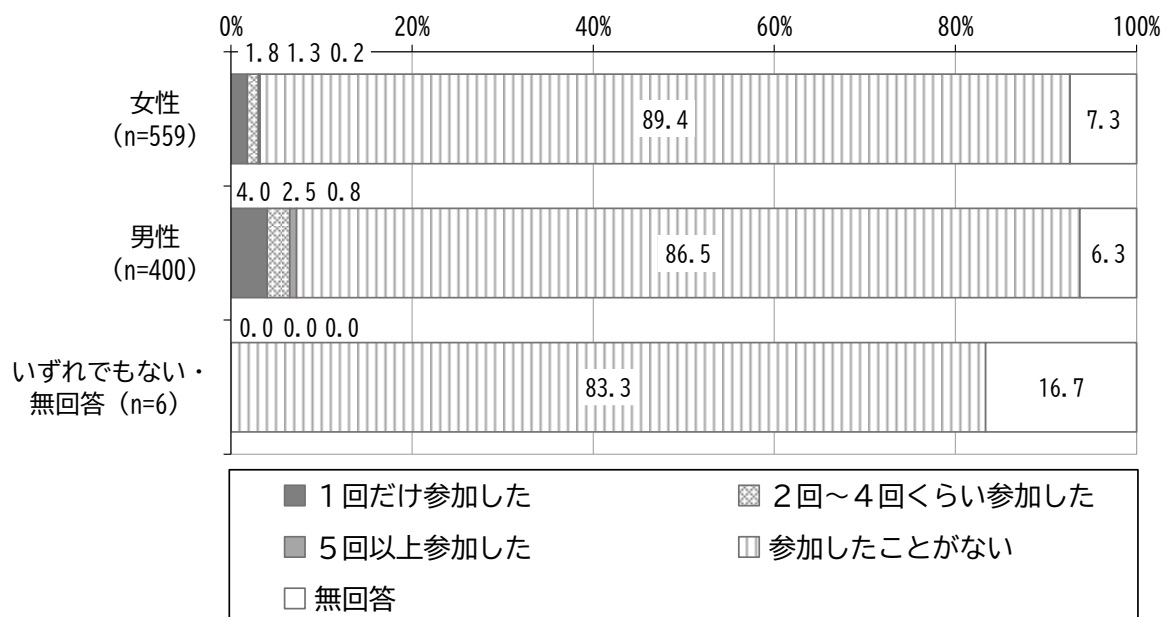
図表 3-4-63 性的マイノリティの人権問題に関するイベント等への参加

令和2(2020)年度大阪府調査



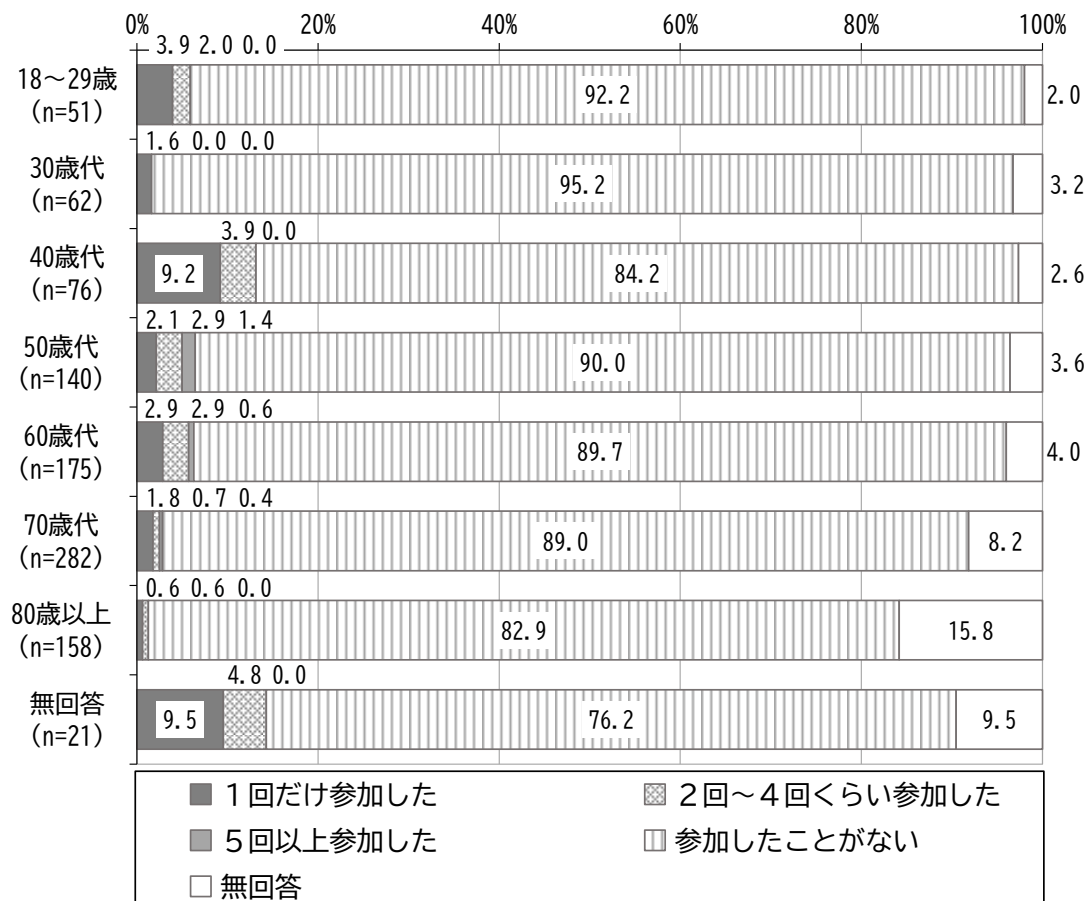
性別でみると、『参加した』では、女性が 3.3%、男性が 7.3%となっています。

図表 3-4-64 性的マイノリティの人権問題に関するイベント等への参加 性別



年齢別でみると、『参加した』では、40 歳代が 13.1%で最も高くなっています。

図表 3-4-65 性的マイノリティの人権問題に関するイベント等への参加 年齢別

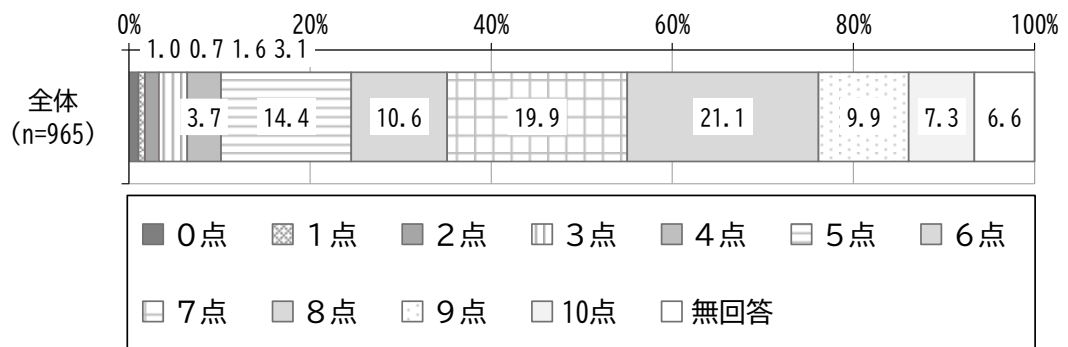


(4)生活全体の主観的満足度

問10 あなたは全体として現在の生活にどの程度満足していますか。「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点とすると、何点くらいになると思いますか。(〇は1つだけ)

生活全体の主観的満足度については、「8点」が21.1%で最も高く、次いで「7点」が19.9%、「5点」が14.4%と続いています。

図表 3-4-66 生活全体の主観的満足度



性別でみると、女性・男性いずれも「8点」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、『9点以上』では、60歳代が20.0%で最も高くなっています。

図表 3-4-67 生活全体の主観的満足度 属性別

		合計	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答
全体		965	1.0	0.7	1.6	3.1	3.7	14.4	10.6	19.9	21.1	9.9	7.3	6.6
性別	女性	559	0.9	0.4	1.4	3.4	3.6	15.2	10.4	20.2	20.9	10.2	7.7	5.7
	男性	400	0.8	1.3	1.8	2.8	4.0	13.5	10.5	19.5	21.8	9.8	6.8	7.8
	いずれでもない・無回答	6	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	0.0	2.0	0.0	11.8	3.9	11.8	11.8	23.5	17.6	9.8	5.9	2.0
	30歳代	62	0.0	1.6	1.6	4.8	0.0	12.9	14.5	25.8	12.9	9.7	8.1	8.1
	40歳代	76	0.0	2.6	3.9	3.9	7.9	15.8	13.2	18.4	19.7	5.3	6.6	2.6
	50歳代	140	0.7	0.7	3.6	6.4	4.3	12.9	15.7	17.9	19.3	3.6	10.7	4.3
	60歳代	175	1.1	0.0	1.7	1.7	2.9	15.4	8.6	24.0	19.4	14.3	5.7	5.1
	70歳代	282	0.7	0.7	0.7	1.8	4.3	17.4	6.7	18.1	24.8	12.1	6.7	6.0
	80歳以上	158	2.5	0.0	0.6	0.6	2.5	10.1	12.0	18.4	23.4	10.1	7.0	12.7
	無回答	21	4.8	0.0	0.0	0.0	4.8	14.3	9.5	14.3	19.0	4.8	9.5	19.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

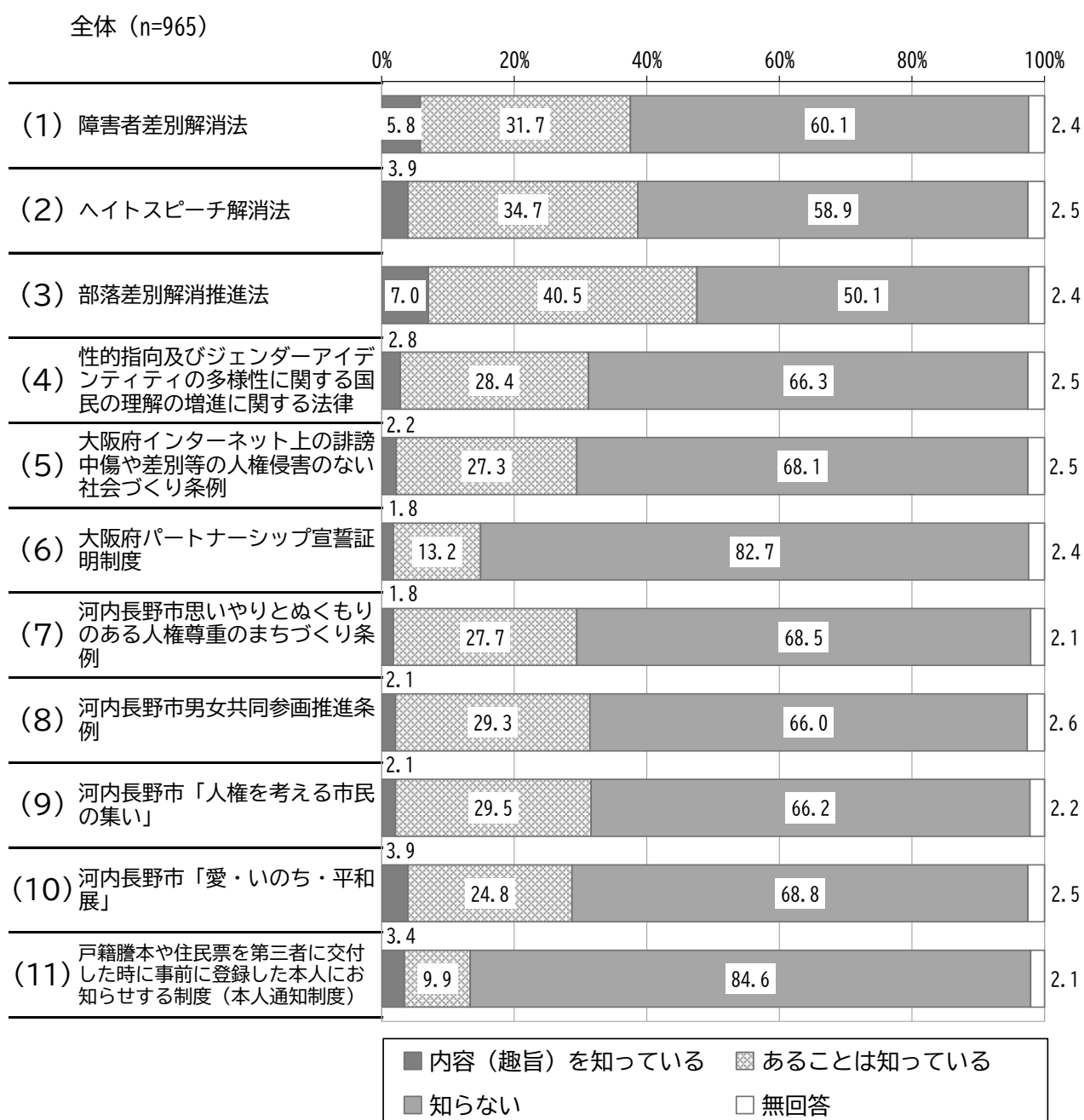
5 人権に関する法律や条例等について

(1)人権に関する法律や行政の条例や制度、取組の認知度

問11 あなたは、次の法律や条例、制度、取組について知っていますか。(〇はそれぞれに1つ)

人権に関する法律や行政の条例や制度、取組の認知度について、「内容(趣旨)を知っている」では、「(3)部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)」が 7.0%で最も高く、次いで「(1)障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が 5.8%、「(2)ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」、「(10)河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」がいずれも 3.9%と続いています。

図表 3-5-1 人権に関する法律や行政の条例や制度、取組の認知度

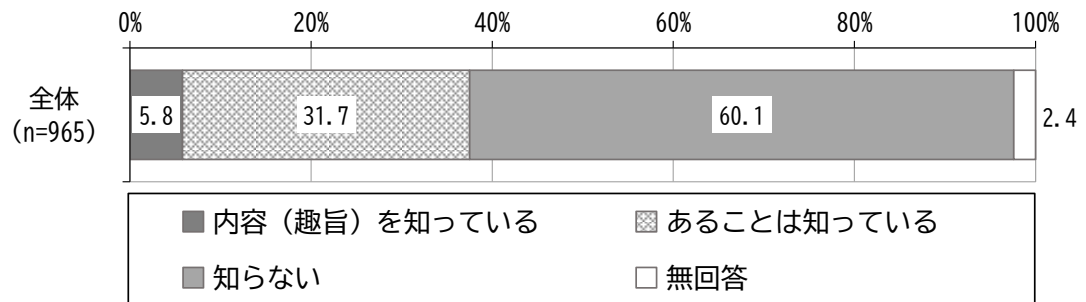


① 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

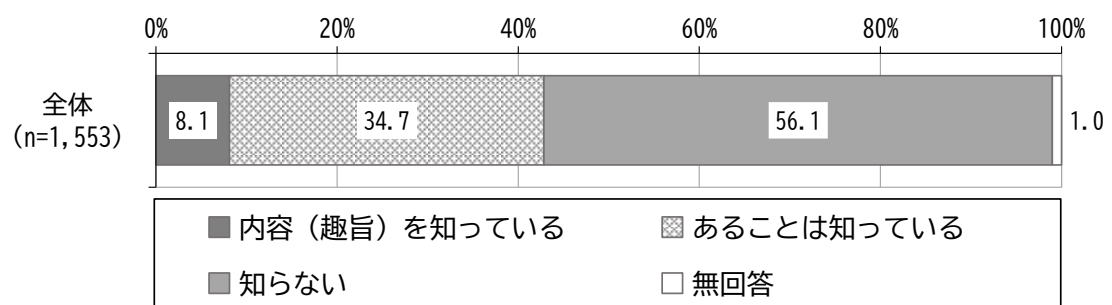
「障害者差別解消法」の認知度については、「知らない」が 60.1%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 31.7%、「内容(趣旨)を知っている」が 5.8%となっています。

令和2(2020)年度大阪府調査と比較すると、「知らない」(60.1%)では、令和2(2020)年度大阪府調査(56.1%)より 4.0 ポイント高くなっています。

図表 3-5-2 「障害者差別解消法」の認知度

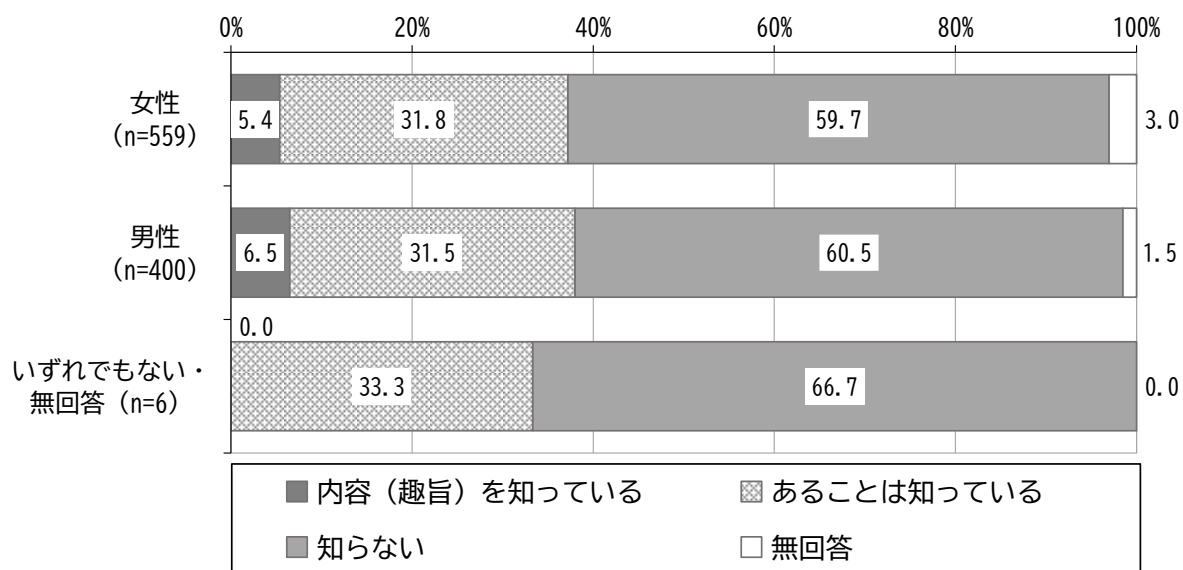


図表 3-5-3 「障害者差別解消法」の認知度 令和2(2020)年度大阪府調査



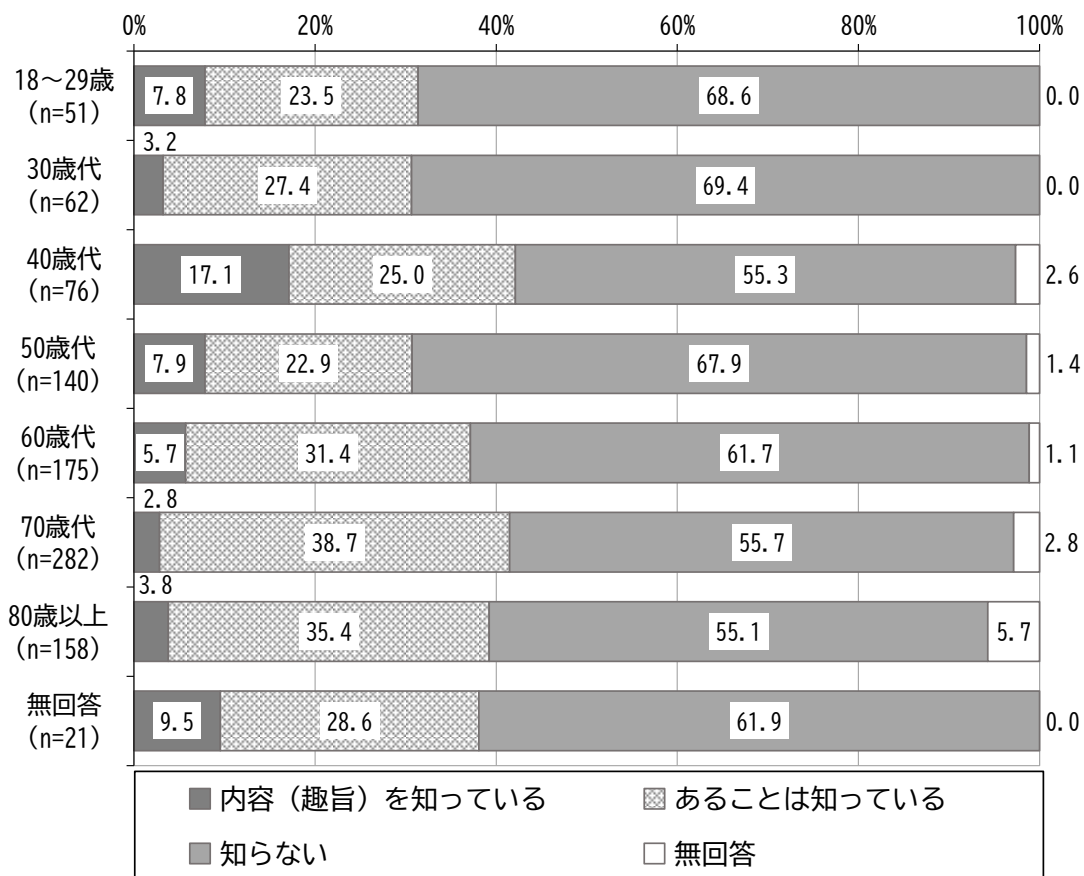
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が5.4%、男性が6.5%となっています。

図表 3-5-4 「障害者差別解消法」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40歳代が17.1%で最も高くなっています。

図表 3-5-5 「障害者差別解消法」の認知度 年齢別

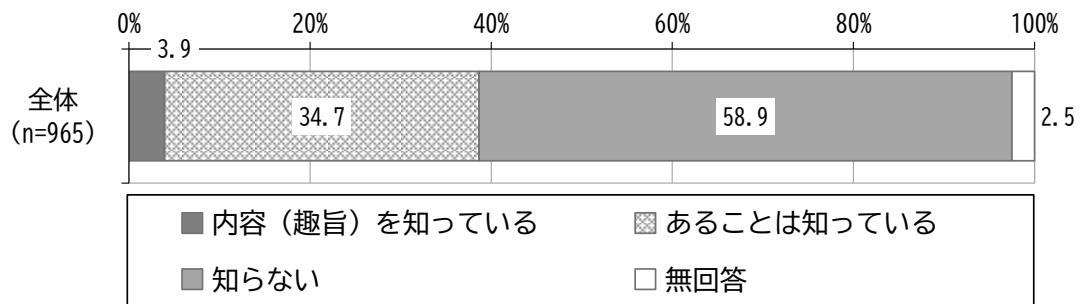


② ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

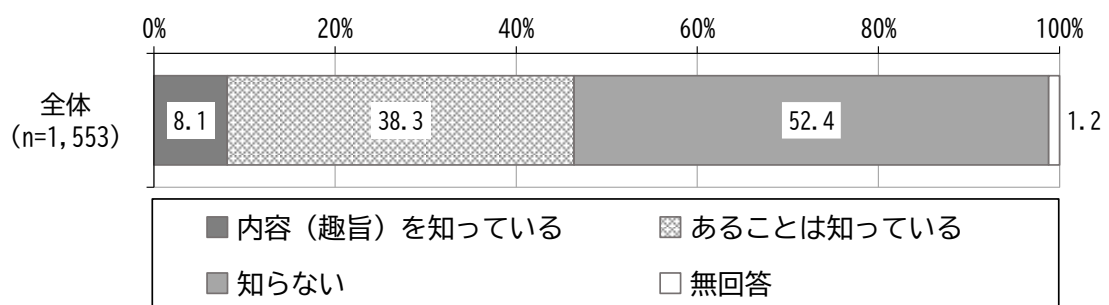
「ヘイトスピーチ解消法」の認知度については、「知らない」が 58.9%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 34.7%、「内容(趣旨)を知っている」が 3.9%となっています。

令和2(2020)年度大阪府調査と比較すると、「内容(趣旨)を知っている」(3.9%)では、令和2(2020)年度大阪府調査(8.1%)より 4.2 ポイント低くなっています。

図表 3-5-6 「ヘイトスピーチ解消法」の認知度

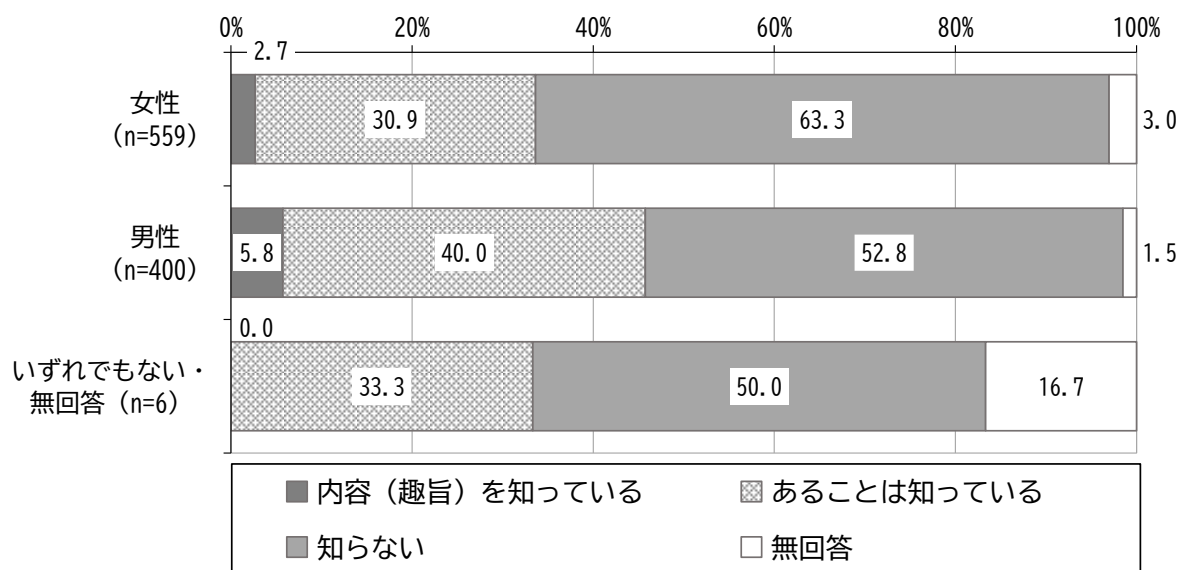


図表 3-5-7 「ヘイトスピーチ解消法」の認知度 令和2(2020)年度大阪府調査



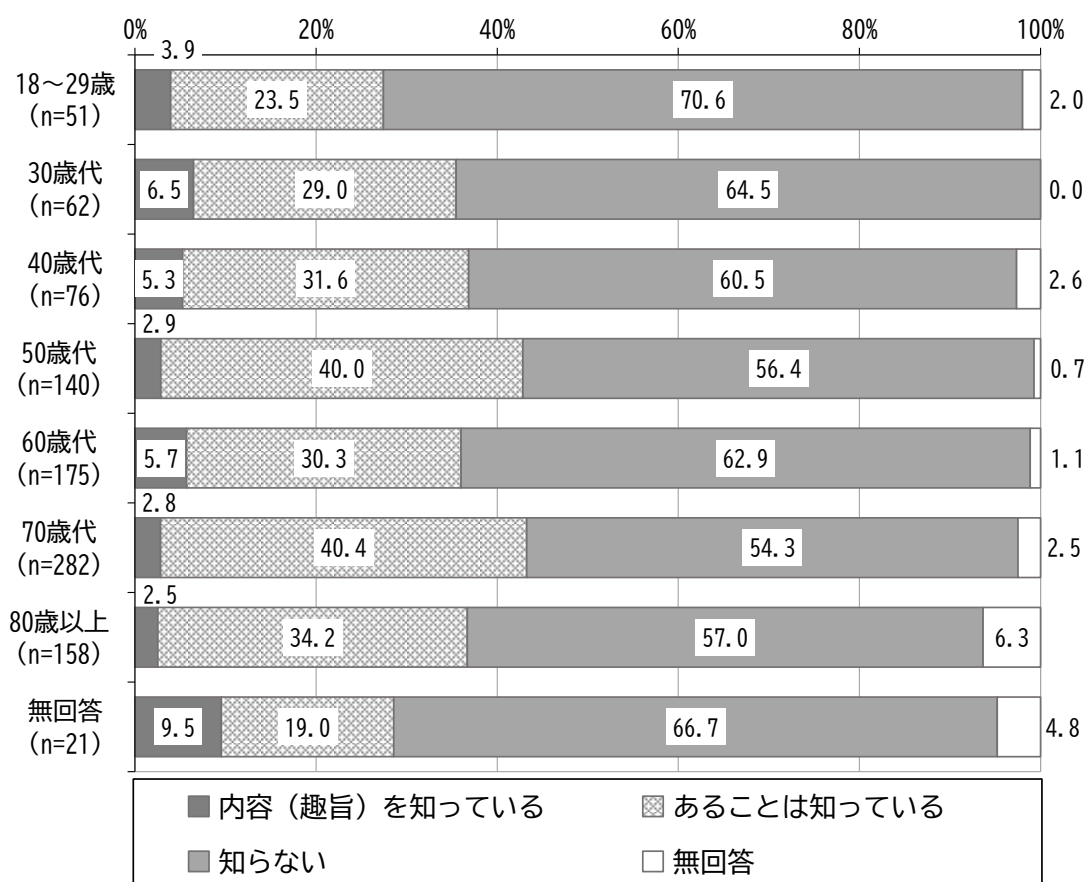
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が2.7%、男性が5.8%となっています。

図表 3-5-8 「ハイトスピーチ解消法」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、30歳代が6.5%で最も高くなっています。

図表 3-5-9 「ハイトスピーチ解消法」の認知度 年齢別

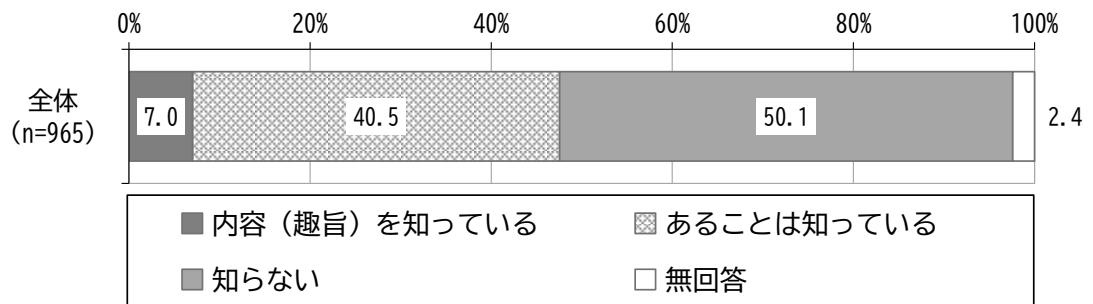


③ 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)

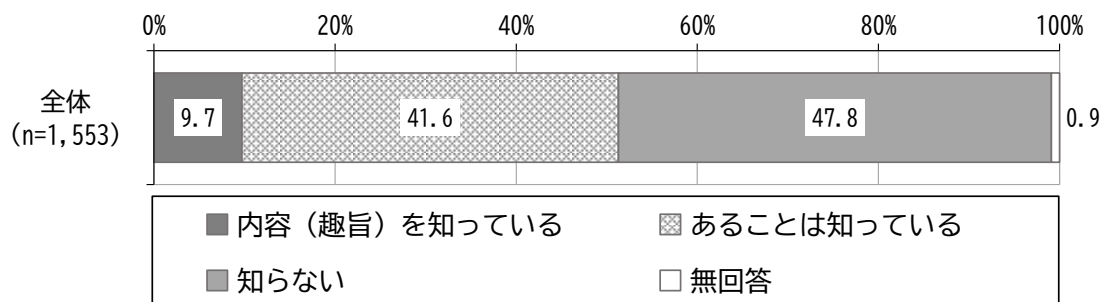
「部落差別解消推進法」の認知度については、「知らない」が 50.1%で最も高く、次いで「あることは知っている」が40.5%、「内容(趣旨)を知っている」が7.0%となっています。

令和2(2020)年度大阪府調査と比較すると、大きな差はみられません。

図表 3-5-10 「部落差別解消推進法」の認知度

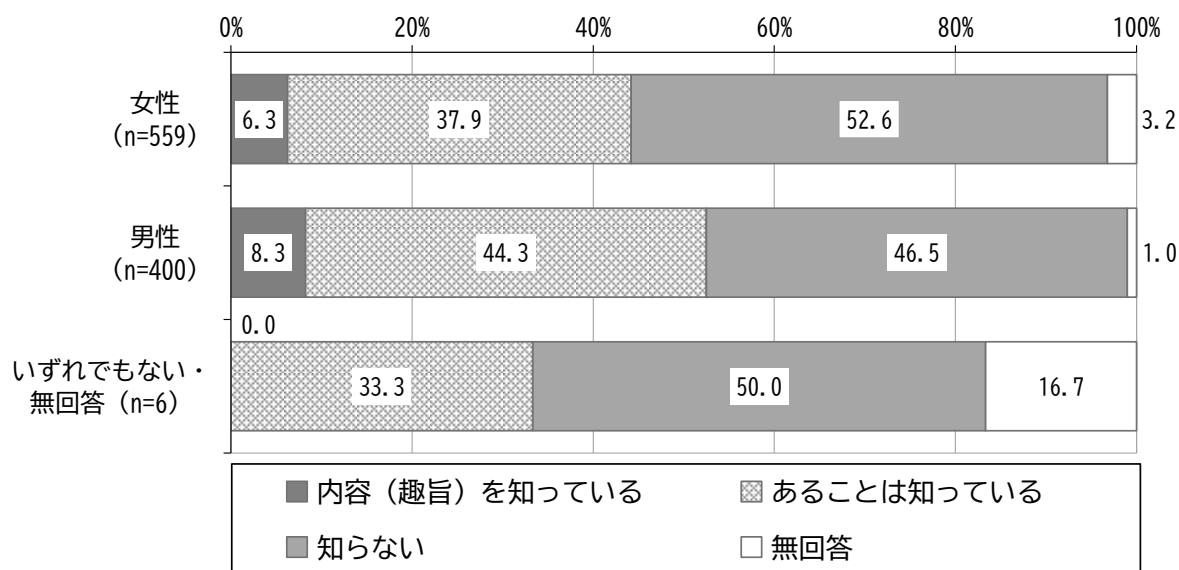


図表 3-5-11 「部落差別解消推進法」の認知度 令和2(2020)年度大阪府調査



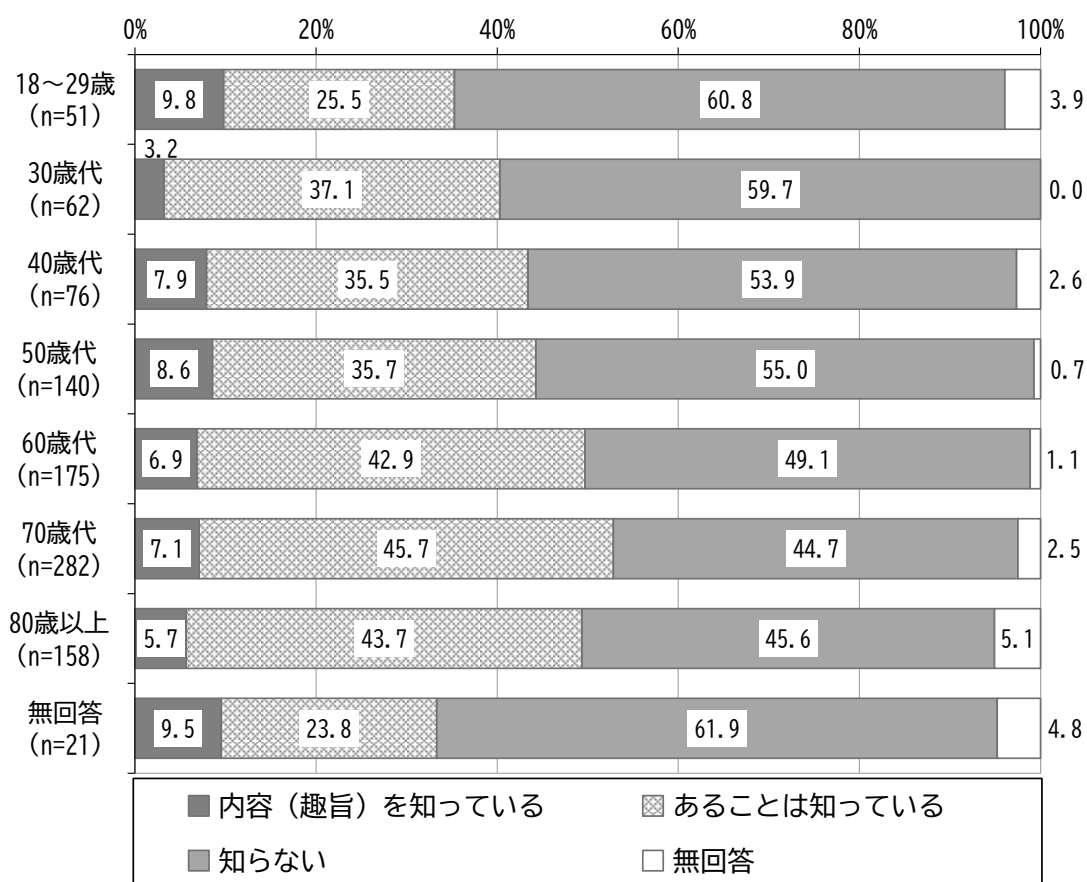
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が6.3%、男性が8.3%となっています。

図表 3-5-12 「部落差別解消推進法」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、18～29歳が9.8%で最も高くなっています。

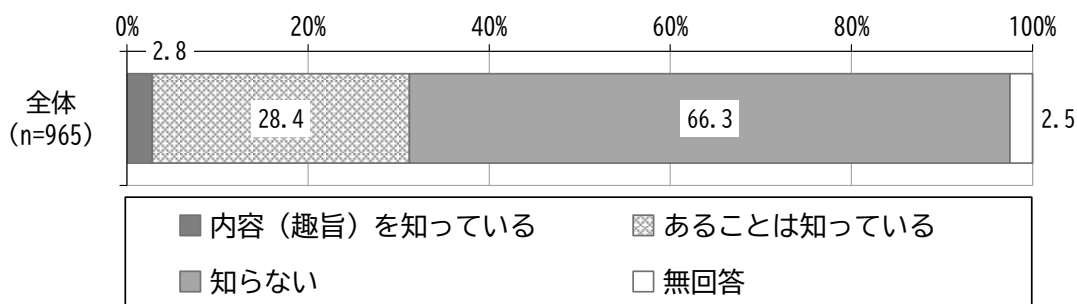
図表 3-5-13 「部落差別解消推進法」の認知度 年齢別



④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

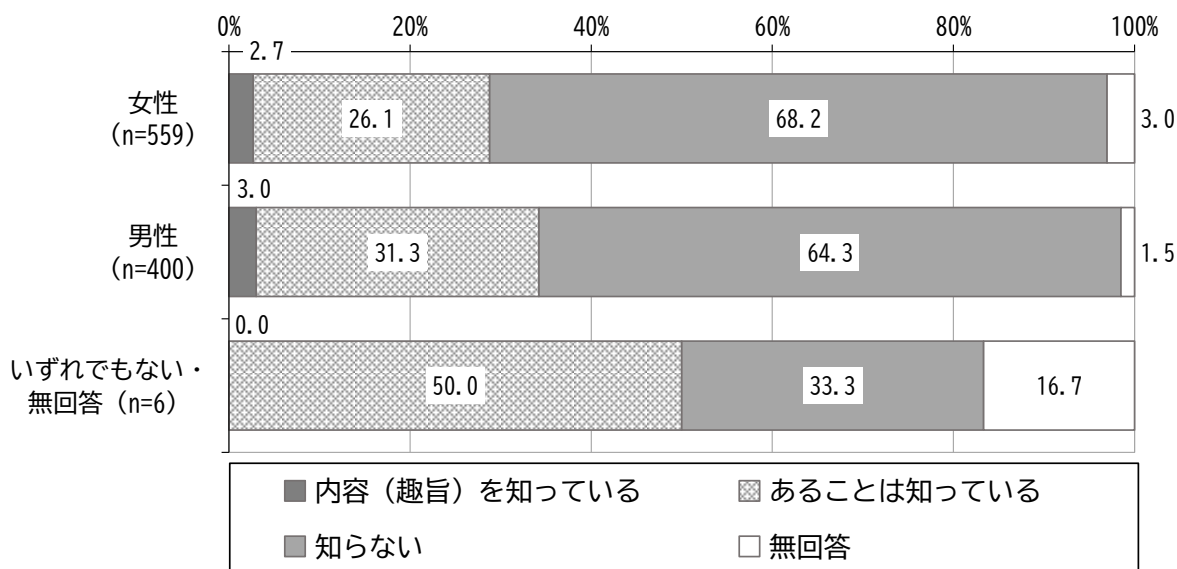
「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の認知度については、「知らない」が 66.3%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 28.4%、「内容(趣旨)を知っている」が 2.8%となっています。

図表 3-5-14 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の認知度



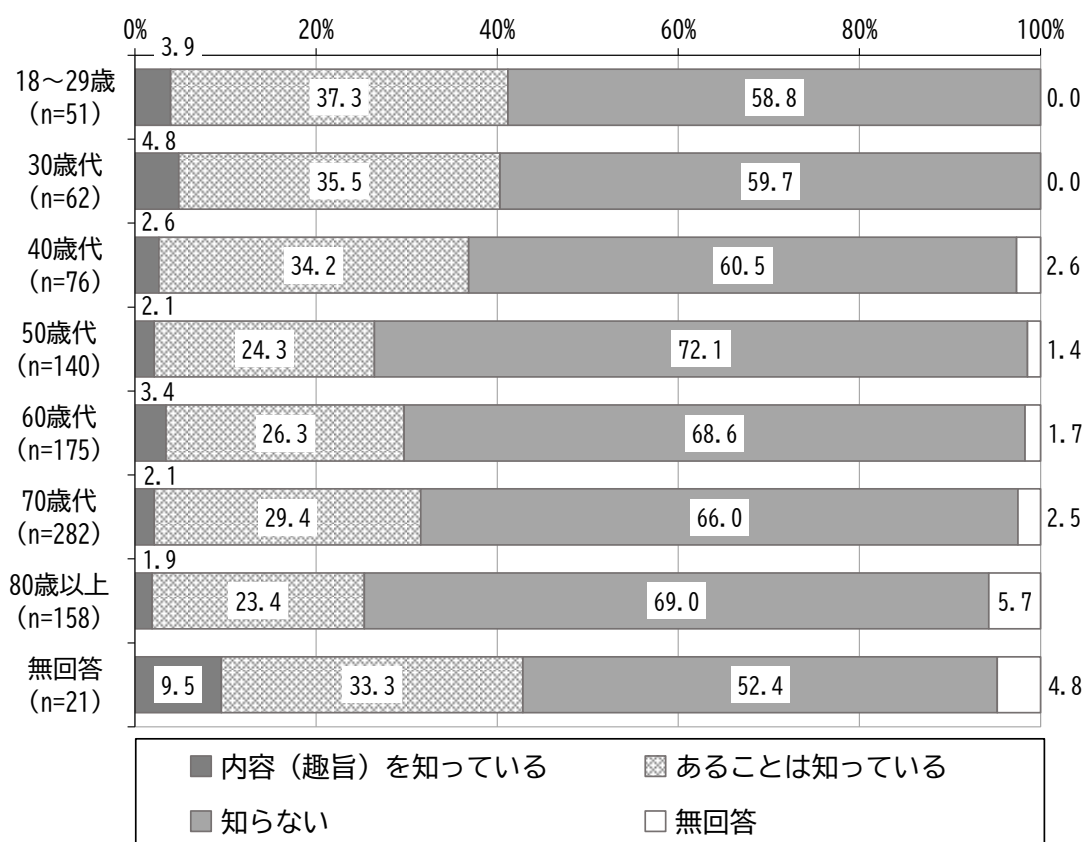
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が 2.7%、男性が 3.0%となっています。

図表 3-5-15 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、30 歳代が 4.8%で最も高くなっています。

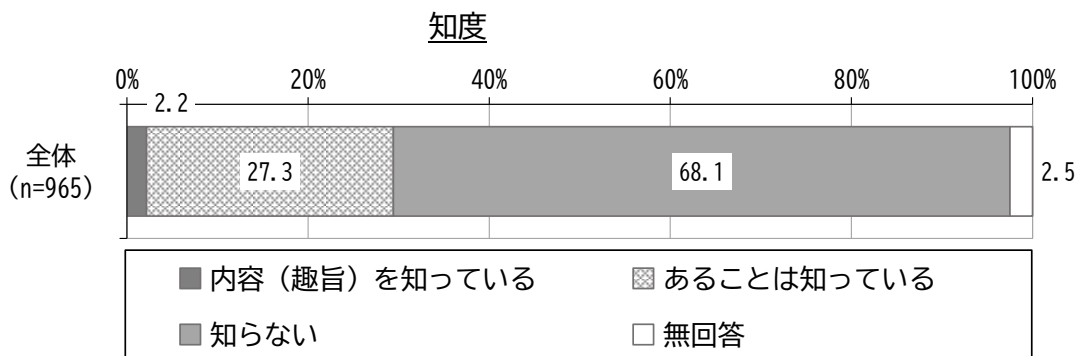
図表 3-5-16 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の認知度 年齢別



⑤ 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

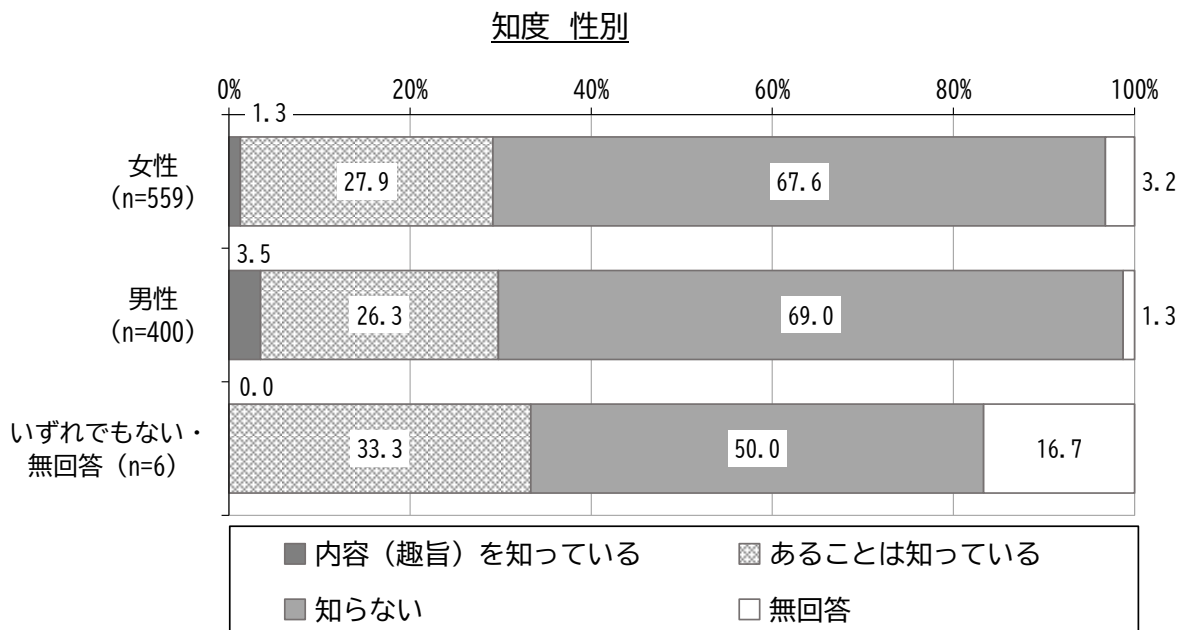
「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の認知度については、「知らない」が68.1%で最も高く、次いで「あることは知っている」が27.3%、「内容(趣旨)を知っている」が2.2%となっています。

図表 3-5-17 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の認



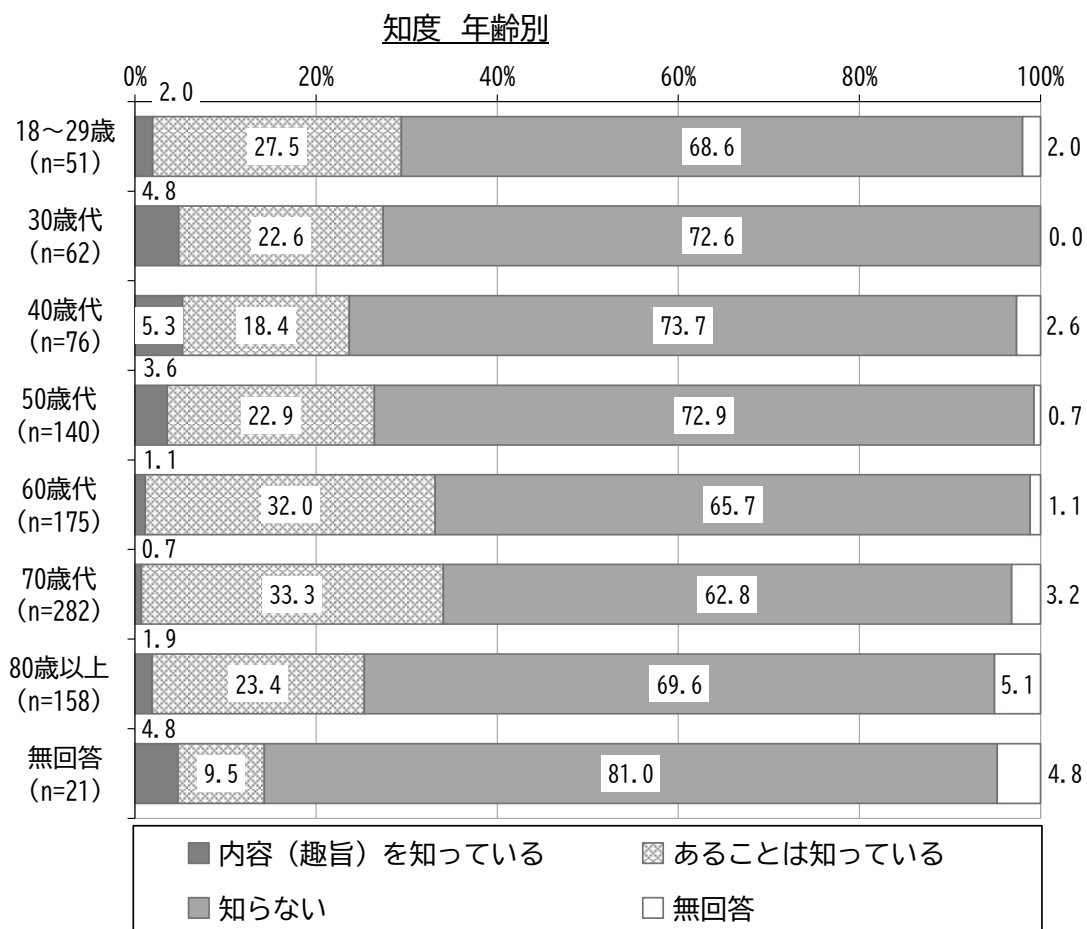
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が1.3%、男性が3.5%となっています。

図表 3-5-18 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の認



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40 歳代が 5.3%で最も高くなっています。

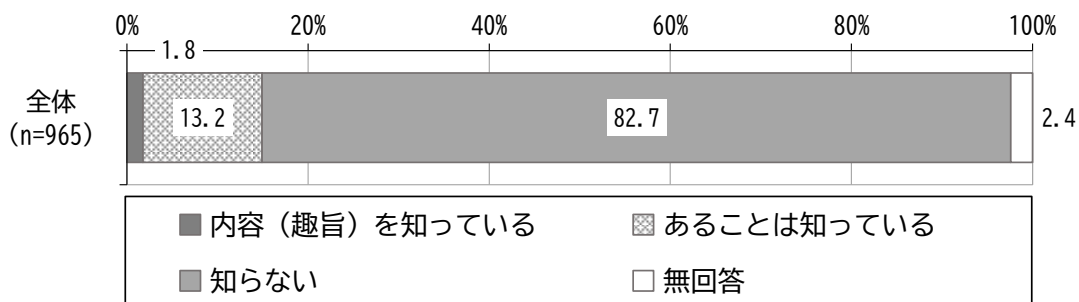
図表 3-5-19 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の認



⑥ 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

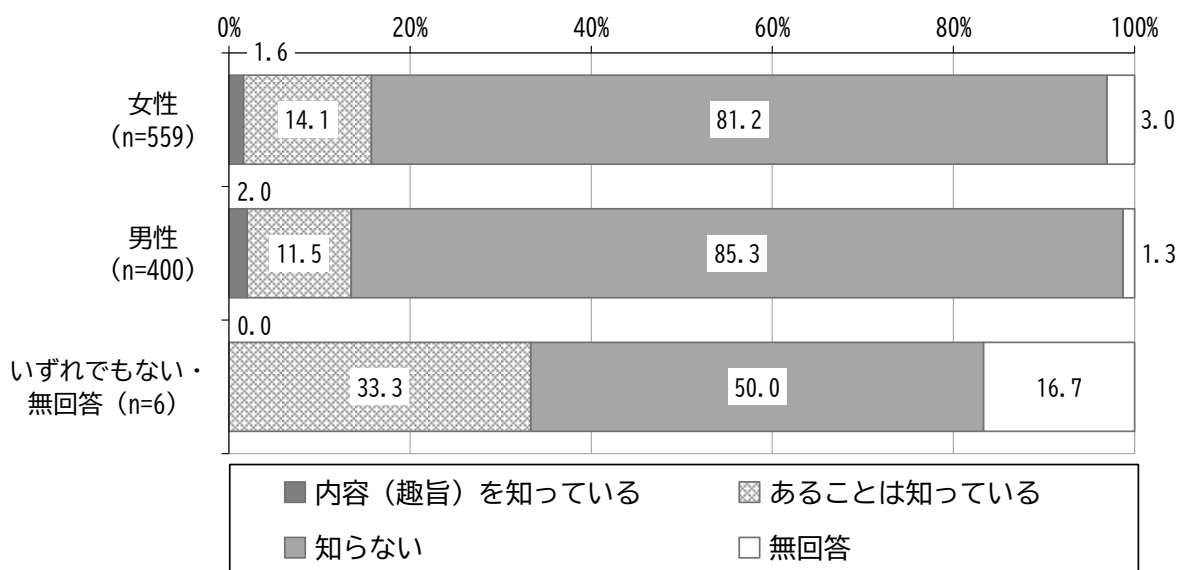
「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の認知度については、「知らない」が82.7%で最も高く、次いで「あることは知っている」が13.2%、「内容(趣旨)を知っている」が1.8%となっています。

図表 3-5-20 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の認知度



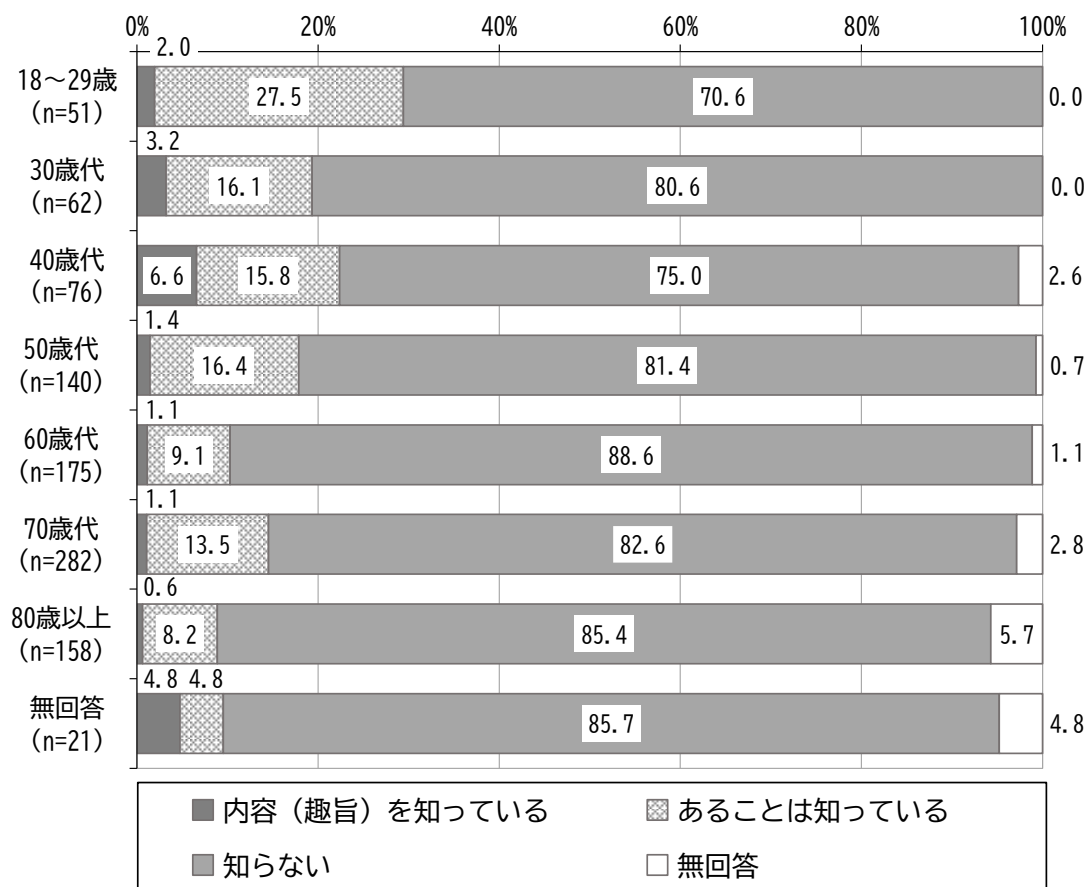
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が1.6%、男性が2.0%となっています。

図表 3-5-21 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40 歳代が 6.6%で最も高くなっています。

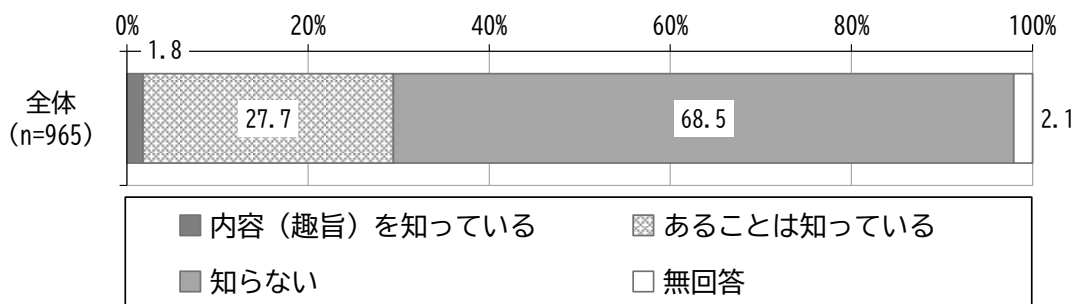
図表 3-5-22 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の認知度 年齢別



⑦ 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

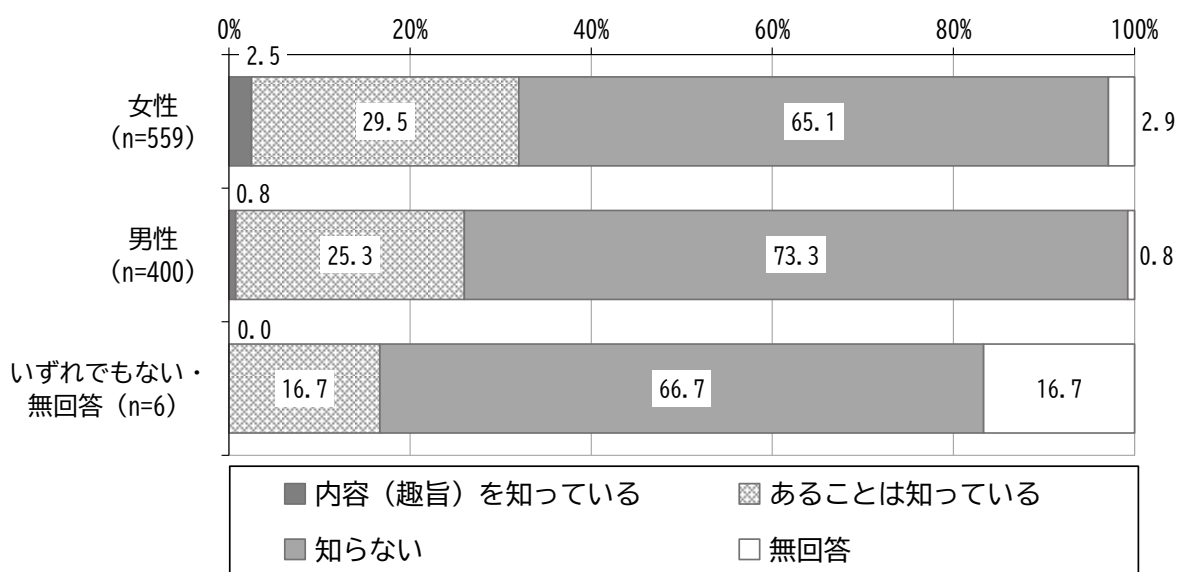
「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の認知度については、「知らない」が68.5%で最も高く、次いで「あることは知っている」が27.7%、「内容(趣旨)を知っている」が1.8%となっています。

図表 3-5-23 「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の認知度



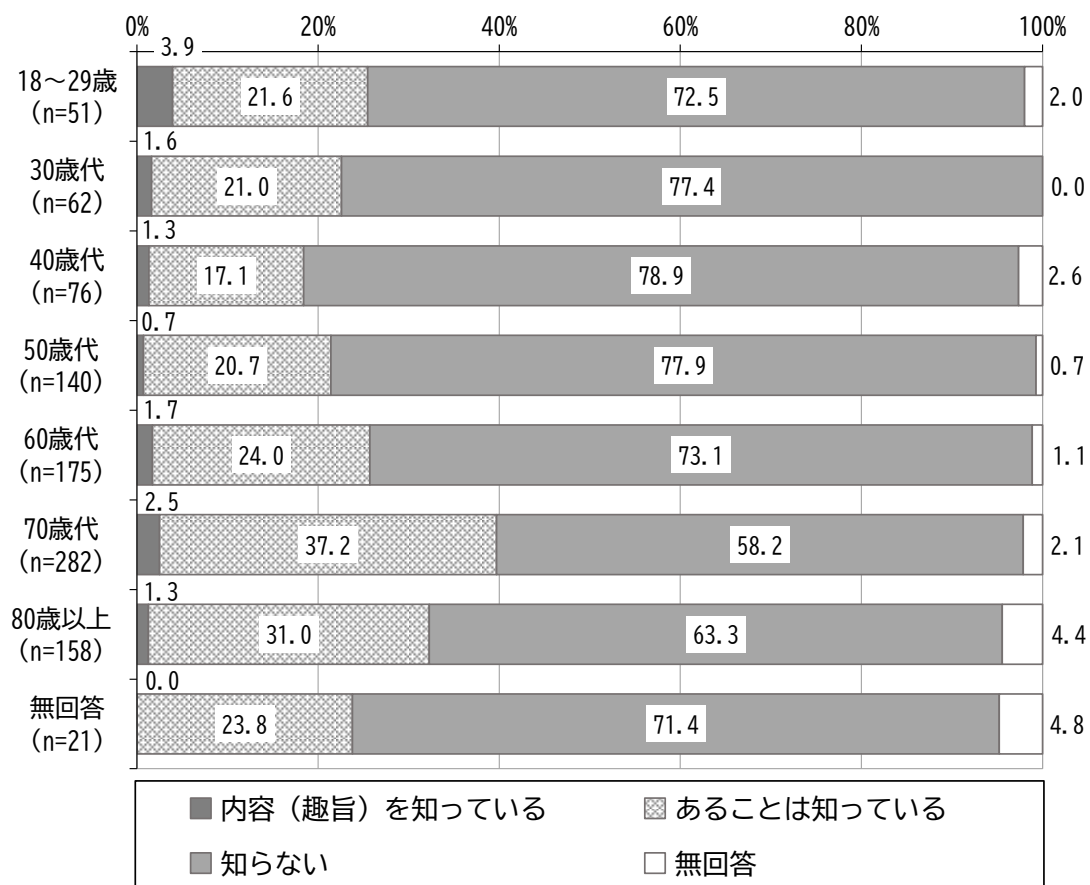
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が2.5%、男性が0.8%となっています。

図表 3-5-24 「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、18～29 歳が 3.9%で最も高くなっています。

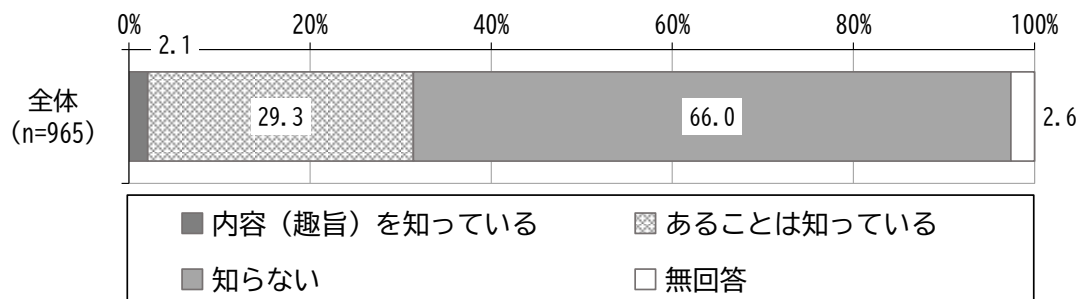
図表 3-5-25 「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の認知度 年齢別



⑧ 河内長野市男女共同参画推進条例

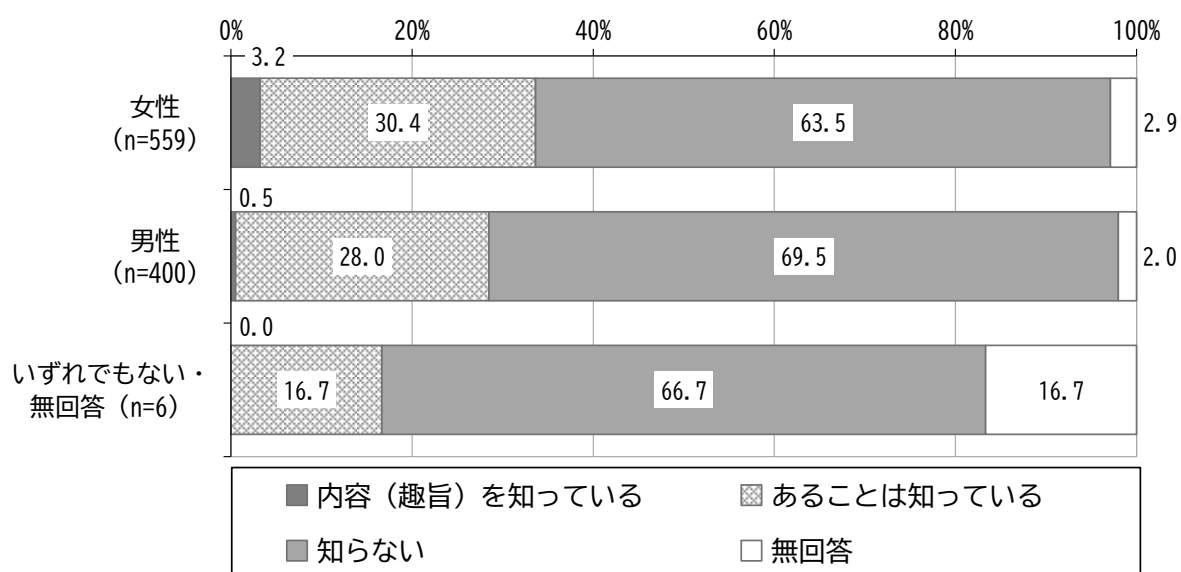
「河内長野市男女共同参画推進条例」の認知度については、「知らない」が 66.0%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 29.3%、「内容(趣旨)を知っている」が 2.1%となっています。

図表 3-5-26 「河内長野市男女共同参画推進条例」の認知度



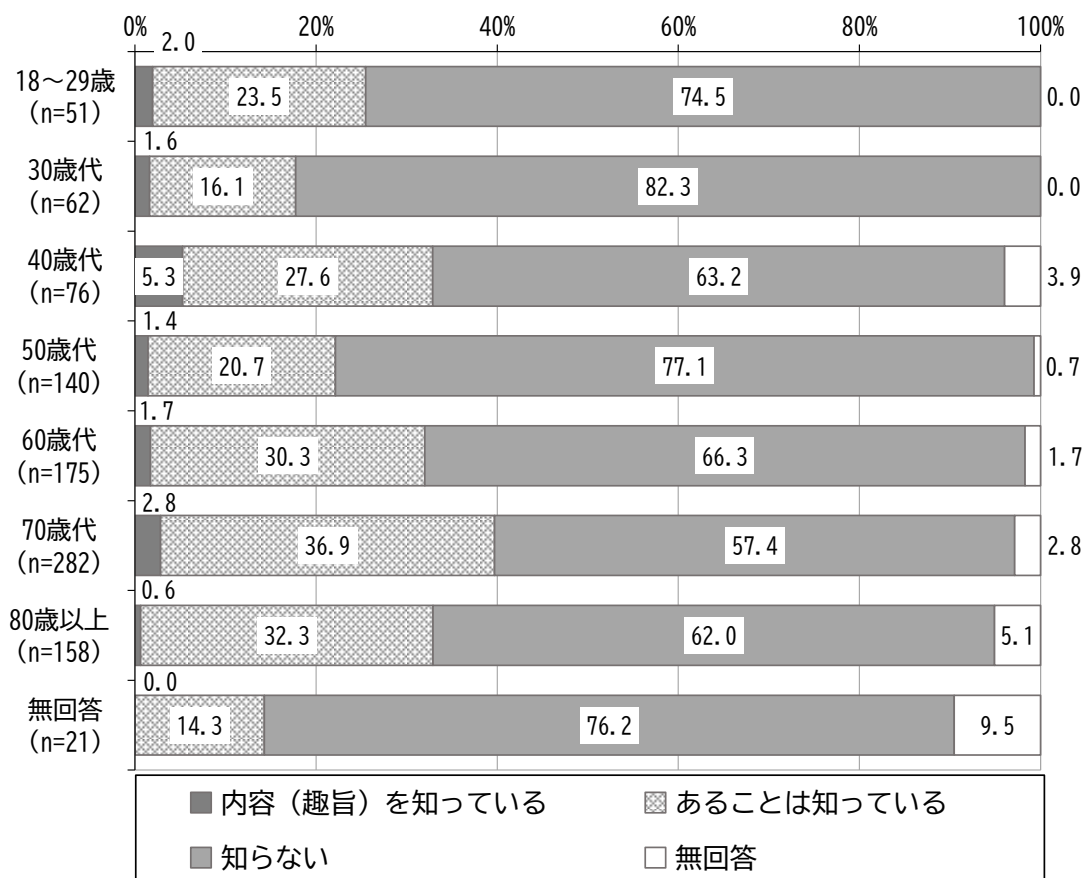
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が 3.2%、男性が 0.5%となっています。

図表 3-5-27 「河内長野市男女共同参画推進条例」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40 歳代が 5.3%で最も高くなっています。

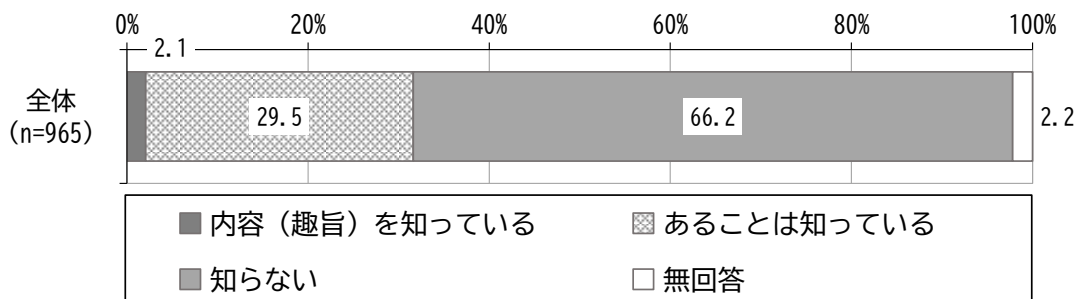
図表 3-5-28 「河内長野市男女共同参画推進条例」の認知度 年齢別



⑨ 河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)

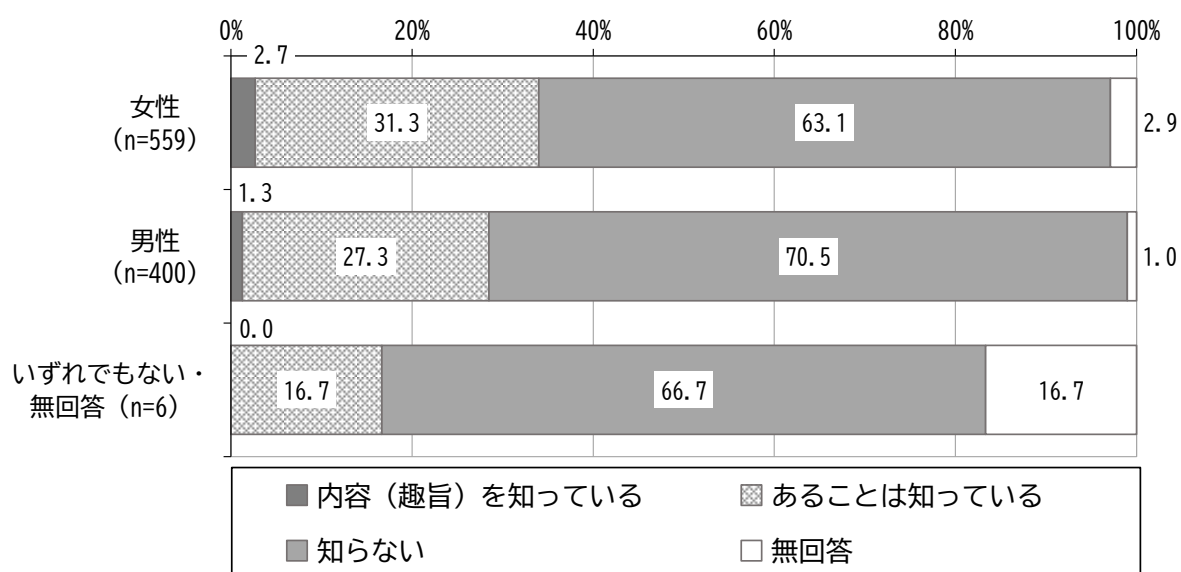
「河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)」の認知度については、「知らない」が 66.2%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 29.5%、「内容(趣旨)を知っている」が 2.1%となっています。

図表 3-5-29 「河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)」の認知度



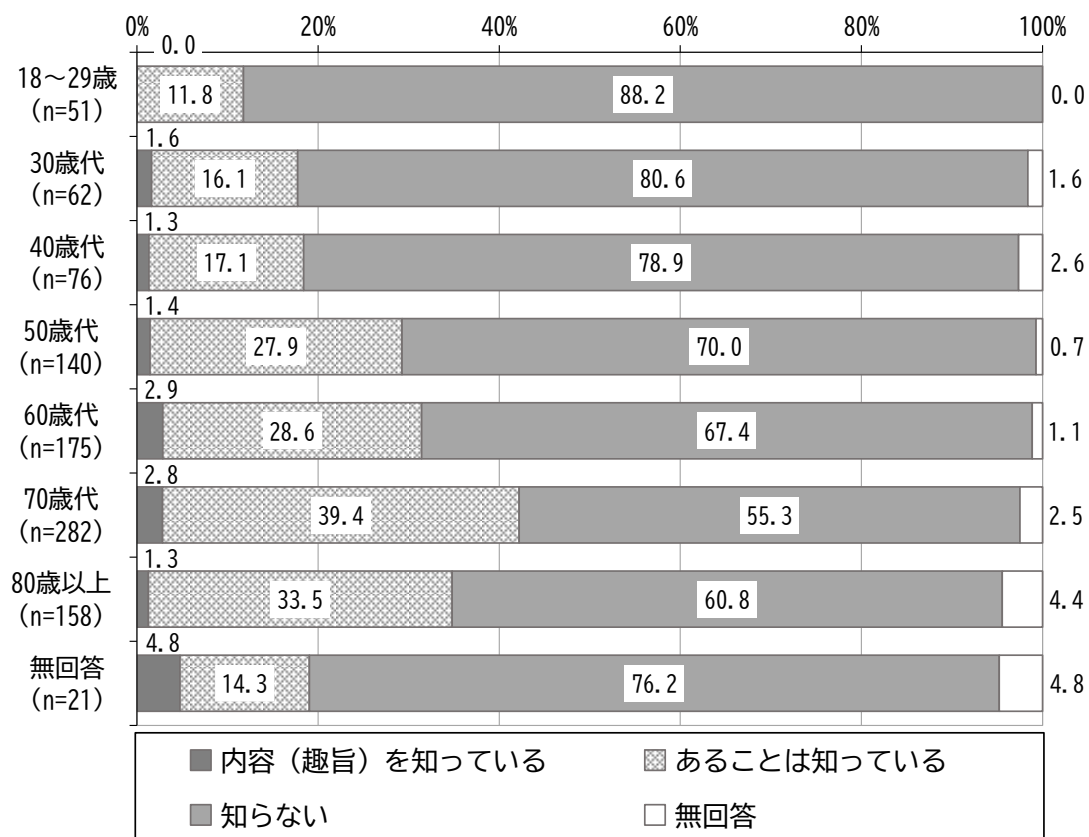
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が 2.7%、男性が 1.3%となっています。

図表 3-5-30 「河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、60歳代が2.9%で最も高くなっています。

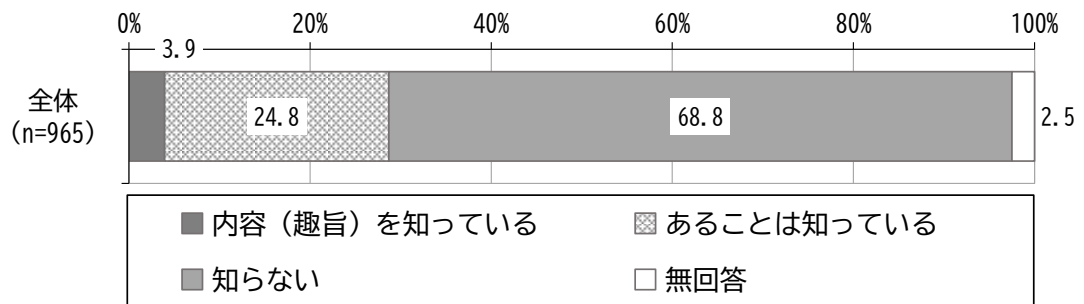
図表 3-5-31 「河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)」の認知度 年齢別



⑩ 河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)

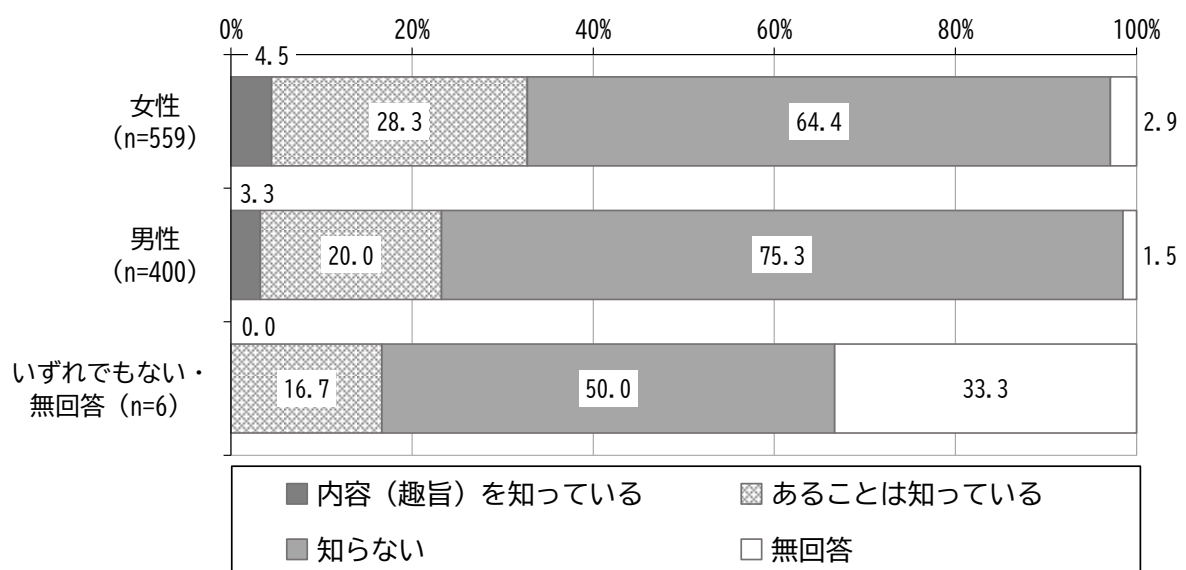
「河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」の認知度については、「知らない」が 68.8%で最も高く、次いで「あることは知っている」が 24.8%、「内容(趣旨)を知っている」が 3.9%となっています。

図表 3-5-32 「河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」の認知度



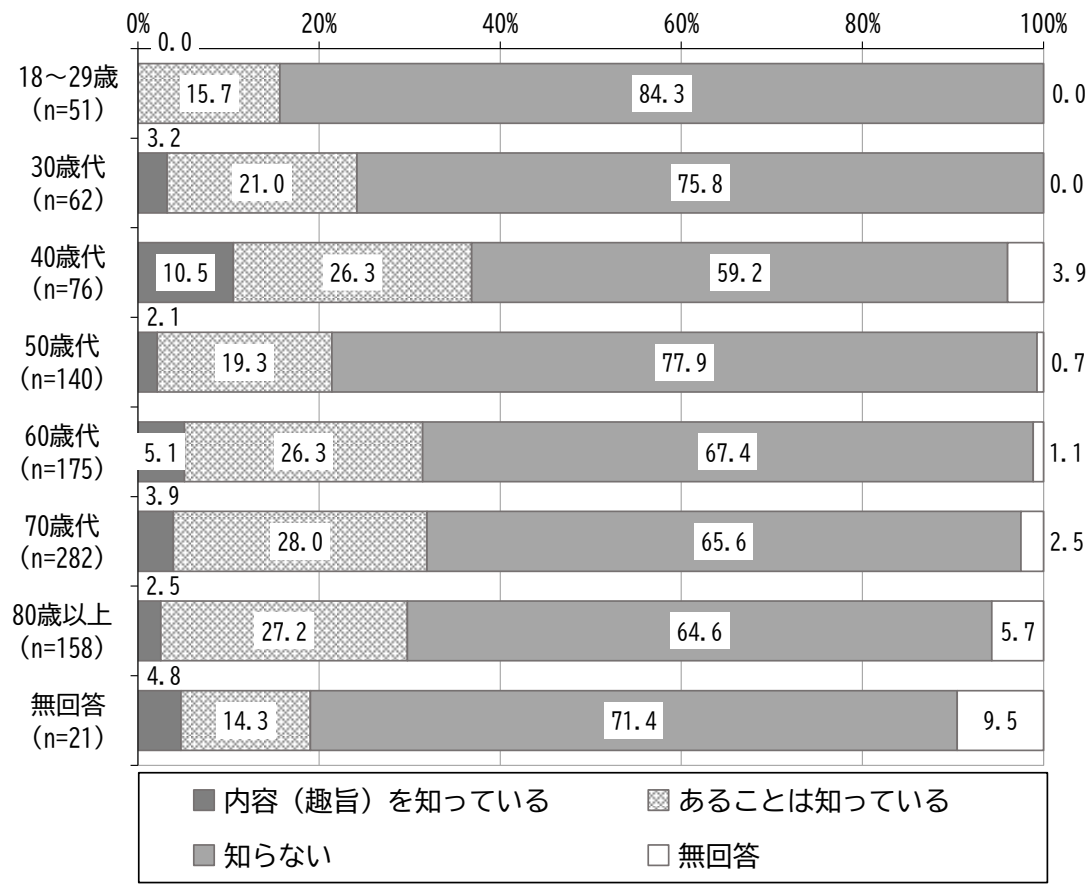
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が 4.5%、男性が 3.3%となっています。

図表 3-5-33 「河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40 歳代が 10.5%で最も高くなっています。

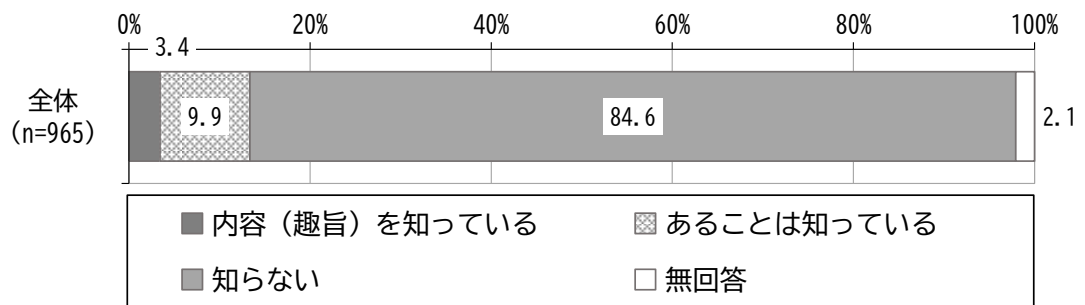
図表 3-5-34 「河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)」の認知度 年齢別



⑪ 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度
(本人通知制度)

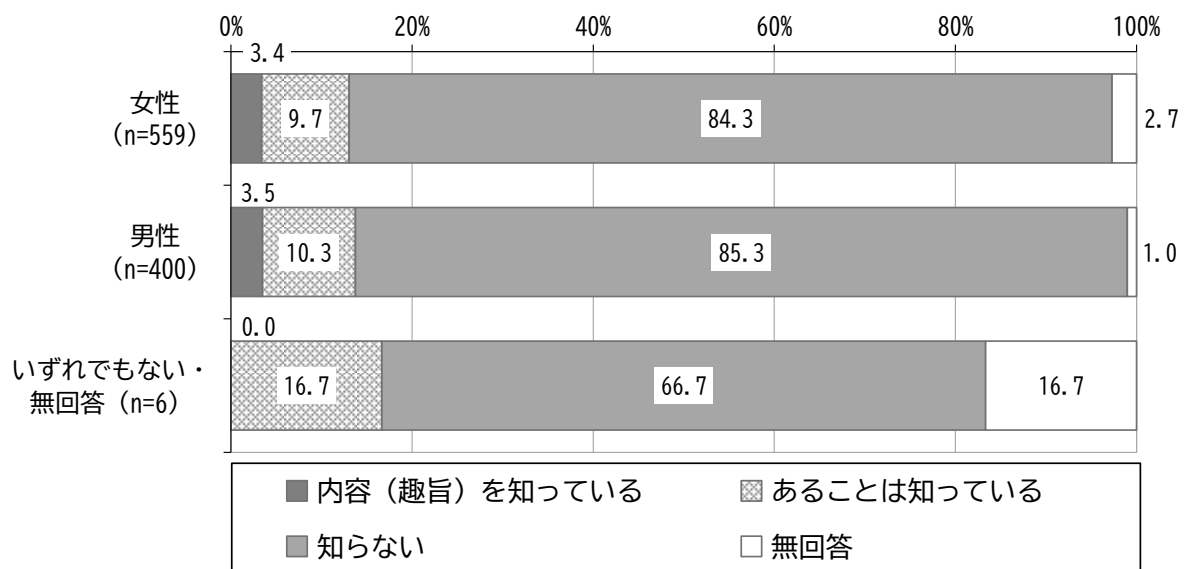
「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度」の認知度については、「知らない」が84.6%で最も高く、次いで「あることは知っている」が9.9%、「内容(趣旨)を知っている」が3.4%となっています。

図表 3-5-35 「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度」の認知度



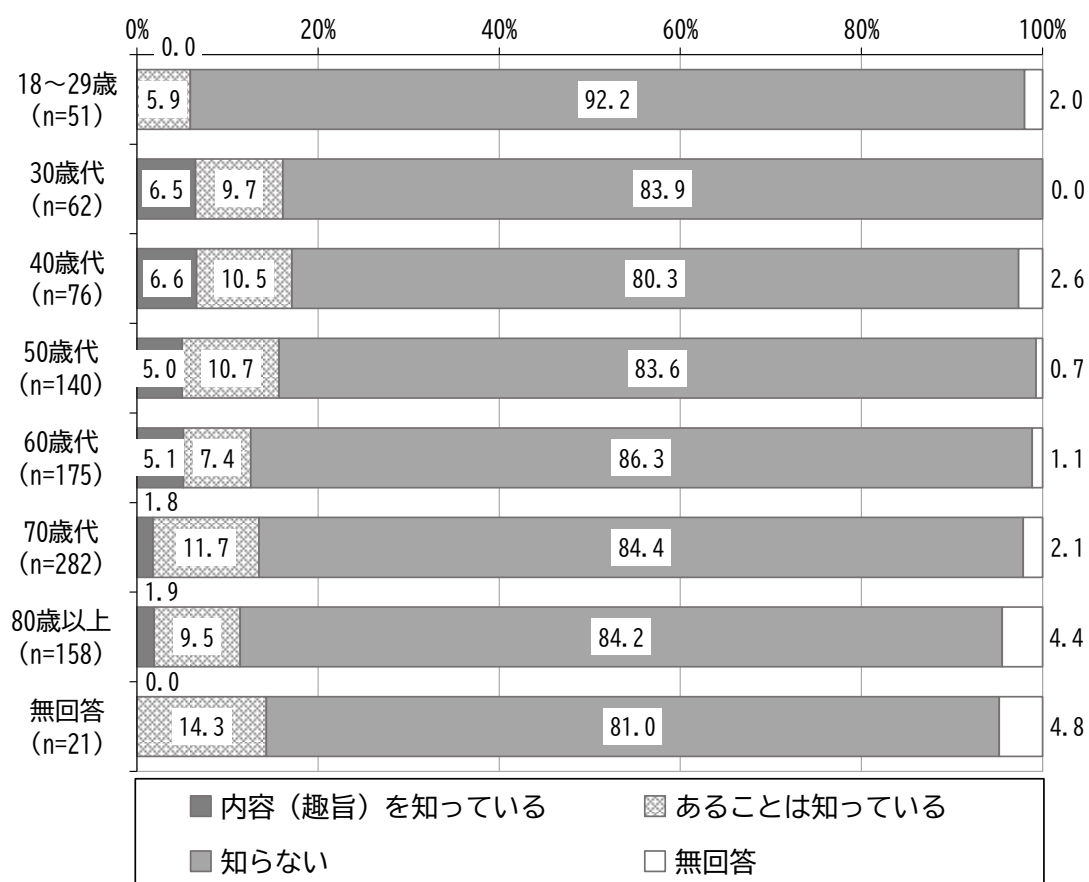
性別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、女性が3.4%、男性が3.5%となっています。

図表 3-5-36 「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度」の認知度 性別



年齢別でみると、「内容(趣旨)を知っている」では、40 歳代が 6.6%で最も高くなっています。

図表 3-5-37 「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度」の認知度 年齢別



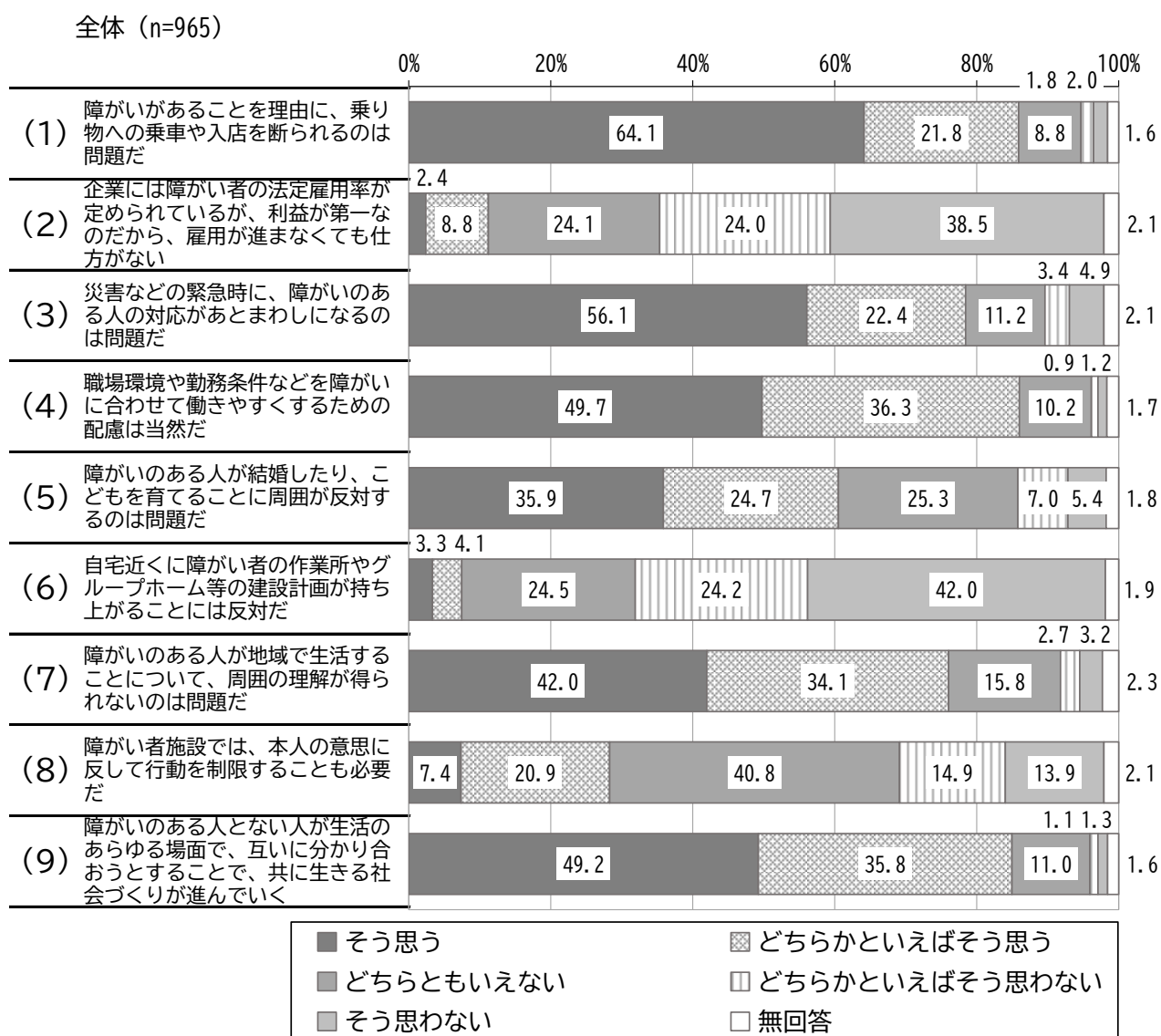
6 障がいのある人の人権について

(1)障がいのある人に関する意見についての考え方

問12 障がいのある人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

障がいのある人に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(4)職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」が 86.0%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(6)自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」が 66.2%で最も高くなっています。

図表 3-6-1 障がいのある人に関する意見についての考え方



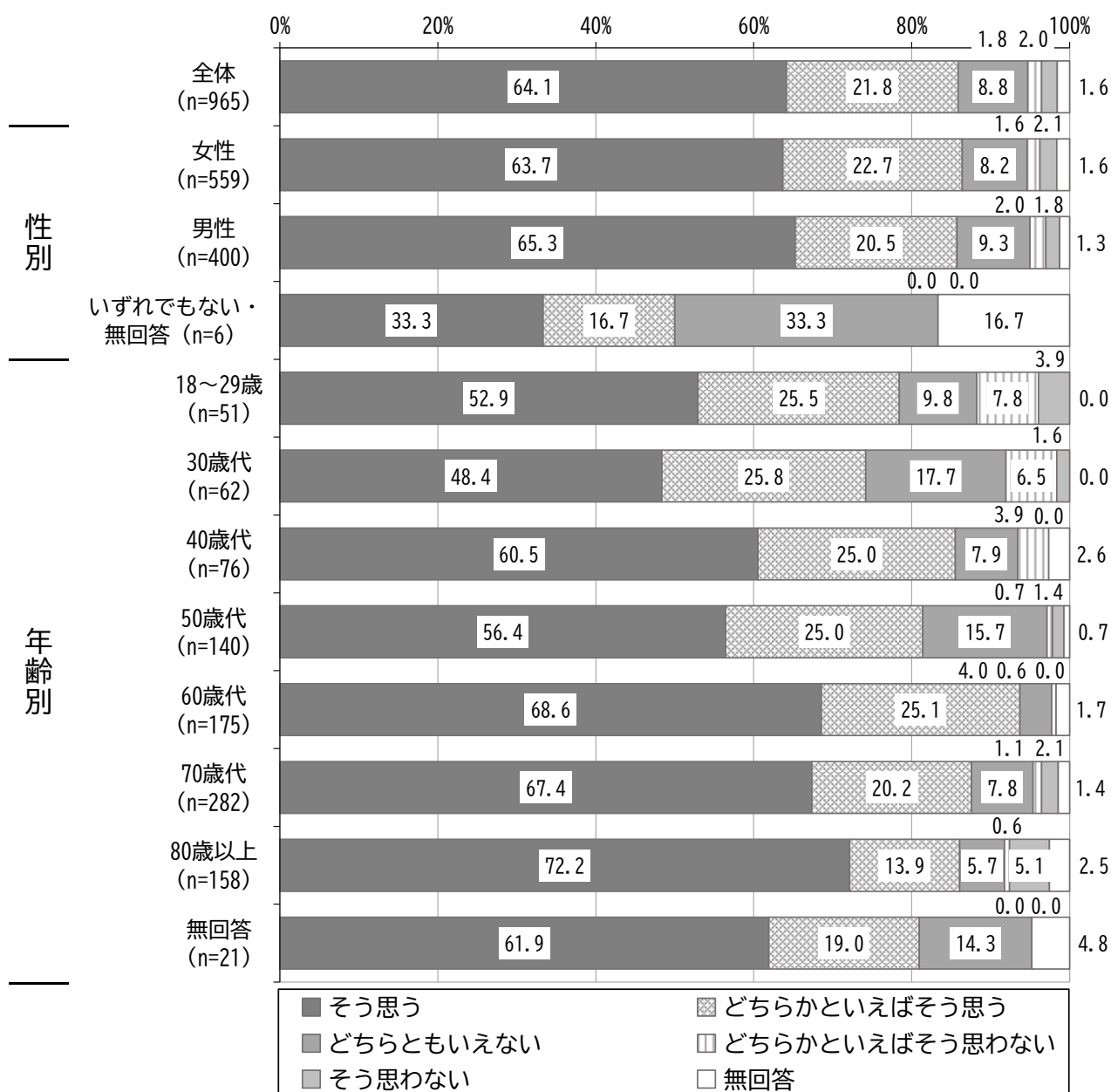
① 障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ

「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」については、「そう思う」が64.1%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が21.8%、「どちらともいえない」が8.8%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が86.4%、男性が85.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、60歳代が93.7%で最も高く、『反対』では、18～29歳が11.7%で最も高くなっています。

図表 3-6-2 「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」



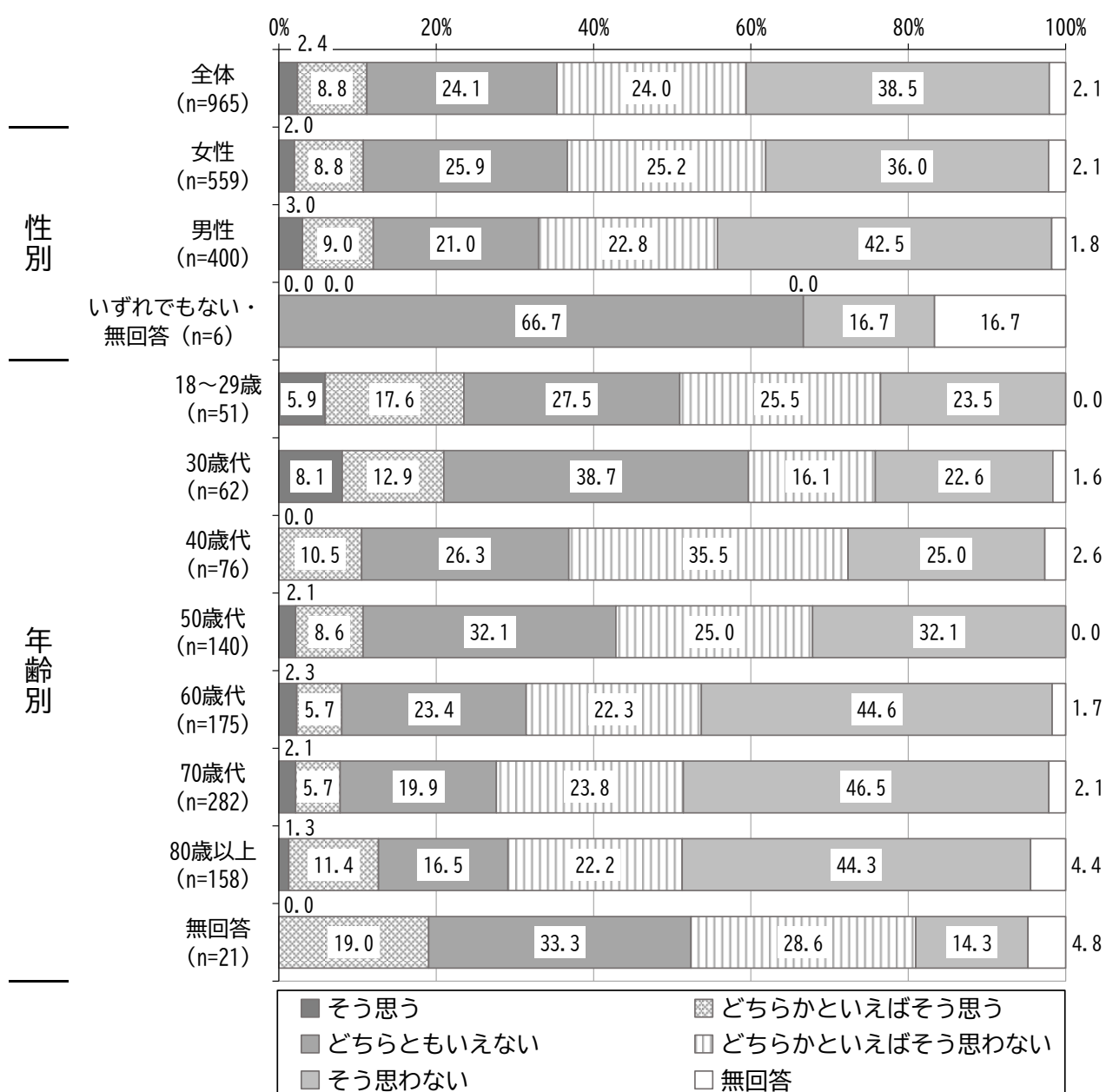
② 企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない

「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」については、「そう思わない」が38.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が24.1%、「どちらかといえばそう思わない」が24.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が61.2%、男性が65.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29歳が23.5%で最も高く、『反対』では、70歳代が70.3%で最も高くなっています。

図表 3-6-3 「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」



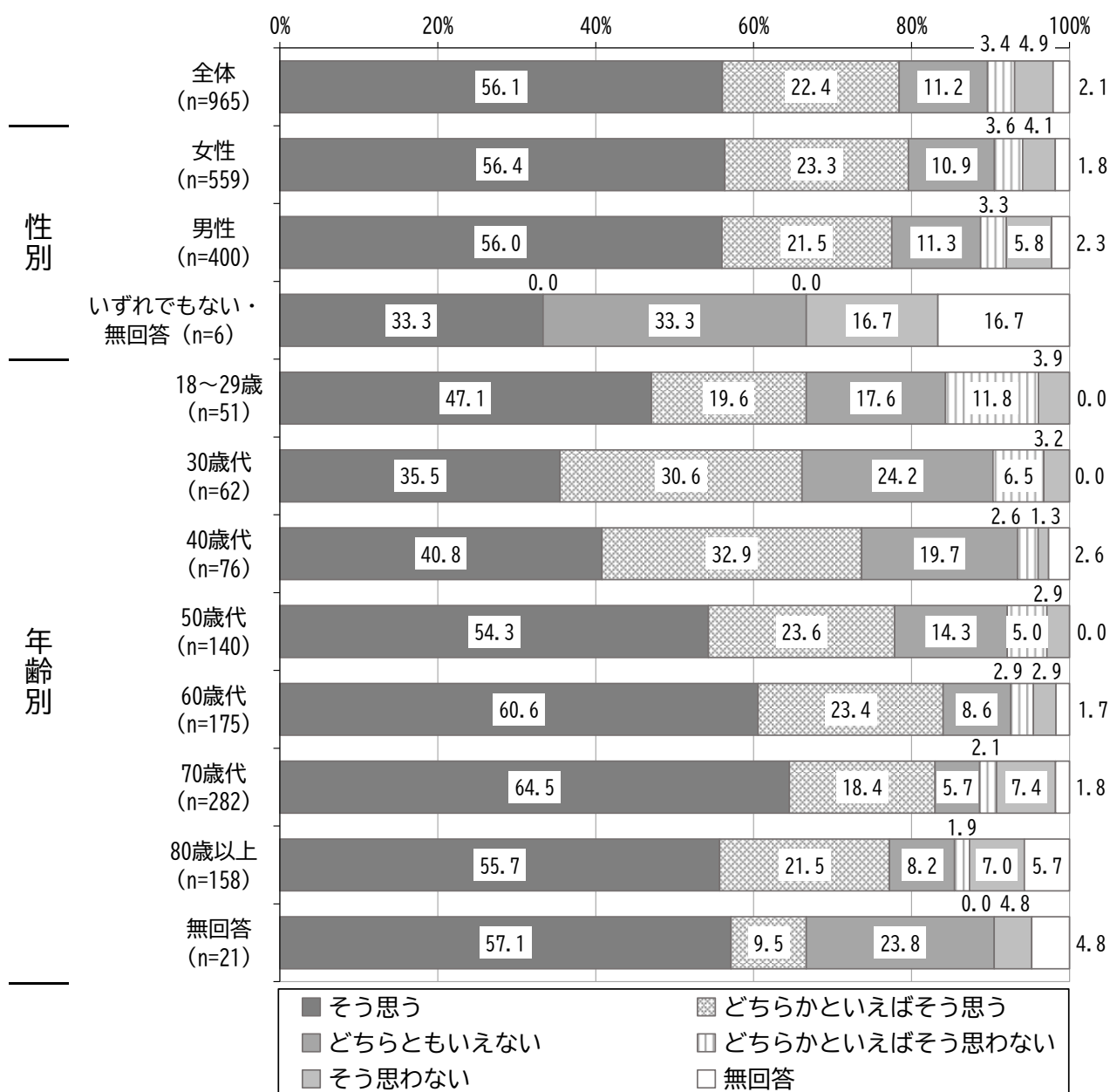
③ 災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ

「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」については、「そう思う」が 56.1%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 22.4%、「どちらともいえない」が 11.2%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 79.7%、男性が 77.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、60 歳代が 84.0%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 15.7%で最も高くなっています。

図表 3-6-4 「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」



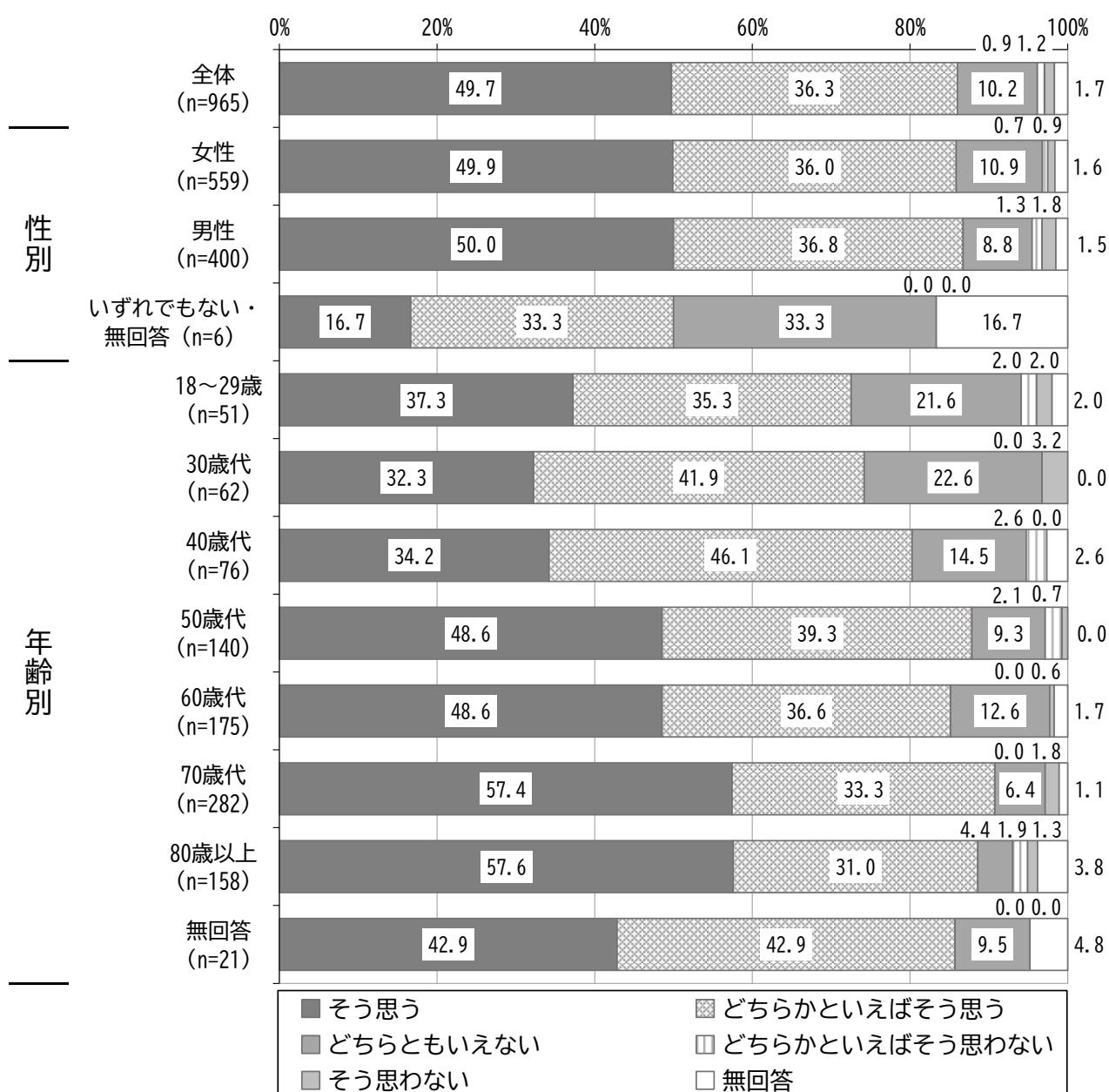
④ 職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ

「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」については、「そう思う」が 49.7%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 36.3%、「どちらともいえない」が 10.2%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 85.9%、男性が 86.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、70 歳代が 90.7%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 4.0%で最も高くなっています。

図表 3-6-5 「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」



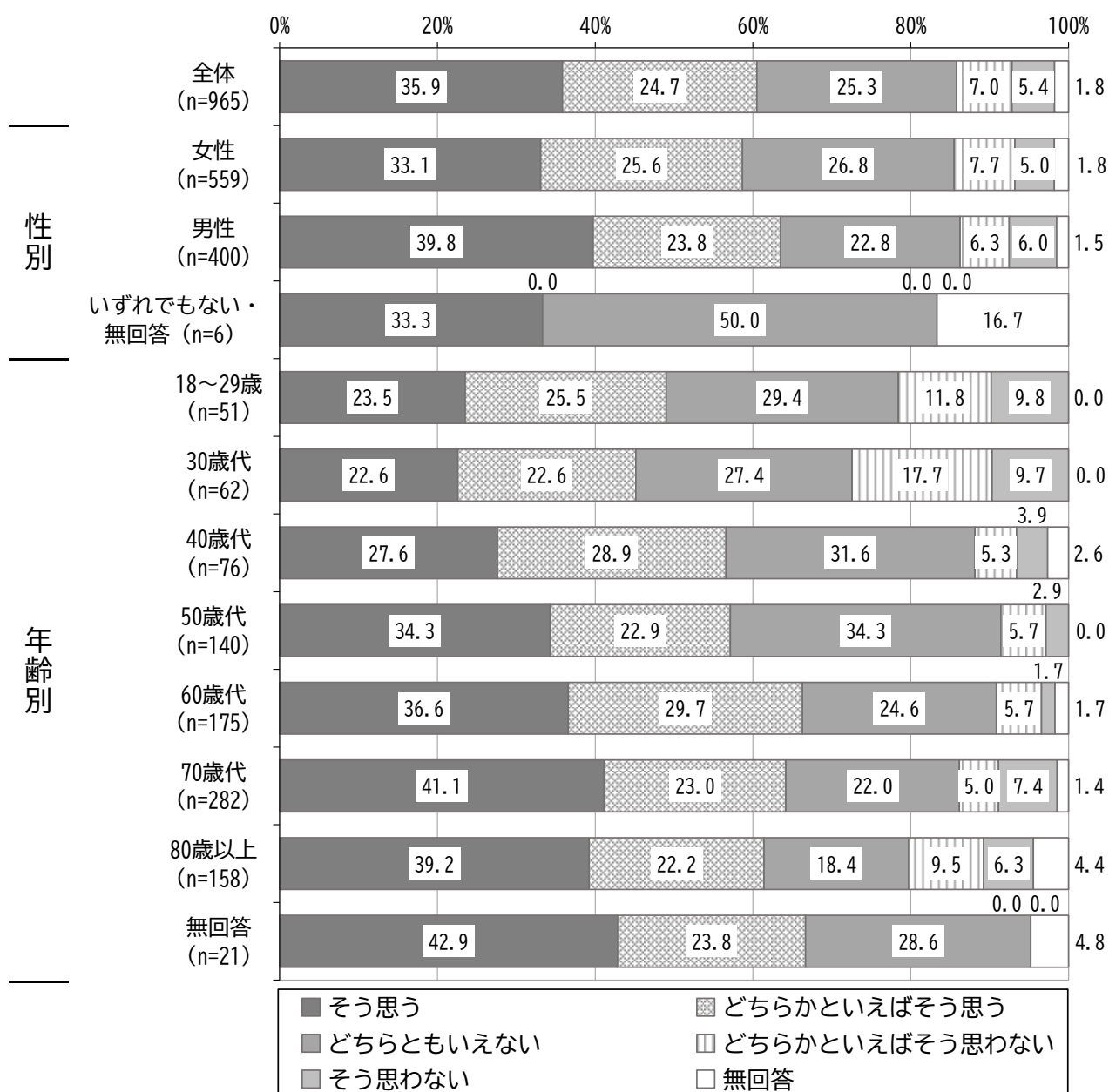
⑤ 障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ

「障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」については、「そう思う」が 35.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 25.3%、「どちらかといえばそう思う」が 24.7%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 58.7%、男性が 63.6%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、60 歳代が 66.3%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 27.4%で最も高くなっています。

図表 3-6-6 「障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」



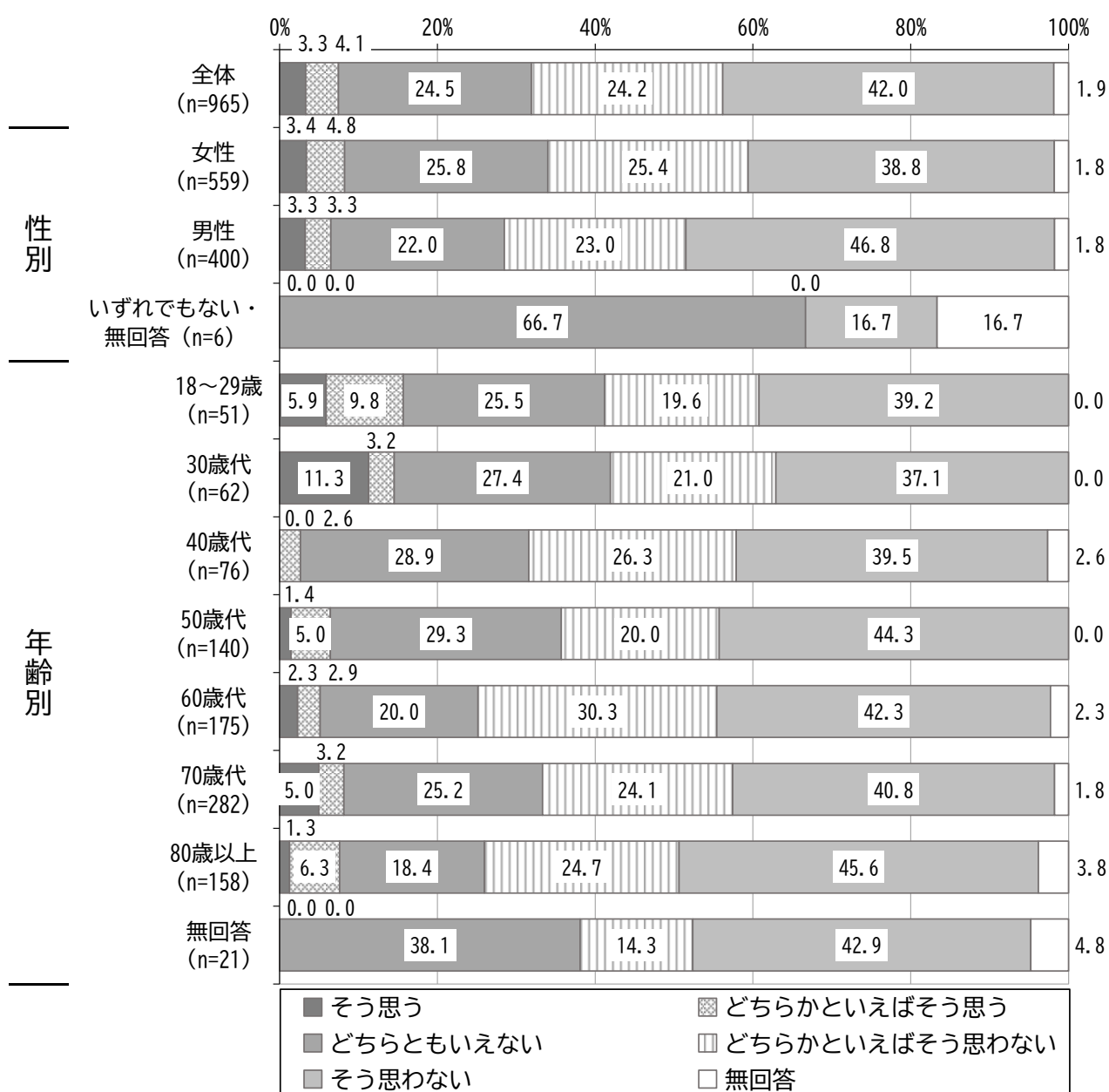
⑥ 自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ

「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」については、「そう思わない」が42.0%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が24.5%、「どちらかといえばそう思わない」が24.2%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が64.2%、男性が69.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29歳が15.7%で最も高く、『反対』では、60歳代が72.6%で最も高くなっています。

図表 3-6-7 「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」



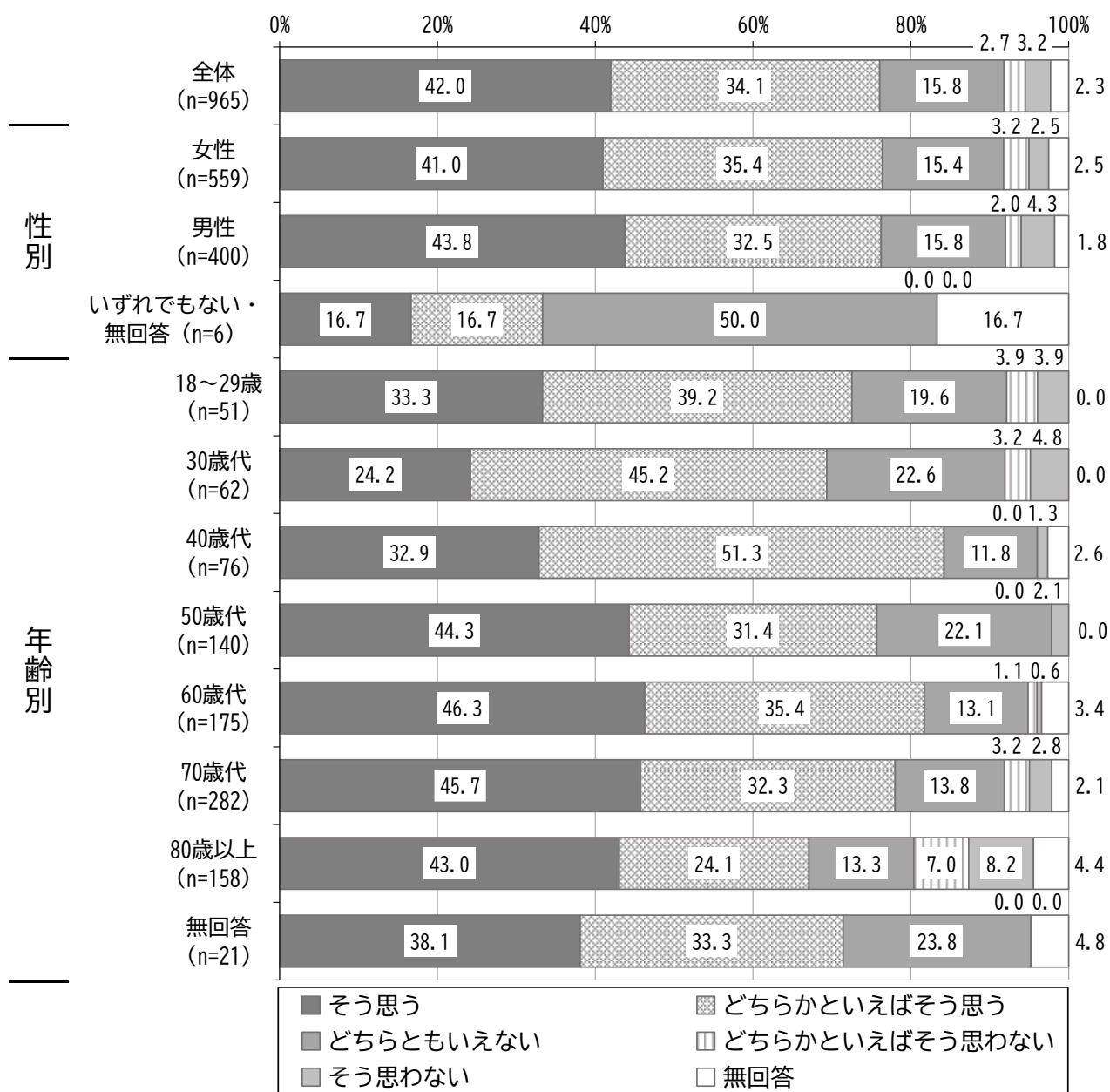
⑦ 障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ

「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」については、「そう思う」が 42.0%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.1%、「どちらともいえない」が 15.8%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 76.4%、男性が 76.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40 歳代が 84.2%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 15.2%で最も高くなっています。

図表 3-6-8 「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」



年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 56.8%で最も高く、『反対』では、40 歳代が 34.2%で最も高くなっています。

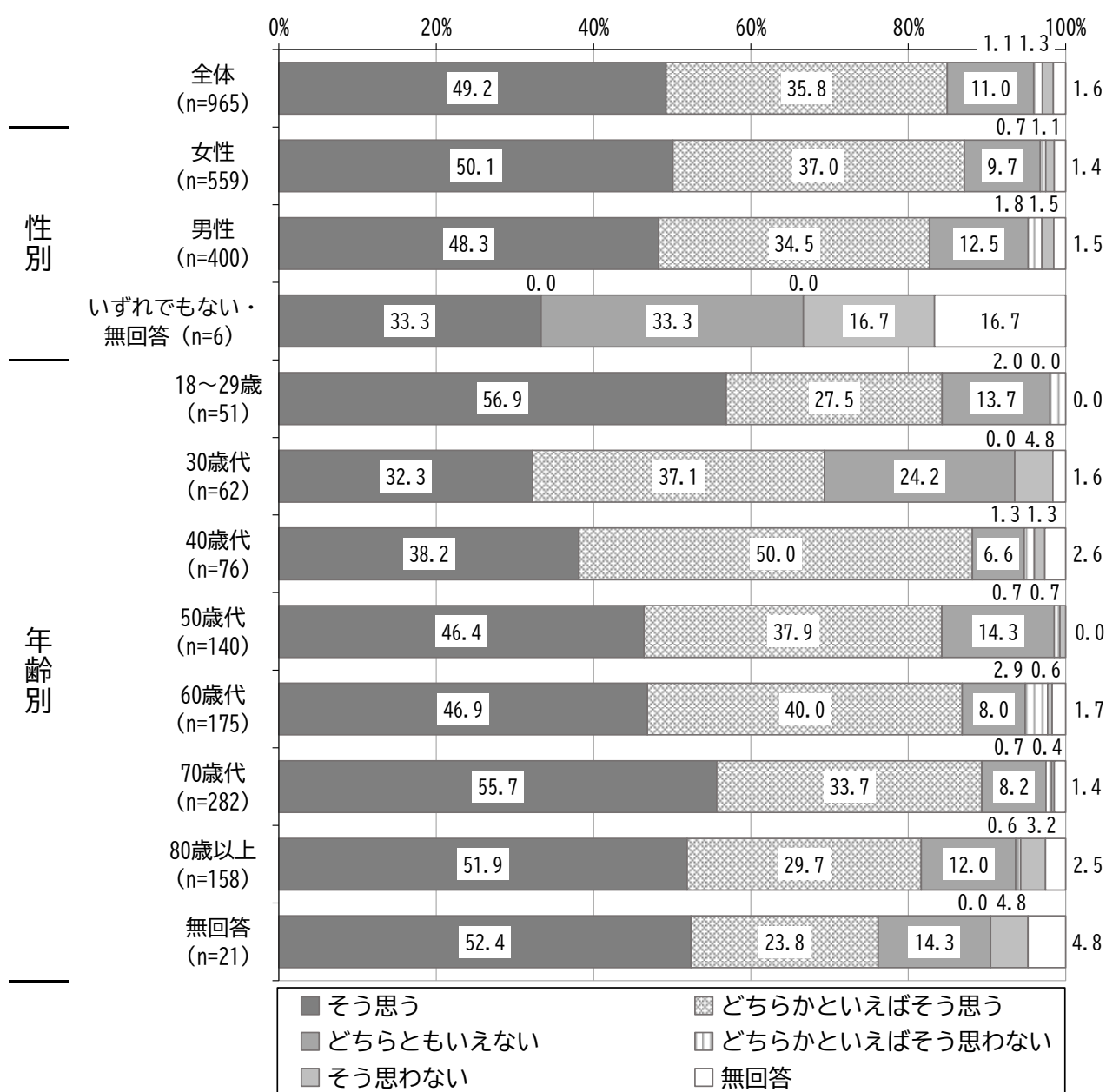
⑨ 障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく

「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」については、「そう思う」が49.2%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が35.8%、「どちらともいえない」が11.0%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が87.1%、男性が82.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、70歳代が89.4%で最も高く、『反対』では、30歳代が4.8%で最も高くなっています。

図表 3-6-10 「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」



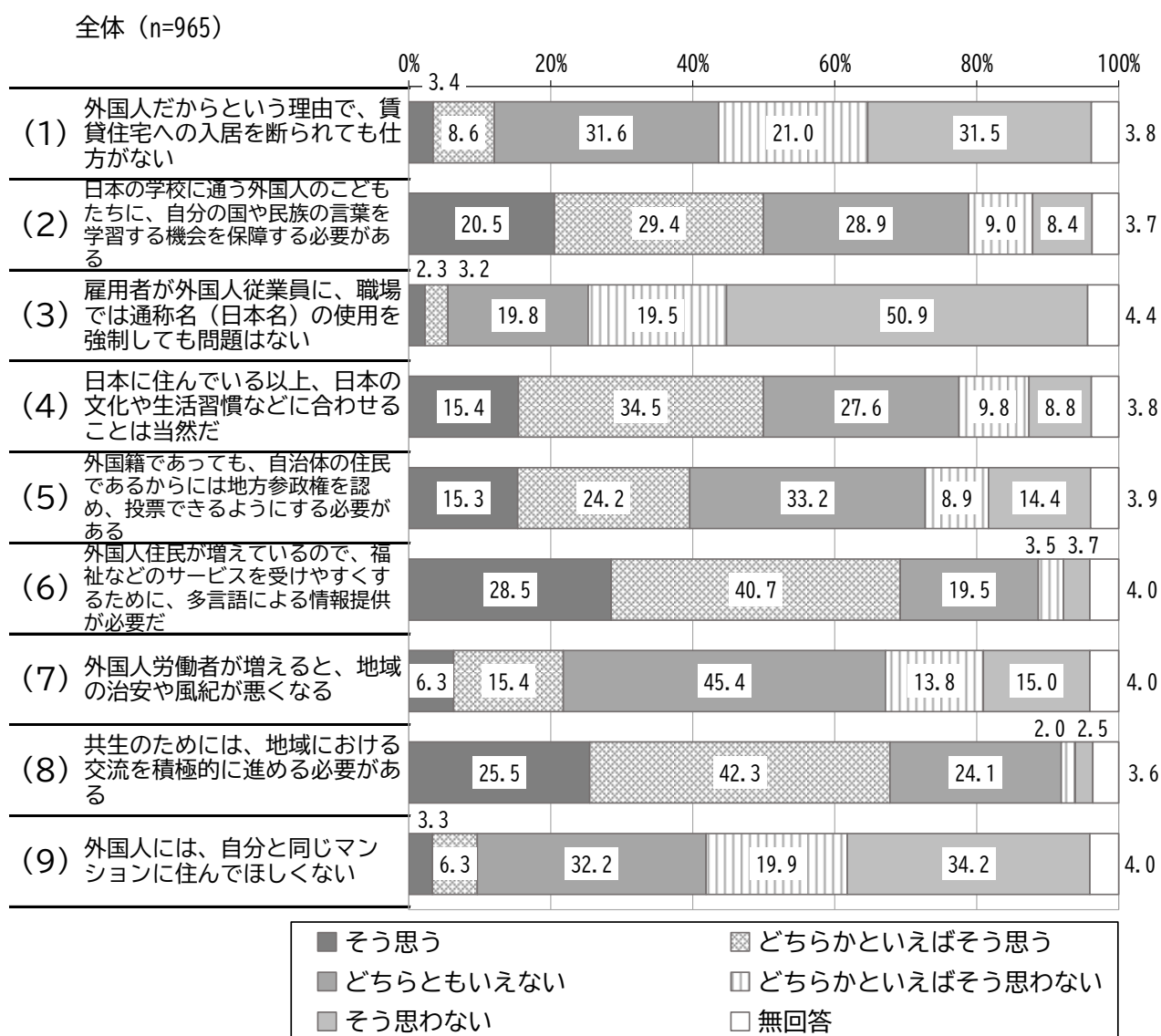
7 日本に居住している外国人の人権について

(1)日本に居住している外国人に関する意見についての考え方

問13 日本に居住している外国人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(〇はそれぞれに1つ)

日本に居住している外国人に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(6)外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」が69.2%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(3)雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」が70.4%で最も高くなっています。

図表 3-7-1 日本に居住している外国人に関する意見についての考え方



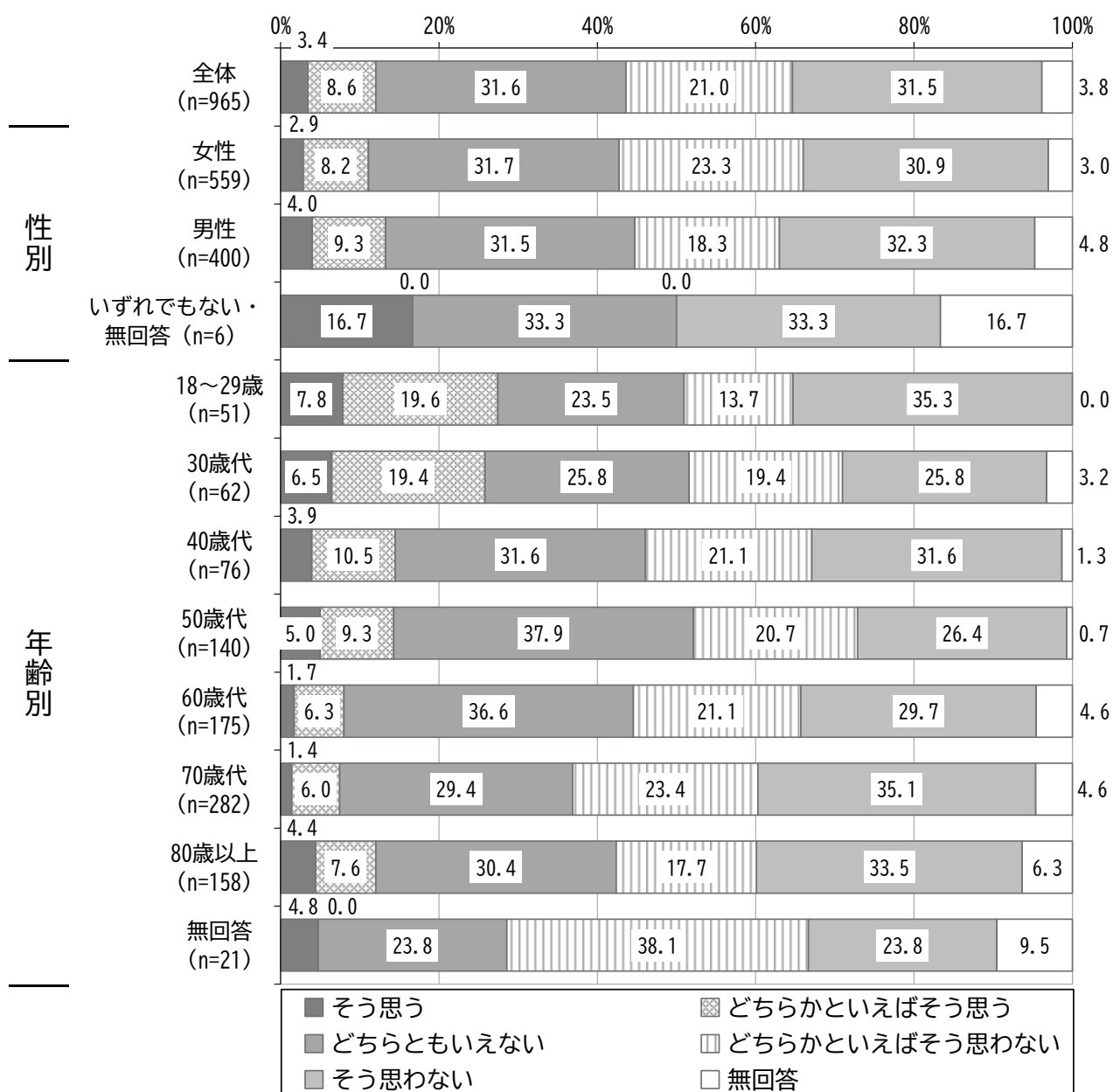
① 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない

「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」については、「どちらともいえない」が 31.6%で最も高く、次いで「そう思わない」が 31.5%、「どちらかといえばそう思わない」が 21.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 54.2%、男性が 50.6%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 27.4%で最も高く、『反対』では、70 歳代が 58.5%で最も高くなっています。

図表 3-7-2 「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」



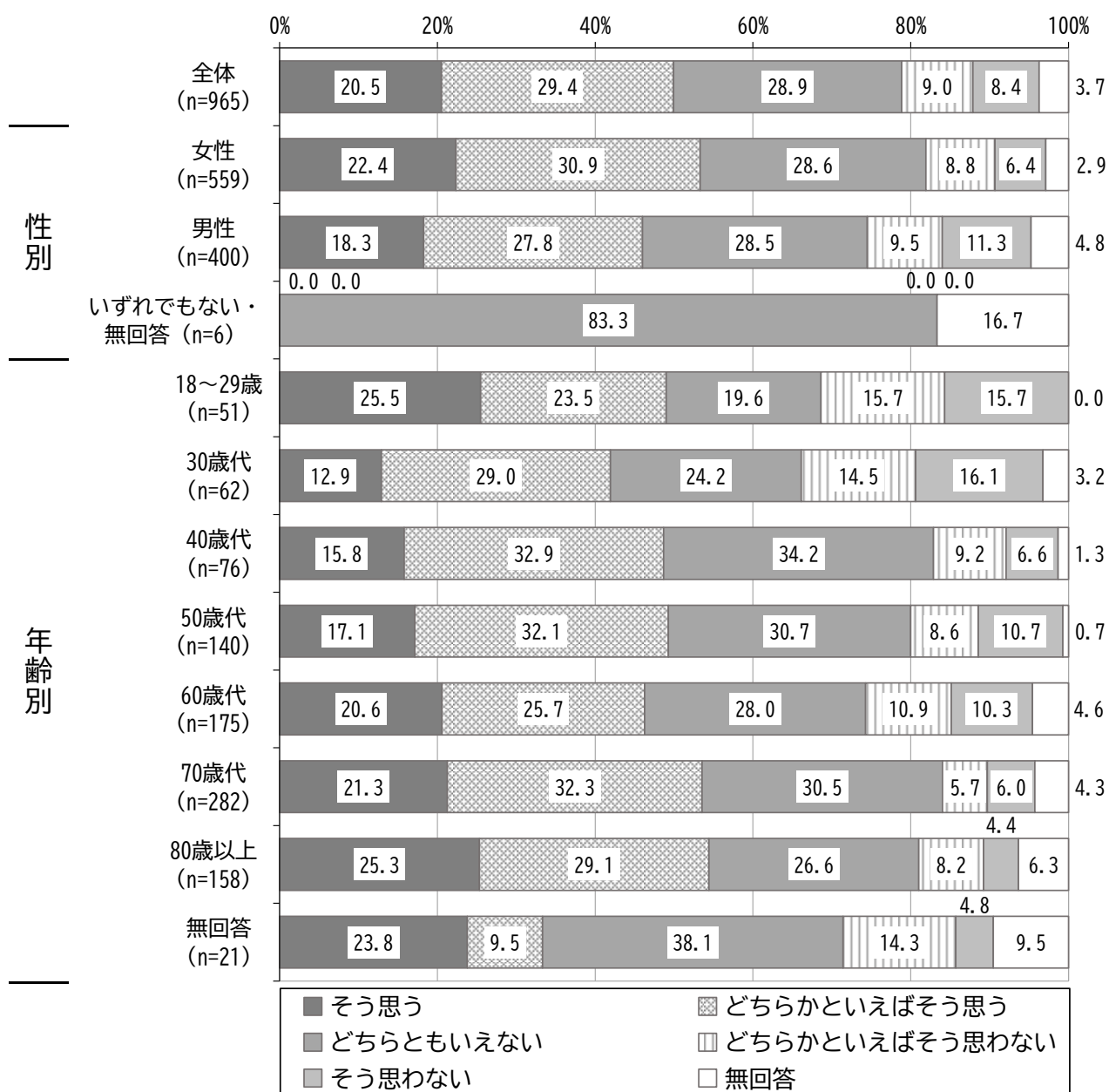
② 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある

「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」については、「どちらかといえばそう思う」が 29.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.9%、「そう思う」が 20.5%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 53.3%、男性が 46.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 54.4%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 31.4%で最も高くなっています。

図表 3-7-3 「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」



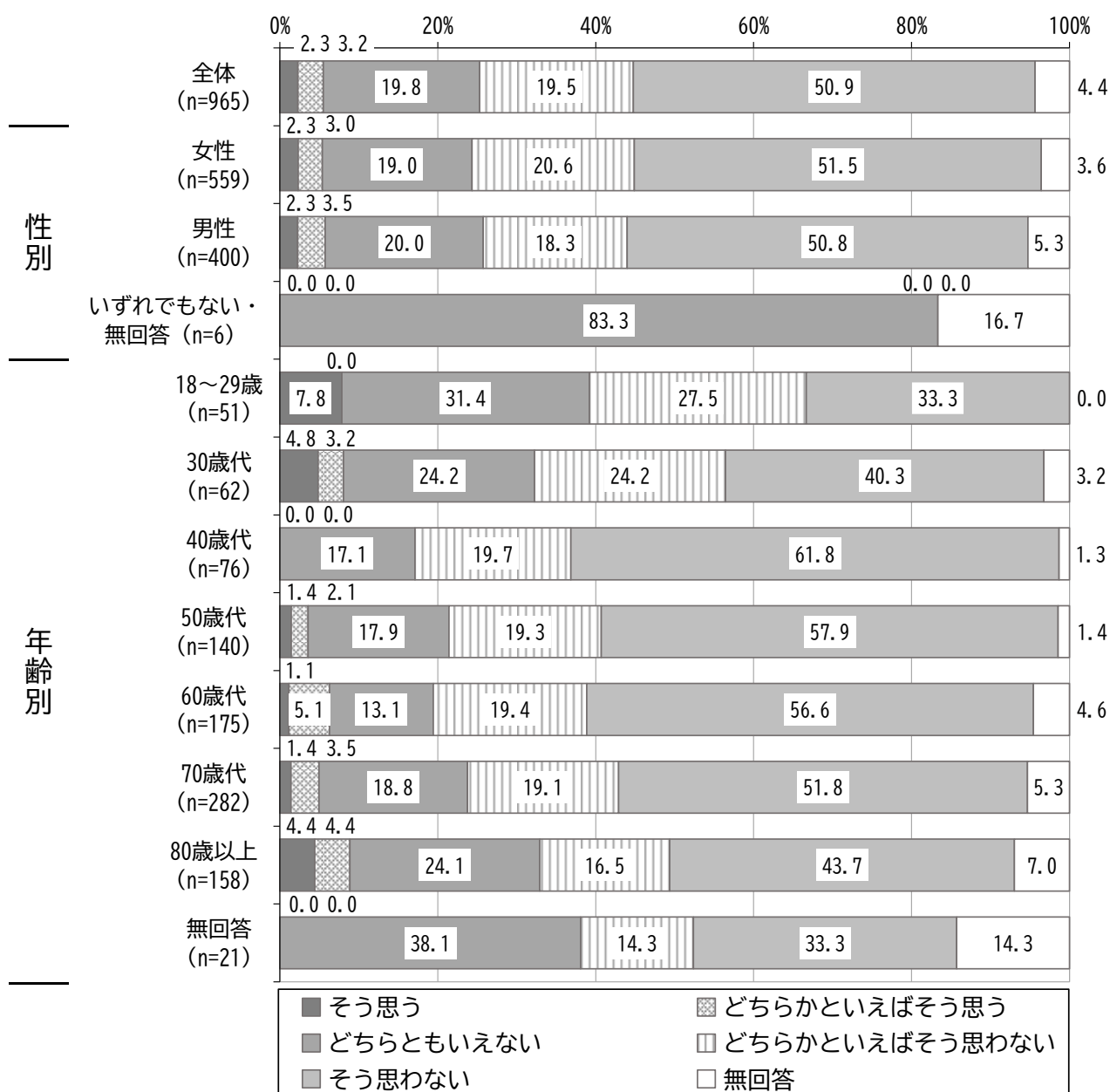
③ 雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない

「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」については、「そう思わない」が50.9%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が19.8%、「どちらかといえばそう思わない」が19.5%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が72.1%、男性が69.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が8.8%で最も高く、『反対』では、40歳代が81.5%で最も高くなっています。

図表 3-7-4 「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」



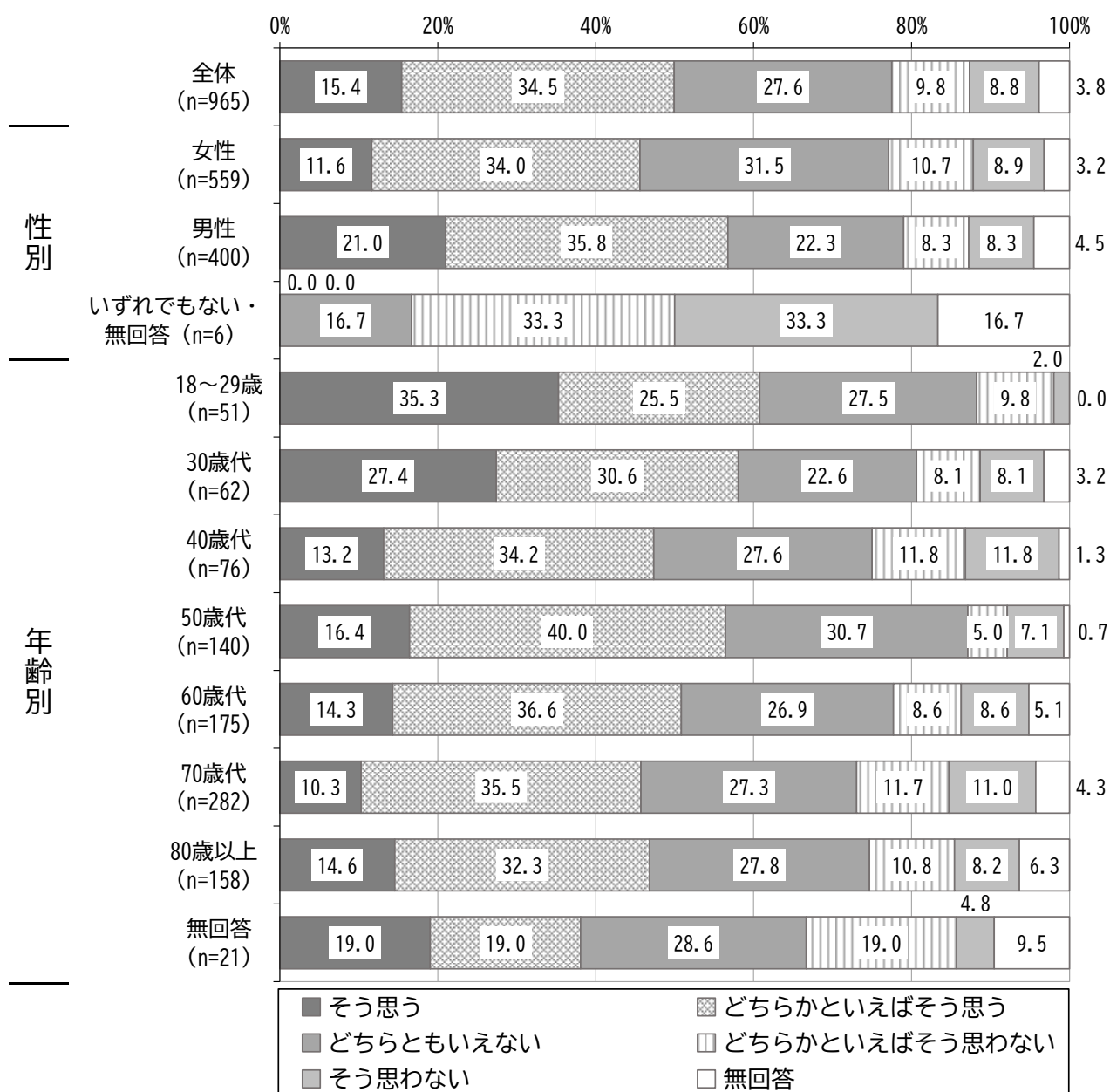
④ 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ

「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」については、「どちらかといえばそう思う」が 34.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 27.6%、「そう思う」が 15.4%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 19.6%、男性が 16.6%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 60.8%で最も高く、『反対』では、40 歳代が 23.6%で最も高くなっています。

図表 3-7-5 「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」



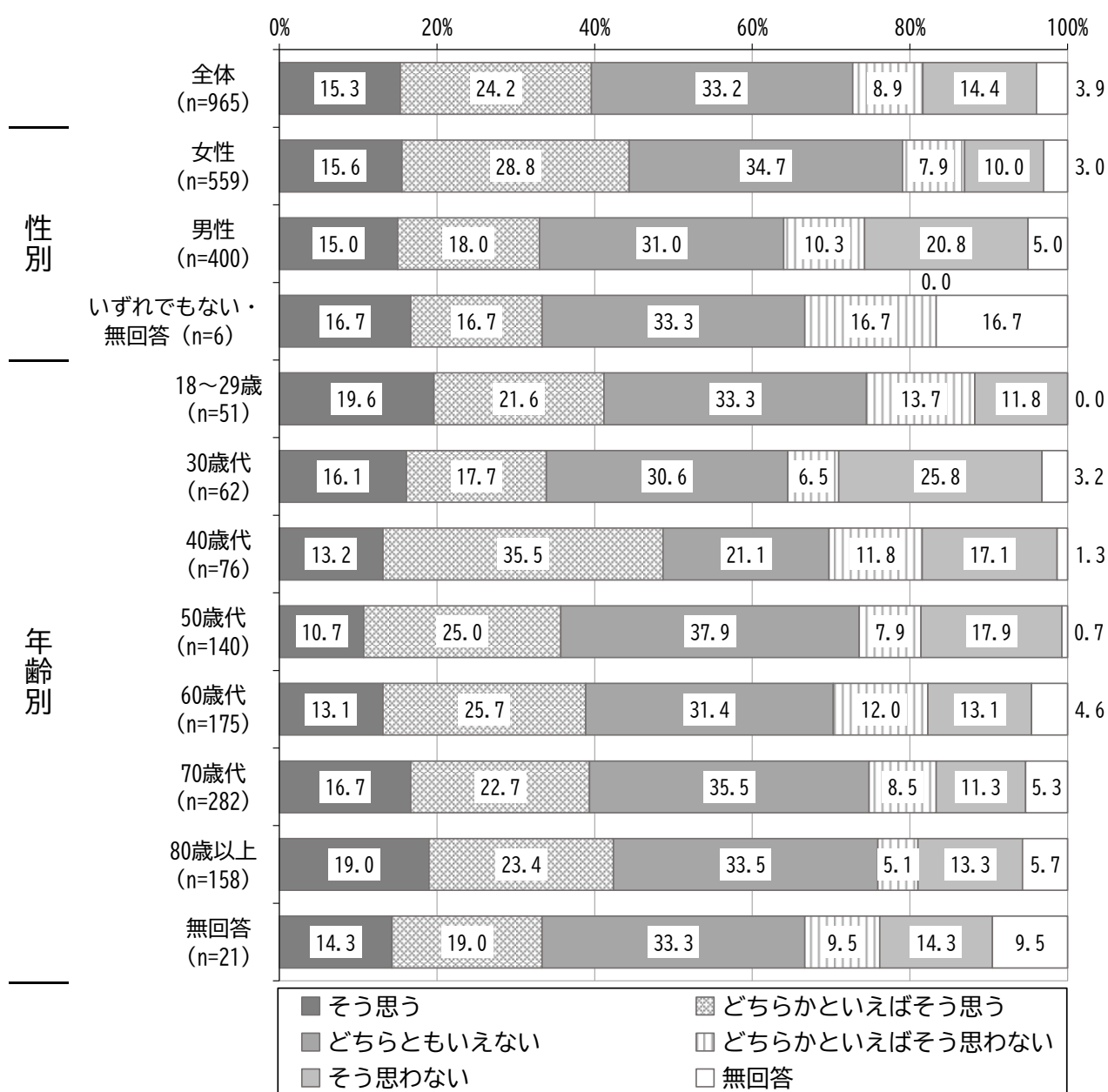
⑤ 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある

「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」については、「どちらともいえない」が 33.2%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.2%、「そう思う」が 15.3%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 44.4%、男性が 33.0%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40 歳代が 48.7%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 32.3%で最も高くなっています。

図表 3-7-6 「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」



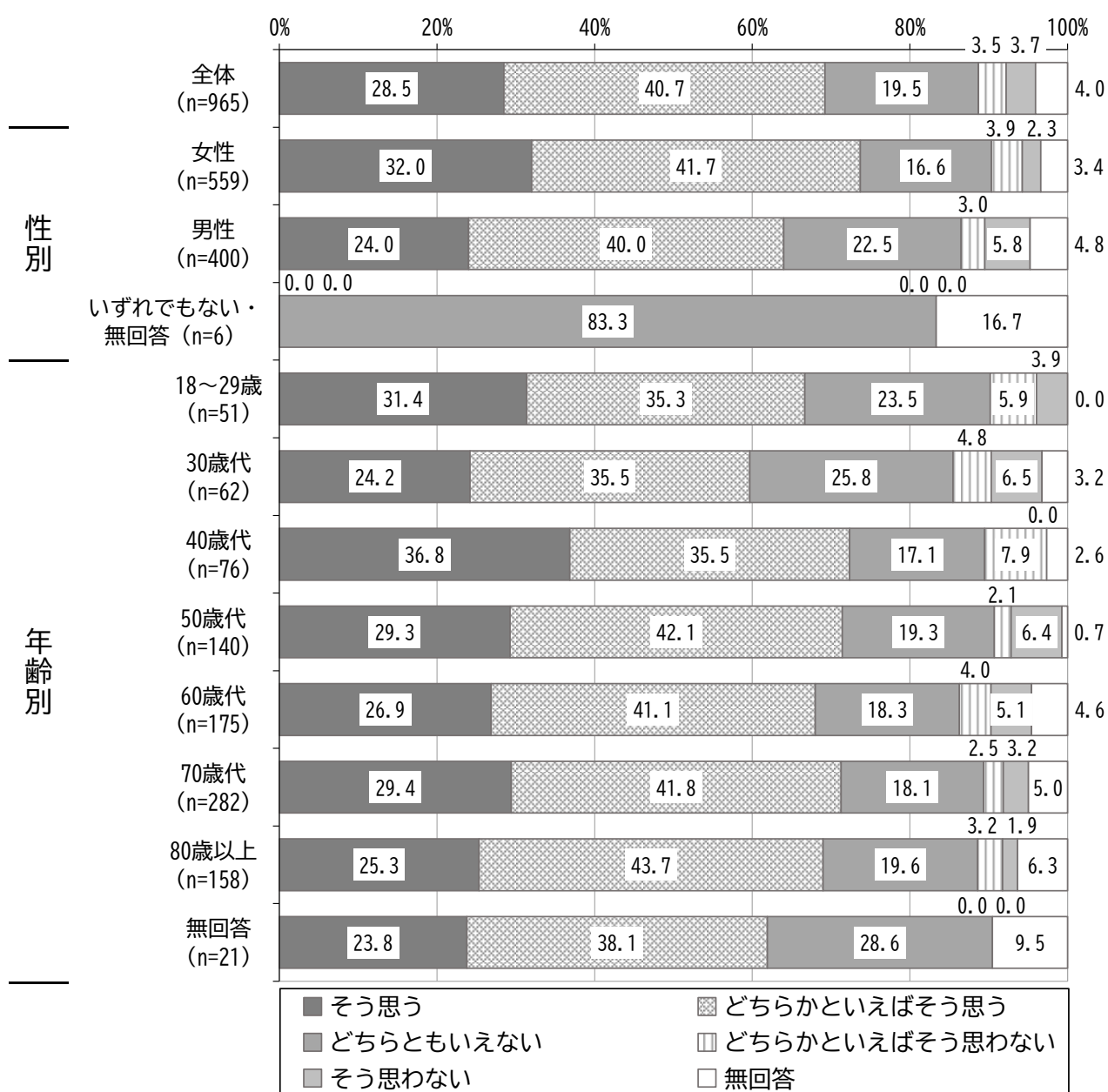
⑥ 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ

「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」については、「どちらかといえばそう思う」が40.7%で最も高く、次いで「そう思う」が28.5%、「どちらともいえない」が19.5%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が73.7%、男性が64.0%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40歳代が72.3%で最も高く、『反対』では、30歳代が11.3%で最も高くなっています。

図表 3-7-7 「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」



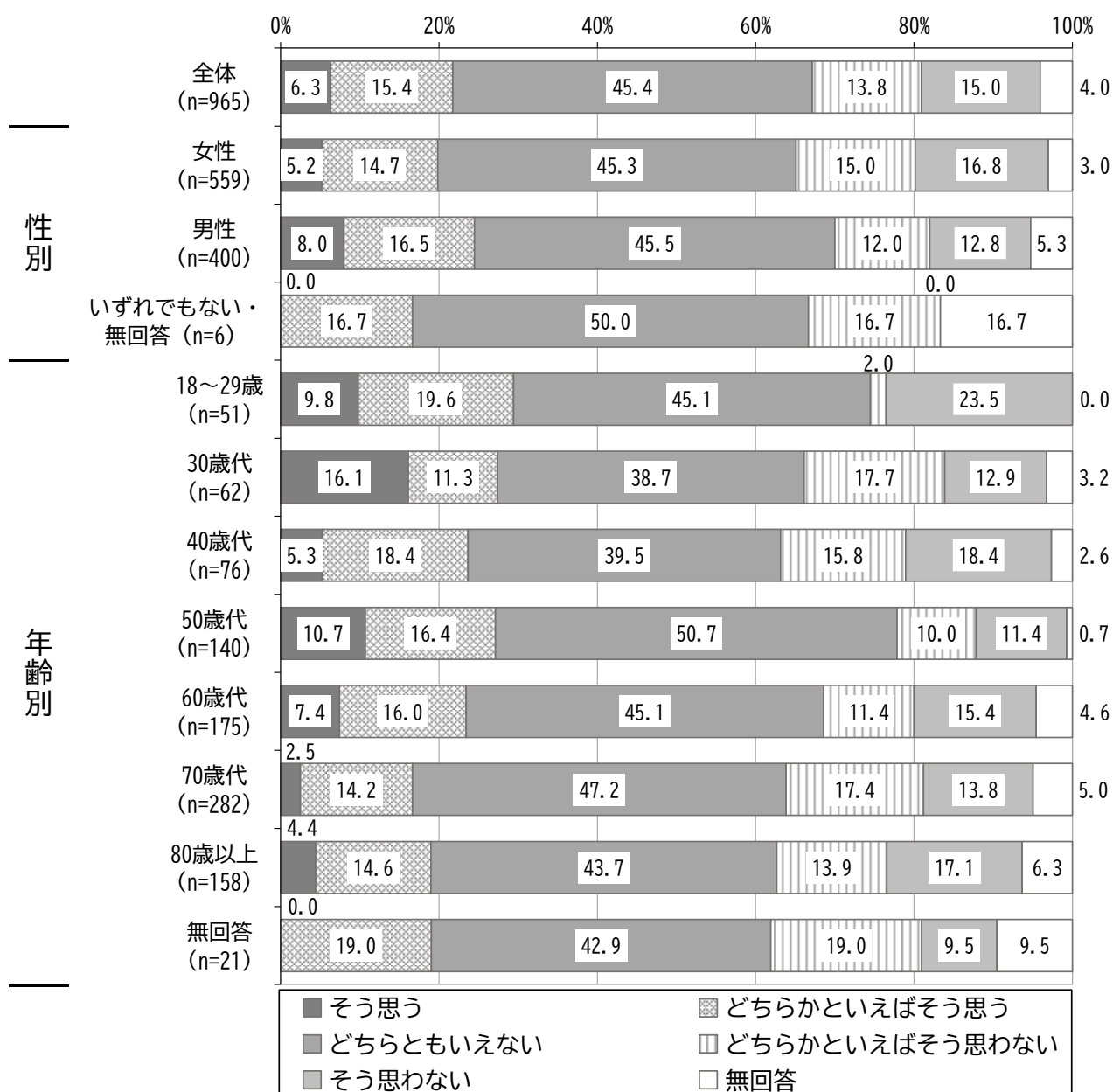
⑦ 外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる

「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」については、「どちらともいえない」が45.4%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が15.4%、「そう思わない」が15.0%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が31.8%、男性が24.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29歳が29.4%で最も高く、『反対』では、40歳代が34.2%で最も高くなっています。

図表 3-7-8 「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」



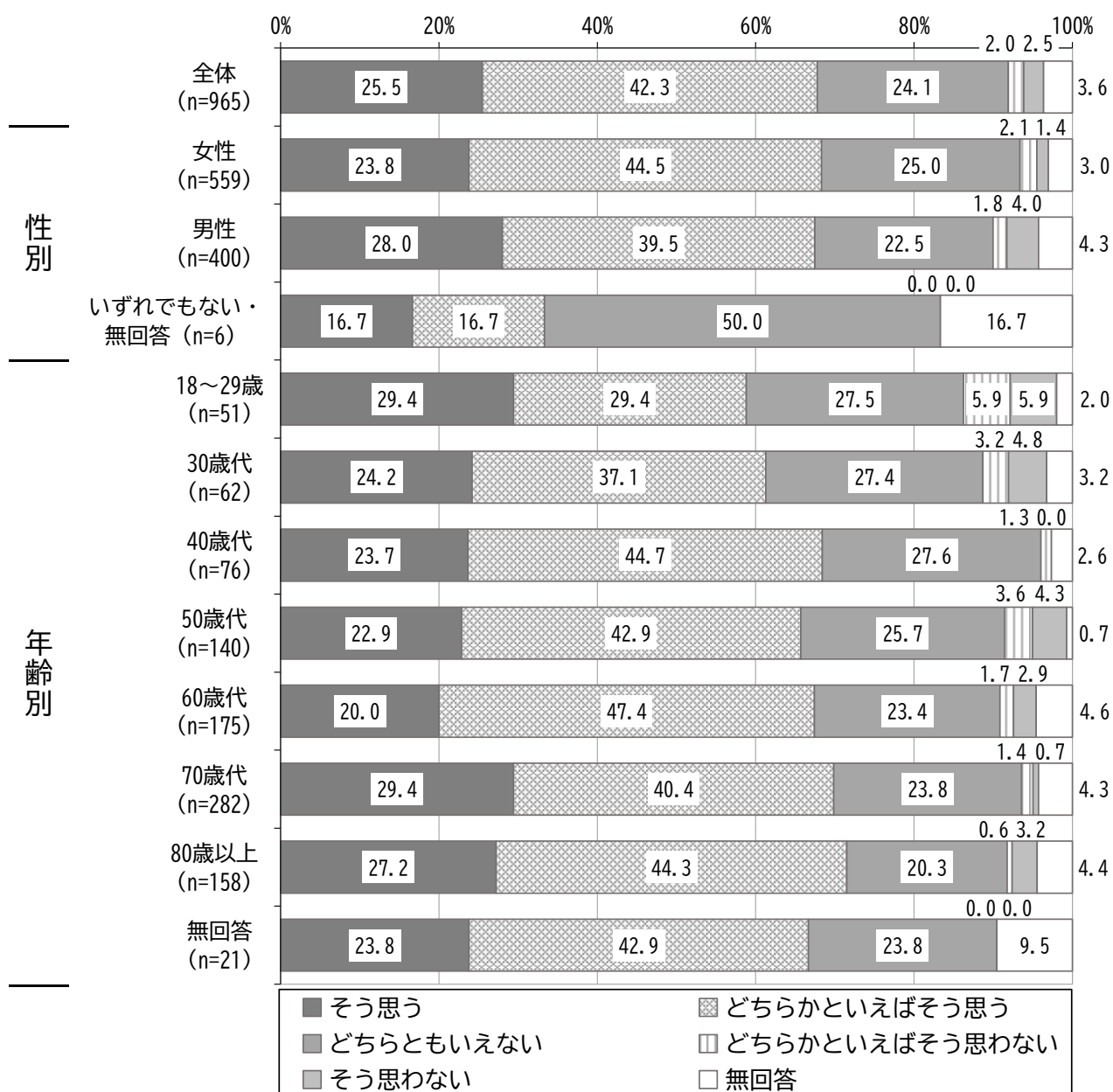
⑧ 共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある

「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」については、「どちらかといえばそう思う」が42.3%で最も高く、次いで「そう思う」が25.5%、「どちらともいえない」が24.1%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が68.3%、男性が67.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が71.5%で最も高く、『反対』では、18～29歳が11.8%で最も高くなっています。

図表 3-7-9 「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」



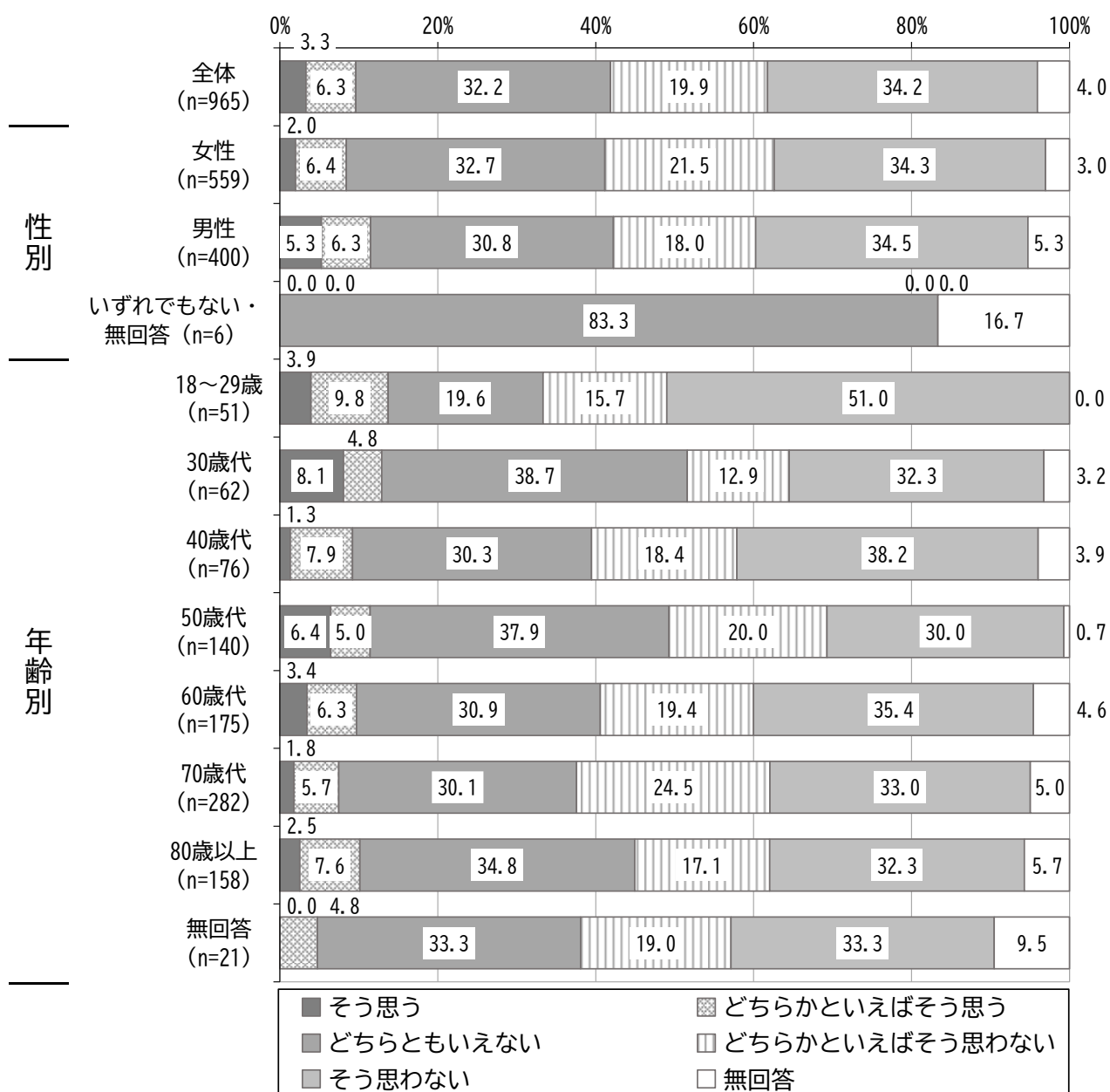
⑨ 外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない

「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」については、「そう思わない」が34.2%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が32.2%、「どちらかといえばそう思わない」が19.9%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が55.8%、男性が52.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29歳が13.7%で最も高く、『反対』でも、18～29歳が66.7%で最も高くなっています。

図表 3-7-10 「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」

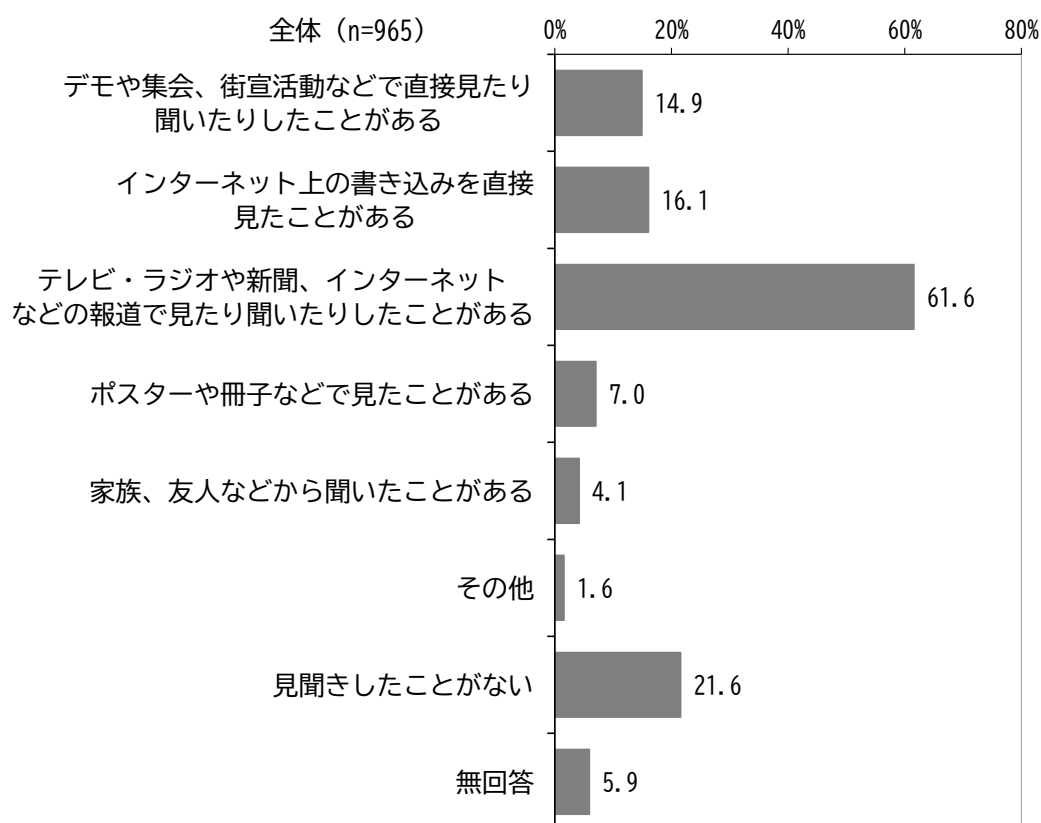


(2)ヘイトスピーチを見聞きした経験

問14 特定の民族や国籍の人々を排除する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。
(〇はいくつでも)

ヘイトスピーチを見聞きした経験については、「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」が 61.6%で最も高く、次いで「見聞きしたことがない」が 21.6%、「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が 16.1%と続いています。

図表 3-7-11 ヘイトスピーチを見聞きした経験



性別でみると、女性・男性いずれも「テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「見聞きしたことがない」では、年齢が下がるごとに割合が増加しており、18～29 歳が37.3%で最も高くなっています。

図表 3-7-12 ヘイトスピーチを見聞きした経験 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある	インターネット上の書き込みを直接見たことがある	ポスターや冊子などで見たことがある	家族、友人などから聞いたことがある	その他	見聞きしたことがない	無回答
全体		965	14.9	16.1	61.6	7.0	4.1	1.6	5.9
性別	女性	559	10.2	11.8	60.1	6.4	2.5	1.8	5.2
	男性	400	21.5	22.3	64.3	8.0	6.3	1.3	6.8
	いずれでもない・無回答	6	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	9.8	35.3	35.3	2.0	5.9	2.0	2.0
	30歳代	62	16.1	33.9	43.5	9.7	6.5	3.2	3.2
	40歳代	76	14.5	36.8	59.2	9.2	5.3	1.3	2.6
	50歳代	140	14.3	19.3	67.1	7.1	2.9	0.7	2.1
	60歳代	175	13.1	14.9	65.1	6.3	2.9	1.7	4.0
	70歳代	282	16.0	9.2	66.0	7.1	3.5	1.1	7.1
	80歳以上	158	16.5	3.8	65.2	7.6	6.3	2.5	12.7
	無回答	21	19.0	14.3	33.3	4.8	0.0	0.0	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

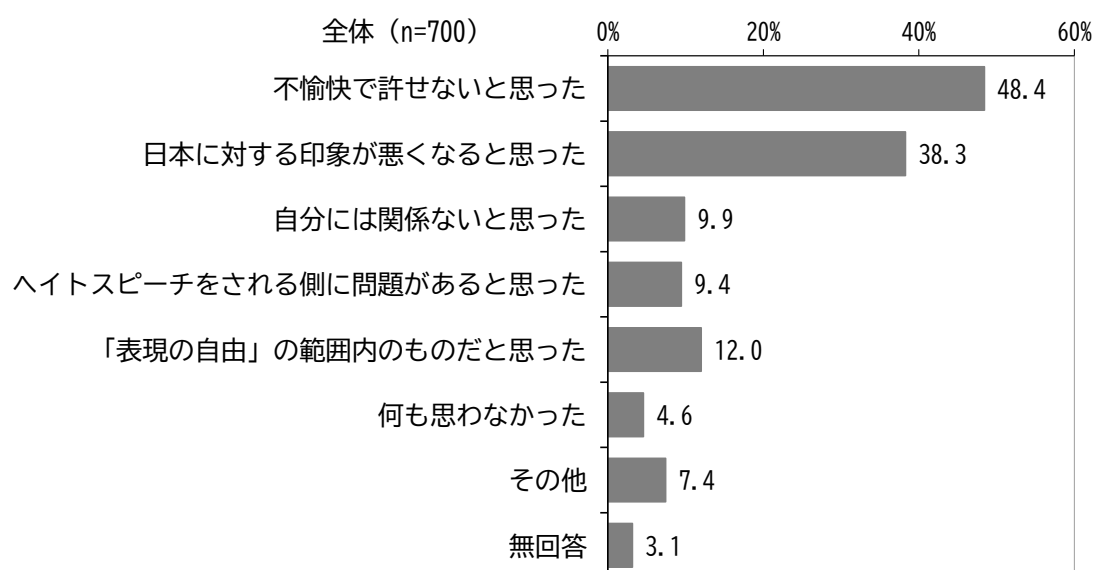
(3)ヘイトスピーチに対する意識

問 14で「1」から「6」のいずれかに回答された方

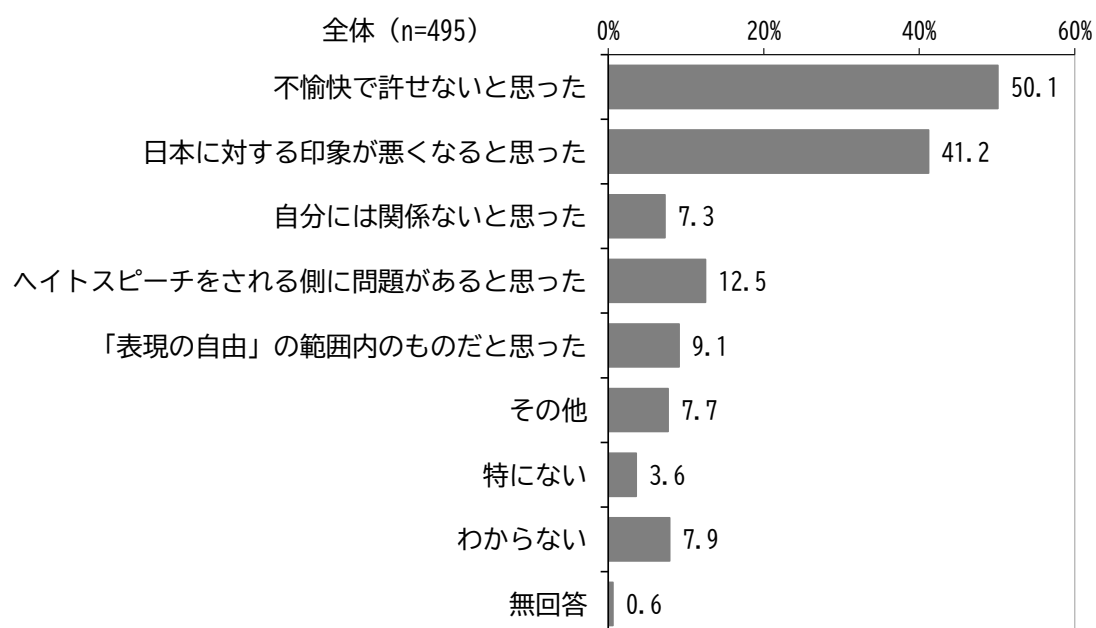
問15 ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

ヘイトスピーチに対する意識については、「不愉快で許せないと思った」が 48.4%で最も高く、次いで「日本に対する印象が悪くなると思った」が 38.3%、「表現の自由」の範囲内のものだったと思った」が 12.0%と続いています。

図表 3-7-13 ヘイトスピーチに対する意識



図表 3-7-14 ヘイトスピーチに対する意識 令和2(2020)年度大阪府調査



性別でみると、女性・男性いずれも「不愉快で許せないと思った」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「不愉快で許せないと思った」では 70 歳代が 54.5%で最も高く、「「表現の自由」の範囲内のものだと思った」では 80 歳以上が 16.4%で最も高くなっています。

図表 3-7-15 ヘイトスピーチに対する意識 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	不愉快で許せないと思った	日本に対する印象が悪くなると思った	自分には関係ないと思った	ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った	「表現の自由」の範囲内のものだと思った	何も思わなかった	その他	無回答
全体		700	48.4	38.3	9.9	9.4	12.0	4.6	7.4	3.1
性別	女性	390	47.9	34.6	10.3	5.6	13.1	4.4	8.7	4.4
	男性	307	49.5	43.0	9.4	14.3	10.4	4.9	5.9	1.3
	いずれでもない・無回答	3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
年齢別	18～29歳	31	32.3	25.8	19.4	12.9	16.1	9.7	9.7	3.2
	30歳代	43	37.2	39.5	23.3	9.3	11.6	4.7	9.3	4.7
	40歳代	56	46.4	35.7	12.5	7.1	8.9	5.4	12.5	0.0
	50歳代	105	51.4	39.0	8.6	11.4	10.5	4.8	10.5	0.0
	60歳代	129	50.4	32.6	6.2	6.2	9.3	7.0	10.1	2.3
	70歳代	209	54.5	40.7	8.6	8.6	11.5	3.3	4.8	2.9
	80歳以上	116	43.1	44.0	8.6	12.1	16.4	2.6	3.4	8.6
	無回答	11	36.4	36.4	9.1	18.2	27.3	0.0	0.0	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

8 部落差別(同和問題)について

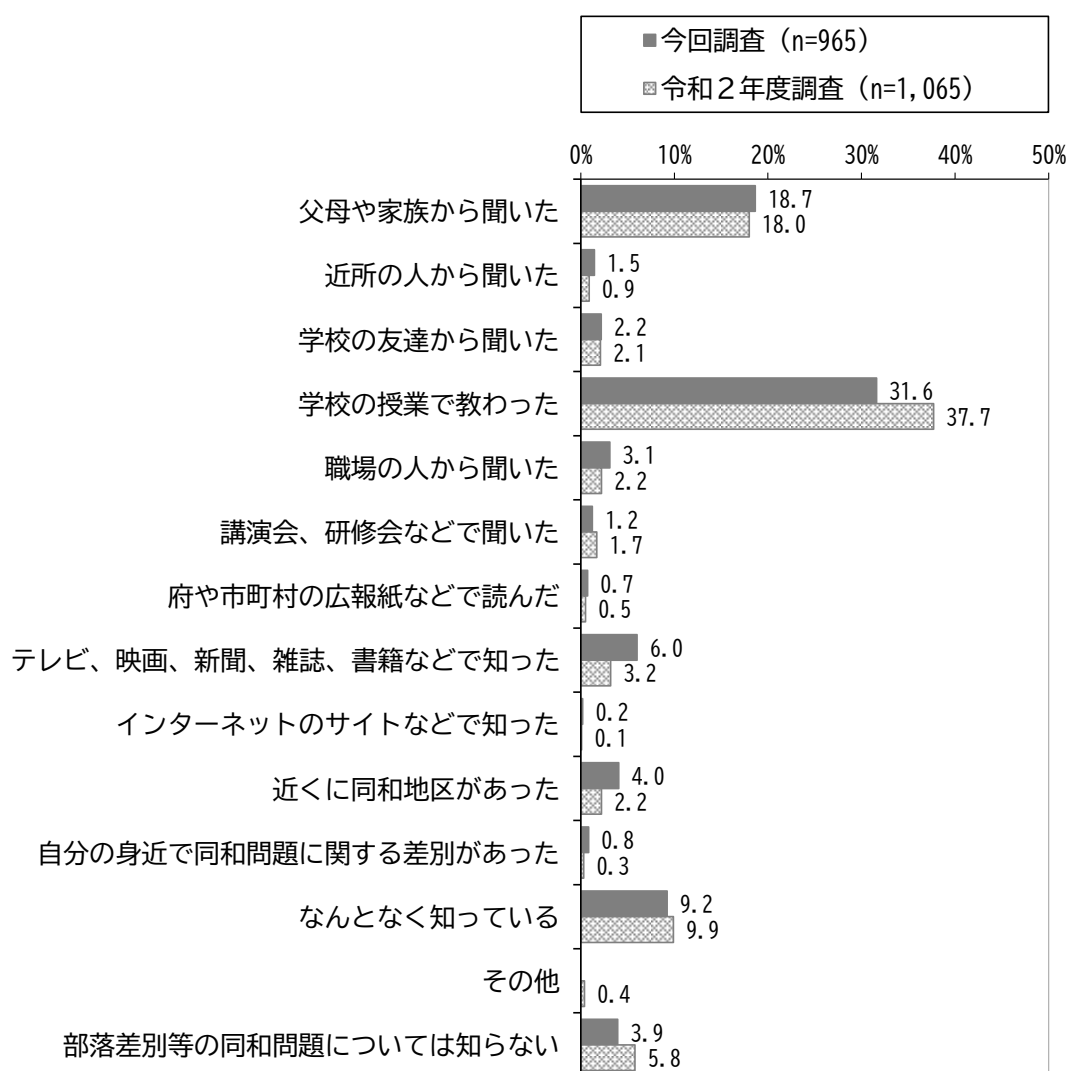
(1)部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけ

問16 あなたは、部落差別(同和問題)について、初めて知ったきっかけは何ですか。
(○は1つだけ)

部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が 31.6%で最も高く、次いで「父母や家族から聞いた」が 18.7%、「なんとなく知っている」が 9.2%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較できる項目で比較すると、「学校の授業で教わった」(31.6%)では、令和2(2020)年度調査(37.7%)より 6.1 ポイント減少しています。

図表 3-8-1 部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけ



※「その他」は令和2(2020)年度調査のみの選択肢

性別でみると、女性・男性いずれも「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「学校の授業で教わった」では50歳代が64.3%で最も高く、「部落差別等の同和問題については知らない」では18～29歳が17.6%で最も高くなっています。

図表 3-8-2 部落差別(同和問題)を初めて知ったきっかけ 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	父母や家族から聞いた	近所の人から聞いた	学校の友達から聞いた	学校の授業で教わった	職場の人から聞いた	講演会、研修会などで聞いた	府や市町村の広報紙などで読んだ	テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った	インターネットのサイトなどで知った	近くに同和地区があった
全体		965	18.7	1.5	2.2	31.6	3.1	1.2	0.7	6.0	0.2	4.0
性別	女性	559	19.9	1.6	1.8	33.6	2.5	0.5	0.9	5.7	0.2	3.2
	男性	400	16.5	1.3	2.5	29.3	4.0	2.3	0.5	6.5	0.3	5.3
	いずれでもない・無回答	6	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	18～29歳	51	15.7	0.0	0.0	45.1	2.0	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0
	30歳代	62	12.9	0.0	0.0	33.9	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
	40歳代	76	15.8	0.0	2.6	55.3	1.3	1.3	0.0	1.3	0.0	2.6
	50歳代	140	7.1	0.0	0.0	64.3	0.7	0.0	0.0	2.1	0.0	2.9
	60歳代	175	16.0	0.6	2.3	43.4	2.9	0.6	0.6	4.0	0.6	4.0
	70歳代	282	25.5	2.8	2.8	13.1	4.3	2.1	1.1	10.6	0.0	4.6
	80歳以上	158	22.2	3.2	3.8	6.3	5.1	2.5	1.9	8.9	0.0	7.6
	無回答	21	33.3	0.0	4.8	28.6	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0

		合計	自分の身近で同和問題に関する差別があつた	なんとなく知っている	部落差別等の同和問題については知らない	無回答
全体		965	0.8	9.2	3.9	16.8
性別	女性	559	0.7	9.1	3.4	16.8
	男性	400	1.0	9.3	4.8	16.8
	いずれでもない・無回答	6	0.0	16.7	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	0.0	9.8	17.6	5.9
	30歳代	62	0.0	22.6	16.1	11.3
	40歳代	76	0.0	3.9	2.6	13.2
	50歳代	140	0.0	2.9	5.0	15.0
	60歳代	175	0.6	9.7	1.7	13.1
	70歳代	282	2.1	7.8	1.8	21.3
	80歳以上	158	0.6	13.9	1.3	22.8
	無回答	21	0.0	9.5	0.0	9.5

※網掛け■は最も割合が高いもの

(2)部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか

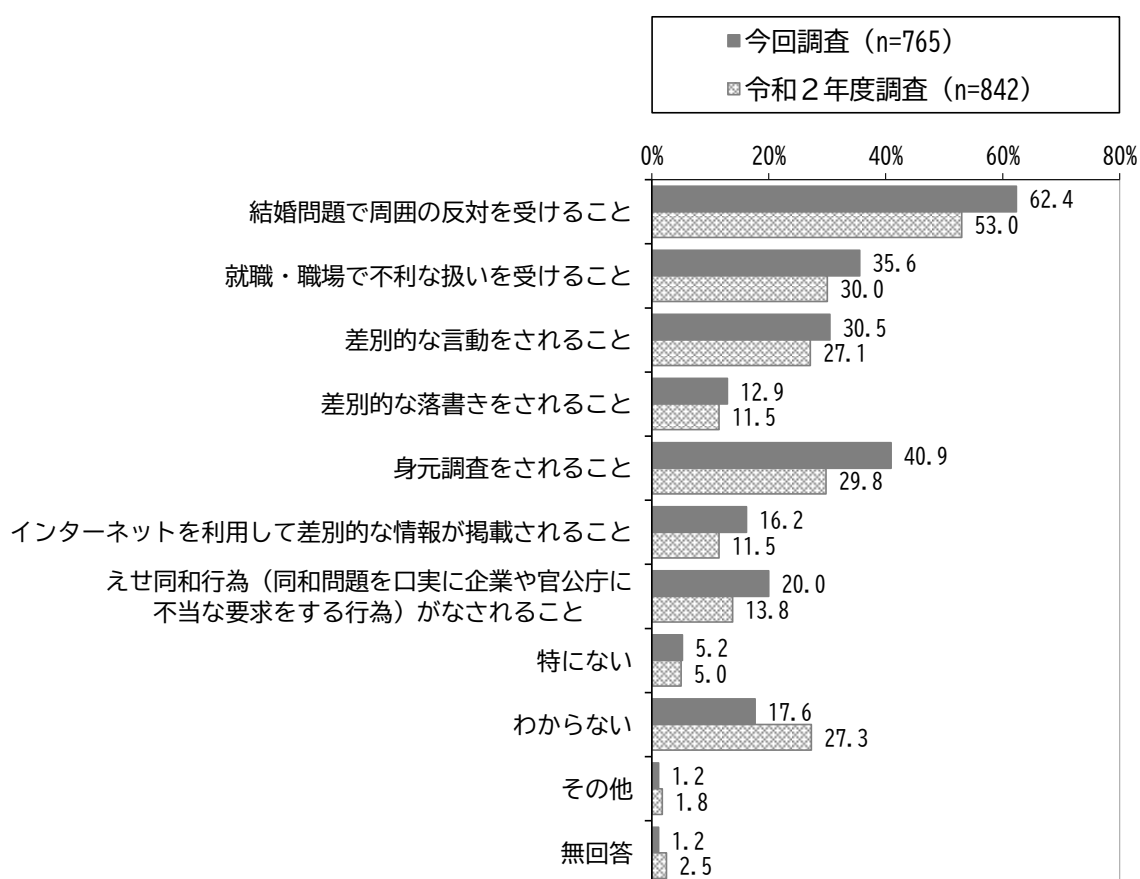
問16で「1」～「12」のいずれかに回答された方

問17 あなたは、部落差別(同和問題)に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇はいくつでも)

部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うかについては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が62.4%で最も高く、次いで「身元調査をされること」が40.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が35.6%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「わからない」、「その他」を除くすべての項目で令和2(2020)年度調査より割合が増加しています。

図表 3-8-3 部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか



性別でみると、女性・男性いずれも「結婚問題で周囲の反対を受けること」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「結婚問題で周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」では 18～29 歳の割合が最も高く、「差別的な落書きをされること」、「身元調査をされること」、「えせ同和行為（同和問題を口実に企業や官公庁に不当な要求をする行為）がなされること」では 40 歳代の割合が最も高くなっています。

図表 3-8-4 部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

	合計	結婚問題で周囲の反対を受けること	就職・職場で不利な扱いを受けること	差別的な言動をされること	差別的な落書きをされること	身元調査をされること	インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること	えせ同和行為（同和問題を口実に企業や官公庁に不当な要求をする行為）がなされること	特にない	わからない	その他	無回答
全体	765	62.4	35.6	30.5	12.9	40.9	16.2	20.0	5.2	17.6	1.2	1.2
性別												
女性	446	64.6	38.3	31.2	11.9	39.9	15.2	15.2	5.2	18.8	1.1	1.8
男性	314	59.2	31.2	29.3	14.3	42.4	17.5	27.1	5.1	16.2	1.3	0.3
いずれでもない・無回答	5	60.0	60.0	40.0	20.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
年齢別												
18～29歳	39	74.4	59.0	56.4	25.6	35.9	35.9	15.4	2.6	10.3	0.0	0.0
30歳代	45	53.3	33.3	37.8	15.6	17.8	22.2	8.9	13.3	22.2	0.0	0.0
40歳代	64	70.3	45.3	56.3	31.3	53.1	20.3	25.0	3.1	14.1	0.0	0.0
50歳代	112	68.8	46.4	38.4	22.3	46.4	21.4	23.2	3.6	16.1	0.9	0.0
60歳代	149	62.4	39.6	27.5	12.1	45.0	19.5	21.5	4.7	15.4	4.0	0.7
70歳代	217	58.1	26.3	21.7	6.9	41.0	10.6	18.0	5.1	22.1	0.0	1.4
80歳以上	120	57.5	25.8	18.3	2.5	35.0	5.8	20.8	7.5	16.7	1.7	4.2
無回答	19	73.7	31.6	26.3	5.3	36.8	21.1	26.3	0.0	15.8	0.0	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

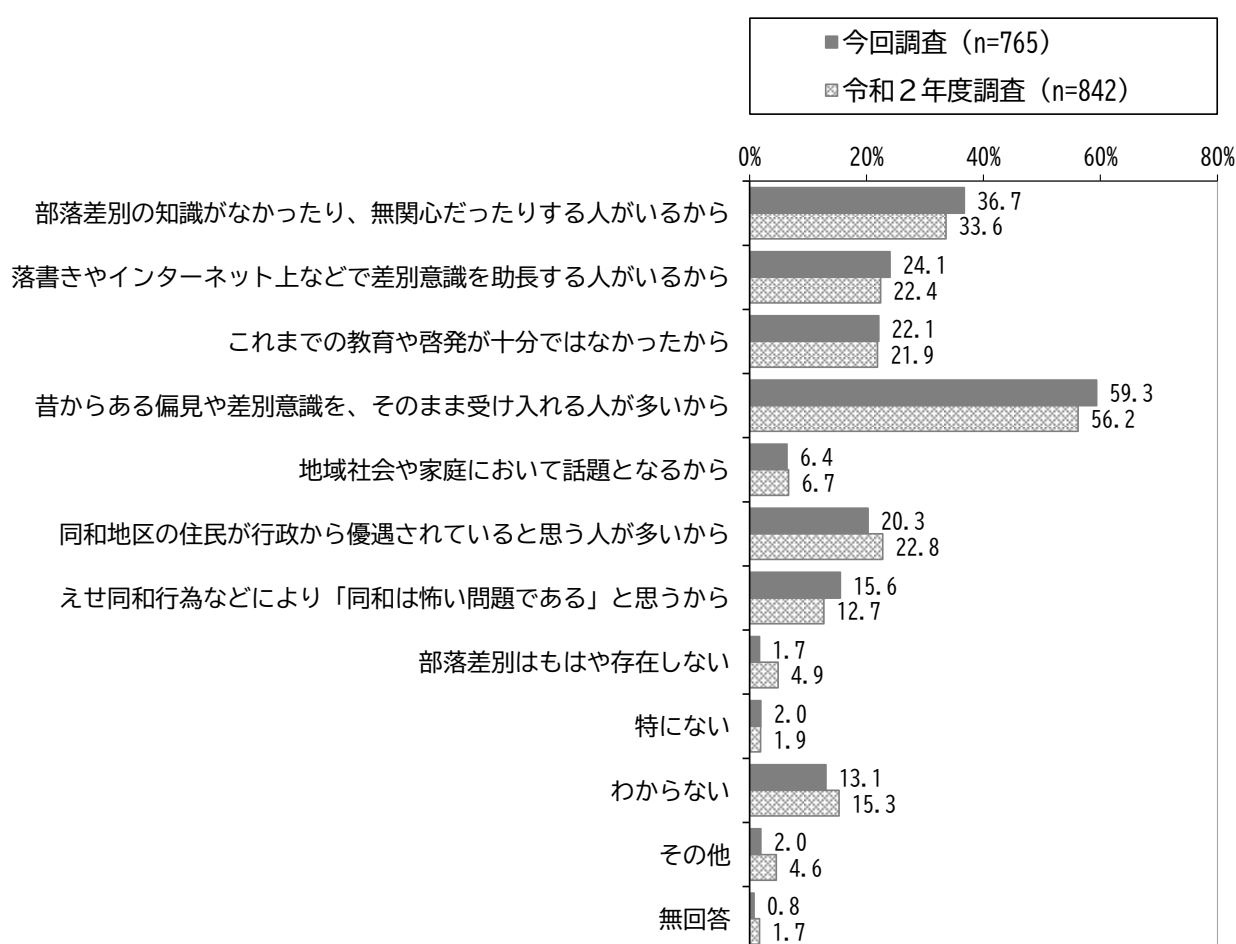
(3) 部落差別(同和問題)が存在する理由

問18 あなたは、現在もなお社会の中で部落差別(同和問題)が存在するのは、なぜだと思いますか。(〇はいくつでも)

部落差別(同和問題)が存在する理由については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから」が 59.3%で最も高く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が 36.7%、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が 24.1%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「部落差別はもはや存在しない」(1.7%)では、令和2(2020)年度調査(4.9%)より 3.2 ポイント減少し、最も減少した項目となっています。

図表 3-8-5 部落差別(同和問題)が存在する理由



※ 令和2(2020)年度調査は、部落差別等の同和問題を知っていると回答した人が対象

性別でみると、女性・男性いずれも「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、すべての年齢で「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから」の割合が最も高くなっています。

図表 3-8-6 部落差別(同和問題)が存在する理由 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	部落差別の心だ 知っているがな かった人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	部落差別の心だ 知らない人	
全体		765	36.7	24.1	22.1	59.3	6.4	20.3	15.6	1.7	2.0	13.1
性別	女性	446	39.0	24.2	23.5	64.1	5.4	18.2	10.3	1.1	2.0	13.5
	男性	314	33.8	23.9	20.4	52.9	8.0	23.6	23.2	2.5	1.9	12.1
	いずれでもない・無回答	5	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
年齢別	18～29歳	39	41.0	41.0	28.2	69.2	12.8	5.1	7.7	0.0	2.6	7.7
	30歳代	45	42.2	20.0	22.2	60.0	8.9	4.4	8.9	2.2	4.4	15.6
	40歳代	64	46.9	45.3	31.3	62.5	3.1	29.7	21.9	0.0	0.0	6.3
	50歳代	112	32.1	32.1	17.9	64.3	2.7	20.5	15.2	2.7	0.0	14.3
	60歳代	149	42.3	29.5	17.4	63.1	4.7	28.2	18.1	0.0	1.3	10.7
	70歳代	217	34.6	14.7	26.3	55.8	7.4	20.7	13.4	1.8	2.8	16.1
	80歳以上	120	29.2	13.3	19.2	50.0	6.7	16.7	18.3	4.2	3.3	14.2
	無回答	19	36.8	10.5	10.5	68.4	21.1	10.5	15.8	0.0	0.0	10.5

		合計	その他	無回答
全体		765	2.0	0.8
性別	女性	446	1.6	1.1
	男性	314	2.5	0.3
	いずれでもない・無回答	5	0.0	0.0
年齢別	18～29歳	39	0.0	0.0
	30歳代	45	2.2	0.0
	40歳代	64	1.6	0.0
	50歳代	112	5.4	0.0
	60歳代	149	2.0	0.0
	70歳代	217	0.9	0.5
	80歳以上	120	1.7	4.2
	無回答	19	0.0	0.0

※網掛け■は最も割合が高いもの

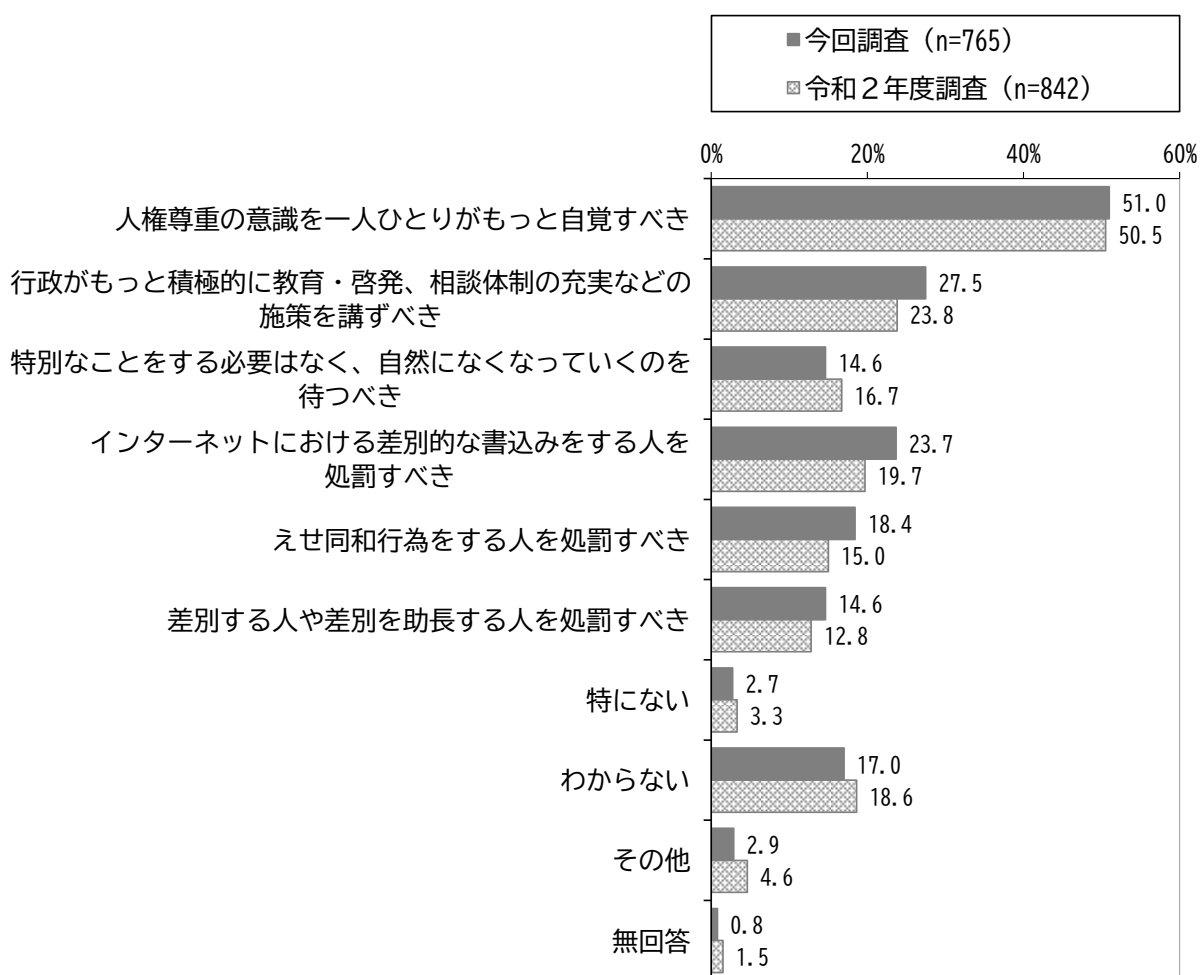
(4) 部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと

問19 あなたは、部落差別(同和問題)を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。
(〇はいくつでも)

部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うことについては、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」が 51.0%で最も高く、次いで「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」が 27.5%、「インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき」が 23.7%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき」(23.7%)では、令和2(2020)年度調査(19.7%)より 4.0 ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

図表 3-8-7 部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと



※ 令和2(2020)年度調査は、部落差別等の同和問題を知っていると回答した人が対象

性別でみると、女性・男性いずれも「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、18～29 歳では「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」の割合が最も高く、30 歳代以上では「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」の割合が最も高くなっています。

図表 3-8-8 部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと 属性別

単位：実数（人）、構成比（％）

		合計	人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき	行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき	行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき	特別自然なことをする必要があるのを待つべき	罰則的な書込みをする人を差別的に扱うべき	インターネットにおける人を差別的に扱うべき	えせ同和行為をする人を処罰すべき	差別する人や差別を助長する人を処罰すべき	特にない	わからない	その他	無回答
全体		765	51.0	27.5	14.6	23.7	18.4	14.6	2.7	17.0	2.9	0.8		
性別	女性	446	52.7	26.0	13.7	23.1	13.7	14.3	2.5	18.2	3.1	1.1		
	男性	314	48.7	29.6	16.2	24.5	25.5	14.6	3.2	15.0	2.5	0.3		
	いずれでもない・無回答	5	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0		
年齢別	18～29歳	39	43.6	48.7	10.3	25.6	17.9	23.1	0.0	17.9	2.6	0.0		
	30歳代	45	37.8	24.4	20.0	22.2	17.8	20.0	8.9	17.8	2.2	0.0		
	40歳代	64	60.9	28.1	3.1	34.4	29.7	29.7	1.6	10.9	4.7	0.0		
	50歳代	112	44.6	25.9	16.1	27.7	24.1	16.1	0.0	17.9	5.4	0.0		
	60歳代	149	52.3	25.5	11.4	26.2	22.1	12.1	1.3	20.1	4.0	0.0		
	70歳代	217	53.5	26.3	17.1	20.3	12.0	10.6	3.2	18.9	1.8	0.9		
	80歳以上	120	54.2	27.5	20.0	19.2	14.2	10.8	5.0	11.7	0.8	3.3		
	無回答	19	42.1	26.3	5.3	10.5	21.1	15.8	5.3	15.8	0.0	0.0		

※網掛け■は最も割合が高いもの

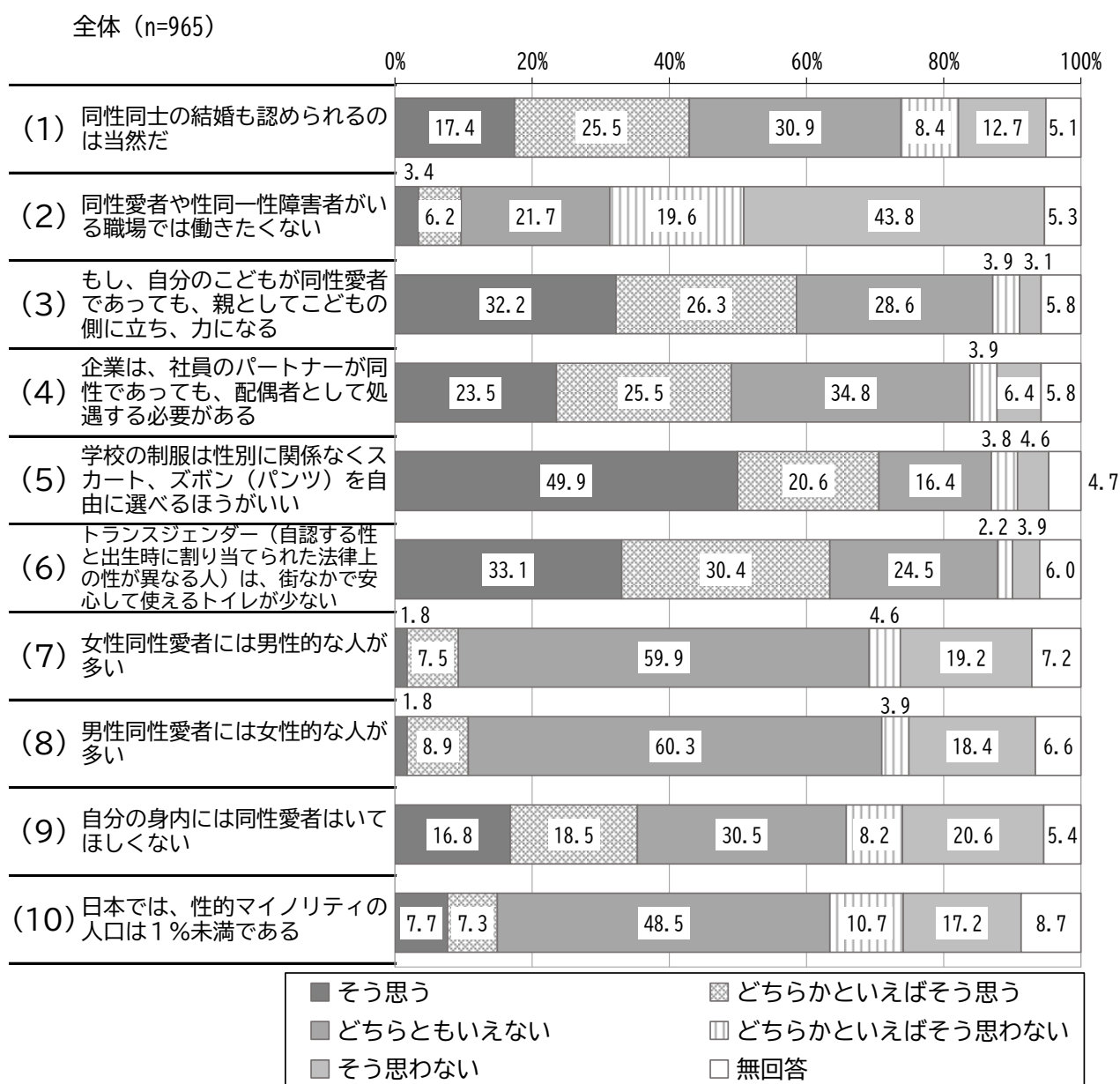
9 性的マイノリティの人権について

(1)性的マイノリティの人権に関する意見についての考え方

問20 性的マイノリティの人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

性的マイノリティの人権に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(5)学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由に選べるほうがよい」が 70.5%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(2)同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」が 63.4%で最も高くなっています。

図表 3-9-1 性的マイノリティの人権に関する意見についての考え方



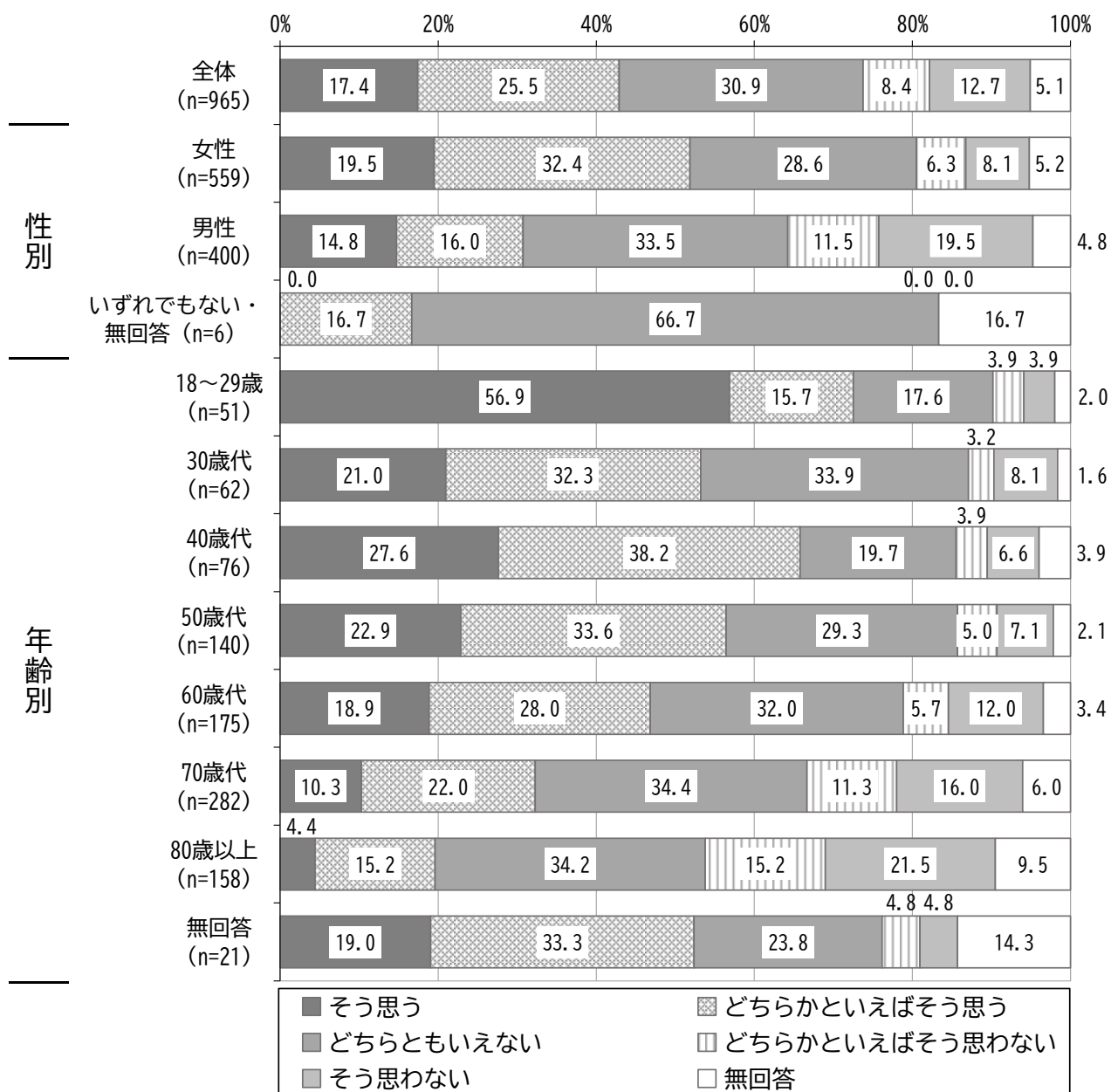
① 同性同士の結婚も認められるのは当然だ

「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」については、「どちらともいえない」が 30.9%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.5%、「そう思う」が 17.4%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 51.9%、男性が 30.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 72.6%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 36.7%で最も高くなっています。

図表 3-9-2 「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」



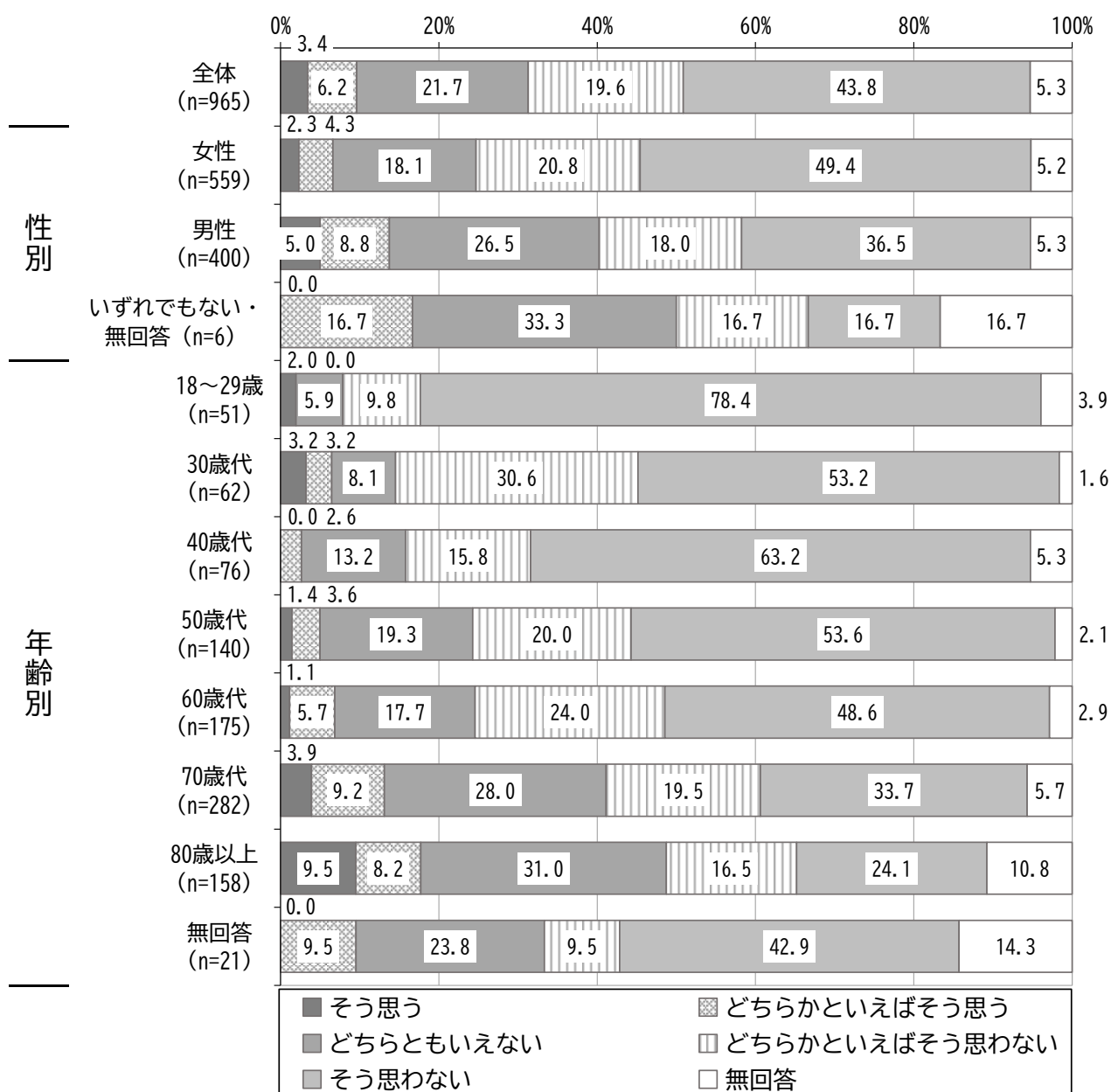
② 同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない

「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」については、「そう思わない」が 43.8%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 21.7%、「どちらかといえばそう思わない」が 19.6%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 70.2%、男性が 54.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 17.7%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 88.2%で最も高くなっています。

図表 3-9-3 「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」



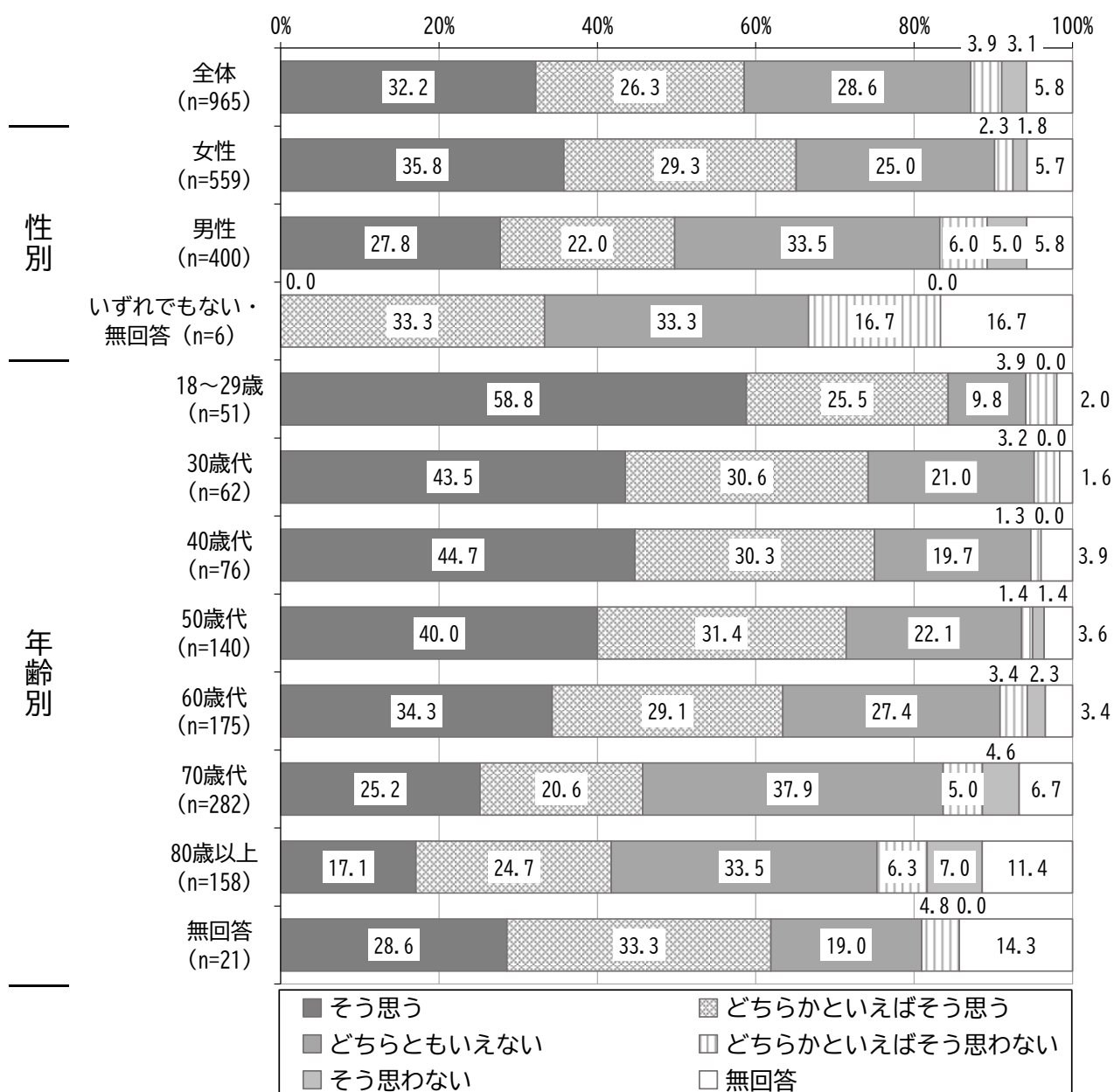
③ もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる

「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」については、「そう思う」が 32.2%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.6%、「どちらかといえばそう思う」が 26.3%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 65.1%、男性が 49.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 84.3%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 13.3%で最も高くなっています。

図表 3-9-4 「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」



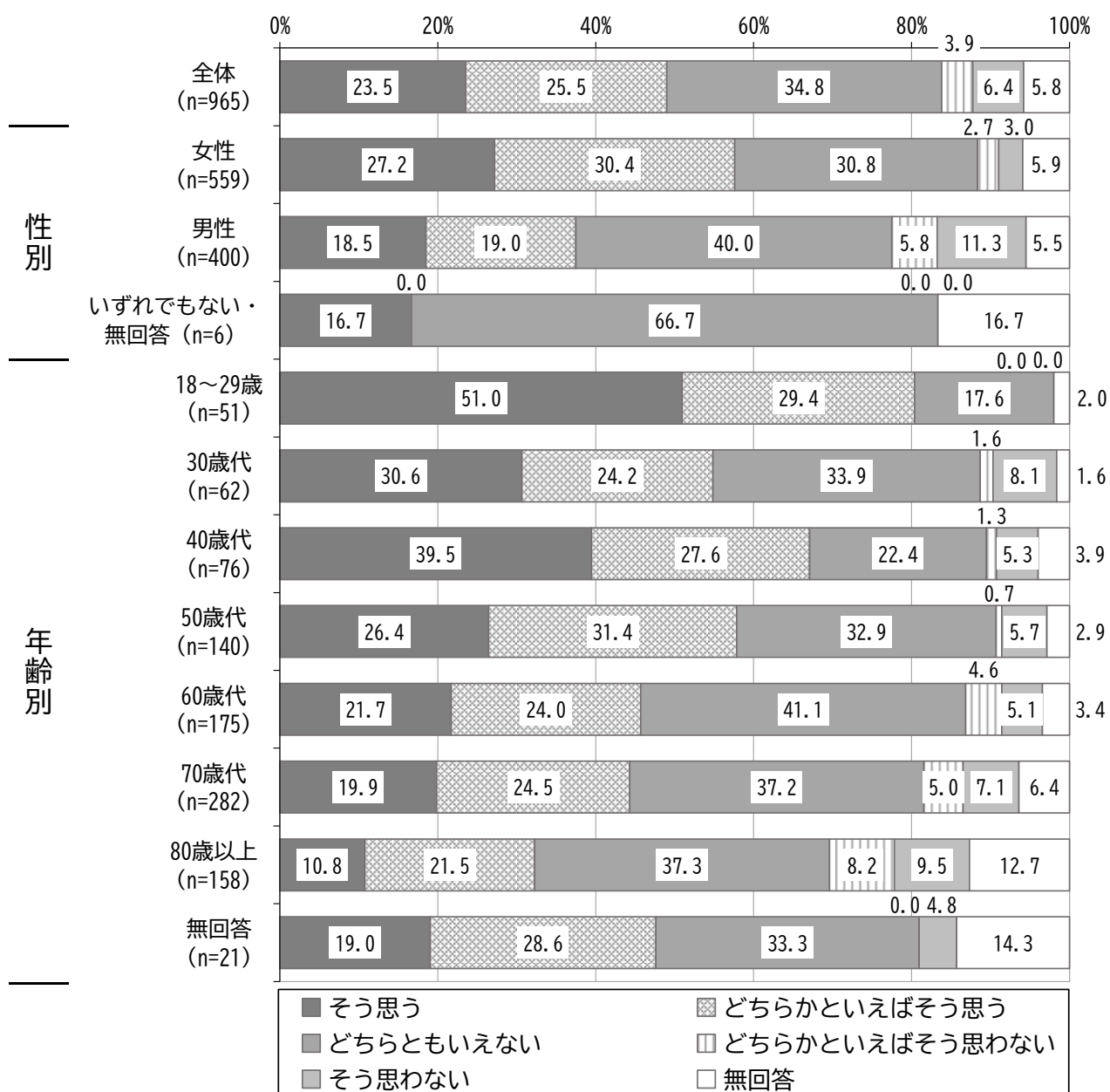
④ 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある

「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」については、「どちらともいえない」が 34.8%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.5%、「そう思う」が 23.5%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 57.6%、男性が 37.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 80.4%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 17.7%で最も高くなっています。

図表 3-9-5 「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」



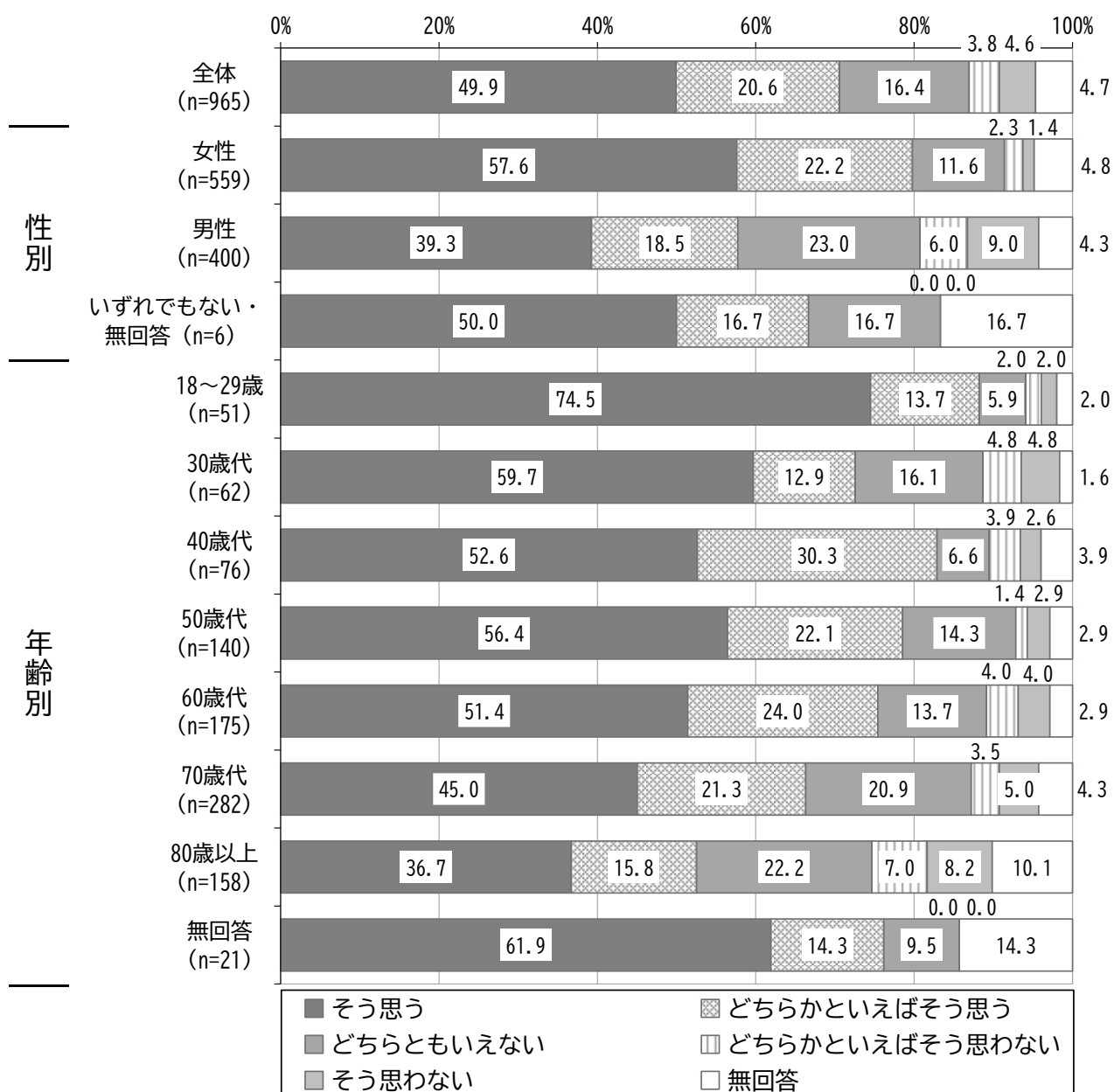
⑤ 学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい

「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」については、「そう思う」が 49.9%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 20.6%、「どちらともいえない」が 16.4%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 79.8%、男性が 57.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 88.2%で最も高く、『反対』では、80 歳以上が 15.2%で最も高くなっています。

図表 3-9-6 「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」



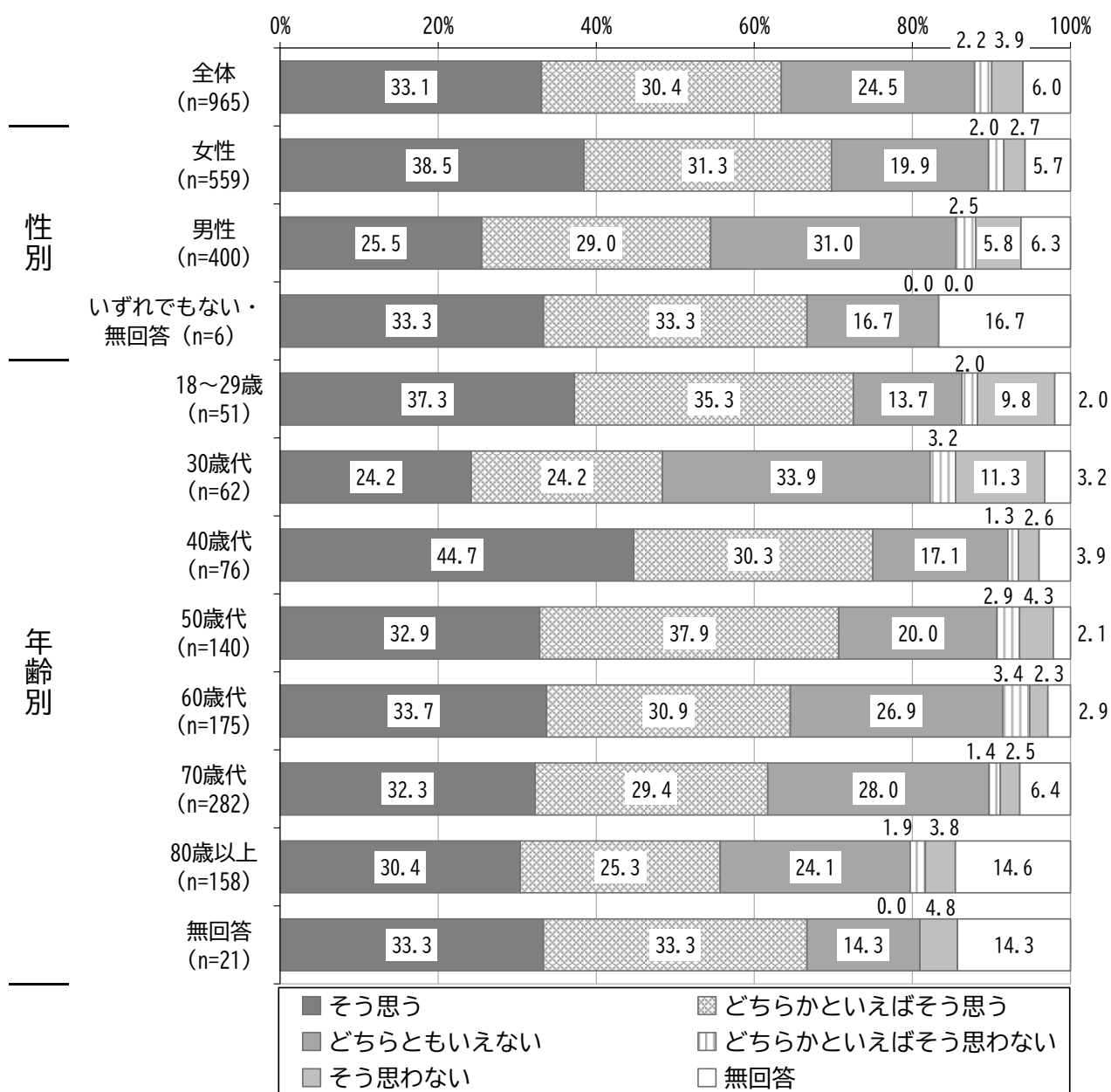
⑥ トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない

「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」については、「そう思う」が 33.1%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.4%、「どちらともいえない」が 24.5%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 69.8%、男性が 54.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40 歳代が 75.0%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 14.5%で最も高くなっています。

図表 3-9-7 「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」



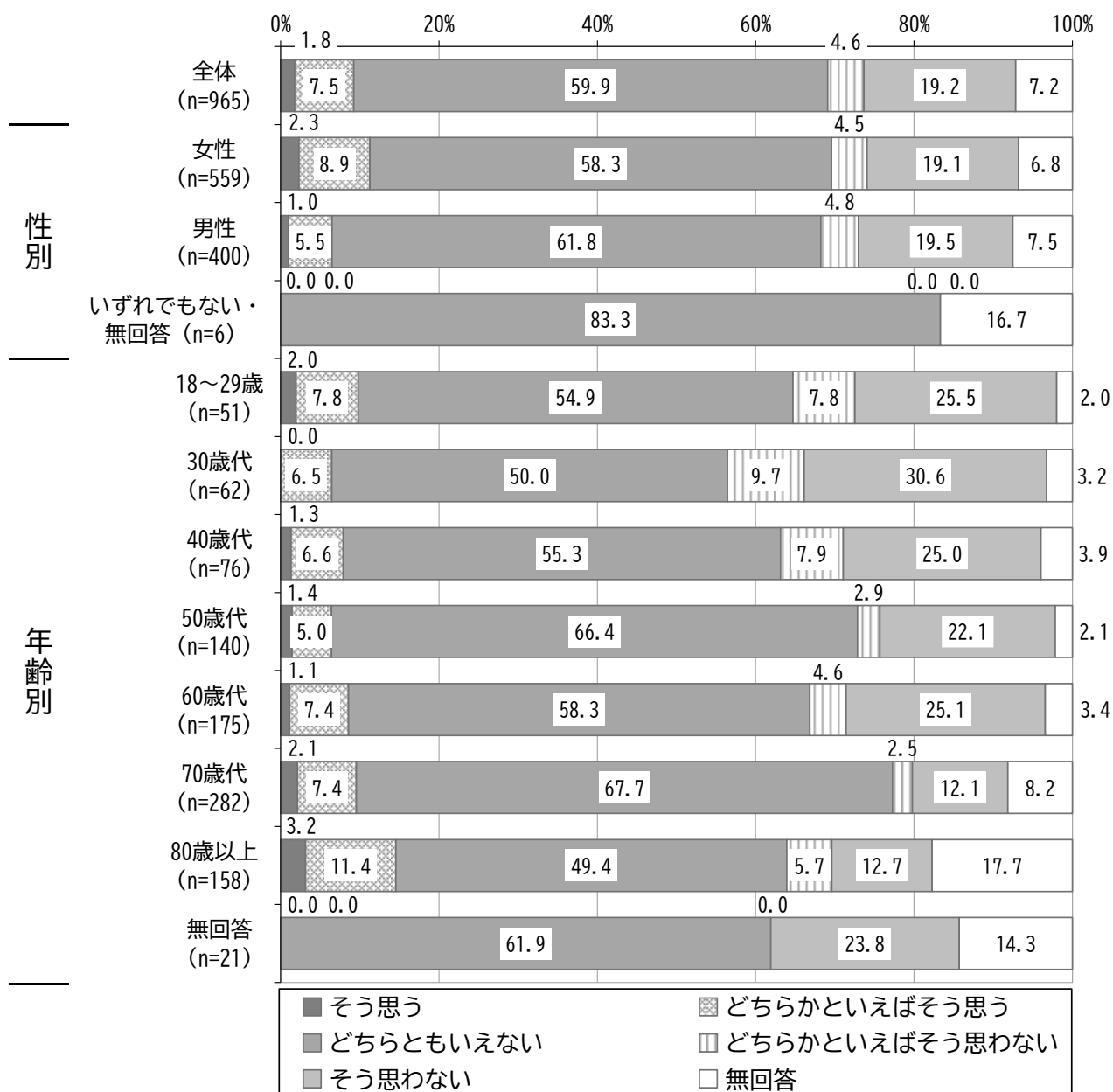
⑦ 女性同性愛者には男性的な人が多い

「女性同性愛者には男性的な人が多い」については、「どちらともいえない」が59.9%で最も高く、次いで「そう思わない」が19.2%、「どちらかといえばそう思う」が7.5%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が23.6%、男性が24.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が14.6%で最も高く、『反対』では、30歳代が40.3%で最も高くなっています。

図表 3-9-8 「女性同性愛者には男性的な人が多い」



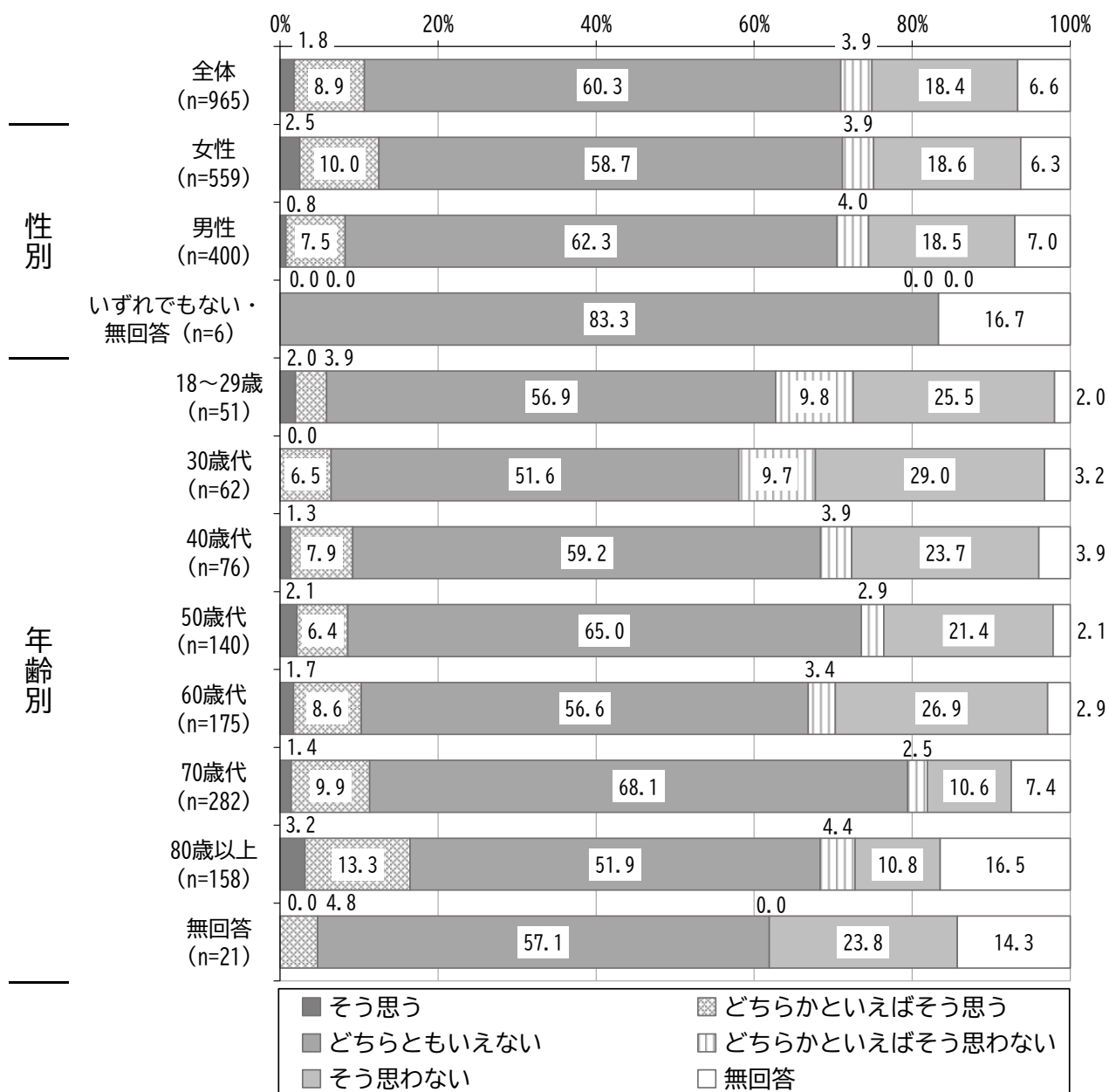
⑧ 男性同性愛者には女性的な人が多い

「男性同性愛者には女性的な人が多い」については、「どちらともいえない」が60.3%で最も高く、次いで「そう思わない」が18.4%、「どちらかといえばそう思う」が8.9%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が22.5%、男性が22.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80歳以上が16.5%で最も高く、『反対』では、30歳代が38.7%で最も高くなっています。

図表 3-9-9 「男性同性愛者には女性的な人が多い」



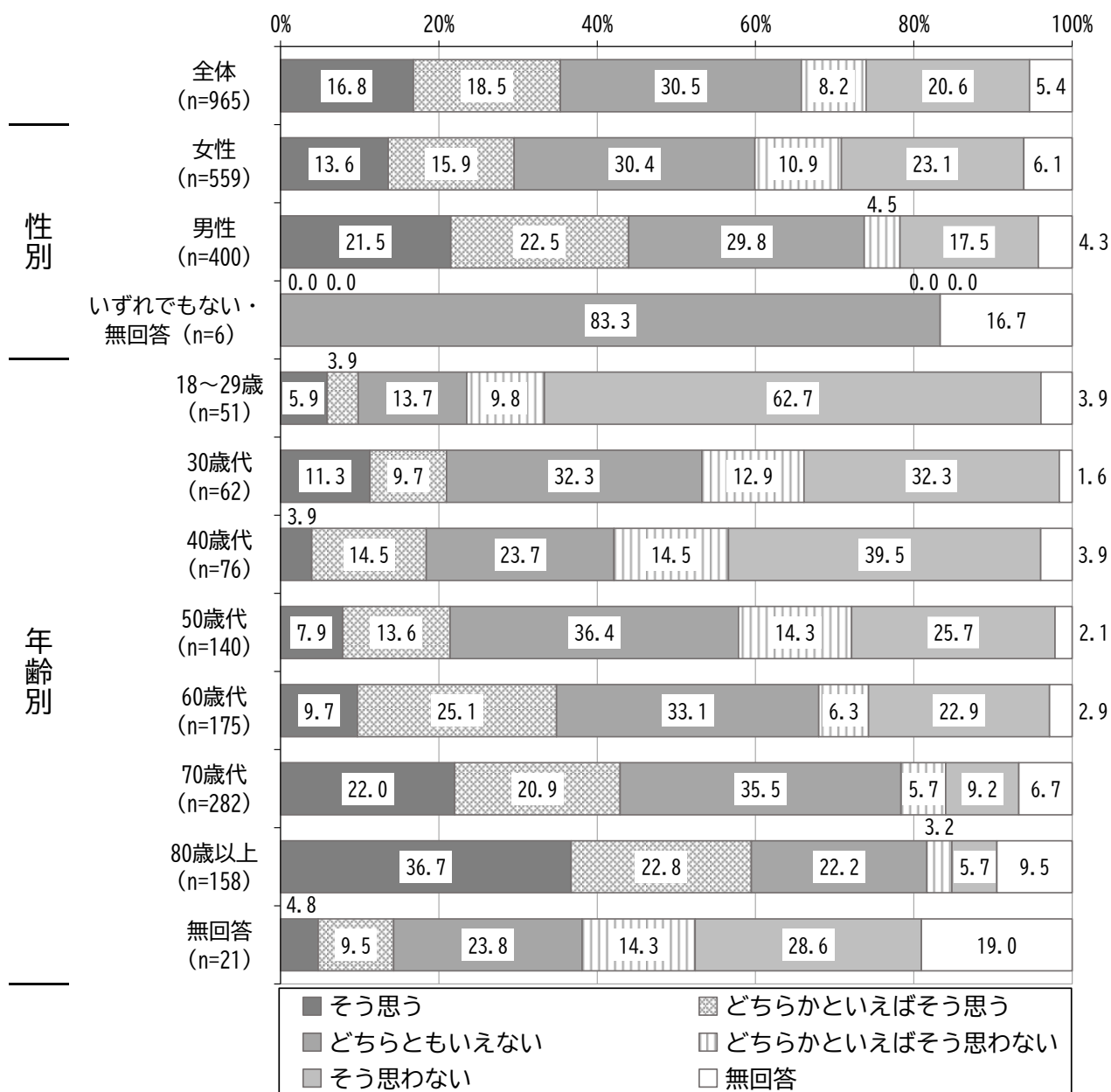
⑨ 自分の身内には同性愛者はいてほしくない

「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」については、「どちらともいえない」が 30.5%で最も高く、次いで「そう思わない」が 20.6%、「どちらかといえばそう思う」が 18.5%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 34.0%、男性が 22.0%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 59.5%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 72.5%で最も高くなっています。

図表 3-9-10 「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」



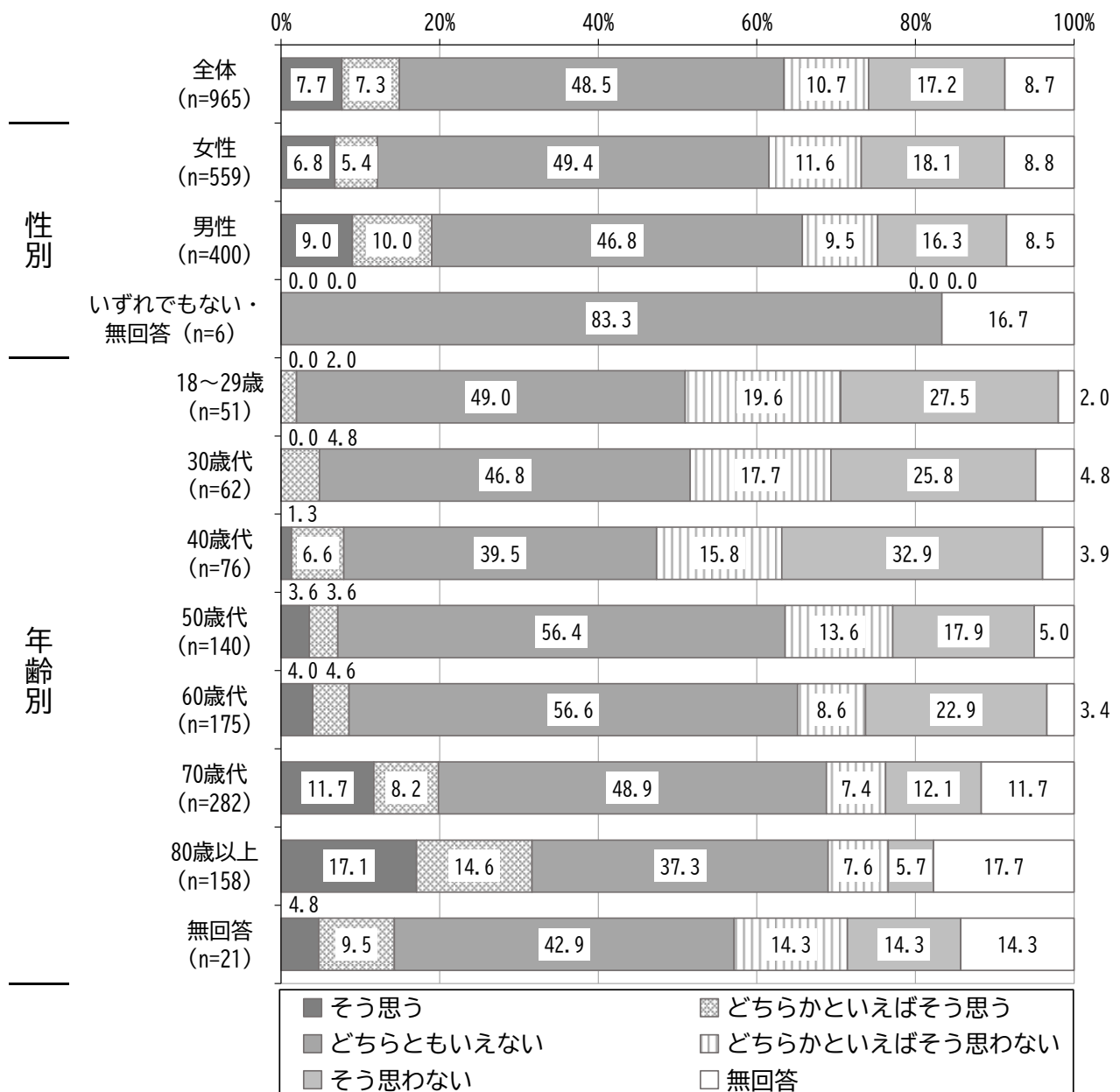
⑩ 日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である

「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」については、「どちらともいえない」が 48.5%で最も高く、次いで「そう思わない」が 17.2%、「どちらかといえばそう思わない」が 10.7%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 29.7%、男性が 25.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 31.7%で最も高く、『反対』では、40 歳代が 48.7%で最も高くなっています。

図表 3-9-11 「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」



10 インターネットによる人権侵害について

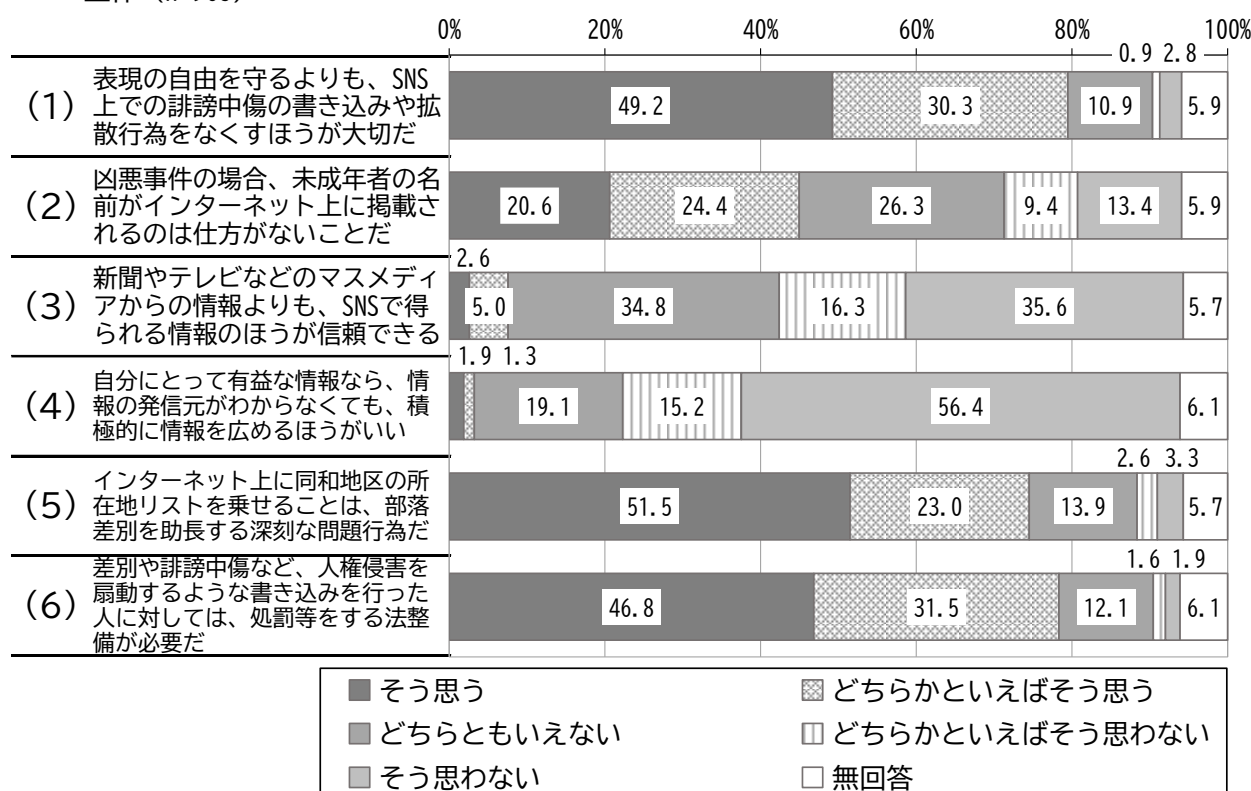
(1) インターネットによる人権侵害に関する意見についての考え方

問21 インターネットによる人権侵害に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(〇はそれぞれに1つ)

インターネットによる人権侵害に関する意見についての考え方について、『賛成』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)では、「(1)表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ」が79.5%で最も高く、『反対』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)では、「(4)自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい」が71.6%で最も高くなっています。

図表 3-10-1 インターネットによる人権侵害に関する意見についての考え方

全体 (n=965)



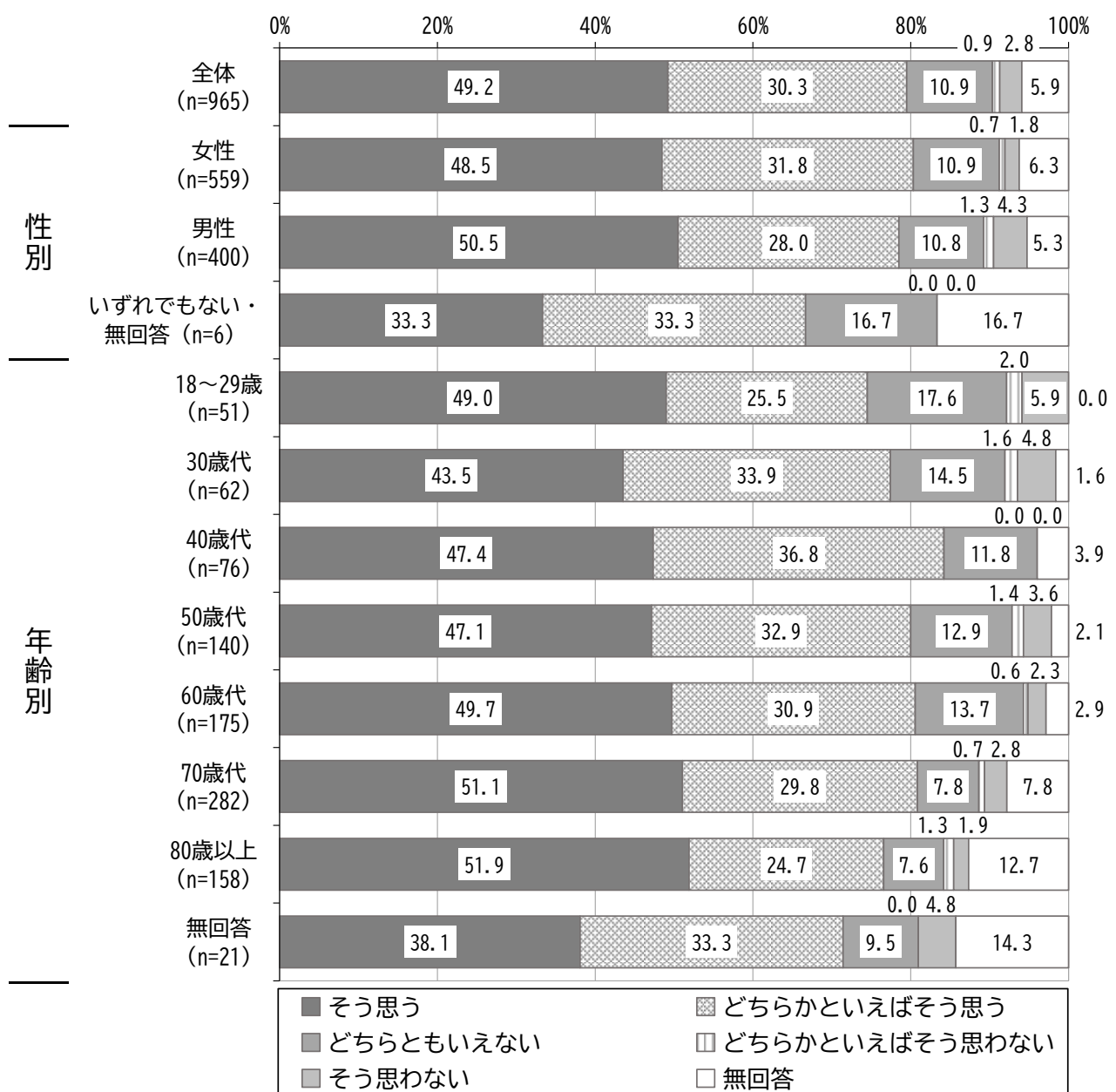
① 表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ

「表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ」については、「そう思う」が 49.2%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.3%、「どちらともいえない」が 10.9%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 80.3%、男性が 78.5%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、40 歳代が 84.2%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 7.9%で最も高くなっています。

図表 3-10-2 「表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ」



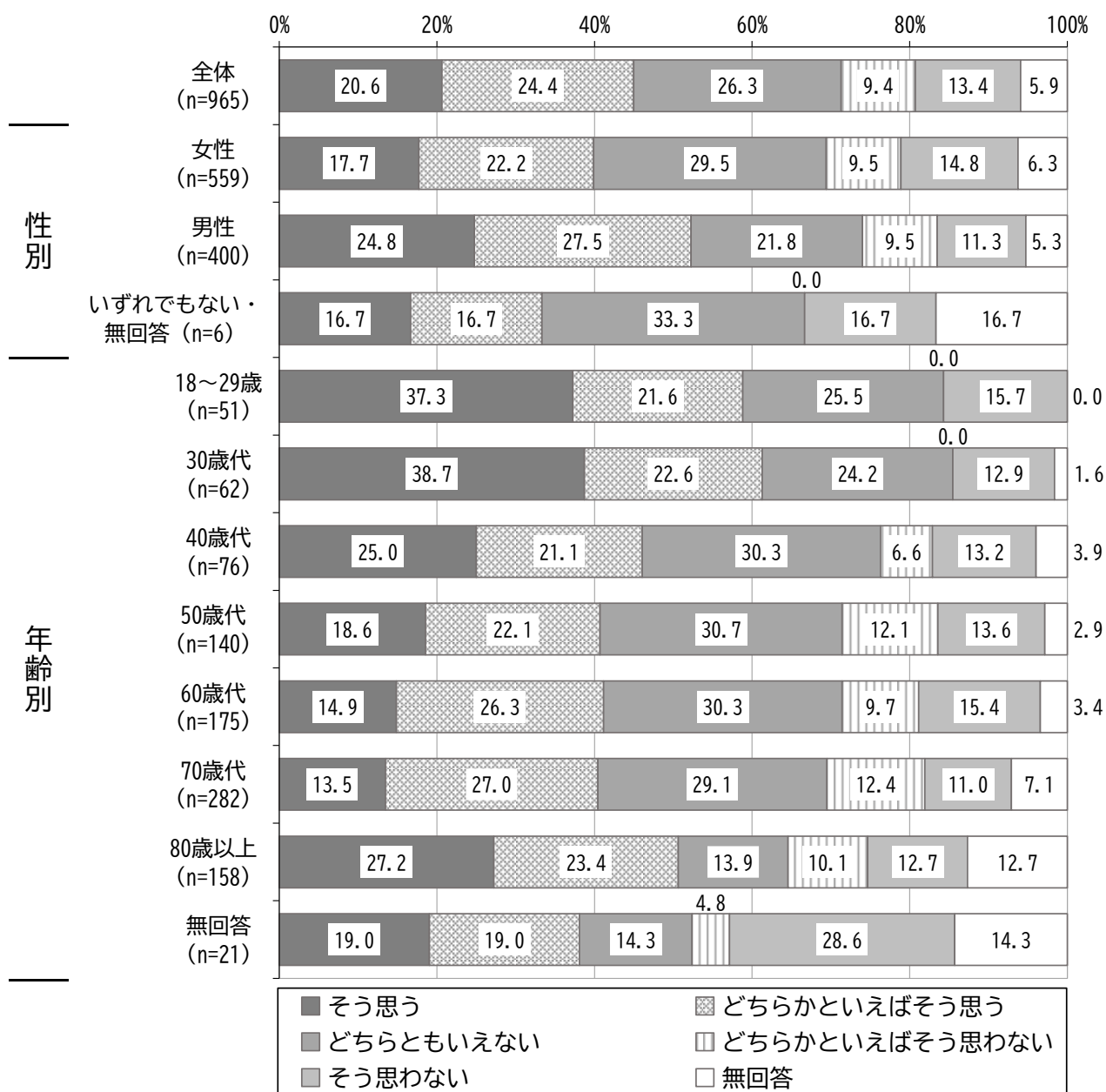
② 凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ

「凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ」については、「どちらともいえない」が 26.3%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.4%、「そう思う」が 20.6%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 24.3%、男性が 20.8%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、30 歳代が 61.3%で最も高く、『反対』では、50 歳代が 25.7%で最も高くなっています。

図表 3-10-3 「凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ」



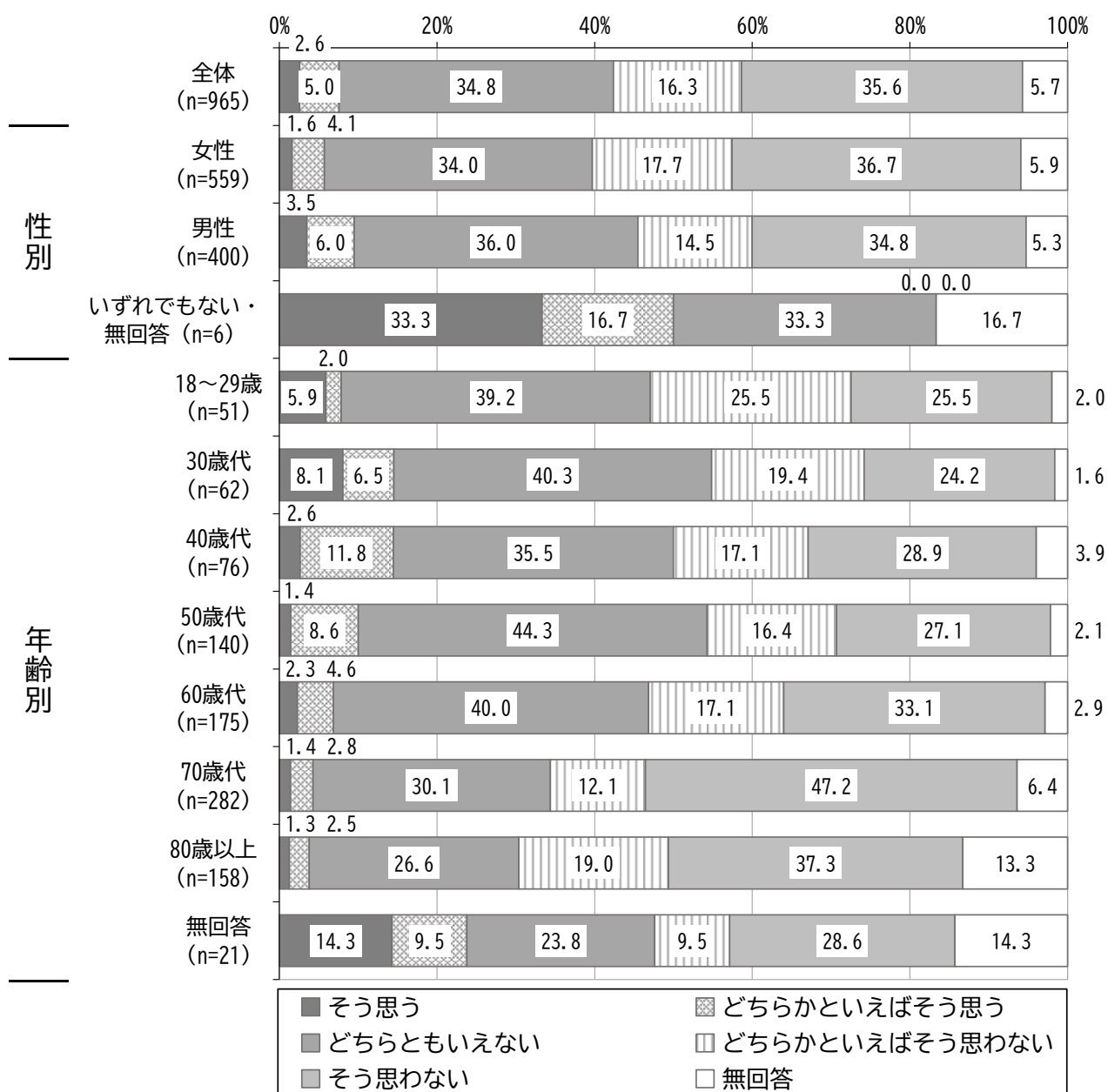
③ 新聞やテレビなどのマスメディアからの情報よりも、SNS で得られる情報のほうが信頼できる

「新聞やテレビなどのマスメディアからの情報よりも、SNS で得られる情報のほうが信頼できる」については、「そう思わない」が 35.6%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 34.8%、「どちらかといえばそう思わない」が 16.3%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 54.4%、男性が 49.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、30 歳代が 14.6%で最も高く、『反対』では、70 歳代が 59.3%で最も高くなっています。

図表 3-10-4 「新聞やテレビなどのマスメディアからの情報よりも、SNS で得られる情報のほうが信頼できる」



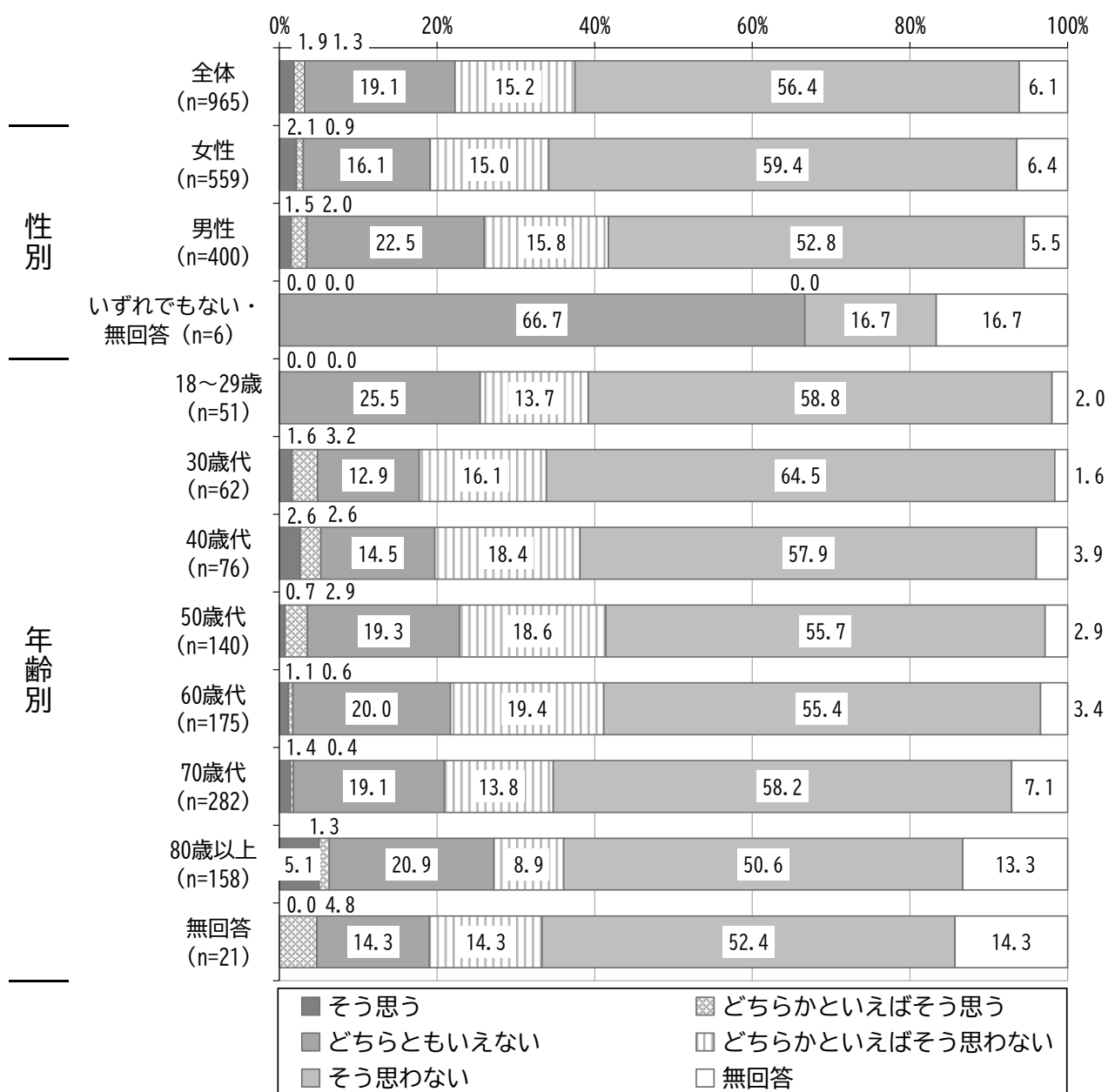
④ 自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい

「自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい」については、「そう思わない」が 56.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 19.1%、「どちらかといえばそう思わない」が 15.2%と続いています。

性別でみると、『反対』では、女性が 74.4%、男性が 68.6%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、80 歳以上が 6.4%で最も高く、『反対』では、30 歳代が 80.6%で最も高くなっています。

図表 3-10-5 「自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい」



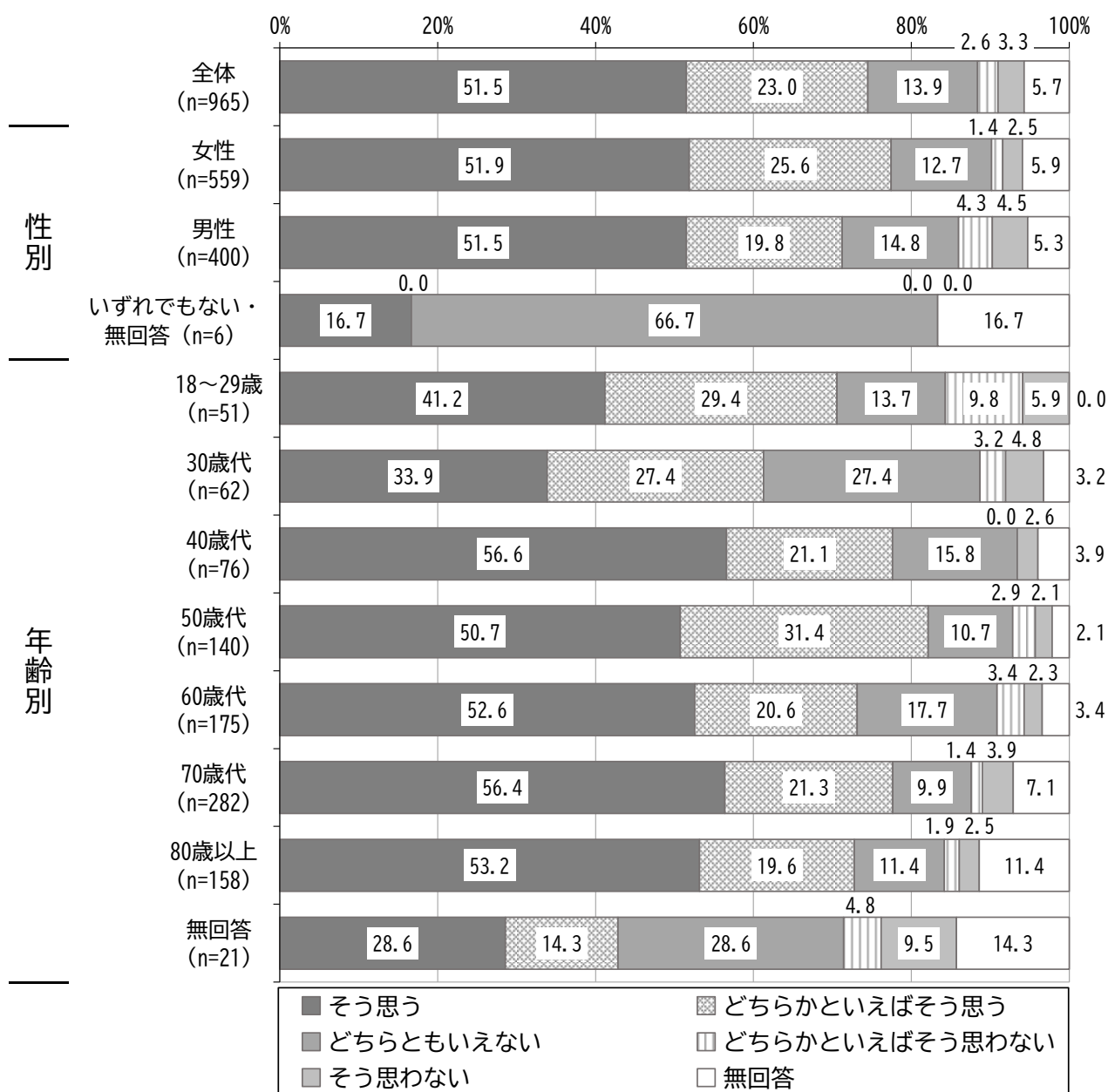
⑤ インターネット上に同和地区の所在地リストを乗せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ

「インターネット上に同和地区の所在地リストを乗せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」については、「そう思う」が 51.5%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 23.0%、「どちらともいえない」が 13.9%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 77.5%、男性が 71.3%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、50 歳代が 82.1%で最も高く、『反対』では、18～29 歳が 15.7%で最も高くなっています。

図表 3-10-6 「インターネット上に同和地区の所在地リストを乗せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」



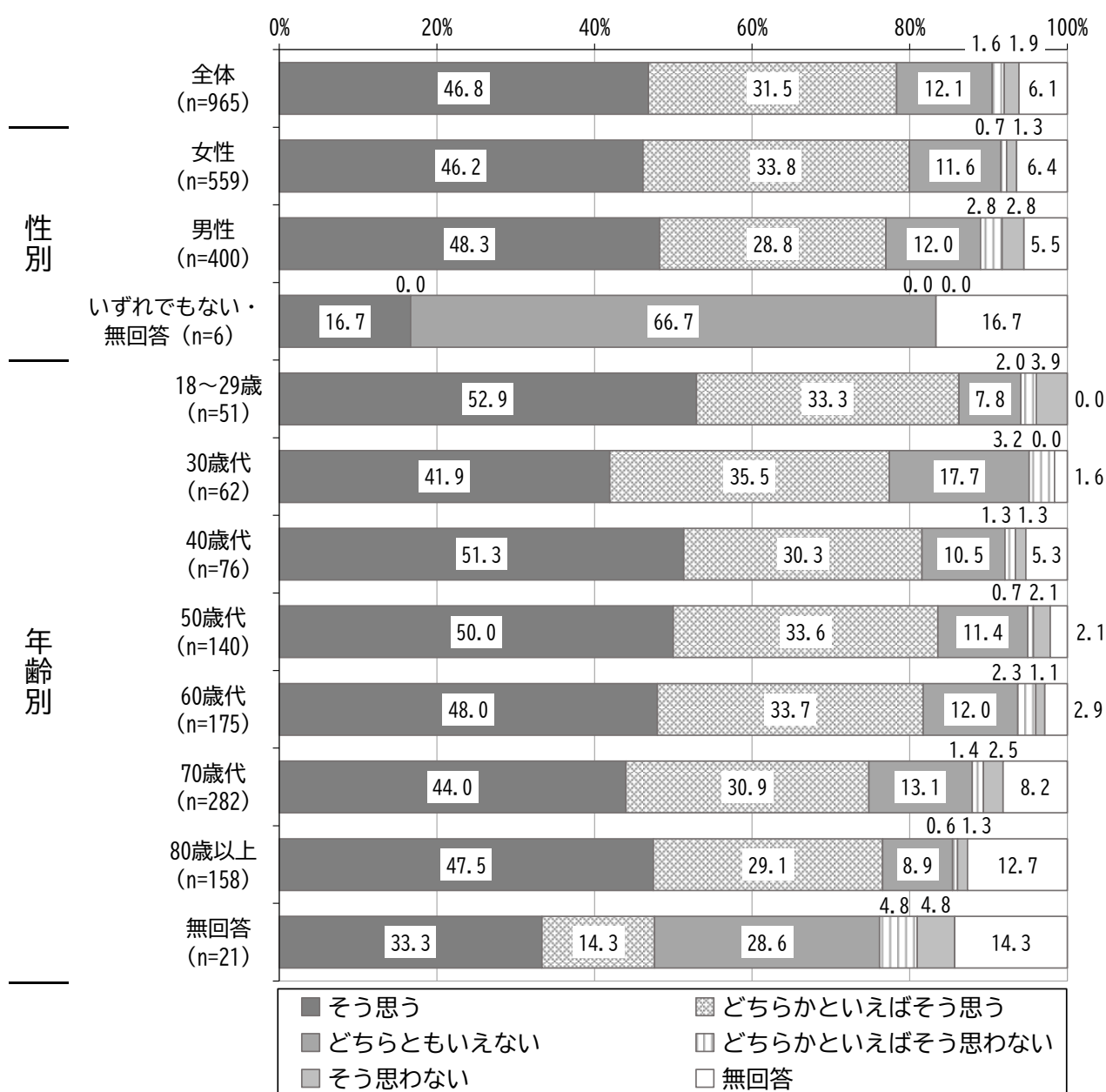
⑥ 差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰等をする法整備が必要だ

「差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰等をする法整備が必要だ」については、「そう思う」が 46.8%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.5%、「どちらともいえない」が 12.1%と続いています。

性別でみると、『賛成』では、女性が 80.0%、男性が 77.1%となっています。

年齢別でみると、『賛成』では、18～29 歳が 86.2%で最も高く、『反対』でも、18～29 歳が 5.9%で最も高くなっています。

図表 3-10-7 「差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰等をする法整備が必要だ」



11 人権侵害を受けたときの対応について

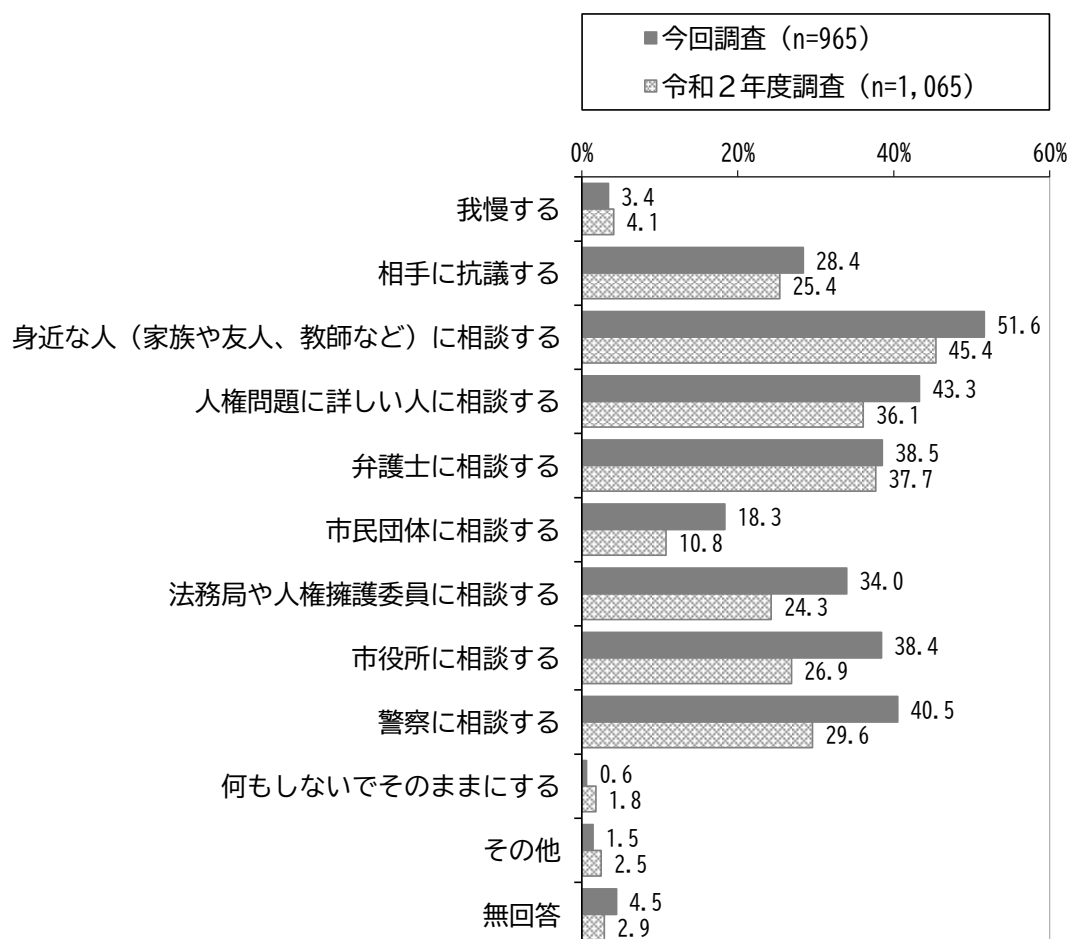
(1)人権侵害を受けたときの対応

問22 もし、あなたやあなたの家族が人権侵害を受けたら、どのように対応しますか。
(〇はいくつでも)

人権侵害を受けたときの対応については、「身近な人(家族や友人、教師など)に相談する」が 51.6%で最も高く、次いで「人権問題に詳しい人に相談する」が 43.3%、「警察に相談する」が 40.5%と続いています。

令和2(2020)年度調査と比較すると、「市役所に相談する」(38.4%)では、令和2(2020)年度調査(26.9%)より 11.5 ポイント増加し、最も増加した項目となっています。

図表 3-11-1 人権侵害を受けたときの対応



性別でみると、女性では「身近な人(家族や友人、教師など)に相談する」が 57.1%で最も高く、男性では「警察に相談する」が 46.3%で最も高くなっています。

年齢別でみると、「我慢する」では、40 歳代が 9.2%で最も高くなっています。

図表 3-11-2 人権侵害を受けたときの対応 属性別

単位：実数（人）、構成比（%）

		合計	我慢する	相手に抗議する	身近な人（家族や友人、教師など）に相談する	人権問題に詳しい人に相談する	弁護士に相談する	市民団体に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	市役所に相談する	警察に相談する	何もしないでそのままにする
全体		965	3.4	28.4	51.6	43.3	38.5	18.3	34.0	38.4	40.5	0.6
性別	女性	559	3.0	19.7	57.1	45.6	34.7	17.2	32.7	36.3	36.7	0.7
	男性	400	4.0	41.0	44.3	40.0	43.5	20.0	36.0	41.5	46.3	0.5
	いずれでもない・無回答	6	0.0	0.0	33.3	50.0	66.7	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0
年齢別	18～29歳	51	7.8	39.2	56.9	43.1	35.3	15.7	21.6	29.4	41.2	2.0
	30歳代	62	1.6	43.5	59.7	43.5	41.9	16.1	24.2	24.2	45.2	1.6
	40歳代	76	9.2	36.8	60.5	50.0	47.4	23.7	23.7	40.8	50.0	0.0
	50歳代	140	5.7	25.0	46.4	45.0	47.9	20.7	33.6	37.9	37.1	0.7
	60歳代	175	1.1	31.4	54.9	48.0	42.9	17.7	39.4	41.7	41.1	0.0
	70歳代	282	1.8	20.9	54.3	40.8	34.8	17.7	38.7	39.0	38.7	0.7
	80歳以上	158	3.8	28.5	41.1	39.2	27.2	15.8	33.5	40.5	40.5	0.6
	無回答	21	0.0	23.8	33.3	33.3	42.9	28.6	28.6	47.6	33.3	0.0

		合計	その他	無回答
全体		965	1.5	4.5
性別	女性	559	1.3	4.7
	男性	400	1.8	4.0
	いずれでもない・無回答	6	0.0	16.7
年齢別	18～29歳	51	3.9	0.0
	30歳代	62	0.0	3.2
	40歳代	76	1.3	5.3
	50歳代	140	0.7	2.9
	60歳代	175	2.3	2.3
	70歳代	282	1.4	4.6
	80歳以上	158	1.3	8.2
	無回答	21	0.0	14.3

※網掛け■は最も割合が高いもの

12 自由意見

(1)河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発についての意見・要望

問23 河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発について、ご意見・ご要望がありましたら、下の空欄に自由にお書きください。

河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発についての意見・要望については、以下のような回答が得られました。なお、自由記述については、誤字、脱字等を修正した上で、原文に基づいて掲載しています。

図表 3-12-1 河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発についての意見・要望

人権問題全般
○日本が大好きなので、日本の文化や日本人の人権を守って下さい(女性・20 歳代)
○外国人移住者はあまり見ないし、ヘイトスピーチなどこの辺だと見ないので他人事のように感じます。少ないながらもこどもや、沢山いる老人の方が気になります(女性・30 歳代)
○人権問題を 30 代に聞くより年寄りに聞く事かと。河内長野は年寄りしかいないし(男性・30 歳代)
○人権侵害する人がいなくなることを切に願います。知人でそんなことをする人が居れば即縁を切ります(女性・40 歳代)
○部落差別、性的マイノリティの差別問題は、それぞれに違う差別的な表現であり、それぞれに対して対処の検討をお願いします(男性・40 歳代)
○特に人権問題は見当たらない様に思える、声の大きい人が徳をする世の中ではダメ(男性・40 歳代)
○50 代です。意見というよりは感想ですが、こどもの頃からどれくらい変わっていったのか具体的にわかっていません。恥ずかしながら、自分自身が関心を持っていなかったり、昔ながらの自分の考えもなんとなく同じままできているからかもしれません(女性・50 歳代)
○人の心には「しほり」をかけることはできないが、言動については人権を意識したことができると思う。そういう視点で人権について考えや思いをめぐらせることができる人間になりたいと常々思っている。そうしている内に頭で考えるのではなく心で感じるができるのではないかと、そういうことを目標と夢としていきたいと思う。河内長野市に人権問題があるのなら、なくなるように行政としてしっかりと向き合っていることをして欲しいと思います。一市民として期待しています(女性・50 歳代)
○自分がまだ若かった頃、身近にも色々な差別が存在していました。何年も経った今でもそんなに状況は変わっていないと思います。自分のこども達の世代では少しでも差別といった、良くない習慣がなくなるよう取り組んで頂ければと思います(男性・50 歳代)
○人権問題など本当にある？というのが正直な感想です。身近に人権問題を感じることはありませんので(男性・50 歳代)
○人権問題は世代への経験で考え方は大きく変わると思う。LGBTQ の問題は、以前はタブーだったので高齢世代になる程、理解もしないし興味も薄いと思います。クルド人で問題になっている外国人の問題も川口市と河内長野市の市民でも大きな温度差が出来るのも当然だと思います。若い世代に同和や北朝鮮拉致問題など何度講演を開いても残念ですが効果は低いと思います。日本国憲法で基本的人権の尊重が保証されているので差別する側、受ける側もそれを主張し合う限り平行線のままだと思います(男性・50 歳代)
○私の地域も高齢化が進んでおります、今、河内長野市で生活しているこども達や若者が家族を大切に、また、この市に戻って来て生活したいと思えることが未来の市の存続に繋がっていくと思います。まずは家庭、家族単位でお互いを思いやること、そして身近な友人を大切に思うこと、そして相手を思いやる想像力を持つ。こういうあたり前のようなことを大切にすることが人権を守ることに繋がっていくと思います(女性・60 歳代)

○個人的に懸念している事。人権問題はデリケートな問題ですが一番問題と感じているのは、一部の「市民団体」と称するプロの活動家の人たちが、自分たちの活動(社会を分断したり・不安定にすることを目的に行っている活動など)を正当化する手段として使用している現状だと思います。マスコミはそのような活動の本質(本当は弱者や差別を利用しているという本質)を取材せず表面だけ(差別されている・弱者がとりのこされているという状態)のみを針小棒大に報道し世論を誘導してしまっています。ポピュリズムに沿った発信の方が受けがよく視聴率や部数を稼げるからです。これは個人的感想(エビデンスはありません)。本来、差別解消や弱者支援を行っているグループや団体には、実態があり意外に寡黙でボランティア活動であることが多いように思います。反してプロの活動家の人たちは、声高に訴えはするが支援の実体はほとんどなく、あっても形だけとか逆に公的支援金を搾取さえしかねません。理由は支援が目的ではないからです。行政の支援は必要です。しかし、一部の声高に叫ぶプロの活動家(個人や団体)が面倒でそちらに流されるならそれは本来の支援にならず、社会の分断・不安定化に税金を投じているに等しくなります。行政の素人が考える「今」できそうなこと。まずは、最初は今も寡黙に支援活動をしている実績と実態のある(利用者評価の高い)草の根支援者や団体を調査し支援していくこと。こういった現在行われている活動を基盤にしてその活動を円滑に行えるように既存支援の充実や新しい支援策を拡大していくと現場目線の支援になると思います。もちろん、啓発活動や教育活動も現場の人を交えて必要な形で言うことが良いと思います。このような団体や活動の支援を受けている利用者の評判はとても良いものが多いと思いますし、それはとりもなおさず役立っているという事に等しいと考えるからです。もし評価が低いなら既に支援にはなっていないという事になるからです。(利用者のヒヤリングや調査は必須)。とりとめない意見となりましたがお許しください。失礼します(男性・60 歳代)
○人権に対する取り組みに賛成します。がんばってください(男性・60 歳代)
○河内長野市は、市民にも行政にも人権問題に理解が有るように思います。バブルごろまでは差別なども根強くあったものの建て前上でも一定のラインがあったように思います。今は SNS やインフルエンサーなる人達にも垣根を越えるような表現も多く、又、体感的にも弱い立場の人々や障がい者、高齢者、幼い子どもたちに対する圧が強い町に感じる時もあります。今の時代は人権・差別の問題を一般的に啓発することは大変むずかしい側面があると思いますが、行政の側が(隠れた DV やいじめなども多いように思いますし)寄り添い話を聞く気持ち、窓口もキープしているということを知るだけでも不安が少なくなると思います(男性・60 歳代)
○このアンケートだけではなく、市民の人権意識を高めてゆく取組は大切だと思います。ただ多くの市民は、仕事や様々な生活活動に追いまくられ、せまい社会観や人間観の中に閉じ込められがちです。私自身も人を差別してしまうのではないかと時々自戒する日々です。困難なこととは思いますが、市のとりくみに期待しております。がんばって下さい(男性・60 歳代)
○日本ファースト国民の安全、逆差別になりかねない。今現在おかしな問題が多いこの質問状にもおかしな点が多い。LGBT＝治安が悪くなる、小さな子どもが一人で遊ばせられない、常に目を離せない。夫婦別姓＝反対。同和＝相手が騒がなければこちら側も普通に接します。外国人問題＝役所も審査基準を適切に行ってほしい、無差別に受け入れないでほしい。逆に河内長野役所は外国人に生活保護医療費出しているのですか(回答して下さい)。アンケート調査公表するのですか？逆に他の人々に対して不利益な状況を生み出しかねない。いちいち問題にしない、今まで通りで良い。国に振り回されず独自の地域を作ってほしい。今から同和問題と外国問題が盛り上がるでしょう。役所よく考えて行動をとって欲しい(男性・60 歳代)
○誰もが差別なく平等に生きられるようになれば良いと思います(女性・70 歳代)
○高齢者、認知者、障がい者それぞれ個性があり対応もむずかしく、もっとこうあればもっと一歩近づけばと思う事あります。しかしそのタイミングはむずかしいです。やはり多面にうるおわないとこの対応はいつもはがゆく後年になる事を感じます。テレビ方面で感じる。人間問題もあの時と思わされます。公的立場でここまでと線を引く所を感じます。いつまでもむずかしいです。自分保持も大切です(女性・70 歳代)
○人権問題に対して無関心でした。どうしたら関心を持つかを考えました(女性・70 歳代)
○相談しやすいところを作ってほしい(女性・70 歳代)

○自分自身がなるべく迷惑かけず生きていくことでいっぱいいっぱい人権問題に心を向ける余裕はありません(女性・70 歳代)
○人権とは何かの定義が、法などの公文書で明確に示されているか知らない(男性・70 歳代)
○生まれつきの事情による差別はなくすべき。自分の努力で道が開ける当市でありたい。自分は他人に対する思いやりのある接し方をする(男性・70 歳代)
○特にありませんが、問題解決に情熱を持っている一人のリーダーが、必要と思います。輪が広がってゆくことに期待します(男性・70 歳代)
○当市は人権問題が少ない所だと思う(男性・70 歳代)
○人権を知識として伝えるとともに、それがどうして人の権利として大切なのかということを知るようにすることが重要と考える。そのために、本市のスローガンである「思いやりとぬくもりのある一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」を自分の立場で考えていきたい(男性・70 歳代)
○小、中学校時代の人権については覚えていませんが、高校から職場まではだいたい覚えていますがうるおぼえです。機会があればもう一度勉強してみたいと思います。私達が若い時は差別や人権など余り言わなかったことと思います。それだけ言葉の暴力があったのですね(男性・70 歳代)
○人権問題というのは実に難しいことと思う。幸いにも私の周りには人権を差別するような人は存在していないので普通に生活出来ているのでこの様な事はそれ程深く考えた事もないです(女性・80 歳以上)
○「差別を無くす」ことを前提に諸々に取り組んで一步一步着実に進めて成果を上げていただききたい。根気よく時間をかけてが必要だと思います(男性・80 歳以上)
○広報かわちながのの情報ひろばで人権相談があることを知りました。相談者の拠り所になることを期待します(男性・年齢無回答)
人権教育・啓発
○小学校、中学校の段階から人権問題にふれさせるべきだと思う(女性・20 歳代)
○小学生のうちから定期的に学校で講演会を行うべき(女性・20 歳代)
○小中は河内長野市内の学校に通いました。そこで人権問題について学んだとは思いますが、あまり記憶には残っていません。ですが、「聞いたことがある」という記憶があることだけでも重要なことだと思っています。社会人になり働く中で様々な人に出会いましたが、表立って差別的な発言をする様な大人には、なってほしくないなと思います。河内長野市は年々子どもが減り悲しいのですが、教育においては私が受けていた授業と変わらずに、人権についての大切さについて教え続けていってほしいな、と思います(女性・20 歳代)
○人が集まるイベントなどに、それとなく人権問題についての話題を、混ぜる必要があると思います(男性・30 歳代)
○人権問題は、「知る」という事が1番大切だと思います。市民 1 人ひとりが、日常の中で人権について、特別な事ではなく普通の事としてとらえる事ができる住みやすい市であってほしいと思います(女性・40 歳代)
○自分のことも、相手のことも大切にすることや、他者を思いやることについて、学校教育はもちろん、多方面で(職場や地域で)啓発が必要です(女性・40 歳代)
○まだまだ、理解や知識不足の人が自分も含め多いと思います。知ることで差別が生まれることもあるかもしれませんが、国や行政、市が出来ること広めていって欲しいです。また、自分もこれを気に色々知っていかうと思います(女性・40 歳代)
○毎年 7 月に行われるキックスでの人権展(平和展)はとても良いと思います(女性・40 歳代)

○障がい者だから、同和地区だから、外国人だから、という理由のみで差別を受けるのは絶対におかしい。ただ明らかに人間性に問題がある人が周囲から嫌われたり、浮いた存在になってしまうのはある意味当然のことだと思う。そういう意味では全てを一括りにはできない。差別は悪だが何らかの問題により疎外されることは誰しもある。それは差別と言えるのかどうか。痴漢は悪だが下着同然の服で街中をうろつくのは危険。権利はリスクを伴うことがあるとの理解が必要なのでは。障がい者についての設問も、障害の度合いによってはある程度行動を制限しないと生命が脅かされる場合があるので一概に「本人の意思」のみを尊重できない。人の数だけケースがある。結局全て「人による」。不寛容な現代において一番欠けていることは豊かな人間性を醸成するための教育だと思う。「差別はいけない」と教育するより利他の心を育てるような教育に力を入れることがひいては差別をなくすことにつながるのではないか。差別は勘違いや思い込み、不勉強などから発生する場合も多いと思うので、学ぶ機会は引き続き作ってほしいと思う(女性・40 歳代)
○行政の中で十分に教育啓発されていると思いますが、発信力が弱くはないかと思います。特に障がいに関しては自身が関わり仕事をしているのでそう思ったりしています。今後ともよろしくお願い申し上げます(男性・40 歳代)
○小、中学校でよく教育すべきだ(男性・40 歳代)
○話題として取り上げる回数を増やすことが大事なのかなと思います(女性・50 歳代)
○河内長野だけではなく小、中学校における人権についての教育が現在、どのように行われているか、等、広報に載せてほしいです。これからの河内長野市を支えることも達の教育はとても大切だと思うのと、それを支え、見守る大人達も情報を共有する必要があると思います(女性・50 歳代)
○今後も継続的な啓発を続けて下さい(男性・50 歳代)
○人権は市民一人ひとりを守るための大切なルールを皆が認識する事で守られるため、人権を侵害する人が一人でも少なくなるような啓発をお願いしたい(男性・50 歳代)
○幸せな環境(この表現もおかしい?)に生活していますので、あまり考えたことはなかったです。知人から話を聞いたりして、大変だなあと思ったことはありますが、知識、興味を持たずに生活してきました。機会あれば、講演会や、イベントに参加することもひとつ知ることも必要なのかもしれません(女性・60 歳代)
○職場で人権研修が行われていますがパワハラ、いじめが普通にあります。知識があっても自分より弱い立場の人をいじめてうっぴんを晴らしているように思います。一人ひとりの性格、経済状況、思考が違うこと、格差への不満がいじめを生むことの要因になっていると思います。すべての人が平等ならなくなるかもしれません。でもありえないことです。こども時から人権についてわかってもらえるよう地道に伝えていくしかないと思います(女性・60 歳代)
○全国の市町村で、人権問題に対して、積極的に取り組んでいる自治体はいくつもあると思います。またそれぞれの自治体での特徴や苦勞している点、成果をだしている点などあると思います。是非、いいとこどり(ロールモデル)のロードマップを作って効率的な取組を期待します(男性・60 歳代)
○人を思いやる気持ちを持てるような社会になって欲しい(男性・60 歳代)
○情報発信がない。河内長野市としての見解がわからない(男性・60 歳代)
○小学校の時、名前は忘れたが道徳の本があった。一週間に一回だけその時間があったように思うが、時間数にしたら本当にわずかの時間だったと思う(女性・70 歳代)
○差別は無くならないと思います。教育、啓発等は必要とは思いますが、いざ自分自身に関わってきた時に、平常心でいられるか。この意識調査に関わった人にお聞きします(女性・70 歳代)
○パワハラ、セクハラ等も人権として取り上げられきている。いずれの人権問題も職場内は勿論、地域としてももっと啓発して欲しい。隣近所の噂話も軽んずせず人権として考えて行ける様な意識の啓蒙向上の浸透を願います。我々、年寄りでも分かる人権について示唆して戴きたいと思います。市役所、学校、公的な場での人権に関わる対応、行動、言葉使いなど残念に思う場面に出会う事が多いのが実情ではないでしょうか(女性・70 歳代)

○今回の調査は、このプランの次期計画を策定するためとありますが、市として前期までの施策推進プランの内容が何もなく、アンケートと封書がきてもこのアンケートは初歩の初歩のアンケートのように思いました。もっと市として推進していることの内容をどんどん市民に知らせていただきたいです。人権問題ってこども達のいじめからはじまり、多かれ少なかれだれもが大人になっても法律がという言葉で済ませるような大きなことより「ありがとう」の言葉で済ませるようやさしい心が必要ではないかなアーと思います。専門家の先生方ばかりの人権問題では解決しないことが多いようで、自然豊かな河内長野市をして下さい(女性・70 歳代)
○幼児期から理解できる方法、紙芝居やアニメなどで誕生の不思議や命の大切さを知る。性教育をとり入れ、自分も他者も大切に考えられる機会をつくる。こどもに関わる大人にも学習する必要あり。スポーツなど指導者の立場の人に暴力的な発言をしない方法を知ること。高齢者、障がい者の集まる場、施設や自治会などでも映画、お笑いといった手段で人権について考えてもらう。夫婦別姓についても話し合う場が必要。旧村の地域で女性の意見が聞かれることが少なすぎる。地域で人間関係に差別を感じる。若い人たちが発言しにくい。若い女性たちが住みにくい。対話の大切さを知る。言い負かすのではなく意見の違いを知り、どのような解決ができるか話し合えるようにできる学習をとり入れる。学校(家庭科など)教育、市の生涯学習で男性の家事分担について必要性を知ってもらう。海外で女性の地位が高い国の人権学習の方法を参考に人権教育を考え、世界の動きにも注目する。人権に関わる条例があることを様々な講座イベントを通じて伝える(女性・70 歳代)
○現在でもそれなりの活動をされているようですが、活動報告なり発表の機会が少ないのか、市民にあまり届いていないのが残念です(男性・70 歳代)
○人権に関する事を積極的に広報すべきだと思う(男性・70 歳代)
○人権教育は、大切な教育である。多くの人が身近にある差別の問題を知ることが重要である。住みよい河内長野市となるよう、さらに人権意識を高める取組を進めることである(男性・70 歳代)
○講演会には、日時場所が都合が付かないことが多いので、オンラインでの参加や録画の視聴などができるようにしてほしい(男性・70 歳代)
○幼少のうちから人権問題・啓発は必要と思う(女性・80 歳以上)
○人権問題は学校で教えなくて良いと思う。自然に消滅していくと思います(女性・80 歳以上)
○人権問題、人権教育等は、右か左、イエスかノーではなく、非常に重く難しい内容であると思います。人間である以上差別心や病気、障がいは自身を含め、決して避けて通れないものです。そして時代の価値観や経済、政治も時々刻々と変化します。その上で若い時に、義務教育等でしっかりと教育を受ける事が大事だと思います(女性・80 歳以上)
○小生は以前企業にて同和問題企業連絡会の会員として自社の部落問題を主とした人権問題の啓発、研修に携ってきました。現在は人権問題は多岐にわたって、大変と思いますが、解決のためには啓発研修が最も重要だと考えます。今後とも行政の責任としてしっかり頑張ってください(男性・80 歳以上)
○一般市民を対象に人権教育研修会や講演会を開催するとともに河内長野市として積極的に女性、こども、高齢者、障がい者などの 4 人権問題に取り組んでいただきたい(男性・80 歳以上)
○河内長野市だけの教育、啓発では効果がない。ごく日常のテレビ、映画でそれとなくふれる場面の作品が大いに普及することが大切。＜良い例＞映画「息子」→息子の恋人(和久井映見)がろうあ者。テレビ「花いちもんめ」→義父が認知症で息子のヨメ(十朱幸代)が苦労する。わざわざ説得調、教育調のものはかえって重々しく感じる。国際化グローバル化が進めば部落差別、女性差別などの従来の価値観による差別はうすれていくか新しい差別が生れてくると思う(男性・80 歳以上)
○今後の人権教育・啓発はやめるべきです。助長しているにすぎないように思えて仕方ありません。問題が起こればその都度、法律で対処していけば人権問題は減少していくと思うんですが(男性・80 歳以上)

インターネット上の人権侵害
○SNS などを使った誹謗中傷によって自死に追い込まれる人が後を絶ちません。せめて、名を名乗り、正々堂々面と向かって発言すべき。SNS の無名の投稿はどんな内容であっても即削除されるような仕組みづくりを望みます。こどものいじめは社会の縮図であると思う。大人から変わらなければ、いつまでたっても撲滅出来ないと思う。こどもへの虐待問題もしっかり踏み込んでなくしてほしい。性善説では何も良ならない(女性・50 歳代)
○今はインターネット上での情報をそのまま受取ってしまったりするケースがあるので訂正とか申出してもなかなか時間を要することがあるのではと思う(女性・70 歳代)
女性
○ジェンダー問題について、市役所がもっと力をいれるべきと思う(女性・80 歳以上)
こども
○問 3(6)いじめ問題はいじめを受けるこどもにも原因があるに対して「そう思う」と回答した理由について。いじめを受けるこどもが悪いという理由だけでなく、性格が良いまたは容姿が良いという理由からいわゆる良い子であったとしても、いじめを受ける可能性があるということです。(いじめをする側の問題が大きいと思います。)人権侵害は起こってはならないことです。ただ起こった場合に相談できる場所がすぐ見つけられることが大切ではないか、そういう場所が貴市にあればもっと住みやすくなるのではないかと思います。この調査結果を広報かわちながの等で報告して頂きたいです(女性・50 歳代)
○最近のニュースには「いじめ」による不登校また孤独に陥ることもある、事象が見受けられる。悲しいと言っていいのか、その人達の周りの方たちは、何か手助けする方法を持たないのか、何も考えないのか。今は無関心という病気がはやっているのだろうか。何か人間である自分たちは、他人にかかわることを、こわがっているのか、面倒だと思っているのか、どの人も、他の人と触れあってなごやかに、穏やかに通していく世の中である中に、人権教育や、人権問題が含まれることは、いわば人として生きる潤滑油ではないだろうか。一人ではいきられないのだから(女性・80 歳以上)
○人権問題の中ではイジメが一番切実です。新聞で生徒の飛び降り自殺の見出しを見ると胸が痛みます。河内長野市ではこの様な例はないと思いますが起きてからでは遅いので担任の目が届かない所でのイジメを未然に防ぐため、イジメについてのアンケートを生徒に書いてもらうなどすることでもいいのではないかと、と思う。何かあった時、強い保護者への対応が難しい昨今では担任だけではなく教頭、校長先生も先頭に立って動いてほしい。学校のことは良く知らないが弱い生徒の心を守ってやりたい(女性・80 歳以上)
高齢者
○氷河期世代で独り身なので、高齢になった時に認知機能低下や疾患になっても最低限の生活は守れる社会であって欲しい(女性・40 歳代)
○高齢者にとっては生きづらい所です(交通面、特に)(女性・70 歳代)
障がい者
○障害者差別解消法や障害者権利条約をもっと社会に周知してほしい(男性・40 歳代)
○障がい者が、障がい者である前に、人間であることを理解いただいて、障がい者が、障がいを理由に”ガマン”しなければならない行政を実施して下さい(男性・80 歳以上)
部落差別(同和問題)
○同和問題について、えせ同和が無くなれば進展すると思う(男性・40 歳代)
○同和地区の人を行政が優遇する限りこの様な問題は無くならない様に思う(男性・60 歳代)

○同和問題は小学校の時に授業で聞きました(50年以上前)。そして大学時代(理工学部)は確か必修科目だったかな？この時代は本当に同和問題が非常に多く取り沙汰されていた記憶がある。ただ正直、今もまだ続いているとは思わなかった。周りにそういう関係者が全くいなかったのが原因で全く関心が無かった。日本が未だにそういう問題が続いているという事はきっと万策尽きたという事かな？国が本気になって超重い刑事罰に処するか(共産主義と同じ事となり絶対不可能)、日本人の人口が急速に減っていくのを待って自然に終焉を待つか？結局、外国人に頼っていかざるをえなくなる。そしてそれに対応するために、さらに市の財政がいろんな意味で圧迫していく。難しいですね。今回の質問、すべて重いですね。正直 LGBT の事はわかりませんが、今のこのような状態になったのは、すべてにおいて日本政府が本気で本腰をあげなかったため。この一択でしょう。今更このような事を言っても始まりませんが。関係ない勝手な意見、また要望ではなくて、すいません。われわれ市民のために働いていただき有難うございます。ご健闘をお祈りいたします(男性・60 歳代)
○部落差別は母が、結婚する時も気にしていました。40 数年前ですが！今、私の友人のこどもさん達が結婚する時も、本人がよければ何も調べないと言う親が多いように思います(女性・70 歳代)
○私の生まれた時代に同和地区の事を知りましたが、今の時代に同和の事を知ってるこども達は少ないと思います。過去の事をわざわざ考える必要があるのかと思いますが同和を利用して有利に生活している大人が問題なのでは(女性・70 歳代)
○私が 30 代の頃、仕事場所が大阪でも名もした部落解放同盟の中心的地域でした。当時は、何もかも優遇されていた同盟員がたくさんいました。例えば学校の給食でも一般の学校より数段上のおかず(例えば一般の学校ではブタ肉であっても同盟員の通う学校では牛肉のステーキとか)逆差別のような事が多々あったと聞きました。また社会においても、サギ同様の事が、まかり通っていた時代でした。今思えば人権問題の教育・啓発はよいが、やりすぎや優遇は全くよくないと思う。当時は政治主導でいい事、悪い事もまかり通っていた事を思い出します(男性・70 歳代)
外国人
○外国人は嫌いじゃないが、日本を汚していく外国人はどうにかしてほしい(女性・20 歳代)
○河内長野に住む外国人との交流の機会を増やしてほしい(女性・30 歳代)
○外国人のこどもが安心して過ごせるようになってほしい。差別や国への偏見がなくなるとよいと感じます(発音をマネされてしゃべりにくくなるや、いやな気持ちになること)(女性・30 歳代)
○人権問題についてももう一度考え直す機会になり、いろいろな条例などもある事を知ることができた。人権問題もとても大切だが、日々の暮らしが安定しないと人権問題を考える余裕やゆとりもうまれない。外国人留学生在が優遇されたり、税金によって外国人の方が手厚くされている現状をみると、人権問題を語る上での平等というものが見失われていると思います。それによって外国人などへの人権意識も低くなると思います(女性・40 歳代)
○外国人の不法滞在、生活保護(外国籍の人への)など法にのっとった対応をすみやかにし実施してもらいたい(男性・50 歳代)
○最近の外国人問題。日本の公共サービスを目的として来日した外国人に生活保護を認めるのは人権問題以前の問題と思う。不景気な今、日本人以外には適用してほしくない(男性・60 歳代)
○河内長野に住んで 30 年になります。この頃外国の方を見ることが多く、特にスーパーで買い物をする男の方をよく見ます。技能実習生の方でしょうか。必ず複数でいます。言語、医療、教育と多岐にわたる問題が生まれているとずっと心にひっかかっていました。今回のアンケートで市がとりくみたいと考えていることが見えてとてもうれしかったです。今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います(女性・70 歳代)
犯罪被害者及びその家族
○犯罪被害者等の人権問題の項目が無かったかと思います。いちばん関心がありましたが残念です。ネットやテレビでも後回しにされている印象です(女性・50 歳代)

性的マイノリティの人々
○老人への配慮は良いと思うけど、若い人(子から親世代)にも配慮してほしい。例えばこども医療を 18 歳まで引き上げて欲しいです。高齢者が投票するからといって議員は当選するために若い人への利点を言わない。それも人権問題に関わるのでは？それと性的マイノリティがどうかという講演会？講習をするならば(他人権問題についても)、他市同様同性パートナーシップなど取り入れた方がいいと思います。意見となる意味がわからない。それなら差別はなくなる。19 歳より(女性・10 歳代)
○同性婚の人が住める市なら素敵だなと思います。公共トイレの問題はぜひ、一石投じて欲しいです。個人的には、マイノリティの方とは同じトイレはさげたいですし、浴場もどの様に判断するかもむずかしい。外見だけの判断ができないのなら、性別とはどこ判断するのかを問題提起して原案をつくって欲しいです(女性・50 歳代)
○トランスジェンダーのトイレに関してですが(問20に項目あり)整備が進まなければ自認する方を使用することを受入れましょう、という話になっている気がします。自認していても見た目が男性もしくは犯罪目的で女装して使用するなどの問題が見すごされていると思います。国レベルでも議論されていない。受け入れを強要される自認+法律上の女性たち(マジョリティ)の人権問題はどうかのでしょうか？逆差別？男性も同様少数派が常に差別を受けるという視点ではなく、真に公平な考えで問題に向き合うことが一番大切だと思います。小・中学校から人権・平等などについて考える機会をぜひ設けてください(女性・60 歳代)
○人権問題について教育の必要な人は市民の間と表裏は出るくとも、多数存在していると考えられる。「性的マイノリティ」の人権等についても根深い所において考えねばならないと思う(男性・70 歳代)
○性的マイノリティの人権について、「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」等様々なタイプを性的マイノリティとして一括してしまうことは問題があると思います(男性・70 歳代)
アンケートについて
○こちらのアンケートの回答はどのように役立てられるのでしょうか(女性・50 歳代)
○アンケートを通して改めて人権について考える機会となりました。広報誌はよく見ますので、今まで以上に発信していただけたらと思います(女性・50 歳代)
○このアンケートを進めて自分の人権に対する考え方や理解があやふやであることを改めて知りました。差別はあってはならないもの！と思いますが、どこか他人事で、というのが実情です。心の柔軟性を高め知ることの大切さを感じました。「少しマシな人間にならなきゃ」と思いました。アンケートに参加させていただき、ありがとうございました(女性・60 歳代)
○人権問題は自分自身が受けてないためあまりわからない。とてもむづかしいアンケートでした(女性・60 歳代)
○アンケートの質問項目が多い。質問の意図が不明確な項目があった(問 2 他)(男性・60 歳代)
○人権問題や市民意識調査の分析を勉強させていただいた経験から回答させていただきました。分析結果の公表が早い時期にされますよう祈り上げます。人権問題に関する分析は数値から見え隠れする市民意識の分析がむずかしいですね(女性・70 歳代)
○このアンケートが何に利用されるのか疑問です。そして多分、この先もずっと戦争も差別もなくならないと思います。なんらかの形で皆さん受けていると思うがわかってない。やさしさ、思いやりのある人は便利になった今ますます少なくなっていると思う。高齢者(いずれなります)学歴、貧乏、障がい者、容姿、職業(人がいやがる事を好んでしますか、してくれる人がいるから世の中が回っています。)生まれてくる時これらを自分で選べますか？いじめも差別であって個人個人が打ち勝つ様にこどもの頃からの教育が必要だと思います。今、中国人の方が増えていますが風習、言葉の違いでむづかしいです。余談ですが、秋篠宮様と真子さんは今の世の中に一撃をやりましたね(女性・70 歳代)
○アンケートの量が多すぎる。こんなに描く(答える)のは大変。人権問題は、大変デリケートな問題なのでこれはこうするとは答えられない。その教育啓発はもっとむづかしい。ひとくくりにしないようにやってほしい(男性・70 歳代)

○問 1 の「刑を終えて出所した人の人権問題」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題」、「ホームレスの人権問題」、「性的マイノリティの人権問題」の項目は人権問題とは思わない。極度な主張をする人の扱いを人権からみにするのはいかなるものか(男性・70 歳代)
○サラリーマンの主人について河内長野へと引っ越してきました。なぜか人権問題については私のまわりには何もおこりませんでした。このアンケートで考えさせられました。世の中でつらい苦しい思いで生きてる方がたくさんいらっしゃるのだと。私もっと関心をもって自分の出来ることをしていかなくてはと思いました(女性・80 歳以上)
○アンケートが長いです(男性・年齢無回答)
その他
○早く開発中の土地に店を誘致してください。楽しみにしてるので(女性・20 歳代)
○放課後児童会に関連する職員に対しての扱い、待遇の改善を求める(男性・20 歳代)
○野球をできるところが少ないので増やしてほしい(男性・20 歳代)
○西野市長の改革に期待をしているのでこのアンケートにこたえました。自然豊かな河内長野、愛する河内長野が立ち直ってほしいと思っております(男性・40 歳代)
○私個人の感想ですが、現状私の身近で当問題を見にしていけないのは、平和だからか？知らないだけか？わかりませんが河内長野市は他自治体に比べて平和だ！！と認識しています。引き続き平和な街づくりをよろしくお願いいたします(男性・40 歳代)
○市民の声をきいて下さい(対面で)(女性・50 歳代)
○障がい者と高齢者の多い町です、彼ら彼女たちのケアを頼みます(男性・50 歳代)
○人権問題というより生活保護受給者などもっときっちり知らべてほしい(女性・60 歳代)
○病気をした時には、どんな障がいを持っている人、弱者には、暖かく、第一に診察してほしいです。特に、国立南大阪病院、近大は。もう、来ないで下さいと言われ、とても悲しい、いやな思いをしました。これも差別です。こんな社会でいいのでしょうか。見直してほしいです(女性・60 歳代)
○人権問題とは違いますが、河内長野駅周辺を何とかしてほしいと思います。駅は河内長野の顔だと思います。が、あまりにも貧弱で悲しいです。遠方からの友人とゆっくり、ランチするところもないです。商店街も閑散としています。金剛登山の人も賑わっているのに寄る場所がないです。ノバティもガラガラで。近くに何かできるんだろうかと楽しみにしてたら、施設やドラッグストアばかりで。もっと魅力のある若い人が河内長野から出ていけない女性の働ける所がいっぱいある町にして下さい(女性・60 歳代)
○ハイテクについていけない人は、置いてけぼりな社会にうんざりしています。スマホは持っていますが、それで、なにもかもやらそうとする。最悪です。年金が低いので働かざるをえないのにお役所に合わせて休みをとれません(男性・60 歳代)
○河内長野に住んで良かったといえる街であつたらと思います(女性・70 歳代)
○市民が心配のない生活が楽しく送れます様に願っております(女性・70 歳代)
○河内長野市役所などで行政書士が市民の相談に対応していますが、この行政書士会ではいじめや女性差別、ハラスメントが横行しているようです。人権を侵害しているような組織を公的スペース無料で使用させ、市民の対応をさせることに嫌悪感です。市長はこの問題を知りながらなぜ放置し、費用をかけてこうした人権アンケートをするのでしょうか。目の前で市長にハラスメントの救済を求めている人がいながら目の前の問題を見て見ぬふりでは意味がない(女性・70 歳代)
○私は年金生活(年金は月に¥48000)マッサージ師として病院に週 3 回 3 時間程度働いています。年金と合わせても 10 万程度。家賃 3 万円支払うと公共料金支払いギリギリの生活。生活保護を受けている人の方が正直うらやましく思います。私は今 73 才、不安な生活です(女性・70 歳代)
○市役所の業務を民間委託する場合、窓口派遣バイトや非常勤職員を出さないように正職員が対応すべきであると思います(男性・70 歳代)
○性善説は良くない(男性・70 歳代)
○具体的な市の施策について、市長自から先頭に立ち市民にアピールするべき。今の市長ではパフォーマンスのみで本気度が感じられない(男性・70 歳代)

○大矢船地区は運転免許返納後は外環添いの交通網がない為不便を感じています。一考をお願いします。日常の買物も南海バスか徒歩でしか行けません。コンビニがあれば大変助かるのですが！的はずれな要望ですがお許し下さい。大矢船地区は自治会館の入口に市民の要望、意見箱が儲けられているので利用可能になっております(女性・80 歳以上)
○私は 84 歳高齢者の一人ですが、もう難しい問題や判断の付き兼ねる諸問題は若い人、知識のある人、常識人が一息考える事と思います。この山と緑の街、河内長野市で人権の問題が重視されている事に意外に思いました。働き盛りの若者の職場で討論されることが望ましいと思います。私達が若い時の人権問題は意見の戦いもあり納得するまで話し合いましたが、今の人はスマホという通信機の影で事なかれ主義の様に感知しない様です！！物は欠足していましたが以前私達が若年層の時が生きがいや働き甲斐があり人間らしい！！人が多かった様に思います、長々と綴りましたが、ご理解頂ければ幸いです(女性・80 歳以上)
○現在の福祉委員会は無駄だと思います(女性・80 歳以上)
○高齢者でも住み良い街作りをお願いします。特に交通の便(バス)が足が不自由で行動がしづらい(男性・80 歳以上)

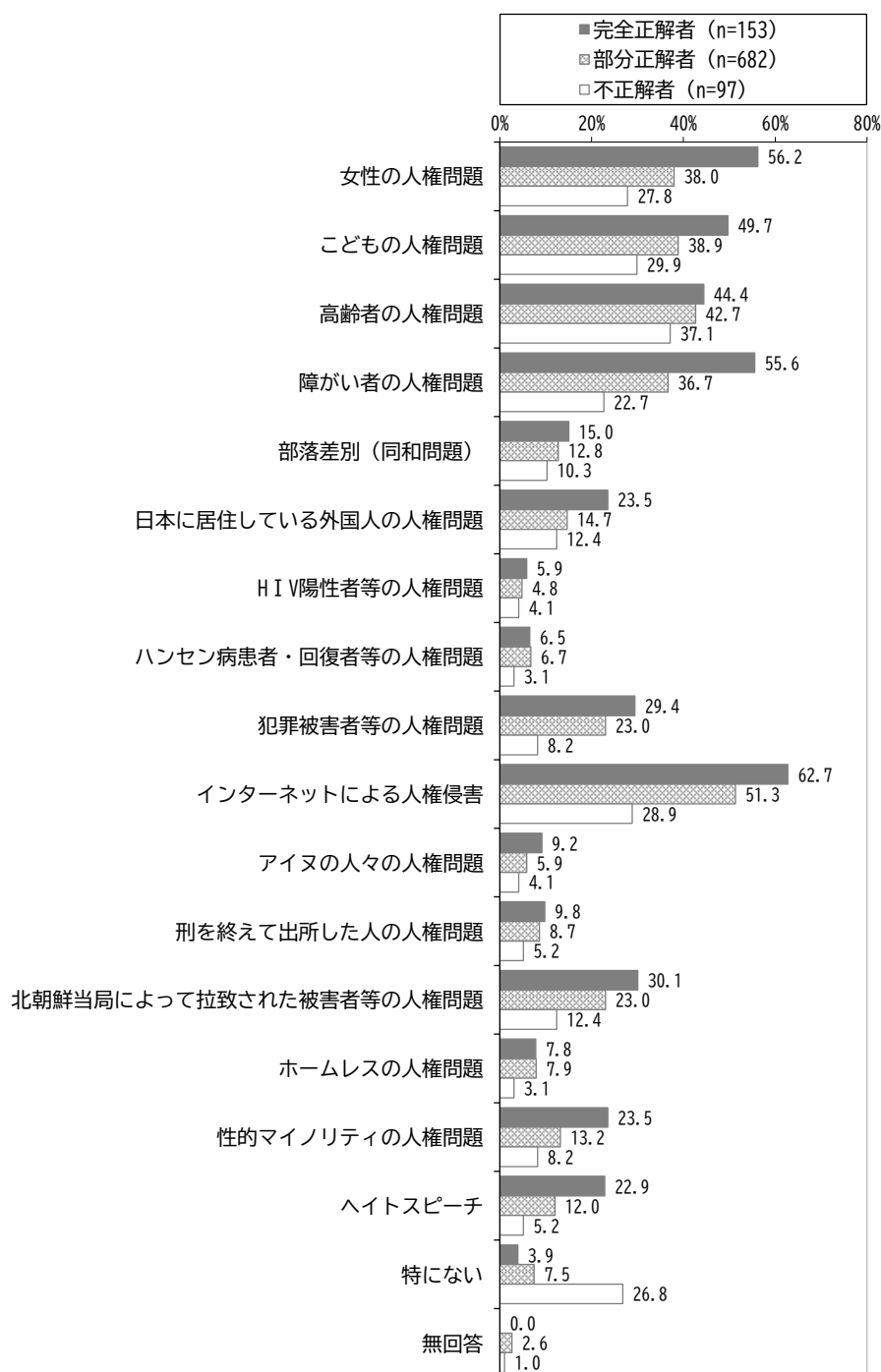
第4章 調査結果(追加分析)

1 憲法における「国民の権利」についての理解別にみる意識の状況

(1)憲法における「国民の権利」についての理解×関心のある人権問題

憲法における「国民の権利」についての理解別に関心のある人権問題みると、「ハンセン病患者・回復者等の人権問題」、「ホームレスの人権問題」、「特にない」を除くすべての項目で「完全正解者」の割合が最も高くなっています。

図表 4-1-1 憲法における「国民の権利」についての理解×関心のある人権問題

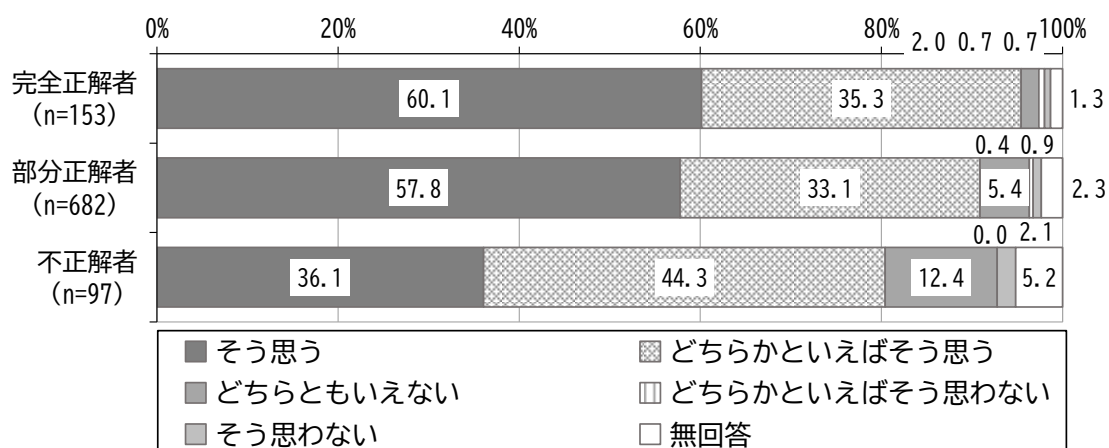


(2)憲法における「国民の権利」についての理解×人権や差別についての考え方

① 差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が高くなっています。

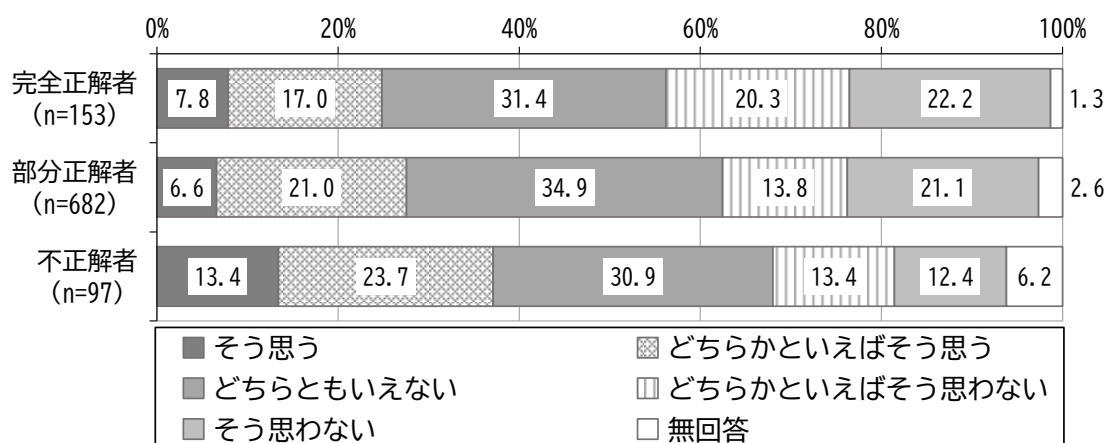
図表 4-1-2 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」に対する考え方



② 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『反対』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）の割合が高くなっています。

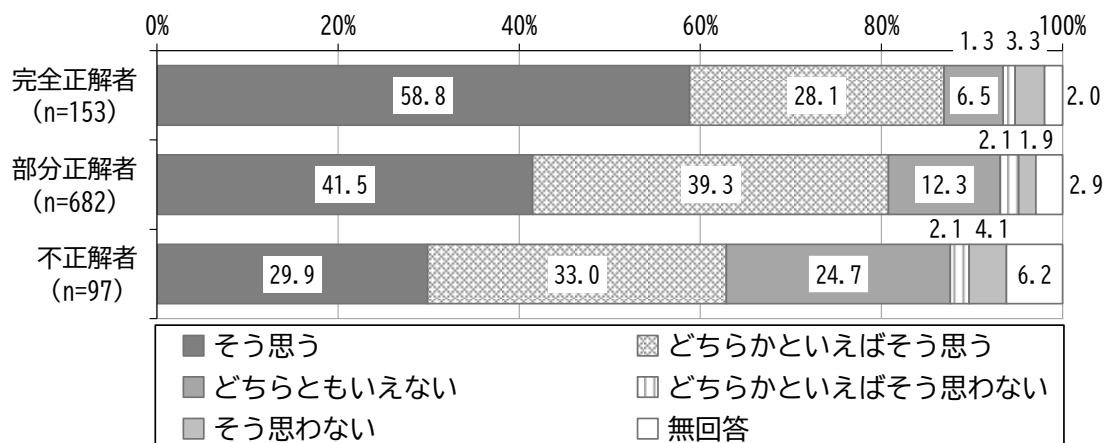
図表 4-1-3 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」に対する考え方



③ 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が高くなっています。

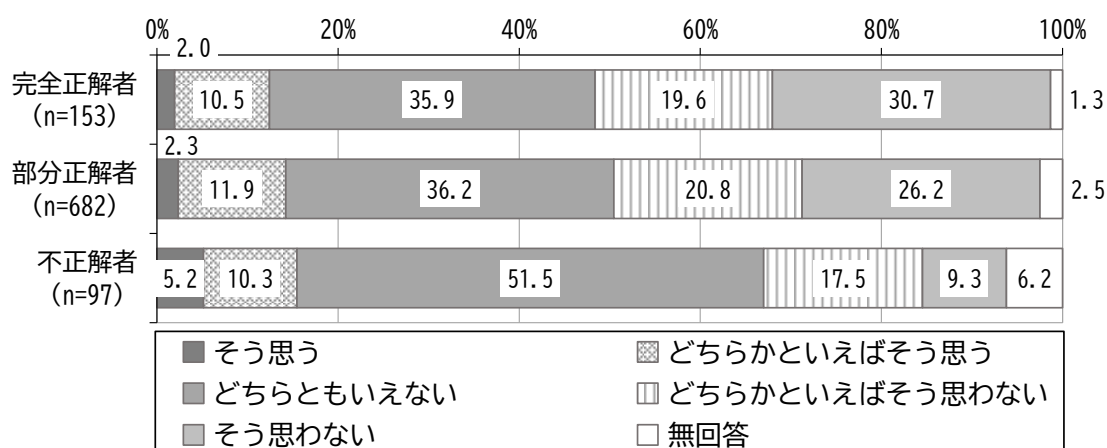
図表 4-1-4 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」に対する考え方



④ 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『反対』の割合が高くなっています。

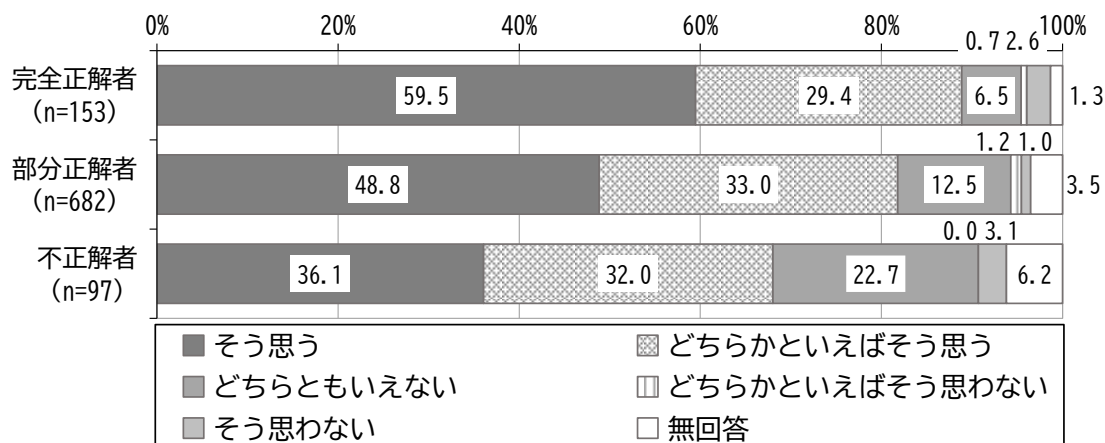
図表 4-1-5 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」に対する考え方



⑤ 差別をなくすために、行政は努力する必要がある

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が高くなっています。

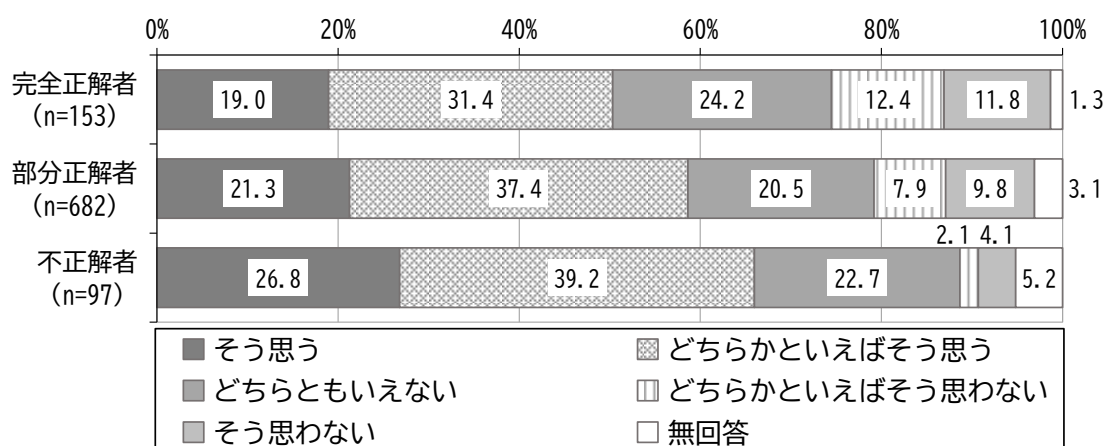
図表 4-1-6 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別をなくすために、行政は努力する必要がある」に対する考え方



⑥ どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ

憲法における「国民の権利」についての理解別に「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が低くなっています。

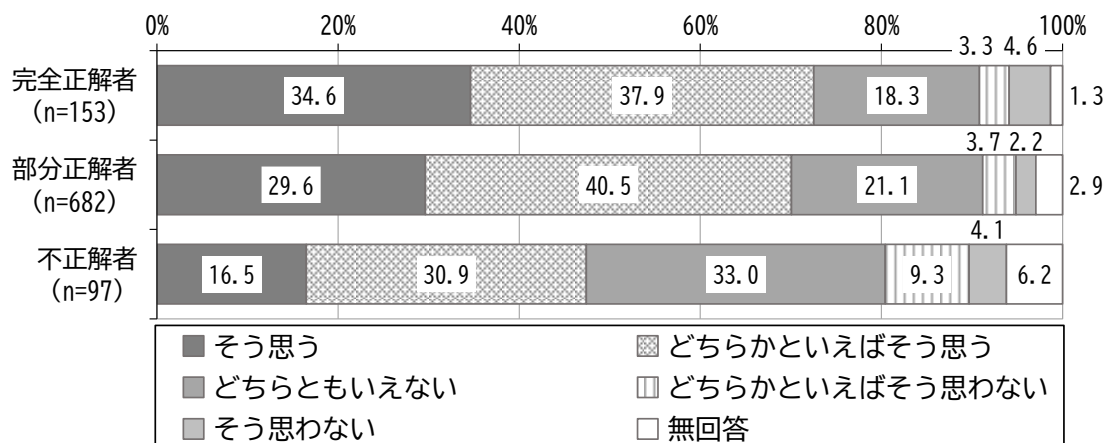
図表 4-1-7 憲法における「国民の権利」についての理解×「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」に対する考え方



⑦ 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が高くなっています。

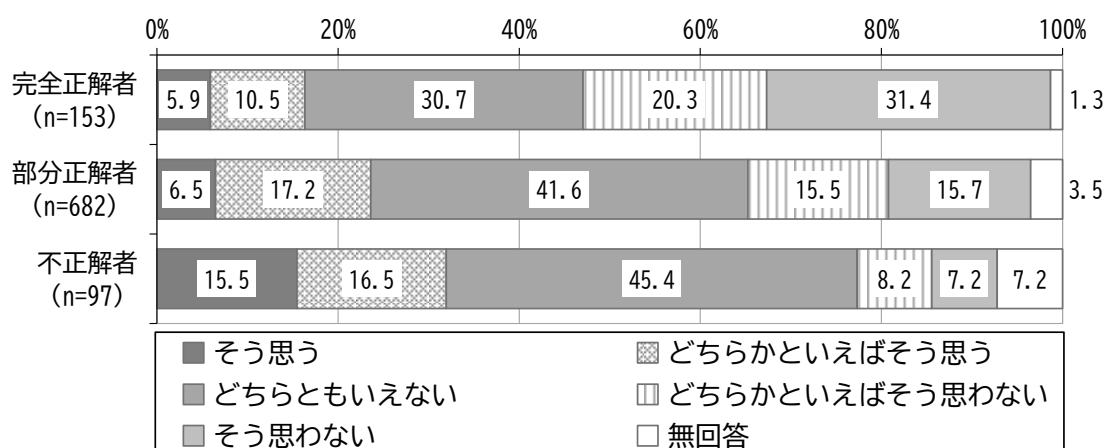
図表 4-1-8 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」に対する考え方



⑧ 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『反対』の割合が高くなっています。

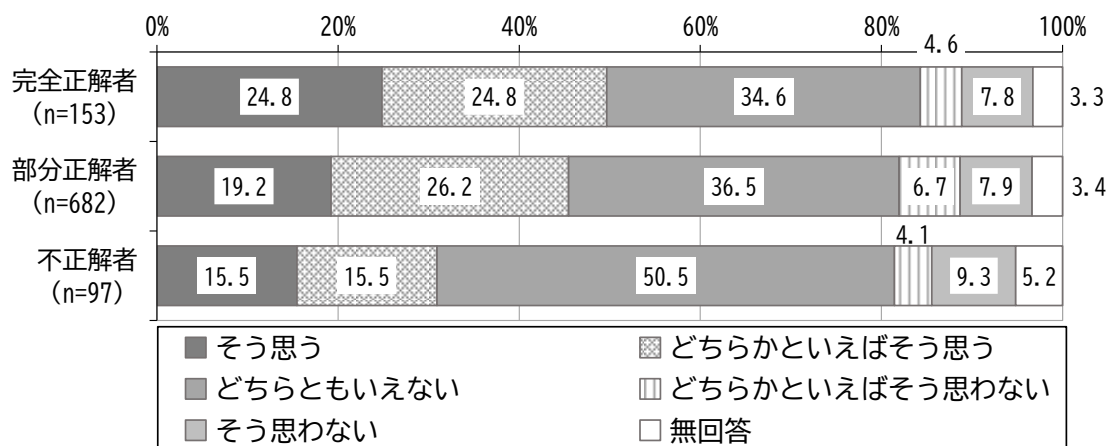
図表 4-1-9 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」に対する考え方



⑨ 差別は法律で禁止する必要がある

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別は法律で禁止する必要がある」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が高くなっています。

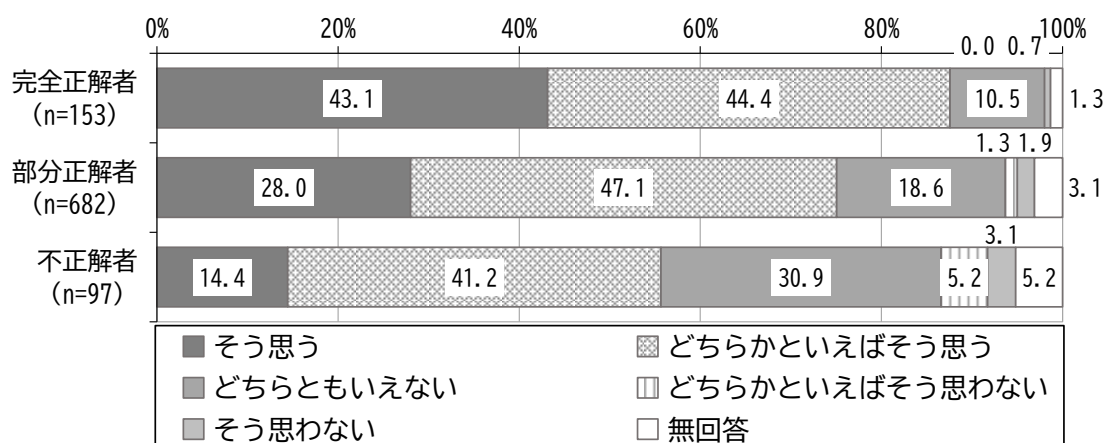
図表 4-1-10 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別は法律で禁止する必要がある」に対する考え方



⑩ 差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である

憲法における「国民の権利」についての理解別に「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『賛成』の割合が高くなっています。

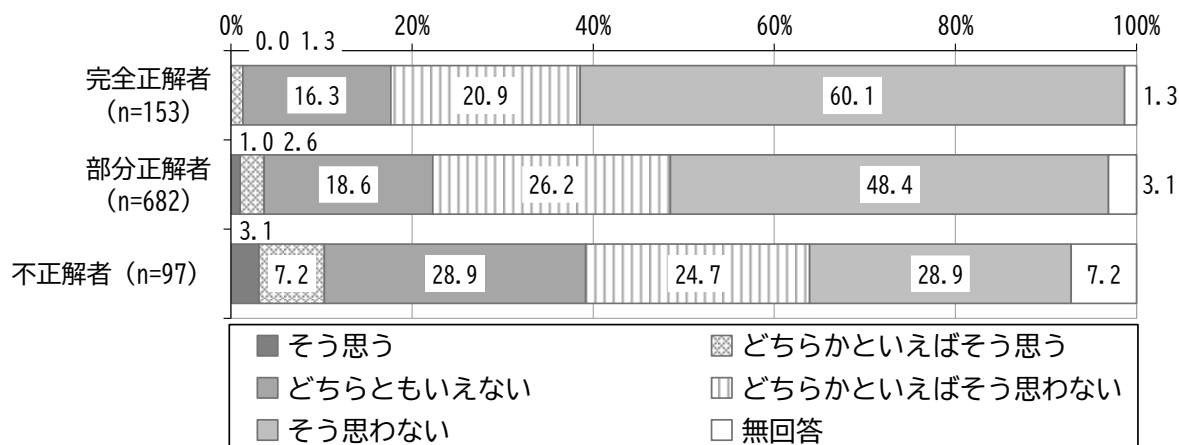
図表 4-1-11 憲法における「国民の権利」についての理解×「差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である」に対する考え方



⑪ 人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない

憲法における「国民の権利」についての理解別に「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」に対する考え方をみると、憲法における「国民の権利」についての理解が高いほど『反対』の割合が高くなっています。

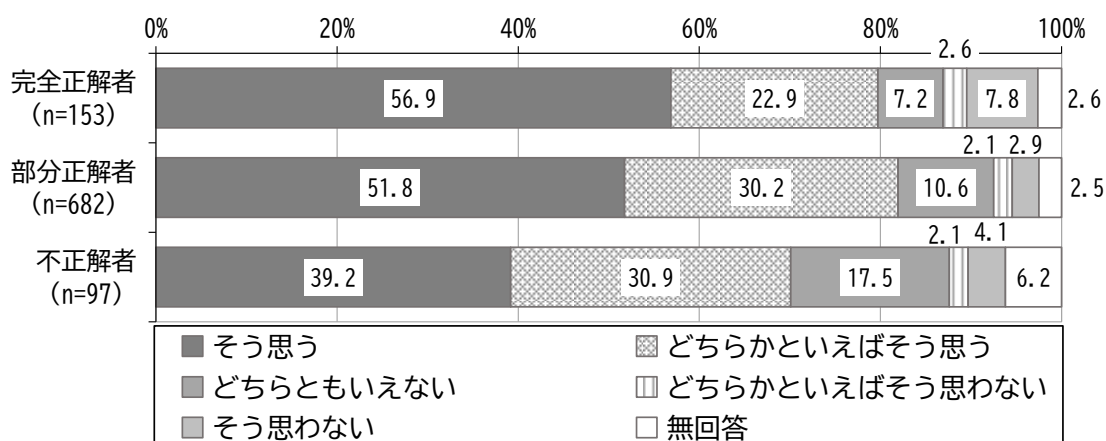
図表 4-1-12 憲法における「国民の権利」についての理解×「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」に対する考え方



⑫ 日本国憲法は、国民が守るべきルールである

憲法における「国民の権利」についての理解別に「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」に対する考え方をみると、「完全正解者」では、『反対』が10.4%となっています。

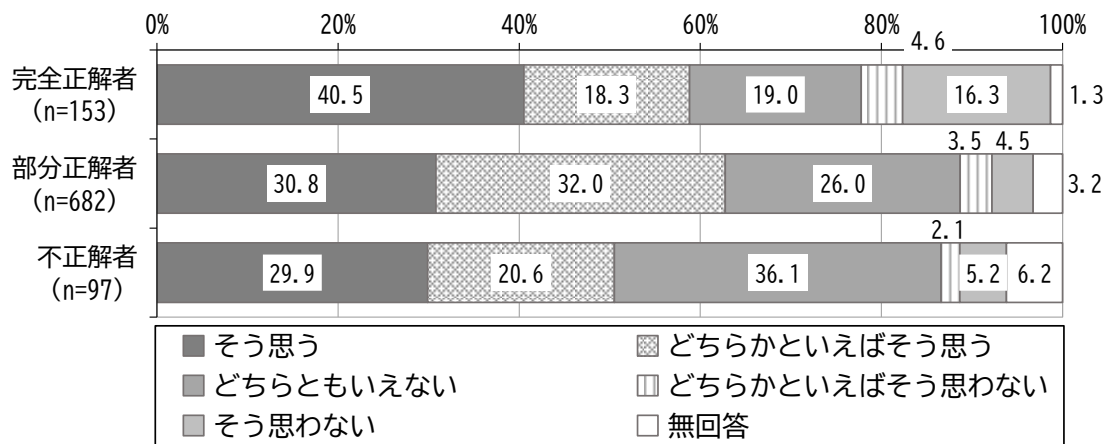
図表 4-1-13 憲法における「国民の権利」についての理解×「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」に対する考え方



⑬ 人権には必ず義務がともなう

憲法における「国民の権利」についての理解別に「人権には必ず義務がともなう」に対する考え方をみると、「完全正解者」では、『反対』が 20.9%となっています。

図表 4-1-14 憲法における「国民の権利」についての理解×「人権には必ず義務がともなう」に対する考え方



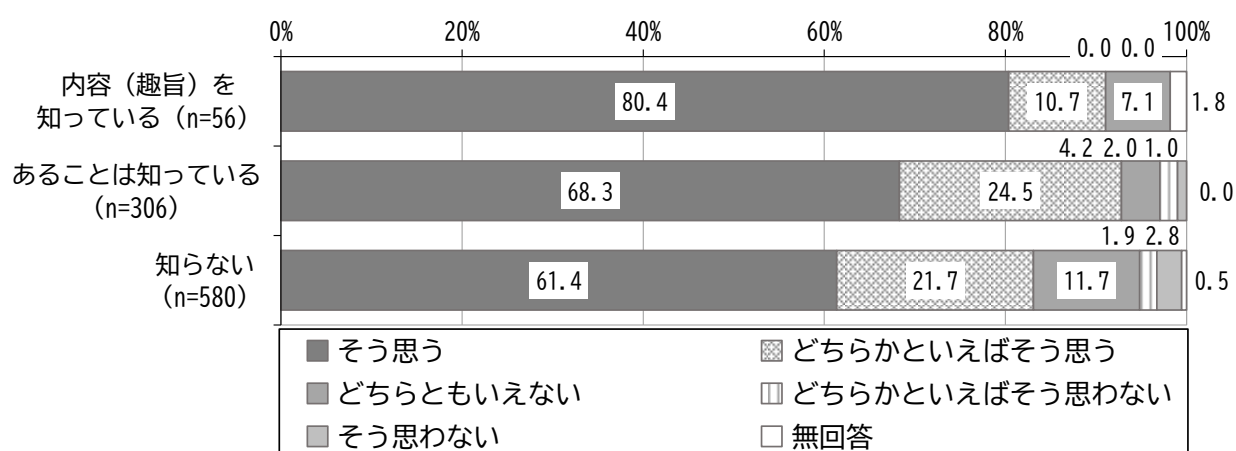
2 人権に関する法律の認知度別にみる意識の状況

(1)障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

① 障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

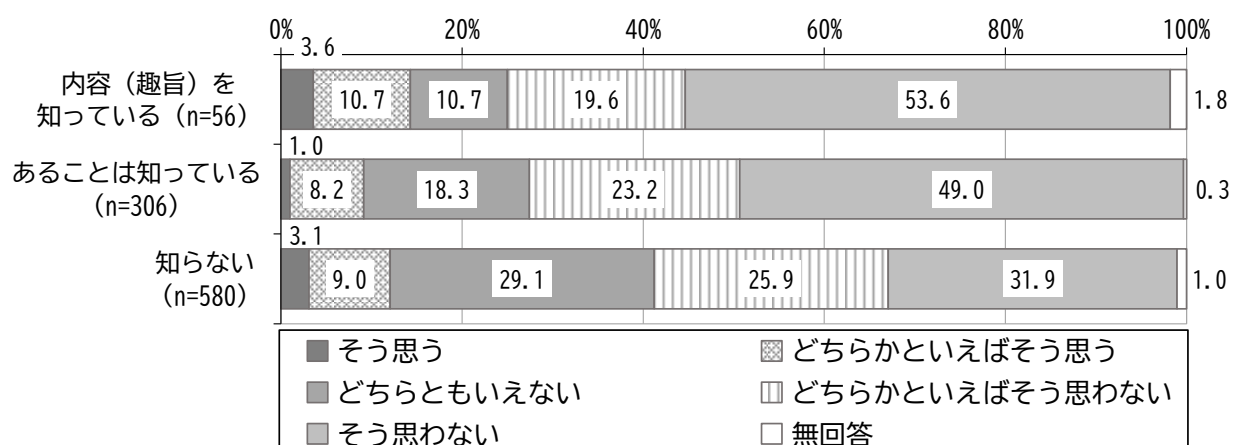
図表 4-2-1 「障害者差別解消法」についての認知度×「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」に対する考え方



② 企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない

「障害者差別解消法」についての認知度別に「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思わない」の割合が高くなっています。

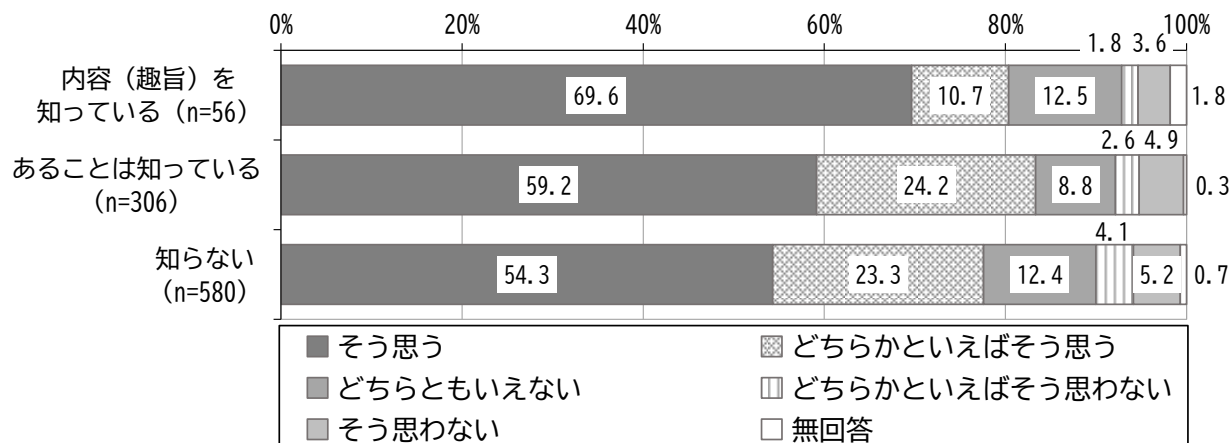
図表 4-2-2 「障害者差別解消法」についての認知度×「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」に対する考え方



③ 災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

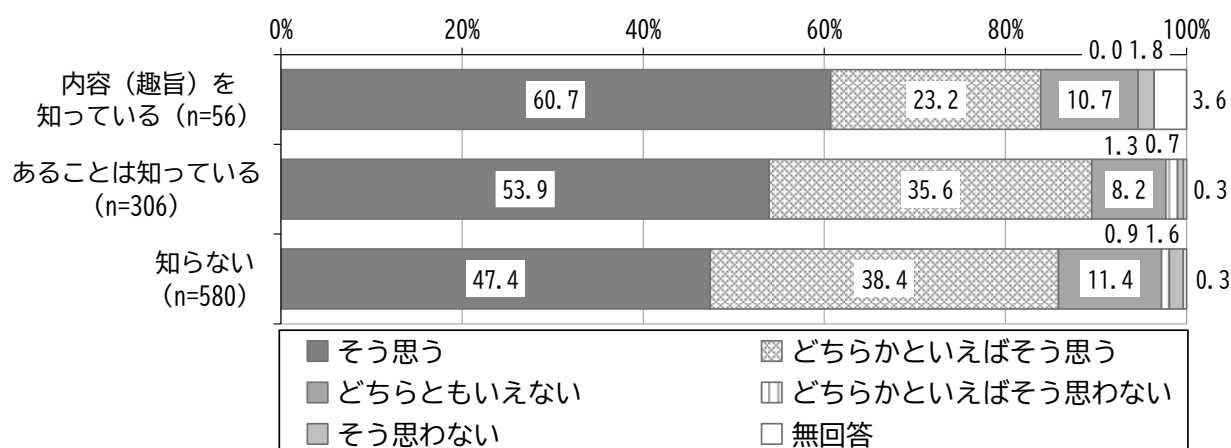
図表 4-2-3 「障害者差別解消法」についての認知度×「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」に対する考え方



④ 職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

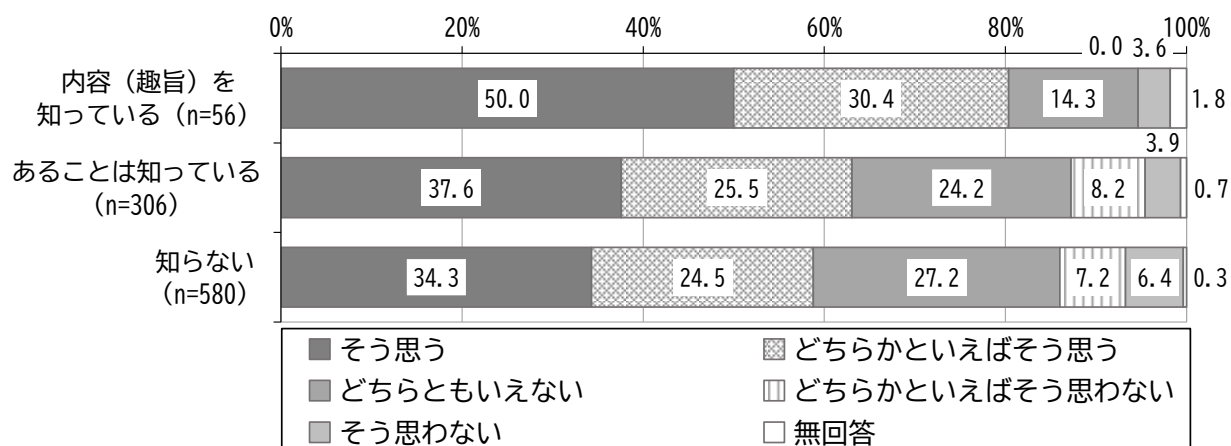
図表 4-2-4 「障害者差別解消法」についての認知度×「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」に対する考え方



⑤ 障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

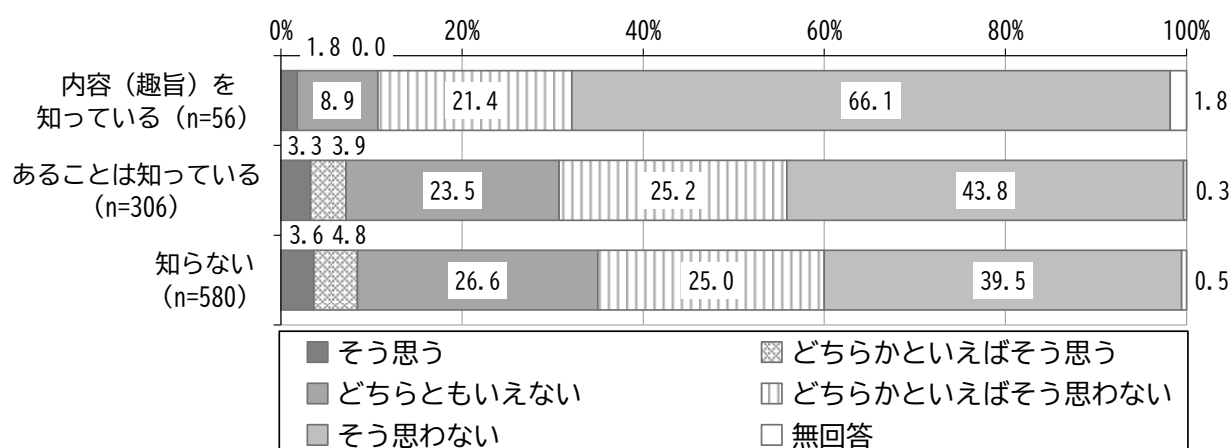
図表 4-2-5 「障害者差別解消法」についての認知度×「障がいのある人が結婚したり、こどもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」に対する考え方



⑥ 自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思わない」の割合が高くなっています。

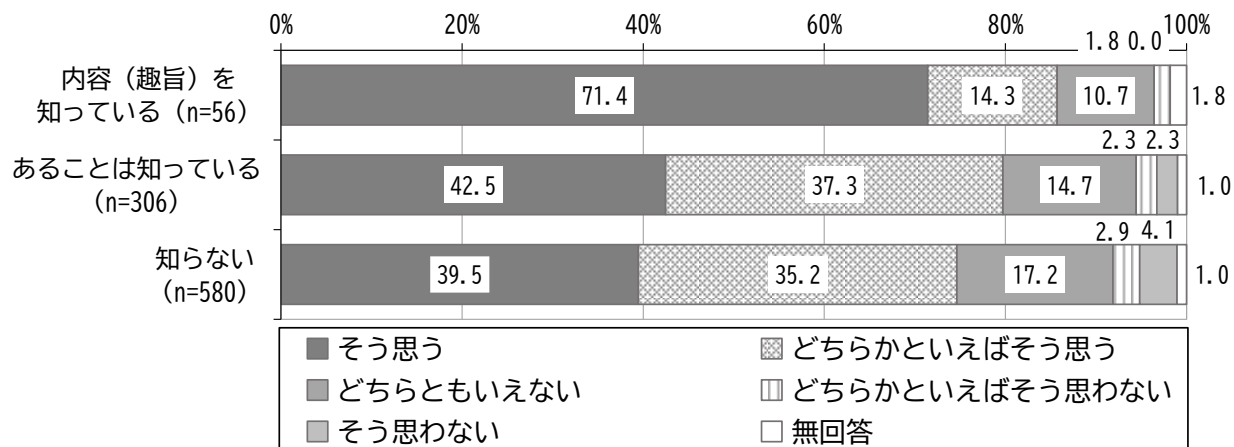
図表 4-2-6 「障害者差別解消法」についての認知度×「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」に対する考え方



⑦ 障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

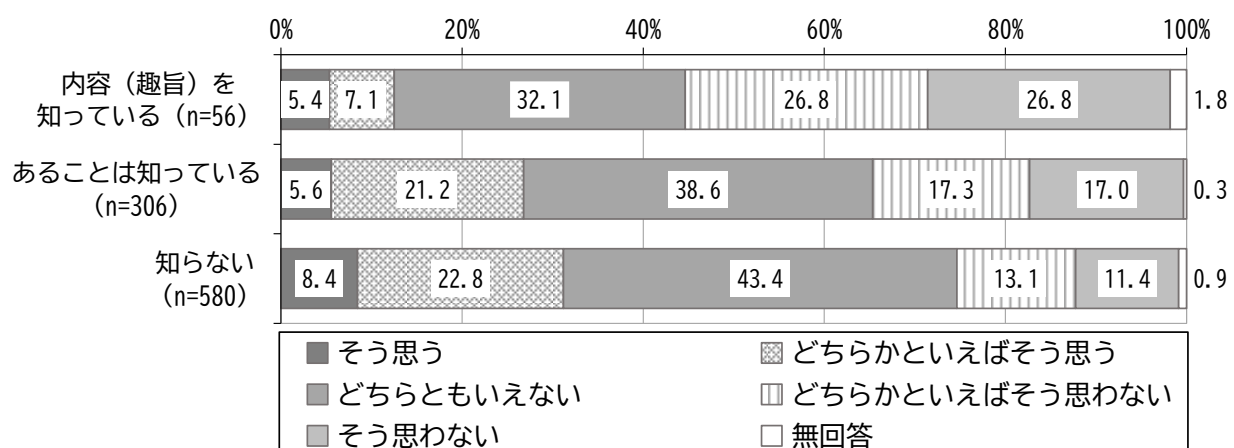
図表 4-2-7 「障害者差別解消法」についての認知度×「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」に対する考え方



⑧ 障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することもある必要だ

「障害者差別解消法」についての認知度別に「障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することもある必要だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思わない」の割合が高くなっています。

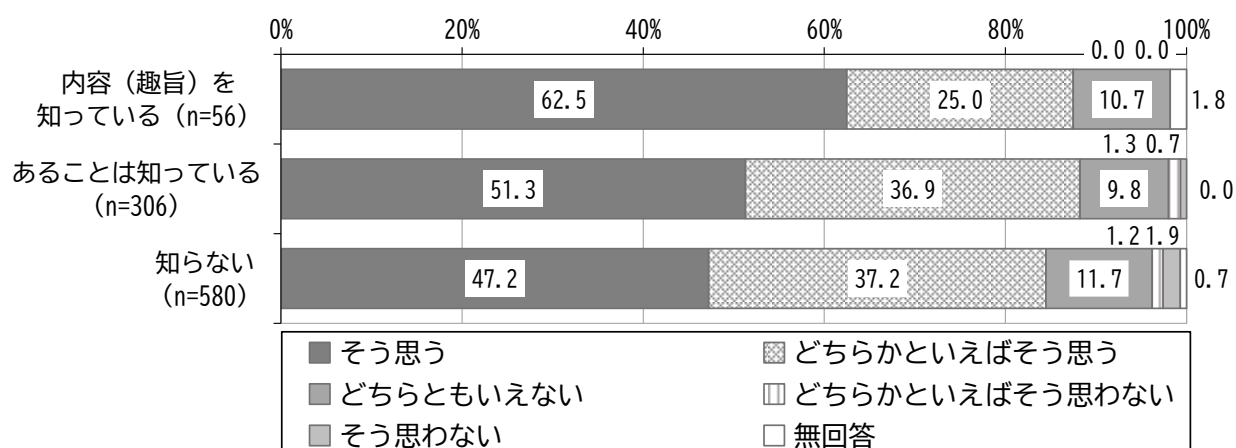
図表 4-2-8 「障害者差別解消法」についての認知度×「障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することもある必要だ」に対する考え方



⑨ 障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく

「障害者差別解消法」についての認知度別に「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思う」の割合が高くなっています。

図表 4-2-9 「障害者差別解消法」についての認知度×「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」に対する考え方



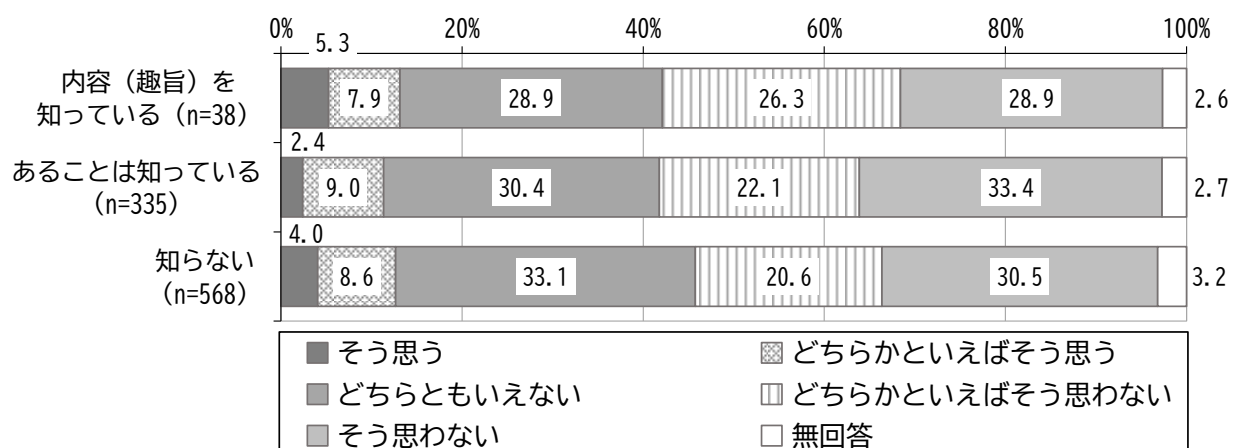
(2)ヘイトスピーチ解消法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

① 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」に対する考え方をみると、『賛成』では「内容（趣旨）を知っている」が 13.2%で最も高くなっています。

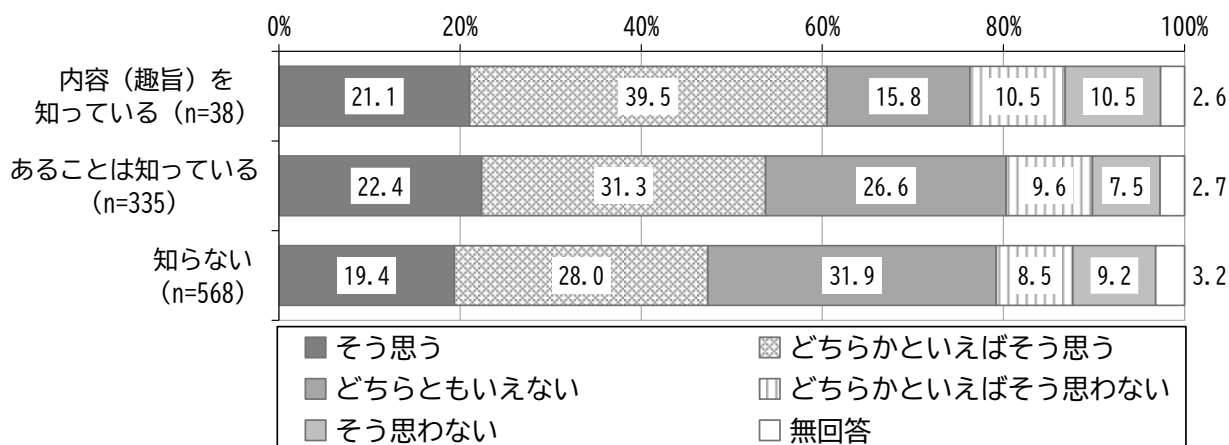
図表 4-2-10 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」に対する考え方



② 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

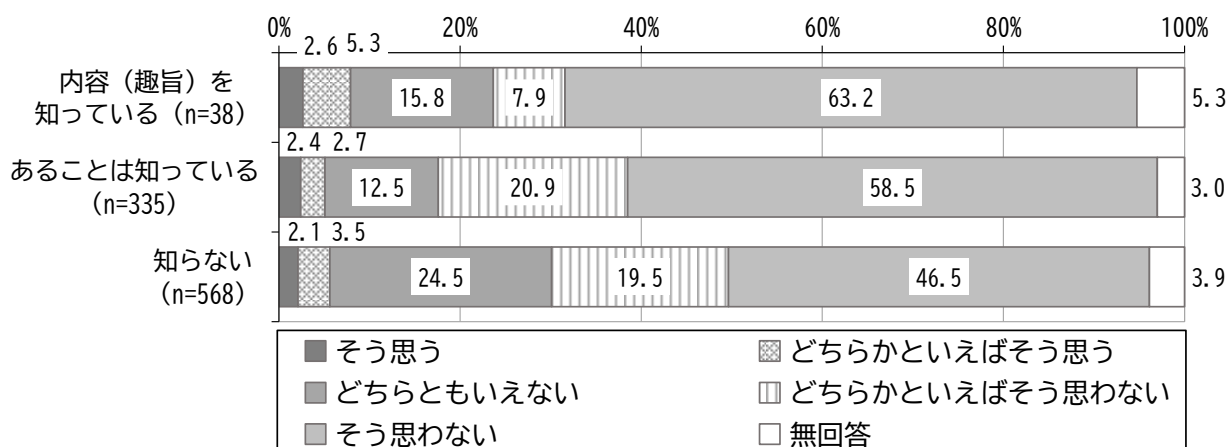
図表 4-2-11 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」に対する考え方



③ 雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思わない」の割合が高くなっています。

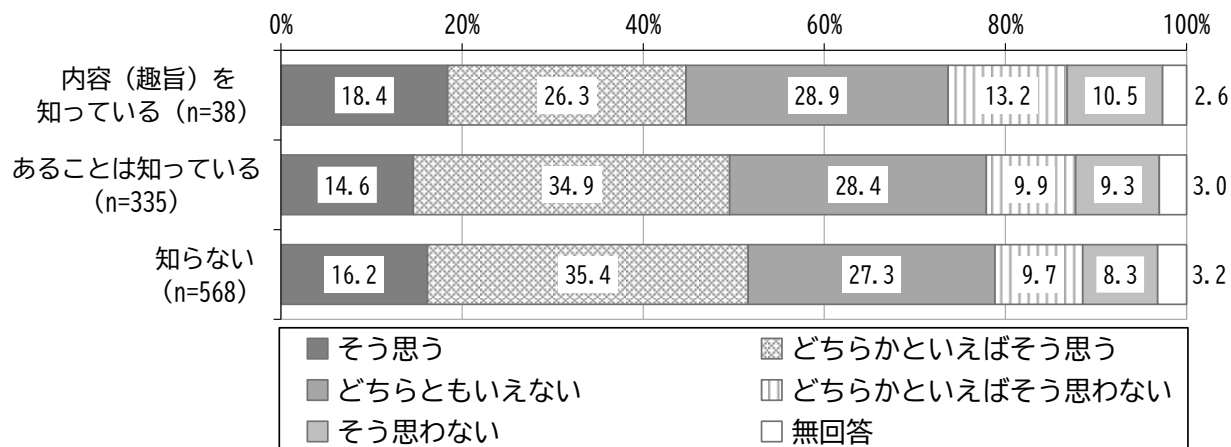
図表 4-2-12 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」に対する考え方



④ 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

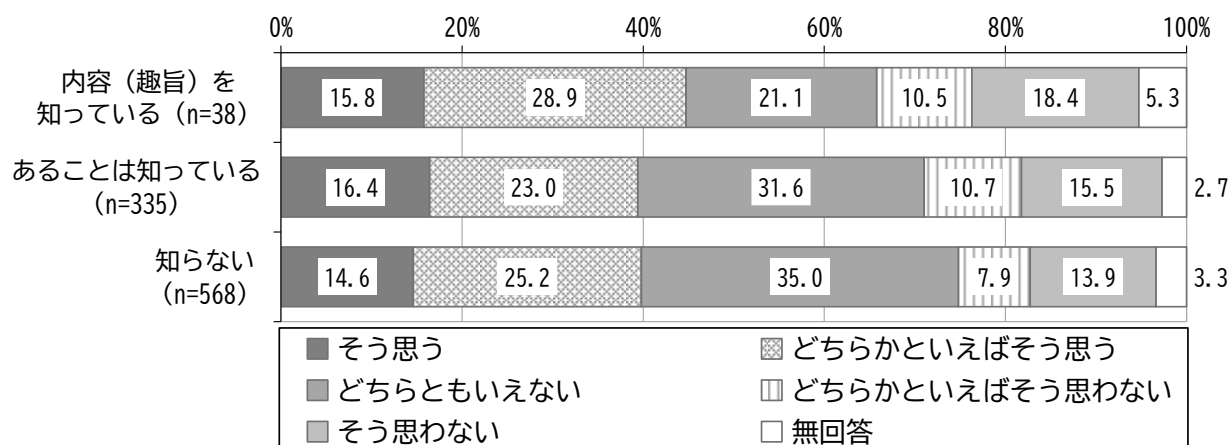
図表 4-2-13 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」に対する考え方



⑤ 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

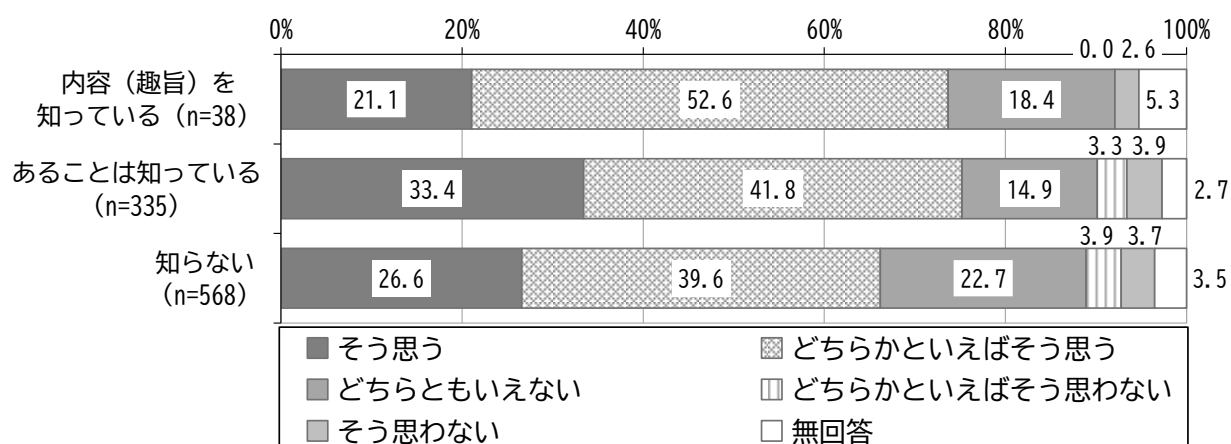
図表 4-2-14 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」に対する考え方



⑥ 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」に対する考え方をみると、『賛成』では「あることは知っている」が75.2%で最も高くなっています。

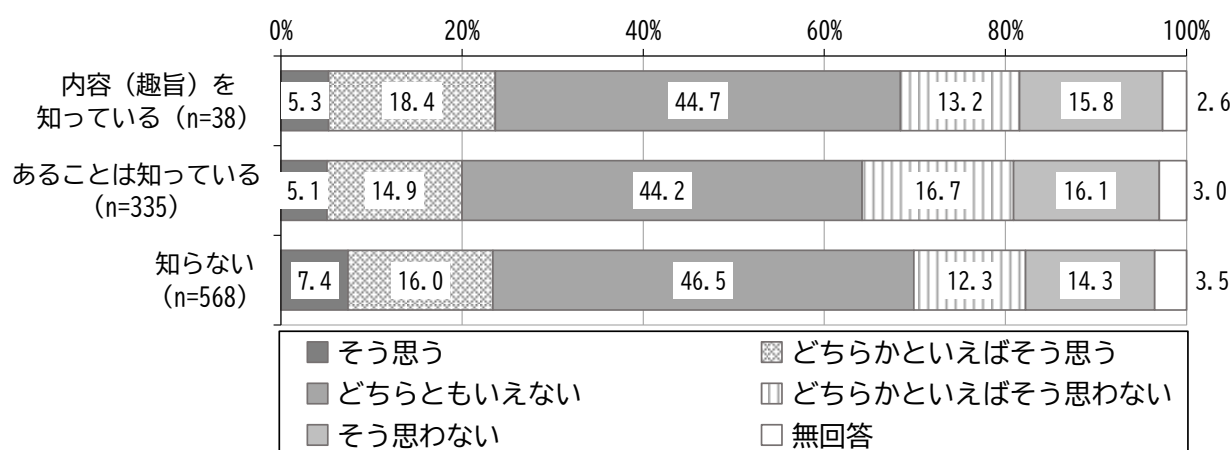
図表 4-2-15 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」に対する考え方



⑦ 外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」に対する考え方をみると、『反対』では「あることは知っている」が32.8%で最も高くなっています。

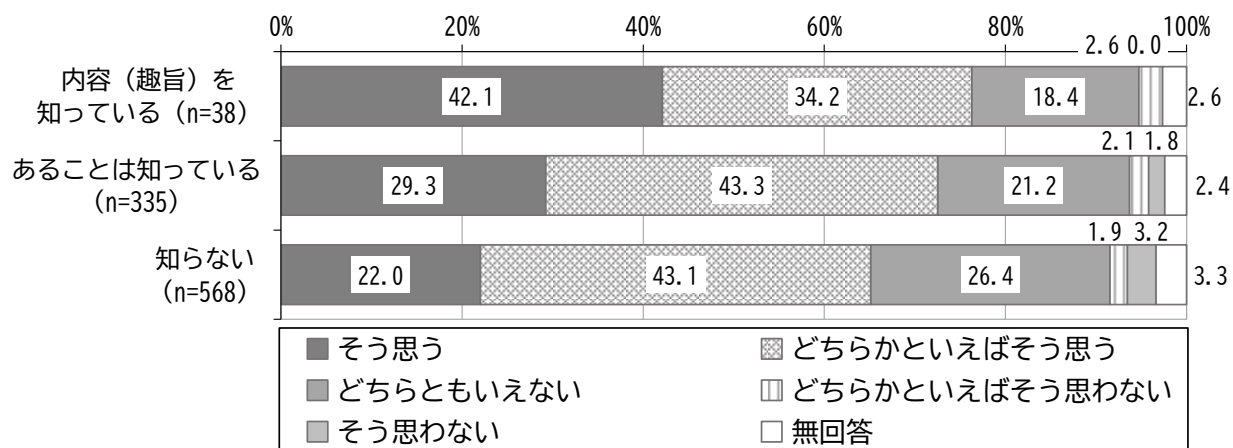
図表 4-2-16 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」に対する考え方



⑧ 共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

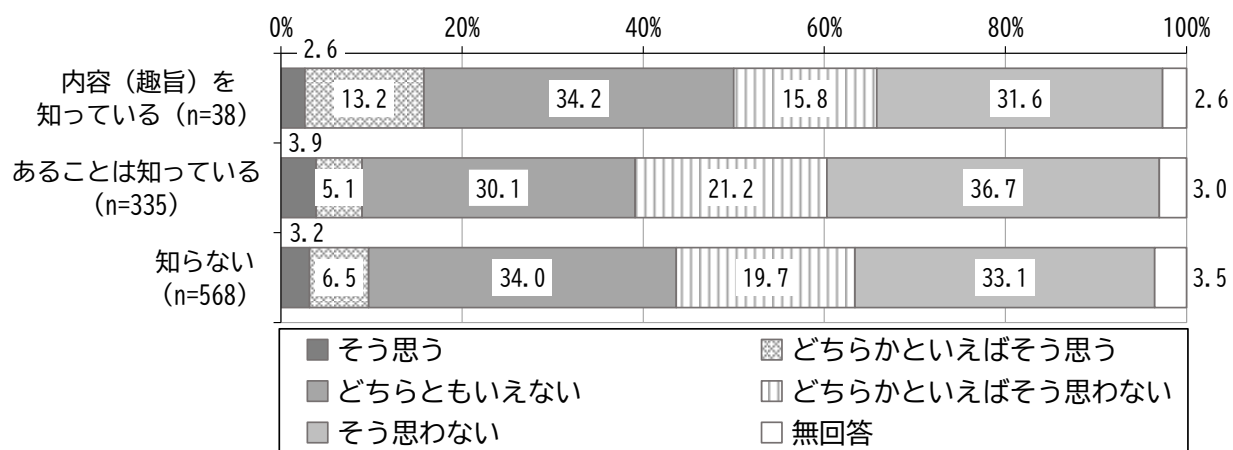
図表 4-2-17 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」に対する考え方



⑨ 外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別に「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」に対する考え方をみると、『反対』では「あることは知っている」が57.9%で最も高くなっています。

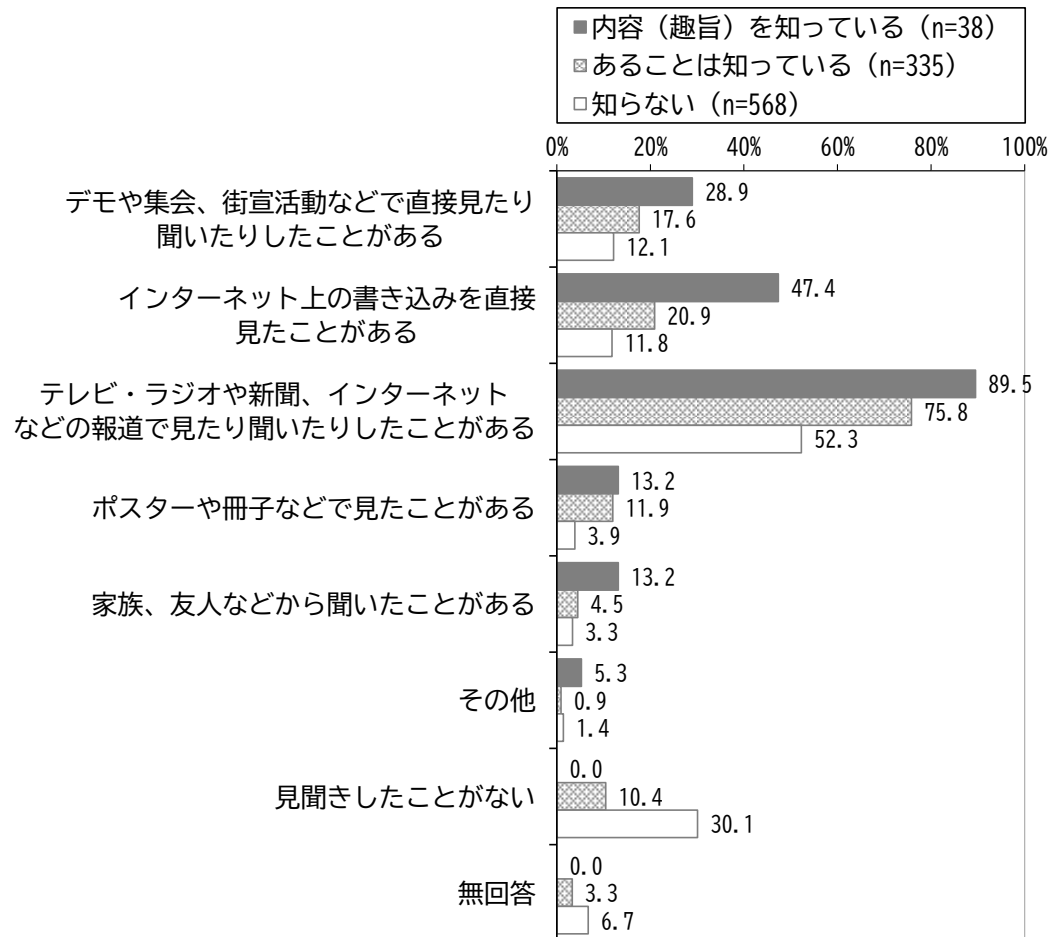
図表 4-2-18 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」に対する考え方



⑩ 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×ヘイトスピーチを見聞きした経験

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別にヘイトスピーチを見聞きした経験をみると、認知が深まるにつれてヘイトスピーチを見聞きした経験の割合が高くなっています。

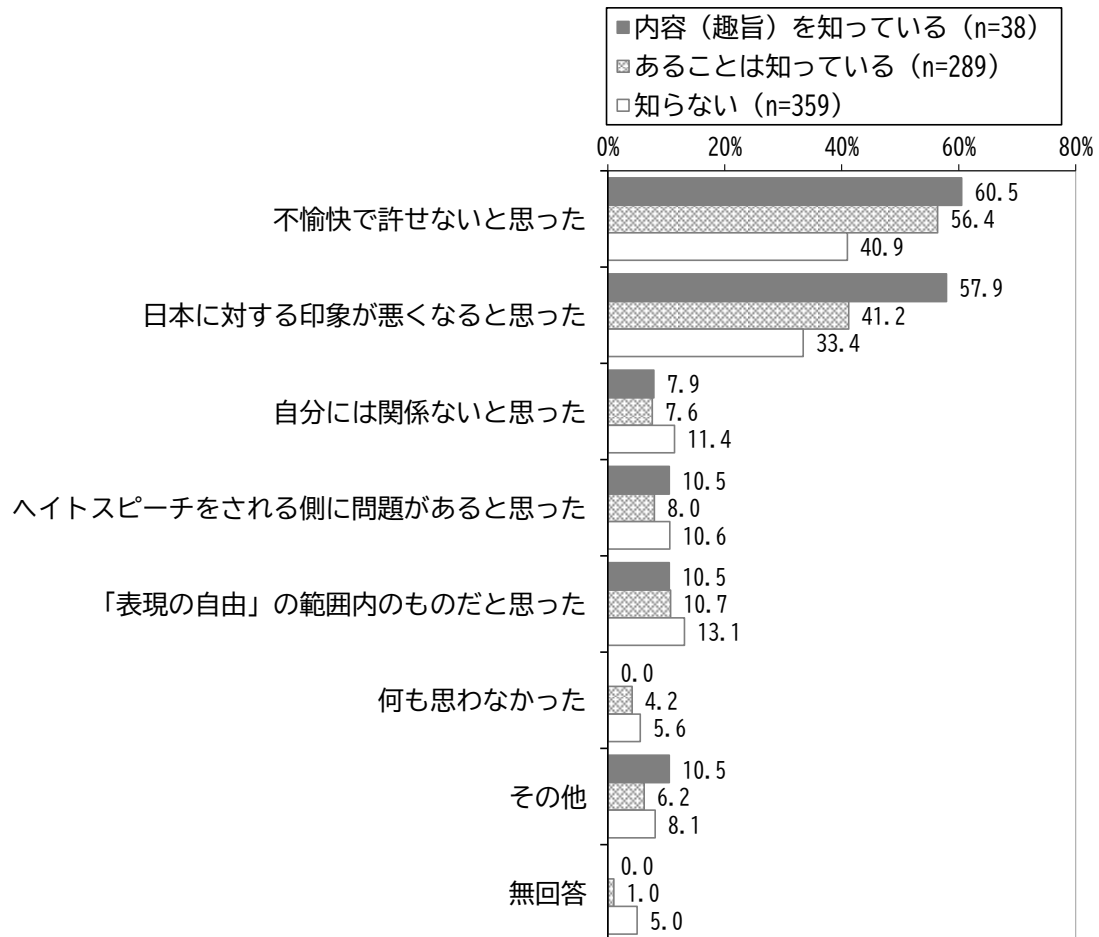
図表 4-2-19 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×ヘイトスピーチを見聞きした経験



⑪ 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×ヘイトスピーチに対する意識

「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度別にヘイトスピーチに対する意識をみると、認知が深まるにつれて「不愉快で許せないと思った」、「日本に対する印象が悪くなると思った」の割合が高くなっています。

図表 4-2-20 「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度×ヘイトスピーチに対する意識

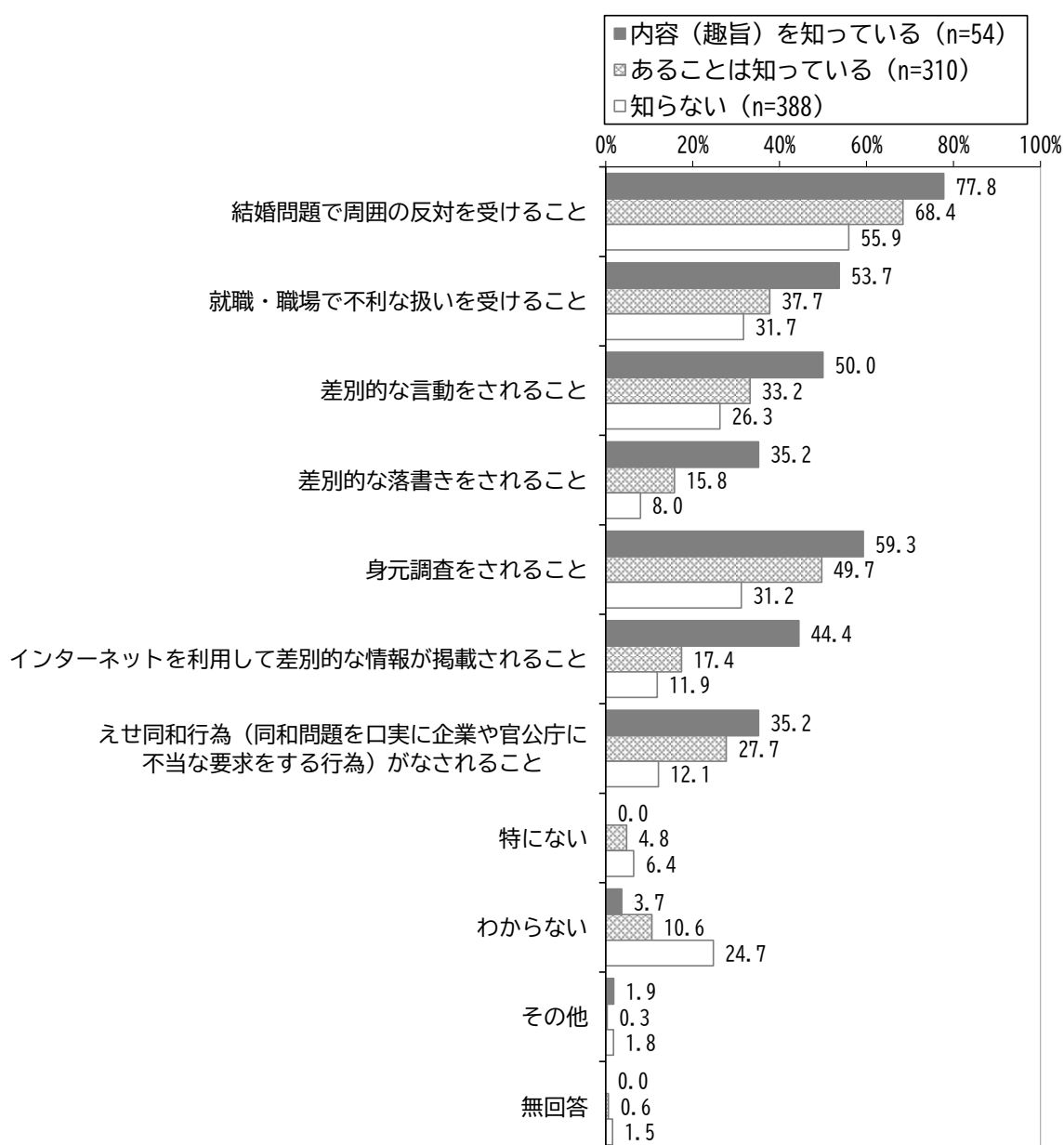


(3) 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)

① 「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか

「部落差別解消推進法」についての認知度別に部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うかをみると、「特にない」、「わからない」、「その他」を除くすべての項目で認知が深まるにつれて割合が高くなっています。

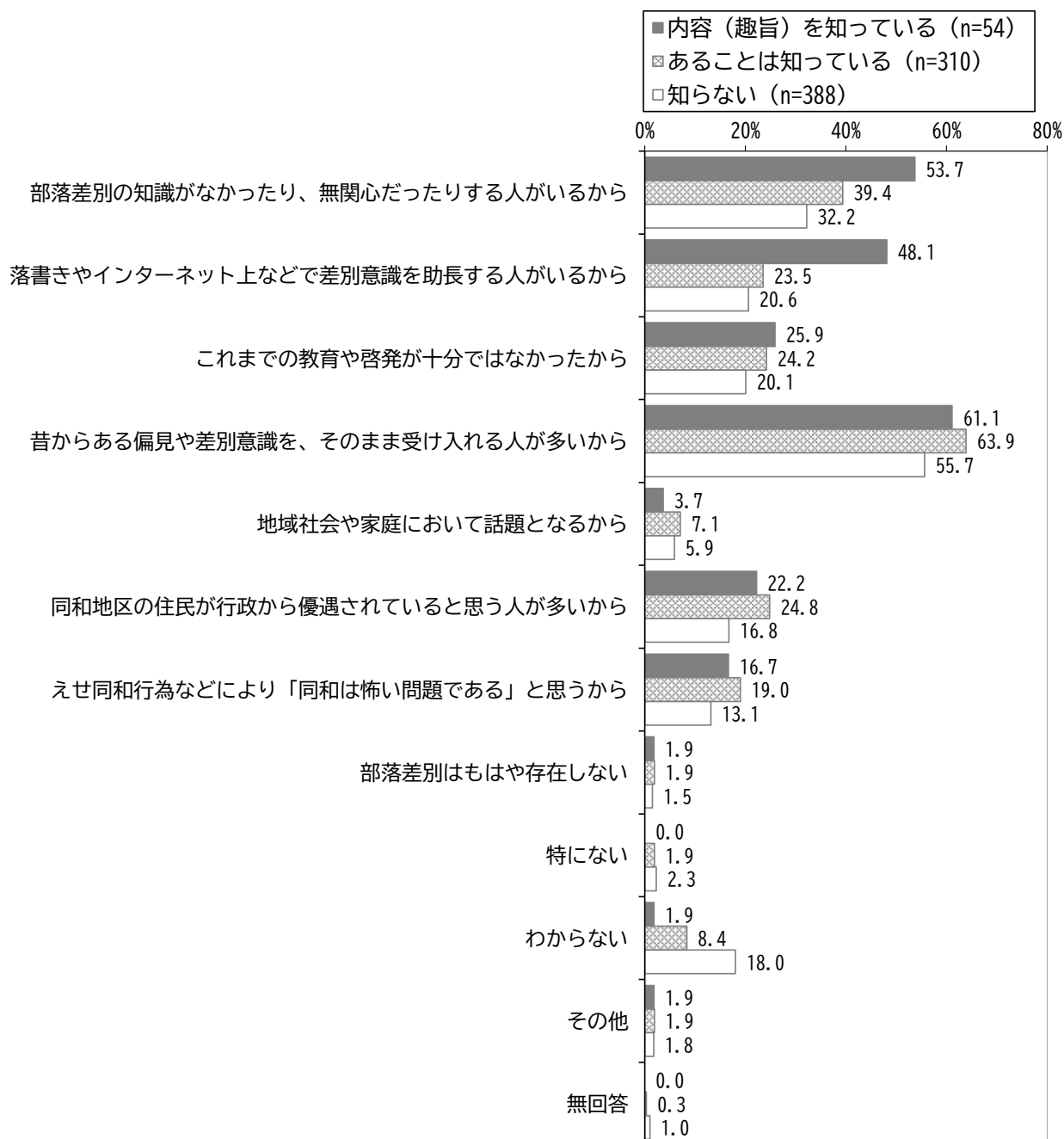
図表 4-2-21 「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)に関してどのような人権問題が起きていると思うか



②「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)が存在する理由

「部落差別解消推進法」についての認知度別に部落差別(同和問題)が存在する理由をみると、認知が深まるにつれて「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」、「これまでの教育や啓発が十分ではなかったから」の割合が高くなっています。

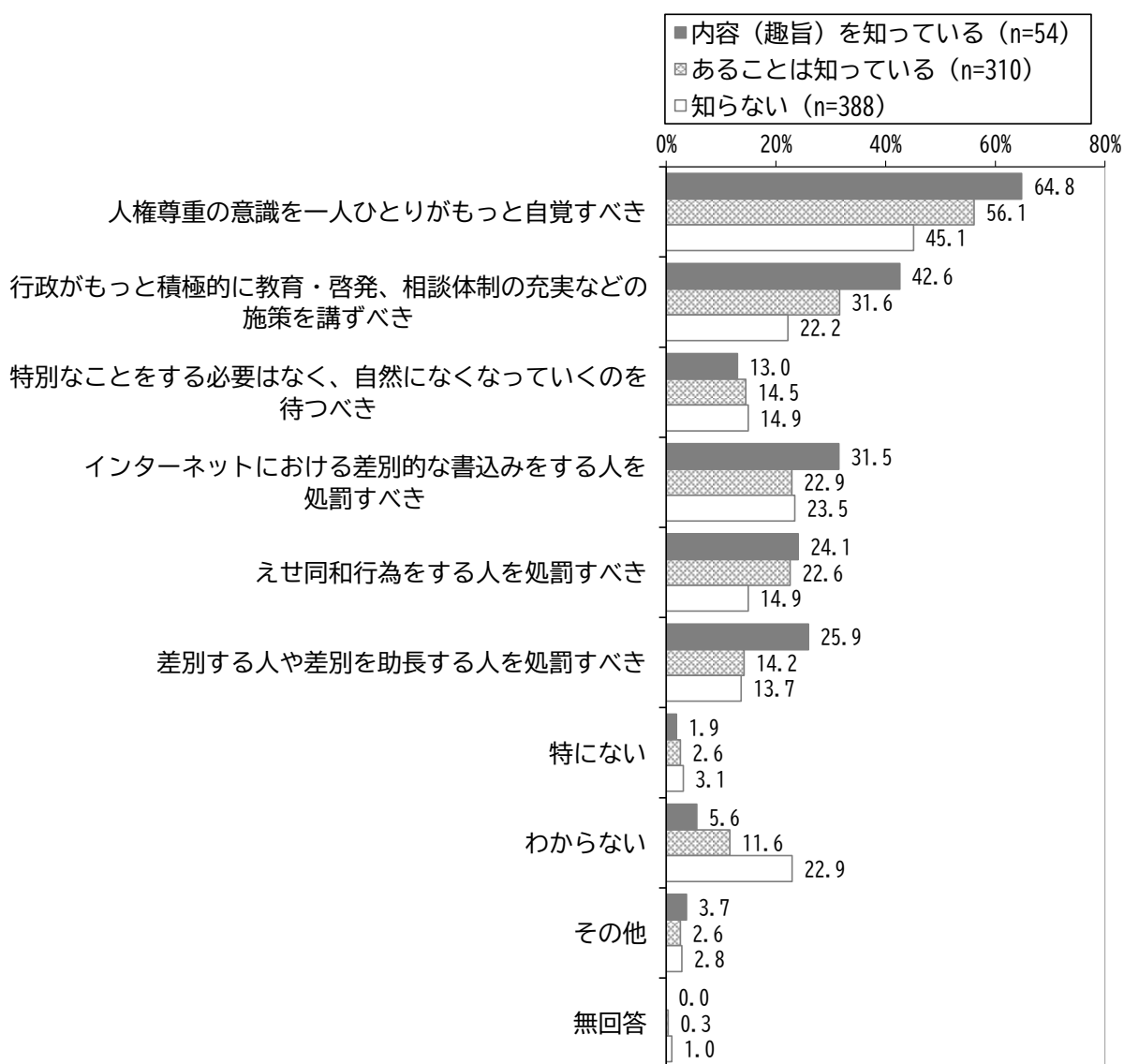
図表 4-2-22 「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)が存在する理由



③「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと

「部落差別解消推進法」についての認知度別に部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うことをみると、認知が深まるにつれて「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」、「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」、「えせ同和行為をする人を処罰すべき」、「差別する人や差別を助長する人を処罰すべき」の割合が高くなっています。

図表 4-2-23 「部落差別解消推進法」についての認知度×部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと

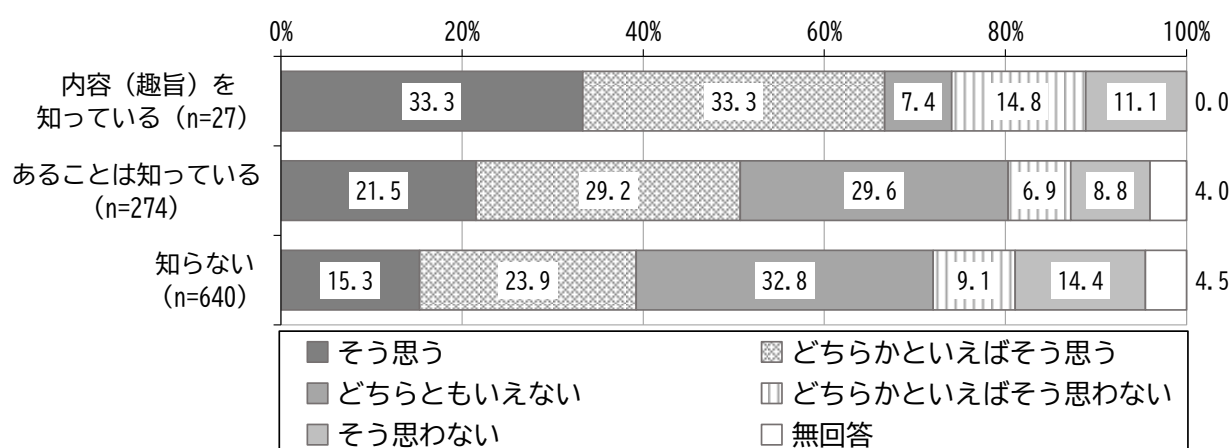


(4)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

① 同性同士の結婚も認められるのは当然だ

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

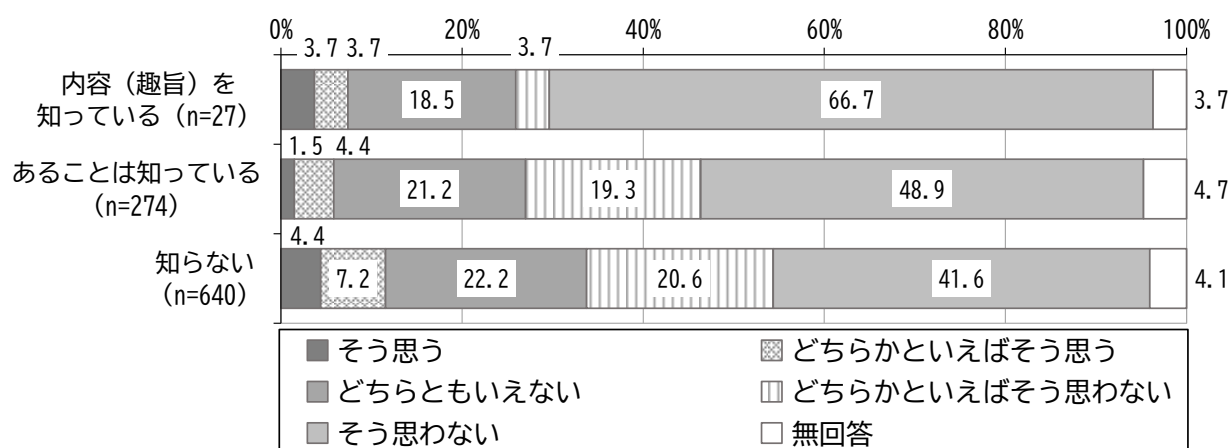
図表 4-2-24 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」に対する考え方



② 同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

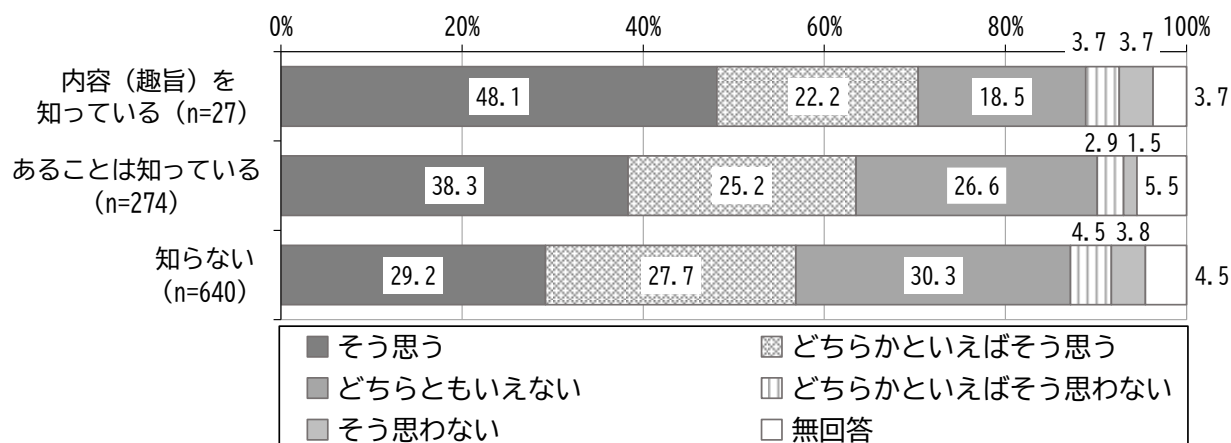
図表 4-2-25 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」に対する考え方



③ もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

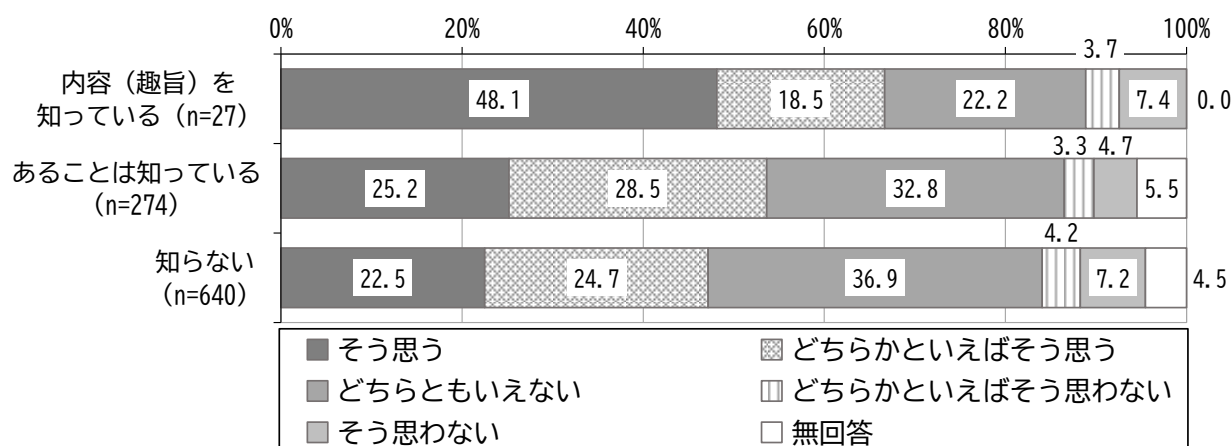
図表 4-2-26 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」に対する考え方



④ 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

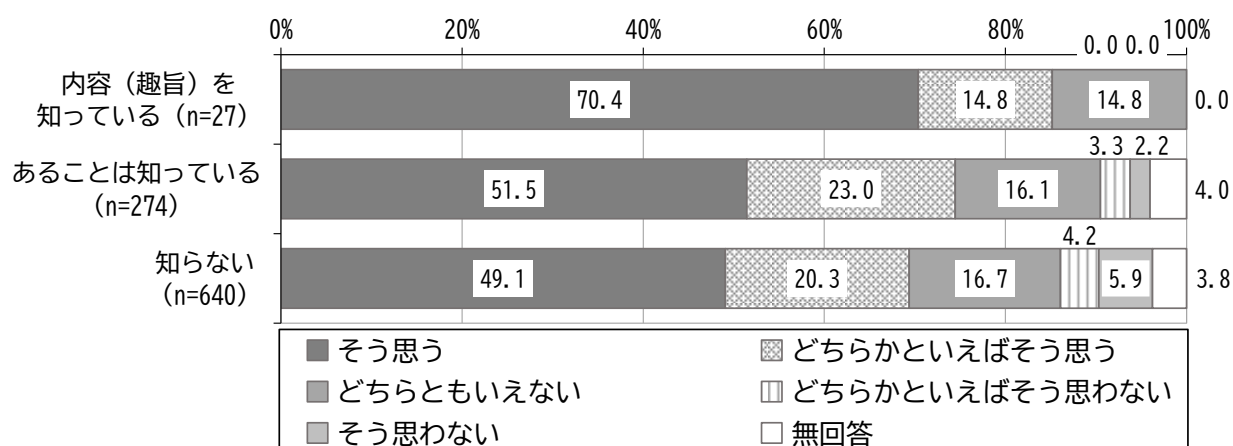
図表 4-2-27 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」に対する考え方



⑤ 学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

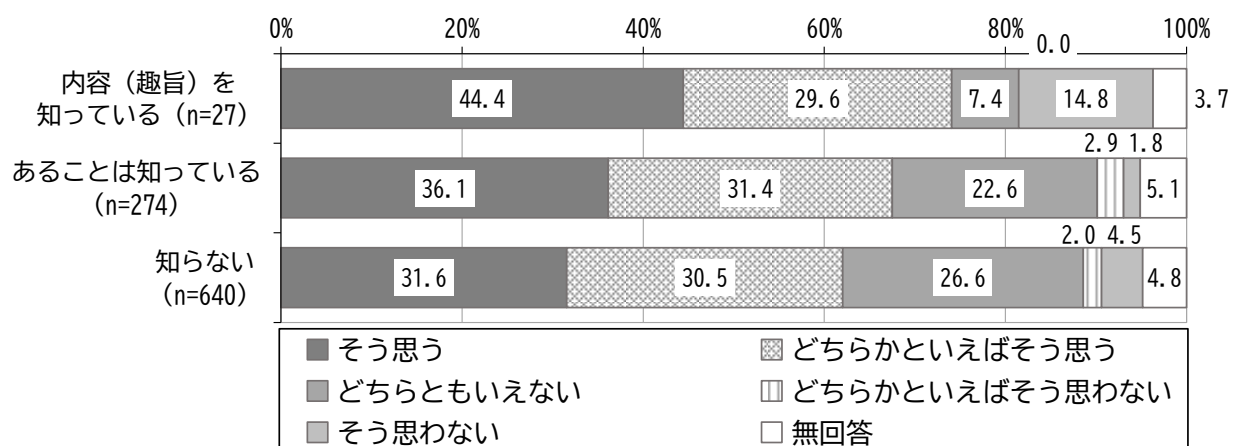
図表 4-2-28 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」に対する考え方



⑥ トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『賛成』の割合が高くなっています。

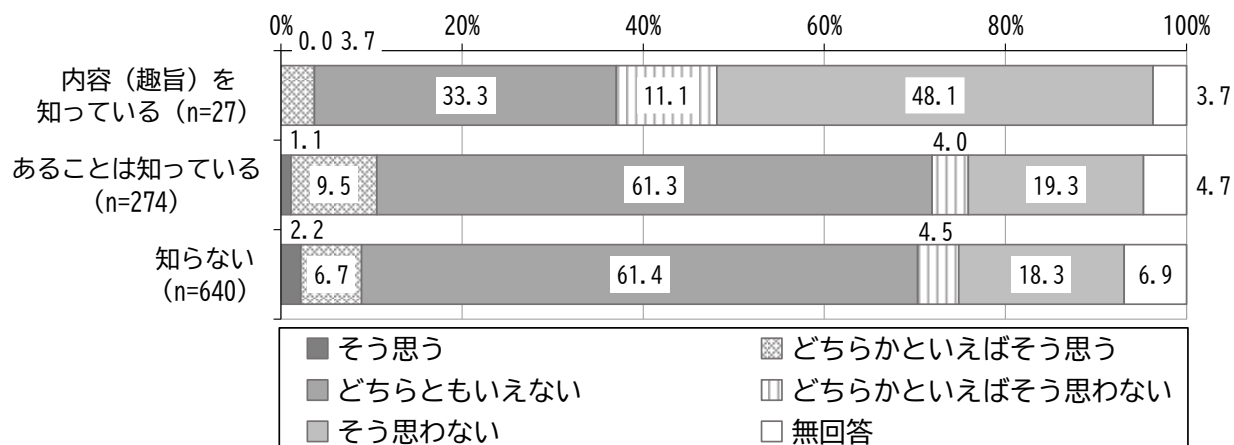
図表 4-2-29 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」に対する考え方



⑦ 女性同性愛者には男性的な人が多い

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「女性同性愛者には男性的な人が多い」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて「そう思わない」の割合が高くなっています。

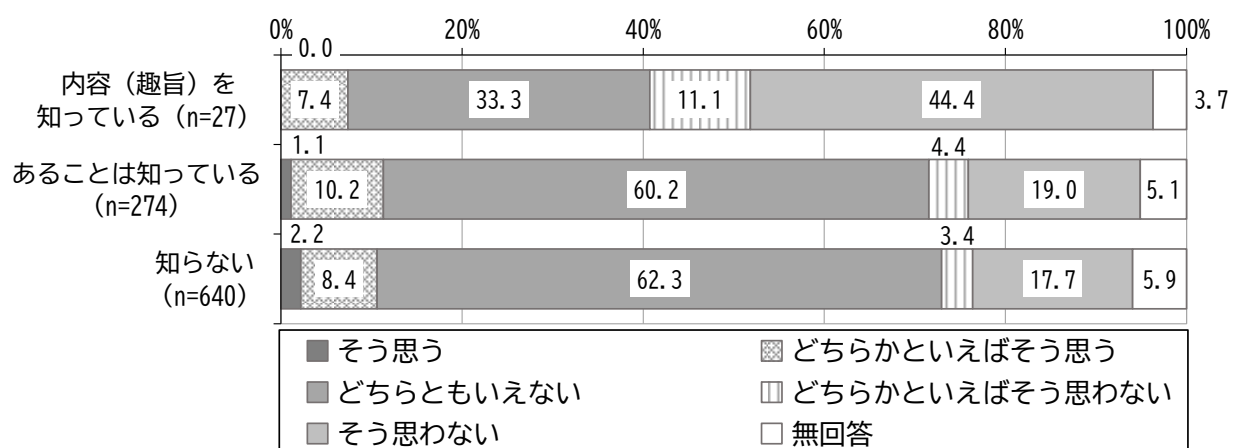
図表 4-2-30 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「女性同性愛者には男性的な人が多い」に対する考え方



⑧ 男性同性愛者には女性的な人が多い

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「男性同性愛者には女性的な人が多い」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

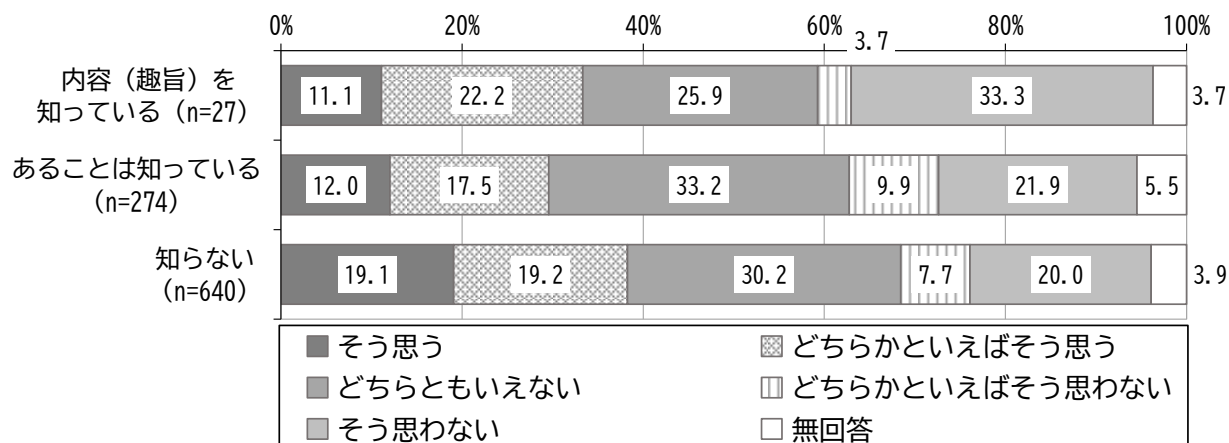
図表 4-2-31 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「男性同性愛者には女性的な人が多い」に対する考え方



⑨ 自分の身内には同性愛者はいてほしくない

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

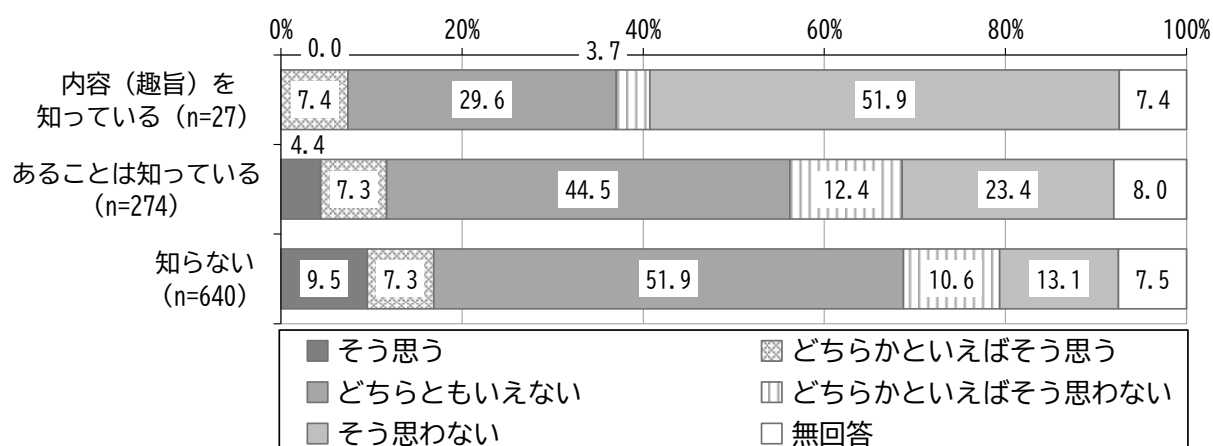
図表 4-2-32 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」に対する考え方



⑩ 日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度別に「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」に対する考え方をみると、認知が深まるにつれて『反対』の割合が高くなっています。

図表 4-2-33 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」についての認知度×「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」に対する考え方



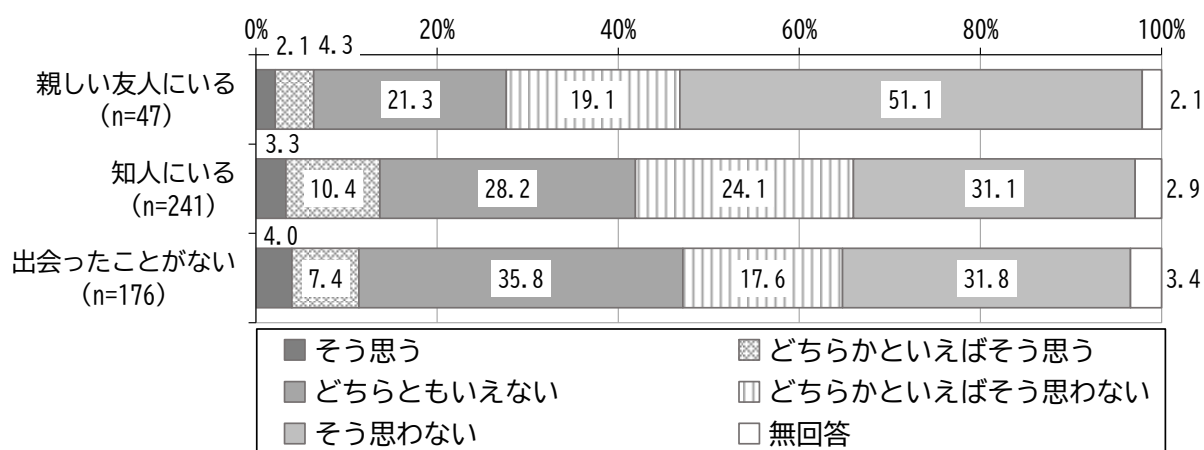
3 相手との接触の程度別にみる意識の状況

(1)外国人

① 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない

外国人との接触の程度別に「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

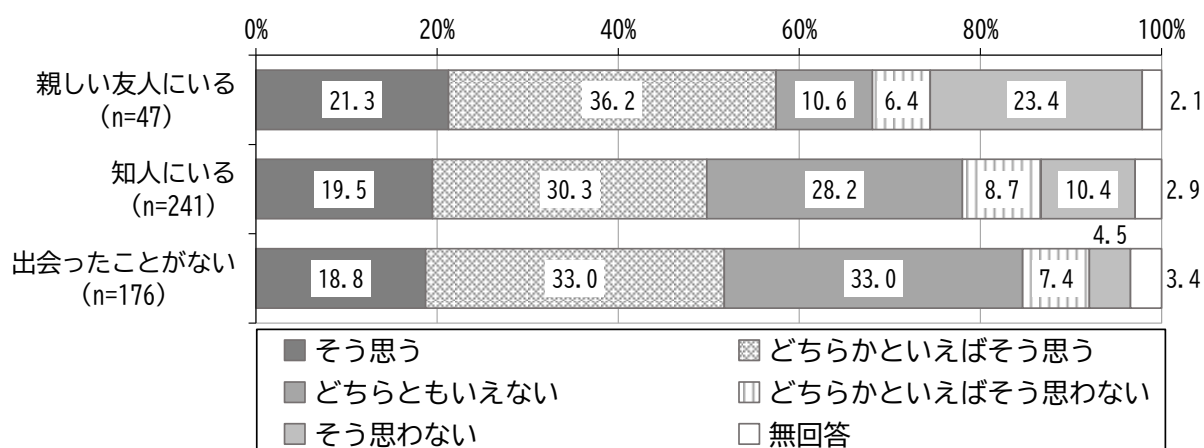
図表 4-3-1 外国人との接触の程度×「外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない」に対する考え方



② 日本の学校に通う外国人のこどもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある

外国人との接触の程度別に「日本の学校に通う外国人のこどもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、「そう思う」、『反対』の割合が高くなっています。

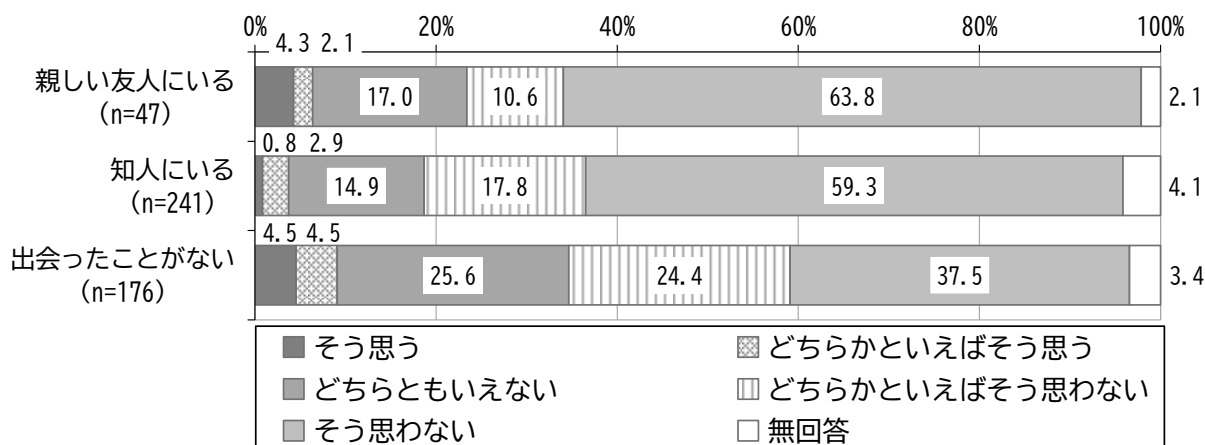
図表 4-3-2 外国人との接触の程度×「日本の学校に通う外国人のこどもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」に対する考え方



③ 雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない

外国人との接触の程度別に「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、「そう思わない」の割合が高くなっています。

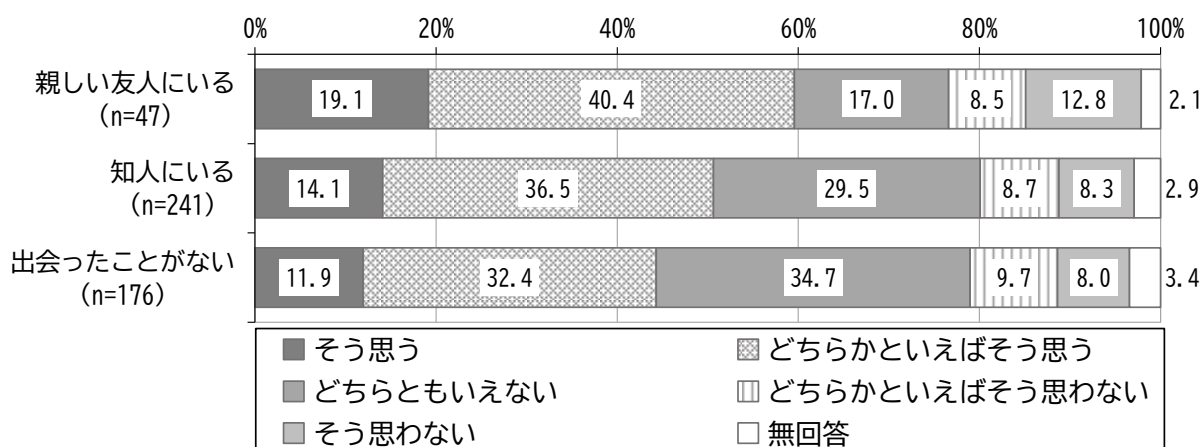
図表 4-3-3 外国人との接触の程度×「雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない」に対する考え方



④ 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ

外国人との接触の程度別に「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』、「そう思わない」の割合が高くなっています。

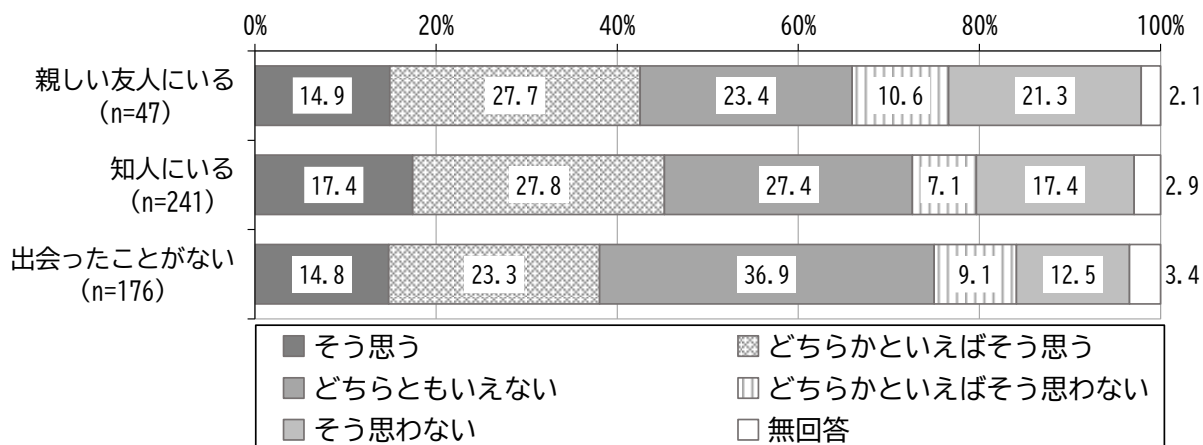
図表 4-3-4 外国人との接触の程度×「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」に対する考え方



⑤ 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある

外国人との接触の程度別に「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

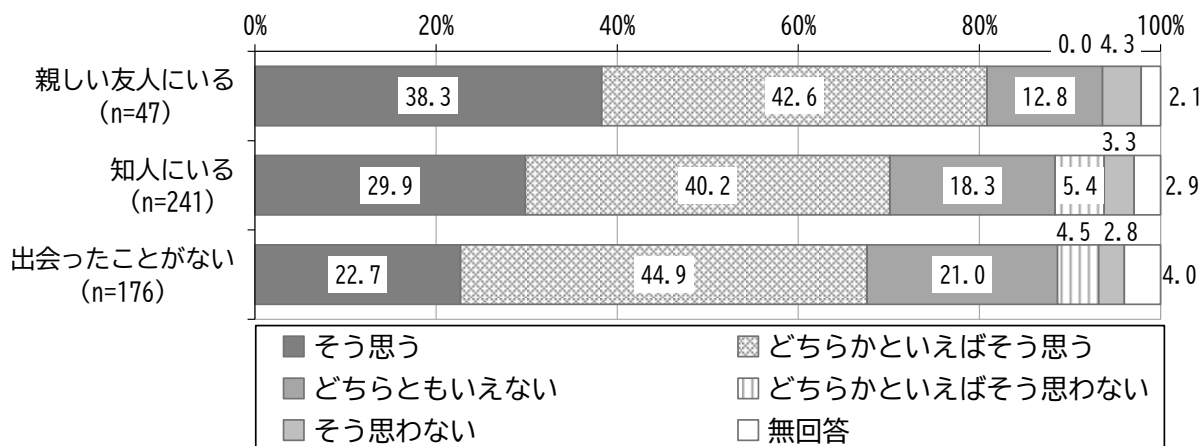
図表 4-3-5 外国人との接触の程度×「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」に対する考え方



⑥ 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ

外国人との接触の程度別に「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

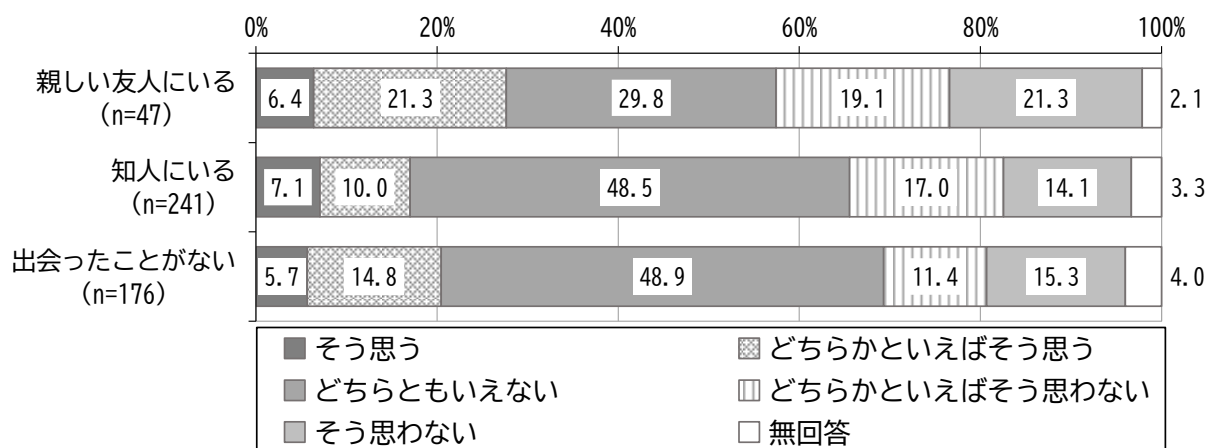
図表 4-3-6 外国人との接触の程度×「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」に対する考え方



⑦ 外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる

外国人との接触の程度別に「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

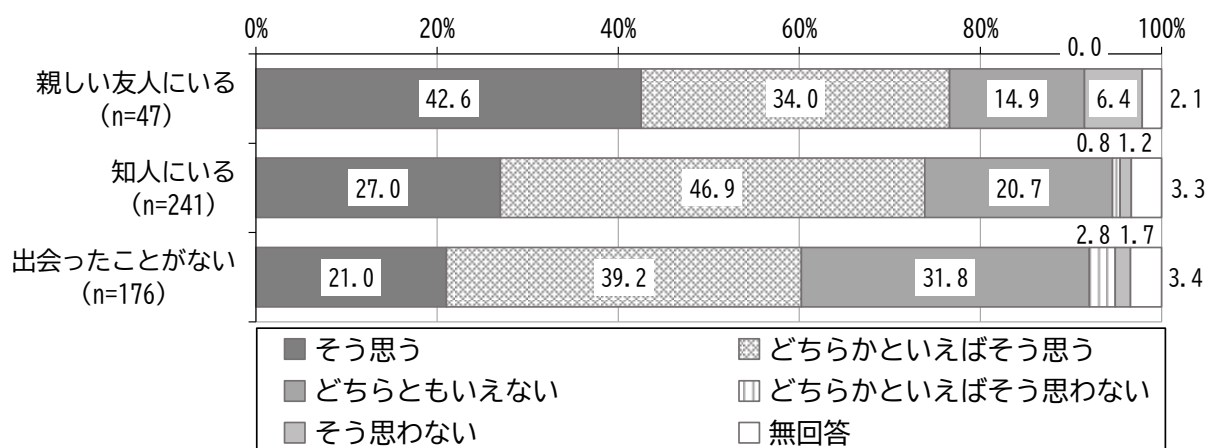
図表 4-3-7 外国人との接触の程度×「外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる」に対する考え方



⑧ 共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある

外国人との接触の程度別に「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

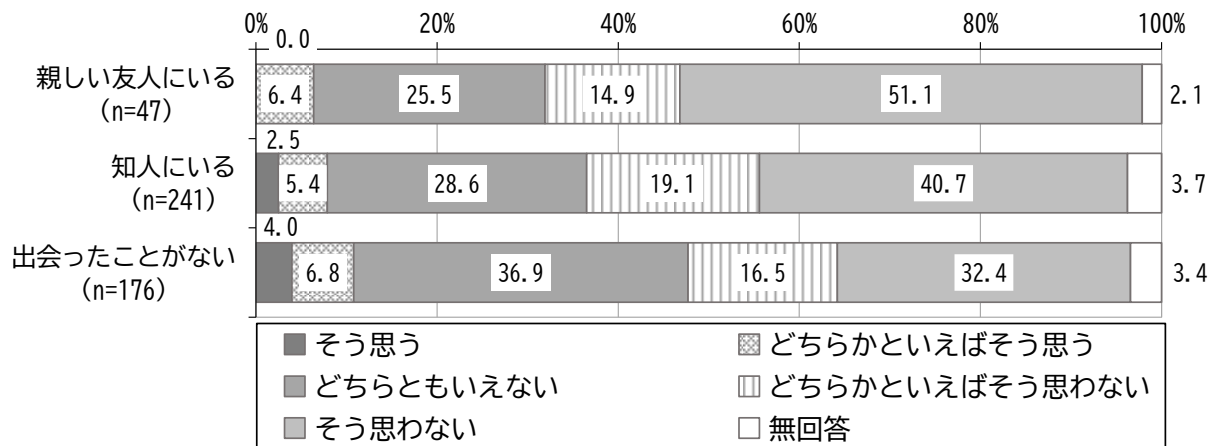
図表 4-3-8 外国人との接触の程度×「共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある」に対する考え方



⑨ 外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない

外国人との接触の程度別に「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

図表 4-3-9 外国人との接触の程度×「外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない」に対する考え方

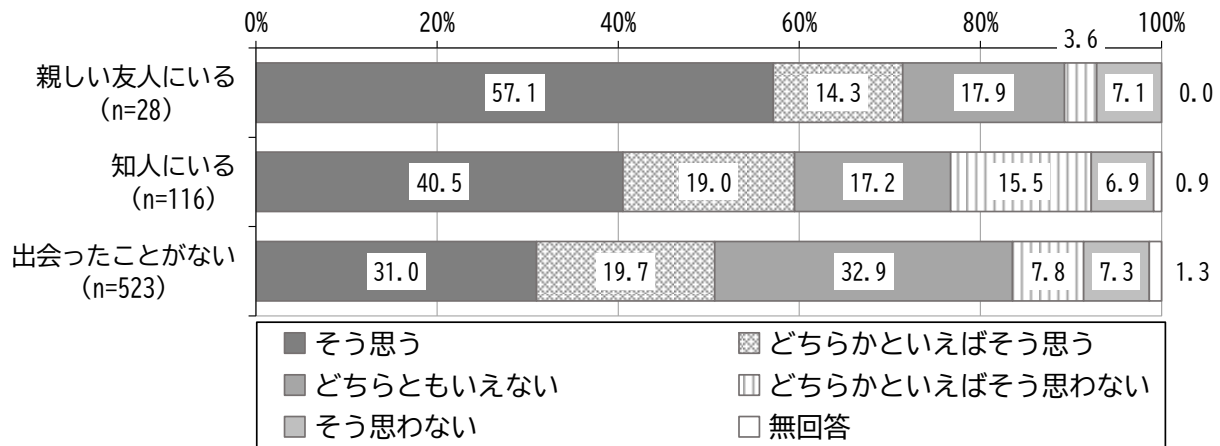


(2)同和地区出身者

① 親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ

同和地区出身者との接触の程度別に「親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

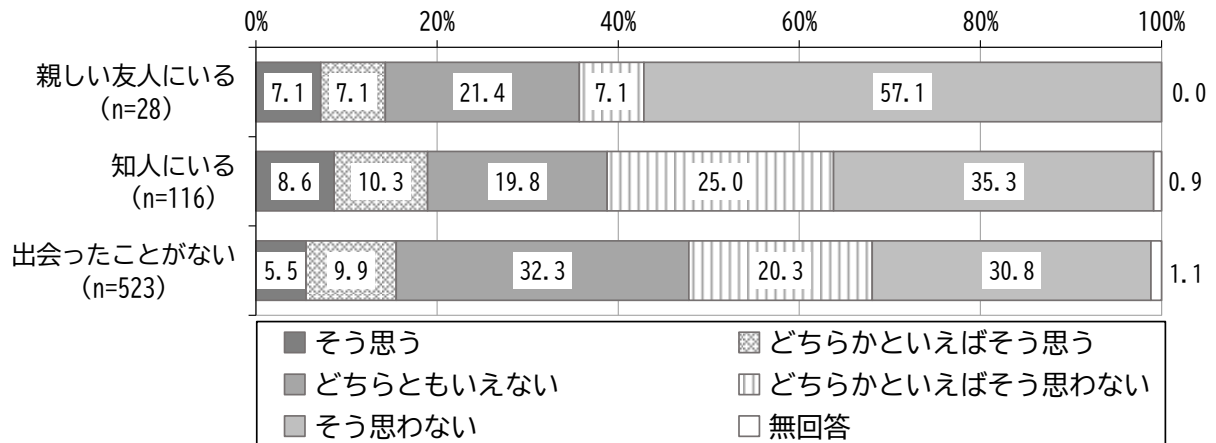
図表 4-3-10 同和地区出身者との接触の程度×「親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ」に対する考え方



② 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい

同和地区出身者との接触の程度別に「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

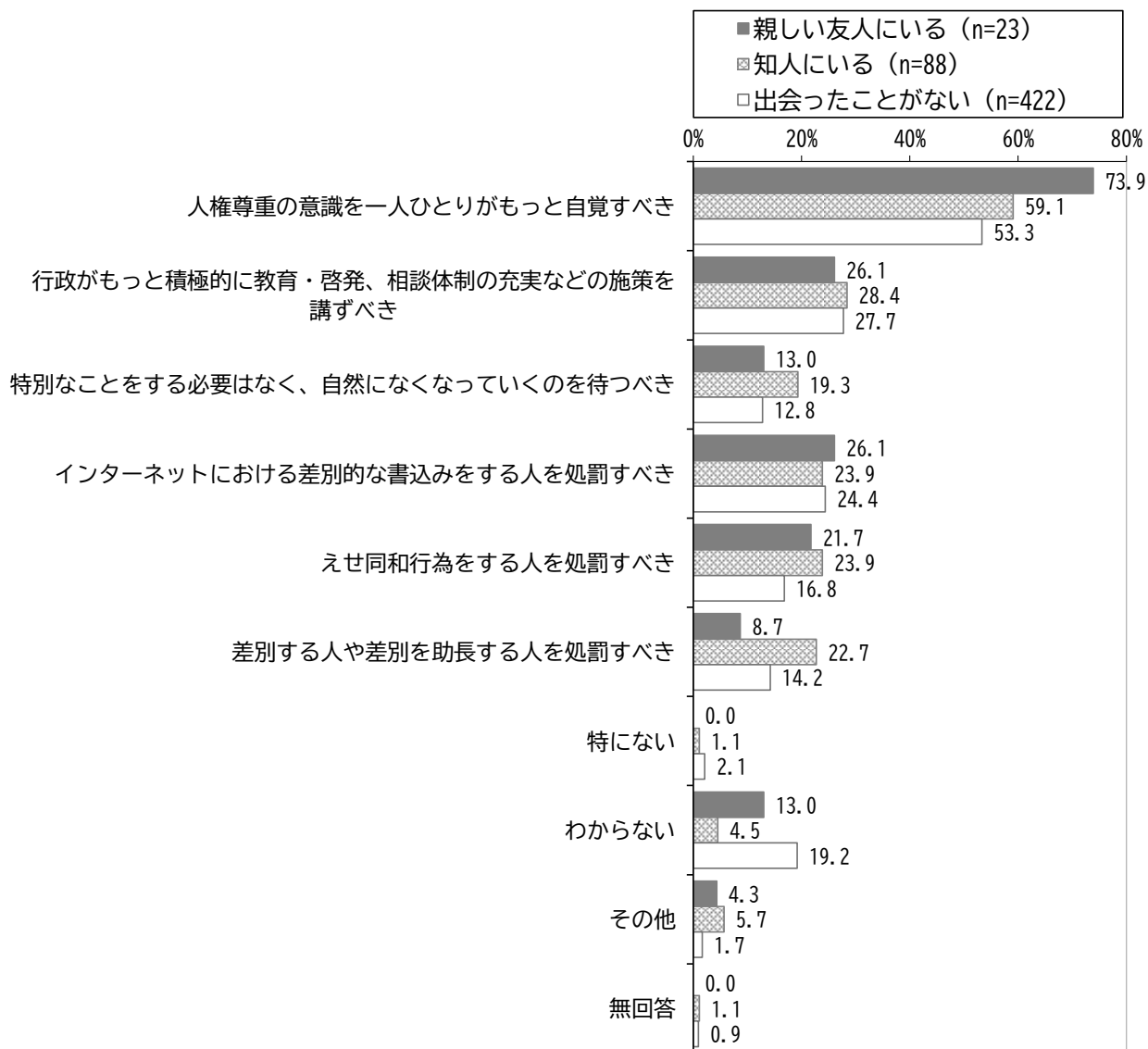
図表 4-3-11 同和地区出身者との接触の程度×「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい」に対する考え方



③ 同和地区出身者との接触の程度×部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと

同和地区出身者との接触の程度別に部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うことをみると、接触程度が高いほど、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」の割合が高くなっています。

図表 4-3-12 同和地区出身者との接触の程度×部落差別(同和問題)を解消するために必要だと思うこと

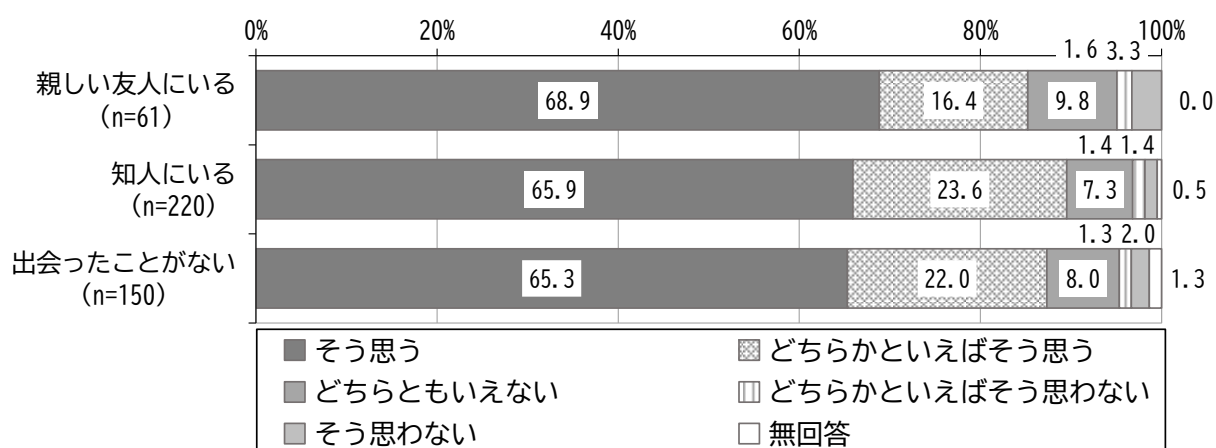


(3)障がい者

① 障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ

障がい者との接触の程度別に「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、「そう思う」の割合が高くなっています。

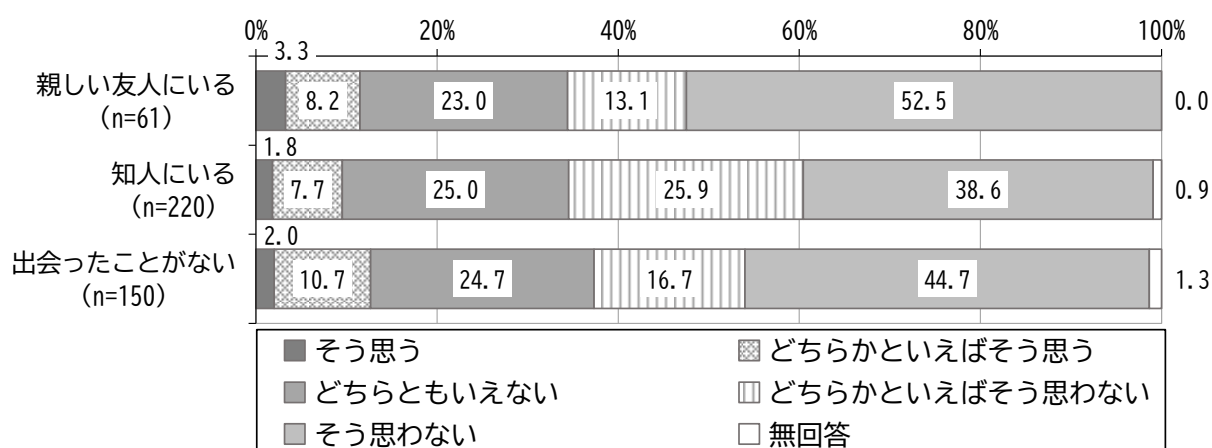
図表 4-3-13 障がい者との接触の程度×「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」に対する考え方



② 企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない

障がい者との接触の程度別に「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

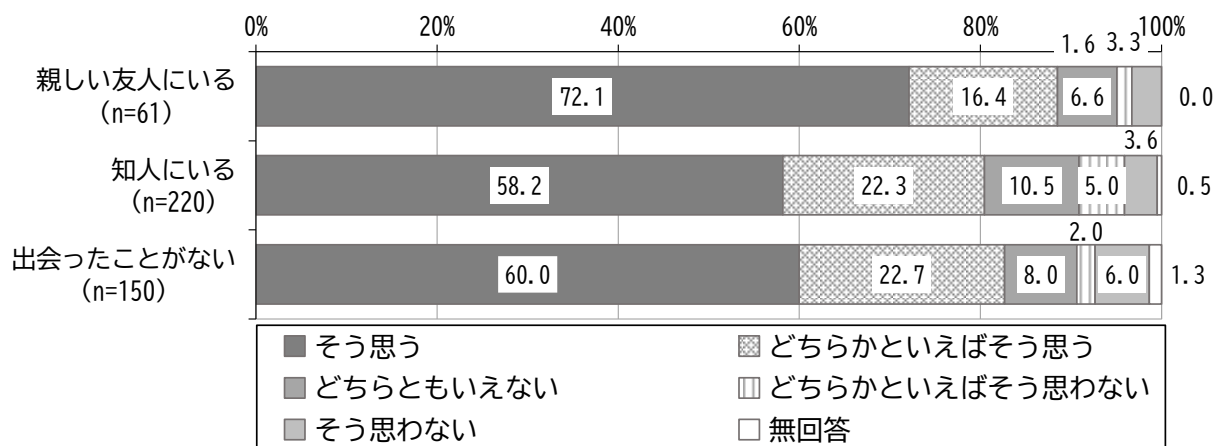
図表 4-3-14 障がい者との接触の程度×「企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」に対する考え方



③ 災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ

障がい者との接触の程度別に「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」に対する考え方をみると、「親しい友人にいたる」では、『賛成』が88.5%となっています。

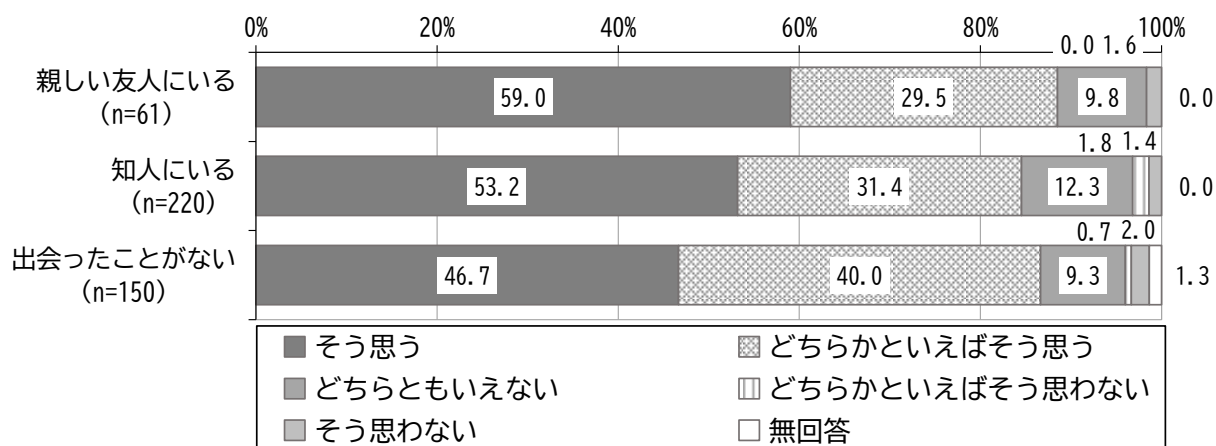
図表 4-3-15 障がい者との接触の程度×「災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ」に対する考え方



④ 職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ

障がい者との接触の程度別に「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、「そう思う」の割合が高くなっています。

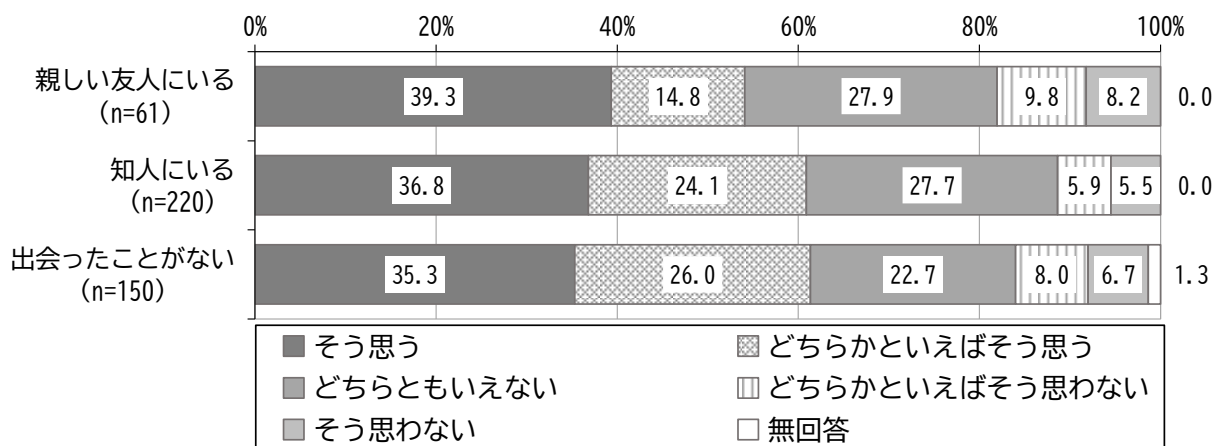
図表 4-3-16 障がい者との接触の程度×「職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ」に対する考え方



⑤ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ

障がい者との接触の程度別に「障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、「そう思う」の割合が高くなっています。

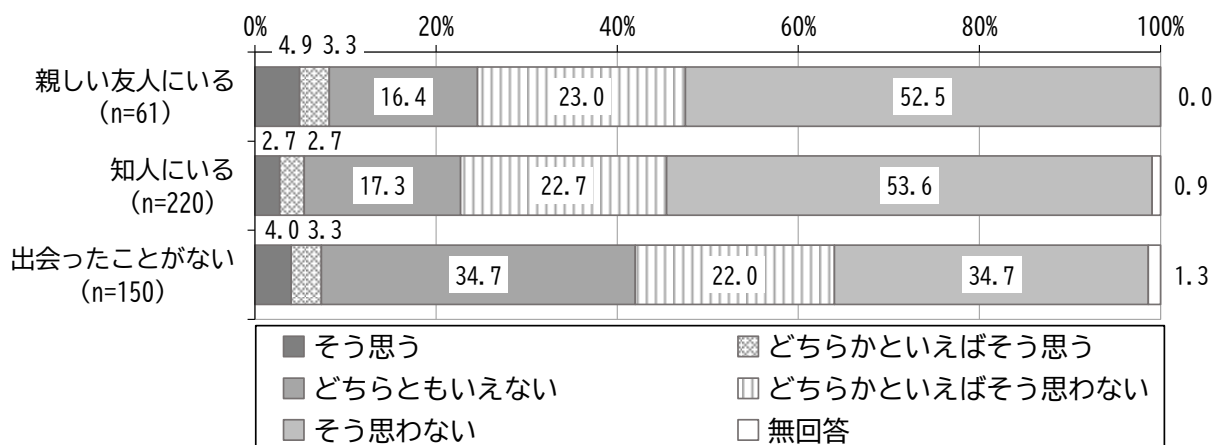
図表 4-3-17 障がい者との接触の程度×「障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」に対する考え方



⑥ 自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ

障がい者との接触の程度別に「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」に対する考え方をみると、『反対』では、「出会ったことがない」(56.7%)に比べて、「親しい友人がいる」(75.5%)、「知人にいる」(76.3%)の割合が高くなっています。

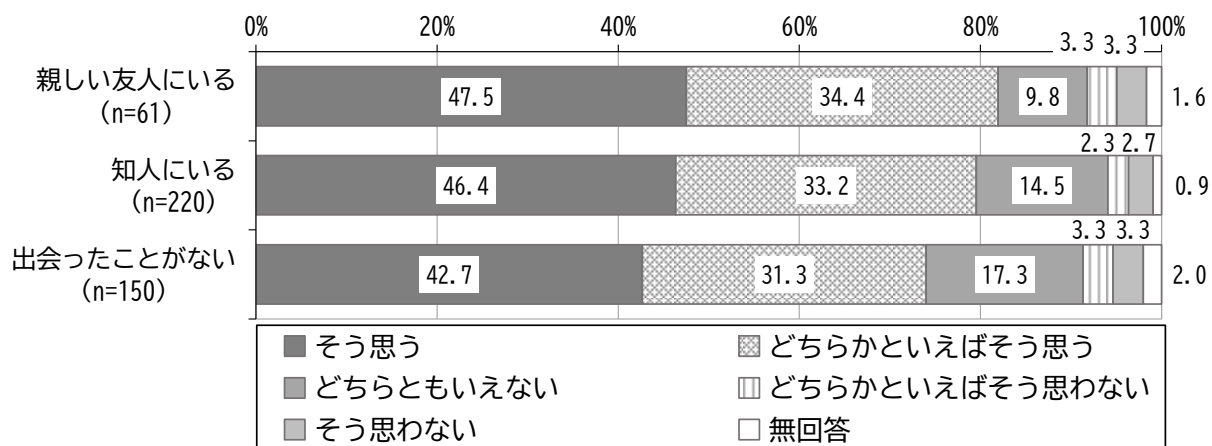
図表 4-3-18 障がい者との接触の程度×「自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ」に対する考え方



⑦ 障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ

障がい者との接触の程度別に「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

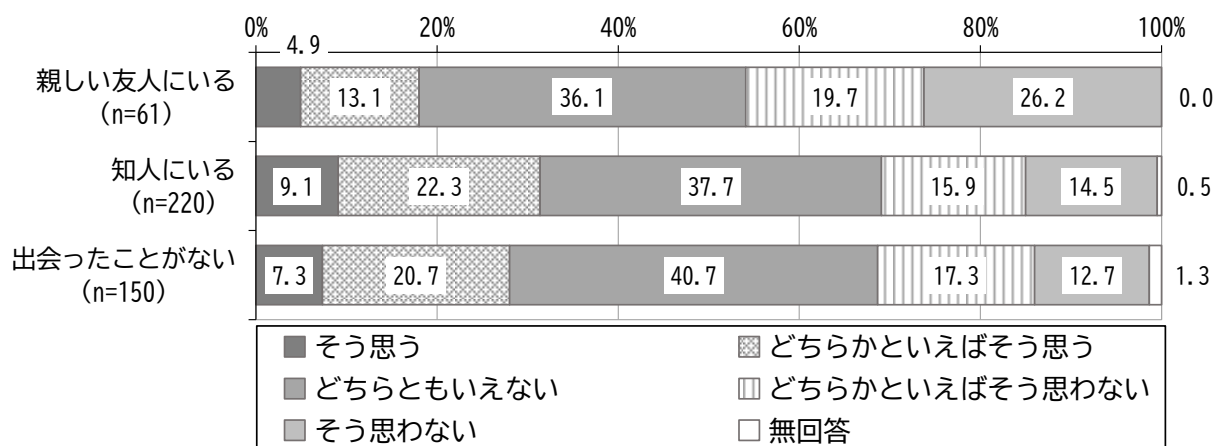
図表 4-3-19 障がい者との接触の程度×「障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」に対する考え方



⑧ 障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ

障がい者との接触の程度別に「障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

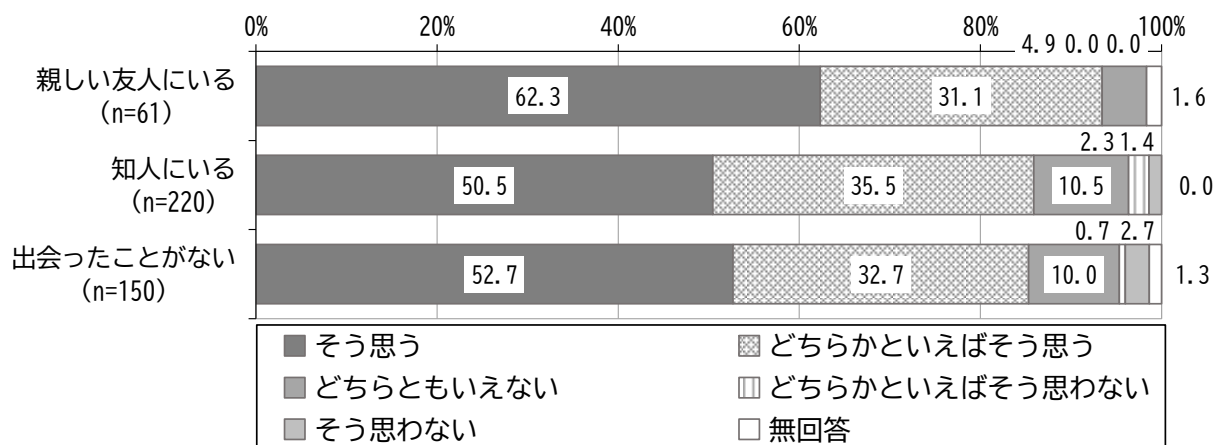
図表 4-3-20 障がい者との接触の程度×「障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」に対する考え方



⑨ 障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく

障がい者との接触の程度別に「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

図表 4-3-21 障がい者との接触の程度×「障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」に対する考え方

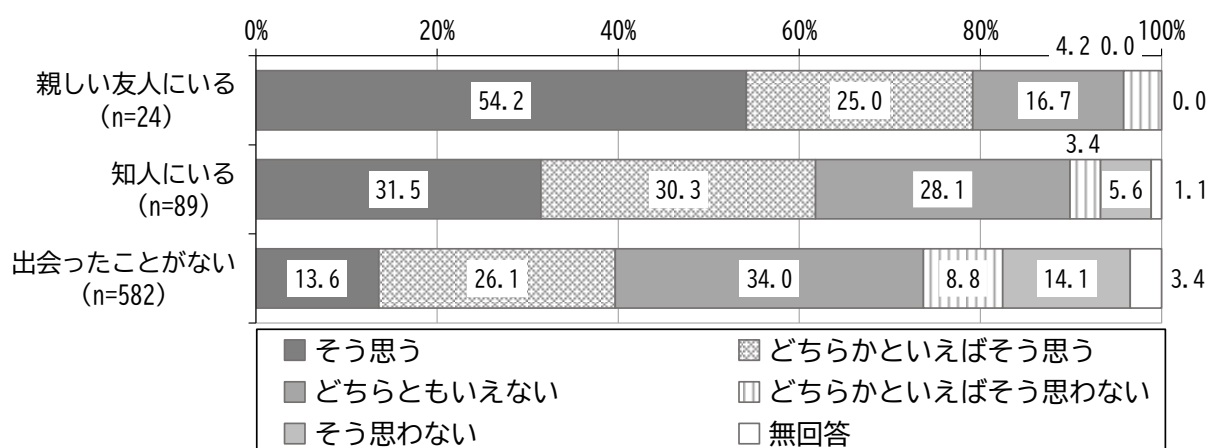


(4)性的マイノリティ

① 同性同士の結婚も認められるのは当然だ

性的マイノリティとの接触の程度別に「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

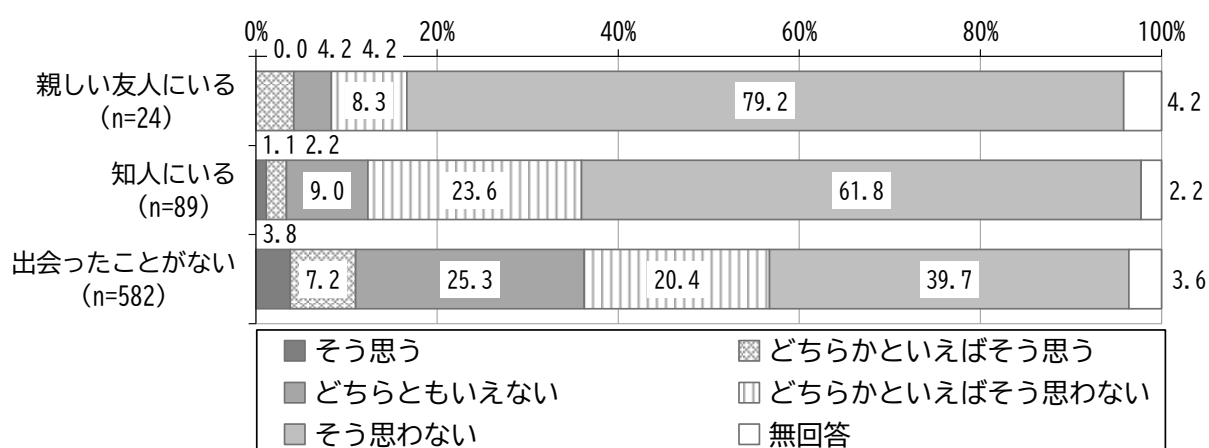
図表 4-3-22 性的マイノリティとの接触の程度×「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」に対する考え方



② 同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない

性的マイノリティとの接触の程度別に「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

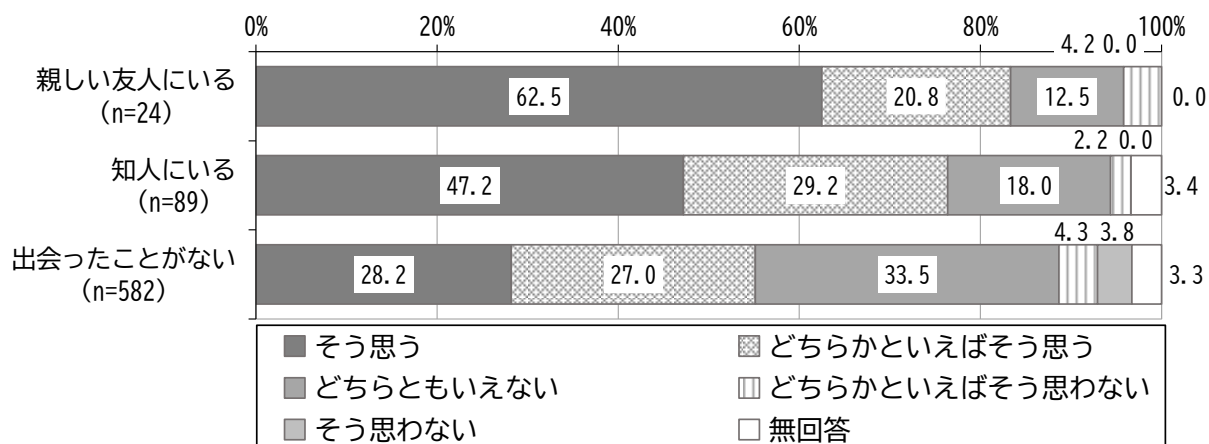
図表 4-3-23 性的マイノリティとの接触の程度×「同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない」に対する考え方



③ もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる

性的マイノリティとの接触の程度別に「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

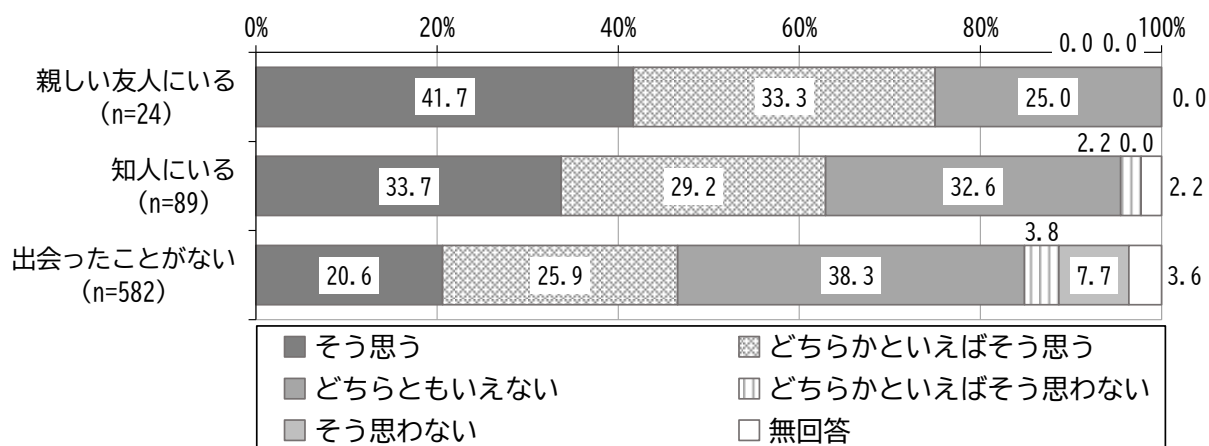
図表 4-3-24 性的マイノリティとの接触の程度×「もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる」に対する考え方



④ 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある

性的マイノリティとの接触の程度別に「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

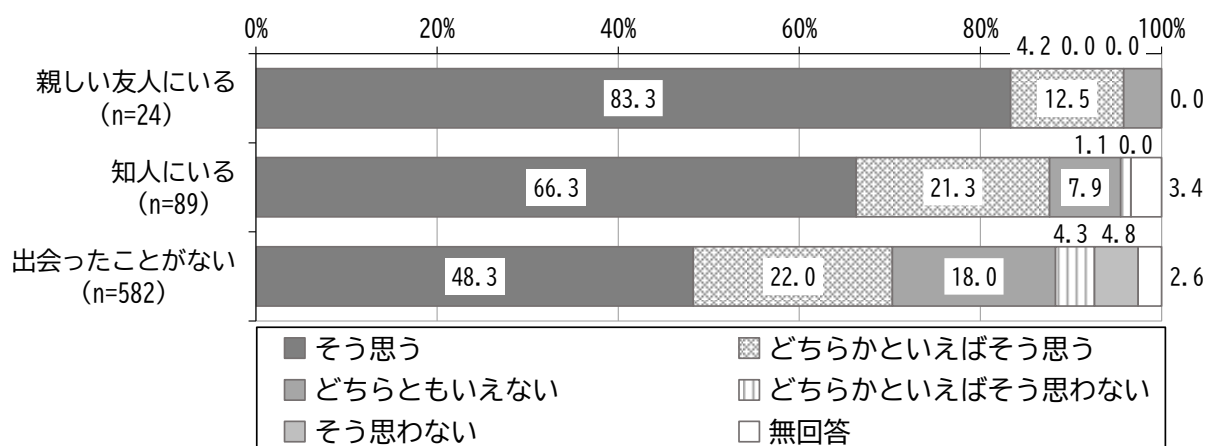
図表 4-3-25 性的マイノリティとの接触の程度×「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」に対する考え方



⑤ 学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい

性的マイノリティとの接触の程度別に「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『賛成』の割合が高くなっています。

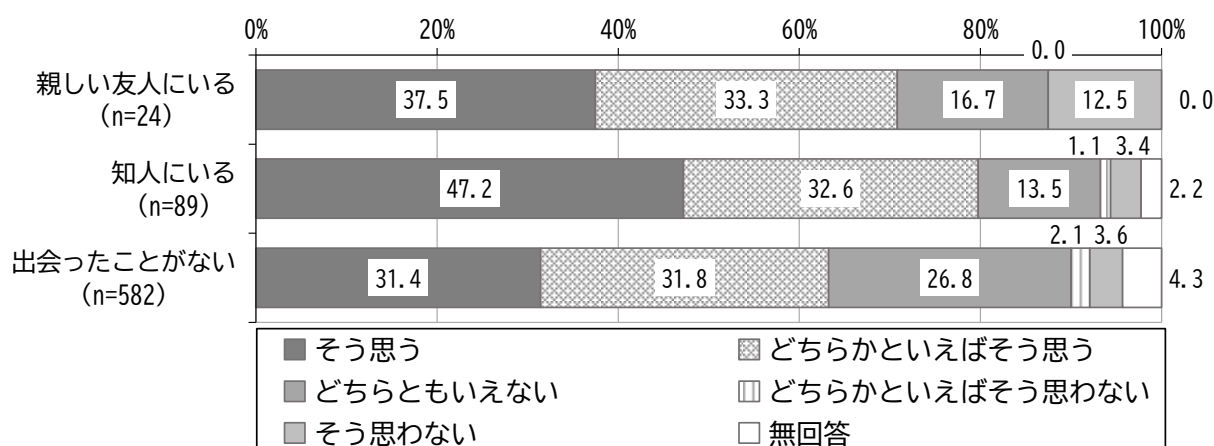
図表 4-3-26 性的マイノリティとの接触の程度×「学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由を選ぶほうがいい」に対する考え方



⑥ トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない

性的マイノリティとの接触の程度別に「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」に対する考え方をみると、『賛成』では、「知人にいる」が79.8%で最も高くなっています。

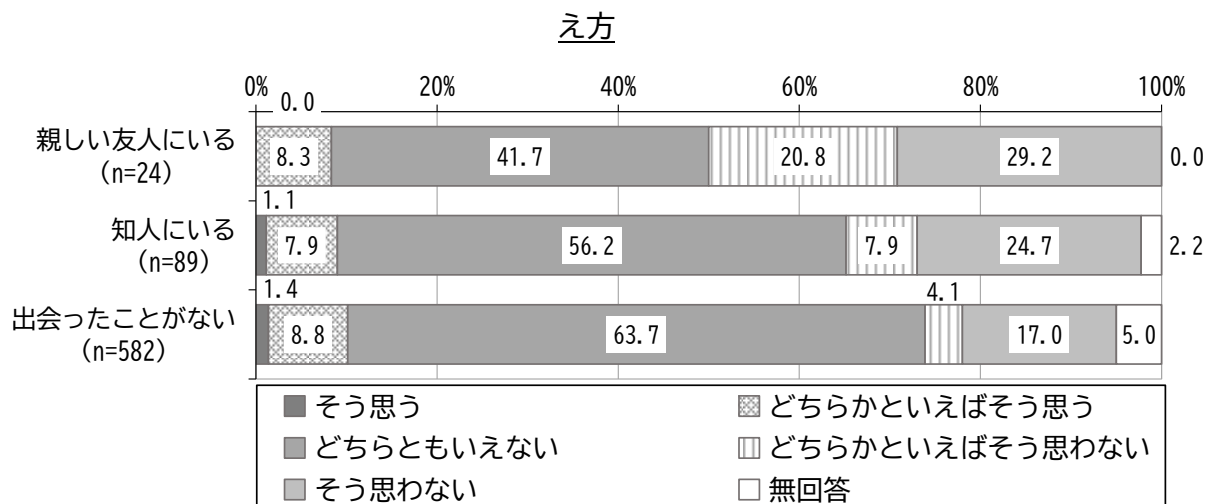
図表 4-3-27 性的マイノリティとの接触の程度×「トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない」に対する考え方



⑦ 女性同性愛者には男性的な人が多い

性的マイノリティとの接触の程度別に「女性同性愛者には男性的な人が多い」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

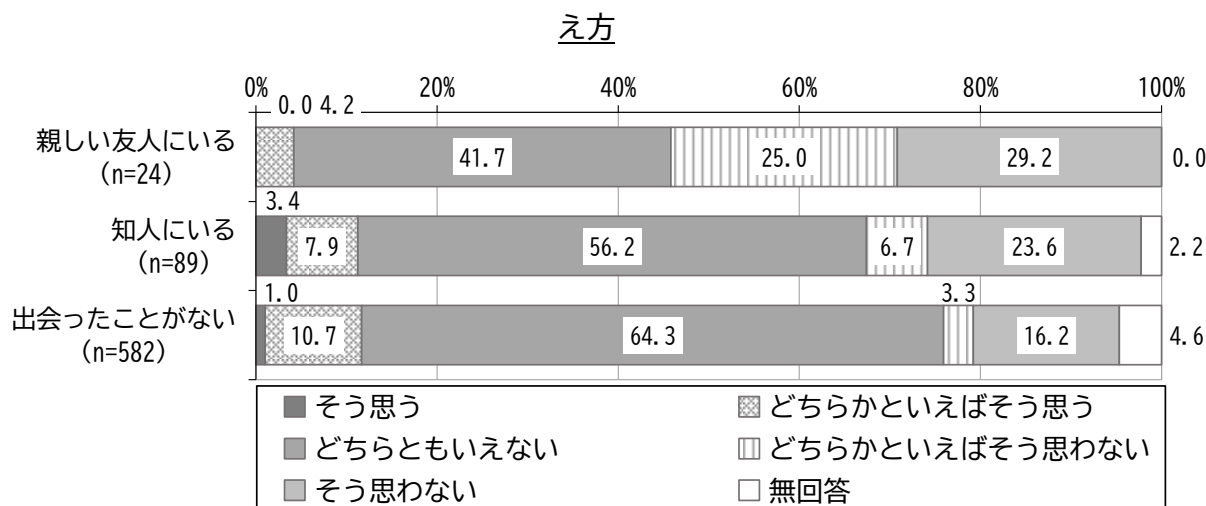
図表 4-3-28 性的マイノリティとの接触の程度×「女性同性愛者には男性的な人が多い」に対する考



⑧ 男性同性愛者には女性的な人が多い

性的マイノリティとの接触の程度別に「男性同性愛者には女性的な人が多い」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

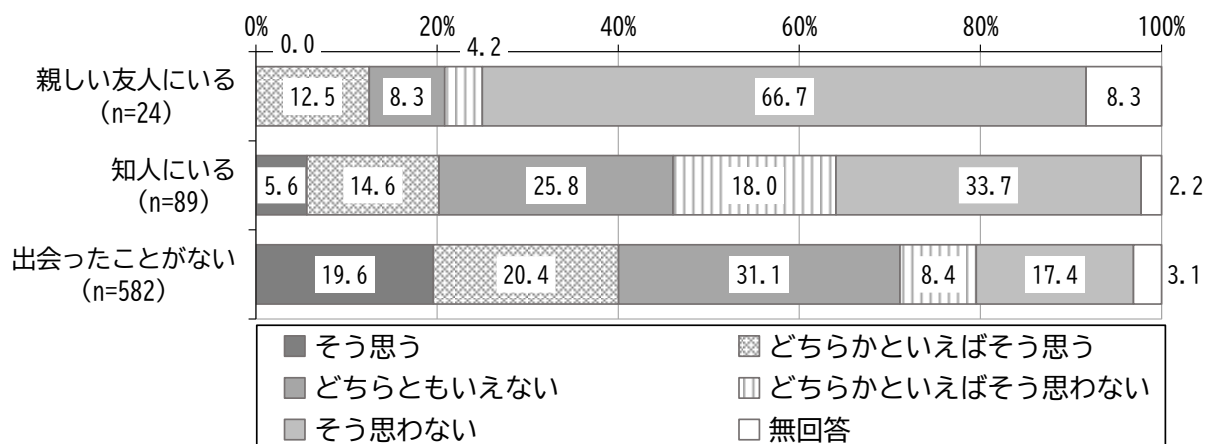
図表 4-3-29 性的マイノリティとの接触の程度×「男性同性愛者には女性的な人が多い」に対する考



⑨ 自分の身内には同性愛者はいてほしくない

性的マイノリティとの接触の程度別に「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

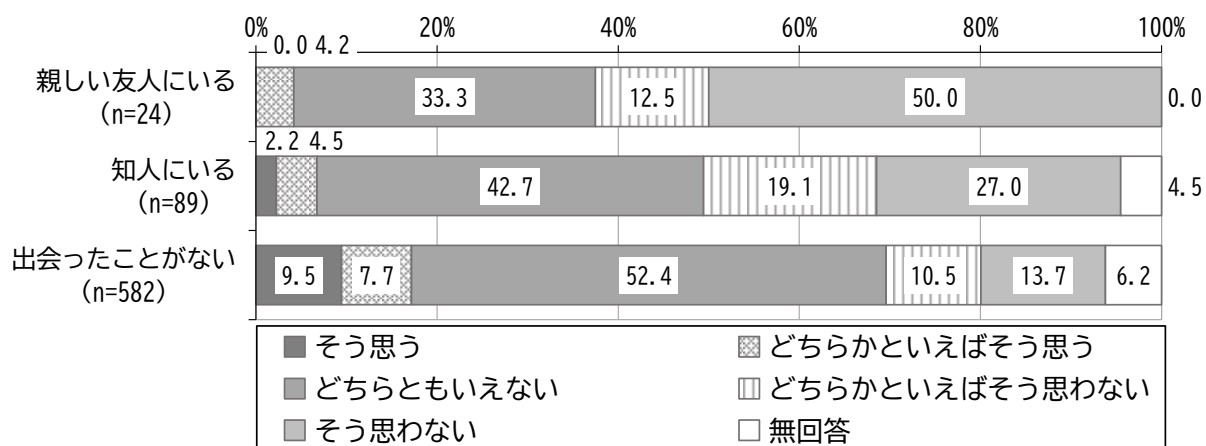
図表 4-3-30 性的マイノリティとの接触の程度×「自分の身内には同性愛者はいてほしくない」に対する考え方



⑩ 日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である

性的マイノリティとの接触の程度別に「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」に対する考え方をみると、接触程度が高いほど、『反対』の割合が高くなっています。

図表 4-3-31 性的マイノリティとの接触の程度×「日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である」に対する考え方



資料 調査票

河内長野市人権に関する市民意識調査のお願い

日頃から市政の推進にご協力いただきありがとうございます。

河内長野市では、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざして「河内長野市人権施策推進プラン」に基づき、さまざまな取り組みを進めています。

今回の調査は、このプランの次期計画を策定するにあたり、人権教育・啓発をより効果的に進めるうえでの基礎資料とするため、市民の皆さまのお考えをお聞きするものです。

対象は、満18歳以上の2,000人の市民を無作為に選ばせていただきました。

調査結果は、すべて統計的に処理され、調査目的以外に使用することはありません。調査は無記名で行い、個人名や回答内容の特定など、個人情報の観点からご迷惑をおかけすることはありません。率直なご意見をお聞かせください。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解のうえ、調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2025(令和7)年5月

河内長野市長

ご記入にあたってのお願い

- 調査は宛名の方で本人がお答えください。ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方等がご本人から聞き取って代筆してください。
- お答えは、この調査票にボールペンやシャープペン、または鉛筆にて直接ご記入ください。
- 調査は、質問番号順にあてはまる選択肢の番号を丸印で囲んでください。もし、間違えて記入した場合は、その番号に×をつけて訂正してください。
また、「その他」を選ばれた場合には、()内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
なお、設問によっては、一部の方にお答えいただく質問もございますが、その場合は「…と回答された方に」といった案内に沿ってお答えください。
- ご記入いただいた調査票は、無記名のまま、2025(令和7)年6月16日(月)までに同封の返信用封筒に入れてお送りください(切手を貼る必要はありません)。
- 本調査はインターネットを利用して回答することができます。インターネットで回答した方は、この調査票を返送する必要はございません。下記 URL もしくは、QR コードを読み取って、調査専用ホームページにアクセスし、下記の認証番号を入力してお答えください。

URL : <https://>

認証番号 :



【お問い合わせ先】

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

河内長野市役所 総務経営局

市民に寄り添う部 人権推進課(内線558)

(代表電話番号) 0721-53-1111 (ファックス) 0721-55-1435



河内長野市 人権に関する市民意識調査票

人権に関する意識や考え方についておうかがいします。

問1 次の人権問題について、あなたが関心のあるものはどれですか。(〇はいくつでも)

1. 女性の人権問題	2. こどもの人権問題	3. 高齢者の人権問題
4. 障がい者の人権問題	5. 部落差別(同和問題)	6. 日本に居住している外国人の人権問題
7. HIV 陽性者等の人権問題	8. ハンセン病患者・回復者等の人権問題	
9. 犯罪被害者等の人権問題	10. インターネットによる人権侵害	
11. アイヌの人々の人権問題	12. 刑を終えて出所した人の人権問題	
13. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	14. ホームレスの人権問題	
15. 性的マイノリティの人権問題※[注]①	16. ヘイトスピーチ※[注]②	17. 特にない

※[注]① 「生物学的な性」と「性自認」(自分の性をどのように認識しているか)、「性的指向」(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々は「性的マイノリティ」と呼ばれています。

② 「ヘイトスピーチ」とは、一般に憎悪に基づく差別的な言動のことを言いますが、この調査では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとするなどの不当な差別的言動として用いています。

問2 あなたは憲法により、義務ではなく国民の権利として決められているのは、どれだと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 思っていることを世間に発表する	2. 税金を納める
3. 目上の人に従う	4. 道路の右側を歩く
5. 人間らしい暮らしをする	6. 労働組合をつくる
7. 憲法に何が決められているかわからない	

問3 次のような意見や考え方について、あなたの考えに最も近いのはどれですか。

(○はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 職場で顔を合わせるたびに上司が「まだ結婚しないのか」と言うのは問題だ	1	2	3	4	5
(2) 親の世話や介護は、女性の役割だ	1	2	3	4	5
(3) こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい	1	2	3	4	5
(4) 中学生の携帯電話やスマートフォンの使用は保護者の判断で制限するべきだ	1	2	3	4	5
(5) 保護者がこどもをしつけるためなら、ときには体罰も必要だ	1	2	3	4	5
(6) いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因がある	1	2	3	4	5
(7) 高齢者であることを理由に、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない	1	2	3	4	5
(8) 高齢者の就職が困難であったり、高齢者の労働条件が低くなるのは、やむを得ない	1	2	3	4	5
(9) 認知症の人は他人の言っていることを理解できないので、話しかける意味はない	1	2	3	4	5
(10) 親がこどもの結婚相手の出自を、興信所や探偵業者などを使って調べることは問題だ	1	2	3	4	5
(11) 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい	1	2	3	4	5
(12) HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしたくない	1	2	3	4	5
(13) 痴漢の被害を受けるのは、被害者にも原因があるからだ	1	2	3	4	5
(14) 北朝鮮当局による拉致問題の解決には、国民が問題を決して忘れないことが大事だ	1	2	3	4	5
(15) 公園でホームレスが近づいてきたとき、足早に立ち去るのは仕方がない	1	2	3	4	5

問4 人権や差別をめぐるいろいろな考え方がありますが、あなたの考えに最も近いのはどれですか。
(○はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 差別は人間として恥すべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	1	2	3	4	5
(2) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5
(3) 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5
(7) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ	1	2	3	4	5
(8) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
(9) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(10) 差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である	1	2	3	4	5
(11) 人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない	1	2	3	4	5
(12) 日本国憲法は、国民が守るべきルールである	1	2	3	4	5
(13) 人権には必ず義務がともなう	1	2	3	4	5

住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方についておうかがいします。

問5 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス	2. 公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況
3. 日照・眺望など	4. 周辺の住宅の状況 (戸建て/集合、持ち家/賃貸など)
5. 地域のイメージ	6. 校区的教育水準や学力レベルの評判
7. 近隣に低所得者が多いと言われているか	8. 近隣に外国籍住民が多いと言われているか
9. 近隣に同和地区があると言われているか	10. その他(具体的に:)

問6 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。①あなたご自身の結婚の場合と、②お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。お子さんがいらっしゃる方も「いる」と想定してお答えください。(①及び②のそれぞれについて〇はいくつでも)

①あなたご自身の結婚の場合	②あなたのお子さんの結婚の場合
1. 人柄、性格	1. 人柄、性格
2. 容姿	2. 容姿
3. 趣味や価値観	3. 趣味や価値観
4. 仕事に対する相手の理解と協力	4. 仕事に対する相手の理解と協力
5. 家事や育児の能力や姿勢	5. 家事や育児の能力や姿勢
6. 経済力	6. 経済力
7. 学歴	7. 学歴
8. 職業	8. 職業
9. 家柄	9. 家柄
10. 離婚歴	10. 離婚歴
11. 国籍・民族	11. 国籍・民族
12. 相手やその家族に障がい者がいるかどうか	12. 相手やその家族に障がい者がいるかどうか
13. 相手やその家族の宗教	13. 相手やその家族の宗教
14. ひとり親または親がいない家庭かどうか	14. ひとり親または親がいない家庭かどうか
15. 同和地区出身者かどうか	15. 同和地区出身者かどうか
16. 特に気になる(気になった)ことはない	16. 特に気になる(気になった)ことはない
17. その他(具体的に:)	17. その他(具体的に:)

あなた自身の経験や生活についておうかがいします。

問7 あなたのまわりには次のような人がいますか。(○はそれぞれに1つ)

項 目	自分自身が そうである	家族が そうである	親しい友人 にいる	知人にいる	出会ったことは あるが、関わっ たことがない	出会ったことが ない
(1) 外国人	1	2	3	4	5	6
(2) 同和地区出身者	1	2	3	4	5	6
(3) 障がい者	1	2	3	4	5	6
(4) 性的マイノリティ	1	2	3	4	5	6

問8 あなたは、学校で、次にあげる人権学習を受けたことがありますか。(○はいくつでも)

項 目	小学校で受けた	中学校で受けた	高校で受けた	大学、短大、専門 学校で受けた	はっきりと おぼえていない	受けたことはない
(1) 女性の人権問題	1	2	3	4	5	6
(2) こどもの人権問題	1	2	3	4	5	6
(3) 高齢者の人権問題	1	2	3	4	5	6
(4) 障がい者の人権問題	1	2	3	4	5	6
(5) 部落差別(同和問題)	1	2	3	4	5	6
(6) 日本に居住している 外国人の人権問題	1	2	3	4	5	6
(7) 感染症患者などの人権問題	1	2	3	4	5	6
(8) 犯罪被害者などの人権問題	1	2	3	4	5	6
(9) インターネットによる人権侵害	1	2	3	4	5	6
(10) 北朝鮮当局によって拉致された 被害者等の人権問題	1	2	3	4	5	6
(11) 性的マイノリティの人権問題	1	2	3	4	5	6

問9 あなたは、最近5年間で、次にあげる人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。(〇はそれぞれに1つ)

項 目	1回だけ参加した	2回～4回くらい参加した	5回以上参加した	参加したことがない
(1) 女性の人権問題	1	2	3	4
(2) こどもの人権問題	1	2	3	4
(3) 高齢者の人権問題	1	2	3	4
(4) 障がい者の人権問題	1	2	3	4
(5) 部落差別(同和問題)	1	2	3	4
(6) 日本に居住している外国人の人権問題	1	2	3	4
(7) 感染症患者などの人権問題	1	2	3	4
(8) 犯罪被害者などの人権問題	1	2	3	4
(9) インターネットによる人権侵害	1	2	3	4
(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	1	2	3	4
(11) 性的マイノリティの人権問題	1	2	3	4

問10 あなたは全体として現在の生活にどの程度満足していますか。「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点とすると、何点くらいになると思いますか。(〇は1つだけ)

0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

人権に関する法律や条例等についておうかがいします。

問11 あなたは、次の法律や条例、制度、取組について知っていますか。(〇はそれぞれに1つ)

項 目	内容を 知っている	あることは 知っている	知らない
(1) 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3
(2) ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)	1	2	3
(3) 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3
(4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	1	2	3
(5) 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	1	2	3
(6) 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	1	2	3
(7) 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例	1	2	3
(8) 河内長野市男女共同参画推進条例	1	2	3
(9) 河内長野市「人権を考える市民の集い」(講演会)	1	2	3
(10) 河内長野市「愛・いのち・平和展」(平和啓発イベント)	1	2	3
(11) 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人にお知らせする制度(本人通知制度)	1	2	3

障がいのある人の人権についておうかがいします。

問12 障がいのある人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ	1	2	3	4	5
(2) 企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない	1	2	3	4	5
(3) 災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ	1	2	3	4	5
(4) 職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ	1	2	3	4	5
(5) 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ	1	2	3	4	5
(6) 自宅近くに障がい者の作業所やグループホーム等の建設計画が持ち上がることには反対だ	1	2	3	4	5
(7) 障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ	1	2	3	4	5
(8) 障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ	1	2	3	4	5
(9) 障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく	1	2	3	4	5

日本に居住している外国人の人権についておうかがいします。

問13 日本に居住している外国人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない	1	2	3	4	5
(2) 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある	1	2	3	4	5
(3) 雇用者が外国人従業員に、職場では通称名(日本名)の使用を強制しても問題はない	1	2	3	4	5
(4) 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ	1	2	3	4	5
(5) 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある	1	2	3	4	5
(6) 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ	1	2	3	4	5
(7) 外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる	1	2	3	4	5
(8) 共生のためには、地域における交流を積極的に進める必要がある	1	2	3	4	5
(9) 外国人には、自分と同じマンションに住んでほしくない	1	2	3	4	5

問14 特定の民族や国籍の人々を排除する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。
(〇はいくつでも)

1. デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある
2. インターネット上の書き込みを直接見たことがある
3. テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある
4. ポスターや冊子などで見たことがある
5. 家族、友人などから聞いたことがある
6. その他()
7. 見聞きしたことがない →問16へお進みください

→ 問14で「1~6」のいずれかに回答された方におたずねします。

問15 ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

1. 不愉快で許せないと思った
2. 日本に対する印象が悪くなったと思った
3. 自分には関係ないと思った
4. ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った
5. 「表現の自由」の範囲内のものだと思った
6. 何も思わなかった
7. その他()

部落差別（同和問題）についておうかがいします。

1. 父母や家族から聞いた	2. 近所の人から聞いた
3. 学校の友達から聞いた	4. 学校の授業で教わった
5. 職場の人から聞いた	6. 講演会、研修会などで聞いた
7. 府や市町村の広報紙などで読んだ	8. テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った
9. インターネットのサイトなどで知った	10. 近くに同和地区があった
11. 自分の身近で同和問題に関する差別があった	12. なんとなく知っている
3. 部落差別等の同和問題については知らない	→ <u>問20</u> へお進みください

問17 あなたは、部落差別（同和問題）に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
（○はいくつでも）

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. 差別的な落書きをされること
5. 身元調査をされること
6. インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること
7. えせ同和行為（同和问题を口実に企業や官公庁に不当な要求をする行為）がなされること
8. 特にない
9. わからない
10. その他（具体的に： ）

問18 あなたは、現在もお社会の中で部落差別（同和問題）が存在するのは、なぜだと思いますか。
（○はいくつでも）

1. 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
2. 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分ではなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから
5. 地域社会や家庭において話題となるから
6. 同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
7. えせ同和行為などにより「同和は怖い問題である」と思うから
8. 部落差別はもはや存在しない
9. 特にない
10. わからない
11. その他(具体的に:)

問19 あなたは、部落差別(同和問題)を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。
(○はいくつでも)

1. 人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき
2. 行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき
3. 特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき
4. インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき
5. えせ同和行為をする人を処罰すべき
6. 差別する人や差別を助長する人を処罰すべき
7. 特にない
8. わからない
9. その他(具体的に:)

ここからは、すべての方におたずねします。

性的マイノリティの人権についておうかがいします。

問20 性的マイノリティ※[注]①の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 同性同士の結婚も認められるのは当然だ	1	2	3	4	5
(2) 同性愛者や性同一性障害者がいる職場では働きたくない	1	2	3	4	5
(3) もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる	1	2	3	4	5
(4) 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある	1	2	3	4	5
(5) 学校の制服は性別に関係なくスカート、ズボン(パンツ)を自由に選べるほうがいい	1	2	3	4	5
(6) トランスジェンダー(自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人)は、街なかで安心して使えるトイレが少ない	1	2	3	4	5
(7) 女性同性愛者には男性的な人が多い	1	2	3	4	5
(8) 男性同性愛者には女性的な人が多い	1	2	3	4	5
(9) 自分の身内には同性愛者はいてほしくない	1	2	3	4	5
(10) 日本では、性的マイノリティの人口は1%未満である	1	2	3	4	5

※[注]① 「生物学的な性」と「性自認」(自分の性をどのように認識しているか)、「性的指向」(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々は「性的マイノリティ」と呼ばれています。

インターネットによる人権侵害についておうかがいします。

問21 インターネットによる人権侵害に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1から5のいずれかであなたの考えに最も近いのはどれですか。(〇はそれぞれに1つ)

項 目	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) 表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ	1	2	3	4	5
(2) 凶悪事件の場合、未成年者の名前がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ	1	2	3	4	5
(3) 新聞やテレビなどのマスメディアからの情報よりも、SNS で得られる情報のほうが信頼できる	1	2	3	4	5
(4) 自分にとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい	1	2	3	4	5
(5) インターネット上に同和地区の所在地リストを乗せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ	1	2	3	4	5
(6) 差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰等をする法整備が必要だ	1	2	3	4	5

人権侵害を受けたときの対応についておうかがいします。

問22 もし、あなたやあなたの家族が人権侵害を受けたら、どのように対応しますか。
(〇はいくつでも)

1. 我慢する	2. 相手に抗議する
3. 身近な人(家族や友人、教師など)に相談する	4. 人権問題に詳しい人に相談する
5. 弁護士に相談する	6. 市民団体に相談する
7. 法務局や人権擁護委員に相談する	8. 市役所に相談する
9. 警察に相談する	10. 何もしないでそのままにする
11. その他(具体的に:)	

※この調査結果を分析し、今後の人権教育・啓発の課題を明らかにしていくうえで、性別・年齢別比較は非常に重要です。そのため、あなたの性別と年齢をお聞きます。

あなたご自身についておうかがいします。

A 性別をおたずねします。(自認する性別の番号に○は1つだけ)

1. 女性	2. 男性	3. いずれでもない

B 年齢(2025(令和7)年4月1日現在の満年齢)をおたずねします。(○は1つだけ)

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代
5. 50歳代	6. 60歳代	7. 70歳代	8. 80歳以上

C あなたが日常的に利用する主なメディアは何ですか。(○はいくつでも)

1. 新聞	2. 書籍、雑誌	3. インターネット(パソコン・スマートフォン)
4. ラジオ	5. テレビ	6. その他()

問23 河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発について、ご意見・ご要望がありましたら、下の空欄に自由にお書きください。

～以上、ご協力ありがとうございました～

ご記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒(切手は不要)に入れて、

6月16日(月)までにご投函ください。

※インターネットで回答した人は、返送はおりません。

令和7年度 河内長野市人権に関する市民意識調査 報 告 書

令和7(2025)年7月発行

発行者／河内長野市

〒586-8501

大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

TEL／0721-53-1111(代表)

FAX／0721-55-1435

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

編 集／河内長野市 総務経営局 市民に寄り添う部 人権推進課

河内長野市人権施策基本方針・推進プランの策定業務のスケジュール

- R7年4月中 ・人権に関する市民意識調査業務の委託業者と契約締結。
- 5月26日～6月16日 ・市民意識調査の実施。
- 6月9日～30日 ・市職員・市立学校教員の意識調査実施。
- 7月末 ・調査報告書（市民）の作成。
- 8月末 ・調査報告書（職員、学校教員）の作成。
- 9月中旬まで ・河内長野市人権施策推進本部幹事会の開催（書面）
- 9月下旬まで ・河内長野市人権施策推進本部会議の開催（書面）
- 10月2日 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第1回会議の開催（諮問）
- 10月中旬 ・庁議
- 11月中旬 ・総務福祉教育常任委員協議会への報告
- 12月中 ・関係機関との調整
- 12月下旬 ・審議会委員へパブリックコメント用資料の参考送付
- R8年1月中 ・パブリックコメントの実施
- 2月中旬 ・審議会委員へパブコメ後修正案の資料送付
- 2月下旬 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第2回会議の開催
- 3月中旬 ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第3回会議の開催（答申）
- 3月下旬 ・河内長野市人権施策基本方針・推進プランの策定